

2023年11月29日
第431回理事会

第9号議案

「容量市場業務マニュアル 実需給期間中 リクワイアメント対応（安定電源）編（対象実需給年度：2024年度）」はじめ4件の策定および公表について

容量市場における実需給期間中のリクワイアメント対応業務に関して、業務規程第32条の5の規定に基づき、当該業務における事業者の具体的な手順等を定めた以下の4編の容量市場業務マニュアル（対象実需給年度：2024年度）について、策定及び公表する。

- (1) 実需給期間中 リクワイアメント対応（安定電源）編
- (2) 実需給期間中 リクワイアメント対応（変動電源（単独））編
- (3) 実需給期間中 リクワイアメント対応（変動電源（アグリゲート））編
- (4) 実需給期間中 リクワイアメント対応（発動指令電源）編

なお、本マニュアルの策定にあたっては、業務規程第6条第1項の規定に基づき、2023年8月10日（木）から2023年9月8日（金）まで意見募集を実施し、事業者からの意見を反映している。

〈参考 業務規程〉

（容量市場業務マニュアルの策定）

第32条の5 本機関は、容量市場に関連する手続、提出資料その他容量市場を円滑に運営するために必要となる事項を定めたマニュアル（以下「容量市場業務マニュアル」という。）を策定し、本機関のウェブサイトへの掲載等の方法によって公表する。（以下略）

以上

- 別紙1：「容量市場業務マニュアル 実需給期間中 リクワイアメント対応（安定電源）編（対象実需給年度：2024年度）」
- 別紙2：「容量市場業務マニュアル 実需給期間中 リクワイアメント対応（安定電源）編（対象実需給年度：2024年度）」に関する意見募集に寄せられたご意見および本機関回答（2023年10月25日一部公表分を含む）
- 別紙3：「容量市場業務マニュアル 実需給期間中 リクワイアメント対応（変動電源（単独））編（対象実需給年度：2024年度）」

- 別紙 4：「容量市場業務マニュアル 実需給期間中 リクワイアメント対応（変動電源（単独））編（対象実需給年度：2024 年度）」に関する意見募集に寄せられたご意見および本機関回答（2023 年 10 月 25 日一部公表分を含む）
- 別紙 5：「容量市場業務マニュアル 実需給期間中 リクワイアメント対応（変動電源（アグリゲート））編（対象実需給年度：2024 年度）」
- 別紙 6：「容量市場業務マニュアル 実需給期間中 リクワイアメント対応（変動電源（アグリゲート））編（対象実需給年度：2024 年度）」に関する意見募集に寄せられたご意見および本機関回答（2023 年 10 月 25 日一部公表分を含む）
- 別紙 7：「容量市場業務マニュアル 実需給期間中 リクワイアメント対応（発動指令電源）編（対象実需給年度：2024 年度）」
- 別紙 8：「容量市場業務マニュアル 実需給期間中 リクワイアメント対応（発動指令電源）編（対象実需給年度：2024 年度）」に関する意見募集に寄せられたご意見および本機関回答（2023 年 10 月 25 日一部公表分を含む）
- 別紙 9：本機関ホームページでの公表イメージ
「容量市場業務マニュアル 実需給期間中 リクワイアメント対応（安定電源）編（対象実需給年度：2024 年度）」はじめ 4 件に係る意見募集に対する本機関回答の公表について

容量市場
業務マニュアル
実需給期間中
リクワイアメント対応
(安定電源) 編
(対象実需給年度：2024 年度)

2023 年 11 月 日 第 1 版 発行

電力広域的運営推進機関

（変更履歴）

	変更点		日付
	変更箇所	変更内容	
初版	新規作成	—	2023年11月 日

※誤字等、業務内容に影響しない事項は随時修正します。

目次

第1章	はじめに	4
1.1	本業務マニュアルの対象事業者	5
1.2	本業務マニュアルの構成	7
1.3	容量提供事業者等が登録・提出すべき算定諸元の一覧	8
1.4	安定電源に係るリクワイアメントの概要説明	9
第2章	算定諸元登録（容量停止計画）	14
2.1	実需給期間中の容量停止計画登録の概要	15
2.2	容量停止計画の登録	17
2.3	作業停止計画（月間）からの変換	36
2.4	容量停止計画登録漏れの確認への対応	39
2.5	差替先電源情報に係る整合性審査結果への対応	42
2.6	容量停止計画提出時期の妥当性審査に係る対応	44
第3章	算定諸元登録（発電計画・発電上限）	49
3.1	発電計画・発電上限に関する対応	50
3.2	差替先電源情報に係る整合性審査結果への対応	70
第4章	算定諸元登録（発電量調整受電電力量）	72
4.1	発電量調整受電電力量の登録	73
4.2	発電量調整受電電力量の登録内容審査結果への対応	90
4.3	差替先電源情報に係る整合性審査結果への対応	92
第5章	算定諸元登録（市場応札量）	94
5.1	市場応札量の登録	95
第6章	アセスメント結果への対応（容量停止計画）	114
6.1	容量停止計画に係るアセスメント結果の確認手続き	117
第7章	アセスメント結果への対応（市場応札）	128
7.1	市場応札に係るアセスメント結果の確認手続き	131
第8章	アセスメント結果への対応（供給指示）	138
8.1	供給指示に係るアセスメント結果の確認手続き	140
Appendix.1	図表一覧	149
Appendix.2	業務手順全体図	154
Appendix.3	実需給期間中リクワイアメント対応に係る用語集	155

第1章 はじめに

容量市場業務マニュアル 実需給期間中リクワイアメント対応（安定電源）編（以下、本業務マニュアル）は、電力広域的運営推進機関（以下、本機関）の業務規程（第32条の5）の規定に基づき作成された文書です。

本業務マニュアルは実需給期間の直前から実需給期間にかけて実施する業務のうち、リクワイアメント・アセスメントに係る容量提供事業者が実施すべき業務手順やシステム¹の操作方法²が記載されています（図1-1参照）。

なお、それぞれのリクワイアメント・アセスメントのスケジュールについては、『Appendix.2 業務手順全体図』に記載をしております。

容量提供事業者が提供する電源の電源等区分によって課せられるリクワイアメントの種類は異なるため、業務マニュアルは電源等区分毎に作成しています。

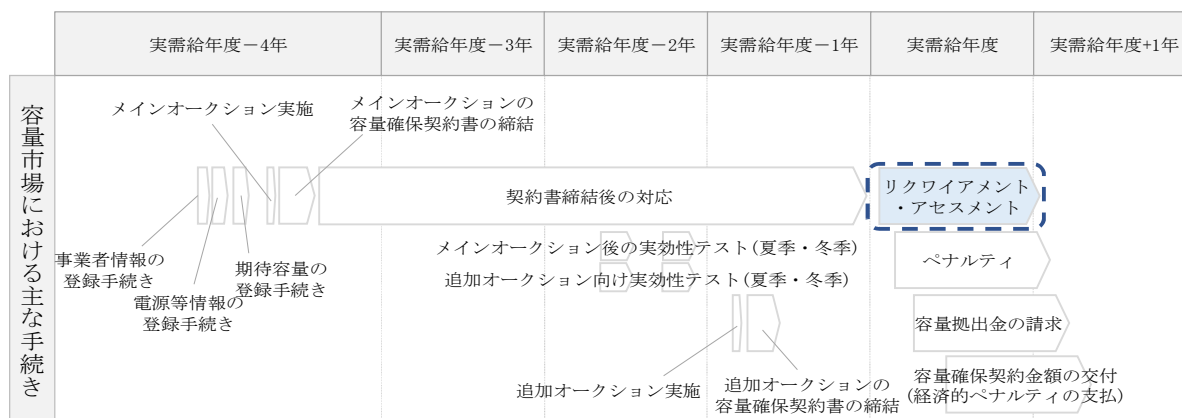


図1-1 本業務マニュアルが対象とするリクワイアメント対応の位置づけ

- 1.1 本業務マニュアルの対象事業者
- 1.2 本業務マニュアルの構成
- 1.3 容量提供事業者等が登録・提出すべき算定諸元の一覧

¹ 容量市場システムは、容量市場における容量オークション等への参加を希望する本機関会員、その他電気供給事業者の情報を適切に把握し、円滑な市場運営を行うために必要な機能を備えた情報処理システムです。

² 本業務マニュアルに記載している容量市場システムの機能は一部であり、その他の機能は必要に応じて容量市場システムマニュアルを参照してください。

1.1 本業務マニュアルの対象事業者

本業務マニュアルの対象事業者は、実需給 2024 年度向けの容量オークションに落札した安定電源を提供する容量提供事業者、もしくは電源等差替により安定電源に対する差替先となった電源を提供する事業者です。電源等差替契約を締結していない容量提供事業者を対象としたマニュアル、電源等差替契約を締結した差替先・差替元の事業者を対象としたマニュアルをそれぞれ一覧化しておりますので、ご確認ください

（図 1-2、図 1-3 参照）。電源等差替により安定電源に対する差替先となった電源を提供する事業者が確認すべき具体的な箇所は、第 2 章『算定諸元登録（容量停止計画）』、第 3 章『算定諸元登録（発電計画・発電上限）』、第 4 章『算定諸元登録（発電量調整受電電力量）』、第 5 章『算定諸元登録（市場応札量）』です。

なお、安定電源の差替先電源等提供者が容量確保契約を締結していない場合は、差替元電源区分に係る業務マニュアルを確認していただく必要があります。

○：確認が必要

電源等区分	業務マニュアル			
	業務マニュアル 実需給期間中 リクワイアメント対応 (安定電源)編	業務マニュアル 実需給期間中 リクワイアメント対応 (変動電源(単独))編	業務マニュアル 実需給期間中 リクワイアメント対応 (変動電源(アグリゲート))編	業務マニュアル 実需給期間中 リクワイアメント対応 (発動指令電源)編
安定電源	○	-	-	-
変動電源(単独)	-	○	-	-
変動電源(アグリゲート)	-	-	○	-
発動指令電源	-	-	-	○

図 1-2 電源等差替契約を締結していない容量提供事業者が確認すべきマニュアル

○：全編確認が必要
△：一部確認が必要

事業者区分	差替先電源の電源等区分	差替元電源の電源等区分	業務マニュアル			
			業務マニュアル 実需給期間中 リクワイアメント対応 (安定電源)編	業務マニュアル 実需給期間中 リクワイアメント対応 (変動電源(単独))編	業務マニュアル 実需給期間中 リクワイアメント対応 (変動電源(アグリゲート))編	業務マニュアル 実需給期間中 リクワイアメント対応 (発動指令電源)編
差替元事業者	-	安定電源	○	-	-	-
		変動電源(単独)	-	○	-	-
		変動電源(アグリゲート)	-	-	○	-
		発動指令電源	-	-	-	○
差替先事業者	安定電源	安定電源	○	-	-	-
		変動電源(単独)	○	△	-	-
		変動電源(アグリゲート)	○	-	△	-
		発動指令電源	○	-	-	△
	変動電源(単独)	安定電源	△	○	-	-
		変動電源(単独)	-	○	-	-
		変動電源(アグリゲート)	-	○	△	-
		発動指令電源	-	○	-	△
	変動電源(アグリゲート)	安定電源	△	-	○	-
		変動電源(単独)	-	△	○	-
		変動電源(アグリゲート)	-	-	○	-
		発動指令電源	-	-	○	△
	発動指令電源	安定電源	△	-	-	○
		変動電源(単独)	-	△	-	○
		変動電源(アグリゲート)	-	-	△	○
		発動指令電源	-	-	-	○

図 1-3 電源等差替契約を締結した事業者が確認すべきマニュアル

1.2 本業務マニュアルの構成

本業務マニュアルにおける章の構成は以下の通りです（図 1-4 参照）。

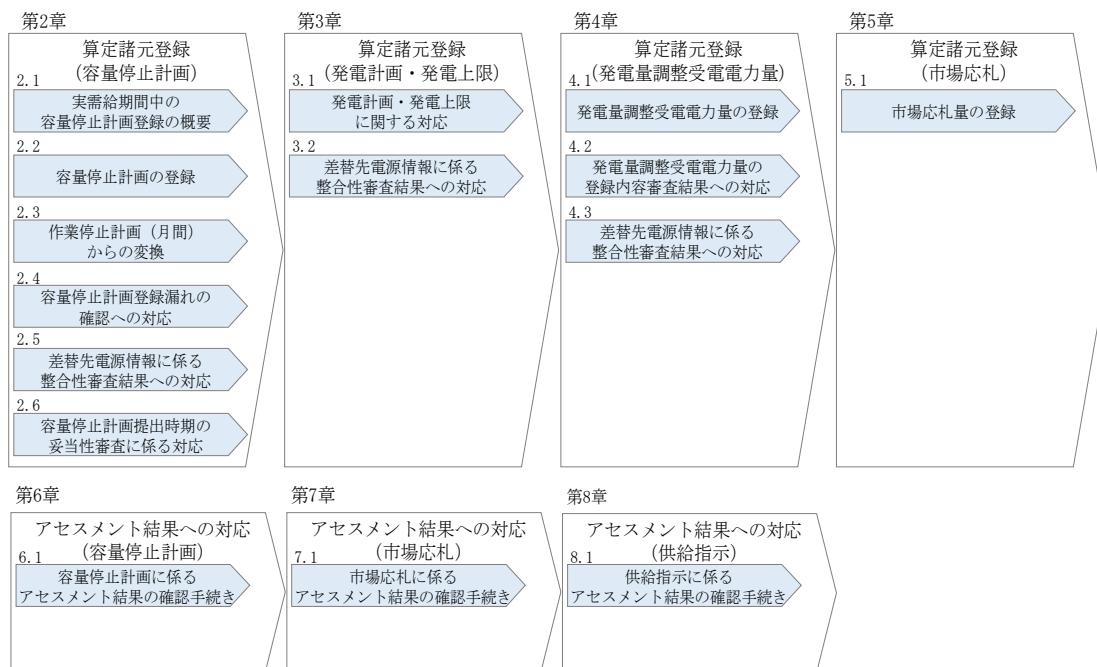


図 1-4 本業務マニュアルの構成（第1章除く）

アセスメントに必要なとなる算定諸元の登録手続きは第2章から第5章、アセスメントに係る異議申立等の手順は第6章から第8章を参照してください。

1.3 容量提供事業者等が登録・提出すべき算定諸元の一覧

安定電源に係るリクワイアメントを遵守するにあたり、容量提供事業者等が登録・提出すべき算定諸元について、一覧化しておりますのでご確認ください（図 1-5 参照³⁾）。

容量提供事業者が電源等差替を行っていない場合

登録主体	容量停止計画	発電計画・発電上限	発電量調整受電電力量	市場応札量
容量提供事業者	・ 自電源の容量停止計画	・ 自電源の全量	・ 自電源の全量	・ 自電源の全量

容量提供事業者が電源等差替を行った場合

登録主体	容量停止計画	発電計画・発電上限	発電量調整受電電力量	市場応札量
差替元電源等提供者	部分差替の場合	・ 差替元電源の全量 ・ 差替先電源から差替元電源に配分された量	・ 差替元電源の全量 ・ 差替先電源から差替元電源に配分された量	・ 差替元電源の全量 ・ 差替先電源から差替元電源に配分された量
	全量差替の場合	・ 差替先電源から差替元電源に配分された量	・ 差替先電源から差替元電源に配分された量	・ 差替先電源から差替元電源に配分された量

電源等差替により差替先電源等提供者となった場合

登録主体	容量停止計画 ³⁾	発電計画・発電上限	発電量調整受電電力量	市場応札量 ³⁾
差替先電源等提供者	・ 差替先電源の容量停止計画	・ 差替先電源の全量	・ 差替先電源の全量	・ 差替先電源のアセスメント分

図 1-5 安定電源に係るリクワイアメントを遵守するにあたり容量提供事業者等が登録・提出すべき算定諸元の一覧^{4,5)}

注：容量市場システム（実需給期間向け）の稼働時間は原則、平日 9 時～18 時となっております。

³⁾ 差替元電源等提供者と差替先電源等提供者が同一事業者の場合も、同様に差替元電源および差替先電源の容量停止計画を提出してください。

⁴⁾ 容量確保契約を締結していない差替先電源等提供者については、容量停止計画と市場応札量の提出は不要です

⁵⁾ 本業務マニュアルでは、事業者が容量市場システム上にアップロードする算定諸元については「算定諸元の登録」、事業者がメールにて本機関に送付する算定諸元については「算定諸元の提出」と表記をしています。

1.4 安定電源に係るリクワイアメントの概要説明

本節では、安定電源に係る実需給期間中のリクワイアメント概要を説明します。

1.4.1 供給力の維持

1.4.2 発電余力の卸電力取引所等への入札（市場応札）

1.4.3 電気の供給指示への対応

1.4.1 供給力の維持

本項では、供給力の維持について説明します。

1.4.1.1 供給力の維持

1.4.1.2 容量停止計画の提出

1.4.1.1 供給力の維持

実需給年度において、契約電源をアセスメント対象容量以上の供給力を提供できる状態を維持してください。

1.4.1.2 容量停止計画の提出

容量停止計画を提出する場合は、年間 8,640 コマ（180 日相当）を上限に、契約電源の停止またはアセスメント対象容量以下の出力が認められます。

容量停止計画の提出は、第2章『算定諸元登録（容量停止計画）』を参照して実施してください。

注：実需給期間における容量停止計画の対象は、「電源等の維持・運営に必要な作業」、および、「その他要因（発電設備自体の作業停止以外の流通設備の計画的な作業実施や地元自治体との協定等）」による電源等の停止または出力低下となります。なお、実需給年度2年前に行った容量停止計画の調整業務の際に提出いただいた容量停止計画は、各エリア・各月の供給信頼度の確保を目的としておりましたが、実需給期間においては供給力の維持に係るリクワイアメントを満たしているかを確認する目的で、容量停止計画を提出いただきます。したがって、事故による供給力の低下、日数が短く休日等の軽負荷時に実施される作業等を含む電源等の停止・出力低下についても、容量停止計画を提出してください。

1.4.2 発電余力の卸電力取引所等への入札（市場応札）

本項では、発電余力の卸電力取引所等への入札（市場応札）について説明します。

1.4.2.1 リクワイアメントの対象となる余力

1.4.2.2 市場応札の実施

1.4.2.3 揚水発電の市場応札

1.4.2.4 バランス停止中の電源の市場応札

1.4.2.5 市場応札結果の報告

1.4.2.1 リクワイアメントの対象となる余力

容量停止計画（出力抑制に伴う停止計画は除く）を提出していない範囲のコマにおいて、小売電気事業者等が活用しない余力がリクワイアメント対象となります。

このリクワイアメント対象となる余力を把握するために、広域機関システムに提出されている発電販売計画から発電計画・発電上限を、本機関にて容量市場システム内に登録します。その後の発電計画・発電上限に関して実施していただく内容については第3章『算定諸元登録（発電計画・発電上限）』を参照して実施してください。

1.4.2.2 市場応札の実施

容量提供事業者は、小売電気事業者等が活用しない余力を卸電力取引所⁶または需給調整市場（以下「卸電力市場等」という）へ売り入札してください。ただし、これらの市場で約定させることがリクワイアメント達成の要件ではありません。

なお、以下の場合には市場応札の容量を減少させることができます。

- ・ 容量市場システム上の電源等情報に登録した「相対契約上の計画変更締切時間」以降において、卸電力市場等が閉場しており余力を入札する市場が存在しない場合
- ・ 火力発電において、燃料制約により入札できる容量が減少する場合（ただし、前日以降の需給バランス評価で広域予備率低下に伴う供給力提供の周知対象となったコマ（以下「低予備率アセスメント対象コマ」という）は除きます⁷）

⁶ 一日前市場（スポット市場）、当日市場（時間前市場）をいう。

⁷ 燃料制約により入札できる容量が限られ、全ての低予備率アセスメント対象コマに入札ができない場合、可能な限り広域予備率が低い低予備率アセスメント対象コマから入札してください。なお、燃料制約により入札できなかった低予備率アセスメント対象コマについては市場応札のリクワイアメントは未達成となります。

- ・ 水力発電において、渇水等に伴う貯水量の減少により入札できる容量が減少する場合（ただし、広域予備率低下に伴う供給力提供通知が出された場合は除きます）
- ・ 水力発電において、河川法の遵守等に伴い入札できる容量が減少する場合
- ・ 段差制約により、入札できる容量が減少する場合⁸（ただし、ブロック入札により解決できる場合は除きます）
- ・ 前日以降の需給バランス評価で平常時と判断された時間帯において、バランス停止（出力抑制を含む）からの起動が不経済となる場合
- ・ その他やむを得ない理由があり、本機関が合理的と認めた場合

また、低予備率アセスメント対象コマに対し、入札可能な市場が存在する場合、未約定に伴う余力およびその後増加した余力はリクワイアメント対象となります。

1.4.2.3 揚水発電の市場応札

広域予備率低下に伴う供給力提供通知が出され、低予備率アセスメント対象コマが存在する場合、運転継続時間⁹が限られる揚水発電に関して、本機関は当該コマに対して市場応札が実施されているかを優先的にアセスメントします。揚水発電は、小売電気事業者等が活用しない余力の入札準備が完了した段階で当該コマの広域予備率が低いコマから順に、運転継続時間のコマ数を上限として卸電力市場等へ入札を実施してください。広域予備率が同率の場合は、その中から任意のコマを選択して入札を実施してください。それでもなお、余力がある場合は、低予備率アセスメント対象コマ以外へ入札を実施してください。

1.4.2.4 バランス停止中の電源の市場応札

バランス停止中の電源に関して、広域予備率低下のおそれに伴う供給力提供準備通知¹⁰が出された場合、容量提供事業者は起動準備をしてください。広域予備率低下に伴う供給力提供通知が出された場合は、卸電力市場等に市場応札してください（卸電力市場等における約定結果が確定する以前にバランス停止から起動する必要はありません。なお、市場応札の結果、約定した場合は当該コマに対し、適切に供給力を提供してください）。

⁸ 30分商品において負荷変化追従可能量の範囲内で入札を行い、それを超える部分は発電機出力が追従できるよう、段差制約として入札可能量を発電機の出力変化速度に基づき30分以内に元の出力まで復帰可能な出力増加量の最大値まで減らすことができます。

⁹ 期待容量等算定諸元一覧にて「各月の運転継続時間（応札容量算出用）」に記載した時間数。

¹⁰ 週間計画公表断面から前日計画公表前までに周知いたします。なお、周知方法は広域予備率低下に伴う供給力提供通知と同様です。

卸電力市場等へ入札する場合、低予備率アセスメント対象コマに間に合うように起動カーブを作成し、その量を入札してください。時間前市場からの札の取り下げは、当該起動カーブ通りに電源を起動ができなくなるタイミングで実施してください。

注：時間前市場からの札の取り下げのタイミングが適切でないと思われる場合は、問合せすることがあります。電源等情報に登録された『電源の起動時間』と時間前市場からの札の取下げタイミングの整合が取れていない場合は、その理由を確認し、取り下げ理由が合理的でない場合は、市場応札していなかったものとみなします。

1.4.2.5 市場応札結果の報告

容量提供事業者は、第5章『算定諸元登録（市場応札量）』を参照し、市場応札の結果を容量市場システムに登録してください。

注1：容量提供事業者が発電契約者ではなく、容量提供事業者または電源の所有者が容量確保契約の対象電源の入札した容量を特定できない場合、卸電力市場等に入札した容量については、卸電力市場等への入札可能量として発電契約者に連絡した容量を、容量提供事業者が卸電力市場等に入札した容量とみなします。

注2：低予備率アセスメント対象コマに対する登録値は、当該コマが発生した（翌日計画公表以降に広域予備率が低下したと判断された）以降に卸電力市場等に入札した量を容量市場システムに登録してください。

1.4.3 電気の供給指示への対応

本項では、電気の供給指示への対応について説明します。

- 1.4.3.1 供給指示の対象
- 1.4.3.2 供給力の提供
- 1.4.3.3 エリアをまたがる差替実施時の対応
- 1.4.3.4 供給指示への対応結果の報告

1.4.3.1 供給指示の対象

属地一般送配電事業者と給電申合書等を締結している電源で、容量停止計画（出力抑制に伴う停止計画は除く）を提出していないコマが供給指示の対象となります。

1.4.3.2 供給力の提供

実需給期間中において、広域予備率低下に伴う供給力提供通知が出された場合に、属地一般送配電事業者からの供給指示に応じて、容量提供事業者はゲートクローズ以降の発電余力を提供してください。供給指示の発令方法、実施内容、解除等については給電申合書等にしてください。

1.4.3.3 エリアをまたがる差替実施時の対応

エリアをまたがる電源等差替を実施した場合、差替先電源等のエリアの一般送配電事業者からの供給指示に従ってください。

1.4.3.4 供給指示への対応結果の報告

容量提供事業者は、第4章『算定諸元登録（発電量調整受電電力量）』を参照し、供給指示への対応の結果を容量市場システムに登録してください。

第2章 算定諸元登録（容量停止計画）

本章では、算定諸元登録（容量停止計画）に関する以下の内容について説明します（図 2-1 参照）。

- 2.1 実需給期間中の容量停止計画登録の概要
- 2.2 容量停止計画の登録
- 2.3 作業停止計画（月間）からの変換
- 2.4 容量停止計画登録漏れの確認への対応
- 2.5 差替先電源情報に係る整合性審査結果への対応
- 2.6 容量停止計画提出時期の妥当性審査に係る対応

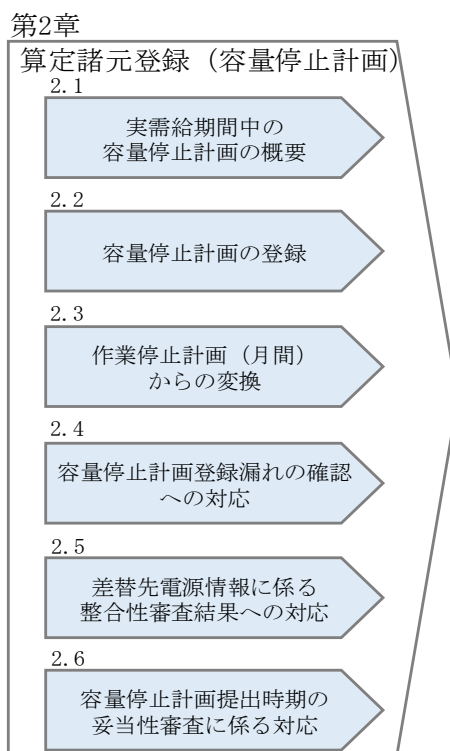


図 2-1 第2章の構成

2.1 実需給期間中の容量停止計画登録の概要

実需給期間中の容量停止計画登録の概要は表 2-1 の通りとなります。

表 2-1 容量停止計画登録作業の概要

実需給2年度前に登録された容量停止計画の取込			
項目	作業時期	実施主体	概要
実需給2年度前に登録された容量停止計画の変換	実需給年度前年度の3月	本機関	実需給2年度前に登録された容量停止計画を、本機関にて実需給期間向けに変換し、容量市場システムに登録します。
容量提供事業者による容量停止計画の登録			
項目	作業時期	実施主体	概要
容量市場システムでの容量停止計画の登録	都度 ¹¹	容量提供事業者	容量停止計画に追加・変更があった際に、容量市場システム上で登録・修正してください（『2.2 容量停止計画の登録』参照）。

¹¹ 提出タイミングとペナルティ倍率の関係については、第6章を参照してください。

作業停止計画（月間）から容量停止計画への変換			
項目	作業時期	実施主体	概要
紐づけ情報の提出	対象月の 前月 10 日まで	容量提供 事業者	作業停止計画（月間）を提出している容量提供事業者の内、容量停止計画への変換を希望する事業者は、変換に必要な情報（広域受付番号、電源等識別番号）を所定のフォーマットに記入したうえで、本機関へメール送付してください（『2.3 作業停止計画（月間）からの変換』参照）。
作業停止計画（月間）の変換	紐づけ情報の提出日の翌営業日	本機関	容量提供事業者が提出している作業停止計画（月間）の内、変換を希望するものについて、本機関にて容量停止計画に変換し、容量市場システムに登録します（『2.3 作業停止計画（月間）からの変換』参照）。

2.2 容量停止計画の登録

本節では容量停止計画の登録について説明します（図 2-2 参照）。

2.2.1 容量停止計画の登録

2.2.2 差替先の容量停止計画の登録

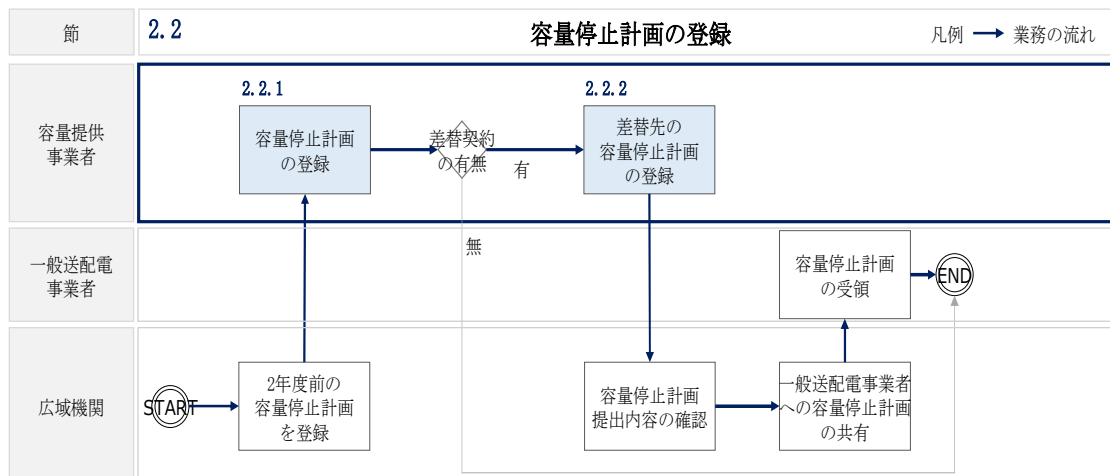


図 2-2 容量停止計画の登録手順

2.2.1 容量停止計画の登録

本項では容量停止計画の登録について説明します（図 2-3 参照）。

注：容量市場システム（実需給期間向け）は2024年4月から運用開始予定となります。それまでは、容量停止計画をシステムで提出することができないため、4月の容量停止計画を登録する必要がある場合については、メールにて容量停止計画を提出してください。本機関にて、容量市場システムに登録します。詳細な手順は、別途説明会等で補足します。なお、5月分以降の容量停止計画については、システムの運用開始後に容量提供事業者にてシステムから登録してください。

2.2.1.1 容量停止計画の確認

2.2.1.2 容量停止計画の登録（CSV一括登録）

0

容量停止計画の登録（容量停止計画変更・確認画面）

2.2.1.4 容量停止計画の登録結果の確認

2.2.1 容量停止計画の登録

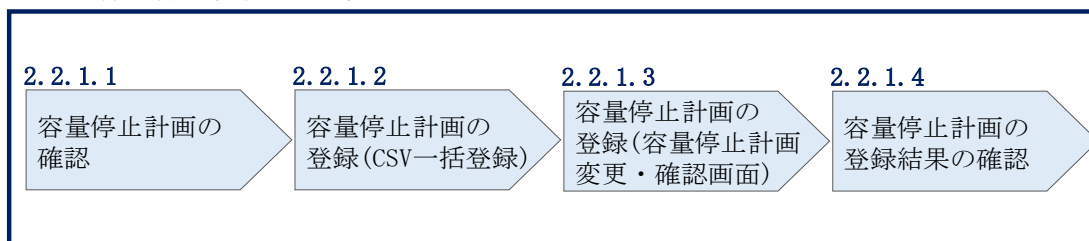


図 2-3 容量停止計画の登録手順

2.2.1.1 容量停止計画の確認

容量市場システムに登録されている容量停止計画を確認してください。

注1：2024年4月の容量停止計画については3月中に確認する必要がありますが、システム上での確認ができないため、本機関とのメールのやり取りで確認いただく予定です。詳細については、別途説明会等で補足します。

注2：実需給2年度前に登録された容量停止計画を、本機関にて実需給期間向けに変換し容量市場システムに登録する際の変換後の登録状況は、回次1で登録（初回登録）されています。

2.2 容量停止計画の登録

容量市場システムの折り畳みメニュー「リクワイアメント・アセスメント」の中の「容量停止計画一覧画面」リンクをクリックして、「容量停止計画一覧画面」へ進んでください。

「実需給年度」を入力し、「最新回次¹²切替」で「最新回次のみ表示」を選択し、「検索」ボタンをクリックしてください。

「容量停止計画一覧（検索結果）」に条件に合致する結果が表示されますので、「計画提出事業者コード」リンクをクリックし、「容量停止計画確認・変更画面」へ進んでください（図 2-4、図 2-5 参照）。

「容量停止計画確認・変更画面」にて、登録された容量停止計画を事業者ご自身でご確認ください。

≡ | 容量市場システム
ログイン日時: 2020/3/23:12:00 ログアウト

容量停止計画一覧画面

TOP > リクワイアメント・アセスメント > 容量停止計画一覧

実需給年度*	YYYY	計画提出事業者コード	XXXX	計画提出事業者名	XXXXX
容量停止計画ID		計画提出日	YYYY/MM/DD	~	YYYY/MM/DD
電源等識別番号		電源等の名称		枝番	
容量停止期間	YYYY/MM/DD	~	YYYY/MM/DD	容量停止計画区分	<input type="checkbox"/> 容量停止計画（広域提出） <input type="checkbox"/> 容量停止計画（事業者提出）
最新回次切替	<input type="checkbox"/> 最新回次のみ表示				

検索

「計画提出事業者コード」
リンクをクリックして「容
量停止計画確認・変更画
面」へ進んでください。

出時▲	容量停止計画区分▲	電源等識別番号▲	電源等の名称▲
3:00	容量停止計画（事業者提出）	XXXXXXXXXX	電源 1
3:00	容量停止計画（事業者提出）	XXXXXXXXXX	電源 1
3:00	容量停止計画（事業者提出）	XXXXXXXXXX	電源 1
3:00	容量停止計画（事業者提出）	XXXXXXXXXX	電源 1
3:00	容量停止計画（広域提出）	XXXXXXXXXX	電源 1
3:00	容量停止計画（広域提出）	XXXXXXXXXX	電源 1

実需給年度	計画提出事業者コード▲	計画事業者								
YYYY	XXXX	XX								
YYYY	XXXX	XX								
YYYY	XXXX	XX								
YYYY	XXXX	XX								
YYYY	XXXX	XX								
YYYY	XXXX	XX								
YYYY	XXXX	XXXX	0000000007	XX	2024/3/5 12:00	2024/3/5 13:00	容量停止計画（広域提出）	XXXXXXXXXX	電源 1	
YYYY	XXXX	XXXX	0000000008	XX	2024/3/2 12:00	2024/3/2 13:00	容量停止計画（広域提出）	XXXXXXXXXX	電源 1	
YYYY	XXXX	XXXX	0000000009	XX	2024/2/28 12:00	2024/2/28 13:00	容量停止計画（事業者提出）	XXXXXXXXXX	電源 2	
YYYY	XXXX	XXXX	0000000010	XX	2024/2/25 12:00	2024/2/25 13:00	容量停止計画（事業者提出）	XXXXXXXXXX	電源 2	
YYYY	XXXX	XXXX	0000000011	XX	2024/2/22 12:00	2024/2/22 13:00	容量停止計画（事業者提出）	XXXXXXXXXX	電源 2	
YYYY	XXXX	XXXX	0000000012	XX	2024/2/19 12:00	2024/2/19 13:00	容量停止計画（事業者提出）	XXXXXXXXXX	電源 2	
YYYY	XXXX	XXXX	0000000013	XX	2024/2/16 12:00	2024/2/16 13:00	容量停止計画（広域提出）	XXXXXXXXXX	電源 3	
YYYY	XXXX	XXXX	0000000014	XX	2024/2/13 12:00	2024/2/13 13:00	容量停止計画（広域提出）	XXXXXXXXXX	電源 3	
YYYY	XXXX	XXXX	0000000015	XX	2024/2/10 12:00	2024/2/10 13:00	容量停止計画（広域提出）	XXXXXXXXXX	電源 4	

1-15件 (全XX件)
<< 最初
< 前
1 / X
次 >
最後 >>
一括出力

図 2-4 容量停止計画一覧画面 画面イメージ

¹² 本マニュアル末尾に掲載されている Appendix3 を参照。

| 容量市場システム

容量停止計画確認・変更画面

TOP > リクワイアメント・アセスメント > 容量停止計画一覧 > 容量停止計画確認・変更

実需給年度*	2024	計画提出事業者コード	XXXXX
容量停止計画ID		計画提出日	YYYY
電源等識別番号		電源等の名称	
容量停止期間	YYYY/MM/DD ~ YYYY/MM/DD		

容量提供事業者が登録した
 容量停止計画を確認してく
 ださい。

| 容量停止計画（最新）

実需給年度	計画提出日時	容量停止計画区分	容量停止計画ID	電源等識別番号	電源等の名称	差替ID	差替元電源等識別番号	受電地点特定番号	枝番
2024	2024/3/23 12:00	容量停止計画（広域提出）	XXXXXXXX	XXXXXXXX	電源1	XXXXXXXX	XXXXXXXX	XXXXXXXXXXXXXXXX	XX
2024	2024/3/23 12:00	容量停止計画（広域提出）	XXXXXXXX	XXXXXXXX	電源1	XXXXXXXX	XXXXXXXX	XXXXXXXXXXXXXXXX	XX
2024	2024/3/23 12:00	容量停止計画（事業者提出）	XXXXXXXX	XXXXXXXX	電源2	XXXXXXXX	XXXXXXXX	XXXXXXXXXXXXXXXX	XX
2024	2024/3/23 12:00	容量停止計画（広域提出）	XXXXXXXX	XXXXXXXX	電源3	XXXXXXXX	XXXXXXXX	XXXXXXXXXXXXXXXX	XX

| 変更情報入力欄

選択	実需給年度	計画提出日時	容量停止計画区分	容量停止計画ID	電源等識別番号	電源等の名称	差替ID	差替元電源等識別番号	受電地点特定番号
<input type="checkbox"/>	2024	2024/3/23 12:00	容量停止計画（広域提出）	XXXXXXXX	XXXXXXXX	電源1	XXXXXXXX	XXXXXXXX	XXXXXXXX
<input type="checkbox"/>	2024	2024/3/23 12:00	容量停止計画（広域提出）	XXXXXXXX	XXXXXXXX	電源1	XXXXXXXX	XXXXXXXX	XXXXXXXX
<input type="checkbox"/>	2024	2024/3/23 12:00	容量停止計画（事業者提出）	XXXXXXXX	XXXXXXXX	電源2	XXXXXXXX	XXXXXXXX	XXXXXXXX
<input type="checkbox"/>	2024	2024/3/23 12:00	容量停止計画（広域提出）	XXXXXXXX	XXXXXXXX	電源3	XXXXXXXX	XXXXXXXX	XXXXXXXX

1-4件（全4件） << 最初 < 前 XX / YY 次へ 最後へ

図 2-5 容量停止計画確認・変更画面 画面イメージ

2.2.1.2 容量停止計画の登録（CSV一括登録）

本手順では、CSV一括登録により容量停止計画を登録・修正する場合の手順を説明します。

容量停止計画の登録は、<https://www.occto.or.jp/market-board/market/youryou-system> からダウンロードする CSV ファイルを用いてください（

図 2-6、表 2-2 参照）。

新規登録（登録区分：4）の場合、容量停止計画 ID は空白（スペース入力不可）にしてください。

電源等差替契約がない場合、電源等差替 ID、差替元電源等識別番号はカンマで区切る形（「,」）で入力してください。

"容量停止計画ID", "実需給年度", "電源等識別番号", "電源等の名称", "電源等差替ID", "差替元電源等識別番号", "受電地点特定番号", "枝番", "停止設備（号機
 ,2024,0000006406,Ph3_電源7Y14_安定1,,3300000000000000000026,1,1号機,11111,20250101,0000,20250115,2400,,,,4
 ,2024,0000006404,Ph3_電源7Y14_安定2,,3300000000000000000027,1,1号機,31111,20250101,0000,20250131,2400,,,,4
 ,2024,0000006405,Ph3_電源7Y14_安定5,0000004713,0000006404,3300000000000000000030,1,1号機,31111,20250101,0000,20250115,2400,,,,4

広域受付番号、出力可能容量（kW）については、カンマで区切る形（「,」）で入力してください。

図 2-6 容量停止計画 CSV イメージ

表 2-2 容量停止計画 CSV の記載項目

No	項目	留意点
①	容量停止計画 ID	容量停止計画 ID（10桁）を半角英数字で入力してください ※新規登録（登録区分：4）の場合は空白（スペース入力不可）にしてください
②	実需給年度	yyyy 形式の半角数字で入力してください 例：実需給 2024 年度の場合「2024」と入力
③	電源等識別番号	停止対象の電源等識別番号（10桁）を半角英数字で入力してください
④	電源等の名称	電源等の名称（50桁以内）を全角で入力してください
⑤	電源等差替 ID	電源等差替契約がある場合には電源等差替 ID（10桁）を入力してください ※電源等差替契約がない場合も、CSV データ読み込み上の項目としては必要となりますので、カンマで区切る形（「,」）で入力してください
⑥	差替元電源等識別番号	差替元電源等識別番号（10桁）を半角英数字で入力してください ※電源等差替契約がない場合も、CSV データ読み込み上の項目としては必要となりますので、カンマで区切る形（「,」）で入力してください
⑦	受電地点特定番号	受電地点特定番号（22桁）を半角英数字で入力してください

No	項目	留意点
⑧	枝番	枝番を半角英数字で入力してください ※複番号機ある場合の、号機の判別に使用します。電源等情報詳細画面の詳細情報一覧の枝番に合わせて入力してください
⑨	停止設備（号機単位）の名称	停止設備（号機単位）の名称（50桁）を全角で入力してください
⑩	系統コード（号機単位）	系統コード（号機単位（5桁））を半角英数字で入力してください
⑪	作業開始年月日	yyyy/mm/dd（8桁）を半角数字で入力してください 例：2024年10月3日に作業開始の場合 「20241003」と入力
⑫	作業開始時分	hhmm（4桁）を半角数字で入力してください 例：AM9:05に作業開始の場合「0905」と入力、 PM9:05に作業開始の場合「2105」と入力
⑬	作業終了年月日	yyyy/mm/dd（8桁）を半角数字で入力してください 例：2024年10月3日に作業終了の場合 「20241003」と入力
⑭	作業終了時分	hhmm（4桁）を半角数字で入力してください 例：AM9:05に作業終了の場合「0905」と入力、 PM9:05に作業終了の場合「2105」と入力 ※24:00に作業終了の場合「2359」と入力
⑮	広域受付番号	広域受付番号（7桁）を半角英数字で入力してください ※容量停止計画を直接容量市場システムに登録する場合も、CSVデータ読み込み上の項目としては必要となりますので、カンマで区切る形（「,」）で入力してください
⑯	出力可能容量（kW）	出力可能容量（10桁）を半角数字で入力してください ※実需給期間中の容量停止計画の登録時には使用いたしません、CSVデータの読み込み上の項目としては必要となりますので、カンマで区切る形（「,」）で入力してください

No	項目	留意点
⑰	容量停止計画登録状況	編集しない（空欄、または入力済みの値のまま）
⑱	登録区分	2:変更（2回目以降） 3:取消 4:新規登録

容量停止計画 CSV に必要な値を入力して保存した後、容量市場システムに登録してください。なお、月を跨ぐ連続停止計画がある場合、月毎に分割せず、まとめて容量停止計画を登録することも可能です。

注1：容量停止計画 CSV ファイルは、テキストエディタで編集してください。テキストエディタではなく Excel で編集した場合、記載したデータから「”」（ダブルクォーテーション）」や先頭の0が欠落する可能性があります。

注2：登録する CSV ファイルについて、1行目のヘッダ部分（“容量停止計画 ID”～“登録区分”の部分）各項目には「”」を付けてください。2行目以降のボディ部分（登録する情報の部分）には「”」を付けしないでください。

ファイル名は「実需給年度・対象月_ファイル種別_電源等識別番号_A 枝番.csv」としてください¹³。また、容量停止計画を更新する場合のファイル名は「実需給年度・対象月_容量停止計画_電源等識別番号_A 枝番_R 更新回数.csv」としてください¹⁴。なお、複数の電源を一括して登録する場合、ファイル名に記載する電源等識別番号はCSV ファイルの先頭行の電源等識別番号を記載してください。月を跨ぐ停止計画の容量停止計画を提出する場合は、作業開始年月をファイル名に記載してください。

例) 初回の登録の場合

202410_容量停止計画_0123456789_A1.csv

実需給年度・対象月 ファイル種別 電源等識別番号 A 枝番

1 回目の更新の場合

202410_容量停止計画_0123456789_A1_R1.csv

R 更新回数

2 回目の更新の場合

202410_容量停止計画_0123456789_A1_R2.csv

容量市場システムの折り畳みメニュー「システム共通」の中の「一括登録・変更画面」リンクをクリックして、「一括登録・変更画面」へ進んでください。

「ファイル種別」を選択し、「ファイル選択」ボタンをクリックして、アップロードしたい容量停止計画のCSV ファイルを選択してください（表 2-3 参照）。容量停止計画のCSV ファイルが容量市場システム上に表示されましたら、「アップロード」ボタンをクリックし、登録してください（図 2-7 参照）。

¹³ 容量市場システムの仕様上ファイル名は任意に設定していただくことも可能です。容量提供事業者にて管理しやすいよう、命名してください。

¹⁴ 1つあたりのアップロードファイルサイズの上限は20MBとなりますので、20MBを超える場合は、ファイルを分割してください。

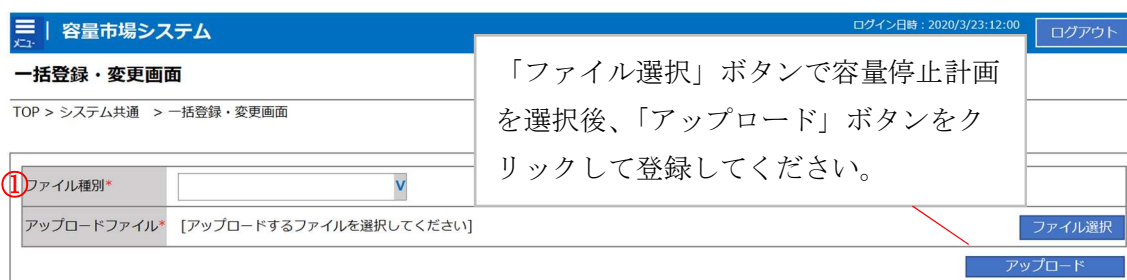


図 2-7 一括登録・変更画面のイメージ

表 2-3 一括登録・変更画面の入力項目

No	入力項目	入力内容
①	ファイル種別	「01:容量停止計画」を選択

2.2.1.3 容量停止計画の登録（容量停止計画変更・確認画面）

本手順では、容量停止計画一覧画面上から容量停止計画を登録・修正する場合の手順を説明します。

容量市場システムの折り畳みメニュー「リクワイアメント・アセスメント」の中の「容量停止計画一覧画面」リンクをクリックして、「容量停止計画一覧画面」へ進んでください。

「容量停止計画 ID」に該当の容量停止計画 ID を入力し、「検索」ボタンをクリックしてください。

「容量停止計画一覧（検索結果）」に条件に合致する結果が表示されますので、「計画提出事業者コード」リンクをクリックし、「容量停止計画確認・変更画面」へ進んでください（図 2-8 参照）。

「容量停止計画確認・変更画面」にて、「変更情報入力欄」の「選択」から変更対象にチェックをいれて「編集開始」ボタンをクリックしてください。「登録区分」プルダウンから「変更」を選択し、「作業開始日時」、および「作業終了日時」を直接更新し修正してください¹⁵。容量停止計画の修正後に、「更新」ボタンをクリックし更新内容を反映してください（図 2-9、図 2-10 参照）。

また、発電設備自体の作業停止等ではなくその他要因（流通設備の計画的な作業実施や従来からの地元自治体との協定等）に伴い電源等が停止または出力低下する場合、必要に応じエビデンスとなる添付資料を提出してください。

¹⁵ 容量市場システムの容量停止計画確認・変更画面から直接、容量停止計画を修正する場合、「作業開始日時」、および「作業終了日時」のみ修正可能です。

容量市場システム
ログイン日時: 2020/3/23:12:00 ログアウト

容量停止計画一覧画面

TOP > リクワイアメント・アセスメント > 容量停止計画一覧

実需給年度*	<input type="text" value="YYYY"/>	計画提出事業者コード	<input type="text" value="XXXX"/>	計画提出事業者名	<input type="text" value="XXXXX"/>
容量停止計画ID	<input type="text"/>	計画提出日	<input type="text" value="YYYY/MM/DD"/> ~ <input type="text" value="YYYY/MM/DD"/>		
電源等識別番号	<input type="text"/>	電源等の名称	<input type="text"/>	枝番	<input type="text"/>
容量停止期間	<input type="text" value="YYYY/MM/DD"/> ~ <input type="text" value="YYYY/MM/DD"/>	容量停止計画区分	<input type="checkbox"/> 容量停止計画（広域提出） <input type="checkbox"/> 容量停止計画（事業者提出）		
最新回次切替	<input type="checkbox"/> 最新回次のみ表示				

検索

容量停止計画一覧

実需給年度	計画提出事業者コード▲	計画提出事業者名▲	容量停止計画ID▲	回次	計画提出日時▲	メール送信日時▲	容量停止計画区分▲	電源等識別番号▲	電源等の名称▲
YYYY	XXXX	XXXXX						XXXXXXXXXX	電源 1
YYYY	XXXX	XXXXX						XXXXXXXXXX	電源 1
YYYY	XXXX	XXXXX						XXXXXXXXXX	電源 1
YYYY	XXXX	XXXXX						XXXXXXXXXX	電源 1
YYYY	XXXX	XXXXX						XXXXXXXXXX	電源 1
YYYY	XXXX	XXXXX						XXXXXXXXXX	電源 1
YYYY	XXXX	XXXXX	0000000008	XX	2024/3/2 12:00	2024/3/2 13:00	容量停止計画（広域提出）	XXXXXXXXXX	電源 1
YYYY	XXXX	XXXXX	0000000009	XX	2024/2/28 12:00	2024/2/28 13:00	容量停止計画（事業者提出）	XXXXXXXXXX	電源 2
YYYY	XXXX	XXXXX	0000000010	XX	2024/2/25 12:00	2024/2/25 13:00	容量停止計画（事業者提出）	XXXXXXXXXX	電源 2
YYYY	XXXX	XXXXX	0000000011	XX	2024/2/22 12:00	2024/2/22 13:00	容量停止計画（事業者提出）	XXXXXXXXXX	電源 2
YYYY	XXXX	XXXXX	0000000012	XX	2024/2/19 12:00	2024/2/19 13:00	容量停止計画（事業者提出）	XXXXXXXXXX	電源 2
YYYY	XXXX	XXXXX	0000000013	XX	2024/2/16 12:00	2024/2/16 13:00	容量停止計画（広域提出）	XXXXXXXXXX	電源 3
YYYY	XXXX	XXXXX	0000000014	XX	2024/2/13 12:00	2024/2/13 13:00	容量停止計画（広域提出）	XXXXXXXXXX	電源 3
YYYY	XXXX	XXXXX	0000000015	XX	2024/2/10 12:00	2024/2/10 13:00	容量停止計画（広域提出）	XXXXXXXXXX	電源 4

1-15件 (全XX件)
<< 最初
< 前
1 / X
次 >
最後 >>
一覧出力

「計画提出事業者コード」リンクをクリックし、容量停止計画確認・変更画面へ進んでください。

図 2-8 容量停止計画一覧画面 画面イメージ

| 容量市場システム

容量停止計画確認・変更画面

TOP > リクワイアメント・アセスメント > 容量停止計画一覧 > 容量停止計画確認・変更

実需給年度*	2024	計画提出事業者コード	XXXX	計画提出事業者名	XXXX
容量停止計画ID		計画提出日	YYYY/MM/DD ~ YYYY/MM/DD		
電源等識別番号		電源等の名称		枝番	
容量停止期間	YYYY/MM/DD ~ YYYY/MM/DD	容量停止計画区分	<input type="checkbox"/> 容量停止計画（広域提出） <input type="checkbox"/> 容量停止計画（事業者提出）		

[検索](#)

| 容量停止計画（最新）

実需給年度	計画提出日時	容量停止計画区分	元電源等識別番号	受電地点特定番号	枝番
2024	2024/3/23 12:00	容量停止計画（広域提出）	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXXXXXXXXXX	XX
2024	2024/3/23 12:00	容量停止計画（広域提出）	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXXXXXXXXXX	XX
2024	2024/3/23 12:00	容量停止計画（事業者提出）	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXXXXXXXXXX	XX
2024	2024/3/23 12:00	容量停止計画（広域提出）	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXXXXXXXXXX	XX

「選択」で対象にチェックをいれた上で「編集開始」ボタンをクリックしてください。入力後に「更新」ボタンをクリックしてください。

| 変更情報入力欄

選択	実需給年度	計画提出日時	容量停止計画区分	容量停止計画ID	電源等識別番号	電源等の名称	差替ID	差替元電源等識別番号	受電地点特定番号
<input type="checkbox"/>	2024	2024/3/23 12:00	容量停止計画（広域提出）	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX	電源1	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX
<input type="checkbox"/>	2024	2024/3/23 12:00	容量停止計画（広域提出）	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX	電源1	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX
<input type="checkbox"/>	2024	2024/3/23 12:00	容量停止計画（事業者提出）	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX	電源2	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX
<input type="checkbox"/>	2024	2024/3/23 12:00	容量停止計画（広域提出）	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX	電源3	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX

1-4件（全4件） <<最初 <前 XX / YY 次へ 最後へ

[編集開始](#) [キャンセル](#) [更新](#)

[一覧出力](#)

図 2-9 容量停止計画確認・変更画面 画面イメージ

| 変更情報入力欄

停止設備	系統コード	登録区分
1号機	XXXX	<input type="button" value="取消"/> <input type="button" value="変更"/>
2号機	XXXX	<input type="button" value="変更"/>
3号機	XXXX	<input type="button" value="変更"/>
4号機	XXXX	<input type="button" value="変更"/>

「登録区分」プルダウンから「変更」を選択し、作業開始日時と作業終了日時を変更してください。

2024/07/10 19:00 2024/07/12 12:00

1-4件（全4件） <<最初 <前 XX / YY 次へ 最後へ

図 2-10 変更情報入力欄 登録区分 画面イメージ

2.2 容量停止計画の登録

2.2.1.4 容量停止計画の登録結果の確認

容量停止計画を修正し、CSV ファイルをアップロードした場合は、登録結果を確認してください。

容量市場システムの折り畳みメニュー「システム共通」の中の「一括登録・変更結果確認画面」リンクをクリックして、「一括登録・変更結果確認画面」へ進んでください。

「ファイル種別」で「01:容量停止計画」を選択し、登録日時を入力して「検索」ボタンをクリックしてください。「一括登録・変更結果確認一覧（検索結果）」に条件に合致する容量停止計画が表示されます。検索結果から、ユーザ ID、ファイル名、登録日時をもとに登録したファイルを特定したうえで「登録結果」が「処理中」となっている場合は、まだシステム内で処理が終了していませんので、時間を空けて再確認してください。「登録結果」が「OK」と表示されていれば正常に登録されていますが、「登録結果」が「NG」と表示されている場合は正常に登録されていないため、再登録する必要があります（図 2-11、図 2-12 参照）。なお、検索時に「登録結果 NG のみ表示」にチェックを入れると「登録結果」が「NG」の対象のみを表示可能です。容量停止計画の「登録結果」が「NG」と表示されている場合、「登録結果」の「NG」リンクをクリックし、「エラー情報 CSV ファイル」をダウンロードしてください（図 2-13 参照）。「エラー情報 CSV ファイル」の内容を確認して容量停止計画の CSV ファイルを修正し、「一括登録・変更画面」から再登録してください。

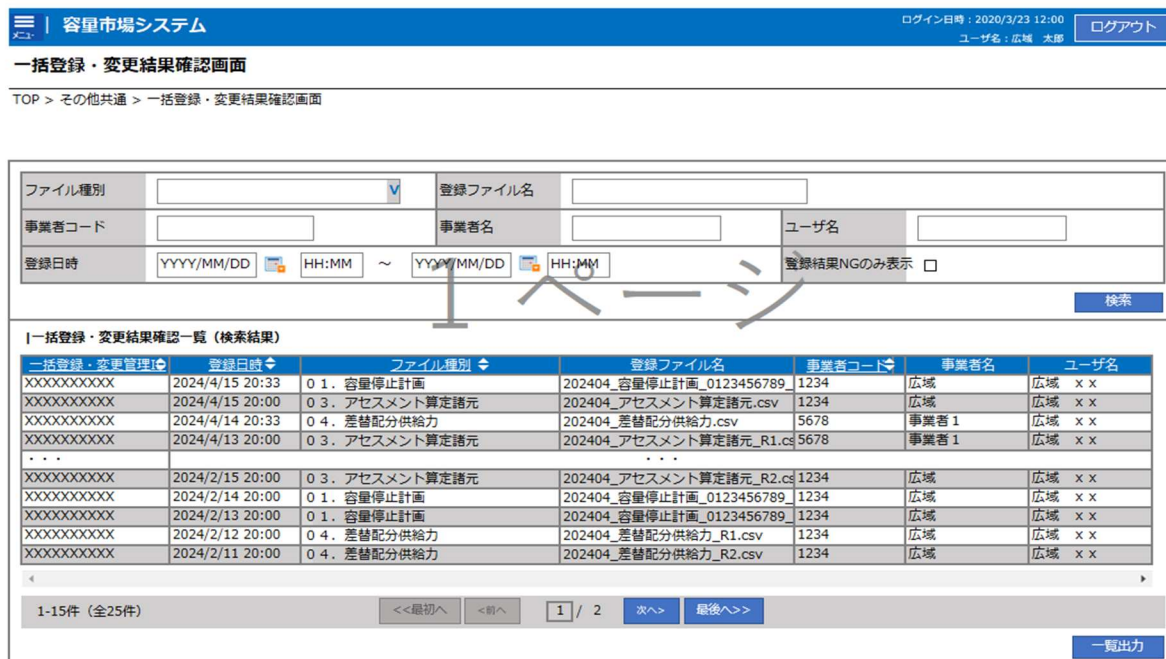


図 2-11 一括登録・変更結果確認の画面イメージ (1)

【2スクロール目】

登録結果▲
OK
NG
処理中
NG
OK
OK
OK
OK
OK

図 2-12 一括登録・変更結果確認の画面イメージ (2)

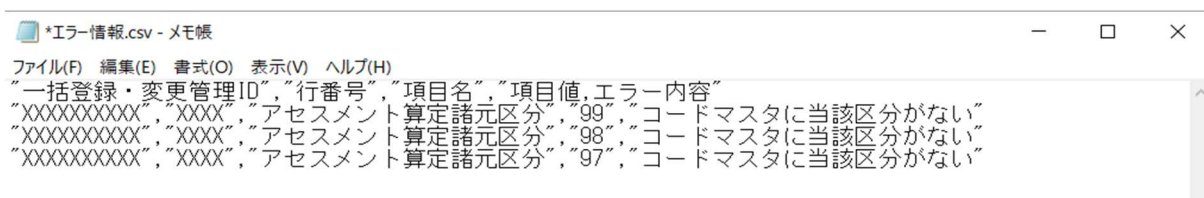


図 2-13 エラー情報 CSV ファイルの CSV イメージ

なお、容量停止計画のファイルが正常に登録された場合、登録が完了した旨のメールが送付されます（表 2-4 参照）。登録した容量停止計画の内容を確認してください。

表 2-4 一括登録・変更の CSV ファイル登録結果通知メールイメージ

項目	内容
件名	【容量市場システム】一括登録・変更の CSV ファイル登録結果通知
送信元メールアドレス	support-noreply@capacity-market2.occto.or.jp
本文記載事項	<p>XXXX 様</p> <p>こちらは電力広域的運営推進機関 容量市場システム 管理者です。</p> <p>一括登録・変更で CSV ファイルが正常に登録されました。ご確認をお願いいたします。</p> <p>電力広域的運営推進機関 容量市場システム 管理者</p> <p>※このメールはシステムより自動送信されています。差出人には返信しないでください。</p>

2.2.2 差替先の容量停止計画の登録

本項では、電源等差替契約を締結している場合の、差替先の容量停止計画の登録について説明します（図 2-14 参照）。

2.2.2.1 差替先の容量停止計画の登録

2.2.2.2 差替先の容量停止計画の登録結果の確認

2.2.2 差替先の容量停止計画の登録

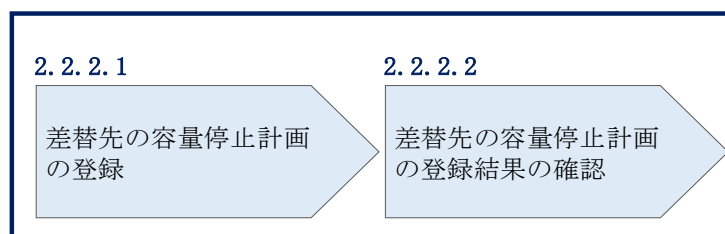


図 2-14 差替先の容量停止計画の登録手順

2.2.2.1 差替先の容量停止計画の登録

電源等差替契約を締結している容量提供事業者は、差替先の容量停止計画の登録をしてください。

電源等差替契約を締結している場合の、登録対象範囲については、登録主体に基づき登録範囲を確認してください（表 2-5 参照）。

表 2-5 電源等差替契約締結時の容量停止計画の登録対象¹⁶

登録主体		電源等差替契約締結時の容量停止計画の登録対象
差替元電源等 提供者	部分差替	差替元電源の容量停止計画 差替先電源の容量停止計画
	全量差替	差替先電源の容量停止計画
差替先電源等提供者		差替先電源の容量停止計画

容量停止計画の登録は、<https://www.occto.or.jp/market-board/market/youryou-system> からダウンロードする CSV ファイルを用いてください（図 2-15、表 2-6 参照）。

新規登録（登録区分：4）の場合、容量停止計画 ID は空白にしてください。

広域受付番号、出力可能容量（kW）については、カンマで区切る形（「,」）で入力してください。

```

"容量停止計画ID", "実需給年度", "電源等識別番号", "電源等の名称", "電源等差替ID", "差替元電源等識別番号", "受電地点特定番号", "枝番", "停止設備（号機）",
2024, 0000006406, Ph3_電源7Y14_安定1, ,, 3300000000000000000000026, 1, 1号機, 11111, 20250101, 0000, 20250115, 2400, ,, , 4
, 2024, 0000006404, Ph3_電源7Y14_安定2, ,, 3300000000000000000000027, 1, 1号機, 31111, 20250101, 0000, 20250131, 2400, ,, , 4
, 2024, 0000006405, Ph3_電源7Y14_安定5, 0000004713, 0000006404, 3300000000000000000000030, 1, 1号機, 31111, 20250101, 0000, 20250115, 2400, ,, , 4
    
```

図 2-15 容量停止計画 CSV イメージ

¹⁶ 容量確保契約を締結していない差替先電源等提供者については、容量停止計画の提出は不要です。

表 2-6 容量停止計画 CSV の記載項目

No	項目	留意点
①	容量停止計画 ID	容量停止計画 ID（10 桁）を半角英数字で入力してください ※新規登録（登録区分：4）の場合は空白にしてください
②	実需給年度	yyyy 形式の半角数字で入力してください 例：実需給 2024 年度の場合「2024」と入力
③	電源等識別番号	停止対象の電源等識別番号（10 桁）を半角英数字で入力してください
④	電源等の名称	電源等の名称（50 桁以内）を全角で入力してください
⑤	電源等差替 ID	電源等差替契約がある場合には電源等差替 ID（10 桁）を入力してください
⑥	差替元電源等識別番号	差替元電源等識別番号（10 桁）を半角英数字で入力してください
⑦	受電地点特定番号	受電地点番号（22 桁）を半角英数字で入力してください
⑧	枝番	枝番を半角数字で入力してください
⑨	停止設備（号機単位）の名称	停止設備（号機単位）の名称（50 桁）を全角で入力してください
⑩	系統コード（号機単位）	系統コード（号機単位（5 桁））を半角英数字で入力してください
⑪	作業開始年月日	yyyy/mm/dd（8 桁）を半角数字で入力してください 例：2024 年 10 月 3 日に作業開始の場合「20241003」と入力
⑫	作業開始時分	hhmm（4 桁）を半角数字で入力してください 例：AM9:05 に作業開始の場合「0905」と入力、 PM9:05 に作業開始の場合「2105」と入力
⑬	作業終了年月日	yyyy/mm/dd（8 桁）を半角数字で入力してください 例：2024 年 10 月 3 日に作業終了の場合「20241003」と入力
⑭	作業終了時分	hh:mm（4 桁）を半角数字で入力してください

No	項目	留意点
		例：9:05 に作業終了の場合「0905」と入力 ※24:00 に作業終了の場合「2359」と入力
⑮	広域受付番号	広域受付番号（7桁）を半角英数字で入力してください ※容量提供事業者が、実需給期間中の容量停止計画の登録時には使用いたしません、CSVデータ読み込み上の項目としては必要となりますので、カンマで区切る形（「,」）で入力してください
⑯	出力可能容量（kW）	出力可能容量（10桁）を半角数字で入力してください ※容量提供事業者が、実需給期間中の容量停止計画の登録時には使用いたしません、CSVデータの読み込み上の項目としては必要となりますので、カンマで区切る形（「,」）で入力してください
⑰	容量停止計画登録状況	編集しない（空欄、または入力済みの値のまま）
⑱	登録区分	2:変更（2回目以降） 3:取消 4:新規登録

注1：容量停止計画 CSV ファイルは、テキストエディタで編集してください。テキストエディタではなく Excel で編集した場合、記載したデータから「”」（ダブルクォーテーション）」や先頭の0が欠落する可能性があります。

注2：登録する CSV ファイルについて、1行目のヘッダ部分（“容量停止計画 ID”～“登録区分”の部分）各項目には「”」を付けてください。2行目以降のボディ部分（登録する情報の部分）には「”」を付けしないでください。

容量市場システムの折り畳みメニュー「システム共通」の中の「一括登録・変更画面」リンクをクリックして、「一括登録・変更画面」へ進んでください。

「ファイル種別」を選択し、「ファイル選択」ボタンをクリックして、アップロードしたい容量停止計画の CSV ファイルを選択してください（表 2-7 参照）。容量停止計画の CSV ファイルが容量市場システム上に表示されましたら、「アップロード」ボタンをクリックし、登録してください（図 2-16 参照）。

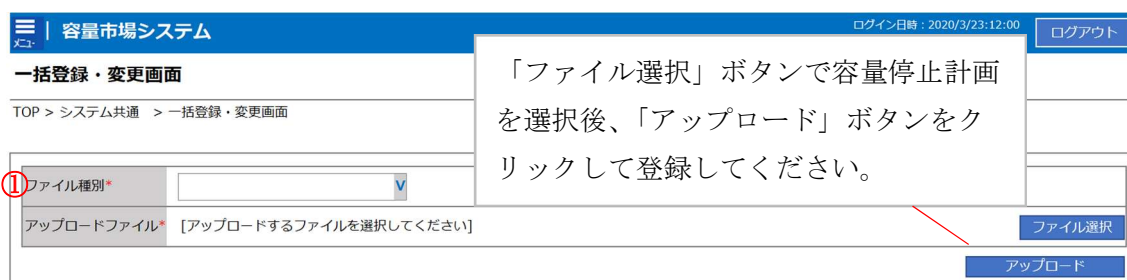


図 2-16 一括登録・変更画面のイメージ

表 2-7 一括登録・変更画面の入力項目

No	入力項目	入力内容
①	ファイル種別	「01:容量停止計画」を選択

2.2.2.2 差替先の容量停止計画の登録結果の確認

差替先の容量停止計画 CSV ファイルをアップロードした場合は、登録結果を確認してください。

容量市場システムの折り畳みメニュー「システム共通」の中の「一括登録・変更結果確認画面」リンクをクリックして、「一括登録・変更結果確認画面」へ進んでください。

「ファイル種別」で「01:容量停止計画」を選択し、登録日時を入力して「検索」ボタンをクリックしてください。「一括登録・変更結果確認一覧（検索結果）」に条件に合致する容量停止計画が表示されます。検索結果から、ユーザ ID、ファイル名、登録日時をもとに登録したファイルを特定したうえで「登録結果」が「処理中」となっている場合は、まだシステム内で処理が終了していませんので、時間を空けて再確認してください。「登録結果」が「OK」と表示されていれば正常に登録されていますが、「登録結果」が「NG」と表示されている場合は正常に登録されていないため、再登録する必要があります（図 2-17、図 2-18 参照）。なお、検索時に「登録結果 NG のみ表示」にチェックを入れると「登録結果」が「NG」の対象のみを表示可能です。

容量停止計画の「登録結果」が「NG」と表示されている場合、「登録結果」の「NG」リンクをクリックし、「エラー情報 CSV ファイル」をダウンロードしてください（図 2-19 参照）。「エラー情報 CSV ファイル」の内容を確認して容量停止計画 CSV ファイルを修正し、「一括登録・変更画面」から再登録してください。

2.2 容量停止計画の登録

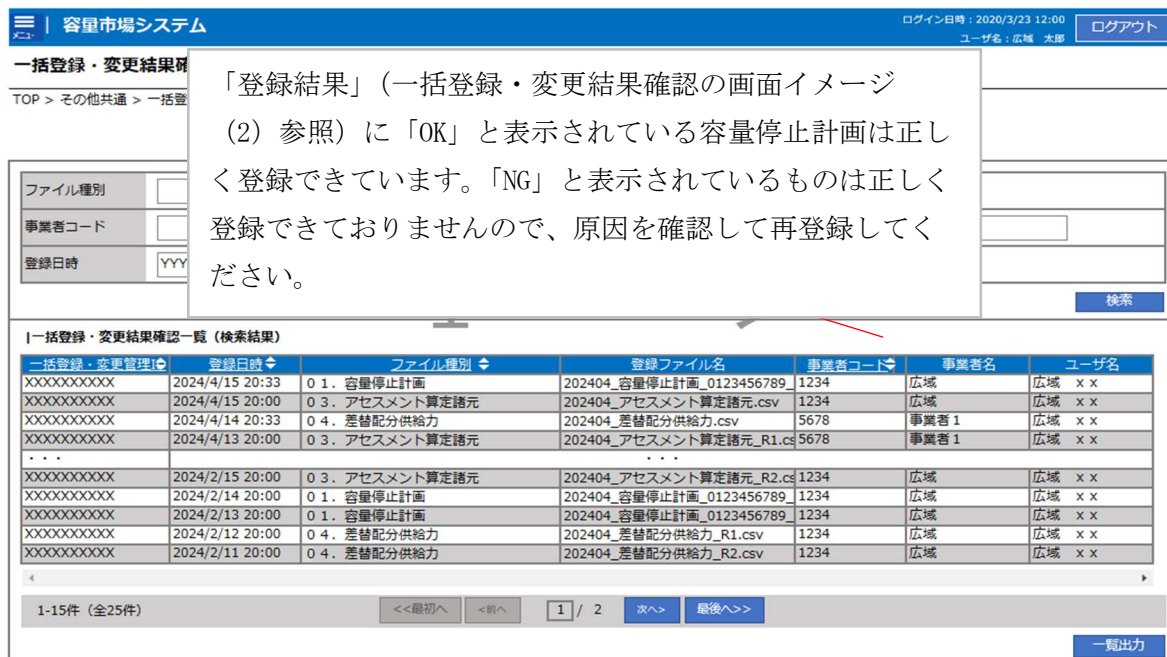


図 2-17 一括登録・変更結果確認の画面イメージ (1)



図 2-18 一括登録・変更結果確認の画面イメージ (2)

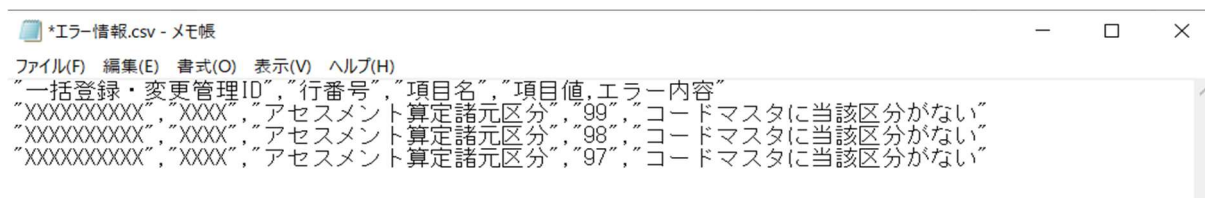


図 2-19 エラー情報 CSV ファイルの CSV イメージ

なお、容量停止計画のファイルが正常に登録された場合、登録が完了した旨のメールが送付されます(表 2-4 参照)。登録した容量停止計画の内容を確認してください。

2.3 作業停止計画（月間）からの変換

本節では作業停止計画（月間）から容量停止計画への変換について説明します（図 2-20 参照）。

2.3.1 作業停止計画（月間）からの変換

2.3.2 変換・登録された容量停止計画の確認・修正

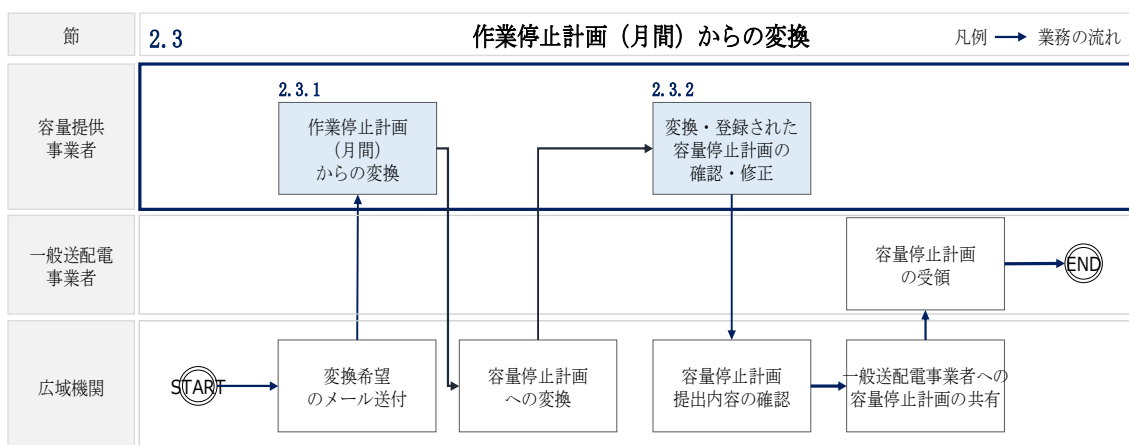


図 2-20 容量停止計画の確認の詳細構成

2.3.1 作業停止計画（月間）からの変換

本項では、作業停止計画（月間）から容量停止計画への変換希望の確認について説明します（図 2-21 参照）。

2.3.1.1 作業停止計画（月間）の変換登録希望

2.3.1.2 作業停止計画（月間）を提出していない場合の対応

2.3.1 作業停止計画（月間）からの変換

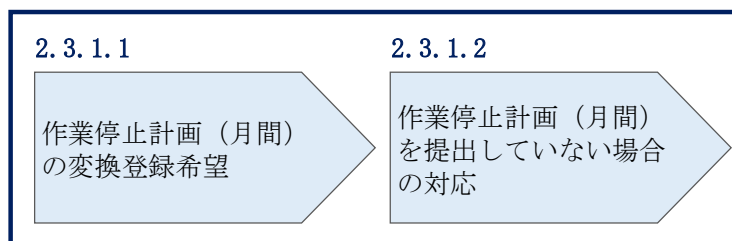


図 2-21 作業停止計画（月間）からの変換の確認手順

2.3.1.1 作業停止計画（月間）の変換登録希望

作業停止計画（月間）を広域機関システムに提出している事業者については、作業停止計画（月間）の容量停止計画への変換および容量市場システムへの登録希望の有無を確認するメールを送付いたしますので、ご確認ください¹⁷。

2.3.1.2 作業停止計画（月間）を提出していない場合の対応

作業停止計画（月間）を提出していない事業者は、変換による登録ができないので、『2.2.1 容量停止計画の登録』を参照して容量停止計画を容量市場システムに登録・修正してください。

2.3.2 変換・登録された容量停止計画の確認・修正

本項では、作業停止計画（月間）を本機関が変換して、容量市場システムに登録した容量停止計画に対する確認・修正について説明します（図 2-22 参照）。

2.3.2.1 変換・登録された容量停止計画の確認

2.3.2.2 容量停止計画の修正

2.3.2 変換・登録された容量停止計画の確認・修正

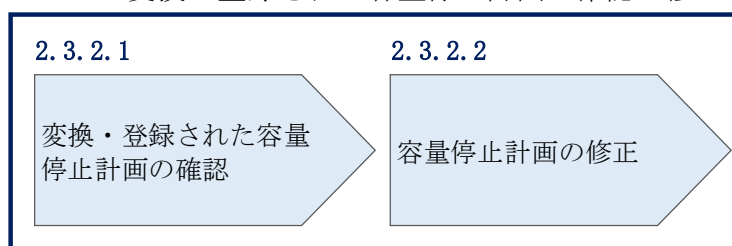


図 2-22 変換・登録された容量停止計画の確認・修正

2.3.2.1 変換・登録された容量停止計画の確認

本機関が作業停止計画（月間）を変換し容量市場システムに登録した結果を、『2.2.1.1 容量停止計画の確認』を参照して確認してください。

注：実需給2年度前に登録された容量停止計画と『2.3.1 作業停止計画（月間）からの変換』にて作業停止計画（月間）変換された容量停止計画は、作業開始年月日、作業終了年月日が同様であっても、別の容量停止計画として登録されています。

¹⁷ 変換を希望する場合は、容量市場システムに登録されている「事業者コード（4桁）」、「電源等識別番号（10桁）」、「枝番」と広域機関システムに作業停止計画を登録した際に附番される「広域受付番号（7桁）」を記載し、提出していただく必要があります。

す。また、作業停止が短縮となった場合に、一方の容量停止計画のみの停止期間を短縮しても、期間の長い容量停止計画が最新として判別されます。

そのため、実需給2年度前に登録された容量停止計画と『2.3.1 作業停止計画（月間）からの変換』にて作業停止計画（月間）から変換された容量停止計画が登録されている場合は、いずれかの容量停止計画を取消してください。

なお、取消については、『2.3.2.2 容量停止計画の修正』を参照してください。

2.3.2.2 容量停止計画の修正

登録された容量停止計画を確認後、一般送配電事業者から流通設備の停止等による抑制期間の変更通知がある場合等により、容量停止計画の修正要否を判断のうえ、修正が必要な場合は、『2.2.1 容量停止計画の登録』を参照し、容量停止計画を修正してください。なお、修正が不要の場合、対応は不要です。

2.4 容量停止計画登録漏れの確認への対応

本節では、本機関が実施する容量停止計画登録漏れの確認¹⁸への対応について以下の流れで説明します（図 2-23 参照）。

2.4.1 容量停止計画の修正

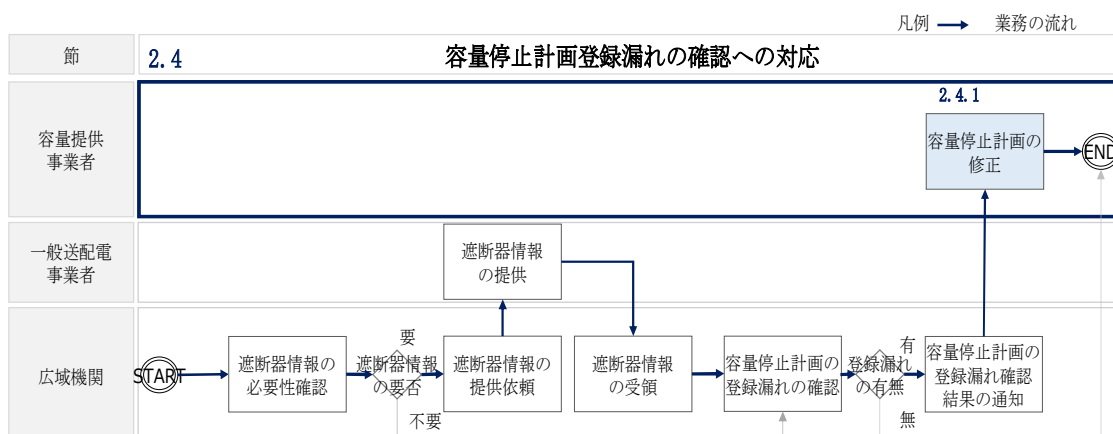


図 2-23 容量停止計画登録漏れの確認の詳細構成

2.4.1 容量停止計画の修正

本項では、容量停止計画の修正登録について説明します（図 2-24 参照）。

2.4.1.1 容量停止計画の修正

2.4.1 容量停止計画の修正

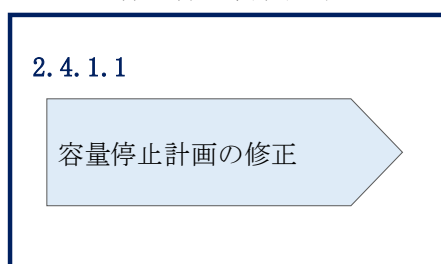


図 2-24 容量停止計画の修正の手順

¹⁸ 遮断器情報等を確認し、容量停止計画の登録漏れがないことを、本機関が確認します。

2.4.1.1 容量停止計画の修正

本機関が実施する容量停止計画登録漏れ確認結果が不合格の場合は、その旨がメールにて容量市場システム登録のメールアドレス宛に送付されますので、内容を確認し『2.2 容量停止計画の登録』を参照して容量停止計画を修正登録してください(表 2-8 参照)。

表 2-8 容量停止計画登録漏れ確認結果通知メールイメージ

項目	内容
件名	【容量市場システム】容量停止計画登録漏れ確認結果通知
送信元メールアドレス	support-noreply@capacity-market2.occto.or.jp
本文記載事項	<p>XXXX 様</p> <p>こちらは電力広域的運営推進機関 容量市場システム 管理者です。</p> <p>以下の電源において、容量停止計画の登録漏れがある可能性があります。ご確認をお願いいたします。</p> <p>【実需給年度】 YYYY</p> <p>【実需給年月】 YYYY/MM</p> <p>【事業者コード】 XXXX</p> <p>【事業者名】 XXXX</p> <p>【電源等識別番号】 XXXXXXXXXX</p> <p>【電源等の名称】 XXXX</p> <p>後続業務の対応方法、対応期日につきましては、容量市場業務マニュアルをご参照ください。</p> <p>電力広域的運営推進機関 容量市場システム 管理者 ※このメールはシステムより自動送信されています。差出人には返信しないでください。</p>

ただし、容量停止計画登録漏れ審査不合格の場合においても、未登録に正当な理由がある場合には、「未登録の正当な理由¹⁹」をメールにて申告してください(表 2-9 参照)。本機関で内容を確認し、「未登録の正当な理由」が認められる場合には、容量停止計画の提出は不要となります。

表 2-9 容量停止計画未登録の正当な理由の提出メール記載事項

項目	内容
件名	容量停止計画未登録の正当な理由の提出
To	youryou_rikuase@occto.or.jp
本文記載事項	<ul style="list-style-type: none">・ 実需給年度：2024・ 実需給月・ 電源等識別番号・ 電源等の名称・ 未登録の正当な理由
添付ファイル	停止理由の根拠となる資料（必要に応じて）

¹⁹ 未登録の正当な理由の代表例：バランス停止中の電源

2.5 差替先電源情報に係る整合性審査結果への対応

本節では、差替先電源情報に係る整合性審査²⁰結果への対応について以下の流れで説明します（図 2-25 参照）。

2.5.1 差替先の容量停止計画の修正登録

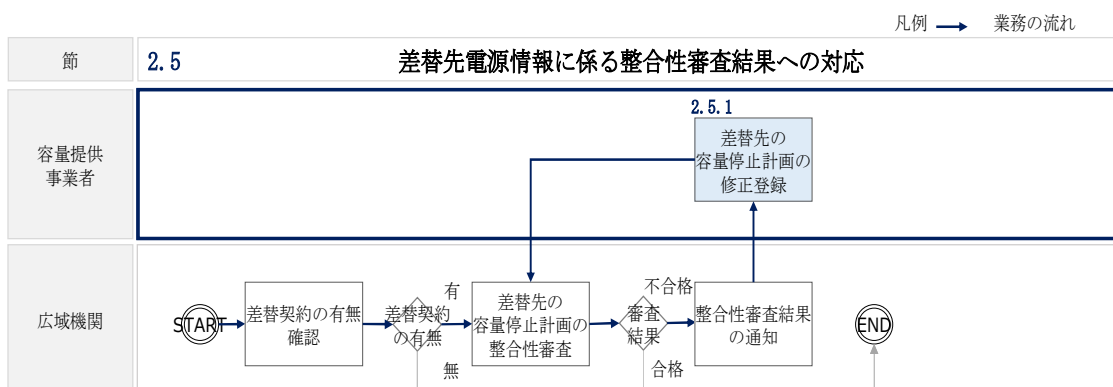


図 2-25 差替先電源情報に係る整合性審査結果への対応の詳細構成

2.5.1 差替先の容量停止計画の修正登録

本項では、差替先の容量停止計画の修正登録について説明します（図 2-26 参照）。

2.5.1.1 差替先の容量停止計画の整合性審査結果の受領

2.5.1.2 差替先の容量停止計画の修正登録

2.5.1 差替先の容量停止計画の修正登録

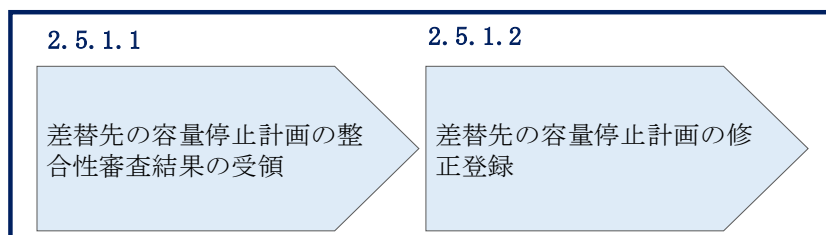


図 2-26 差替先の容量停止計画の修正登録の手順

²⁰ 差替元が登録した差替先の容量停止計画と差替先が登録した容量停止計画が整合しているかを、本機関が審査します。

2.5.1.1 差替先の容量停止計画の整合性審査結果の受領

差替先の容量停止計画の整合性審査結果が不合格の場合は、その旨が差替元電源等提供者へメールにて送付されますので、内容を確認し『2.5.1.2 差替先の容量停止計画の修正登録』を参照して容量停止計画を修正登録してください。

2.5.1.2 差替先の容量停止計画の修正登録

差替元電源等提供者にて差替先の容量停止計画を修正し、容量市場システムに再登録してください。登録方法については『2.2 容量停止計画の登録』を参照してください。

2.6 容量停止計画提出時期の妥当性審査に係る対応

本節では、容量停止計画提出時期の妥当性審査²¹に係る対応について以下の流れで説明します（図 2-27 参照）。

- 2.6.1 提出時期の妥当性に係る停止理由の提出
- 2.6.2 提出時期の妥当性審査結果の受領
- 2.6.3 提出時期の妥当性審査結果の異議申立

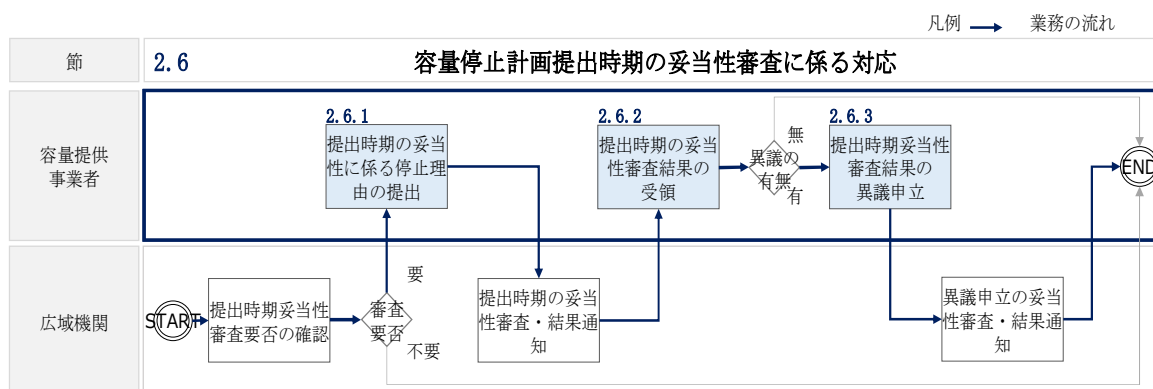


図 2-27 容量停止計画提出時期の妥当性審査に係る対応の詳細構成

²¹ 登録されている容量停止計画を確認し、容量停止計画の提出時期が妥当かどうかを、本機関が審査します。

2.6.1 提出時期の妥当性に係る停止理由の提出

本項では、提出時期の妥当性に係る停止理由（電源の出力が停止又は抑制される理由）の提出について説明します（図 2-28 参照）。

2.6.1.1 停止理由の提出依頼受領

2.6.1.2 停止理由の提出

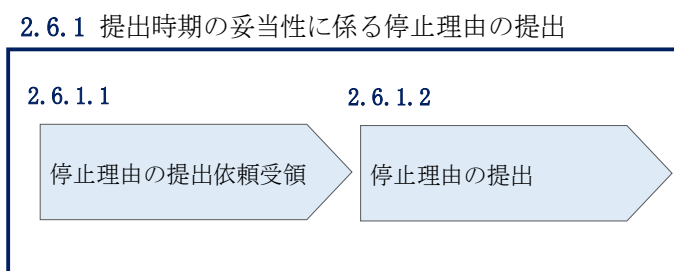


図 2-28 提出時期の妥当性に係る停止理由の提出の手順

2.6.1.1 停止理由の提出依頼受領

容量停止計画の提出時期の妥当性に係る停止理由の提出依頼が本機関より容量市場システム登録のメールアドレス宛にメールにて通知された場合、その内容を確認してください。

2.6.1.2 停止理由の提出

当該容量停止計画の提出時期の妥当性に係る停止理由についてまとめ、本機関へメールにて提出してください（表 2-10 参照）。

表 2-10 容量停止計画の提出時期の妥当性に係る停止理由の提出メール記載事項

項目	内容
件名	容量停止計画の提出時期の妥当性に係る停止理由
To	youryou_rikuase@occto.or.jp
本文記載事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実需給年度：2024 ・ 実需給月 ・ 電源等識別番号 ・ 電源等の名称 ・ 停止理由
添付ファイル	提出時期の妥当性の根拠となる資料（必要に応じて）

2.6.2 提出時期の妥当性審査結果の受領

本項では、提出時期の妥当性審査結果の受領について説明します（図 2-29 参照）。

2.6.2.1 提出時期の妥当性審査結果の受領

2.6.2.2 提出時期の妥当性審査結果の確認

2.6.2 提出時期の妥当性審査結果の受領

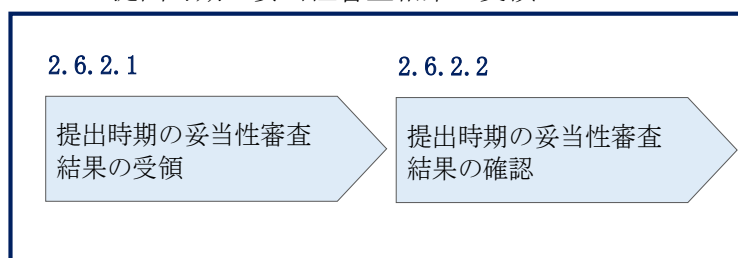


図 2-29 提出時期の妥当性審査結果の受領の手順

2.6.2.1 提出時期の妥当性審査結果の受領

容量停止計画の提出時期の妥当性審査結果が本機関より容量市場システム登録のメールアドレス宛にメールにて通知されますので、内容を確認してください²²。

2.6.2.2 提出時期の妥当性審査結果の確認

内容を確認の上、審査結果に異議がある場合は、『2.6.3 提出時期の妥当性審査結果の異議申立』を参照し、異議申立を行ってください。

2.6.3 提出時期の妥当性審査結果の異議申立

本項では、容量停止計画の提出時期の妥当性審査結果の異議申立について説明します（図 2-30 参照）。

2.6.3.1 異議申立メールの送付

2.6.3.2 異議申立審査結果の確認

2.6.3 提出時期の妥当性審査結果の異議申立

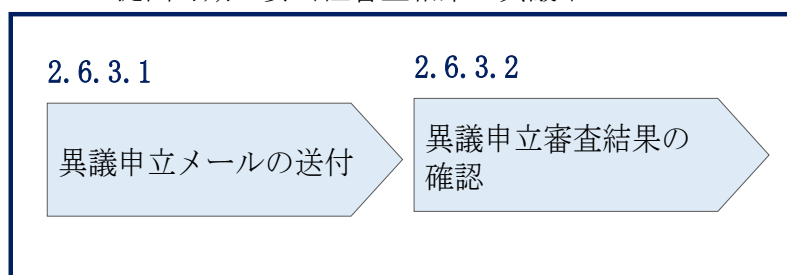


図 2-30 提出時期の妥当性審査結果の確認の手順

2.6.3.1 異議申立メールの送付

提出時期の妥当性審査結果に異議がある場合、審査結果通知を受領した日を含めて5営業日以内であれば、メールにより異議申立を行うことが可能です。

異議申立をする場合、新規メールに異議申立における必要事項を記載のうえ、所定の宛先に送信してください（表 2-11 参照）。

注：異議申立期限について、例えば、7月1日（金）に通知メールを受領した場合、7月7日（木）までに異議申立メールを本機関に送信する必要があります。

<参考>容量確保契約約款抜粋

休日：土曜日、日曜日および祝日（「国民の祝日に関する法律」に規定する休日）に加えて、1月2日～3日、4月30日～5月2日、12月30日～31日および本機関が指定する日

平日：休日以外の日

営業日：平日のうち、1月4日、12月29日以外の日

表 2-11 提出時期の妥当性審査結果に対する異議申立メールの記載項目

メール項目	内容
件名	【XXXX（事業者コード） ²³ 】提出時期の妥当性審査結果に対する異議申立
To	youryou_rikuase@occto.or.jp
本文記載事項	異議申立の内容 ・異議申立の内容およびその根拠を具体的に文章で記載 容量停止計画に係る提出時期の妥当性審査結果の異議申立対象 ・事業者コード ・事業者名称および担当者名 ・電源等識別番号 ・電源等の名称 ・容量停止計画 ID
添付資料	異議申立の根拠となる資料（必要に応じて）

2.6.3.2 異議申立審査結果の確認

提出時期の妥当性審査結果に対して異議申立を行った場合は、本機関で異議申立の内容を審査し、審査結果をメールにて通知しますので審査結果の内容を確認してください。

審査結果が合格の場合、対応は不要です。

注：異議申立の内容を審査した結果は以下のメールアドレスより送付しますので、迷惑メールとして判定されないよう受信設定してください。

メールアドレス：youryou_rikuase@occto.or.jp

²³件名に自身の事業者コード4桁を入力してください。

第3章 算定諸元登録（発電計画・発電上限）

本章では、算定諸元登録（発電計画・発電上限）に関する以下の内容について説明します（図 3-1 参照）。

3.1 発電計画・発電上限に関する対応

3.2 差替先電源情報に係る整合性審査結果への対応

第3章

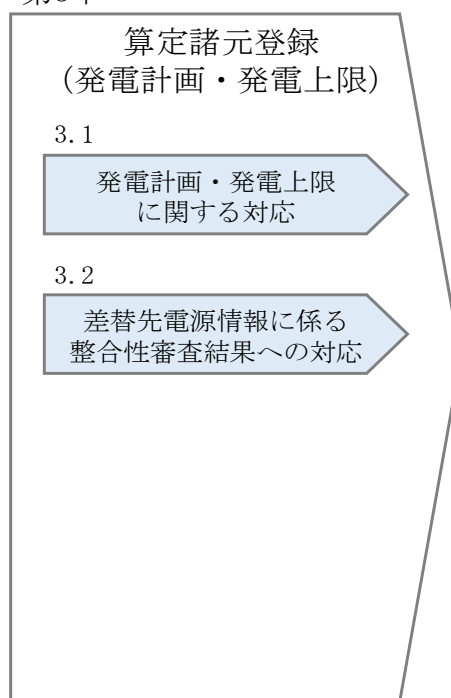


図 3-1 第3章の構成

3.1 発電計画・発電上限に関する対応

本節では、発電計画・発電上限に関する対応について説明します（図 3-2 参照）。

- 3.1.1 発電計画・発電上限の確認
- 3.1.2 発電計画・発電上限の修正
- 3.1.3 差替先に係る発電計画・発電上限の登録

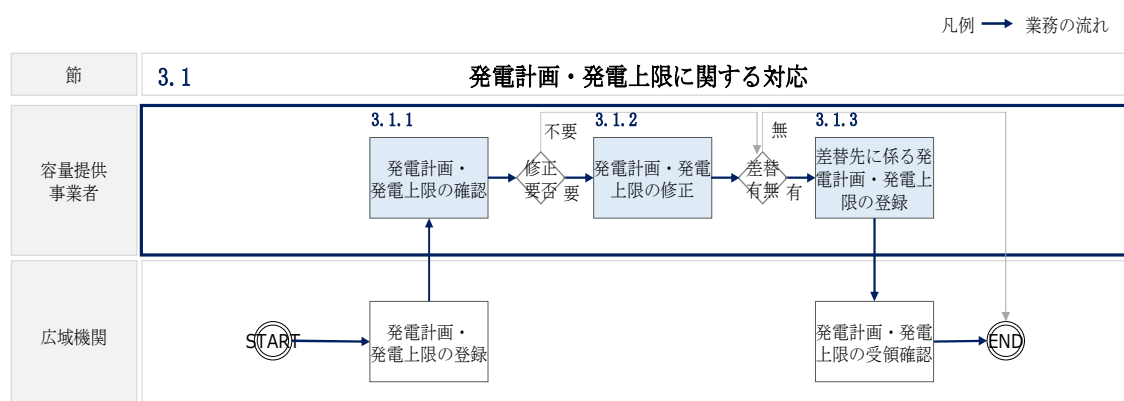


図 3-2 発電計画・発電上限に関する対応の詳細構成

3.1.1 発電計画・発電上限の確認

本項では、発電計画・発電上限の確認について説明します（図 3-3 参照）。

3.1.1.1 発電計画・発電上限の確認

3.1.1 発電計画・発電上限の確認

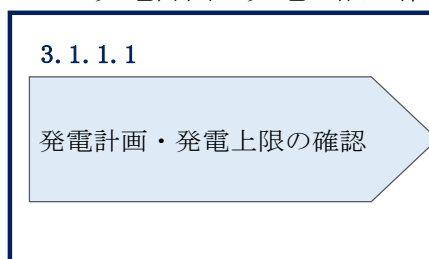


図 3-3 発電計画・発電上限の確認の手順

3.1.1.1 発電計画・発電上限の確認

本機関にて、広域機関システムに登録されているゲートクローズ直前に提出された発電計画値・発電上限値を、対象実需給月の翌月第5営業日までに容量市場システムに登録します²⁴。

以下の手順で容量市場システムに登録された発電計画・発電上限の登録結果を確認してください。

容量市場システムの折り畳みメニュー「リクワイアメント・アセスメント」の中の「アセスメント算定諸元一覧画面」リンクをクリックして、「アセスメント算定諸元一覧画面」へ進んでください。

「実需給年月」を入力し、「最新回次切替」で「最新回次のみ表示」を選択したうえで「検索」ボタンをクリックしてください。

「アセスメント算定諸元一覧」に条件に合致する結果が表示されますので、「電源等識別番号」リンクをクリックし、「アセスメント算定諸元詳細画面」へ進んでください（図 3-4 参照）。

「アセスメント算定諸元詳細画面」にて、登録された発電計画・発電上限をご確認ください。登録された発電計画・発電上限の修正の必要があるか判断してください（図 3-5 参照）。修正の必要がある場合は、『3.1.2 発電計画・発電上限の修正』へ進んでください。

²⁴ 容量市場システムでの「電源等情報詳細画面」上の「詳細情報」に記載された号機単位の系統コードを紐づけ情報として利用し、広域機関システムのデータを容量市場システムへ登録します。同一系統コードの電源が容量市場システム上に複数ある場合は、発電計画値・発電上限値を設備容量比で按分したうえで登録します。

容量市場システム
ログイン日時：2020/3/23:12:00
ユーザー名 日立 太郎
ログアウト

アセスメント算定諸元一覧画面

TOP > アセスメント共通 > アセスメント算定諸元一覧画面

実需給年月*	<input type="text" value="YYYY/MM"/>	電源等識別番号	<input type="text"/>	電源等の名称	<input type="text"/>
電源等の区分	<input type="text" value="v"/>	提出元エリア	<input type="text" value="v"/>	提出元事業者コード	<input type="text" value="XXXX"/>
提出元事業者名	<input type="text" value="XXXXXXXX"/>	供給指示対象	<input type="text" value="v"/>	回次	<input type="text"/>
最新回次切替	<input type="checkbox"/> 最新回次のみ表示				

[検索](#)

アセスメント算定諸元一覧

選択	実需給年度▲	実需給年月▲	電源等識別番号▲	電源等の名称▲	電源等の区分▲	提出元 エリア▲	提出元 事業者コード▲	提出元 事業者名▲	回次▲	供給指示対象▲
<input type="checkbox"/>	2024	2024/04	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX	XXXX	東京	XXXX	XXXXX	XX	対象
<input type="checkbox"/>	2024	2024/04	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX	XXXX	東京	XXXX	XXXXX	XX	対象
<input type="checkbox"/>	2024	2024/04	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX	XXXX	東京	XXXX	XXXXX	XX	対象
<input type="checkbox"/>	2024	2024/04	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX	XXXX	東京	XXXX	XXXXX	XX	対象
<input type="checkbox"/>	2024	2024/04	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX	XXXX	東京	XXXX	XXXXX	XX	対象
<input type="checkbox"/>	2024	2024/04	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX	XXXX	東京	XXXX	XXXXX	XX	対象
<input type="checkbox"/>	2024	2024/04	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX	XXXX	東京	XXXX	XXXXX	XX	対象
<input type="checkbox"/>	2024	2024/04	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX	XXXX	東北	XXXX	XXXXX	XX	—
<input type="checkbox"/>	2024	2024/04	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX	XXXX	東北	XXXX	XXXXX	XX	—
<input type="checkbox"/>	2024	2024/04	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX	XXXX	東北	XXXX	XXXXX	XX	—
<input type="checkbox"/>	2024	2024/04	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX	XXXX	東北	XXXX	XXXXX	XX	—
<input type="checkbox"/>	2024	2024/04	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX	XXXX	東北	XXXX	XXXXX	XX	—
<input type="checkbox"/>	2024	2024/04	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX	XXXX	東北	XXXX	XXXXX	XX	—
<input type="checkbox"/>	2024	2024/04	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX	XXXX	東北	XXXX	XXXXX	XX	—

1-15件 (全XX件)
<<最初
<前
1 / X
次へ
最後へ

[確認依頼メール送信](#)
[一覧出力](#)

図 3-4 アセスメント算定諸元一覧画面 画面イメージ

3.1.2 発電計画・発電上限の修正

本項では、発電計画・発電上限の修正について説明します（図 3-6 参照）。

3.1.2.1 発電計画・発電上限の修正登録

3.1.2.2 発電計画・発電上限の取込確認

3.1.2 発電計画・発電上限の修正

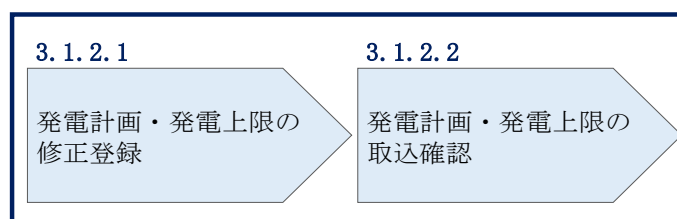


図 3-6 発電計画・発電上限の登録の手順

3.1.2.1 発電計画・発電上限の修正登録

本機関が容量市場システムへ登録した発電計画・発電上限の修正が必要と判断した場合、発電計画・発電上限を修正のうえ登録してください。

注：容量市場システムに登録する発電計画・発電上限は容量市場における容量停止計画・市場応札のアセスメントを実施するために使用します。ここで、広域機関システムに登録する発電計画・発電上限は系統コード単位で登録されていますが、本機関が容量市場システムへ登録する発電計画・発電上限は、設備の停止状況等に関わらず設備容量比で按分して容量市場システムへ登録します。したがって、広域機関システムに登録している発電計画・発電上限と容量市場システムに登録する発電計画・発電上限は異なる場合があります。

また、以下の事例等では容量停止計画のアセスメントを実施するために、本機関が広域機関システムから容量市場システムに登録した発電計画・発電上限を容量提供事業者にて修正する必要があります。

（例1）同一系統コードの電源が容量市場システム上に複数ある場合
本機関が容量市場システムへ登録する発電計画・発電上限は設備の停止状況等に関わらず設備容量比で按分して容量市場システムへ登録します。そのため、設備の停止状況等を踏まえ、発電計画・発電上限を修正してください。

（例2）揚水発電所において、発電所単位（複数ユニット）で容量市場に落札し、運転継続時間の範囲外で1ユニットのみが作業停止して容量停止計画を登録している場合²⁵

運転継続時間の範囲外において、広域機関システムに登録した発電上限は0となりますが、容量停止計画のアセスメントを実施するために、運転継続時間の範囲外で1ユニットのみが作業停止して容量停止計画を登録しているコマについて、電源が提供できる供給力の最大値²⁶に修正してください。

（例3）自流式水力発電所において、容量停止計画を提出し出力低下している期間に渇水等が発生し広域機関システムに登録した発電上限が、電源が提供できる供給力の最大値を下回っている場合

広域機関システムに登録した発電上限は、安定供給に必要な予備率の確保可否の確認に使用しているため、容量停止計画による出力低下に加え、渇水等の影響を考慮した値となっています。したがって、容量市場システムに登録する発電上限については、適切な容量停止計画のアセスメント実施のために、広域機関システムに登録した発電上限を電源が提供できる供給力の最大値に修正してください。

（例4）火力発電所における燃料制約や水力発電所における渇水等により広域機関システムに登録した発電上限値が電源の提供できる供給力の最大値を下回っている場合（広域予備率低下時のみ）

広域機関システムに登録した発電上限は、安定供給に必要な予備率の確保可否の確認に使用しているため、燃料制約や渇水等による減少を考慮した値となっています。したがって、容量市場システムに登録する発電上限については、適切な市場応札のアセスメント実施のために、広域機関システムに登録した発電上限を電源が提供できる供給力の最大値に修正してください。

発電計画・発電上限の登録は <https://www.occto.or.jp/market-board/market/youryou-system/> からダウンロードする CSV ファイルを用いてください（図 3-7、表 3-1 参照）。

²⁵ 揚水発電所において、発電所単位（複数ユニット）で容量市場に約定しており、運転継続時間の範囲外で1ユニットのみが作業停止して容量停止計画を登録しているコマについては、市場応札のリクワイアメントの対象外となりますが、容量停止計画のリクワイアメントの対象となります。

²⁶ 本マニュアル末尾に掲載されている Appendix3 を参照。

3.1 発電計画・発電上限に関する対応

ファイル(F) 編集(E) 書式(O) 表示(V) ヘルプ(H)

```

"実需給年月日","情報区分","提出事業者コード","電源等識別番号","0:00","0:30","1:00","1:30","2:00","2:30","3:00","3:30","4:00
20240401,01,H001,0000000004,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,
20240401,02,H001,0000000004,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,
20240402,01,H001,0000000004,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,
20240402,02,H001,0000000004,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,
20240403,01,H001,0000000004,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,
20240403,02,H001,0000000004,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,
20240404,01,H001,0000000004,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,
20240404,02,H001,0000000004,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,
20240405,01,H001,0000000004,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,
20240405,02,H001,0000000004,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,
20240406,01,H001,0000000004,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,
20240406,02,H001,0000000004,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,
20240407,01,H001,0000000004,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,
20240407,02,H001,0000000004,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,
20240408,01,H001,0000000004,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,
20240408,02,H001,0000000004,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,
20240409,01,H001,0000000004,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,

```

図 3-7 アセスメント算定諸元（発電計画・発電上限）の CSV イメージ

表 3-1 アセスメント算定諸元（発電計画・発電上限）CSV の記載項目²⁷

No	項目	留意点
1	実需給年月日	yyyymmdd 形式の半角数字で入力してください 例：2024年10月1日の場合「20241001」と入力
2	情報区分	01 もしくは 02 を入力してください 01：発電計画 02：発電上限
3	提出事業者コード	自身の事業者コード（4桁）を半角英数字で入力してください
4	電源等識別番号	電源等識別番号（10桁）を半角英数字で入力してください
5	0:00	コマ別の発電計画、発電上限を半角数字で入力してください
6	0:30	//
7	1:00	//
8	1:30	//
9	2:00	//

²⁷ アセスメント算定諸元 CSV については、ヘッダ部分（“実需給年月日”～“23:30”の部分）の項目が共通しており、情報区分の数字を書き換えることで登録対象の情報を変えることができます（例：情報区分を 01 から 03 に変更することで、発電計画から発電量調整受電電力量の情報へ変換することができます）。

No	項目	留意点
		...
48	21:30	//
49	22:00	//
50	22:30	//
51	23:00	//
52	23:30	//

アセスメント算定諸元（発電計画・発電上限）CSVに必要な値を入力して保存した後、容量市場システムに登録してください。

注1：アセスメント算定諸元 CSV（発電計画・発電上限）ファイルは、テキストエディタで編集してください。テキストエディタではなく Excel で編集した場合、記載したデータから「”」（ダブルクォーテーション）」や先頭の0が欠落する可能性があります。

注2：登録する CSV ファイルについて、1行目のヘッダ部分（“実需給年月日”～“23:30”の部分）各項目には「”」を付けてください。2行目以降のボディ部分（登録する情報の部分）には「”」を付けないでください。

注3：アセスメント算定諸元（発電計画・発電上限）の CSV ファイルの登録に関して、登録対象月に関して月初から月末の1ヶ月分のデータが全て入力されていない場合エラーが発生するため、1ヶ月分のデータが全て入力されているかを確認してください。（発電計画・発電上限が零でも、0を入力してください）。

ファイル名は「実需給年度・対象月_ファイル種別.csv」としてください²⁸。また、発電計画・発電上限を更新する場合のファイル名は「実需給年度・対象月_ファイル種別_R更新回数.csv」としてください。

例) 初回の登録の場合

202410_アセスメント算定諸元.csv
実需給年度・対象月 ファイル種別

²⁸ 容量市場システムの仕様上ファイル名は任意に設定していただくことも可能です。容量提供事業者にて管理しやすいよう、命名してください。

1 回目の更新の場合

202410_アセスメント算定諸元_R1.csv

R 更新回数

2 回目の更新の場合

202410_アセスメント算定諸元_R2.csv

容量市場システム「実需給期間向け機能トップ画面」の折り畳みメニューから「システム共通：」の中の「一括登録・変更画面」リンクをクリックして、「一括登録・変更画面」へ進んでください。

「一括登録・変更画面」の「ファイル種別」で「03.アセスメント算定諸元」を選択し、「ファイル選択」ボタンからアップロードしたいアセスメント算定諸元（発電計画・発電上限）CSVを選択してください。ファイル選択後、「アップロード」ボタンをクリックし、登録してください（図 3-8 参照）。

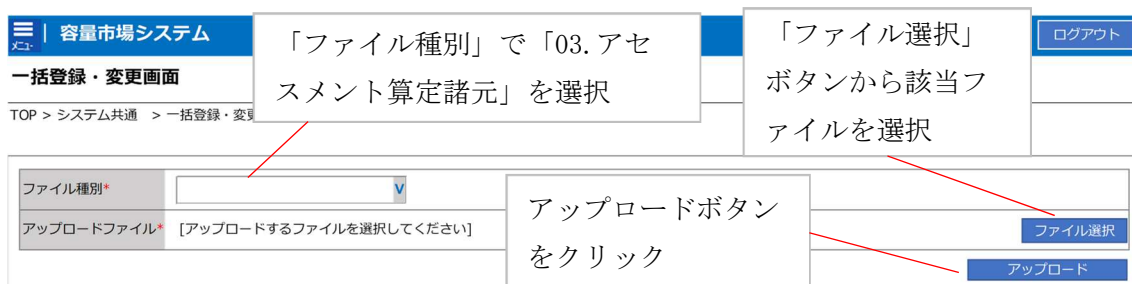


図 3-8 一括登録・変更画面 画面イメージ

3.1.2.2 発電計画・発電上限の取込確認

アップロードした発電計画・発電上限の取込確認をしてください。

容量市場システム「実需給期間向け機能トップ画面」の折り畳みメニュー「システム共通」の中の「一括登録・変更結果確認画面」リンクをクリックして、「一括登録・変更結果確認画面」へ進んでください。

「ファイル種別」で「03. アセスメント算定諸元」を選択し、登録日時を入力し、「検索」ボタンをクリックしてください。「一括登録・変更結果確認一覧（検索結果）」に条件に合致する発電計画・発電上限が表示されます。検索結果から、ユーザ ID、ファイル名、登録日時をもとに登録したファイルを特定したうえで「登録結果」が「処理中」となっている場合は、まだシステム内で処理が終了していませんので、時間を空けて再確認してください。「登録結果」が「OK」と表示されていれば正常に登録されていますが、「登録結果」が「NG」と表示されている場合は正常に登録されていないため、再登録する必要があります（図 3-9、図 3-10 参照）。なお、検索時に「登録結果 NG のみ表示」にチェックを入れると「登録結果」が「NG」の対象のみを表示可能です。

容量停止計画の「登録結果」が「NG」と表示されている場合、「登録結果」の「NG」リンクをクリックし、「エラー情報 CSV ファイル」をダウンロードしてください（図 3-11 参照）。「エラー情報 CSV ファイル」の内容を確認してアセスメント算定諸元の CSV ファイルを修正し、『3.1.2.1 発電計画・発電上限の修正登録』を参照して再登録してください。

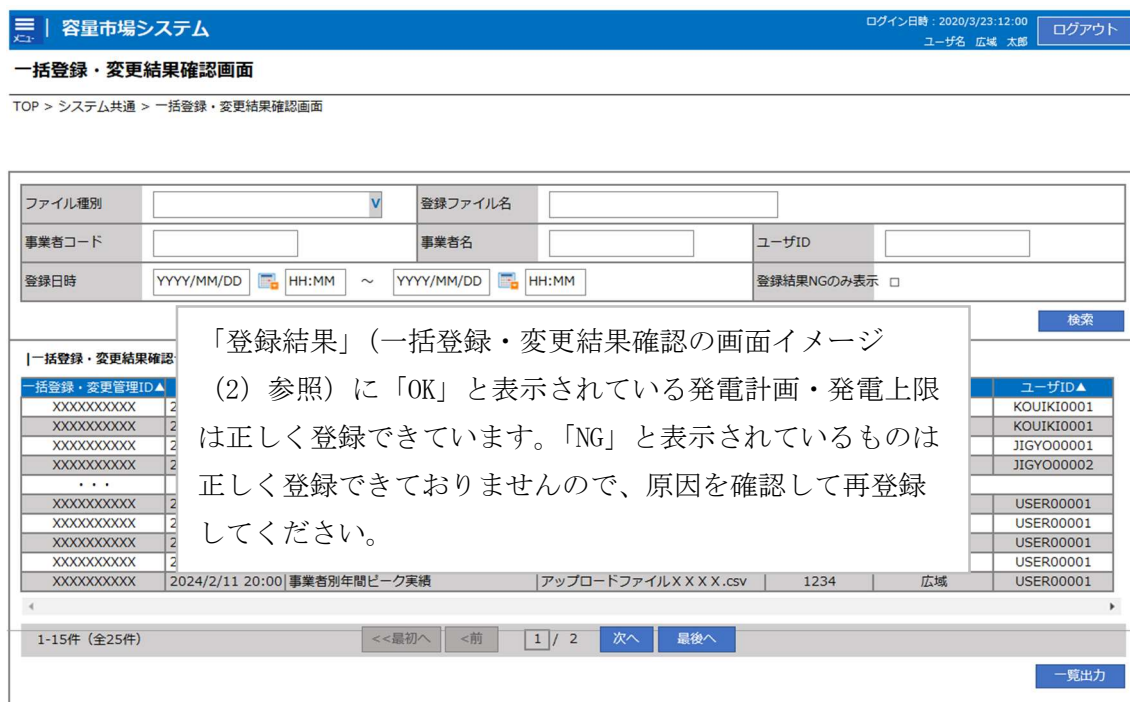


図 3-9 一括登録・変更結果確認の画面イメージ (1)



図 3-10 一括登録・変更結果確認の画面イメージ (2)

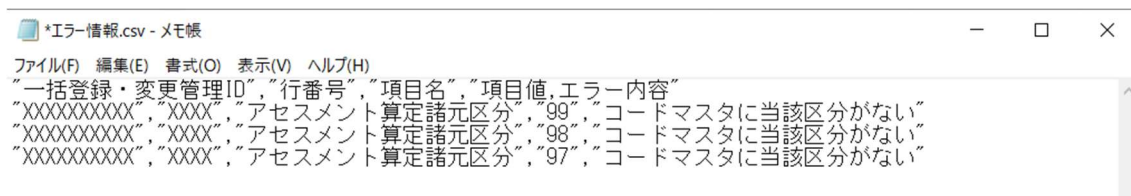


図 3-11 エラー情報 CSV ファイルの CSV イメージ

なお、発電計画・発電上限のファイルが正常に登録された場合、登録が完了した旨のメールが容量市場システムに登録したメールアドレス宛に送付されます（表 3-2 参

照）。『3.1.1.1 発電計画・発電上限の確認』を参照し、登録内容を確認してください。

発電計画・発電上限を誤った内容で登録してしまった場合は、『3.1.2.1 発電計画・発電上限の修正登録』を参照して、発電計画・発電上限を再登録してください。

表 3-2 一括登録・変更の CSV ファイル登録結果通知メールイメージ

項目	内容
件名	【容量市場システム】一括登録・変更の CSV ファイル登録結果通知
送信元メールアドレス	support-noreply@capacity-market2.occto.or.jp
本文記載事項	<p>XXXX 様</p> <p>こちらは電力広域的運営推進機関 容量市場システム 管理者です。</p> <p>一括登録・変更で CSV ファイルが正常に登録されました。ご確認をお願いいたします。</p> <p>電力広域的運営推進機関 容量市場システム 管理者</p> <p>※このメールはシステムより自動送信されています。差出人には返信しないでください。</p>

「一括登録・変更結果確認画面」から登録結果を確認した後、誤登録を防ぐために、「アセスメント算定諸元詳細画面」の登録結果と、取り込んだアセスメント算定諸元（発電計画・発電上限） CSV ファイルの値のうち、対象年月日のうち少なくとも1日分の全コマを抽出し、正しいファイルが登録されているか確認してください。

容量市場システム「実需給期間向け機能トップ画面」の折り畳みメニューの「アセスメント共通」の「アセスメント算定諸元一覧画面」リンクをクリックして、「アセスメント算定諸元一覧画面」へ進んでください。

「電源等の区分」で「安定電源」を選択の上、「最新回次切替」で「最新回次のみ表示」をチェックし、「実需給年月」、「電源等識別番号」を入力して「検索」ボタンをクリックしてください。検索結果一覧から対象の「電源等識別番号」をクリックし、「アセスメント算定諸元詳細画面」へ進んでください。「一括登録・変更画面」で取り込んだアセスメント算定諸元（発電計画・発電上限） CSV ファイルと「アセスメン

「算定諸元詳細画面」に表示される「発電計画・発電上限情報」の対象年月日のうち少なくとも1日分の全コマを抽出し、正しいファイルが登録されているか確認してください（図 3-12 参照）。

発電計画・発電上限を誤った内容で登録してしまった場合は、『3.1.2.1 発電計画・発電上限の修正登録』を参照して発電計画・発電上限を再登録してください。

容量市場システム ログイン日時: 2020/3/23 12:00 ユーザー名: 日野 太郎 ログアウト

アセスメント算定諸元詳細画面

TOP > アセスメント共通 > [アセスメント算定諸元一覧画面](#) > アセスメント算定諸元詳細画面

登録情報			
実需給年度	2024	対象年月	2024/04
電源等の名称	XXXXXXXXXX	電源等識別番号	XXXXXXXXXX
提出元事業者名	XXXXXXXXXX	電源等	アセスメント算定諸元（発電計画・発電上限）CSV ファイルと「アセスメント算定諸元詳細画面」の発電計画・発電上限の値を対象年月日のうち少なくとも1日分の全コマを抽出し、正しいファイルが登録されているか確認してください。
更新情報			
発電計画・発電上限	YYYY/MM/DD hh:mm	発電量	h:mm
最終更新日時		最終登録	
回次	XXXX		
詳細選択			
登録種別	<input checked="" type="radio"/> 発電計画・発電上限 <input type="radio"/> 発電量調整受電力量 <input type="radio"/> 市場応礼量		

実需給年度	対象年月日	登録種別	電源等識別番号	コマ毎登録情報[kW]																		
				01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
2024	2024/04/01	発電計画	XXXXXXXXXX	x,xxx	x,xxx	x,xxx	x,xxx	x,xxx	x,xxx	x,xxx	x,xxx	x,xxx	x,xxx	x,xxx	x,xxx	x,xxx	x,xxx	x,xxx	x,xxx	x,xxx		
		発電上限	XXXXXXXXXX	x,xxx	x,xxx	x,xxx	x,xxx	x,xxx	x,xxx	x,xxx	x,xxx	x,xxx	x,xxx	x,xxx	x,xxx	x,xxx	x,xxx	x,xxx	x,xxx	x,xxx	x,xxx	
2024	2024/04/02	発電計画	XXXXXXXXXX	x,xxx	x,xxx	x,xxx	x,xxx	x,xxx	x,xxx	x,xxx	x,xxx	x,xxx	x,xxx	x,xxx	x,xxx	x,xxx	x,xxx	x,xxx	x,xxx	x,xxx		
		発電上限	XXXXXXXXXX	x,xxx	x,xxx	x,xxx	x,xxx	x,xxx	x,xxx	x,xxx	x,xxx	x,xxx	x,xxx	x,xxx	x,xxx	x,xxx	x,xxx	x,xxx	x,xxx	x,xxx	x,xxx	
2024	2024/04/03	発電計画	XXXXXXXXXX	x,xxx	x,xxx	x,xxx	x,xxx	x,xxx	x,xxx	x,xxx	x,xxx	x,xxx	x,xxx	x,xxx	x,xxx	x,xxx	x,xxx	x,xxx	x,xxx	x,xxx		
		発電上限	XXXXXXXXXX	x,xxx	x,xxx	x,xxx	x,xxx	x,xxx	x,xxx	x,xxx	x,xxx	x,xxx	x,xxx	x,xxx	x,xxx	x,xxx	x,xxx	x,xxx	x,xxx	x,xxx	x,xxx	

*202404_アセスメント算定諸元（変動単独）.csv - メモ帳

ファイル(F) 編集(E) 書式(O) 表示(V) ヘルプ(H)

"実需給年月日","情報区分","提出事業者コード","電源等識別番号","0:00","0:30","1:00","1:30","2:00","2:30","3:00","3:30","4:00"

```

20240401,01,H001,0000000004,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000
20240401,02,H001,0000000004,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000
20240402,01,H001,0000000004,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000
20240402,02,H001,0000000004,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000
20240403,01,H001,0000000004,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000
20240403,02,H001,0000000004,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000
20240404,01,H001,0000000004,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000
20240404,02,H001,0000000004,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000
20240405,01,H001,0000000004,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000
20240405,02,H001,0000000004,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000
20240406,01,H001,0000000004,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000
20240406,02,H001,0000000004,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000
20240407,01,H001,0000000004,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000
20240407,02,H001,0000000004,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000
20240408,01,H001,0000000004,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000
20240408,02,H001,0000000004,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000
20240409,01,H001,0000000004,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000
    
```

図 3-12 アセスメント算定諸元詳細画面とアセスメント算定諸元（発電計画・発電上限）CSV ファイルの比較イメージ

3.1.3 差替先に係る発電計画・発電上限の登録

本項では、差替元電源等提供者が実施する差替先に係る発電計画・発電上限の登録について説明します（図 3-13 参照）。

3.1.3.1 差替先に係る発電計画・発電上限の登録

3.1.3.2 差替先に係る発電計画・発電上限の取込確認

3.1.3 差替先に係る発電計画・発電上限の登録

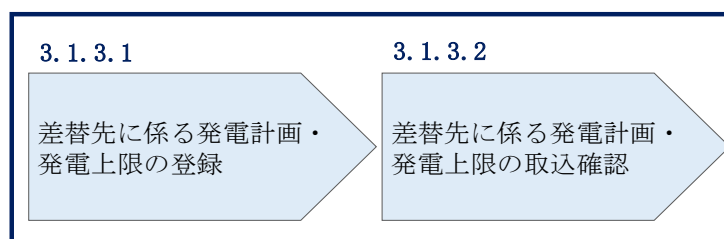


図 3-13 差替先に係る発電計画・発電上限の登録の手順

3.1.3.1 差替先に係る発電計画・発電上限の登録

電源等差替契約を締結している場合は、差替元電源等提供者にて差替先の発電計画・発電上限を登録・修正してください。

登録主体から登録対象を確認し、登録対象毎に下記手順を参照してください（表 3-3 参照）。

表 3-3 電源等差替契約締結時の発電計画・発電上限の登録対象

登録主体		電源等差替契約締結時の発電計画・発電上限の登録対象
差替元電源等 提供者	部分差替	差替元電源の全量 差替先電源から差替元電源に配分された量
	全量差替	差替先電源から差替元電源に配分された量
差替先電源等提供者		差替先電源の全量

<差替配分供給力（発電計画・発電上限）CSV>

差替元電源等提供者は差替配分供給力（発電計画・発電上限）を登録してください（表 3-4 参照）。

差替配分供給力（発電計画・発電上限）の登録は <https://www.occto.or.jp/market-board/market/youryou-system/> からダウンロードする CSV ファイルを用いてください（図 3-14 参照）。

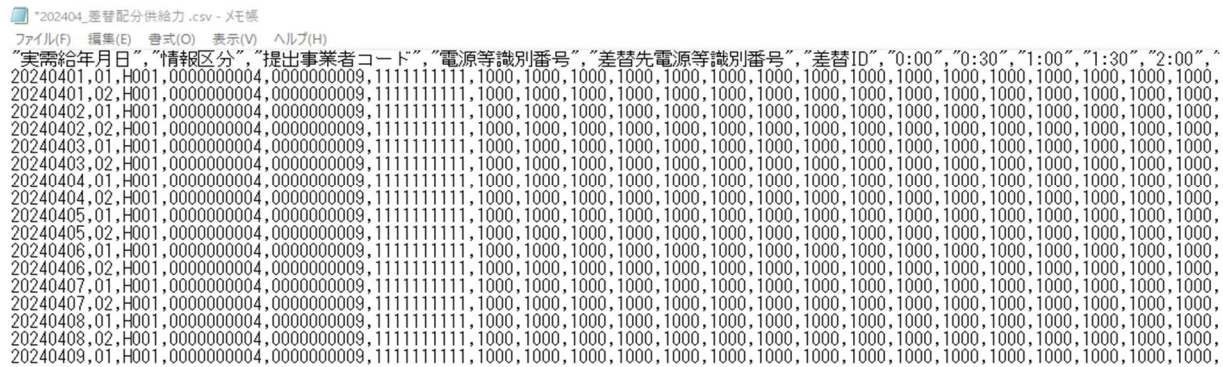


図 3-14 差替配分供給力（発電計画・発電上限） CSV イメージ

表 3-4 差替配分供給力（発電計画・発電上限）CSV の記載項目²⁹

No	項目	留意点
1	実需給年月日	yyyyymmdd 形式の半角数字で入力してください 例：2024年10月1日の場合「20241001」と入力
2	情報区分	01 もしくは 02 を入力してください 01：発電計画 02：発電上限
3	提出事業者コード	自身の事業者コード（4桁）を半角英数字で入力してください
4	電源等識別番号	電源等識別番号（10桁）を半角英数字で入力してください
5	差替先電源等識別番号	差替先電源等識別番号（10桁）を半角英数字で入力してください
6	電源等差替 ID	電源等差替 ID（10桁）を半角英数字で入力してください
7	0:00	コマ別の発電計画・発電上限を半角数字で入力してください
8	0:30	〃
9	1:00	〃
10	1:30	〃
11	2:00	〃
...		
50	21:30	〃
51	22:00	〃
52	22:30	〃
53	23:00	〃
54	23:30	〃

差替配分供給力 CSV に必要な値を入力して保存した後、容量市場システムに登録してください。

²⁹ 差替配分供給力 CSV については、ヘッダ部分（“実需給年月日”～“23:30”の部分）の項目が共通しており、情報区分の数字を書き換えることで登録対象の情報を変えることができます（例：情報区分を 01 から 03 に変更することで、発電計画から発電量調整受電電力量の情報へ変換することができます）。

注1：差替配分供給力（発電計画・発電上限）CSV ファイルは、テキストエディタで編集してください。テキストエディタではなく Excel で編集した場合、記載したデータから「”」（ダブルクォーテーション）」や先頭の0が欠落する可能性があります。

注2：登録する CSV ファイルについて、1行目のヘッダ部分（“実需給年月日”～“23:30”の部分）各項目には「”」を付けてください。2行目以降のボディ部分（登録する情報の部分）には「”」を付けしないでください。

注3：差替配分供給力（発電計画・発電上限）の CSV ファイルの登録に関して、登録対象月に関して月初から月末の1ヶ月分のデータが全て入力されていない場合エラーが発生するため、1ヶ月分のデータが全て入力されているかを確認してください（発電計画・発電上限が零でも、0を入力してください）。

ファイル名は「実需給年度・対象月_ファイル種別_A 枝番.csv」としてください³⁰。
また、差替配分供給力（発電計画・発電上限）を更新する場合のファイル名は「実需給年度・対象月_ファイル種別_ A 枝番_R 更新回数.csv」としてください。

例) 初回の登録の場合

202410_差替配分供給力_A1.csv
実需給年度・対象月 ファイル種別 A 枝番

1 回目の更新の場合

202410_差替配分供給力_A1_R1.csv
R 更新回数

2 回目の更新の場合

202410_差替配分供給力_A1_R2.csv

容量市場システム「実需給期間向け機能トップ画面」の折り畳みメニューから「システム共通：の中の「一括登録・変更画面」リンクをクリックして、「一括登録・変更画面」へ進んでください。

「一括登録・変更画面」で「ファイル種別」で「04. 差替配分供給力」を選択し、「フ

³⁰ 容量市場システムの仕様上ファイル名は任意に設定していただくことも可能です。容量提供事業者にて管理しやすいよう、命名してください。

「ファイル選択」ボタンからアップロードしたい差替配分供給力ファイルを選択してください。ファイル選択後、「アップロード」ボタンをクリックしてアップロードを完了してください（図 3-15 参照）。

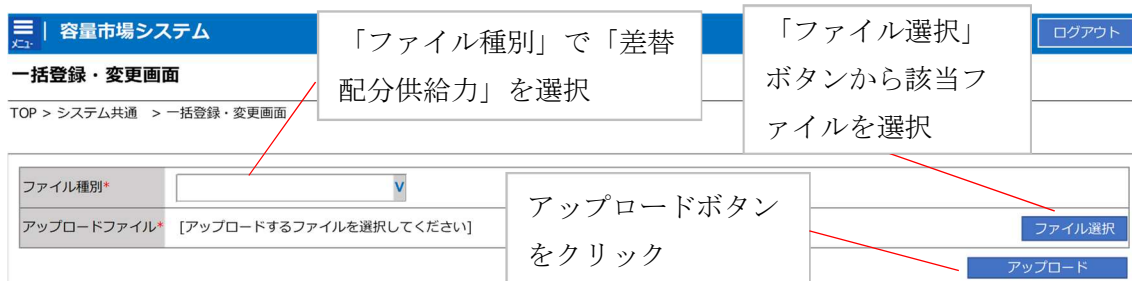


図 3-15 一括登録・変更画面 画面イメージ

3.1.3.2 差替先に係る発電計画・発電上限の取込確認

アップロードした発電計画・発電上限の取込確認をしてください。

容量市場システム「実需給期間向け機能トップ画面」の折り畳みメニュー「システム共通」の中の「一括登録・変更結果確認画面」リンクをクリックして、「一括登録・変更結果確認画面」へ進んでください。

「ファイル種別」で「04. 差替配分供給力」を選択し、登録日時を入力して「検索」ボタンをクリックしてください。検索結果から、ユーザ ID、ファイル名、登録日時をもとに登録したファイルを特定したうえで「一括登録・変更結果確認一覧（検索結果）」に条件に合致する差替配分供給力が表示されます。「登録結果」が「処理中」となっている場合は、まだシステム内で処理が終了していませんので、時間を空けて再確認してください。「登録結果」が「OK」と表示されていれば正常に登録されていますが、「登録結果」が「NG」と表示されている場合は正常に登録されていないため、再登録する必要があります（図 3-16、図 3-17 参照）。なお、検索時に「登録結果 NG のみ表示」にチェックを入れると「登録結果」が「NG」の対象のみを表示可能です。

差替配分供給力の「登録結果」が「NG」と表示されている場合、「登録結果」の「NG」リンクをクリックし、「エラー情報 CSV ファイル」をダウンロードしてください（図 3-18 参照）。「エラー情報 CSV ファイル」の内容を確認して差替配分供給力 CSV ファイルを修正し、『3.1.3.1 差替先に係る発電計画・発電上限の登録』を参照して再登録してください。

3.1 発電計画・発電上限に関する対応

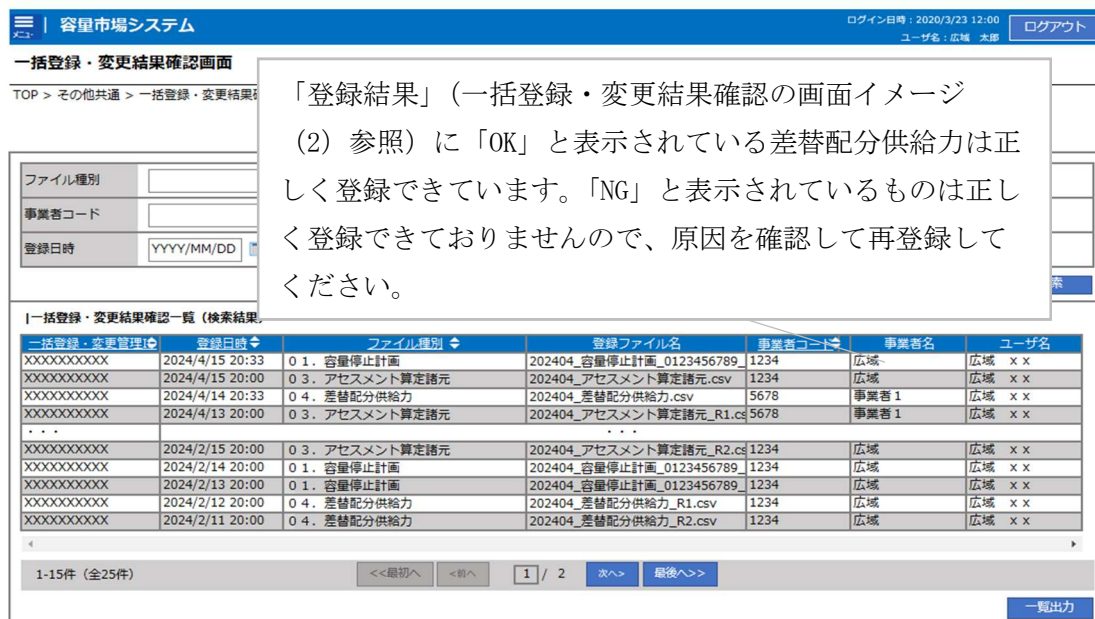


図 3-16 一括登録・変更結果確認の画面イメージ（1）



図 3-17 一括登録・変更結果確認の画面イメージ（2）

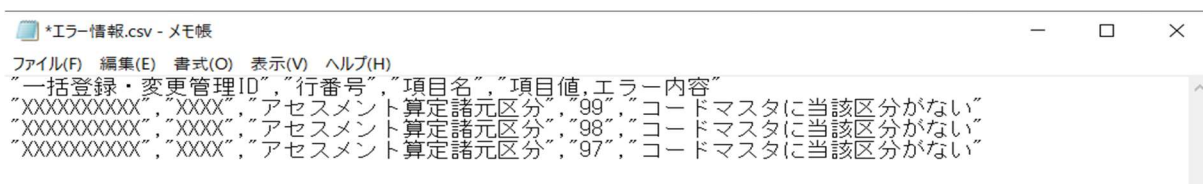


図 3-18 エラー情報 CSV ファイルの CSV イメージ

なお、差替配分供給力（発電計画・発電上限）CSV ファイルが正常に登録された場合、登録が完了した旨のメールが容量市場システム登録のメールアドレス宛に送付さ

れます（表 3-2 参照）。『3.1.1.1 発電計画・発電上限の確認』を参照し、登録内容を確認してください。

発電計画・発電上限を誤った内容で登録してしまった場合は、『3.1.3.1 差替先に係る発電計画・発電上限の登録』を参照して発電計画・発電上限を再登録してください。

3.2 差替先電源情報に係る整合性審査結果への対応

3.2 差替先電源情報に係る整合性審査結果への対応

本節では、差替先電源情報に係る整合性審査³¹結果への対応について説明します（図3-19参照）。

3.2.1 差替配分供給力（発電計画・発電上限）の修正・登録

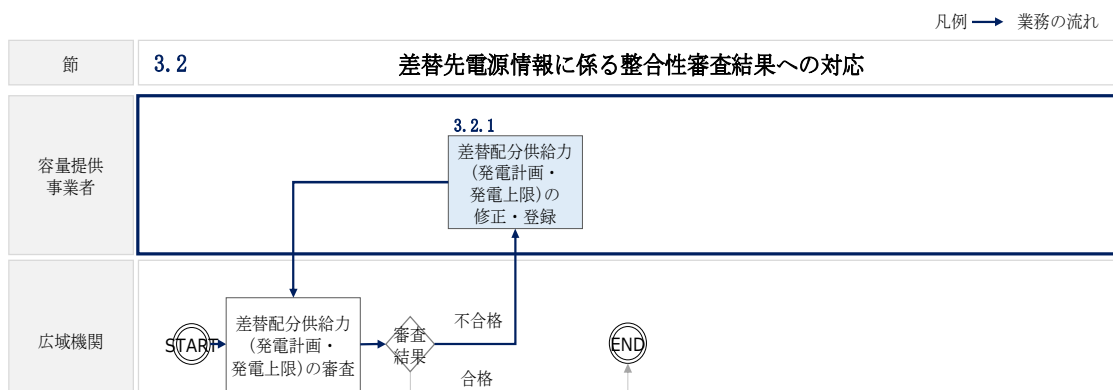


図 3-19 差替先電源情報に係る整合性審査結果への対応の詳細構成

³¹ 差替元が登録した差替配分供給力（発電計画・発電上限）と差替先が登録した発電計画・発電上限が整合しているかを、本機関が審査します。

3.2.1 差替配分供給力（発電計画・発電上限）の修正・登録

本項では、差替配分供給力（発電計画・発電上限）の修正・登録について説明します（図 3-20 参照）。

3.2.1.1 差替配分供給力（発電計画・発電上限）の審査結果の受領

3.2.1.2 差替配分供給力（発電計画・発電上限）の修正・登録

3.2.1 差替配分供給力（発電計画・発電上限）の修正・登録

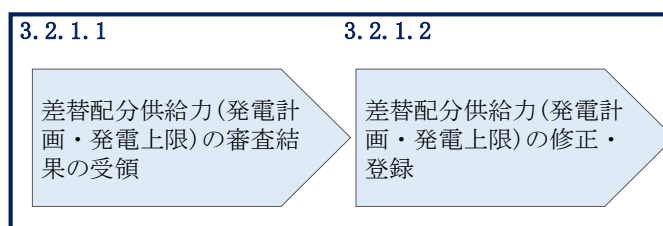


図 3-20 差替配分供給力（発電計画・発電上限）の修正・登録の手順

3.2.1.1 差替配分供給力（発電計画・発電上限）の審査結果の受領

差替配分供給力（発電計画・発電上限）審査結果が不合格の場合は、その旨が本機関よりメールにて差替元電源等提供者へ送付されますので、内容を確認し、『3.2.1.2 差替配分供給力（発電計画・発電上限）の修正・登録』にて差替配分供給力（発電計画・発電上限）を修正し、登録してください。

3.2.1.2 差替配分供給力（発電計画・発電上限）の修正・登録

差替先電源等提供者が提出している算定諸元を確認の上、『3.1.3 差替先に係る発電計画・発電上限の登録』を参照して差替配分供給力（発電計画・発電上限）を登録してください。

第4章 算定諸元登録（発電量調整受電電力量）

本章では、算定諸元登録（発電量調整受電電力量）に関する以下の内容について説明します（図 4-1 参照）。

- 4.1 発電量調整受電電力量の登録
- 4.2 発電量調整受電電力量の登録内容審査結果への対応
- 4.3 差替先電源情報に係る整合性審査結果への対応

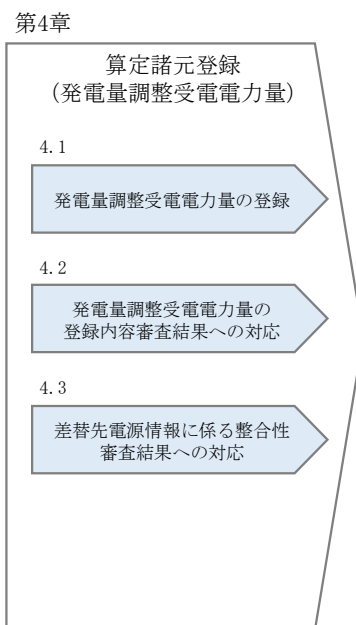


図 4-1 第4章の構成

4.1 発電量調整受電電力量の登録

本節では、発電量調整受電電力量の登録について以下の流れで説明します（図 4-2 参照）。

4.1.1 発電量調整受電電力量の登録

4.1.2 差替先に係る発電量調整受電電力量の登録

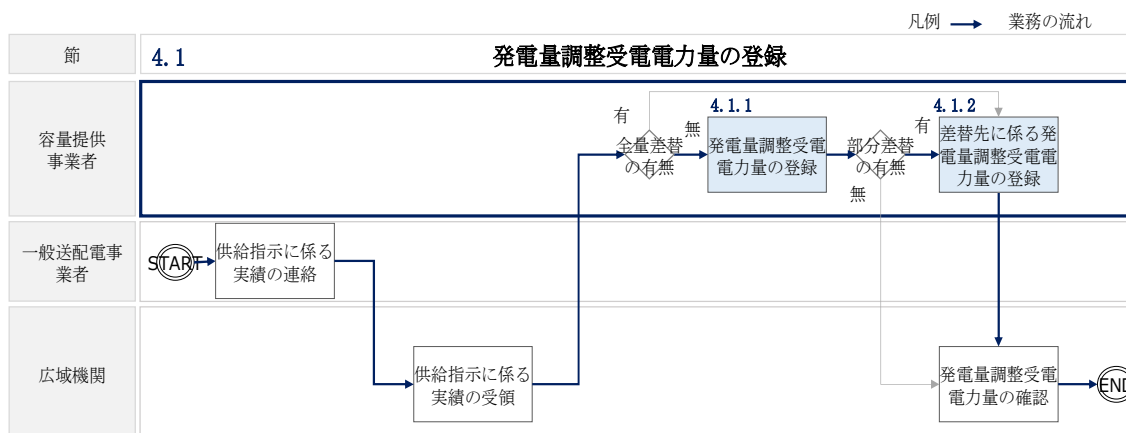


図 4-2 発電量調整受電電力量の登録の詳細構成

4.1.1 発電量調整受電電力量の登録

本項では、発電量調整受電電力量の登録について説明します（図 4-3 参照）。

4.1.1.1 発電量調整受電電力量の登録

4.1.1.2 発電量調整受電電力量の登録結果の確認

4.1.1.1 発電量調整受電電力量の登録

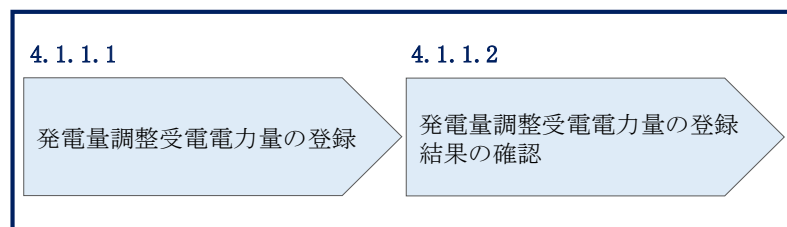


図 4-3 発電量調整受電電力量の登録の手順

4.1.1.1 発電量調整受電電力量の登録

一般送配電事業者から供給指示を受令した月のみ、当該月分の発電量調整受電電力量の登録が必要です。発電量調整受電電力量の登録は、

<https://www.occto.or.jp/market-board/market/youryou-system> からダウンロードする CSV ファイルを用いてください（図 4-4、表 4-1 参照）。

なお、供給指示を受令した場合、当該月の全電源の発電量調整受電電力量を登録してください。

The screenshot shows a CSV file with the following header: "実需給年月日", "情報区分", "提出事業者コード", "電源等識別番号", "0:00", "0:30", "1:00", "1:30", "2:00", "2:30", "3:00", "3:30", "4:00", "4:30", "5:00". The data rows consist of 15 columns of numerical values, representing power requirements for different time intervals across various power sources.

図 4-4 アセスメント算定諸元（発電量調整受電電力量）の CSV イメージ

表 4-1 アセスメント算定諸元（発電量調整受電電力量）の CSV の記載項目³²

No	項目	留意点
1	実需給年月日	yyyymmdd 形式の半角数字で入力してください 例：2024年10月1日の場合「20241001」と入力
2	情報区分	03 を入力してください 03：発電量調整受電電力量
3	提出事業者コード	事業者コード（4桁）を半角英数字で入力してください
4	電源等識別番号	電源等識別番号（10桁）を半角英数字で入力してください
5	0:00	コマ別の発電量調整受電電力量（整数部最大12桁、小数部最大3桁）を半角数字で入力してください
6	0:30	〃
7	1:00	〃
8	1:30	〃
9	2:00	〃
...		
48	21:30	〃
49	22:00	〃
50	22:30	〃
51	23:00	〃
52	23:30	〃

アセスメント算定諸元（発電量調整受電電力量）の CSV に必要な値を入力して保存した後、容量市場システムに登録してください。

注1：アセスメント算定諸元（発電量調整受電電力量）の CSV ファイルは、テキストエディタで編集してください。テキストエディタではなく Excel で編集した場合、記載したデータから「”（ダブルクォーテーション）」や先頭の0が欠落する可能性があります。

³² アセスメント算定諸元 CSV については、ヘッダ部分（“実需給年月日”～“23:30”の部分）の項目が共通しており、情報区分の数字を書き換えることで登録対象の情報を変えることができます（例：情報区分を01から03に変更することで、発電計画から発電量調整受電電力量の情報へ変換することができます。）。

注2：登録するCSVファイルについて、1行目のヘッダ部分（“実需給年月日”～“23:30”の部分）各項目には「”」を付けてください。2行目以降のボディ部分（登録する情報の部分）には「”」を付けないでください。

注3：アセスメント算定諸元（発電量調整受電電力量）のCSVファイルの登録に関して、登録対象月に関して月初から月末の1ヶ月分のデータが全て入力されていない場合エラーが発生するため、1ヶ月分のデータが全て入力されているかを確認してください（発電量調整受電電力量が零でも、0を入力してください）。

ファイル名は「実需給年度・対象月_ファイル種別.csv」としてください³³。また、発電量調整受電電力量を更新する場合のファイル名は「実需給年度・対象月_ファイル種別_R更新回数.csv」としてください。

例) 初回の提出の場合

202410_アセスメント算定諸元.csv

実需給年度・対象月 ファイル種別

1回目の更新の場合

202410_アセスメント算定諸元_R1.csv

更新回数

2回目の更新の場合

202410_アセスメント算定諸元_R2.csv

容量市場システム「実需給期間向け機能トップ画面」の折り畳みメニューから「一括登録・変更」リンクをクリックして、「一括登録・変更画面」へ進んでください。

「ファイル種別」を選択し、「ファイル選択」ボタンをクリックして、アップロードしたいアセスメント算定諸元（発電量調整受電電力量）のCSVを選択してください。アセスメント算定諸元（発電量調整受電電力量）のCSVファイル名が容量市場システム上に表示されましたら、「アップロード」ボタンをクリックし、登録を行ってください（図 4-5、表 4-2 参照）。

³³ 容量市場システムの仕様上ファイル名は任意に設定していただくことも可能です。容量提供事業者にて管理しやすいよう、命名してください。

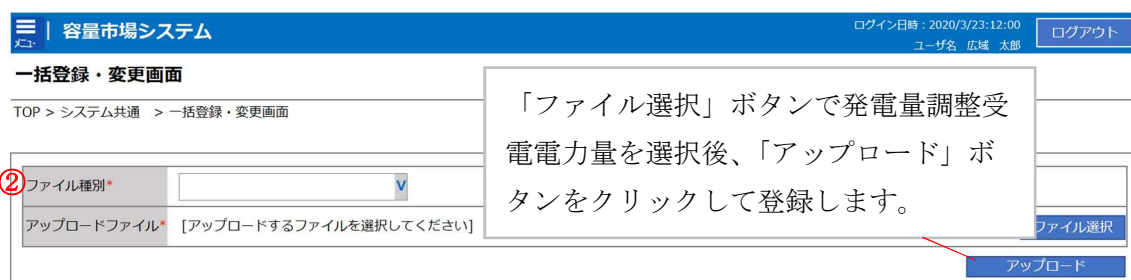


図 4-5 一括登録・変更の画面イメージ

表 4-2 一括登録・変更画面の入力項目

No	入力項目	入力内容
①	ファイル種別	「03:アセスメント算定諸元」を選択

4.1.1.2 発電量調整受電電力量の登録結果の確認

登録したアセスメント算定諸元（発電量調整受電電力量）の CSV ファイルが正常に容量市場システムに取り込まれているか確認してください。

容量市場システムの折り畳みメニュー「その他共通」の中の「一括登録・変更結果確認画面」リンクをクリックして、「一括登録・変更結果確認画面」へ進んでください。

「ファイル種別」で「03:アセスメント算定諸元」を選択し、ユーザ ID と登録日時を入力して「検索」ボタンをクリックしてください。「一括登録・変更結果確認一覧（検索結果）」に条件に合致する発電量調整受電電力量が表示されます。検索結果から、ユーザ ID、ファイル名、登録日時をもとに登録したファイルを特定したうえで「登録結果」を確認してください。「登録結果」が「処理中」となっている場合は、まだシステム内で処理が終了していませんので、時間を空けて再確認してください。「登録結果」が「OK」と表示されていれば登録が正常にされていますが、「登録結果」が「NG」と表示されている場合は正常に登録されていないため、再登録する必要があります（図 4-6、図 4-7 参照）。

なお、検索時に「登録結果 NG のみ表示」にチェックを入れると「登録結果」が「NG」の対象のみを表示可能です。

発電量調整受電電力量の「登録結果」が「NG」と表示されている場合、「登録結果」の「NG」リンクをクリックし、「エラー情報 CSV ファイル」をダウンロードしてください（図 4-8 参照）。「エラー情報 CSV ファイル」の内容を確認してアセスメント算定

4.1 発電量調整受電電力量の登録

諸元（発電量調整受電電力量）のCSVファイルを修正し、『4.1.1 発電量調整受電電力量の登録』を参照して再登録してください。

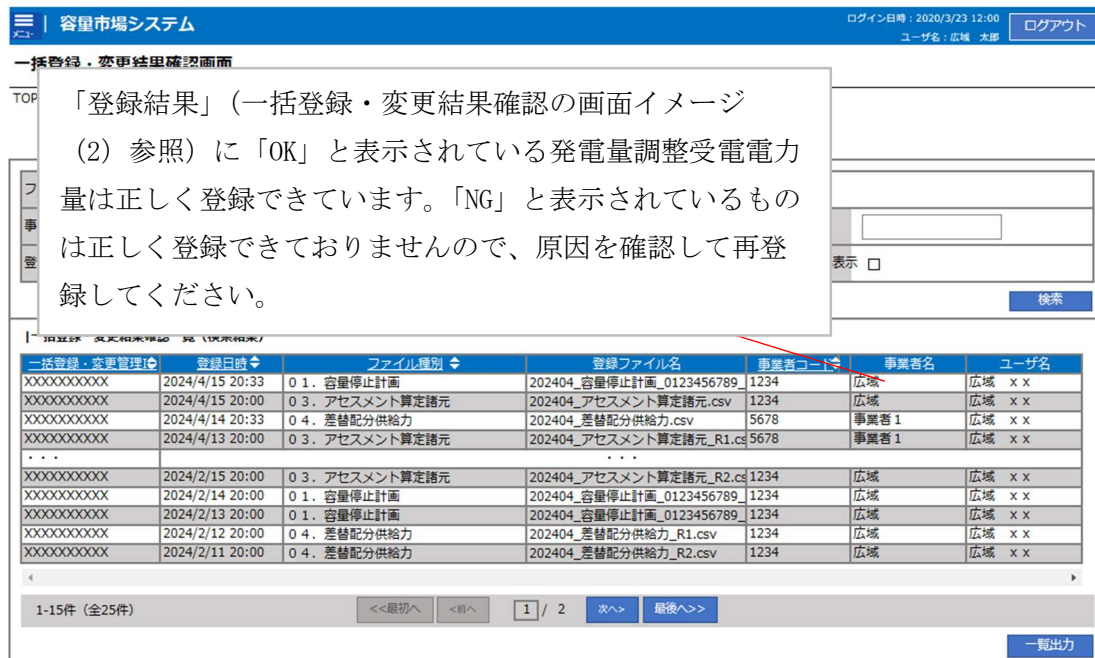


図 4-6 一括登録・変更結果確認の画面イメージ（1）



図 4-7 一括登録・変更結果確認の画面イメージ（2）

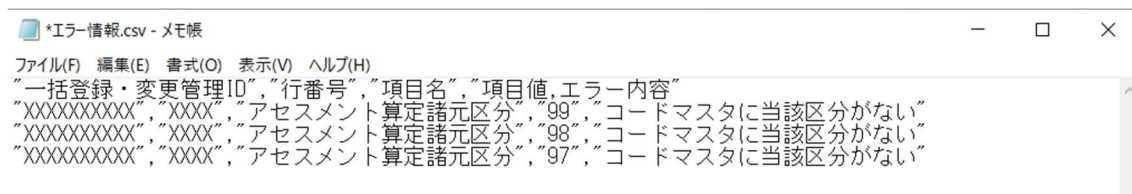


図 4-8 エラー情報 CSV ファイルの CSV イメージ

なお、発電量調整受電電力量のファイルが正常に登録された場合、登録が完了した旨のメールが容量市場システムに登録したメールアドレス宛に送付されます（表 4-3 参照）。

表 4-3 一括登録・変更の CSV ファイル登録結果通知メールイメージ

項目	内容
件名	【容量市場システム】一括登録・変更の CSV ファイル登録結果通知
送信元メールアドレス	support-noreply@capacity-market2.occto.or.jp
本文記載事項	XXXX 様 こちらは電力広域的運営推進機関 容量市場システム 管理者です。 一括登録・変更で CSV ファイルが正常に登録されました。ご確認をお願いいたします。 電力広域的運営推進機関 容量市場システム 管理者 ※このメールはシステムより自動送信されています。差出人には返信しないでください。

容量市場システムに登録された発電量調整受電電力量の登録結果を確認してください。

容量市場システムの折り畳みメニュー「リクワイアメント・アセスメント」の中の「アセスメント算定諸元一覧画面」リンクをクリックして、「アセスメント算定諸元一覧画面」へ進んでください。

「実需給年月」を入力し、「最新回次切替」で「最新回次のみ表示」を選択したうえで「検索」ボタンをクリックしてください。

「アセスメント算定諸元一覧」に条件に合致する結果が表示されますので、「電源等識別番号」リンクをクリックし、「アセスメント算定諸元詳細画面」へ進んでください（図 4-9 参照）。

「アセスメント算定諸元詳細画面」にて、登録された発電量調整受電電力量をご確認ください。登録された発電量調整受電電力量の修正の必要があるか判断してください（図 4-10 参照）。修正の必要がある場合は、『4.1.1.1 発電量調整受電電力量の

登録』を参照してください。

容量市場システム
ログイン日時: 2020/3/23: 12:00
ログアウト

アセスメント算定諸元一覧画面

TOP > アセスメント共通 > アセスメント算定諸元一覧画面

実需給年月*	YYYY/MM	電源等識別番号	XXXXXXXXXX	電源等の名称	XXXXXXXXXX
電源等の区分	▼	提出元エリア	▼	提出元事業者コード	XXXX
提出元事業者名	XXXXXXXXXX	供給指示対象	▼	回次	
最新回次切替	<input type="checkbox"/> 最新回次のみ表示				

検索

アセスメント算定諸元一覧

選択	実需給年度▲	実需給年月▲	電源等識別番号▲	電源等の名称▲	電源等の区分▲	提出元 エリア▲	提出元 事業者コード▲	提出元 事業者名▲	回次▲	供給指示対象▲
<input type="checkbox"/>	2024	2024/04	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX	XXXX	東京	XXXX	XXXXXX	XX	対象
<input type="checkbox"/>	2024	2024/04	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX	XXXX	東京	XXXX	XXXXXX	XX	対象
<input type="checkbox"/>	2024	2024/04	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX	XXXX	東京	XXXX	XXXXXX	XX	対象
<input type="checkbox"/>	2024	2024/04	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX	XXXX	東京	XXXX	XXXXXX	XX	対象
<input type="checkbox"/>	2024	2024/04	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX	XXXX	東京	XXXX	XXXXXX	XX	対象
<input type="checkbox"/>	2024	2024/04	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX	XXXX	東京	XXXX	XXXXXX	XX	対象
<input type="checkbox"/>	2024	2024/04	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX	XXXX	東北	XXXX	XXXXXX	XX	—
<input type="checkbox"/>	2024	2024/04	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX	XXXX	東北	XXXX	XXXXXX	XX	—
<input type="checkbox"/>	2024	2024/04	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX	XXXX	東北	XXXX	XXXXXX	XX	—
<input type="checkbox"/>	2024	2024/04	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX	XXXX	東北	XXXX	XXXXXX	XX	—
<input type="checkbox"/>	2024	2024/04	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX	XXXX	東北	XXXX	XXXXXX	XX	—
<input type="checkbox"/>	2024	2024/04	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX	XXXX	東北	XXXX	XXXXXX	XX	—
<input type="checkbox"/>	2024	2024/04	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX	XXXX	東北	XXXX	XXXXXX	XX	—

1-15件 (全XX件)
<< 最初
< 前
1 / X
次 >
最後 >>

確認依頼メール送信
一覧出力

図 4-9 アセスメント算定諸元一覧画面 画面イメージ

4.1.2 差替先に係る発電量調整受電電力量の登録

本項では、差替先に係る発電量調整受電電力量の登録について説明します（図 4-11 参照）。

4.1.2.1 差替先に係る発電量調整受電電力量の登録

4.1.2.2 差替先に係る発電量調整受電電力量の登録結果の確認

4.1.2 差替先に係る発電量調整受電電力量の登録

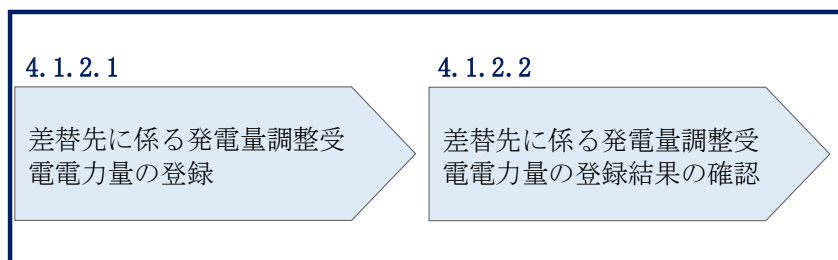


図 4-11 差替先の発電量調整受電電力量の登録の手順

4.1.2.1 差替先に係る発電量調整受電電力量の登録

一般送配電事業者から供給指示を受令した月のみ、当該月分の発電量調整受電電力量の登録が必要です。電源等差替契約を締結している場合、差替元電源等提供者は、差替先電源等から配分された発電量調整受電電力量を容量市場システムに登録してください。

登録主体から登録対象を確認し、登録対象毎に下記手順を参照してください（表 4-4 参照）。

表 4-4 差替先に係る発電量調整受電電力量の提出範囲

登録主体		電源等差替契約締結時の発電量調整受電電力量の登録対象	提出対象月
差替元電源等提供者	部分差替	差替元電源の発電量調整受電電力量 差替配分供給力（発電量調整受電電力量） ³⁴	供給指示を受令した月に係る実績
	全量差替	差替配分供給力（発電量調整受電電力量）	
差替先電源等提供者		差替先電源の発電量調整受電電力量	

差替配分供給力（発電量調整受電電力量）の登録は、

<https://www.occto.or.jp/market-board/market/youryou-system/>からダウンロード

する CSV ファイルを用いてください（図 4-12、表 4-5 参照）。

³⁴ 差替先から配分された発電量調整受電電力量

第4章 算定諸元登録（発電量調整受電電力量）

4.1 発電量調整受電電力量の登録

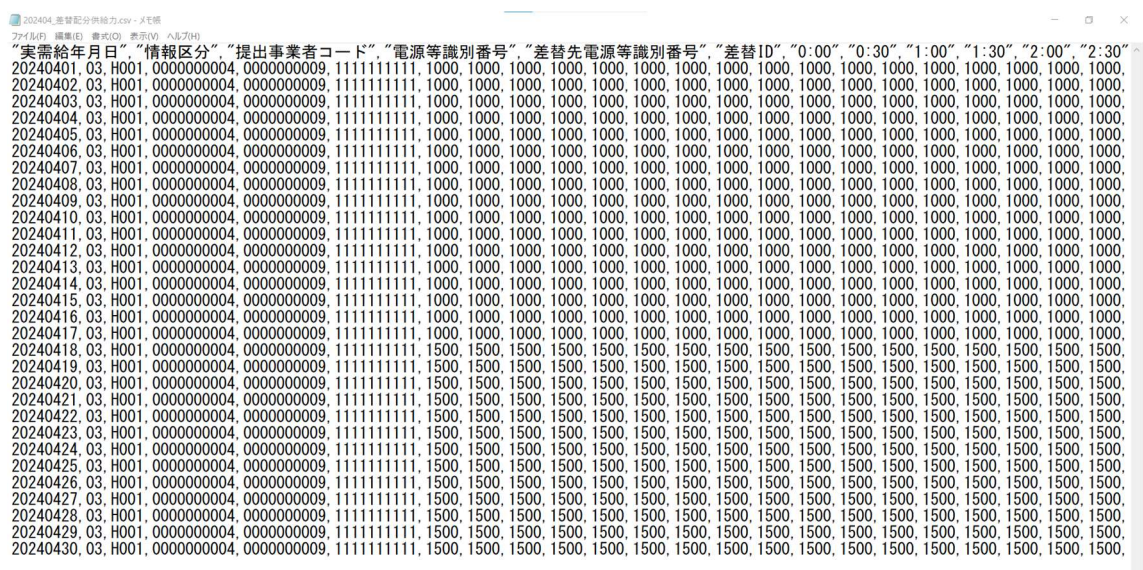


図 4-12 差替配分供給力（発電量調整受電電力量）CSV イメージ

表 4-5 差替配分供給力（発電量調整受電電力量）CSV の記載項目³⁵

No	項目	留意点
1	実需給年月日	yyyyMMdd 形式の半角数字で入力してください 例：2024年10月1日の場合「20241001」と入力
2	情報区分	03 を入力してください 03：発電量調整受電電力量
3	提出事業者コード	事業者コード（4桁）を半角英数字で入力してください
4	電源等識別番号	電源等識別番号（10桁）を半角英数字で入力してください
5	差替先電源等識別番号	差替先電源等識別番号（10桁）を半角英数字で入力してください
6	電源等差替 ID	電源等差替 ID（10桁）を半角英数字で入力してください
7	0:00	コマ別の発電量調整受電電力量（整数部最大12桁、小数部最大3桁）を半角数字で入力してください
8	0:30	//

³⁵ 差替配分供給力 CSV については、ヘッダ部分（“実需給年月日”～“23:30”の部分）の項目が共通しており、情報区分の数字を書き換えることで登録対象の情報を変えることができます（例：情報区分を 01 から 03 に変更することで、発電計画から発電量調整受電電力量の情報へ変換することができます）。

4.1 発電量調整受電電力量の登録

No	項目	留意点
9	1:00	//
10	1:30	//
11	2:00	//
...		
50	21:30	//
51	22:00	//
52	22:30	//
53	23:00	//
54	23:30	//

差替配分供給力（発電量調整受電電力量）CSVに必要な値を入力して保存した後、容量市場システムに登録してください。

注1：差替配分供給力（発電量調整受電電力量）CSVファイルは、テキストエディタで編集してください。テキストエディタではなくExcelで編集した場合、記載したデータから「”」（ダブルクォーテーション）」や先頭の0が欠落する可能性があります。

注2：登録するCSVファイルについて、1行目のヘッダ部分（“実需給年月日”～“23:30”の部分）各項目には「”」を付けてください。2行目以降のボディ部分（登録する情報の部分）には「”」を付けしないでください。

注3：差替配分供給力（発電量調整受電電力量）CSVファイルの登録に関して、登録対象月に関して月初から月末の1ヶ月分のデータが全て入力されていない場合エラーが発生するため、1ヶ月分のデータが全て入力されているかを確認してください（発電量調整受電電力量が零でも、0を入力してください）。

ファイル名は「実需給年度・対象月（YYYYMM）_ファイル種別.csv」としてください³⁶。また、差替配分供給力を更新する場合のファイル名は「実需給年度・対象月_ファイル種別_R 更新回数.csv」としてください。

例) 初回の提出の場合

202410_差替配分供給力.csv

実需給年度・対象月 ファイル種別

1 回目の更新の場合

202410_差替配分供給力_R1.csv

R 更新回数

2 回目の更新の場合

202410_差替配分供給力_R2.csv

容量市場システムの折り畳みメニュー「その他共通」の中の「一括登録・変更画面」リンクをクリックして、「一括登録・変更画面」へ進んでください。

「ファイル種別」を選択し、「ファイル選択」ボタンをクリックして、アップロードしたい差替配分供給力（発電量調整受電電力量）のCSVファイルを選択してください。差替配分供給力（発電量調整受電電力量）のCSVファイル名が容量市場システム上に表示されたら、「アップロード」ボタンをクリックし、登録を行ってください（図 4-13、表 4-6 参照）。

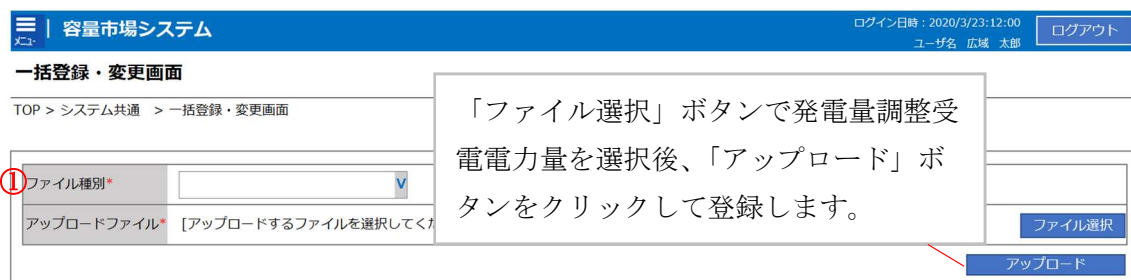


図 4-13 一括登録・変更の画面イメージ

表 4-6 一括登録・変更画面の入力項目

No	入力項目	入力内容
①	ファイル種別	「04:差替配分供給力」を選択

³⁶ 容量市場システムの仕様上ファイル名は任意に設定していただくことも可能です。容量提供事業者にて管理しやすいよう、命名してください。

4.1.2.2 差替先に係る発電量調整受電電力量の登録結果の確認

登録した差替配分供給力（発電量調整受電電力量）の CSV ファイルが正常に容量市場システムに取り込まれているか確認してください。

容量市場システムの折り畳みメニュー「その他共通」の中の「一括登録・変更結果確認画面」リンクをクリックして、「一括登録・変更結果確認画面」へ進んでください。

「ファイル種別」で「04:差替配分供給力」を選択し、登録日時を入力して「検索」ボタンをクリックしてください。「一括登録・変更結果確認一覧（検索結果）」に条件に合致する発電量調整受電電力量が表示されます。「登録結果」が「処理中」となっている場合は、まだシステム内で処理が終了していませんので、時間を空けて再確認してください。「登録結果」が「OK」と表示されていれば登録が正常にされていますが、「登録結果」が「NG」と表示されている場合は登録が正常にされていないため、再登録する必要があります（図 4-14、図 4-15 参照）。

なお、検索時に「登録結果 NG のみ表示」にチェックを入れると「登録結果」が「NG」の対象のみを表示可能です。

差替配分供給力の「登録結果」が「NG」と表示されている場合、「登録結果」の「NG」リンクをクリックし、「エラー情報 CSV ファイル」をダウンロードします（図 4-16 参照）。「エラー情報 CSV ファイル」の内容を確認して差替配分供給力の CSV ファイルを修正し、『4.1.2.1 差替先に係る発電量調整受電電力量の登録』を参照して再登録してください。

4.1 発電量調整受電電力量の登録

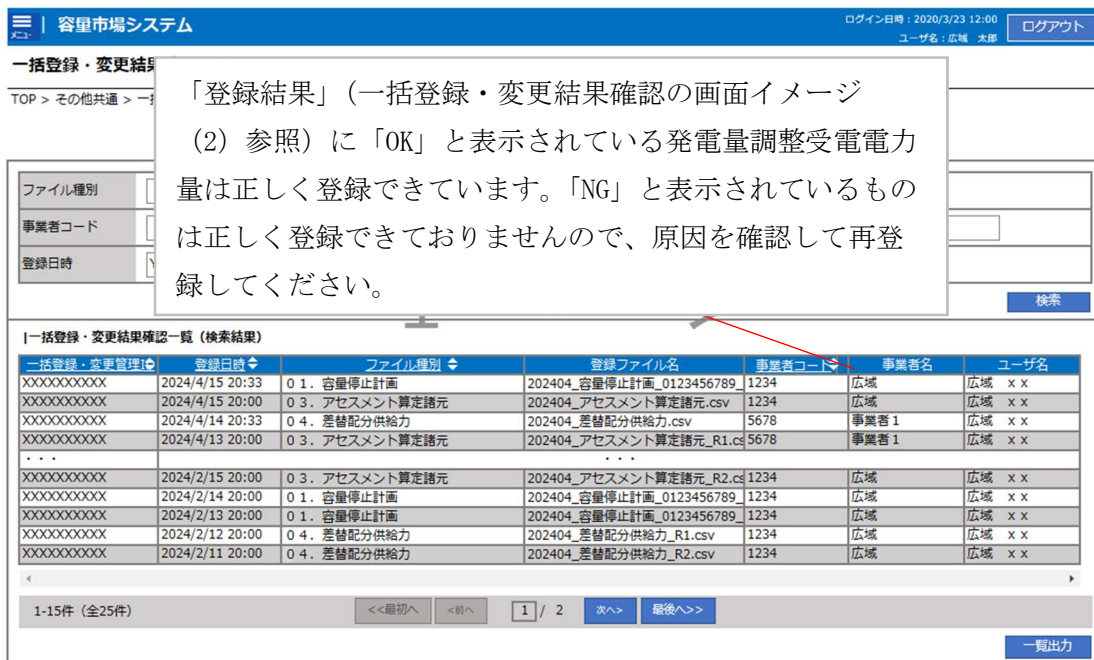


図 4-14 一括登録・変更結果確認の画面イメージ (1)



図 4-15 一括登録・変更結果確認の画面イメージ (2)

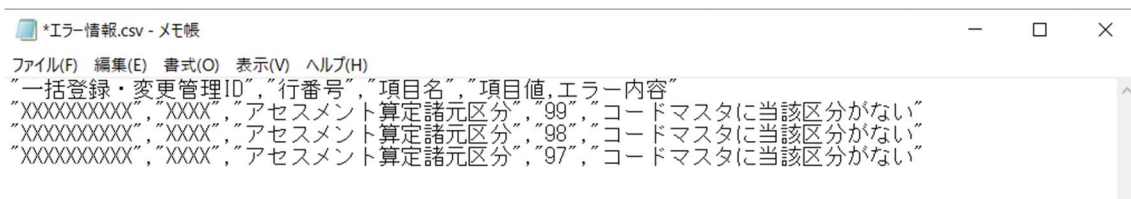


図 4-16 エラー情報 CSV ファイルの CSV イメージ

なお、差替配分供給力（発電量調整受電電力量）の CSV ファイルが正常に登録された場合、登録が完了した旨のメールが容量市場システムに登録したメールアドレス宛に送付されます（表 4-3 参照）。『4.1.1.2 発電量調整受電電力量の登録結果の確認』を参照し、内容を確認してください。

差替先の発電量調整受電電力量を誤った内容で登録してしまった場合は、『4.1.2.1 差替先に係る発電量調整受電電力量の登録』を参照して差替先の発電量調整受電電力量を再登録してください。

4.2 発電量調整受電電力量の登録内容審査結果への対応

本節では、発電量調整受電電力量の登録内容審査³⁷結果への対応について以下の流れで説明します（図 4-17 参照）。

4.2.1 発電量調整受電電力量の修正登録

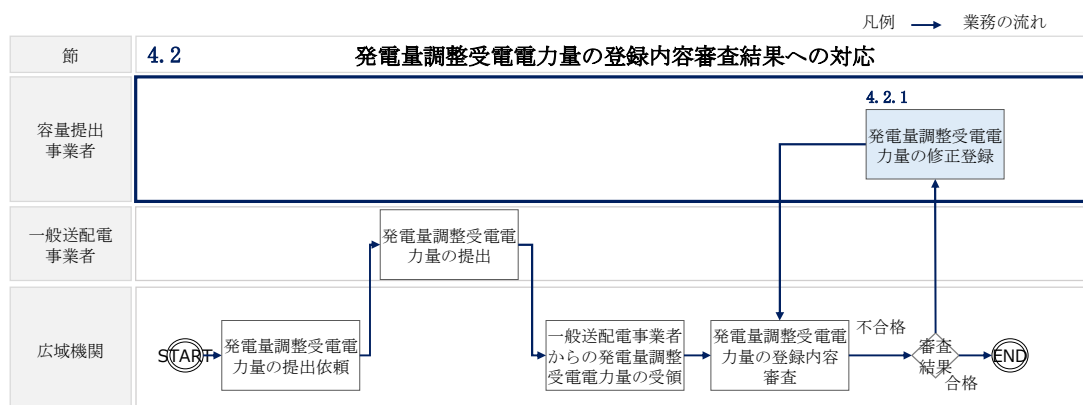


図 4-17 発電量調整受電電力量の登録内容審査の詳細構成

4.2.1 発電量調整受電電力量の修正登録

本項では、発電量調整受電電力量の修正登録について説明します（図 4-18 参照）。

4.2.1.1 発電量調整受電電力量の修正登録

4.2.1 発電量調整受電電力量の修正登録

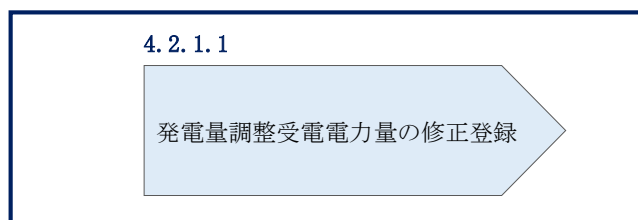


図 4-18 発電量調整受電電力量の修正登録の手順

³⁷ 一般送配電事業者より受領した発電量調整受電電力量と整合しているかどうかを、本機関が審査します。

4.2.1.1 発電量調整受電電力量の修正登録

発電量調整受電電力量の登録内容審査結果が不合格だった場合、不合格通知がメールで送付されます（表 4-7 参照）。審査結果内容を確認し、発電量調整受電電力量を修正の上、『4.1.1 発電量調整受電電力量の登録』、『4.1.2 差替先に係る発電量調整受電電力量の登録』を参照して発電量調整受電電力量を登録してください。

表 4-7 発電量調整受電電力量審査結果通知メールイメージ

項目	内容
件名	【容量市場システム】 発電量調整受電電力量審査結果通知
送信元メールアドレス	support-noreply@capacity-market2.occto.or.jp
本文記載事項	<p>XXXX 様</p> <p>こちらは電力広域的運営推進機関 容量市場システム 管理者です。</p> <p>以下の電源等の発電量調整受電電力量の審査結果が不合格となりました。ご確認をお願いいたします。</p> <p>【審査対象年度】 YYYY</p> <p>【審査対象年月】 YYYY/MM</p> <p>【事業者コード】 XXXX</p> <p>【事業者名】 XXXX</p> <p>【電源等識別番号】 XXXXXXXXXXXX</p> <p>【電源等の名称】 XXXX</p> <p>後続業務の対応方法、対応期日につきましては、容量市場業務マニュアルをご参照ください。</p> <p>電力広域的運営推進機関 容量市場システム 管理者</p> <p>※このメールはシステムより自動送信されています。差出人には返信しないでください。</p>

4.3 差替先電源情報に係る整合性審査結果への対応

4.3 差替先電源情報に係る整合性審査結果への対応

本節では、差替先電源情報に係る整合性審査³⁸結果への対応について以下の流れで説明します（図 4-19 参照）。

4.3.1 差替配分供給力（発電量調整受電電力量）の修正・登録

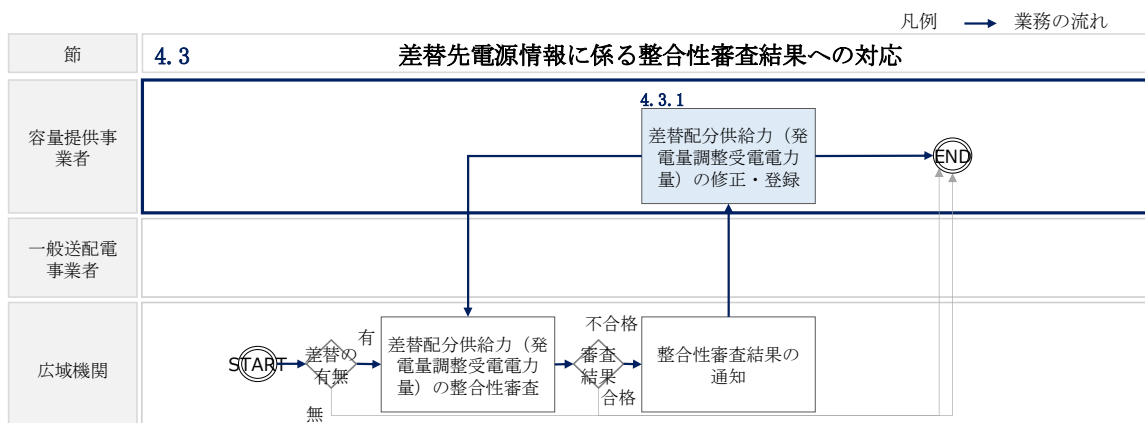


図 4-19 差替先電源情報に係る整合性審査結果への対応の詳細構成

4.3.1 差替配分供給力（発電量調整受電電力量）の修正・登録

本項では、差替配分供給力（発電量調整受電電力量）の修正・登録について説明します（図 4-20 参照）。

4.3.1.1 差替配分供給力（発電量調整受電電力量）の審査結果の受領

4.3.1.2 差替配分供給力（発電量調整受電電力量）の修正・登録

4.3.1 差替先の発電量調整受電電力量の修正登録

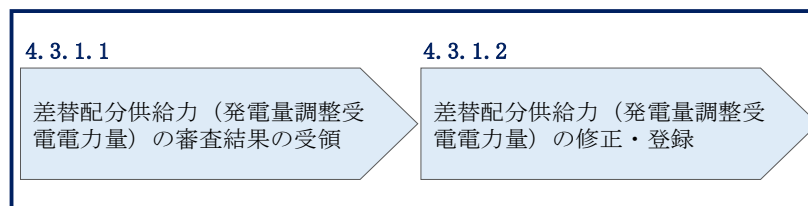


図 4-20 差替先の発電量調整受電電力量の修正登録の手順

³⁸ 差替元が登録した差替配分供給力（発電量調整受電電力量）と差替先が登録した発電量調整受電電力量が整合しているかを、本機関が審査します。

4.3.1.1 差替配分供給力（発電量調整受電電力量）の審査結果の受領

差替配分供給力（発電量調整受電電力量）審査結果が不合格の場合は、その旨が本機関より差替元電源等提供事業者へメールにて送付されますので、内容を確認し、

『4.3.1.2 差替配分供給力（発電量調整受電電力量）の修正・登録』にて差替配分供給力（発電量調整受電電力量）を修正し、登録してください。

4.3.1.2 差替配分供給力（発電量調整受電電力量）の修正・登録

差替先電源等提供者が提出している算定諸元を確認の上、『4.1.2 差替先に係る発電量調整受電電力量の登録』を参照して差替配分供給力（発電量調整受電電力量）を登録してください。

第5章 算定諸元登録（市場応札量）

本章では、算定諸元登録（市場応札量）に関する以下の内容について説明します（図5-1 参照）。

5.1 市場応札量の登録

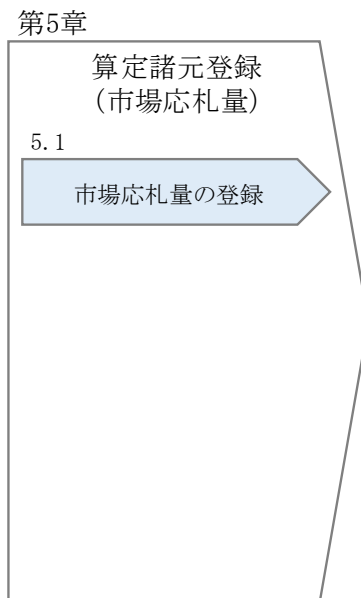


図 5-1 第5章の構成

5.1 市場応札量の登録

本節では、市場応札量の登録について以下の流れで説明します（図 5-2 参照）。

5.1.1 市場応札量の登録

5.1.2 差替先に係る市場応札量の登録

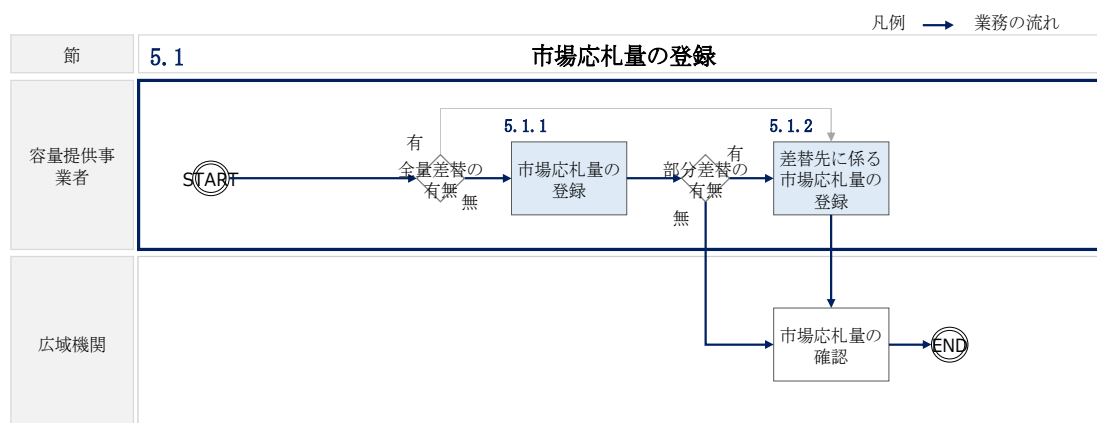


図 5-2 市場応札量の登録の詳細構成

5.1.1 市場応札量の登録

本項では、市場応札量の登録について説明します（図 5-3 図 5-3 参照）。

5.1.1.1 市場応札量の登録

5.1.1.2 市場応札量の登録結果の確認

5.1.1 市場応札量の登録

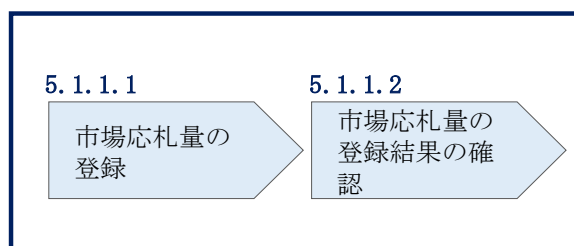


図 5-3 市場応札量の登録の手順

5.1.1.1 市場応札量の登録

本機関より、市場応札量の登録依頼の通知メールを対象実需給月 + 1 月の月上旬頃に送付いたします（表 5-1 参照）。

5.1 市場応札量の登録

表 5-1 市場応札量の登録依頼メールイメージ

項目	内容
件名	市場応札量の登録依頼
To	容量提供事業者の担当者
CC	youryou_rikuase@occto.or.jp
本文記載事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実需給年度：2024 ・ 実需給月 ・ 電源等識別番号 ・ 電源等の名称 ・ 登録書類：市場応札量、差替先の市場応札量 ・ 登録方法：「容量市場業務マニュアル実需給期間中リクワイアメント対応（安定電源）編（対象実需給年度：2024年度）」の「5.1.1 市場応札量の登録」、「5.1.2 差替先に係る市場応札量の登録」を参照

メールが送付されましたら、対象実需給月の全コマに対して市場応札量を登録してください。市場応札量の登録は、<https://www.occto.or.jp/market-board/market/youryou-system/>からダウンロードするCSVファイルを用いてください（図 5-4、表 5-2 参照）。

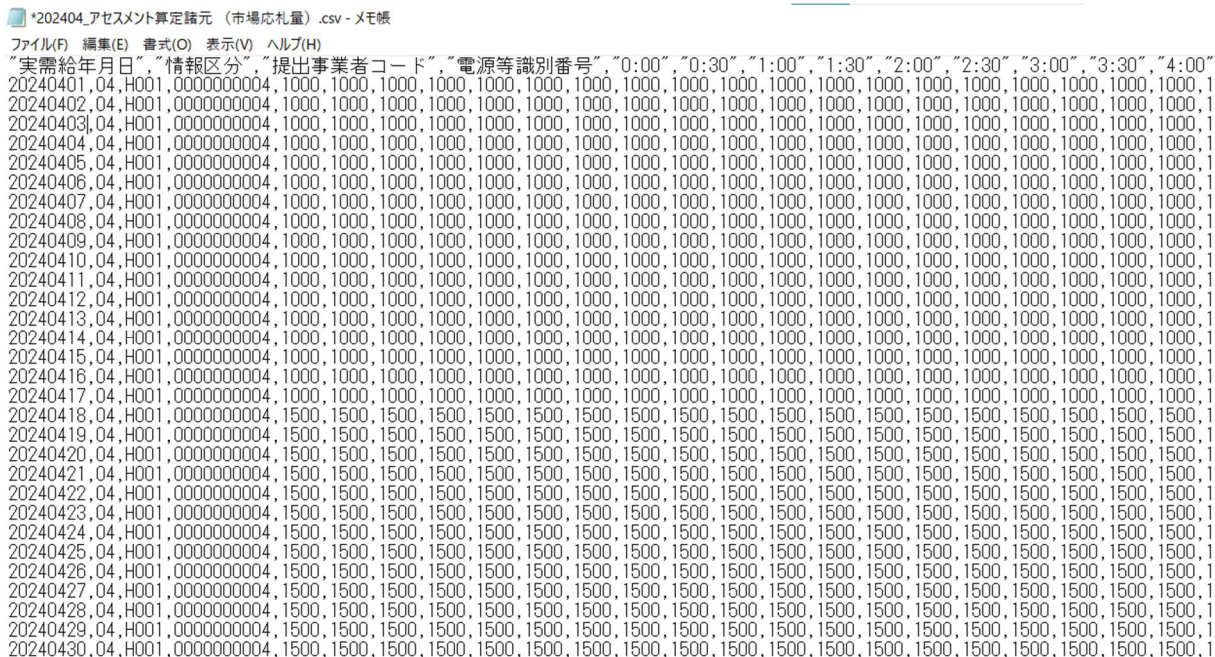


図 5-4 アセスメント算定諸元（市場応札量）CSV イメージ

5.1 市場応札量の登録

表 5-2 アセスメント算定諸元（市場応札量）CSV の記載項目³⁹

No	項目	留意点
1	実需給年月日	yyyyymmdd 形式の半角数字で入力してください 例：2024年10月1日の場合「20241001」と入力
2	情報区分	04を入力してください 04：市場応札量
3	提出事業者コード	事業者コード（4桁）を半角英数字で入力してください
4	電源等識別番号	電源等識別番号（10桁）を半角英数字で入力してください
5	0:00	コマ別の市場応札量（[kW]，整数部最大12桁） ⁴⁰ を半角数字で入力してください
6	0:30	〃
7	1:00	〃
8	1:30	〃
9	2:00	〃
...		
49	21:30	〃
50	22:00	〃
51	22:30	〃
52	23:00	〃
52	23:30	〃

アセスメント算定諸元（市場応札量）CSVに必要な値を入力して保存した後、容量市場システムに登録してください。

³⁹ アセスメント算定諸元 CSV については、ヘッダ部分（“実需給年月日”～“23:30”の部分）の項目が共通しており、情報区分の数字を書き換えることで登録対象の情報を変換することができます（例：情報区分を01から03に変更することで、発電計画から発電量調整受電電力量の情報へ変換することができます）。

⁴⁰ 市場応札の入札対象となる市場は、スポット市場、時間前市場、需給調整市場です。市場応札量の登録値は、各市場（需給調整市場を除く）に対して、応札した量が落札されなかった分となり、需給調整市場では、応札分となります。なお、低予備率アセスメント対象コマに対する登録値は、当該コマが発生した（翌日計画公表以降に広域予備率が低下したと判断された）以降に卸電力市場等に入札した量を容量市場システムに登録してください。

注1：アセスメント算定諸元（市場応札量）のCSVファイルは、テキストエディタで編集してください。テキストエディタではなくExcelで編集した場合、記載したデータから「”」（ダブルクォーテーション）」や先頭の0が欠落する可能性があります。

注2：登録するCSVファイルについて、1行目のヘッダ部分（“実需給年月日”～“23:30”の部分）各項目には「”」を付けてください。2行目以降のボディ部分（登録する情報の部分）には「”」を付けしないでください。

注3：アセスメント算定諸元（市場応札量）のCSVファイルの登録に関して、登録対象月に関して月初から月末の1ヶ月分のデータが全て入力されていない場合エラーが発生するため、1ヶ月分のデータが全て入力されているかを確認してください（市場応札量が零でも、0を入力してください）。

注4：市場応札の入札対象となる市場について

市場応札の入札対象となる市場は、スポット市場、時間前市場、需給調整市場となります。入札する市場は、電源の特性を踏まえた上で、容量提供事業者が任意に選択（複数選択も可）することが可能です。各市場への応札量は容量提供事業者にて電源毎に配分してください。

注5：平常時のコマに対する市場応札量の登録値について

平常時のコマに対する市場応札量の登録値は、スポット市場、時間前市場では、「a. 入札したが落札されなかった分」、需給調整市場では、「b. 入札分」となります。また、余力を複数の市場へ入札した場合は、aとbの合計値を登録してください⁴¹。

（例）余力が40万kWあり、9月1日の36コマ目（平常時）への入札履歴が下表の場合、スポット市場へ入札したが落札されなかった35万kW、需給調整市場での入札分35万kW、時間前市場へ入札したが落札されなかった25万kWの合計値95万kWを9月1日の36コマ目の市場応札量として登録してください。

各市場への入札履歴	入札量	落札量	非落札量
① スポット市場	40万kW	5万kW	<u>35万kW</u>
② 需給調整市場	<u>35万kW</u>	10万kW	25万kW
③ 時間前市場	25万kW	0kW	<u>25万kW</u>

⁴¹ 市場応札量の登録値が電源の余力以上となる場合があります。

注6：低予備率アセスメント対象コマに対する市場応札量の登録値について
 低予備率アセスメント対象コマに対する市場応札量の登録値は、時間前市場では、「a. 広域予備率低下に伴う供給力提供通知が出された後に入札していたが、落札されなかった分」、需給調整市場では「b. 落札分⁴²⁾」となります。スポット市場に対して、入札したが落札されなかった分は考慮する必要はありません。なお、時間前市場と需給調整市場に入札した場合は、a と b の合計値を登録してください。

（例）余力が 40 万 kW あり、9 月 1 日の 36 コマ目（低予備率アセスメント対象コマ）への余力の入札履歴が下表の場合、
 需給調整市場での落札分 10 万 kW と時間前市場（④）へ入札したが落札されなかった分 20 万 kW の合計値 30 万 kW を 9 月 1 日の 36 コマ目の市場応札量として登録してください。

各市場への入札履歴	入札量	落札量	非落札量
① スポット市場	40 万 kW	5 万 kW	35 万 kW
② 需給調整市場	35 万 kW	10 万 kW	25 万 kW
③ 時間前市場	25 万 kW	5 万 kW	20 万 kW
低予備率アセスメント対象コマ発生（広域予備率低下に伴う供給力提供通知）			
④ 時間前市場	20 万 kW	0 kW	20 万 kW

ファイル名は「実需給年度・対象月_ファイル種別.csv」としてください⁴³⁾。また、アセスメント算定諸元（市場応札量）の CSV を更新する場合のファイル名は「実需給年度・対象月_ファイル種別_R 更新回数.csv」としてください。

例) 初回の登録の場合

202410_アセスメント算定諸元.csv
実需給年度・対象月 ファイル種別

1 回目の更新の場合

202410_アセスメント算定諸元_R1.csv
R 更新回数

2 回目の更新の場合

⁴²⁾ 需給調整市場の複合商品の場合、登録週間市場商品約定単位ごとに、複合約定対象商品ごとの ΔkW 約定量のうち、最大となる ΔkW 約定量を登録してください。

⁴³⁾ 容量市場システムの仕様上ファイル名は任意に設定していただくことも可能です。容量提供事業者にて管理しやすいよう、命名してください。

202410_アセスメント算定諸元 _R2.csv

容量市場システム「実需給期間向け機能トップ画面」の折り畳みメニューから「一括登録・変更」リンクをクリックして、「一括登録・変更画面」へ進んでください。

「ファイル種別」を選択し、「ファイル選択」ボタンをクリックして、アップロードしたいアセスメント算定諸元（市場応札量）のCSVファイルを選択してください。アセスメント算定諸元（市場応札量）のCSVファイル名が容量市場システム上に表示されましたら、「アップロード」ボタンをクリックし、登録してください（図 5-5、表 5-3 参照）。

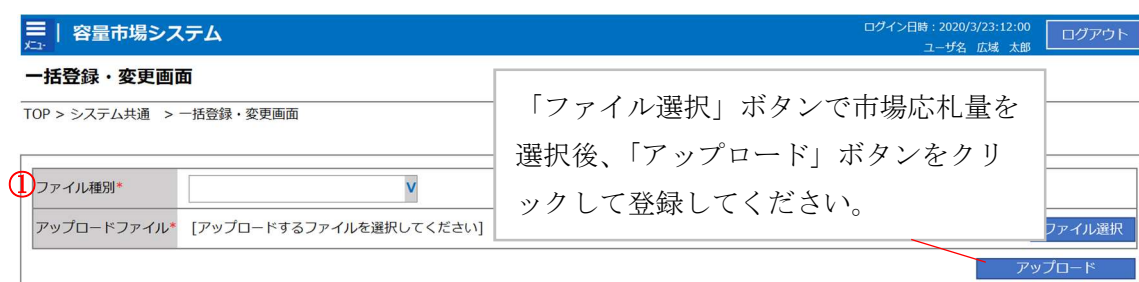


図 5-5 一括登録・変更の画面イメージ

表 5-3 一括登録・変更画面の入力項目

No	入力項目	入力内容
①	ファイル種別	「03:アセスメント算定諸元」を選択

実需給月に広域予備率が低下したと判定されたコマに対してバランス停止していた場合、もしくは、バランス停止から起動した場合は、電源等情報として登録している『電源の起動時間』のうち、当該コマに向けての『電源の起動時間』を本機関にメールにて報告してください(表 5-4 参照)。『電源の起動時間』の報告には、XX からダウンロードする Excel ファイル(P)を用いてください (表 5-5 参照)。

表 5-4 バランス停止からの起動時の電源の起動時間の報告メール記載事項

メール項目	内容
件名	【XXXX（事業者コード） ⁴⁴ 】 バランス停止からの起動時の電源の起動時間の報告
To	youryou_rikuase@occto.or.jp
本文記載事項	バランス停止から起動した電源に係る情報 <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者コード ・ 事業者名称および担当者名 ・ 電源等識別番号 ・ 電源等の名称 ・ 対象実需給年度 ・ 対象月
添付資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電源の起動時間報告フォーマット (Excel ファイル) (P)

表 5-5 電源の起動時間報告フォーマット (P) 記載事項

項目
<ul style="list-style-type: none"> ・ 電源等識別番号 ・ 電源等の名称 ・ 約定コマ ・ ユニットの名称 ・ ユニット毎の電源の起動時間（パターン名、起動～並列、並列～フル出力） ・ 電源等の状況により起動が間に合わないため、応札していない旨 <p>※1 設備上の制約により、電源が同時起動できない場合は、ユニット毎の電源の起動時間には当該『電源の起動時間』を記入してください。</p> <p>※2 電源等情報として登録している 10 パターン以外の起動時間で起動した場合は、その旨を記載し、適切な『電源の起動時間』を記入してください。</p> <p>※3 フル出力とはアセスメント対象容量分を出力できるタイミングを指します。同一計量単位内に複数号機がある場合も同様です。</p>

⁴⁴ 件名に事業者コード 4 桁を入力してください。

5.1.1.2 市場応札量の登録結果の確認

登録したアセスメント算定諸元（市場応札量）の CSV ファイルが正常に容量市場システムに取り込まれているか確認してください。

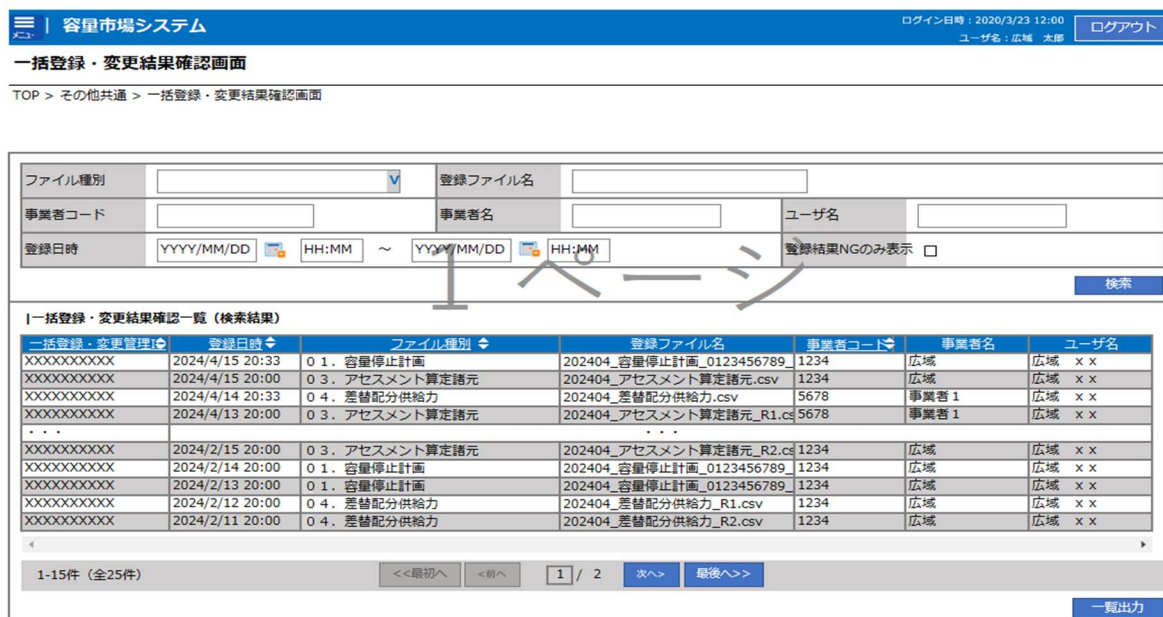
容量市場システムの折り畳みメニュー「その他共通」の中の「一括登録・変更結果確認画面」リンクをクリックして、「一括登録・変更結果確認画面」へ進んでください。

「ファイル種別」で「03:アセスメント算定諸元」を選択し、ユーザ ID と登録日時を入力して「検索」ボタンをクリックしてください。「一括登録・変更結果確認一覧（検索結果）」に条件に合致するアセスメント算定諸元が表示されます。検索結果から、ユーザ ID、ファイル名、登録日時をもとに登録したファイルを特定したうえで「登録結果」を確認してください。「登録結果」が「処理中」となっている場合は、まだシステム内で処理が終了していませんので、時間を空けて再確認してください。「登録結果」が「OK」と表示されていれば登録が正常にされていますが、「登録結果」が「NG」と表示されている場合は正常に登録されていないため、再登録する必要があります（図 5-6、図 5-7 参照）。

なお、検索時に「登録結果 NG のみ表示」にチェックを入れると「登録結果」が「NG」の対象のみを表示可能です。

市場応札量の「登録結果」が「NG」と表示されている場合、「登録結果」の「NG」リンクをクリックし、「エラー情報 CSV ファイル」をダウンロードしてください（図 5-8 参照）。「エラー情報 CSV ファイル」の内容を確認してアセスメント算定諸元（市場応札量）の CSV ファイルを修正し、『5.1.1.1 市場応札量の登録』を参照して再登録してください。

5.1 市場応札量の登録



【2スクロール目】



図 5-7 一括登録・変更結果確認の画面イメージ (2)

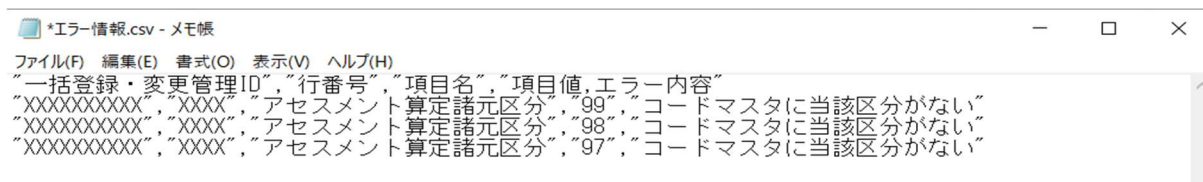


図 5-8 エラー情報 CSV ファイルの CSV イメージ

なお、アセスメント算定諸元（市場応札量）の CSV ファイルが正常に登録された場合、登録が完了した旨のメールが容量市場システムに登録したメールアドレス宛に送

付されます（表 5-6 参照）。容量市場システムに登録された市場応札量の登録結果を確認してください。

表 5-6 一括登録・変更の CSV ファイル登録結果通知メールイメージ

項目	内容
件名	【容量市場システム】一括登録・変更の CSV ファイル登録結果通知
送信元メールアドレス	support-noreply@capacity-market2.occto.or.jp
本文記載事項	XXXX 様 こちらは電力広域的運営推進機関 容量市場システム 管理者です。 一括登録・変更で CSV ファイルが正常に登録されました。ご確認をお願いいたします。 電力広域的運営推進機関 容量市場システム 管理者 ※このメールはシステムより自動送信されています。差出人には返信しないでください。

容量市場システムの折り畳みメニュー「リクワイアメント・アセスメント」の中の「アセスメント算定諸元一覧画面」リンクをクリックして、「アセスメント算定諸元一覧画面」へ進んでください。

「実需給年月」を入力し、「最新回次切替」で「最新回次のみ表示」を選択したうえで「検索」ボタンをクリックしてください。

「アセスメント算定諸元一覧」に条件に合致する結果が表示されますので、「電源等識別番号」リンクをクリックし、「アセスメント算定諸元詳細画面」へ進んでください（図 5-9 参照）。

「アセスメント算定諸元詳細画面」にて、登録された市場応札量をご確認ください。登録された市場応札量の修正の必要があるか判断してください（図 5-10 参照）。修正の必要がある場合は、『5.1.1.1 市場応札量の登録』へ進んでください。

≡
容量市場システム

ログイン日時: 2020/3/23:12:00
 ユーザー名 日付 太郎 ログアウト

アセスメント算定諸元一覧画面

TOP > アセスメント共通 > アセスメント算定諸元一覧画面

実需給年月*	<input type="text" value="YYYY/MM"/>	電源等識別番号	<input type="text"/>	電源等の名称	<input type="text"/>
電源等の区分	<input type="text" value="V"/>	提出元エリア	<input type="text" value="V"/>	提出元事業者コード	<input type="text" value="XXXX"/>
提出元事業者名	<input type="text" value="XXXXXXXX"/>	供給指示対象	<input type="text" value="V"/>	回次	<input type="text"/>
最新回次切替	<input type="checkbox"/> 最新回次のみ表示				

検索

アセスメント算定諸元一覧

選択	実需給年度▲	実需給年月▲	電源等識別番号▲	電源等の名称▲	電源等の区分▲	提出元 エリア▲	提出元 事業者コード▲	提出元 事業者名▲	回次▲	供給指示対象▲
<input type="checkbox"/>	2024	2024/04	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX	XXXX	東京	XXXX	XXXXX	XX	対象
<input type="checkbox"/>	2024	2024/04	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX	XXXX	東京	XXXX	XXXXX	XX	対象
<input type="checkbox"/>	2024	2024/04	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX	XXXX	東京	XXXX	XXXXX	XX	対象
<input type="checkbox"/>	2024	2024/04	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX	XXXX	東京	XXXX	XXXXX	XX	対象
<input type="checkbox"/>	2024	2024/04	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX	XXXX	東京	XXXX	XXXXX	XX	対象
<input type="checkbox"/>	2024	2024/04	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX	XXXX	東京	XXXX	XXXXX	XX	対象
<input type="checkbox"/>	2024	2024/04	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX	XXXX	東京	XXXX	XXXXX	XX	対象
<input type="checkbox"/>	2024	2024/04	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX	XXXX	東北	XXXX	XXXXX	XX	—
<input type="checkbox"/>	2024	2024/04	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX	XXXX	東北	XXXX	XXXXX	XX	—
<input type="checkbox"/>	2024	2024/04	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX	XXXX	東北	XXXX	XXXXX	XX	—
<input type="checkbox"/>	2024	2024/04	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX	XXXX	東北	XXXX	XXXXX	XX	—
<input type="checkbox"/>	2024	2024/04	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX	XXXX	東北	XXXX	XXXXX	XX	—
<input type="checkbox"/>	2024	2024/04	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX	XXXX	東北	XXXX	XXXXX	XX	—

1-15件 (全XX件)
<<最初
<前
1 / X
次へ
最後へ

確認依頼メール送信
一覧出力

図 5-9 アセスメント算定諸元一覧画面 画面イメージ

5.1.2 差替先に係る市場応札量の登録

本項では、差替先に係る市場応札量の登録について説明します（図 5-11 参照）。

5.1.2.1 差替先に係る市場応札量の登録

5.1.2.2 差替先に係る市場応札量の登録結果の確認

5.1.2 差替先に係る市場応札量の登録

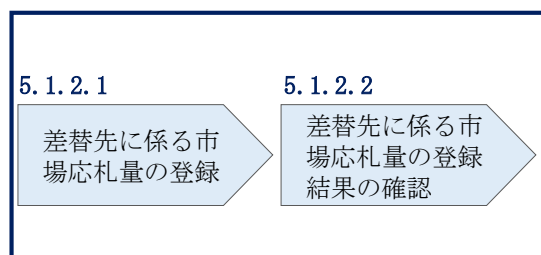


図 5-11 差替先の市場応札量の登録の手順

5.1.2.1 差替先に係る市場応札量の登録

電源等差替契約を締結している場合、差替元電源等提供者は、差替先電源から配分された市場応札量を容量市場システムに登録してください（表 5-7 参照）。

表 5-7 差替先に係る市場応札量の提出範囲⁴⁵

登録主体		電源等差替契約締結時の市場応札量の登録対象
差替元電源等 提供者	部分差替	差替元電源の全量 差替配分供給力（市場応札量） ⁴⁶
	全量差替	差替配分供給力（市場応札量）
差替先電源等提供者		差替先電源のアセスメント分

差替配分供給力（市場応札量）の登録は、<https://www.occto.or.jp/market-board/market/youryou-system/>からダウンロードする CSV ファイルを用いてください（図 5-12、表 5-8 参照）。

⁴⁵ 容量確保契約を締結していない差替先電源等提供者については、市場応札量の提出は不要です

⁴⁶ 差替先から配分された市場応札量

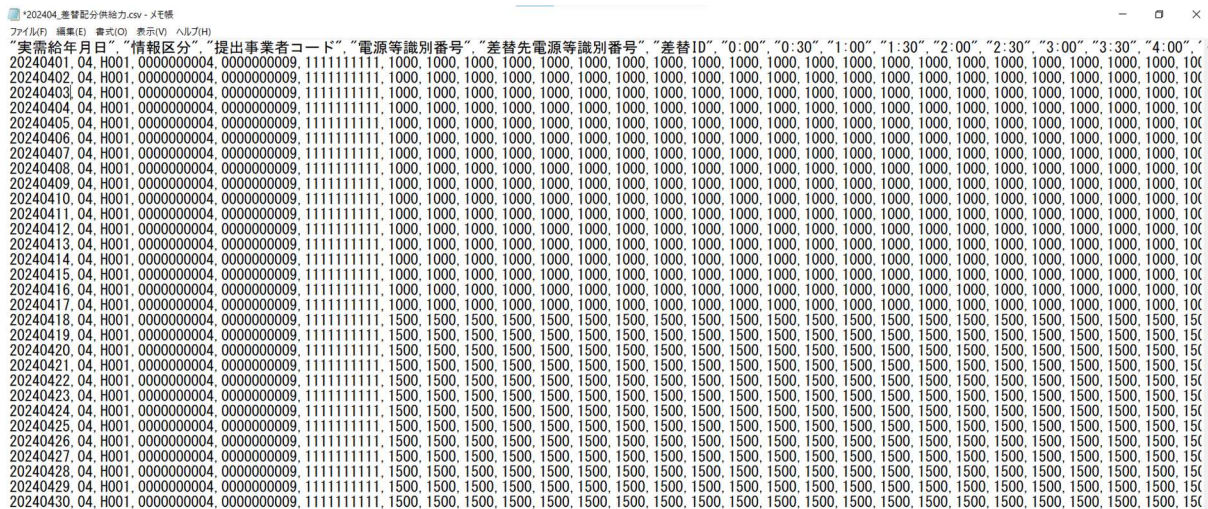


図 5-12 差替配分供給力（市場応札量）の CSV イメージ

表 5-8 差替配分供給力（市場応札量）の CSV の記載項目⁴⁷

No	項目	留意点
1	実需給年月日	yyymmdd 形式の半角数字で入力してください 例：2024年10月1日の場合「20241001」と入力
2	情報区分	04 を入力してください 04：市場応札量
3	提出事業者コード	事業者コード（4桁）を半角英数字で入力してください
4	電源等識別番号	電源等識別番号（10桁）を半角英数字で入力してください
5	差替先電源等識別番号	差替先電源等識別番号（10桁）を半角英数字で入力してください
6	電源等差替 ID	電源等差替 ID（10桁）を半角英数字で入力してください
7	0:00	コマ別の市場応札量（[kW]、整数部最大12桁）を半角数字で入力してください
8	0:30	//
9	1:00	//

⁴⁷ 差替配分供給力 CSV については、ヘッダ部分（“実需給年月日”～“23:30”の部分）の項目が共通しており、情報区分の数字を書き換えることで登録対象の情報を変えることができます（例：情報区分を 01 から 03 に変更することで、発電計画から発電量調整受電電力量の情報へ変換することができます。）。

No	項目	留意点
10	1:30	//
11	2:00	//
...		
50	21:30	//
51	22:00	//
52	22:30	//
53	23:00	//
54	23:30	//

差替配分供給力（市場応札量）のCSVに必要な値を入力して保存した後、容量市場システムに登録してください。

注1：差替配分供給力（市場応札量）のCSVファイルは、テキストエディタで編集してください。テキストエディタではなくExcelで編集した場合、記載したデータから「”」（ダブルクォーテーション）」や先頭の0が欠落する可能性があります。

注2：登録するCSVファイルについて、1行目のヘッダ部分（”実需給年月日”～”23:30”の部分）各項目には「”」を付けてください。2行目以降のボディ部分（登録する情報の部分）には「”」を付けないでください。

注3：差替配分供給力（市場応札量）のCSVファイルの登録に関して、登録対象月に関して月初から月末の1ヶ月分のデータが全て入力されていない場合エラーが発生するため、1ヶ月分のデータが全て入力されているかを確認してください（市場応札量が零でも、0を入力してください）。

ファイル名は「実需給年度・対象月（YYYYMM）_ファイル種別_電源等識別番号.csv」としてださい⁴⁸。また、差替配分供給力を更新する場合のファイル名は「実需給年度・対象月_ファイル種別_R更新回数.csv」としてださい。

例) 初回の登録の場合

202410_差替配分供給力.csv

実需給年度・対象月 ファイル種別

1 回目の更新の場合

202410_差替配分供給力_R1.csv

R更新回数

2 回目の更新の場合

202410_差替配分供給力_R2.csv

容量市場システムの折り畳みメニュー「その他共通」の中の「一括登録・変更画面」リンクをクリックして、「一括登録・変更画面」へ進んでください。

「ファイル種別」を選択し、「ファイル選択」ボタンをクリックして、アップロードしたい差替配分供給力（市場応札量）の CSV ファイルを選択してください。差替配分供給力（市場応札量）の CSV ファイル名が容量市場システム上に表示されたら、「アップロード」ボタンをクリックし、登録を行ってください（図 5-13、表 5-9 参照）。

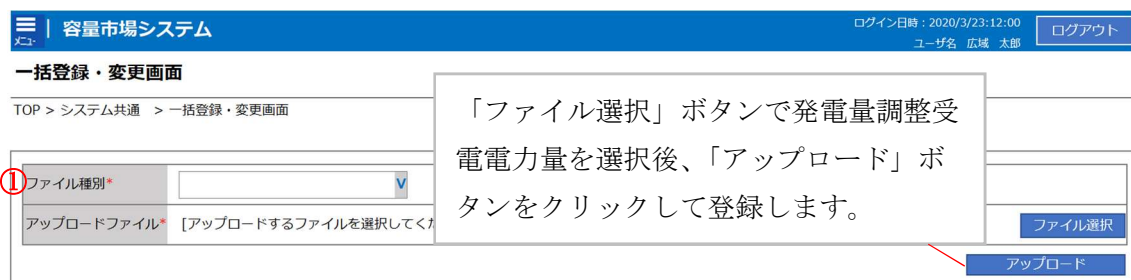


図 5-13 一括登録・変更の画面イメージ

表 5-9 一括登録・変更画面の入力項目

No	入力項目	入力内容
①	ファイル種別	「04:差替配分供給力」を選択

⁴⁸ 容量市場システムの仕様上ファイル名は任意に設定していただくことも可能です。容量提供事業者にて管理しやすいよう、命名してください。

5.1.2.2 差替先に係る市場応札量の登録結果の確認

登録した差替配分供給力（市場応札量）の CSV ファイルが正常に容量市場システムに取り込まれているか確認してください。

容量市場システムの折り畳みメニュー「その他共通」の中の「一括登録・変更結果確認画面」リンクをクリックして、「一括登録・変更結果確認画面」へ進んでください。

「ファイル種別」で「04:差替配分供給力」を選択し、ユーザ ID と登録日時を入力して「検索」ボタンをクリックしてください。「一括登録・変更結果確認一覧（検索結果）」に条件に合致する市場応札量が表示されます。検索結果から、ユーザ ID、ファイル名、登録日時をもとに登録したファイルを特定したうえで「登録結果」を確認してください。「登録結果」が「処理中」となっている場合は、まだシステム内で処理が終了していませんので、時間を空けて再確認してください。「登録結果」が「OK」と表示されていれば正常に登録がされていますが、「登録結果」が「NG」と表示されている場合は正常に登録がされていないため、再登録する必要があります（図 5-14、図 5-15 参照）。

なお、検索時に「登録結果 NG のみ表示」にチェックを入れると「登録結果」が「NG」の対象のみを表示可能です。

差替配分供給力の「登録結果」が「NG」と表示されている場合、「登録結果」の「NG」リンクをクリックし、「エラー情報 CSV ファイル」をダウンロードしてください（図 5-16 参照）。「エラー情報 CSV ファイル」の内容を確認して差替配分供給力の CSV ファイルを修正し、『5.1.2.1 差替先に係る市場応札量の登録』を参照して再登録してください。

5.1 市場応札量の登録

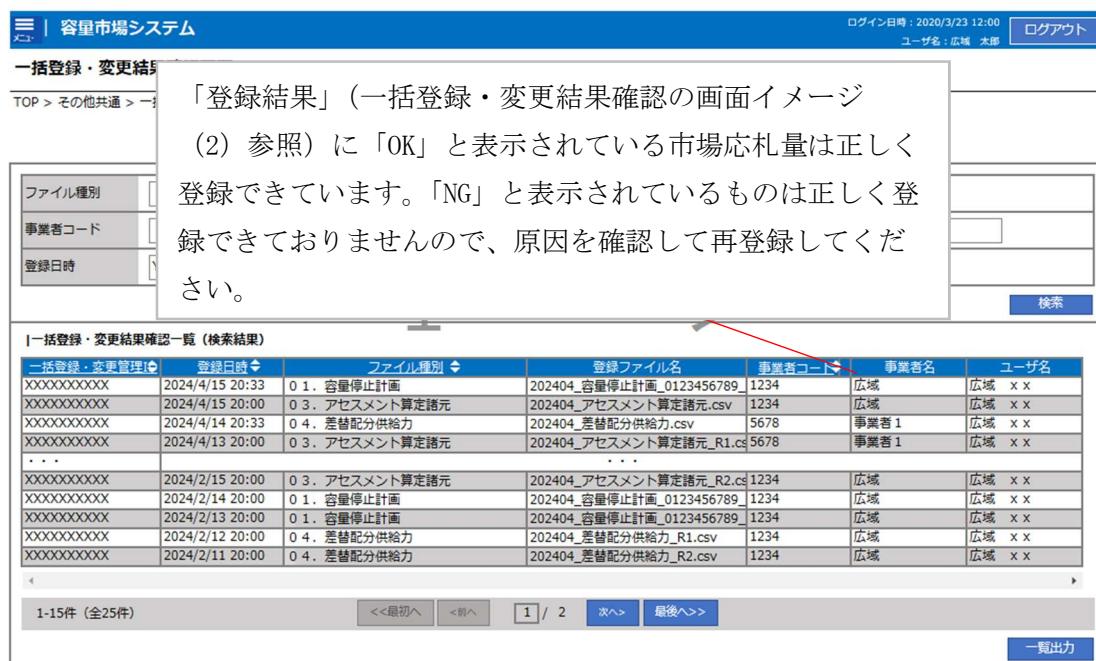


図 5-14 一括登録・変更結果確認の画面イメージ（1）



図 5-15 一括登録・変更結果確認の画面イメージ（2）

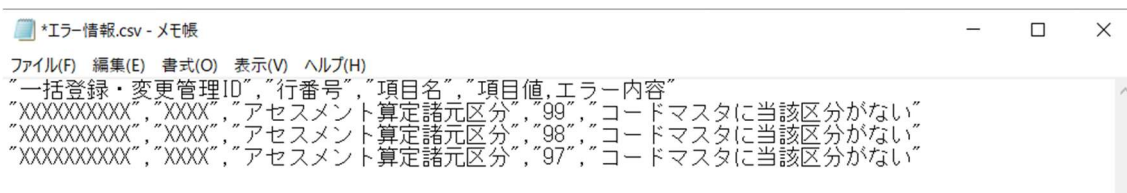


図 5-16 エラー情報 CSV ファイルの CSV イメージ

なお、差替配分供給力の CSV ファイルが正常に登録された場合、登録が完了した旨のメールが容量市場システムに登録したメールアドレス宛に送付されます（表 5-6 参照）。『5.1.1.2 市場応札量の登録結果の確認』を参照し、内容を確認してください。差替先の市場応札量を誤った内容で登録してしまった場合は、『5.1.2.1 差替先に係る市場応札量の登録』を参照して差替先の市場応札量を再登録してください。

第6章 アセスメント結果への対応（容量停止計画）

本章では、アセスメント結果への対応（容量停止計画）に関する以下の内容について説明します（図 6-1 参照）。

6.1 容量停止計画に係るアセスメント結果の確認手続き

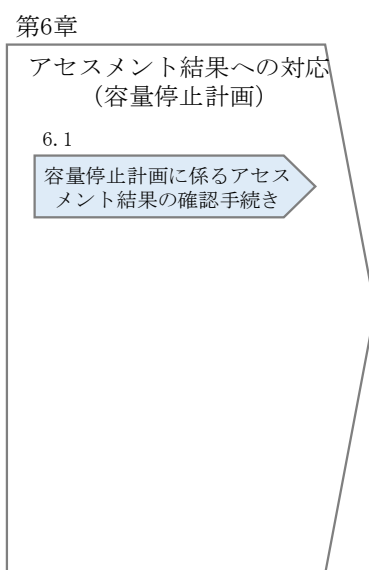


図 6-1 第6章の構成

注1：リクワイアメント対象となる電源について

容量停止計画のリクワイアメントは、安定電源・変動電源（単独）が対象となります。

注2：アセスメントの基準について

容量停止計画におけるアセスメントは、実需給期間中において、電源が供給力を提供できる状態に維持しているかが基準となります。

- 容量停止計画が登録されているコマにおいて、電源が提供できる供給力の最大値が、アセスメント対象容量を下回る場合、当該コマをリクワイアメント未達成コマとします。なお、リクワイアメント未達成コマは、小数点以下第16位まで計算しています（ペナルティ倍率を乗じる前の段階で、コマ毎に小数点以下第17位を四捨五入して算出）。

- ・ 容量停止計画が登録されているコマにおいて、アセスメント対象容量に対して部分的に未達となった場合、未達量に応じてリクワイアメント未達成コマをカウントします。
- ・ 容量停止計画の登録タイミングや、低予備率アセスメント対象コマ⁴⁹への該当の有無により、リクワイアメント未達成コマが5倍カウント（ペナルティ倍率）〈注3参照〉されるコマが発生する場合があります。

注3：ペナルティ倍率5倍となる容量停止計画の登録タイミング例

- ・ 当該コマが「平常時」と判断された時（夜間、休日は除く）：前週の火曜日 17:00以降提出
- ・ 当該コマが「低予備率アセスメント対象コマ」に該当する時：前月末以降提出
※1 上記以外は1倍カウント
※2 その他要因（流通設備の計画的な作業実施や従来からの地元自治体との協定等）に伴い電源等が停止または出力低下する場合に提出いただく容量停止計画については、前月末までに提出されている場合、以降に容量停止計画の変更が生じたとしてもペナルティの倍率は1倍とする場合があります。

注4：アセスメントの算定方法について

容量停止計画におけるアセスメントの具体的な算定方法は、以下で表されます。

【対象の電源が電源等差替契約を締結していない場合】

- ・ 容量停止計画が登録されているコマについて、電源が提供できる供給力の最大値を確認します。
- ・ 当該コマにおける未達成率「(アセスメント対象容量-電源が提供できる供給力の最大値) /アセスメント対象容量×ペナルティ倍率」をリクワイアメント未達成コマ数としてカウント

【アセスメント対象の電源が差替元として電源等差替契約を締結している場合】

差替元、差替先個別に未達成コマを計算します。

<差替元電源等>

- ・ 容量停止計画が登録されているコマについて、電源が提供できる供給力の最大値を確認します。

⁴⁹ 前日以降の需給バランス評価で広域予備率低下に伴う供給力提供の周知対象となったコマ

- ・ 提供できる供給力の最大値が、差替元電源等のアセスメント対象容量を下回る場合、当該コマにおける未達成率「(差替元電源等のアセスメント対象容量⁵⁰-差替元電源等が提供できる供給力の最大値) / アセスメント対象容量⁵¹×ペナルティ倍率⁵²」をリクワイアメント未達成コマ数としてカウントします。

＜差替先電源等＞

- ・ 容量停止計画が登録されているコマについて、電源が提供できる供給力の最大値を確認します。
- ・ 提供できる供給力の最大値が、差替先電源等のアセスメント対象容量を下回る場合、当該コマにおける未達成率「(差替先電源等のアセスメント対象容量⁵³-差替先電源等が提供できる供給力の最大値) / アセスメント対象容量×ペナルティ倍率⁵⁴」をリクワイアメント未達成コマ数としてカウントします。

＜差替元と差替先のリクワイアメント未達成コマの合算＞

差替元と差替先のリクワイアメント未達成コマを合算します。

＜リクワイアメント未達成コマの累積＞

- ▶ 電源のリクワイアメント未達成コマをカウントしたのち、当該実需給年度のすべての未達成コマ数を合算します。
- ▶ 合算する際は、各コマにおけるペナルティ倍率を乗じたものを合算します。

(例)

アセスメント対象月が6月の場合は、4月～6月までのリクワイアメント未達成コマを累積します。

4月：1,440 コマ

5月：2,000 コマ

6月：1,488 コマ

累積：4,928 コマ

アセスメント対象電源のリクワイアメント未達成コマ総数が8,640コマ（180日相当）を超過した場合、超過分のリクワイアメント未達成コマに対して経済的ペナルティが科されます。

⁵⁰ 差替元のアセスメント対象容量=(差替元電源の月別アセスメント対象容量-差替先の月別の差替容量)

⁵¹ アセスメント対象容量=月別アセスメント対象容量

⁵² ペナルティ倍率は差替元の需給状況に応じて決定

⁵³ 差替先電源のアセスメント対象容量=差替先電源の月別差替容量

⁵⁴ ペナルティ倍率は差替先の需給状況に応じて決定

6.1 容量停止計画に係るアセスメント結果の確認手続き

本節では、容量停止計画に係るアセスメント結果の確認手続きについて以下の流れで説明します（図 6-2 参照）。

6.1.1 アセスメント結果の確認

6.1.2 異議申立

6.1.3 異議申立妥当性審査結果の確認

6.1.4 確定したアセスメント結果の受領

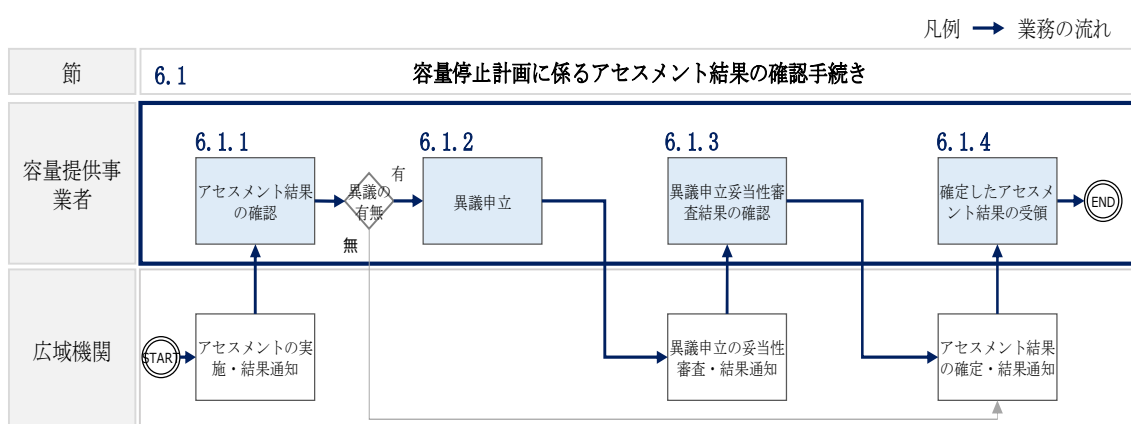


図 6-2 容量停止計画に係るアセスメント結果の確定手続きの詳細構成

6.1.1 アセスメント結果の確認

本項では、アセスメント結果の確認について説明します（図 6-3 参照）。

6.1.1.1 アセスメント結果仮確定通知の確認

6.1.1 アセスメント結果の確認

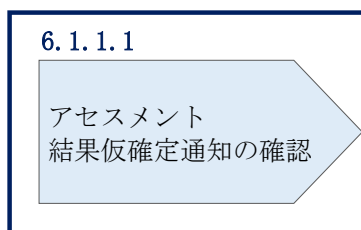


図 6-3 アセスメント結果の確認の手順

6.1.1.1 アセスメント結果仮確定通知の確認

アセスメント結果が仮確定された旨のメールが容量市場システムに登録したメールアドレス宛に送付されますので、アセスメント結果を確認してください（表 6-1 参照）。

注：本機関から送付されるアセスメント結果仮確定の通知メールには「仮算定」が完了した旨が記載してありますが、システム上の「仮算定」が完了したことによりアセスメント結果が「仮確定」したこととなりますので、「仮算定」＝「仮確定」とご理解ください。

表 6-1 リクワイアメント未達成量の仮算定完了通知メールイメージ

項目	内容
件名	【容量市場システム】リクワイアメント未達成量の仮算定完了通知
送信元メールアドレス	support-noreply@capacity-market2.occto.or.jp
本文記載事項	XXXX 様 こちらは電力広域的運営推進機関 容量市場システム 管理者です。 リクワイアメント未達成量の算定が終了したことを通知します。 【算定対象年度】

	YYYY 【算定対象年月】 YYYY/MM 【リクワイアメント種別】 容量停止計画（安定・変動単独） 【事業者コード】 XXXX 【事業者名】 XXXX 電力広域的運営推進機関 容量市場システム 管理者 ※このメールはシステムより自動送信されています。差出人には返信しないでください。
--	--

容量市場システムの折り畳みメニュー「リクワイアメント・アセスメント」の中の「アセスメント一覧画面（事業者毎） - 発動指令以外」リンクをクリックして、「アセスメント一覧画面（事業者毎） - 発動指令以外」へ進んでください。

「アセスメント種別」にて「容量停止計画（安定・変動単独）」、「最新回次切替」で「最新回次のみ表示」を選択し、実需給年度を入力して「検索」ボタンをクリックしてください。「アセスメント一覧画面（事業者毎）（容量停止計画（安定・変動単独））（検索結果）」に条件に合致する電源等識別番号が表示されますので、「電源等識別番号」リンクをクリックし、「アセスメント一覧画面（電源等識別番号毎） - 発動指令以外画面」へ進んでください。

「アセスメント種別」にて「容量停止計画（安定・変動単独）」、「最新回次切替」で「最新回次のみ表示」を選択し、実需給年度を入力して「検索」ボタンをクリックしてください。「アセスメント一覧画面（事業者毎）（容量停止計画（安定・変動単独））（検索結果）」に条件に合致するリクワイアメント対象年月日が表示されますので、「対象年月日」リンクをクリックし、「アセスメント結果詳細画面（容量停止計画・安定・変動単独）」へ進んでください。

「アセスメント結果詳細情報」で、コマ毎のリクワイアメント未達成コマを確認してください（図 6-4 参照）。

6.1 容量停止計画に係るアセスメント結果の確認手続き

容量市場システム ログイン日時: 2020/3/23 12:00
 ユーザー名: 広域 太郎 ログアウト

アセスメント結果詳細画面(容量停止計画・安定・変動単独)

TOP > リクワイアメント・アセスメント > アセスメント一覧画面 (事業者別) - 発給指令以外 > アセスメント一覧画面 (電源等識別番号別) - 発給指令以外 > アセスメント結果詳細画面(容量停止計画・安定・変動単独)

対象年月日	YYYY/MM/DD	差替元/先	差替元
事業者コード	XXXX	事業者名	NNNNNNNNNN
電源等識別番号	XXXXXXXXXA	電源等の名称	NNNNNNNNNN A
エリア	NNN	算定回	XXXX

コマ毎に記載されたリクワイアメント未達成コマを確認してください。

電源等差替情報

差替元/先	差替ID	電源等識別番号	電源等の名称	容量削減率[%]	容量削減量[kW]
差替元	-	XXXXXXXXXA	NNNNNNNN A	6,000	1,000
差替先	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXB	NNNNNNNN B	-	2,000
差替先	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXC	NNNNNNNN C	-	3,000

アセスメント結果詳細情報

対象年月日	差替ID	差替元/先	電源等識別番号	算定要素	01	02	03	04	05
YYYY/MM/DD	XXXXXXXXXX	差替元	XXXXXXXXXA	容量停止計画の提出時期	-	-	-	-	-
YYYY/MM/DD	XXXXXXXXXX	差替元	XXXXXXXXXA	需給ひっ迫のおそれの有無	-	-	-	-	-
YYYY/MM/DD	XXXXXXXXXX	差替元	XXXXXXXXXA	アセスメント対象容量[kW]	1,000				
YYYY/MM/DD	XXXXXXXXXX	差替元	XXXXXXXXXA	電源が提供できる供給力の最大値[kW]	99,999,999	99,999,999	99,999,999	99,999,999	99,999,999
YYYY/MM/DD	XXXXXXXXXX	差替元	XXXXXXXXXA	ペナルティ倍率[倍]	-	-	-	-	-
YYYY/MM/DD	XXXXXXXXXX	差替元	XXXXXXXXXA	リクワイアメント未達成コマ[コマ]	-	-	-	-	-
YYYY/MM/DD	XXXXXXXXXX	差替元	XXXXXXXXXA	リクワイアメント未達成合計[コマ]	1.06				

図 6-4 アセスメント結果詳細画面（容量停止計画・安定・変動単独）の画面イメージ

6.1.2 異議申立

本項では、異議申立について説明します（図 6-5 参照）。

6.1.2.1 異議申立

6.1.2 異議申立

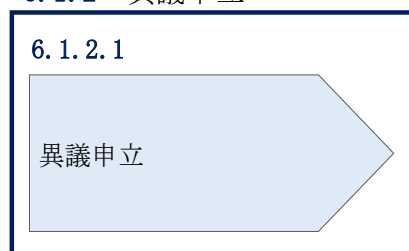


図 6-5 異議申立の手順

6.1.2.1 異議申立

アセスメント結果仮確定に異議がある場合、アセスメント結果が仮確定された旨のメールを受領した日を含めて5営業日以内であれば、メールにより異議申立を行うことが可能です。

異議申立を行う場合、新規メールに異議申立における必要事項を記載のうえ、所定の宛先に送信してください（表 6-2 参照）。

異議申立を行わない場合は、『6.1.4.1 確定したアセスメント結果の受領』へ進んでください。

注：異議申立期限について、例えば、7月1日（金）に通知メールを受領した場合、7月7日（木）23:59までに異議申立メールを本機関に送信する必要があります。

<参考>容量確保契約約款抜粋

休日：土曜日、日曜日および祝日（「国民の祝日に関する法律」に規定する休日）に加えて、1月2日～3日、4月30日～5月2日、12月30日～31日および本機関が指定する日

平日：休日以外の日

営業日：平日のうち、1月4日、12月29日以外の日

表 6-2 アセスメント結果仮確定に対する異議申立に係るメールの記載項目

メール項目	内容
件名	【XXXX（事業者コード） ⁵⁵ 】アセスメント結果仮確定に対する異議申立
To	youryou_rikuase@occto.or.jp
CC	-
本文記載事項	異議申立の内容 <ul style="list-style-type: none"> ・ 異議申立の内容およびその根拠を具体的に文章で記載 アセスメント結果 <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者コード ・ 事業者名称および担当者名 ・ 電源等識別番号 ・ 電源等の名称 ・ 対象実需給年度 ・ 対象月 ・ 対象コマ ・ リクワイアメント未達成コマ
添付資料	異議申立の根拠となる資料（必要に応じて）

6.1.3 異議申立妥当性審査結果の確認

本項では、異議申立妥当性審査結果の確認について説明します（図 6-6 参照）。

6.1.3.1 異議申立妥当性審査結果の確認

6.1.3.2 リクワイアメント未達成コマ修正結果の確認

⁵⁵ 件名に事業者コード4桁を入力してください。

6.1 容量停止計画に係るアセスメント結果の確認手続き

6.1.3 異議申立妥当性審査結果の確認

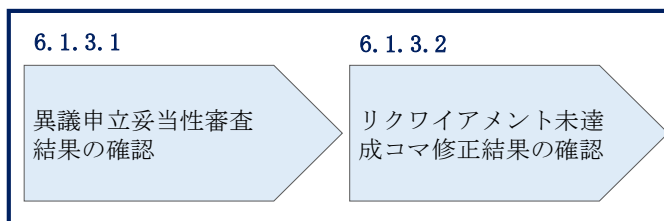


図 6-6 異議申立妥当性審査結果の確認の手順

6.1.3.1 異議申立妥当性審査結果の確認

アセスメント結果仮確定に対して異議申立を行われた場合は、本機関で異議申立の内容を審査し、審査結果を容量市場システムに登録したメールアドレス宛にメールにて通知しますので審査結果の内容を確認してください。

審査結果の詳細を確認する場合は、『6.1.1.1 アセスメント結果仮確定通知の確認』を参照してください。

審査結果が合格の場合、『6.1.3.2 リクワイアメント未達成コマ修正結果の確認』を参照してください。

注：異議申立の内容を審査した結果は以下のメールアドレスより送付しますので、迷惑メールとして判定されないよう受信設定してください。

メールアドレス：youryou_rikuase@occto.or.jp

6.1.3.2 リクワイアメント未達成コマ修正結果の確認

異議申立妥当性審査結果が合格の場合、本機関にて異議申立内容に基づいてリクワイアメント未達成コマを修正します。修正後に本機関より、容量市場システムに登録したメールアドレス宛に確認依頼のメールが送付されますので、内容を確認してください。

容量市場システムの折り畳みメニュー「リクワイアメント・アセスメント」の中の「アセスメント一覧画面（事業者毎） - 発動指令以外」リンクをクリックして、「アセスメント一覧画面（事業者毎） - 発動指令以外」へ進んでください。

「アセスメント種別」にて「容量停止計画（安定・変動単独）」、「最新回次切替」で「最新回次のみ表示」を選択し、実需給年度を入力して「検索」ボタンをクリックしてください。「アセスメント一覧画面（事業者毎）（容量停止計画（安定・変動単独））（検索結果）」に条件に合致する電源等識別番号が表示されますので、「電源等識別番号」リンクをクリックし、「アセスメント一覧画面（電源等識別番号毎） - 発動指令以外画面」へ進んでください。

「アセスメント種別」にて「容量停止計画（安定・変動単独）」、「最新回次切替」で「最新回次のみ表示」を選択し、実需給年度を入力して「検索」ボタンをクリックしてください。「アセスメント一覧画面（事業者毎）（容量停止計画（安定・変動単独））（検索結果）」に条件に合致するリクワイアメント対象年月日が表示されますので、「対象年月日」リンクをクリックし、「アセスメント結果詳細画面（容量停止計画・安定・変動単独）」へ進んでください。

「アセスメント結果詳細情報」で、コマ毎のリクワイアメント未達成コマを確認してください（図 6-7 参照）。

容量市場システム ログイン日時: 2020/3/23 12:00
ユーザ名: 広域 本部 ログアウト

アセスメント結果詳細画面(容量停止計画・安定・変動単独)

TDE > リクワイアメント・アセスメント > アセスメント一覧画面 (検索条件) - 発動伝令以外 > アセスメント一覧画面 (電源等識別番号) - 発動伝令以外 > アセスメント結果詳細画面(容量停止計画・安定・変動単独)

対象年月日	YYYY/MM/DD	差替元/先	差替元
事業者コード	XXXX	事業者名	NN
電源等識別番号	XXXXXXXXXA	電源等の名称	NN
エリア	NNN	算定回次	XX

コマ毎に記載されたリクワイアメント未達成コマを確認してください。

電源等差替情報

差替元/先	差替ID	電源等識別番号▲	電源等の名称▲	差替前契約容量[kW]▲	差替後契約容量[kW]▲
-	-	XXXXXXXXXA	NNNNNNNNA	XX,XXX,XX,XX	XX,XXX,XX,XX
差替先	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXB	NNNNNNNNB	-	XX,XXX,XX,XX
差替先	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXC	NNNNNNNNC	-	XX,XXX,XX,XX

アセスメント結果詳細情報

対象年月日	差替元/先	差替ID	電源等識別番号	算定要素	01	02	03	04	05
YYYY/MM/DD	差替元	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXA	容量停止計画の提出時期	-	-	-	-	-
YYYY/MM/DD	差替元	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXA	需給ひっ迫のおそれの有無	-	-	-	-	-
YYYY/MM/DD	差替元	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXA	アセスメント対象容量[kW]	XX,XXX,XX,XX	-	-	-	-
YYYY/MM/DD	差替元	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXA	電源が供給できる供給力の最大値[kW]	XX,XXX,XX,XX	XX,XXX,XX,XX	XX,XXX,XX,XX	XX,XXX,XX,XX	XX,XXX,XX,XX
YYYY/MM/DD	差替元	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXA	ペナルティ倍率(倍)	-	-	-	-	-
YYYY/MM/DD	差替元	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXA	リクワイアメント未達成コマ[コマ]	-	-	-	-	-
YYYY/MM/DD	差替元	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXA	リクワイアメント未達成合計[コマ]	-	-	-	-	-

図 6-7 アセスメント結果詳細画面（容量停止計画・安定・変動単独）の画面イメージ

6.1.4 確定したアセスメント結果の受領

本項では、確定したアセスメント結果の受領について説明します（図 6-8 参照）。

6.1.4.1 確定したアセスメント結果の受領

6.1.4 アセスメント結果の受領

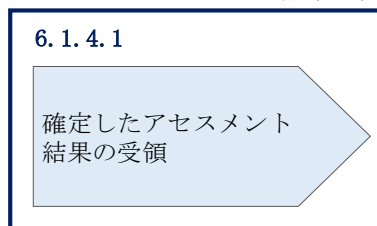


図 6-8 確定したアセスメント結果の受領の手順

6.1.4.1 確定したアセスメント結果の受領

本機関がアセスメント結果を確定した後、アセスメント結果を確定した旨のメールが容量市場システムに登録したメールアドレス宛に送付されますので、『6.1.1.1 アセスメント結果仮確定通知の確認』を参照し、内容を確認してください（表 6-3 参照）。

注：アセスメント結果に対して異議申立を行わなかった場合でも本手順を参照し、確定したアセスメント結果の内容を確認してください。

表 6-3 リクワイアメント未達成量の確定通知メールイメージ

項目	内容
件名	【容量市場システム】リクワイアメント未達成量の確定通知
送信元メールアドレス	support-noreply@capacity-market2.occto.or.jp
本文記載事項	<p>XXXX 様</p> <p>こちらは電力広域的運営推進機関 容量市場システム 管理者です。</p> <p>リクワイアメント未達成量の算定が終了したことを通知します。</p> <p>【算定対象年度】 YYYY</p> <p>【算定対象年月】 YYYY/MM</p> <p>【リクワイアメント種別】 容量停止計画（安定・変動単独）</p> <p>【事業者コード】 XXXX</p> <p>【事業者名】 XXXX</p> <p>電力広域的運営推進機関 容量市場システム 管理者</p> <p>※このメールはシステムより自動送信されています。差出人には返信しないでください。</p>

第7章 アセスメント結果への対応（市場応札）

本章では、アセスメント結果への対応（市場応札）に関する以下の内容について説明します（図 7-1 参照）。

7.1 市場応札に係るアセスメント結果の確認手続き

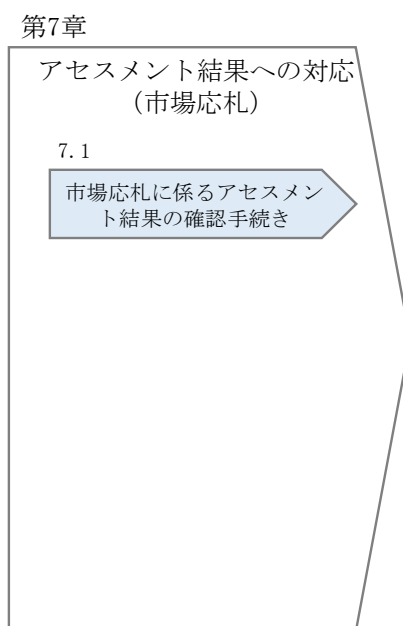


図 7-1 第7章の構成

注1：リクワイアメント対象について

市場応札のリクワイアメントは、容量停止計画（出力抑制に伴う停止計画は除く）を提出していない範囲のコマが対象となります。

なお、容量停止計画が提出されているコマでも、電源等が停止せず出力低下する計画等により小売電気事業者等が活用しない余力があるコマについてはリクワイアメント対象となります。

注2：アセスメントの基準について

市場応札におけるアセスメントでは、アセスメント対象容量の範囲内において小売電気事業者等が活用しない余力から卸電力取引所または需給調整市場に売り入札した容量を差し引いた容量をリクワイアメント未達成量とします。

注3：バランス停止からの起動に係るアセスメントについて

バランス停止からの起動に係るアセスメントは、電源等登録時に登録した起動パターンに応じて実施します（卸電力市場等における約定結果が確定する以前にバランス停止から起動する必要はありません。なお、市場応札の結果、約定した場合は当該コマに対し、適切に供給力を提供してください。）。この場合、低予備率アセスメント対象コマにおいて、原則としてアセスメント対象容量から市場応札量を差し引いた容量をリクワイアメント未達成量とします。（ただし、起動カーブ途中の場合はその状況を考慮する。）

注4：発電方式が揚水の電源におけるアセスメントの基準について

低予備率アセスメント対象コマが存在する場合、運転継続時間が限られる揚水発電に関して、本機関は当該コマに対して市場応札が実施されているかを優先的にアセスメントします。揚水発電は、小売電気事業者等が活用しない余力の入札準備が完了した段階で当該コマの広域予備率が低いコマから順に、運転継続時間のコマ数を上限として卸電力市場等へ入札を実施してください⁵⁶。広域予備率が同率の場合は、その中から任意のコマを選択して入札を実施してください。それでもなお、余力がある場合は、低予備率アセスメント対象コマ以外へ入札を実施してください。

⁵⁶ 応札し続けているが未約定であるコマがある場合、応札を取り下げ、異なる低予備率アセスメント対象コマに再応札していただくことも可能です。ただし、応札を取り下げることができるコマは広域予備率が8%以上に回復したコマに限り、かつ余力を広域予備率が8%を下回るコマに再応札することを前提とします。

注5：アセスメントの算定方法について

市場応札におけるアセスメントの具体的な算定方法は、以下で表されます。

- ・ 対象の電源が電源等差替契約を締結していない場合
 - 市場応札量が発電余力以上であるならば、リクワイアメント未達成量=0
 - 市場応札量が発電余力未満であるならば、リクワイアメント未達成量 (kWh)
= (発電余力 (kW) - 市場応札量 (kW)) / 2
- ・ 対象の電源が差替元として電源等差替契約を締結している場合
 - ① 差替元の市場応札量におけるリクワイアメント未達成量を算出する
 - 市場応札量が（差替元分の）発電余力以上であるならば、リクワイアメント未達成量=0
 - 市場応札量が（差替元分の）発電余力未満であるならば、リクワイアメント未達成量 (kWh) = (発電余力 (kW) - 市場応札量 (kW)) / 2
 - ② （差替先の）市場応札量 (=差替配分供給力) におけるリクワイアメント未達成量を算出する
 - （差替先の）市場応札量が（差替元分の）発電余力以上であるならば、リクワイアメント未達成量=0
 - （差替先の）市場応札量が（差替元分の）発電余力未満であるならば、リクワイアメント未達成量 (kWh) = (発電余力 (kW) - 市場応札量 (kW)) / 2
 - ③ リクワイアメント未達成量は、①②を合計した値とします

7.1 市場応札に係るアセスメント結果の確認手続き

本節では、市場応札に係るアセスメント結果の確認手続きについて以下の流れで説明します（図 7-2 参照）。

- 7.1.1 アセスメント結果の確認
- 7.1.2 異議申立
- 7.1.3 異議申立妥当性審査結果の確認
- 7.1.4 確定したアセスメント結果の受領

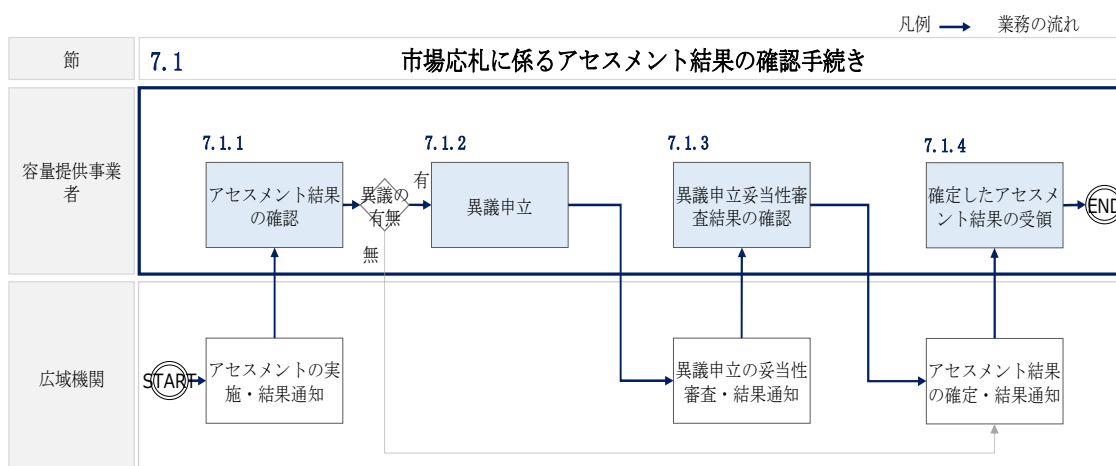


図 7-2 市場応札に係るアセスメント結果の確定手続きの詳細構成

7.1.1 アセスメント結果の確認

本項では、アセスメント結果の確認について説明します（図 7-3 参照）。

7.1.1.1 アセスメント結果仮確定通知の確認

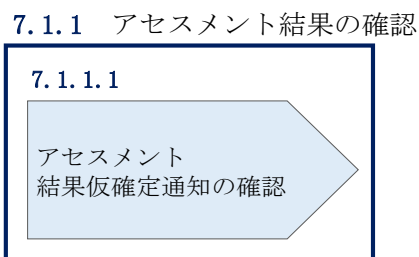


図 7-3 アセスメント結果の確認の手順

7.1.1.1 アセスメント結果仮確定通知の確認

アセスメント結果が仮確定された旨のメールが容量市場システムに登録したメールアドレス宛に送付されますので、アセスメント結果を確認します（表 7-1 参照）。

注：本機関から送付されるアセスメント結果仮確定の通知メールには「仮算定」が完了した旨が記載してありますが、システム上の「仮算定」が完了したことによりアセスメント結果が「仮確定」したこととなりますので、「仮算定」＝「仮確定」とご理解ください。

表 7-1 リクワイアメント未達成量の仮算定完了通知メールイメージ

項目	内容
件名	【容量市場システム】リクワイアメント未達成量の仮算定完了通知
送信元メールアドレス	support-noreply@capacity-market2.occto.or.jp
本文記載事項	XXXX 様 こちらは電力広域的運営推進機関 容量市場システム 管理者です。 リクワイアメント未達成量の算定が終了したことを通知します。 【算定対象年度】 YYYY 【算定対象年月】 YYYY/MM 【リクワイアメント種別】 市場応札 【事業者コード】 XXXX 【事業者名】 XXXX 電力広域的運営推進機関 容量市場システム 管理者 ※このメールはシステムより自動送信されています。差出人には返信しないでください。

容量市場システムの折り畳みメニュー「リクワイアメント・アセスメント」の中の「アセスメント一覧画面（事業者毎） - 発動指令以外」リンクをクリックして、「アセスメント一覧画面（事業者毎） - 発動指令以外」へ進んでください。

「アセスメント種別」にて「市場応札」、「最新回次切替」で「最新回次のみ表示」を選択し、算定対象年度と算定対象月を入力して「検索」ボタンをクリックしてください。「アセスメント一覧画面（事業者毎）（市場応札）（検索結果）」に条件に合致する電源等識別番号が表示されますので、「電源等識別番号」リンクをクリックし、「アセスメント一覧画面（電源等識別番号毎） - 発動指令以外画面」へ進んでください。

「アセスメント種別」にて「市場応札」、「最新回次切替」で「最新回次のみ表示」を選択し、算定対象年度と算定対象月を入力して「検索」ボタンをクリックしてください。「アセスメント一覧画面（事業者毎）（市場応札）（検索結果）」に条件に合致するリクワイアメント対象年月日が表示されますので、「対象年月日」リンクをクリックし、「アセスメント詳細画面（市場応札）」へ進んでください。

「アセスメント結果詳細情報」で、コマ毎のリクワイアメント未達成量を確認してください（図 7-4 参照）。

図 7-4 アセスメント結果詳細画面（市場応札）の画面イメージ

7.1.2 異議申立

本項では、異議申立について説明します（図 7-5 参照）。

7.1.2.1 異議申立

7.1.2 異議申立

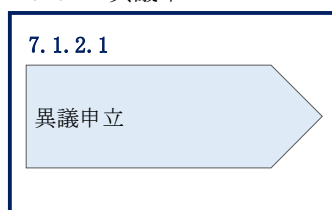


図 7-5 異議申立の手順

7.1.2.1 異議申立

アセスメント結果仮確定に異議がある場合、アセスメント結果が仮確定された旨のメールを受領した日を含めて5営業日以内であれば、メールにより異議申立を行うことが可能です。

異議申立を行う場合、新規メールに異議申立における必要事項を記載のうえ、所定の宛先に送信してください（表 7-2 参照）。

注：異議申立期限について、例えば、7月1日（金）に通知メールを受領した場合、7月7日（木）までに異議申立メールを本機関に送信する必要があります。

<参考>容量確保契約約款抜粋

休日：土曜日、日曜日および祝日（「国民の祝日に関する法律」に規定する休日）に加えて、1月2日～3日、4月30日～5月2日、12月30日～31日および本機関が指定する日

平日：休日以外の日

営業日：平日のうち、1月4日、12月29日以外の日

表 7-2 アセスメント結果仮確定に対する異議申立に係るメールの記載項目

メール項目	内容
件名	【XXXX（事業者コード） ⁵⁷ 】アセスメント結果仮確定に対する異議申立
To	youryou_rikuase@occto.or.jp
CC	-
本文記載事項	異議申立の内容 <ul style="list-style-type: none"> ・ 異議申立の内容およびその根拠を具体的に文章で記載 アセスメント結果 <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者コード ・ 事業者名称および担当者名 ・ 電源等識別番号 ・ 電源等の名称 ・ 対象実需給年度 ・ 対象月 ・ 対象コマ ・ リクワイアメント未達成量
添付資料	異議申立の根拠となる資料（必要に応じて）

7.1.3 異議申立妥当性審査結果の確認

本項では、異議申立妥当性審査結果の確認について説明します（図 7-6 参照）。

7.1.3.1 異議申立妥当性審査結果の確認

⁵⁷ 件名に自身の事業者コード4桁を入力してください。

7.1.3 異議申立妥当性審査結果の確認

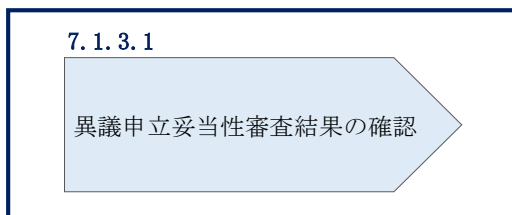


図 7-6 異議申立妥当性審査結果の確認の手順

7.1.3.1 異議申立妥当性審査結果の確認

アセスメント結果仮確定に対して異議申立が行われた場合は、本機関で異議申立の内容を協議し、審査結果をメールにて通知しますので審査結果の内容を確認してください。

審査結果の詳細を確認する場合は、『7.1.1.1 アセスメント結果仮確定通知の確認』を参照してください。

審査結果が合格の場合、『7.1.4 確定したアセスメント結果の受領』を参照してください。

注：異議申立の内容を審査した結果は以下のメールアドレスより送付しますので、迷惑メールとして判定されないよう受信設定してください。

メールアドレス：youryou_rikuase@occto.or.jp

7.1.4 確定したアセスメント結果の受領

本項では、確定したアセスメント結果の受領について説明します（図 7-7 参照）。

7.1.4.1 確定したアセスメント結果の受領

6.1.4 確定したアセスメント結果の受領

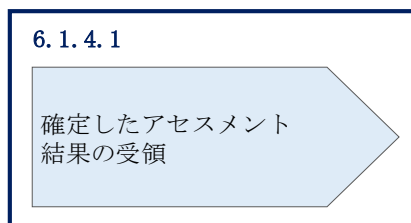


図 7-7 確定したアセスメント結果の受領の手順

7.1.4.1 確定したアセスメント結果の受領

本機関がアセスメント結果を確定した後、アセスメント結果を確定した旨が容量市場システムに登録したメールアドレス宛に送付されますので、『7.1.1.1 アセスメント結果仮確定通知の確認』内容を確認してください（表 7-3 参照）。

注：アセスメント結果に対して異議申立をしなかった場合でも、確定したアセスメント結果の内容を確認してください。

表 7-3 リクワイアメント未達成量の確定通知メールイメージ

項目	内容
件名	【容量市場システム】リクワイアメント未達成量の確定通知
送信元メールアドレス	support-noreply@capacity-market2.occto.or.jp
本文記載事項	<p>XXXX 様</p> <p>こちらは電力広域的運営推進機関 容量市場システム 管理者です。</p> <p>リクワイアメント未達成量の算定が終了したことを通知します。</p> <p>【算定対象年度】 YYYY</p> <p>【算定対象年月】 YYYY/MM</p> <p>【リクワイアメント種別】 市場応札</p> <p>【事業者コード】 XXXX</p> <p>【事業者名】 XXXX</p> <p>電力広域的運営推進機関 容量市場システム 管理者</p> <p>※このメールはシステムより自動送信されています。差出人には返信しないでください。</p>

第8章 アセスメント結果への対応（供給指示）

本章では、アセスメント結果への対応（供給指示）に関する以下の内容について説明します（図 8-1 参照）。

8.1 供給指示に係るアセスメント結果の確認手続き

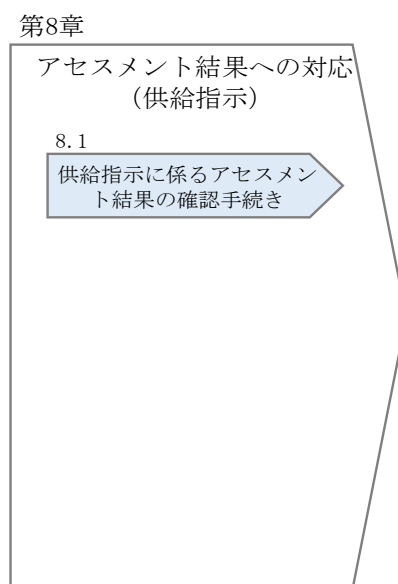


図 8-1 第8章の構成

注1：リクワイアメント対象となる電源について

供給指示のリクワイアメントは、属地一般送配電事業者と給電申合書等を締結した電源が対象となります。

注2：アセスメントの基準について

供給指示におけるアセスメントは、属地一般送配電事業者からの電気の供給指示に対して、事業者が適切に対応しているかが基準となります。⁵⁸

事業者が適切に対応している場合とは、以下のいずれかに該当する場合を指します。

- ・ 一般送配電事業者が出力を直接制御できる場合（オンライン⁵⁹の場合）

⁵⁸ 電源等差替契約を締結しており、差替先、差替元で電源の属地一般送配電事業者が異なる場合はそれぞれの電源の属地一般送配電事業者からの供給指示に対応する必要があります。

⁵⁹ オンライン機能を持つ電源が供給指示におけるアセスメント対象コマをオフラインで運用していた場合、発電量調整

- ・ アセスメント対象容量以上の電気の供給実績がある場合
- ・ その他、電気の供給ができないことについてやむを得ない理由があり、本機関が合理的と認めた場合

一般送配電事業者からの電気の供給指示に対して、事業者が適切に対応していないと本機関が判断した場合、アセスメント対象容量を上限として、ゲートクローズ以降の余力の全量をリクワイアメント未達成量とします。

注3：発電方式が揚水の電源におけるアセスメントの基準について

発電方式が揚水で、かつオフラインの場合、運転継続時間分がアセスメントの対象となります。

注4：アセスメントの算定方法について

供給指示におけるアセスメントの具体的な算定方法は、以下で表されます。

- ・ 対象の電源が電源等差替契約を締結していない場合
 - 発電量調整受電電力量がアセスメント対象容量以上であるならば、リクワイアメント未達成量=0
 - 発電量調整受電電力量がアセスメント対象容量を下回るならば、リクワイアメント未達成量=発電余力 (kW) /2
- ・ 対象の電源が差替元として電源等差替契約を締結している場合
 - ① 差替元の発電量調整受電電力量におけるリクワイアメント未達成量を算出する
 - 発電量調整受電電力量が（差替元分の）アセスメント対象容量以上であるならば、リクワイアメント未達成量=0
 - 発電量調整受電電力量が（差替元分の）アセスメント対象容量を下回るならば、リクワイアメント未達成量=発電余力 (kW) /2
 - ② （差替先の）発電量調整受電電力量（=差替配分供給力）におけるリクワイアメント未達成量を算出する
 - （差替先の）発電量調整受電電力量が（差替元分の）アセスメント対象容量以上であるならば、リクワイアメント未達成量=0
 - （差替先の）発電量調整受電電力量が（差替元分の）アセスメント対象容量を下回るならば、リクワイアメント未達成量=発電余力 (kW) /2
 - ③ リクワイアメント未達成量は、①②を合計した値とする

受電電力量等を見て適切に対応しているかを判断します。（前頁の脚注の続き）

8.1 供給指示に係るアセスメント結果の確認手続き

本節では、供給指示に係るアセスメント結果の確認手続きについて以下の流れで説明します（図 8-2 参照）。

- 8.1.1 アセスメント結果の確認
- 8.1.2 異議申立
- 8.1.3 異議申立妥当性審査結果の確認
- 8.1.4 確定したアセスメント結果の受領

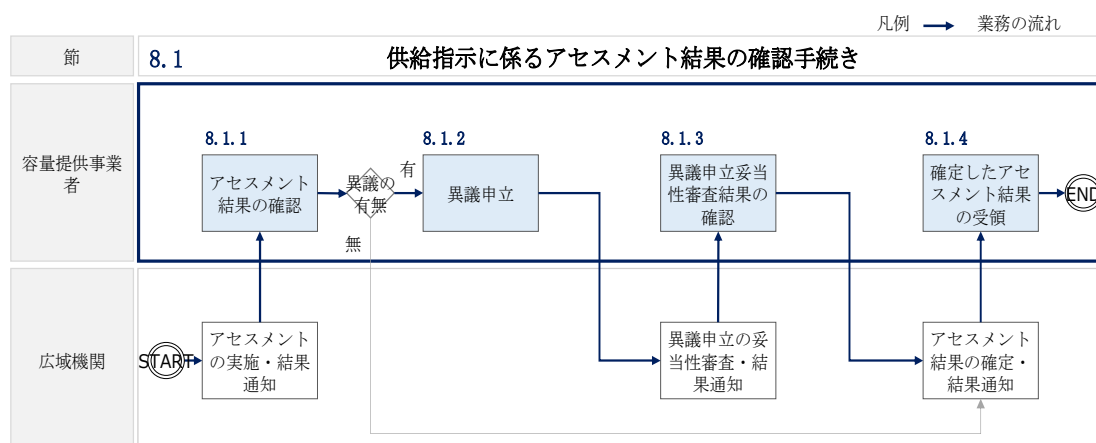


図 8-2 供給指示に係るアセスメント結果の確認手続きの詳細構成

8.1.1 アセスメント結果の確認

本項では、アセスメント結果の確認について説明します（図 8-3 参照）。

- 8.1.1.1 アセスメント結果仮確定通知の確認

8.1.1 アセスメント結果の確認

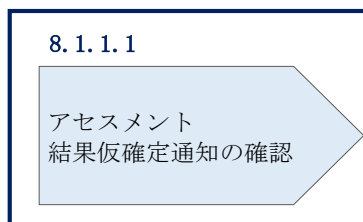


図 8-3 アセスメント結果の確認の手順

8.1.1.1 アセスメント結果仮確定通知の確認

アセスメント結果が仮確定された旨のメールが容量市場システムに登録したメールアドレス宛に送付されますので、アセスメント結果を確認します（表 8-1 参照）。

注：本機関から送付されるアセスメント結果仮確定の通知メールには「仮算定」が完了した旨が記載してありますが、システム上の「仮算定」が完了したことによりアセスメント結果が「仮確定」したこととなりますので、「仮算定」＝「仮確定」とご理解ください。

表 8-1 リクワイアメント未達成量の仮算定完了通知メールイメージ

項目	内容
件名	【容量市場システム】リクワイアメント未達成量の仮算定完了通知
送信元メールアドレス	support-noreply@capacity-market2.occto.or.jp
本文記載事項	<p>XXXX 様</p> <p>こちらは電力広域的運営推進機関 容量市場システム 管理者です。</p> <p>リクワイアメント未達成量の算定が終了したことを通知します。</p> <p>【算定対象年度】 YYYY</p> <p>【算定対象年月】 YYYY/MM</p> <p>【リクワイアメント種別】 供給指示</p> <p>【事業者コード】 XXXX</p> <p>【事業者名】 XXXX</p> <p>電力広域的運営推進機関 容量市場システム 管理者</p> <p>※このメールはシステムより自動送信されています。差出人には返信しないでください。</p>

容量市場システムの折り畳みメニュー「リクワイアメント・アセスメント」の中の「アセスメント一覧画面（事業者毎） - 発動指令以外」リンクをクリックして、「アセスメント一覧画面（事業者毎） - 発動指令以外」へ進んでください。

「アセスメント種別」にて「供給指示」、「最新回次切替」で「最新回次のみ表示」を選択し、算定対象年度と算定対象月を入力して「検索」ボタンをクリックしてください。「アセスメント一覧画面（事業者毎）（供給指示）（検索結果）」に条件に合致する電源等識別番号が表示されますので、「電源等識別番号」リンクをクリックし、「アセスメント一覧画面（電源等識別番号毎） - 発動指令以外画面」へ進んでください。

「アセスメント種別」にて「供給指示」、「最新回次切替」で「最新回次のみ表示」を選択し、算定対象年度と算定対象月を入力して「検索」ボタンをクリックしてください。「アセスメント一覧画面（電源等識別番号毎）（供給指示）（検索結果）」に条件に合致するリクワイアメント対象年月日が表示されますので、「対象年月日」リンクをクリックし、「アセスメント詳細画面（供給指示）」へ進んでください。

「アセスメント結果詳細情報」で、コマ毎のリクワイアメント未達成量を確認してください（図 8-4 図 8-4 参照）。

8.1 供給指示に係るアセスメント結果の確認手続き

対象年月日				差替ID	
YYYY/MM/DD				xxxx	
事業者コード		事業者名		エリア	
XXXX		NNNNNNNNNN		NNN	
電源等識別番号		電源等の名称		算定回次	
XXXXXXXXXA		NNNNNNNNNA		XXX	

差替元/先	差替ID	電源等識別番号	電源等の名称	発電方式	電源種別区分	ワライ/オフライン	運転継続時間[h]	差替前契約容量[kW]	差替後契約容量[kW]
-	-	XXXXXXXXXA	NNNNNNNNNA	揚水（混合揚水）	水力	オフライン	X.X	X,XXX	X,XXX
差替先	xxxx	XXXXXXXXXB	NNNNNNNNNB						X,XXX
差替先	xxxx	XXXXXXXXXC	NNNNNNNNNC						X,XXX

コマ毎に記載されたリクワイアメント未達成量を確認してください。

対象年月日	差替ID	事業者コード	電源等識別番号	算定要素	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15
YYYY/MM/DD	XXXX	XXXX	XXXXXXXXXA	供給指示	-	-	-	-	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-
YYYY/MM/DD	XXXX	XXXX	XXXXXXXXXA	アセスメント対象	-	V	-	V	○	-	○	V	-	V	-	V	-	V	-
YYYY/MM/DD	XXXX	XXXX	XXXXXXXXXA	アセスメント順位	-	-	-	-	1	3	2	-	-	-	-	-	-	-	-
YYYY/MM/DD	XXXX	XXXX	XXXXXXXXXA	アセスメント対象容量 [kW]															
YYYY/MM/DD	XXXX	XXXX	XXXXXXXXXA	発電計画[kW]	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX
YYYY/MM/DD	XXXX	XXXX	XXXXXXXXXA	発電上限[kW]	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX
YYYY/MM/DD	XXXX	XXXX	XXXXXXXXXA	余力[kW]	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX
YYYY/MM/DD	XXXX	XXXX	XXXXXXXXXA	発電量調整受電電力[kW]	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX
YYYY/MM/DD	XXXX	XXXX	XXXXXXXXXA	リクワイアメント未達成量[kWh]	-	-	-	-	X,XXX	-	X,XXX	-	-	-	-	-	-	-	-
YYYY/MM/DD	XXXX	XXXX	XXXXXXXXXA	リクワイアメント未達成量合計[kWh]															X,XXX
YYYY/MM/DD	XXXX	XXXX	XXXXXXXXXA	供給指示未達成量[kWh]	-	-	-	-	X,XXX	-	X,XXX	-	-	-	-	-	-	-	-
YYYY/MM/DD	XXXX	XXXX	XXXXXXXXXA	供給指示未達成量合計[kWh]															X,XXX

図 8-4 アセスメント結果詳細画面（供給指示）の画面イメージ⁶⁰

⁶⁰ 「アセスメント結果詳細（供給指示）画面」の「リクワイアメント未達成量」は、経済的ペナルティの計算に使用するリクワイアメント未達成量を把握することが目的です。そのため、オンライン電源等、リクワイアメントが免除される場合においては、リクワイアメント未達成量が0として表示されます。一方、「供給指示未達成量」は、リクワイアメント未達成量が0として表示されたコマに対して、通常のアセスメント算定結果に起因するのか、あるいは制度上リクワイアメントが免除されたことに起因するのかを識別することが目的となっています。そのため、オンライン電源等のリクワイアメントが免除される場合であっても、通常のアセスメント算定を実施した場合のリクワイアメント未達成量が表示されます。

8.1.2 異議申立

本項では、異議申立について説明します（図 8-5 参照）。

8.1.2.1 異議申立

8.1.2 異議申立

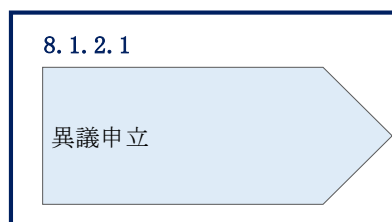


図 8-5 異議申立の手順

8.1.2.1 異議申立

アセスメント結果に異議がある場合、アセスメント結果が仮確定された旨のメールを受領した日を含めて5営業日以内であれば、メールにより異議申立を行うことが可能です。

異議申立を行う場合、新規メールに異議申立における必要事項を記載のうえ、所定の宛先に送信してください（表 8-2 参照）。

注：異議申立期限について、例えば、7月1日（金）に通知メールを受領した場合、7月7日（木）までに異議申立メールを本機関に送信する必要があります。

<参考>容量確保契約約款抜粋

休日：土曜日、日曜日および祝日（「国民の祝日に関する法律」に規定する休日）に加えて、1月2日～3日、4月30日～5月2日、12月30日～31日および本機関が指定する日

平日：休日以外の日

営業日：平日のうち、1月4日、12月29日以外の日

表 8-2 アセスメント結果仮確定に対する異議申立に係るメールの記載項目

メール項目	内容
件名	【XXXX（事業者コード） ⁶¹ 】アセスメント結果仮確定に対する異議申立
To	youryou_rikuase@occto.or.jp
CC	-
本文記載事項	異議申立の内容 <ul style="list-style-type: none"> ・ 異議申立の内容およびその根拠を具体的に文章で記載 アセスメント結果 <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者コード ・ 事業者名称および担当者名 ・ 電源等識別番号 ・ 電源等の名称 ・ 対象実需給年度 ・ 対象月 ・ 対象コマ ・ リクワイアメント未達成量
添付資料	異議申立の根拠となる資料（必要に応じて）

⁶¹ 件名に自身の事業者コード4桁を入力してください。

8.1.3 異議申立妥当性審査結果の確認

本項では、異議申立妥当性審査結果の確認について説明します（図 8-6 参照）。

8.1.3.1 異議申立妥当性審査結果の確認

8.1.3.2 リクワイアメント未達成量修正結果の確認

8.1.3 異議申立妥当性審査結果の確認

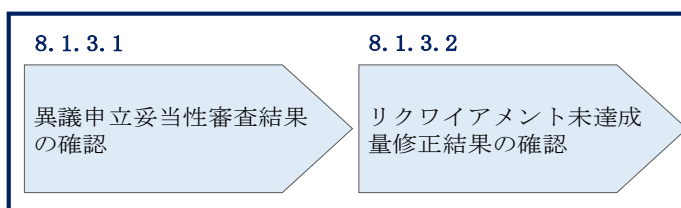


図 8-6 異議申立妥当性審査結果の確認の手順

8.1.3.1 異議申立妥当性審査結果の確認

アセスメント結果仮確定に対して異議申立を行われた場合は、本機関で異議申立の内容を審査し、審査結果をメールにて通知しますので審査結果の内容を確認してください。

審査結果の詳細を確認する場合は、『8.1.1.1 アセスメント結果仮確定通知の確認』を参照してください。

審査結果が合格の場合、『8.1.3.2 リクワイアメント未達成量修正結果の確認』を参照してください。

注：異議申立の内容を審査した結果は以下のメールアドレスより送付しますので、迷惑メールとして判定されないよう受信設定してください。

メールアドレス：youryou_rikuase@occto.or.jp

8.1.3.2 リクワイアメント未達成量修正結果の確認

異議申立妥当性審査結果が合格の場合、本機関にて異議申立内容に基づいてリクワイアメント未達成量を修正します。修正後に本機関より、容量市場システムに登録したメールアドレス宛に確認依頼のメールが送付されますので、内容を確認してください。

容量市場システムの折り畳みメニュー「リクワイアメント・アセスメント」の中の「アセスメント一覧画面（事業者毎） - 発動指令以外」リンクをクリックして、「アセスメント一覧画面（事業者毎） - 発動指令以外」へ進んでください。

「アセスメント種別」にて「供給指示」、「最新回次切替」で「最新回次のみ表示」を選択し、算定対象年度と算定対象月を入力して「検索」ボタンをクリックしてください。「アセスメント一覧（事業者毎） - 発動指令以外（検索結果）」に条件に合致する電源等識別番号が表示されますので、「電源等識別番号」リンクをクリックし、「アセスメント一覧画面（電源等識別番号毎） - 発動指令以外」へ進んでください。

「アセスメント種別」にて「供給指示」、「最新回次切替」で「最新回次のみ表示」を選択し、算定対象年度と算定対象月を入力して「検索」ボタンをクリックしてください。「アセスメント一覧画面（電源等識別番号毎）（供給指示）（検索結果）」に条件に合致するリクワイアメント対象年月日が表示されますので、「対象年月日」リンクをクリックし、「アセスメント詳細画面（供給指示）」へ進んでください。

「アセスメント結果詳細情報」で、コマ毎のリクワイアメント未達成量を確認してください。

8.1.4 確定したアセスメント結果の受領

本項では、確定したアセスメント結果の受領について説明します（図 8-7 参照）。

8.1.4.1 確定したアセスメント結果の受領

8.1.4 確定したアセスメント結果の受領

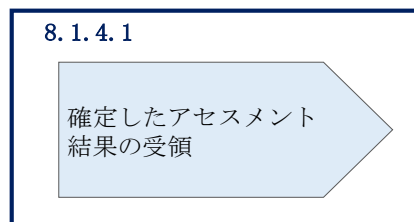


図 8-7 確定したアセスメント結果の受領の手順

8.1.4.1 確定したアセスメント結果の受領

本機関がアセスメント結果を確定した後、アセスメント結果を確定した旨が容量市場システムに登録したメールアドレス宛に送付されますので、『8.1.1.1 アセスメント結果仮確定通知の確認』を参照し、内容を確認してください（表 8-3 参照）。

注：アセスメント結果に対して異議申立をしなかった場合でも、確定したアセスメント結果の内容を確認してください。

表 8-3 リクワイアメント未達成量の確定通知メールイメージ

項目	内容
件名	【容量市場システム】リクワイアメント未達成量の確定通知
送信元メールアドレス	support-noreply@capacity-market2.occto.or.jp T
本文記載事項	XXXX 様 こちらは電力広域的運営推進機関 容量市場システム 管理者です。 リクワイアメント未達成量の算定が終了したことを通知します。 【算定対象年度】 YYYY 【算定対象年月】 YYYY/MM 【リクワイアメント種別】 供給指示 【事業者コード】 XXXX 【事業者名】 XXXX 電力広域的運営推進機関 容量市場システム 管理者 ※このメールはシステムより自動送信されています。差出人には返信しないでください。

Appendix.1 図表一覧

図 1-1	本業務マニュアルが対象とするリクワイアメント対応の位置づけ	4
図 1-2	電源等差替契約を締結していない容量提供事業者が確認すべきマニュアル	5
図 1-3	電源等差替契約を締結した事業者が確認すべきマニュアル	6
図 1-4	本業務マニュアルの構成（第1章除く）	7
図 1-5	安定電源に係るリクワイアメントを遵守するにあたり容量提供事業者等が登録・提出すべき算定諸元の一覧	8
図 2-1	第2章の構成	14
図 2-2	容量停止計画の登録手順	17
図 2-3	容量停止計画の登録手順	18
図 2-4	容量停止計画一覧画面 画面イメージ	19
図 2-5	容量停止計画確認・変更画面 画面イメージ	20
図 2-6	容量停止計画 CSV イメージ	21
図 2-7	一括登録・変更画面のイメージ	25
図 2-8	容量停止計画一覧画面 画面イメージ	26
図 2-9	容量停止計画確認・変更画面 画面イメージ	27
図 2-10	変更情報入力欄 登録区分 画面イメージ	27
図 2-11	一括登録・変更結果確認の画面イメージ（1）	28
図 2-12	一括登録・変更結果確認の画面イメージ（2）	29
図 2-13	エラー情報 CSV ファイルの CSV イメージ	29
図 2-14	差替先の容量停止計画の登録手順	30
図 2-15	容量停止計画 CSV イメージ	31
図 2-16	一括登録・変更画面のイメージ	34
図 2-17	一括登録・変更結果確認の画面イメージ（1）	35
図 2-18	一括登録・変更結果確認の画面イメージ（2）	35
図 2-19	エラー情報 CSV ファイルの CSV イメージ	35
図 2-20	容量停止計画の確認の詳細構成	36
図 2-21	作業停止計画（月間）からの変換の確認手順	36
図 2-22	変換・登録された容量停止計画の確認・修正	37
図 2-23	容量停止計画登録漏れの確認の詳細構成	39
図 2-24	容量停止計画の修正の手順	39
図 2-25	差替先電源情報に係る整合性審査結果への対応の詳細構成	42
図 2-26	差替先の容量停止計画の修正登録の手順	42
図 2-27	容量停止計画提出時期の妥当性審査に係る対応の詳細構成	44
図 2-28	提出時期の妥当性に係る停止理由の提出の手順	45

図 2-29	提出時期の妥当性審査結果の受領の手順.....	46
図 2-30	提出時期の妥当性審査結果の確認の手順.....	47
図 3-1	第 3 章の構成.....	49
図 3-2	発電計画・発電上限に関する対応の詳細構成.....	50
図 3-3	発電計画・発電上限の確認の手順.....	50
図 3-4	アセスメント算定諸元一覧画面 画面イメージ.....	52
図 3-5	アセスメント算定諸元詳細画面 画面イメージ.....	53
図 3-6	発電計画・発電上限の登録の手順.....	54
図 3-7	アセスメント算定諸元（発電計画・発電上限）の CSV イメージ.....	56
図 3-8	一括登録・変更画面 画面イメージ.....	59
図 3-9	一括登録・変更結果確認の画面イメージ（1）.....	60
図 3-10	一括登録・変更結果確認の画面イメージ（2）.....	60
図 3-11	エラー情報 CSV ファイルの CSV イメージ.....	60
図 3-12	アセスメント算定諸元詳細画面とアセスメント算定諸元（発電計画・発電上限） CSV ファイルの比較イメージ.....	62
図 3-13	差替先に係る発電計画・発電上限の登録の手順.....	63
図 3-14	差替配分供給力（発電計画・発電上限） CSV イメージ.....	64
図 3-15	一括登録・変更画面 画面イメージ.....	67
図 3-16	一括登録・変更結果確認の画面イメージ（1）.....	68
図 3-17	一括登録・変更結果確認の画面イメージ（2）.....	68
図 3-18	エラー情報 CSV ファイルの CSV イメージ.....	68
図 3-19	差替先電源情報に係る整合性審査結果への対応の詳細構成.....	70
図 3-20	差替配分供給力（発電計画・発電上限）の修正・登録の手順.....	71
図 4-1	第 4 章の構成.....	72
図 4-2	発電量調整受電電力量の登録の詳細構成.....	73
図 4-3	発電量調整受電電力量の登録の手順.....	73
図 4-4	アセスメント算定諸元（発電量調整受電電力量）の CSV イメージ.....	74
図 4-5	一括登録・変更の画面イメージ.....	77
図 4-6	一括登録・変更結果確認の画面イメージ（1）.....	78
図 4-7	一括登録・変更結果確認の画面イメージ（2）.....	78
図 4-8	エラー情報 CSV ファイルの CSV イメージ.....	78
図 4-9	アセスメント算定諸元一覧画面 画面イメージ.....	80
図 4-10	アセスメント算定諸元詳細画面 画面イメージ.....	81
図 4-11	差替先の発電量調整受電電力量の登録の手順.....	82
図 4-12	差替配分供給力（発電量調整受電電力量） CSV イメージ.....	84
図 4-13	一括登録・変更の画面イメージ.....	86

図 4-14	一括登録・変更結果確認の画面イメージ (1)	88
図 4-15	一括登録・変更結果確認の画面イメージ (2)	88
図 4-16	エラー情報 CSV ファイルの CSV イメージ	88
図 4-17	発電量調整受電電力量の登録内容審査の詳細構成	90
図 4-18	発電量調整受電電力量の修正登録の手順	90
図 4-19	差替先電源情報に係る整合性審査結果への対応の詳細構成	92
図 4-20	差替先の発電量調整受電電力量の修正登録の手順	92
図 5-1	第 5 章の構成	94
図 5-2	市場応札量の登録の詳細構成	95
図 5-3	市場応札量の登録の手順	95
図 5-4	アセスメント算定諸元（市場応札量） CSV イメージ	96
図 5-5	一括登録・変更の画面イメージ	100
図 5-6	一括登録・変更結果確認の画面イメージ (1)	103
図 5-7	一括登録・変更結果確認の画面イメージ (2)	103
図 5-8	エラー情報 CSV ファイルの CSV イメージ	103
図 5-9	アセスメント算定諸元一覧画面 画面イメージ	105
図 5-10	アセスメント算定諸元詳細画面 画面イメージ	106
図 5-11	差替先の市場応札量の登録の手順	107
図 5-12	差替配分供給力（市場応札量）の CSV イメージ	108
図 5-13	一括登録・変更の画面イメージ	110
図 5-14	一括登録・変更結果確認の画面イメージ (1)	112
図 5-15	一括登録・変更結果確認の画面イメージ (2)	112
図 5-16	エラー情報 CSV ファイルの CSV イメージ	112
図 6-1	第 6 章の構成	114
図 6-2	容量停止計画に係るアセスメント結果の確定手続きの詳細構成	117
図 6-3	アセスメント結果の確認の手順	118
図 6-4	アセスメント結果詳細画面（容量停止計画・安定・変動単独）の画面イメージ	120
図 6-5	異議申立の手順	121
図 6-6	異議申立妥当性審査結果の確認の手順	123
図 6-7	アセスメント結果詳細画面（容量停止計画・安定・変動単独）の画面イメージ	125
図 6-8	確定したアセスメント結果の受領の手順	126
図 7-1	第 7 章の構成	128
図 7-2	市場応札に係るアセスメント結果の確定手続きの詳細構成	131
図 7-3	アセスメント結果の確認の手順	131

図 7-4	アセスメント結果詳細画面（市場応札）の画面イメージ.....	133
図 7-5	異議申立の手順.....	134
図 7-6	異議申立妥当性審査結果の確認の手順.....	136
図 7-7	確定したアセスメント結果の受領の手順.....	136
図 8-1	第 8 章の構成.....	138
図 8-2	供給指示に係るアセスメント結果の確認手続きの詳細構成.....	140
図 8-3	アセスメント結果の確認の手順.....	140
図 8-4	アセスメント結果詳細画面（供給指示）の画面イメージ.....	143
図 8-5	異議申立の手順.....	144
図 8-6	異議申立妥当性審査結果の確認の手順.....	146
図 8-7	確定したアセスメント結果の受領の手順.....	147
表 2-1	容量停止計画登録作業の概要.....	15
表 2-2	容量停止計画 CSV の記載項目.....	21
表 2-3	一括登録・変更画面の入力項目.....	25
表 2-4	一括登録・変更の CSV ファイル登録結果通知メールイメージ.....	30
表 2-5	電源等差替契約締結時の容量停止計画の登録対象.....	31
表 2-6	容量停止計画 CSV の記載項目.....	32
表 2-7	一括登録・変更画面の入力項目.....	34
表 2-8	容量停止計画登録漏れ確認結果通知メールイメージ.....	40
表 2-9	容量停止計画未登録の正当な理由の提出メール記載事項.....	41
表 2-10	容量停止計画の提出時期の妥当性に係る停止理由の提出メール記載事項..	45
表 2-11	提出時期の妥当性審査結果に対する異議申立メールの記載項目.....	48
表 3-1	アセスメント算定諸元（発電計画・発電上限） CSV の記載項目.....	56
表 3-2	一括登録・変更の CSV ファイル登録結果通知メールイメージ.....	61
表 3-3	電源等差替契約締結時の発電計画・発電上限の登録対象.....	63
表 3-4	差替配分供給力（発電計画・発電上限） CSV の記載項目.....	65
表 4-1	アセスメント算定諸元（発電量調整受電電力量）の CSV の記載項目.....	75
表 4-2	一括登録・変更画面の入力項目.....	77
表 4-3	一括登録・変更の CSV ファイル登録結果通知メールイメージ.....	79
表 4-4	差替先に係る発電量調整受電電力量の提出範囲.....	83
表 4-5	差替配分供給力（発電量調整受電電力量） CSV の記載項目.....	84
表 4-6	一括登録・変更画面の入力項目.....	86
表 4-7	発電量調整受電電力量審査結果通知メールイメージ.....	91
表 5-1	市場応札量の登録依頼メールイメージ.....	96
表 5-2	アセスメント算定諸元（市場応札量） CSV の記載項目.....	97

表 5-3	一括登録・変更画面の入力項目.....	100
表 5-4	バランス停止からの起動時の電源の起動時間の報告メール記載事項.....	101
表 5-5	電源の起動時間報告フォーマット（P）記載事項.....	101
表 5-6	一括登録・変更の CSV ファイル登録結果通知メールイメージ.....	104
表 5-7	差替先に係る市場応札量の提出範囲.....	107
表 5-8	差替配分供給力（市場応札量）の CSV の記載項目.....	108
表 5-9	一括登録・変更画面の入力項目.....	110
表 6-1	リクワイアメント未達成量の仮算定完了通知メールイメージ.....	118
表 6-2	アセスメント結果仮確定に対する異議申立に係るメールの記載項目.....	122
表 6-3	リクワイアメント未達成量の確定通知メールイメージ.....	127
表 7-1	リクワイアメント未達成量の仮算定完了通知メールイメージ.....	132
表 7-2	アセスメント結果仮確定に対する異議申立に係るメールの記載項目.....	135
表 7-3	リクワイアメント未達成量の確定通知メールイメージ.....	137
表 8-1	リクワイアメント未達成量の仮算定完了通知メールイメージ.....	141
表 8-2	アセスメント結果仮確定に対する異議申立に係るメールの記載項目.....	145
表 8-3	リクワイアメント未達成量の確定通知メールイメージ.....	148

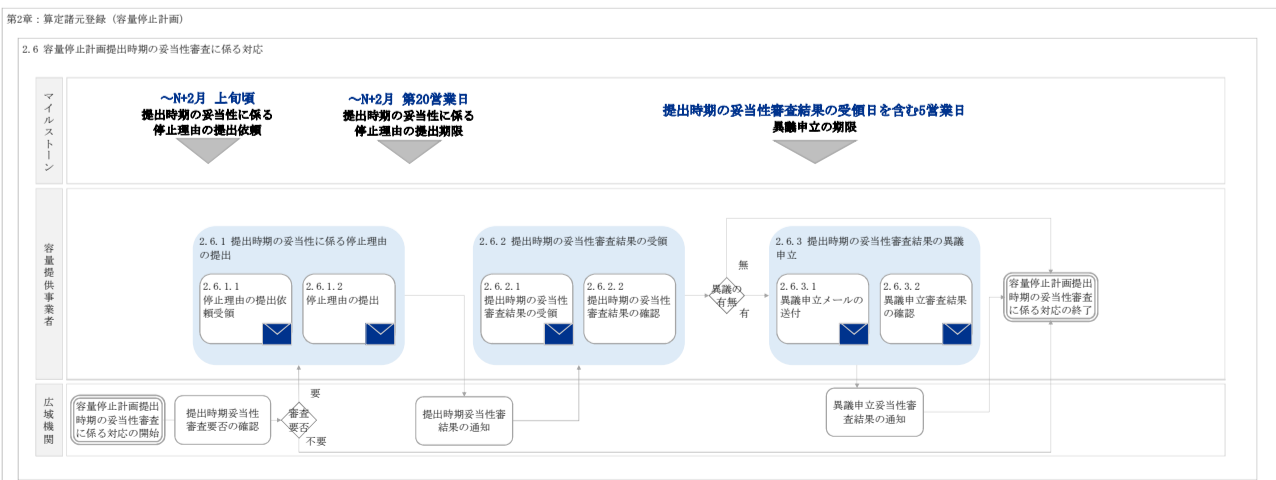
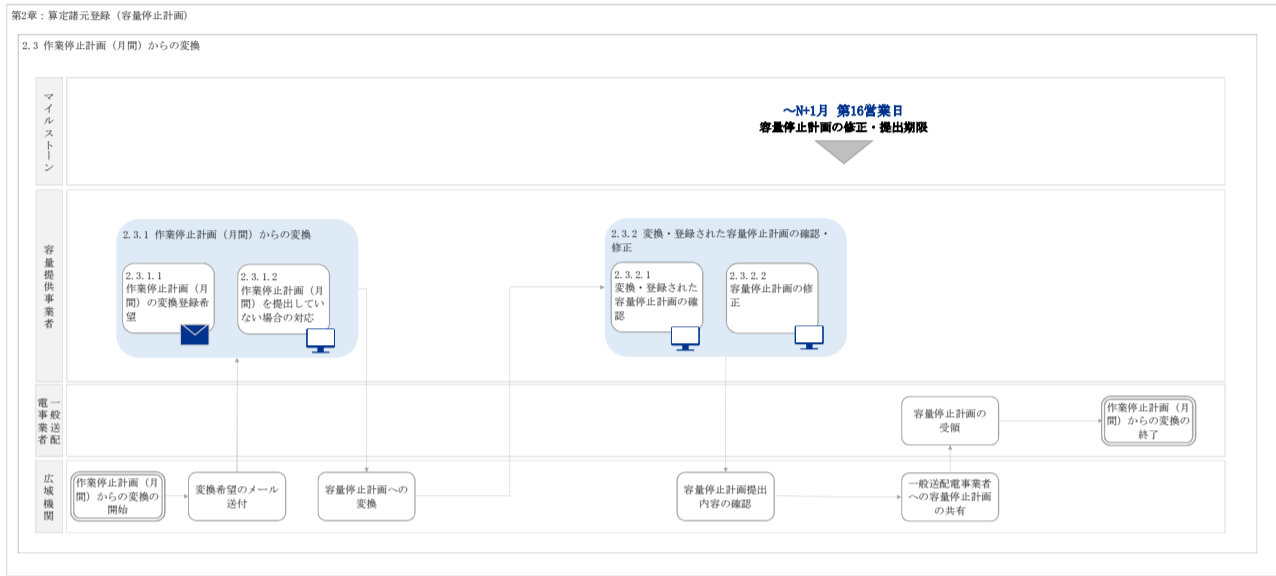
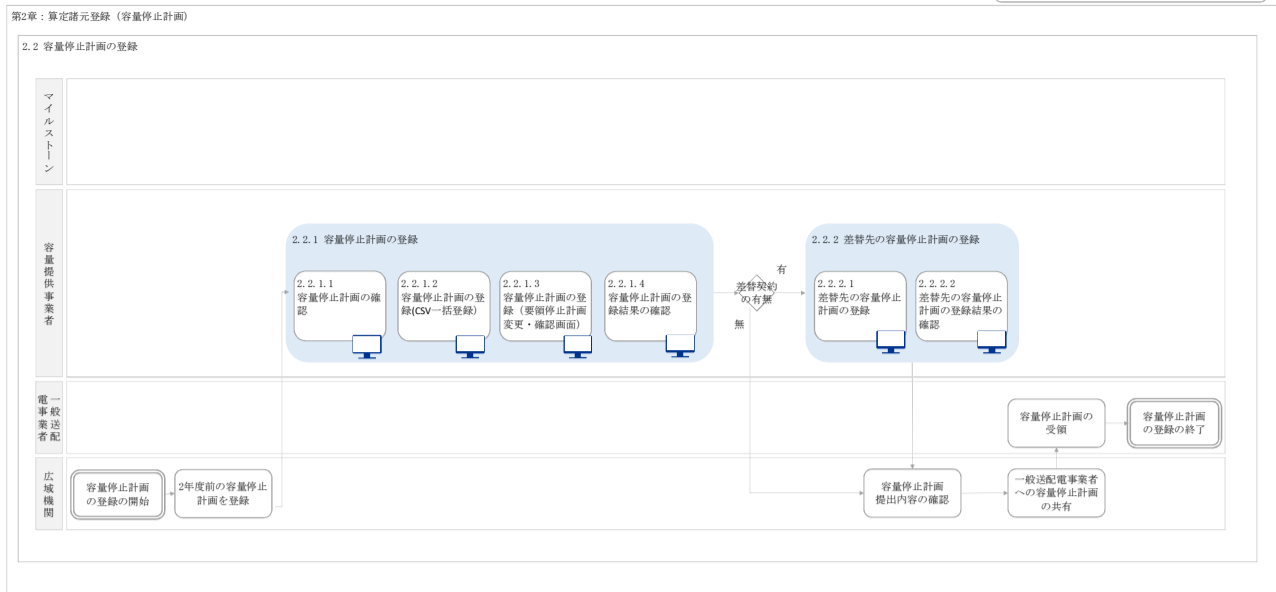
Appendix.2 業務手順全体図


業務手順全体図については、別紙（「容量市場業務マニュアル_実需給期間中リクワイアメント対応（安定電源）編_Appendix_業務手順全体図」）参照のこと
なお、それぞれのリクワイアメント・アセスメントのスケジュールについては、業務手順全体図に記載をしております。業務手順全体図では、対象実需給月をN月としております。

Appendix.3 実需給期間中リクワイアメント対応に係る用語集

No.	用語	意味	記載箇所(一例)
1	最新回次	容量市場システムに登録された算定諸元や容量市場システム内で算定されたアセスメント算定結果のうち、同一条件の範囲内で最も直近に登録または算定されたものを意味する。 このため、同一の実需給年月に複数回の登録や算定が実施された場合は、基本的に検索画面上で最新回次を指定して検索を実施する	2.2.1.1 容量停止計画の確認
2	アセスメント算定諸元	本機関がアセスメントを実施するために必要となる諸元 例：安定電源・変動電源（単独）に対する容量停止計画のアセスメント算定においては、容量停止計画、発電計画、発電上限等が該当する。また、変動電源（アグリゲート）に対する容量停止計画のアセスメント算定においては、発電量調整受電電力量が該当する。	2.2.1.1 容量停止計画の確認
3	発電量調整受電電力量	受電地点において、一般送配電事業者が発電契約者から受電する発電量調整供給に係る電気の電力量	4.1.1.1 発電量調整受電電力量の登録
4	差替配分供給力	差替先電源から差替元電源に対して配分された供給力	3.1.3.1 差替先に係る発電計画・発電上限の登録
5	アセスメント種別	容量を提供する電源等の区分に応じて課せられるリクワイアメント・アセスメントの種類 例：容量停止計画（安定・変動単独）、容量停止計画（変動アグリ）、市場応札、供給指示	6.1.1.1 アセスメント結果仮確定通知の確認
6	電源が提供できる供給力の最大値	「電源等の維持・運営に必要な作業」および「その他要因(発電設備自体の作	3.1.2.1 発電計画・発電上限の修正登録

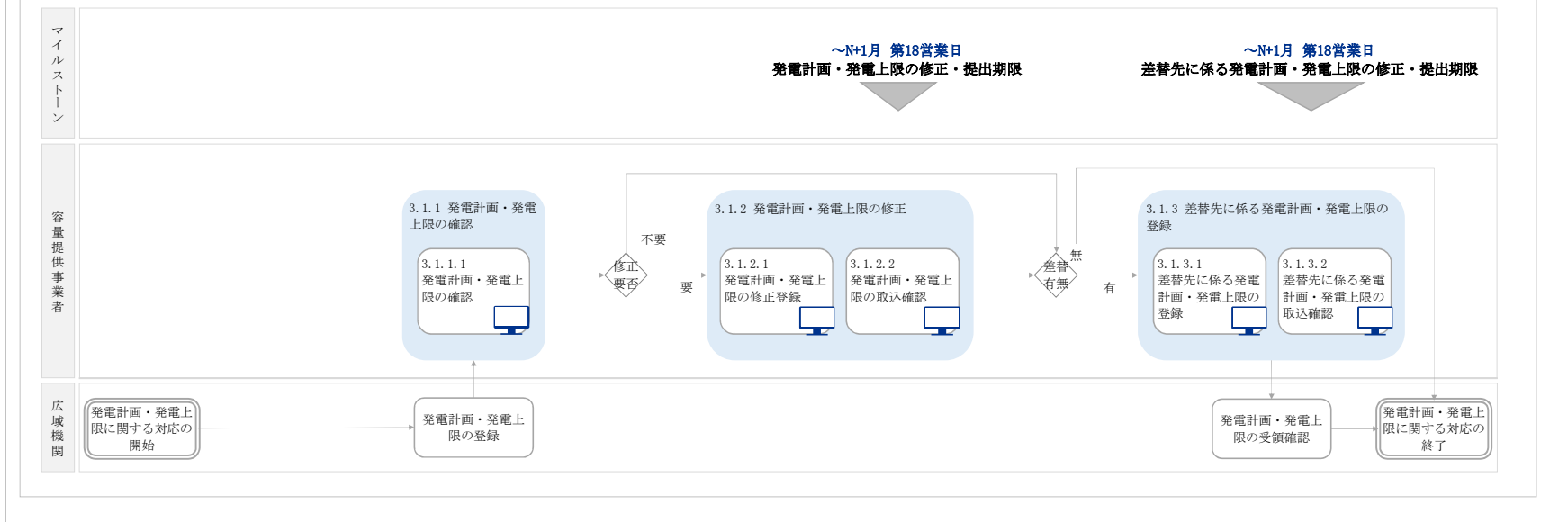
		業停止以外の流通設備の計画的な作業実施や従来からの地元自治体との協定等)」による電源等の停止または出力低下のみを考慮した発電設備として供給可能な上限値であり、容量市場におけるアセスメントを実施するために容量市場システムに登録する発電上限のことを指します。なお、広域機関システムに登録する発電販売計画での発電上限とは異なる場合があります。	
7	（アセスメント結果の）仮確定	アセスメントの算定結果を容量提供事業者へ通知するため、本機関にてアセスメント結果を暫定的に決定すること	6.1.1.1 アセスメント結果仮確定通知の確認
8	（アセスメント結果の）確定	アセスメントの後続業務となるペナルティ算定に進むため、容量提供事業者の確認結果を踏まえて本機関にてアセスメント結果を確定すること	6.1.4.1 確定したアセスメント結果の受領



凡例  容量市場システム操作  メール通知

第3章：算定諸元登録（発電計画・発電上限）

3.1 発電計画・発電上限に関する対応



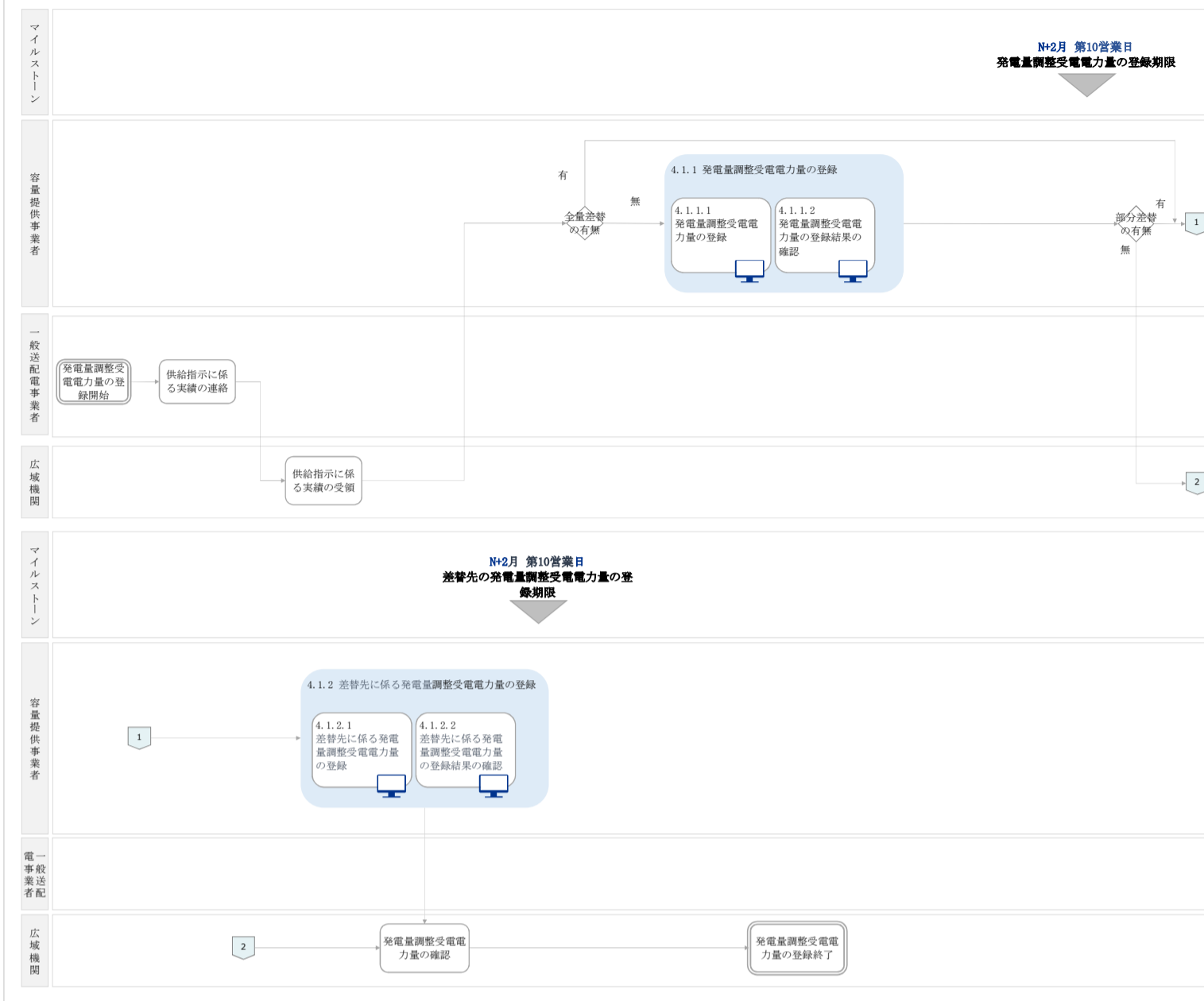
第3章：算定諸元登録（発電計画・発電上限）

3.2 差替先電源情報に係る整合性審査結果への対応



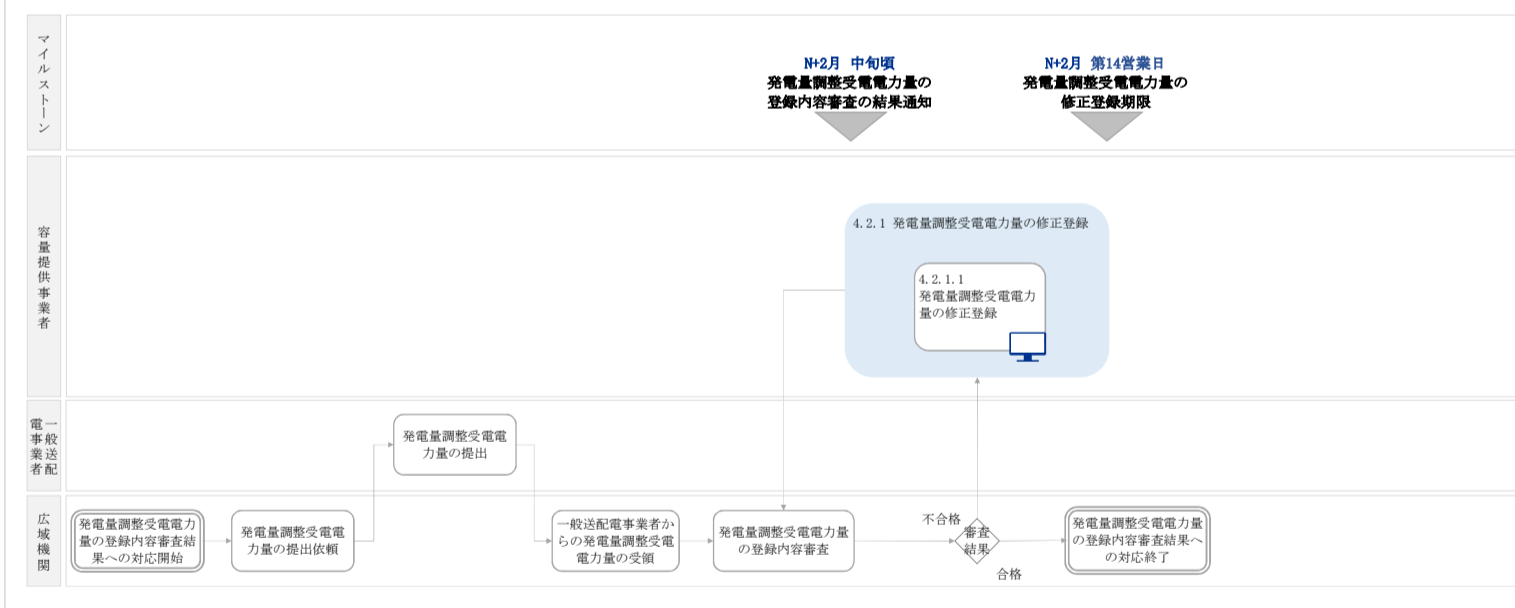
第4章：算定諸元登録（発電量調整受電電力量）

4.1 発電量調整受電電力量の登録



第4章：算定諸元登録（発電量調整受電電力量）

4.2 発電量調整受電電力量の登録内容審査結果への対応



第4章：算定諸元登録（発電量調整受電電力量）

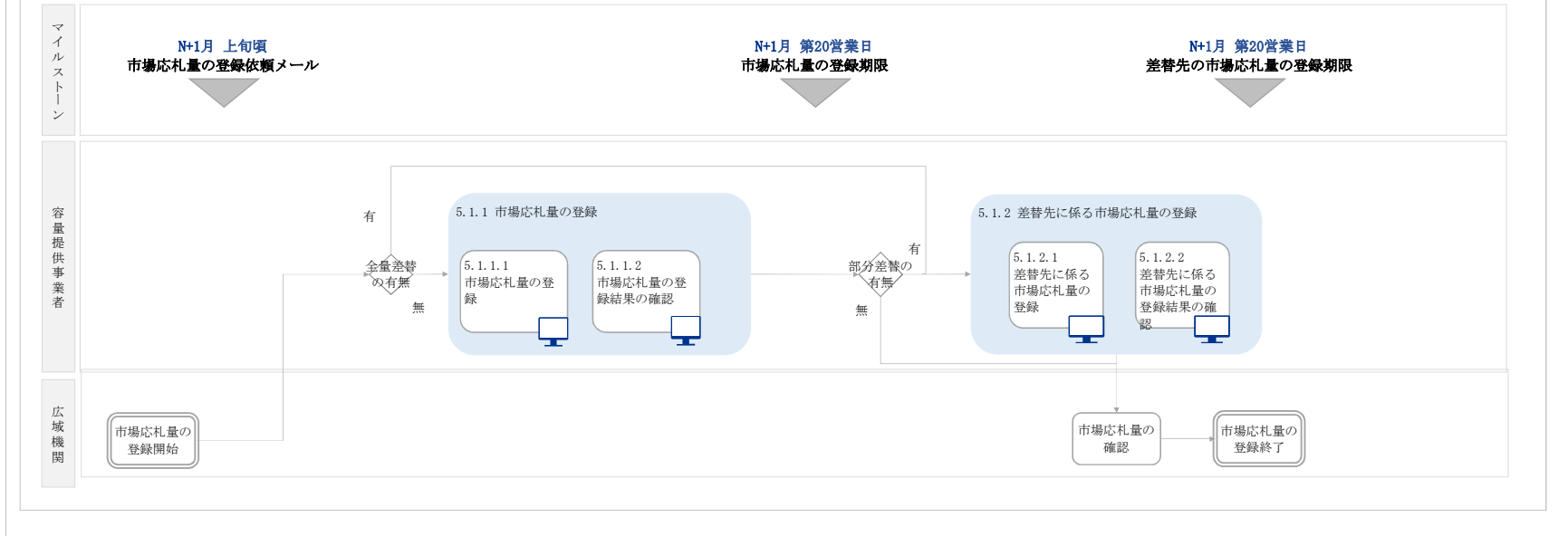
4.3 差替先電源情報に係る整合性審査結果への対応






第5章：算定諸元登録（市場応札量）

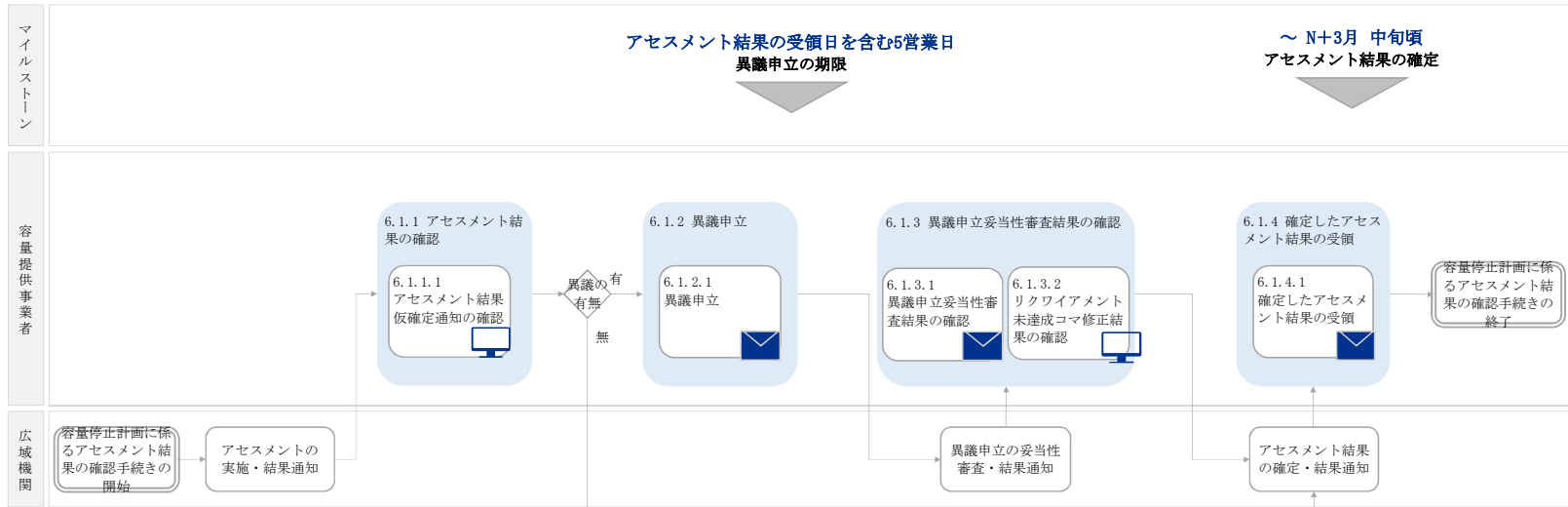
5.1 市場応札量の登録



凡例  容量市場システム操作  メール通知

第6章：アセスメント結果への対応（容量停止計画）

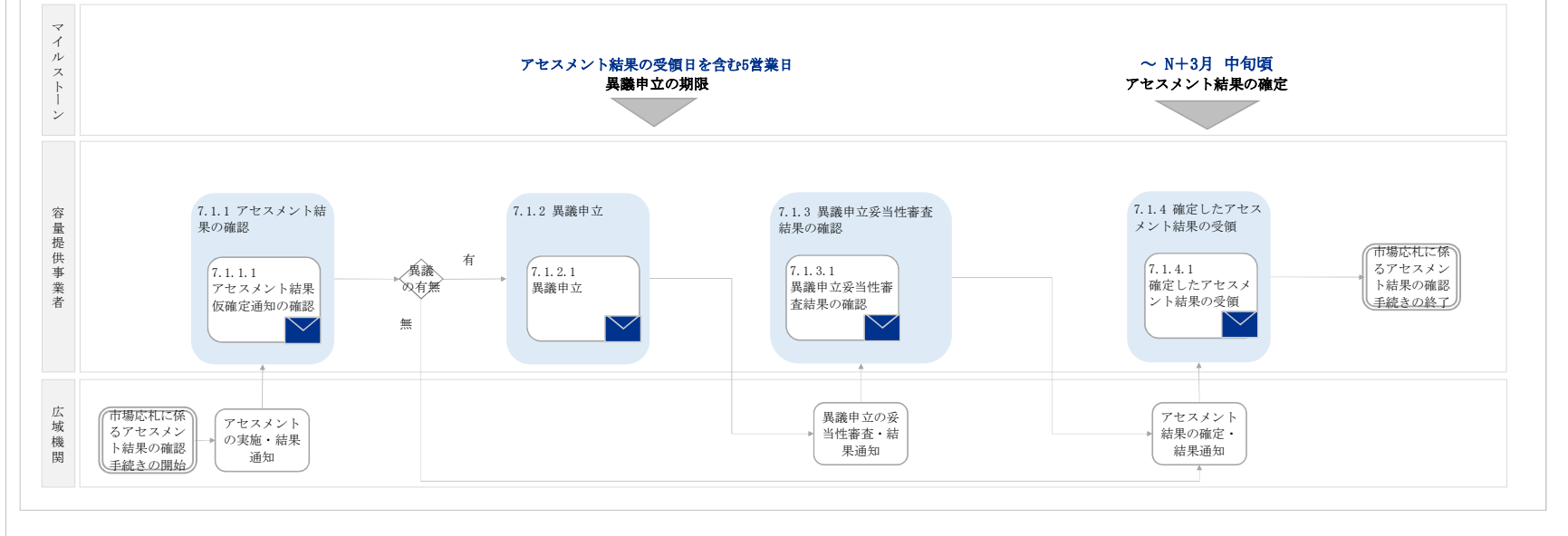
6.1 容量停止計画に係るアセスメント結果の確認手続き





第7章：アセスメント結果への対応（市場応札）

7.1 市場応札に係るアセスメント結果の確認手続き



凡例



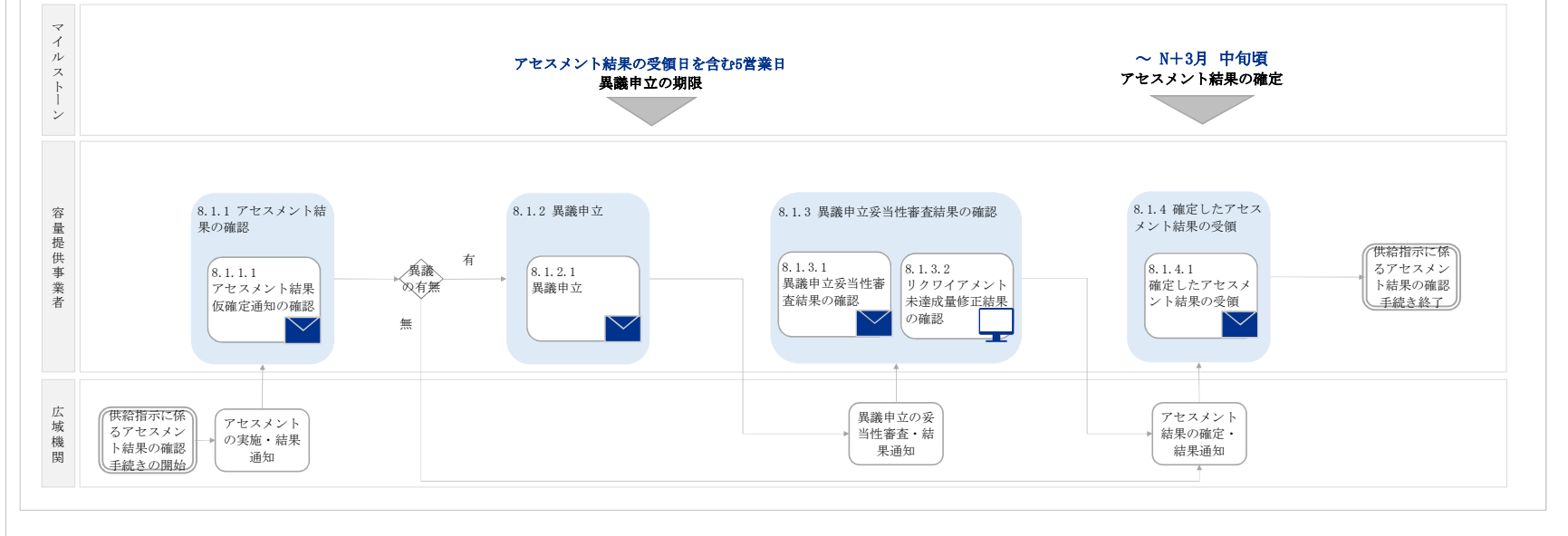
容量市場システム操作



メール通知

第8章：アセスメント結果への対応（供給指示）

8.1 供給指示に係るアセスメント結果の確認手続き



「容量市場 業務マニュアル 実需給期間中 リクワイアメント対応編（安定電源編）（対象実需給年度：2024年度）」（案）に関する意見募集に寄せられたご意見および本機関回答

No.	頁	ご意見	回答
1	4	本マニュアルのみに関するものではないが、実需給2年前の容量停止計画の調整業務から実需給年までの間の業務を含め、2年前～月間～週間～前々日～前日～実需給～受渡後の諸手続きに至るまでの一連の時間軸で、いつ・誰が・何をするのかを体系的に一覧性ある形で整理されておらず、具体的に容量提供事業者が何をするのかがわかりにくい。実需給年に入って混乱を招くことが懸念されるため、業務単位での整理だけでなく、時系列の観点からの整理も検討いただきたい。	頂きましたご意見は今後の検討の参考とさせていただきます。
2	7	アセスメントの具体的な方法が公開されない容量提供事業者側での検証ができないため、結果に対する異議申し立てできないものと考え、アセスメント算定に関する業務マニュアルは別途公表されるのか。	アセスメントの具体的な方法は、本業務マニュアルおよび説明会資料をご参照ください。
3	8	・図1-5変動電源（アグリゲート）に係るリクワイアメントを遵守するにあたり容量提供事業者等が登録すべき算定諸元の一覧の容量提供事業者が電源等差替を行っていない場合の表記に誤りがあると思われるため修正頂きたい。「自小規模変動電源リストの全量」→「小規模変動電源リストの全量」	（変動電源（アグリゲート）編にてご回答）
4	9	1.4 安定電源に係るリクワイアメントの概要説明について、アセスメントの達成状況やペナルティを発生させた実績等について、（個社名がわかる形で）対外公表される予定はありませんでしょうか？	電力広域的運営推進機関業務規程第32条の41第4項に基づき、当該ペナルティ対象事業者の名称を公表する場合があります。
5	9	「1.4.1.2 容量停止計画の提出」について、提出の対象となる容量停止計画の定義について明確化いただきたい。実需給2年前の容量停止計画は、「供給力計上ガイドライン」における発電設備の定期補修及び中間点検を対象としていましたが、実需給期間は実需給2年前の容量停止計画の対象に加えて、短期間の停止・抑制が発生する作業も追加の対象となるのでしょうか。	ご記載のとおりです。 本業務マニュアル「1.4.1.2 容量停止計画の提出」の項目に対象となる容量停止計画を記載いたしました。
6	9	「1.4.2.2 市場応札の実施」について、「水力発電において、濁水等に伴う貯水量の減少により入札できる容量が減少する場合（ただし、広域予備率低下に伴う供給力提供通知が出された場合は除きます）・水力発電において、河川法の遵守等に併い入札できる容量が減少する場合」、市場応札の容量を減少させることができると記載があるが、例えば、揚水ではない大規模水力が降雨出水などで濁水が発生した際に、利水者や国交省他との取り決めに基づき、停止または出力低下する場合も「河川法の遵守等」として解釈できる理解でよいか。	個別の事例については、アセスメントの都度判断させていただきます。なお、合理的な説明をしていただければリクワイアメント達成といたします。
7	9	「このリクワイアメント対象となる余力を把握するために、広域機関システムに提出されている発電販売計画から発電計画・発電上限を、本機関にて容量市場システム内に登録します。」とありますが、発電販売計画で提出する発電上限は『（燃料制約や濁水等による減少分は無視した）需給ひっ迫時に出力を上昇させ市場等に販売可能な上限値』であるため、『（燃料制約や濁水等により減少した）通常時の余力』が正確に把握できないのではないかと考えておりますが、問題ございませんでしょうか？例えば、燃料や水がなくフル出力を1時間/日しか提供できない電源でも、発電上限は24時間フル出力で登録しなければならぬ場合、差の23時間分が容量市場において余力とみなされてしまいますが、仮にこの余力を予備力と捉えるなら、予備力が過大に計上され、需給ひっ迫のシグナルが発信されなくなるような事態を懸念しております。 また、燃料制約電源について、発電計画以上に出せる余力がない場合、通常時に市場応札しなかったとしても容量市場におけるペナルティはない、という認識でよろしいでしょうか？	広域機関システムに提出する発電販売計画における発電上限は、燃料制約等の減少を考慮した値となります。したがって、ご記載いただいた例（1時間/日分の燃料しかない）においては、そのkWh分を考慮した発電上限値を記載して発電販売計画をご提出願います。詳細は以下の資料をご確認ください。 ・発電計画・発電上限値に関するご質問及び回答 https://www.occto.or.jp/occtosystem2/oshirase/2022/files/20230323_setumeikai02.pdf また、容量市場システムに登録する発電上限については、市場応札のアセスメントを実施するために必要なため、電源が提供できる供給力の最大値に適宜修正してください。この点は業務マニュアル「3.1.2.1 発電計画・発電上限の修正登録」に反映いたします。平常時（低予備率アセスメント対象コマではないコマ）においては、市場応札としての経済的ペナルティは科されません。しかし、平常時においても市場応札のリクワイアメントはございますので適切にご対応願います。
8	9	石炭火力の炭種による制約や貯水池運用上の理由による最大出力の減少など、容量停止計画の提出対象ではないものの発電上限<アセスメント対象容量となる場合がありうる。このような場合に、アセスメント対象容量を下回った容量に対するアセスメントやペナルティの有無が不明。例えば、容量停止計画が提出されているコマが8640コマを下回っている場合であっても、発電上限<アセスメント対象容量となっているコマが存在する場合、当該コマは即座にリクワイアメント未達成となるのか。	容量停止計画が提出されていないコマに対しては、停止日数カウントされることはございません。 また、他のリクワイアメントに対しても、発電上限値がアセスメント対象容量を下回る場合について、必ずしもリクワイアメント未達成とはならず、異議申立のフローにて、その時の状況・経緯から個別に判断いたします。
9	9	実需給2年前の容量停止計画の調整業務において、容量停止計画は供給計画に計上する作業と同じ粒度で抽出していたが、実需給年の容量停止計画では、登録する停止の粒度は変わらないか。それとも、供給計画断面では計上しない指定時刻外での短時間作業や、需給状況に応じて調整可能な短期作業などの登録も必要になるのか。仮に粒度が変わらないとすると、#3とも関連し、これらの作業を実施した場合には年間の容量停止計画提出コマ数が8640コマを下回っていたとしても、当該作業を実施したコマがリクワイアメント未達成となるのか。	「実需給期間中の容量停止計画」については、各月の供給信頼度の確保を目的とする「2年前に行う容量停止計画調整の際の容量停止計画」とは違い、30分コマ単位でのリクワイアメント達成状況の確認を目的とするものであるため、提出対象が異なります。 本業務マニュアル「1.4.1.2 容量停止計画の提出」の項目に対象となる容量停止計画を記載いたしましたので、ご確認ください。
10	9	市場応札の容量を減少させることができる場合のうち、「容量市場システム上の電源等情報に登録した「相対契約上の計画変更締切時間」以降において、卸電力市場等が閉場しており余力を入札する市場が存在しない場合」とあるが、計画変更の締切時間は契約によって異なる一方、計画変更から市場入札までの間には発電計画の変更や通告変更の手続き（発電所への連絡も含む）などの手順が存在し、相対の計画が変更された時間によっては実務手続きが間に合わず市場入札ができない場合が相当の頻度でありうる。本マニュアルに基づく、相当の頻度でアセスメント後の異議申し立てをすることとなり実務が煩雑となることから、相対契約の計画変更から市場閉場までの間に一定の猶予時間を設定いただくことを検討いただきたい。（計画変更～市場閉場の時間が、当該猶予時間よりも短い場合はリクワイアメント未達成としない）	リクワイアメント未達成とするか否かについては、個別の事例を確認し、アセスメントの都度判断させていただきます。なお、合理的な説明をしていただければリクワイアメント達成といたします。 頂きましたご意見は今後の検討の参考とさせていただきます。
11	9	#5の設定が難しい場合、異議申し立ての実務をスムーズに行うために異議申し立て時に提出が必要となる情報を事前に明らかにしていただきたい。アセスメントにあたっては「相対契約先からの計画変更受領時間」「運転操作箇所と確認した計画変更可能時間およびそれを確認した時間」が含まれていけば情報として十分と考える。	異議申立の根拠となる資料は、容量提供事業者のご判断で提出いただくことを想定しているため、例示は差し控させていただきます。なお、合理的な説明をしていただければリクワイアメント達成といたします。
12	9	バランス停止や、市況等を踏まえた事業者の経済合理的な判断による停止は容量停止計画の提出対象外と考えて良いか。	ご記載のとおりです。
13	9	「前日以降の需給バランス評価で広域予備率低下に伴う供給力提供の周知対象となったコマ（以下「低予備率アセスメント対象 コマ」という）に対し、入札可能な市場が存在する場合、未約定に伴う余力およびその後増加した余力はリクワイアメント対象となります。」とは、スポット市場や需給調整市場に応札したが未約定だった余力については時間前市場に応札することがリクワイアメントとなるとの理解で相違ないか。	ご記載のとおりです。
14	9	#8に関連し、前日以降に低予備率アセスメント対象コマが存在しない場合、卸電力市場等に応札したが約定しなかったことによって生じた余力はリクワイアメント対象外との理解で相違ないか。	ご記載のとおりです。

No.	頁	ご意見	回答
15	9	<p><1.4.2.1 市場応札のリクワイアメントの対象となる余力> 「このリクワイアメント対象となる余力を把握するために、広域機関システムに提出されている発電販売計画から発電計画・発電上限を、本機関にて容量市場システム内に登録します。」に関する問い合わせ。</p> <p>市場応札リクワイアメントのアセスメントは、事業者にて登録した市場応札量と発電計画余力にて実施されるものと認識している。仮にGC直前の需要下振れに伴い発電余力が増加した際に、増加余力を市場応札する必要があるが、札取下げ時間を考慮すると増加余力分を市場応札をすることが困難である。</p> <p>上記のようなケースにおいては、「発電余力>市場応札量」となり、リクワイアメント未達量が発生する。リクワイアメント達成のためには、「市場応札時点の発電計画をGCまで変更しない（リードタイムを考慮した際に市場応札できないと考えられる場合には発電計画を見直さない）」といった対応を取らざるを得ないが、そういった対応を取った場合のインバランスを許容いただきたい。</p> <p>仮に上記対応が許容できないのであれば、時点差（市場応札タイミングと発電計画見直しタイミング）によるリクワイアメント未達成量は、事後の異議申立によりリクワイアメント未達の対象外とすることを認めていただきたい。</p>	<p>インバランスが発生しないよう発電計画の策定等を踏まえて、可能な限り余力を市場へ応札してください。なお、ご意見いただいた事例がリクワイアメント未達成となるかについては、アセスメントの都度判断させていただきます。</p> <p>なお、合理的な説明をしていただければリクワイアメント達成といたします。</p>
16	10	<p>1.4.2.2 市場応札リクワイアメントについて、容量を減少させることができる項目の中に、「前日以降の需給バランス評価で平常時と判断された時間帯において、バランス停止（出力抑制を含む）からの起動が不経済となる場合」とありますが、BG計画上で、不経済判定した場合の認識でよろしいでしょうか？</p>	<p>当該記載箇所は容量提供事業者の契約電源について不経済となる場合について記載したものです。</p>
17	10	<p>1.4.2.2 市場応札リクワイアメントについて、容量を減少させることができる項目の中の「その他やむを得ない理由があり、本機関が合理的と認めた場合」の解釈を確認させていただきます。</p> <p>需給ひっ迫時を除く平常時において、容量停止計画が提出されていない時間帯に小売電気事業者等が活用しない余力に対して、スポット市場の全量入札を志向する予定であります。</p> <p>しかし、以下3つの事例による場合の当該余力の範囲は、上記のvi項に該当した判断をいただけるのでしょうか？</p> <p>①段差制約や系統制約により入札ができない範囲 ②スポット市場が開場した以降に、小売電気事業者の通告(需要)が下がり、結果的に余力が生じた範囲（時間前市場への入札には可能な範囲で努めるが、入札から札下げまでの一連のフローが間に合わない場合） ③システム不具合（例、発電計画提出が不可となった場合に、インバランス回避を目的として時間前札下げを行った場合）</p> <p>上記の不具合要因については、広域側起因の場合は該当になり、自社側の場合は非該当か等の条件はございますでしょうか？</p>	<p>①の段差制約については、ブロック入札で解消できない場合のみ認められる旨を「1.4.2.2市場応札の実施」に追記いたしました。</p> <p>その他のケースについては、アセスメントの都度「その他やむを得ない理由があり、本機関が合理的と認めた場合」に該当するか判断させていただきます。</p>
18	10	<p>「1.4.2.3 揚水発電の市場応札」における「運転継続時間」の定義を明確化いただきたい。仮に「期待容量算定諸元一覧」における「各月の運転継続時間」が該当するのであれば、その点を明記いただきたい。</p>	<p>ご記載のとおりです。明確化のため、本業務マニュアルに反映いたします。</p>
19	10	<p>「1.4.2.2 市場応札の実施」について、「・水力発電において、濁水等に伴う貯水量の減少により入札できる容量が減少する場合（ただし、広域予備率低下に伴う供給力通知が出された場合は除きます）・水力発電において、河川法の遵守等に伴い入札できる容量が減少する場合」、市場応札の容量を減少させることができると記載があるが、例えば、揚水ではない大規模水力においては、利水者への影響等も踏まえた年間貯水池計画に基づき、その時々で発電可能な発電量を全量、発電計画に記載していることから、発電計画値と市場応札量の合計値がアセスメント対象容量を下回ったとしても「河川法の遵守等」と理解される理解でよいか。</p>	<p>個別の事例については、アセスメントの都度判断させていただきます。なお、合理的な説明をしていただければリクワイアメント達成といたします。</p>
20	10	<p>「1.4.2.2 市場応札の実施」について、「未約定に伴う余力およびその後増加した余力はリクワイアメント対象」との記載があるが、時間前市場にて入札が必要という理解でよいか。</p>	<p>ご記載のとおりです。</p>
21	10	<p>1.4.2.3 揚水発電の市場応札にて「低予備率アセスメント対象コマが存在する場合、運転継続時間が限られる揚水発電に関して、本機関は当該コマに対して市場応札が実施されているかを優先的にアセスメントします。」とある。2021年2月にご提示いただいた容量市場におけるリクワイアメント・アセスメント・ペナルティの概要では、市場応札のアセスメントは平常時も存在すると記載されていたが、揚水に関してはひっ迫時のみ（平常時はペナルティ対象外）という理解でよいか。</p>	<p>揚水発電についても、平常時における市場応札のリクワイアメントの対象となります。</p> <p>運転継続時間の限られる揚水発電は、小売電気事業者等が活用しない余力の入札準備が完了した段階で低予備率アセスメント対象コマの広域予備率が低いコマから順に、運転継続時間のコマ数を上限として卸電力市場等へ入札を実施していただくことが必要です。</p> <p>それでもなお、余力がある場合は、低予備率アセスメント対象コマ以外へ入札を実施してください。</p>
22	10	<p>1.4.2.3 揚水発電の市場応札にて「低予備率アセスメント対象コマが存在する場合、運転継続時間が限られる揚水発電に関して、本機関は当該コマに対して市場応札が実施されているかを優先的にアセスメントします。」とある。仮にアセス対象コマ以外の市場価格もすべからく高値であり、発電事業者にとって非経済となりうる場合においても運転継続時間分市場応札するリクワイアメントは必須となるか。</p>	<p>市場応札の容量を減少させることができる要件に該当していない場合は、ご記載のとおり市場への応札が必要となります。</p>
23	10	<p>1.4.2.2 市場応札の実施にて広域予備率低下に伴う供給力提供の周知対象となったコマに対し、「入札可能な市場が存在する場合、未約定に伴う余力およびその後増加した余力はリクワイアメント対象となります。」と記載があるが、広域予備率低下時ではなければ、約定するしないに関わらず、余力をいずれかの市場で提出していただければリクワイアメント達成となる理解でよいか。（スポットや需給調整市場での売れ残りを実需給前の最終市場である時間前市場にて提出する必要はあるか。）</p>	<p>ご記載のとおりです。平常時かつスポット市場や需給調整市場で全量を応札している前提であれば、スポットや需給調整市場での売れ残りを実需給前の最終市場である時間前市場にて提出する必要はありません。</p>
24	10	<p>「小売電気事業者等が活用しない余力を卸電力取引所または需給調整市場へ入札してください」とありますが、平常時および需給ひっ迫時それぞれの状況でのリクワイアメントについて下記の通りの理解でよろしいでしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平常時：スポット市場・需給調整市場・時間前市場のいずれか1つに応札していただければリクワイアメント達成となる。 ・需給ひっ迫時：当該コマが発生した際に、いずれかの入札可能な市場が存在していれば、そこに応札することでリクワイアメント達成となる。 <p>例) スポット入札に発電所の出力を全量応札し、未約定となったために発電所を停止した場合について、平常時、ひっ迫時は下記の対応をとればリクワイアメントを達成できる想定。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平常時：需給調整市場、時間前市場ともに応札の必要無し。 ・需給ひっ迫時：「前日以降の需給バランス評価でひっ迫時と判断された」場合、その時点から発電所の余力を時間前市場に応札し、約定したら発電機を起動。 	<p>ご記載いただいたケースが余力の全量を応札している場合においては、ご理解のとおりリクワイアメント達成となります。</p>

No.	頁	ご意見	回答
25	10	「前日以降の需給バランス評価で平常時と判断された時間帯において、バランス停止（出力抑制を含む）からの起動が不経済となる場合」は応札容量を減少できるとありますが、電源の起動が不経済となる発電所については全容量を減少できるという認識でよろしいでしょうか。 例）スポット入札時点で「平常時」になることを予見してスポット入札は実施せずにバランス停止を決定し、そのまま需給調整市場にも時間前市場にも応札を実施しなかった場合を想定しております。この場合、平常時と判定され、実際に市場価格に対して発電所の単価が高い場合には、発電所全量についていずれの市場にも応札していませんが、リクワイアメントは達成していると考えてよろしいでしょうか。	「前日以降の需給バランス評価で平常時と判断された時間帯において、バランス停止（出力抑制を含む）からの起動が不経済となる場合」は応札容量を減少できるという点をご認識のとおりです。一方、ご意見いただいた例が当該ケースに該当するか否かについてはアセスメントの都度判断させていただきます。なお、合理的な説明をいただければリクワイアメント達成といたします。
26	10	「前日以降の需給バランス評価で広域予備率低下に伴う供給力提供の周知対象となったコマ（以下「低予備率アセスメント対象 コマ」という）」とありますが、説明会資料を確認すると、「翌日計画公表以降に広域予備率が8%未満となり、広域予備率低下に伴う供給力提供の周知対象となったコマ」だと理解しております。具体的にどういったタイミングで発令されるのかなど、詳細を本マニュアルにも記載いただけないでしょうか。	広域予備率低下に伴う供給力提供の通知の対象コマは、 まずは前日計画公表断面（前日17時30分頃） で判断されます。 それ以降、広域予備率更新の際に都度判断します。 当該内容は業務マニュアルに反映いたします。 ※10月25日の先行公表時から一部内容を修正しております。
27	10	揚水発電について、「それでもなお、余力がある場合は、低予備率アセスメント対象コマ以外へ入札を実施してください」と記載されていますが、低予備率アセスメント対象コマ以外のコマへの入札を実施しない場合はリクワイアメント未達となり、ペナルティが課せられるのでしょうか。	平常時であればペナルティはありませんが、市場応札のリクワイアメント対象となります。低予備率アセスメント対象コマへ応札してもなお、余力がある場合は小売電気事業者等が活用しない余力の全量を卸電力取引所または需給調整市場（以下「卸電力市場等」という）に応札していただく必要があります。
28	10	「その他やむを得ない理由があり、本機関が合理的と認めた場合」とは具体的にどういった事象を想定されているのか、具体例を記載いただけないでしょうか。	個別のケースに応じて都度判断させていただくことを想定しておりますので、例示は差し控させていただきます。なお、合理的な説明をいただければリクワイアメント達成といたします。
29	10	1.4.2.3 揚水発電の市場応札の記載は、蓄電池を安定電源として応札する場合も同様のリクワイアメントが求められるとの理解でよいか。もし良いのであれば揚水発電だけではなく、蓄電池についても対象であることを明記すべきではないか。	対象実需給年度2024年度について、安定電源として参加している蓄電池はありません。
30	10	1.4.2.3 揚水発電の市場応札の記載は、蓄電池を安定電源として応札する場合も同様のリクワイアメントが求められる場合の質問です。「卸電力市場等へ入札する場合、低予備率アセスメント対象 コマ に間に合うように起動カーブを作成し、その量を入札してください。時間前市場からの札の取り下げは、当該起動カーブ通りに電源を起動ができなくなるタイミングで実施してください。」とあるが、2024年度以降、広域予備率は週間計画・翌日計画断面では毎日、当日計画時点では30分ごとに広域予備率が更新されるものと認識しています。したがって、本リクワイアメント対象となる電源が各市場（JEPXスポット市場、需給調整市場、JEPX時間前市場）に応札するそれぞれの時点で広域予備率が低いコマが異なる場合があります。この場合に容量提供者はどのような判断基準で応札を行うべきか、またアセスメントにより容量提供者が提出しなくてはならない証憑を具体的な事例を明記いただけないでしょうか。	本業務マニュアルは実需給年度2024年向けであり、蓄電池は安定電源として実需給年度2024年向けの容量オークションで安定電源として参加している蓄電池はあり応札できませんので、「1.4.2.3 揚水発電の市場応札」の記載は揚水発電所に対するリクワイアメントとなります。揚水発電は、小売電気事業者等が活用しない余力の入札準備が完了した段階で当該コマの広域予備率が低いコマから順に、運転継続時間のコマ数を上限として卸電力市場等へ入札を実施してください。証憑となる書類の提出を求めるか否かについて、アセスメントの都度判断させていただきます。
31	10	7.1 市場応札に係るアセスメント結果の確定手続き 揚水発電・蓄電池の低予備率アセスメント対象コマに関して、対象となるコマがどのコマになるかは、広域期間が公開されるとの理解でよいでしょうか（具体的には特定のコマが週間計画断面では低予備率アセスメント対象コマであったが、以降のバランス評価で予備率が充足した場合などそれを把握するすべが事業者不在のためこれら情報が広域機関から別途開示されるのかという問題意識となります）。	対象実需給年度2024年度について、蓄電池は安定電源の電源区分で容量市場に参加することはでき安定電源として参加している蓄電池はおりませんので、市場応札のリクワイアメントは科されません。低予備率アセスメント対象コマに関しては、広域予備率Web公表システムでの広域予備率に関する通知情報【容量市場向け】（2024年4月に向けシステム改修中）で周知いたします。この周知の詳細につきましては、別途お知らせいたします。
32	10	「なお、以下の場合は市場応札の容量を減少させることができます。」と記載がありますが、以降の第5章や第7章、業務手順全体図などには市場応札の容量減少方法について記載がなく不明であるため、具体的な方法について記載をお願いできないでしょうか。	市場応札の容量を減少させることができるケースに該当する場合、であっても手続は不要です。減少した容量を除いて、小売電気事業者等が活用しない余力を卸電力市場等へ入札してください。なお、この場合、リクワイアメント未達成量が発生したものと、一度は判定されますが、異議申立のフローにて「市場応札の容量を減少させることができるケースに該当すること」を合理的に説明いただければリクワイアメント達成といたします。
33	10	応札締切に間に合うか間に合わないかの判断は、計画見直し・提出に要する時間等も含めて事業者毎の事情に応じて判断してよいでしょうか？それとも、具体的な時間指定があるのでしょうか？	計画見直し・提出に要する時間等も含めて事業者毎の事情に応じて判断してください。
34	10	1.4.2.2 「前日以降の需給バランス評価で平常時と判断された時間帯において、バランス停止からの起動が不経済となる場合」との記述の「前日」とは、前日18時と理解してよいか。	ここでの「前日」とは、前翌日計画を基にした広域予備率公表断面（前日17時30分頃）を指します。
35	10	2023年6月28日「第87回 調整力及び需給バランス評価等に関する委員会」資料1にて「広域予備率低下のおそれに伴う供給力提供準備通知」の目的として「揚水発電機において上池へのポンプアップを促すこと」と記載があります。上池へのポンプアップがリクワイアメントの対象ではなく、市場応札や供給指示への対応がリクワイアメントの対象と認識しているが、相違ないでしょうか。	ご記載のとおりです。
36	10	「相対契約上の計画変更締切時間」とは、容量市場にて落札した発電所・発電機から発生する電力の受給について規定する受給契約だけでなく、当該発電所から発生する電力を紐づけて他の小売電気事業者等に販売する卸契約など、当該発電所の発電計画・動力計画の策定に実質的に影響を与える契約類の計画変更締切時間も含むと理解してよいか。	ご記載のとおりです。
37	10	「1.4.2.2 市場応札の実施」について、「水力発電において、濁水等に伴う貯水量の減少により入札できる容量が減少する場合（ただし、広域予備率低下に伴う供給力提供通知が出された場合は除きます）・水力発電において、河川法の遵守等に併い入札できる容量が減少する場合」、市場応札の容量を減少させることができると記載があるが、例えば、揚水の場合、降雨出水などで濁水が発生した際に、利水者や国交省他との取り決めに基づき、停止または出力低下する場合がありますが、これらも含めて「河川法の遵守等」として解釈できる理解でよろしいでしょうか。	「河川法の遵守等」に該当するか否かは個別のケースに応じて、アセスメントの都度判断させていただきます。なお、合理的な説明をいただければリクワイアメント達成といたします。
38	10	「水力発電において、河川法の遵守等に併い入札できる容量が減少する場合」に関して、例えば「30分30cm」のような定常的な下流制約を遵守するために電源等情報に定める起動時間を超えたとしても、リクワイアメント未達成とならないと理解されるのか。想定されている具体的事例をご教示いただきたい。	「水力発電において、河川法の遵守等に併い入札できる容量が減少する場合」に該当するか否かについては、個別の事例を確認し、アセスメントの都度判断させていただきます。なお、合理的な説明をいただければリクワイアメント達成といたします。
39	10	#10に関連し、本事情により市場応札量が減少又はゼロとなった場合でも、最初のアセスメント結果ではリクワイアメント未達成と通知されてしまい、その都度異議申立手続きを行わなければならないのか。であるとすると、予め本理由による市場応札量の減少についてはアセスメント対象外とすることが実務的には合理的であって、起動時間に定常的な河川法の遵守等に要する時間を織込むことが適当と考える。	「水力発電において、河川法の遵守等に併い入札できる容量が減少する場合」に該当するか否かについては、個別の事例を確認し、アセスメントの都度判断させていただきます。そのため、必要に応じて、都度異議申立を行っていただくことになります。なお、合理的な説明をいただければリクワイアメント達成といたします。
40	10	本項に記載されている「揚水」は純揚水を指すのか。その場合、混合揚水に対するリクワイアメントは揚水以外の安定電源と同じと理解するが、相違ないか。	混合揚水でも運転継続時間に基づいて月別のアセスメント対象容量を算定しているのであれば、本業務マニュアル「1.4.2.3揚水発電の市場応札」の対象となります。

No.	頁	ご意見	回答
41	10	揚水発電における発電計画、発電上限の設定方法および余力の市場入札の対応時系列と、各断面における具体的な対応方法がわからないため解説いただきたい。	<p>広域機関システムへ提出する発電販売計画における発電上限・発電計画の登録方法については、上池の貯水残によるkWhを考慮した発電上限値の設定をお願いします。詳細は以下の資料を参照してください。</p> <p>・発電計画・発電上限値に関するご質問及び回答 https://www.occto.or.jp/occtosystem2/oshirase/2023/230428_oshirase.html</p> <p>また、容量市場システムに登録する発電上限については、アセスメントに活用するため、必要に応じて適宜修正してください。この点は業務マニュアル「3.1.2.1発電計画・発電上限の修正登録」に反映いたします。</p> <p>揚水発電は、「小売電気事業者等が活用しない余力」の入札準備が完了した段階で当該コマの広域予備率が低いコマから順に、運転継続時間のコマ数を上限として卸電力市場等へ入札を実施してください。広域予備率が同率の場合は、その中から任意のコマを選択して入札を実施してください。それでもなお、余力がある場合は、低予備率アセスメント対象コマ以外へ入札を実施してください。</p>
42	10	「揚水発電は、小売電気事業者等が活用しない余力の入札準備が完了した段階で当該コマの広域予備率が低いコマから順に、運転継続時間のコマ数を上限として卸電力市場等へ入札を実施してください。広域予備率が同率の場合は、その中から任意のコマを選択して入札を実施してください。それでもなお、余力がある場合は、低予備率アセスメント対象コマ以外へ入札を実施してください。」とあるが、これまでの整理では、揚水は需給ひっ迫時において、指定されたコマに卸電力市場等に入札していたかどうかをアセスメントされることになっていたと理解する。今回、低予備率アセスメント対象コマ“以外”への入札まで求めることとされているが、過去の整理に照らすと、低予備率アセスメント対象コマ以外のコマへの入札はアセスメント対象ではないと理解すればよいのか。	<p>容量確保契約約款に記載の通り、揚水発電についても、他の安定電源と同様に低予備率アセスメント対象コマ以外のコマへの市場応札が必要となります。揚水発電は、運転継続時間が限られる揚水発電に関して、本機関は当該コマに対して市場応札が実施されているかを優先的にアセスメントします。低予備率アセスメント対象コマに応札してもなお、余力がある場合は、低予備率アセスメント対象コマ以外へ応札を実施してください。</p>
43	10	#14に関連し、低予備率アセスメント対象コマ以外のコマへの入札がアセスメント対象かつ経済的ペナルティの対象となる場合、本項の定めにより、需給ひっ迫のおそれがない時間帯も含めた稼働によって上池容量を使い切ることになる。他方、水を使い切るとフル揚水するまでの時間が増えることから、低予備率のコマが複数日にわたって断続的に継続するような場合などに、本来期待された役割を果たすことができなくなるおそれがあるうえ、そのような場合であっても容量提供事業者がペナルティを受けることとなり不合理。従って、元々の整理のとおり、低予備率アセスメント対象コマ以外のコマへの入札はリクワイアメントとしないことが、揚水に期待される機能に照らして適切と考える。	<p>容量確保契約約款に記載の通り、揚水発電についても、他の安定電源と同様に低予備率アセスメント対象コマ以外のコマへの市場応札が必要となります。低予備率のコマが複数日にわたって断続的に継続するような場合であっても、夜間等にポンプアップを行い卸電力市場等へ応札ができるよう準備してください。なお、市場応札などに関するリクワイアメント達成に応じた経済的ペナルティは、「広域予備率低下時（需給ひっ迫時）以外」について現時点で設定を行っておりません。ただし、適切に対応していない場合、必要に応じて説明を求めることがあります。</p>
44	10	前日以降の広域予備率低下に伴う供給力提供通知が無い場合、揚水の余力を卸電力市場等に入札することはリクワイアメントではないとの理解で相違ないか。#15に記載のとおり、揚水に期待される役割に照らすと、リクワイアメントとはしないことが適切と考える。	<p>揚水発電についても、他の安定電源と同様に低予備率アセスメント対象コマ以外のコマへの入札が必要となります。</p>
45	10	純揚水に対する発電計画の上限値の設定方法は運転継続時間に相当するコマ数を最大需要や最小予備率時刻に該当するコマを優先的に記載することで良いか。その場合、前日断面からの実運用で上池フルまでの揚水時間の不足などは考慮せず、諸元上の運転継続時間で上限値計画を提出することになるのか。	<p>広域機関システムへ提出する発電販売計画における発電上限・発電計画の登録方法に関して、揚水発電においては運転継続時間に相当するコマ数を最大需要や最小予備率時刻に該当するコマを優先的に記載するようお願いします。なお、その際には上池の貯水残によるkWhを考慮した発電上限値の設定をお願いします。詳細は以下の資料を参照してください。</p> <p>・発電計画・発電上限値に関するご質問及び回答 https://www.occto.or.jp/occtosystem2/oshirase/2023/230428_oshirase.html</p> <p>また、容量市場システムに登録する発電上限については、アセスメントに活用するため、必要に応じて適宜修正してください。この点は業務マニュアル「3.1.2.1発電計画・発電上限の修正登録」に反映いたします。</p>
46	10	#17において、設備諸元における運転継続時間に基づいて発電上限が設定される場合、余力を入札するためには事前に揚水しておくことが前提となる。低予備率アセスメント対象コマが運転継続時間を超えて続く場合や、一旦インターバルが空くものの、運転継続時間を満足できる量を揚水する時間には足りない場合などの理由でリクワイアメント未達成となった場合は、ペナルティ対象となるのか。	<p>リクワイアメント未達成とするか否か等については、個別の事例を確認し、アセスメントの都度判断させていただきます。なお、合理的な説明をしていただければリクワイアメント達成といたします。</p>
47	10	バランス停止機は、広域予備率低下に伴う供給力提供通知が出されるのが翌日計画公表以降であることから、起動に要する時間が間に合う限りにおいて時間前市場での約定を以て起動を行うことで良いか。	<p>バランス停止中の電源に関して、週間計画～翌日計画断面での広域予備率低下のおそれに伴う供給力提供準備通知が出された場合、容量提供事業者は起動準備をしてください。そのうえで、起動に要する時間が間に合う限りにおいて時間前市場での約定を以て起動してください。</p>
48	10	安定電源の内、貯水池式に該当するものについて、同一水系の発電所を下流に持つ場合、上流の発電所が発電することで下流の発電所が受けきれない場合が多々存在する。この場合は市場供出ししない時間帯についてリクワイアメント対象外となる理解で良いか。	<p>リクワイアメント対象外か否かについては、アセスメントの都度判断させていただきます。なお、合理的な説明をしていただければリクワイアメント達成といたします。</p>
49	10	「バランス停止（出力抑制を含む）からの起動が不経済となる場合」について、どういった場合か具体的に確認させていただきたい。現状、バランス停止している電源についても、スポット市場への入札が求められており、記載の「市場応札の容量を減少」とはなりえないものと認識している。	<p>前日以降の需給バランス評価で平常時と判断された時間帯において、バランス停止（出力抑制を含む）からの起動が不経済となる場合においては、時間前市場への応札容量を減少させることができますが、ご記載のとおりスポット市場の応札時点では、市場応札の容量を減少できません。</p>
50	10	揚水発電の「運転継続時間のコマ数を上限として入札」について、その時々の上池容量によって運転継続時間は変化するが、上限とするコマ数は事業者の判断で良いか。	<p>本業務マニュアルに記載されている揚水発電所の運転継続時間とは、応札容量算出時に使用した「各月の運転継続時間（応札容量算出用）」を指しますので、その値を上限としてください。</p>
51	10	「なお、以下の場合は市場応札の容量を減少させることができます。」との記載があるが、市場応札の容量を減少させた場合の各エビデンスは残す必要があるのか。また、その場合のエビデンスは設備停止作業票等でよいのか。	<p>各エビデンスは容量提供事業者様が異議申立等を行う際に必要となる可能性がありますので、保管してください。なお、異議申立の根拠となる資料は、容量提供事業者様のご判断で提出いただくことを想定しているため、例示は差し控させていただきます。</p>
52	10	「容量市場システム上の電源等情報に登録した「相対契約上の計画変更締切時間」以降において、卸電力市場等が閉場しており余力を入札する市場が存在しない場合」とあるが、GC後にも容量市場システムで登録が必要ということか。	<p>市場応札量等のアセスメントに必要なデータの容量市場システムへの登録は、各期限までに実施願います。なお、市場応札量の容量市場システムへの登録期限は、実需給月の翌月の第20営業日までとなります。</p>
53	10	「水力発電において、濁水等に伴う貯水量の減少により入札できる容量が減少する場合（ただし、広域予備率低下に伴う供給力提供通知が出された場合は除きます）」とあるが、「濁水等」とは、自流水発電に限らず、貯水池・調整地でも濁水等による貯水計画の変更等の河川水運用による可能減少も含めてよいのか。	<p>「濁水等」とは、自流水発電に限らず、貯水池・調整池式発電でも適用される可能性があります。個別の事象が該当するか否かは、アセスメントの都度判断させていただきます。なお、合理的な説明をしていただければリクワイアメント達成といたします。</p>
54	10	「前日以降の需給バランス評価で平常時と判断された時間帯において、バランス停止（出力抑制を含む）からの起動が不経済となる場合」とあるが、エビデンスはどういったものを想定しているか。	<p>根拠となる資料は容量提供事業者様のご判断で提出いただくことを想定しているため、例示は差し控させていただきます。なお、合理的な説明をしていただければリクワイアメント達成といたします。</p>
55	10	「前日以降の需給バランス評価で広域予備率低下に伴う供給力提供の周知対象となったコマ（以下「低予備率アセスメント対象コマ」という）に対し、入札可能な市場が存在する場合、未約定に伴う余力およびその後増加した余力はリクワイアメント対象となります。」とあるが、「その後増加した余力」について具体的に提示して頂きたい。	<p>余力の全量を卸電力市場等に応札した後に相対契約上の計画変更により増加した余力等となります。</p>
56	10	「前日以降の需給バランス評価で広域予備率低下に伴う供給力提供の周知対象となったコマ（以下「低予備率アセスメント対象コマ」という）に対し、入札可能な市場が存在する場合、未約定に伴う余力およびその後増加した余力はリクワイアメント対象となります。」とあるため、広域予備率低下していない通常時は対象外（第6章におけるアセスメントにおいては、未約定に伴う余力およびその後増加した余力はリクワイアメント対象とならない）でよいのか。	<p>ご記載のとおりです。</p>
57	10	<p><1.4.2.2 市場応札の実施></p> <p>「容量市場システム上の電源等情報に登録した「相対契約上の計画変更締切時間」以降において、卸電力市場等が閉場しており余力を入札する市場が存在しない場合」について、具体例とともに確認させていただきたい。</p> <p>相対契約上の計画変更締切時間が「実需給前日15時」の場合、当該締切時間以降に閉場しているのは、「時間前市場」のみである。この場合、リクワイアメントの対象となるのは時間前市場のみであり、スポット市場と需給調整市場はリクワイアメントの対象外となる理解でよいのか。</p>	<p>スポット市場、需給調整市場も対象となります。平常時につきましては、スポット市場、需給調整市場にて小売電気事業者等が活用しない余力を応札していただければリクワイアメント達成となります。一方で、広域予備率低下時につきましては未約定に伴う余力およびその後増加した余力はリクワイアメント対象となりますので、スポット市場、需給調整市場へ応札して未約定だった場合、改めて余力を時間前市場へ応札することが必要です。</p>
58	10	「火力発電において、燃料制約により入札できる容量が減少する場合（ただし、広域予備率低下に伴う供給力提供通知が出された場合は除きます）」について、火力発電の燃料制約時はkWhが限られるため、全ての低予備率アセスメント対象コマに入札できない虞があるが、揚水発電の市場応札と同様に、広域予備率の低いコマから優先的に市場応札することが求められるか。それとも火力の燃料制約時の入札コマは、事業者が任意のコマを選択することができるか。	<p>燃料制約により入札できる容量が限られ、全ての低予備率アセスメント対象コマに入札できない場合、可能な限り広域予備率が低い低予備率アセスメント対象コマから入札してください。なお、入札できなかった低予備率アセスメント対象コマについて、市場応札のリクワイアメントは未達成となります。</p>

No.	頁	ご意見	回答
59	10	<1.4.2.2 市場応札の実施> 「水力発電において、濁水等に伴う貯水量の減少により入札できる容量が減少する場合(ただし、広域予備率低下に伴う供給力提供通知が出された場合は除きます)」について、ダムには貯水されているものの将来使用する用途が決まっており、市場に出したことで不経済となる場合も、「濁水等」で読むことでよいか。	ご記載いただいた事例が市場応札の容量を減少させることができる「濁水等」に該当するかについては、アセスメントの都度判断させていただきます。なお、合理的な説明をしていただければリクワイアメント達成といたします。
60	10	<1.4.2.2 市場応札の実施> 「水力発電において、河川法の遵守等に併い入札できる容量が減少する場合」について、広域予備率低下に伴う供給力提供通知が出された場合においても、市場応札の容量を減少させることができるという解釈に齟齬ないか。	ご記載のとおりです。
61	10	<1.4.2.2 市場応札の実施> 「前日以降の需給バランス評価で平常時と判断された時間帯において、バランス停止(出力抑制を含む)からの起動が不経済となる場合」について、「(出力抑制を含む)からの起動が不経済となる場合」とは、どのような場合を指しているのか。運転中電源の中間負荷(=出力抑制)からの増出力が不経済となるような市場応札(段差制約)の場合は入札量を減少させてもよいとの理解でよいか。	段差制約については、ブロック入札で解消できない場合のみ認められる旨を本業務マニュアル「1.4.2.2市場応札の実施」に追記いたしました。
62	10	<1.4.2.2 市場応札の実施> 「その他やむを得ない理由があり、本機関が合理的と認めた場合。」について、入札容量を減少させることのできる合理的な事由として、平常時・需給ひっ迫時ともに「段差制約」を業務マニュアルに明記して頂きたい。 (過去の制度議論では、段差制約の合理性は認められている) - 参考：第33回制度設計専門会合 https://www.emsc.meti.go.jp/activity/emsc_system/pdf/033_07_00.pdf	段差制約については、ブロック入札で解消できない場合のみ認められる旨を本業務マニュアル「1.4.2.2市場応札の実施」に追記いたしました。
63	10	<1.4.2.3 揚水発電の市場応札> 「揚水発電は、小売電気事業者等が活用しない余力の入札準備が完了した段階で当該コマの広域予備率が低いコマから順に、運転継続時間のコマ数を上限として卸電力市場等へ入札を実施してください。」について、 ・数日連続で広域予備率8%割れが生じている場合で、当日よりも翌日の広域予備率が低いことが分かっている場合においても、当日を優先して揚発余力の市場応札を実施することによいか。 ・低予備率アセスメント対象コマが連日続いた場合、当日(N日)は運転継続時間を上限に発電可能なkWhを全量市場応札している中で、翌日(N日+1日)低予備率アセスメント対象コマへの市場応札のための揚水池回復ポンプができない状況(*)において、翌日の市場応札のアセスメントの扱いはどうなるのか。※ 約定結果を受けてからのポンプ稼働ができない(約定時でポンプ余力がない場合。未約定時でポンプ計画策定までのオペレーション時間が確保できない場合)	当日よりも翌日の広域予備率が低いことが分かっている場合であっても、当日への卸電力市場等へ応札を行ってください。また、夜間等にポンプアップを行い翌日についても、卸電力市場等へ応札ができるよう準備してください。
64	11	1.4.2.4 バランス停止中の電源の市場応札について、「卸電力市場等における約定結果が確定する以前にバランス停止から起動する必要はありません。」とありますが、未約定の場合は、バランス停止計画のままでもよろしいでしょうか？	ご記載のとおりです。
65	11	1.4.2.4 バランス停止中の電源の市場応札について、「時間前市場からの札の取り下げは、当該起動カーブ通りに電源を起動ができなくなるタイミングで実施してください。」とありますが、バランス停止計画などブロック入札(歯抜け約定不可)でないと入札できない場合は、スポット取引以降、時間前取引に入札できなくなるがよろしいでしょうか？	資源エネルギー庁及び電力・ガス取引監視等委員会に確認した結果、以下のような見解を得ておりますため、時間前市場に適切に入札ください。 ・バランス停止中の電源について、時間前市場に入札を行う場合、部分約定やいわゆる歯抜け約定による起動費等の未回収リスクを適切に織り込んで入札価格を設定することは許容されると考えています。 ・ただし、その際、合理的な説明がつかない高価格の水準での入札を行う場合には、相場操縦行為に該当し得る点、ご留意ください。
66	11	1.4.2.5 「注2 低予備率アセスメント対象コマに対する登録値は、当該コマが発生した(翌日計画公表以降に広域予備率が低下したと判断された)以降に卸電力市場等に入札した量を容量市場システムに登録してください。」の記載について、低予備率アセスメント対象コマの入札容量は、当該コマが低予備率アセスメント対象コマと判明した以降に入札した卸電力市場等の入札量のみでよろしいでしょうか？すでに入札が終わっているスポット市場、時間前市場、需給調整市場の入札量は含まれますでしょうか？	低予備率アセスメント対象コマに対する市場応札量の登録値は、「時間前市場に対して、応札した量が落ちなかった分」および「需給調整市場に対しての落ち分」の合計値となります。本業務マニュアル「第7章 アセスメント結果への対応(市場応札)」に追記いたしました。
67	11	「1.4.2.4 バランス停止中の電源の市場応札」について、起動準備とは、起動準備のためのコストが生じない範囲での対応と考えて良いでしょうか。 また、事後起動準備をしていたかどうかの確認がなされるのでしょうか。確認がある場合は、どういった書類提出が求められるのか、例示をお願いします。 (理由) 起動準備をする際に、状況によって補機の起動等が必要になり、起動準備のためのコストが生じることも考えられるが、市場の約定結果によって起動することがなかった場合、当該コストの回収が見込めないため。	容量提供事業者が必要に応じて起動準備を行ってください。 起動準備をしていたかどうかは個別のケースに応じて、事後、確認する場合がありますので、当該起動準備を実施していたことが客観的に分かるものをご提出願います。なお、その際の提出書類につきましては、個別のケースに応じて異なりますので、例示は差し控させていただきます。
68	11	「1.4.2.4 バランス停止中の電源の市場応札」について、例えば、バランス停止中の電源を時間前市場に応札する場合、1コマだけの約定を前提に応札することは、経済上取り得ません。容量提供事業者が合理的な起動判断するためには、入札価格に起動した場合のコストを機会費用として計上する又は起動に伴うコスト部分を事後精算できる等の措置が必要ではないでしょうか。	資源エネルギー庁及び電力・ガス取引監視等委員会に確認した結果、以下のような見解を得ておりますため、時間前市場に適切に入札ください。 ・バランス停止中の電源について、時間前市場に入札を行う場合、部分約定やいわゆる歯抜け約定による起動費等の未回収リスクを適切に織り込んで入札価格を設定することは許容されると考えています。 ・ただし、その際、合理的な説明がつかない高価格の水準での入札を行う場合には、相場操縦行為に該当し得る点、ご留意ください。
69	11	「1.4.2.4 バランス停止中の電源の市場応札」について、長時間停止しているユニットで、前日からの起動では低予備率アセスメント対象コマへの起動が間に合わない場合、時間前市場への入札は不要という理解で良いか。	前日以降、広域予備率が低下したと判定されたタイミングによっては、速やかに電源等情報に登録した起動時間に依りて適切に起動したとしてもアセスメント対象容量を満たすことが不可能な場合も考えられます。この場合、広域予備率が低下したと判定された期間に対して、アセスメント対象容量分の市場応札ができなくとも、その状況下において電源が提供できる供給力の最大値を時間前市場に応札してください。
70	11	「1.4.2.5 市場応札結果の報告」について、現在グロスビディングは10月から休止、問題なければ廃止の方向と認識していますが、もし、グロスビディングが継続することとなった場合、市場応札量の算定はどのようにすればよいでしょうか。	グロスビディングが継続することとなり、市場応札量の算定に影響が生じる場合は別途業務マニュアルの更新等でお知らせいたします。
71	11	設備の運用上、任意の時刻に起動することが難しいため、必ずしも低予備率アセスメント対象コマに起動が間に合わない可能性もありますが、その場合にもペナルティが課せられるのでしょうか。 電源の起動時間」の入力方法については、現状公開されていないと認識しており、起動に要する時間をパターン別に入力するものと想定しております。例えば、8時に定格出力となるように合わせて3時間で起動することは可能ですが、それ以外の時刻での定格起動はできない、などを想定しております。	個別の事例を確認し、アセスメントの都度判断いたします。なお、合理的な説明をしていただければリクワイアメント達成といたします。 なおまた、実際の起動時間については、「5.1.1.1市場応札量の登録」のタイミングで報告してください。この点は業務マニュアルに反映いたします。
72	11	『容量提供事業者が発電契約者ではなく、容量提供事業者または電源の所有者が容量確保契約の対象電源の入札した容量を特定できない場合、卸電力市場等に入札した容量については、卸電力市場等への入札可能量として発電契約者に連絡した容量を、容量提供事業者が卸電力市場等に入札した容量とみなします。』という記載について、「卸電力市場等への入札可能量として発電契約者に連絡」とはどういった連絡手段や内容を含む必要があるのでしょうか。 容量提供事業者が市場応札量を把握できない状況を指していると想像しますが、日常の運用で「入札可能量」を容量提供事業者が発電契約者へ伝えるというオペレーションを実施していないので、具体的なオペレーションをご教示いただきたいです。	連絡手段や内容は事業者同士の協議等により異なると考えられますので、回答は差し控させていただきます。
73	11	「容量提供事業者が発電契約者ではなく、容量提供事業者または電源の所有者が容量確保契約の対象電源の入札した容量を特定できない場合、卸電力市場等に入札した容量については、卸電力市場等への入札可能量として発電契約者に連絡した容量を、容量提供事業者が卸電力市場等に入札した容量とみなします。」旨記載がある。 このリクワイアメントは、「小売電気事業者が発電可能量通知したが、小売電気事業者が電源を引き受け内などの理由で発電事業者が卸供給契約に基づきリクワイアメント容量まで発電をしなかった場合」でもリクワイアメント達成とみなされるのか明記してほしい。	ご記載いただいたケースが、「容量提供事業者が発電契約者ではなく、容量提供事業者または電源の所有者が容量確保契約の対象電源の入札した容量を特定できない場合」に該当する場合は、リクワイアメント達成となります。

No.	頁	ご意見	回答
74	11	注1「…例えば、問い合わせの結果、電源等情報の登録時に容量市場システムへ提出した『電源の起動時間』と比べて起動に時間を要することが理由で卸電力市場等に入札できなかった場合、本機関はバランス停止から適切に起動していないと判断し、卸電力市場等に入札していない容量をリクワイアメント未達成量とします。」とありますが、第87回調整力及び需給バランス評価等に関する委員会資料においては、当日・翌日の判定で初めて需給ひっ迫と判定される場合はそれ以降の市場応札がない場合でもその理由をヒアリングし、ペナルティが発生しないことがあると記載されています。注1の記載はこの議論を反映したものだと思いますが、注1以外の事由においても、「登録された起動時間と比べて時間を要すること」が理由でなければペナルティが発生しないこととなるのか、発生する場合はどのような要件がペナルティ対象外となるのかを具体的に記載をいただけないでしょうか。	ペナルティ対象外となる要件は個別のケースに応じて、都度判断させていただきます。なお、合理的な説明をしていただければリクワイアメント達成といたします。
75	11	スポット市場や需給調整市場へ応札してもなお運転予定のない火力機（待機予備力）でも、低予備率コマと判定されると時間前市場に応札することが求められております。時間前市場はザラバであり、起動費や最低運転時間分の固定費等コストベースで値付けを行うが、仮に低予備率コマが1コマのみであった場合、kW当たりの単価が高額となることも想定されます。コストベースで説明が可能な単価であった場合、仮にその単価がインバランス料金の上限を超えるような時でも時間前に入札する認識でよろしいでしょうか。	資源エネルギー庁及び電力・ガス取引監視等委員会に確認した結果、以下のような見解を得ておりますため、時間前市場に適切に入札ください。 ・バランス停止中の電源について、時間前市場に入札を行う場合、部分約定やいわゆる歯抜け約定による起動費等の未回収リスクを適切に織り込んで入札価格を設定することは許容されると考えています ・御指摘のように、時間前市場への供出が求められる時間帯が1コマの場合等において、起動費等を織り込むことで、売入札価格がインバランス料金の上限よりも高くなる可能性も排除されないと考えています ・一方で、合理的な説明がつかない高価格の水準での入札を行う場合には、相場操縦行為に該当し得る点、ご留意ください
76	11	同一地点の発電所等、2台以上の電源が設置されている箇所、一方の起動中に他方の起動ができない設備上の制約がある場合、需給ひっ迫時に起動が必要となった際はその制約を考慮して入札していればアセスメントは達成されていると判断されるのでしょうか？ ※電源の起動パターン登録画面では「起動～並列」と「並列～容量確保契約容量到達」の時間入力を求められていますが、設備上の制約で電源の同時起動ができない場合には、「他電源起動～当該電源起動」の時間を「起動～並列」に含めて登録するのでしょうか？	2台以上の電源が設置されている箇所、一方の起動中に他方の起動ができない設備上の制約がある場合、その制約を考慮して入札していればリクワイアメント達成となります。なお、起動時間の登録については、業務マニュアル「5.1.1.1市場応札量の登録」に反映いたします。
77	11	起動準備とは何を指すのか。通常、発電所は起動指令を受けてから並列準備作業を行っていくため、市場での約定が確定してから起動準備＝起動指令となるのではないのか。それとも、起動準備とは起動指令の取り消しができる前提で、低予備率アセスメント対象コマに間に合うように起動指令を行うことと言っているのか。その場合、市場にて約定せず、並列取り消しとなった際は、起動準備中止に伴う経済的損失が発生する。それに対する保証はあるのか。	起動に必要な準備として事前に実施すべきことがある場合、容量提供事業者にて必要に応じて実施願います。仮に経済的損失が発生したとしても、補償はありません。なお、不経済となるようなバランス停止からの起動は実施する必要はございません。
78	11	広域予備率低下のおそれに伴う供給力提供準備通知は誰がいつまでに発出するのか。資料上は翌日計画公表断面と読み取れるが、週間断面での通知もあり得るのか。	広域予備率低下のおそれに伴う供給力提供準備通知は週間～翌日計画公表前に周知いたします。この点は業務マニュアルに反映いたします。 詳細は以下の資料をご確認ください。 第87回調整力及び需給バランス評価等に関する委員会 資料1 https://www.occto.or.jp/iinkai/chouseiryoku/2023/files/chousei_87_01.pdf
79	11	電源の起動時間は発電機の状態（HOT、WARM、COLD）によって異なるが、どれを登録すれば良いか。	電源の起動時間は使用する頻度の高い順から起動時間を登録してください。アセスメント算定諸元登録の際に、実需給月に広域予備率が低下したと判定されたコマに対してバランス停止から起動した場合の手続きを業務マニュアル「5.1.1.1市場応札量の登録」に追記しておりますので、こちらも確認をお願いいたします。
80	11	バランス停止中の電源に関して、低予備率アセスメント対象コマの登録は当該コマが発生した以降の卸電力取引市場に入札した量を登録することとあるが、バランス停止機については第65回制度設計専門会合スラ4の3ポツ目にて、「現行の時間前市場はザラバ方式であるため、市場取引を通じた火力電源の起動台数変更は事実上困難。ブロック入札が可能なシングルブライズオークションの導入が必要」との見解が出ているにもかかわらず、業務マニュアルでは時間前市場からの札の取り下げは当該起動カーブ通りに電源が起動できなくなるタイミングで実施してくださいとの記載があり、実態を反映していないため削除すべきと考えるかいかかか。	資源エネルギー庁及び電力・ガス取引監視等委員会に確認した結果、以下のような見解を得ておりますため、時間前市場に適切に入札ください。 ・バランス停止中の電源について、時間前市場に入札を行う場合、部分約定やいわゆる歯抜け約定による起動費等の未回収リスクを適切に織り込んで入札価格を設定することは許容されると考えています ・ただし、その際、合理的な説明がつかない高価格の水準での入札を行う場合には、相場操縦行為に該当し得る点、ご留意ください。
81	11	現状の全量入札では、火力機がCOLD状態にある場合、SP約定結果を確認してから起動指令をだしても間に合う時間帯を追加起動売りしている。発電機の状態によっては、前日10時のSP約定判明後に起動しても間に合わない場合あり。こういった場合は、SP市場応札を行わないことになるが、容量市場のリクワイアメントでは、そのような電源はどうあるべきとしているのか。事業者が不経済であったとしてもHOTキープ状態を確保する必要があるのか。	必ずしもHOT状態をキープしていただく必要はありませんが広域予備率低下のおそれに伴う供給力提供準備通知が出された場合、容量提供事業者は起動準備をしてください。また平常時においても市場応札のリクワイアメントはございます。なお、市場応札量を減らすことができる条件等もございますので適切にご対応ください。
82	11	貯水池式水力および調整池式水力については、河川水の運用制約等により市場応札が事実上困難であるため、市場応札控除要件の「濁水等に伴う貯水量の減少」「河川法の順守等」「その他やむを得ない理由」に該当すると考えるが、アセスメントの異議申し立てにより毎月客観的書類を提出するのではなく、初回の実受給前、あるいは年度初めに運用等に関する資料を提出することできないか。 事実上困難な理由 ・貯水池式水力は、発電用途だけでなく、他の利水目的（漁業・農業・治水等）にも利用されており、様々な運用制約がある。 そのため、河川水運用や気象を考慮した運用計画により使用量を決定し、原則、計画通りに運用を行う必要があり、市場応札により計画以上の水を使用すると、他の利水等に影響を及ぼす。 ・調整池式水力は、前日の使用水量計画に基づき、1日に使用可能な水量の中でピーク立て運用するものであり、基本的には市場応札し得る余力が発生しない。	事前に理由を確認し、リクワイアメント対象外とすることは現時点では想定しておりません。リクワイアメント未達成か否かについては、アセスメントの都度、確認させていただきます。なお、貯水池式水力、調整池式水力についても小売電気事業者等が活用しない余力がある限りは、供給指示に対応していただく必要があります。
83	11	「低予備率アセスメント対象コマ」に起動カーブ（停止カーブ）中でもよいか。また、例えば火力における排ガス測定などの作業等を実施していても問題ないか。	広域予備率が低下したと判定された期間のうち、起動カーブ中等によりアセスメント対象容量を下回るコマにおいても、電源が提供できる供給力の最大値を時間前市場に応札してください。排ガス測定などの作業等で出力低下の容量停止計画を提出していたとしても、停止していない場合はその時の余力を応札してください。
84	11	<1.4.2.4 バランス停止中の電源の市場応札> 「バランス停止中の電源に関して、広域予備率低下のおそれに伴う供給力提供準備通知が出された場合、容量提供事業者は起動準備をしてください。広域予備率低下に伴う供給力提供通知が出された場合は、卸電力市場等に市場応札してください」 について、「起動準備」とは具体的にどのような行為を指すのか。時間前市場に起動カーブを作成のうえ入札することを指すのか。 供給力提供準備通知は、24年度の翌々日計画は2点であるが、その2点のコマに間に合うように起動カーブを作成し、入札すればよいか。例えば、前日断面に通知される低予備率アセスメント対象コマは48点となるが、その時点で翌々日計画の2点より早いコマで低予備率アセスメント対象コマとなった際、ペナルティとなるのか。	供給力提供準備通知が出された場合、必要に応じて起動準備を行ってください。 なお、翌々日計画の2点より早いコマで低予備率アセスメント対象コマとなった際に、必ずしもペナルティとなるわけではありません。
85	11	<1.4.2.4 バランス停止中の電源の市場応札> 「（卸電力市場等における約定結果が確定する以前にバランス停止から起動する必要はありません。なお、市場応札の結果、約定した場合は当該コマに対し、適切に供給力を提供してください。）」 について、市場応札の結果、約定した場合は、約定電源の発電計画に約定量を反映する必要があるか。それとも約定電源以外の電源に供給力を計上することも可能か。	卸電力市場等で約定した電源の発電計画に約定量を反映してください。
86	11	<1.4.2.4 バランス停止中の電源の市場応札> 「卸電力市場等へ入札する場合、低予備率アセスメント対象コマに間に合うように起動カーブを作成し、その量を入札してください。」 について、入札すべき対象コマとその量に関して、下記の①のみを入札する認識で齟齬ないか。 ①：[コマ] 低予備率アセスメント対象コマ、[量] アセスメント対象容量までの余力 ②：[コマ] 起動工程、[量] 起動カーブ	前日以降の需給バランス評価で平常時と判断され、バランス停止（出力抑制を含む）からの起動が不経済となる場合であれば、低予備率アセスメント対象コマへの応札のみで構いません。応札量は作成した起動カーブに応じて市場への応札を行ってください。
87	11	<1.4.2.4 バランス停止中の電源の市場応札> 「卸電力市場等へ入札する場合、低予備率アセスメント対象コマに間に合うように起動カーブを作成し、その量を入札してください。」 について、バランス停止中電源の市場応札に関しては、約定時には起動を伴うため、起動費等の機会費用を入札価格に織り込むことが経済合理的な行動だと考えられる。一方で、時間前市場は「ザラバ」であり部分約定がありうるため、機会費用を全額回収できない虞がある。 下記を業務マニュアルに明記頂きたい。 ・バランス停止中電源の時間前入札価格へ機会費用の織り込みを認めること。 ・機会費用を織り込んだ時間前入札価格は相当程度上昇することが考えられるが、不当な高値入札に該当しないこと。 ・機会費用取漏れ発生時に事後精算できる救済措置整備 また、現行の時間前市場取引システムでは、機会費用の確実な回収ができず、起動費等の回収漏れが顕在化するため、下記イメージのJEPX取引システムを改修頂きたい。 ・最低約定希望量を設定できるようにする。（〇〇MW以上の取引成立がないと約定しないような条件付け等）	資源エネルギー庁及び電力・ガス取引監視等委員会に確認した結果、以下のような見解を得ておりますため、時間前市場に適切に入札ください。 ・バランス停止中の電源について、時間前市場に入札を行う場合、部分約定やいわゆる歯抜け約定による起動費等の未回収リスクを適切に織り込んで入札価格を設定することは許容されると考えています ・御指摘のように、時間前市場への供出が求められる時間帯が1コマの場合等において、起動費等を織り込むことで、売入札価格がインバランス料金の上限よりも高くなる可能性も排除されないと考えています ・一方で、合理的な説明がつかない高価格の水準での入札を行う場合には、相場操縦行為に該当し得る点、ご留意ください

No.	頁	ご意見	回答
88	11	<1.4.2.4 バランス停止中の電源の市場応札> 「時間前市場からの札の取り下げは、当該起動カーブ通りに電源を起動ができなくなるタイミングで実施してください。」 について、札取り下げタイミングについてご教示いただきたい。例えば、低予備率アセスメント対象コマに供給力提供するのに10コマ要する場合、当該対象コマの10コマ前に札取り下げを実施すると理解でよいか。	ご記載のとおりです。起動カーブを踏まえ可能な限り応札を続けてください。
89	11	<1.4.2.4 バランス停止中の電源の市場応札> 「注：電源等情報の登録時に容量市場システムへ提出した『電源の起動時間』と比べて起動に時間を要することが理由で卸電力市場等に入札できなかった場合、本機関はバランス停止から適切に起動していないと判断し、卸電力市場等に入札していない容量をリクワイアメント未達成量とします。」 について、通告運用を実施している相対契約電源に関しては、供給力提供通知後に発電計画の見直しを実施する場合、運転通告の変更処理が必要となる。供給力提供通知タイミングが低予備率アセスメント対象コマの時間帯と近い場合に、速やかに通告変更を実施した場合でも供給力提供が間に合わないケースが考えられる。 上記ケースにおいて、供給力提供が間に合わず発生したリクワイアメント未達成量について、事後の異議申立によりリクワイアメント未達の対象外とすることを認めていただきたい。	ご記載いただいた事例がリクワイアメント未達成となるかについては、アセスメントの都度判断させていただきます。なお、合理的な説明をしていただければリクワイアメント達成といたします。
90	11	<1.4.2.5 市場応札結果の報告> 「注：容量提供事業者が発電契約者ではなく、容量提供事業者または電源の所有者が容量確保契約の対象電源の入札した容量を特定できない場合、卸電力市場等に入札した容量については、卸電力市場等への入札可能量として発電契約者に連絡した容量を、容量提供事業者が卸電力市場等に入札した容量とみなします。」 について、容量提供事業者から入札可能量の連絡を受けたものの、発電契約者が卸電力市場等へ入札しなかった場合、容量提供事業者は入札したと見なされるか。容量提供事業者から入札可能量の連絡を受けた発電契約者の具体的な責務をご教示いただきたい。	ご意見いただいた事例が、「容量提供事業者または電源の所有者が容量確保契約の対象電源の入札した容量を特定できない場合」に該当するのであれば、卸電力市場等に入札した容量については、卸電力市場等への入札可能量として発電契約者に連絡した容量を、容量提供事業者が卸電力市場等に入札した容量とみなします。必要に応じて、当該連絡内容について確認させていただく場合がございます。また、容量市場においては、発電契約者に求められるリクワイアメントはありません。
91	12	供給指示への対応に関して、一般送配電事業者からオンライン制御不可能な貯水池式・調整池式発電所については、供給指示への対応が事実上不可能であるため、一般送配電事業者と給電申告書の締結を行わないことは可能か。 あるいは、給電申告書は締結した上で、事前に以下の理由を説明することで、アセスメント対象外とできるか。 理由) ・貯水池式水力は、河川運用上GC以降の増発は困難。 ・調整池式水力は、前日の使用水量計画に基づき、1日に使用可能な水量の中でピーク立て運用するものであり、GC以降の増発は困難。	一般送配電事業者からの給電申告書等の締結依頼があった場合については、適切にご対応いただきますようお願いいたします。その上で、供給指示のアセスメントの際に個別に判断させていただきます。
92	14	2.1 実需給期間中の容量停止計画登録の概要について、容量停止計画に追加・変更があった際の容量市場システムへの登録・修正は「都度」と記載されていますが、 ●作業停止計画システムではN-2月にならないと、N月の月間計画が登録できない制限がありますが容量市場システムではそのようなシステム制限はないということでしょうか？ 「OCCTOの月間作業停止計画からの変換」ではなく、直接CSVでのアップロードをする際に、制限の有無がないかを伺いたいです。 また作業の開始日のみならず、終了日を過ぎた場合に変更の提出がブロックされる等ございましたらご教示ください。 ※同月内に応札単位内で複数の計画があった場合、1つの計画に変更が入ると、端数処理の考え方から、終了済みのその他計画の出力可能容量の計算にも影響があるのではないかと危惧しております。 ●現状、容量市場システムの稼働時間が原則、平日9時～18時となっているかと思いますが、夜間休業日の提出は不要でしょうか？平日提出で良い場合、事後提出となりますが、 作業終了済みの計画も提出が必要でしょうか？その場合は、何営業日以内に提出すればよろしいでしょうか？	実需給期間中に、容量市場システムへ容量停止計画を直接アップロードする際に、「N-2月にならないと、N月の月間計画が登録できない」、「作業開始日、作業終了日を過ぎた場合に編子の提出がブロックされる」といった制限はございません。（アセスメント確定後の実需給分のものは登録・変更不可） 出力可能容量については、実需給2年前の作業停止計画調整において使用する項目であり、実需給期間中の容量停止計画の登録時には使用いたしません、CSVデータの読み込み上の項目としては必要となりますので、カンマで区切る形（「,」）でご提出ください。この点につきましては、業務マニュアルに反映いたします。 また、実需給年度においても容量市場システムの稼働時間は原則、平日9時～18時となっております。作業終了後に計画内容に変更があった場合の事後提出は可能です（可能な限り迅速に提出願います。）。計画提出時期によるペナルティの有無については「容量市場実務説明会（リクワイアメント対応）（対象実需給年度2024年度）」P13、14に記載がございます。（10月25日先行回答分）
93	14	N-1年度3月の容量停止計画から実需給期間の4月分の変換は実施していただけるとあり、5月分以降は、容量提供事業者で登録とありますが、5月～翌3月までの全ての計画を4月に登録するというのでしょうか？作業停止計画システムの月間提出のように、N-2月分までしか提出できないなど、システム的に追加・変更が提出できないタイミングがあればご教示ください。 また、作業停止計画において、年度内の月間提出対象外の作業開始日時を延期する場合、月間では変更できませんので、提出出来るタイミングまで変更待ちとなりますが、備忘として、容量停止計画のみ変更しておくことは可能でしょうか？	「2.3作業停止計画（月間）からの変換」は本機関で容量市場システムへの登録を希望される方について、2024年4月分を含め、毎月実施いたします。「2.2容量停止計画の登録」については、通常、事業者様にて実施いただけますが、2024年4月分については本機関にて、容量市場システムに登録いたします（2.2.1 注意書きのとおり）。5月分以降の「2.2容量停止計画の登録」について、5月～翌3月までの全ての計画を4月に登録する必要はありません。N-2月にならないと提出できないといった制約はなく、容量停止計画の修正・提出期限までであれば登録可能です。ご記載のとおり、備忘として、容量停止計画のみ変更することも可能です。（10月25日先行回答分）
94	14	2.1 N-1年度3月に実需給2年度前に登録された容量停止計画を実需給向けに変換いただけるのとことですが、なるべく早い時期の変換登録を要望します。 流通設備作業に伴う系統制約量の修正など、事業者での修正作業が発生することが予想されますので、作業時間を確保したいという意図です。	現時点では、実需給2年度前に登録された容量停止計画の変換時期は実需給年度前年度3月となっております。いただきましたご意見は今後の検討の参考とさせていただきます。（10月25日先行回答分）
95	14	実需給2年度前に登録された容量停止計画を、本機関にて実需給期間向けに変換し容量市場システムに登録」とのことですが、 ●変換後の登録状況は「初回登録」で登録されますか？「変更」で登録されますか？その他の値ですか？ ●容量停止計画IDは新規に附番されますか？元のIDを引き継ぎますか？ ●容量停止計画IDを引き継ぐ場合、毎日作業は日ごとに分割して提出が必要とのことですが、開始日のデータが容量停止計画IDを引き継ぎ、次の日～終了日までのデータは新規で容量停止計画IDが附番されるイメージでしょうか？	実需給2年度前に登録された容量停止計画を、本機関にて実需給期間向けに変換し容量市場システムに登録する際の取扱いについては以下のとおりです。 変換後の登録状況は「回次1で登録（初回登録）」、容量停止計画IDは元（2年度前の計画）のIDを引き継ぎます。実需給2年度前に登録された容量停止計画は、そのまま引き継がれるため、毎日作業として登録される場合は、引き継がれた容量停止計画の修正や新規の容量停止計画の提出が必要となります。引き継がれた容量停止計画は、元のIDを引き継ぎますが、新規の容量停止計画は新たにIDが附番されることとなります。（10月25日先行回答分）
96	14	実需給前の容量停止計画の提出は別途定める供給計画と同様の提出と認識しており、土日休業日の作業停止計画について容量停止計画は提出不要となっておりますが、 実需給前では、月間計画から、全ての日を計画提出となるなど、提出範囲に変更はありますでしょうか？ （実需給期間は、土日のみの全停止作業および出力低下作業もリクワイアメントが8740コマ＝180日以内なので、全ての日の作業を提出と想定しています。） また、月間断面から、N-2年度で提出してない件名は、新規登録となると想定しておりますが、認識は合ってますでしょうか？	ご記載の通り、実需給期間中は休日等の軽負荷時に実施される作業等を含む電源等の停止・出力低下についても、容量停止計画を提出してください。また、N-2年度で提出していない容量停止計画は、新規登録となります。
97	14	リクワイアメント管理概要資料(日数カウント)で「容量提供事業者は、電源等の維持・運営に必要な作業及びその他要因に伴い電源が停止又は出力低下により、電源等の供給力を提供出来ない場合、原則、実需給月の前月末までに容量停止計画を容量市場システムに提出してください」、「前月末以降に、容量停止計画の追加・変更が発生した場合、その都度、容量停止計画を提出してください」とありますが、ここで言う「電源等の維持・運営に必要な作業及びその他要因に伴い電源が停止又は出力低下」とはN-2年度の容量停止計画の依頼(提出)対象（「電源等の維持・運営に必要な作業」＝定期補修および中間補修、「その他の要因に伴い電源等が停止又は出力低下する計画」＝流通設備作業等）と同じ認識(＝停止作業(定期補修等))でよろしいでしょうか？	2年前に行う容量停止計画調整の際の容量停止計画の定義とは異なります。 本業務マニュアル「1.4.1.2 容量停止計画の提出」の項目に対象となる容量停止計画を記載いたしました。
98	14	N-2年度の提出対象である「電源等の維持・運営に必要な作業」＝定期補修および中間補修、「その他の要因に伴い電源等が停止又は出力低下する計画」＝流通設備作業等に、加え、出力低下の作業も提出する場合、出力上限値または出力指定値を作業停止計画では提出できると思いますが、実需給機関用の容量市場システムでは、出力制約の値を入力することはできるでしょうか？ 出力制約の値を入力できない場合、カーブ指定の運用制約はどのように出力可能容量を求めて提出するべきかご教示ください。	実需給期間用の容量市場システムでは、出力制約の値を入力できません。 出力可能容量については、実需給2年前の作業停止計画調整において使用する項目であり、実需給期間中の容量停止計画の登録時には使用いたしません、CSVデータの読み込み上の項目としては必要となりますので、カンマで区切る形（「,」）でご提出ください。
99	14	容量停止計画について、毎日作業（×月×日●時●分～○月○日×時×分；毎日停止）の場合、実需給期間中のリクワイアメント（コマ管理）とすると、月間で1件（出力可能容量）ではなく、1日単位で、切り分けて提出する必要があると認識しております。 N-1月10日までに、OCCTOの月間作業停止計画からの変換をお願いした場合、OCCTOに提出している「停止区分」を参考に、毎日作業は容量市場システムに1日ごとの値に分割して登録いただける認識でよろしいでしょうか？	毎日作業に関する容量停止計画について、N-1月10日までに、本機関にて月間作業停止計画からの変換を実施する場合、「停止区分」を参照せずに「作業開始日時」と「作業終了日時」まで連続作業しているものとして変換いたします。そのため、毎日作業の場合に変換を希望される場合は、変換・登録後の容量停止計画を確認していただき、適宜変更をお願いいたします。または、変換せずに新規での容量停止計画の登録をお願いいたします。（10月25日先行回答分）
100	14	実需給2年前に提出した容量停止計画が変更になった場合、実需給期間に入るまでは「容量停止計画の調整」のアセスメントの対象になるとの認識ですが、実需給期間に入った後に計画変更となった場合、「容量停止計画の調整」のアセスメントの対象になるのでしょうか。	「容量停止計画の調整」のアセスメントの対象とはなりませんが、容量停止計画の提出時期の妥当性審査で意図的に2年前に容量停止計画を提出していないことが判明した場合等においては容量確保契約約款等に基づき適切に対処いたします。
101	14	「表2-1容量停止計画登録作業の概要」について、「実需給2年度前に登録された容量停止計画」を変換し、容量市場システムへ登録していただけるが、2年度前の調整以降にやむを得ない理由により追加・変更した容量停止計画も変換していただけることでよいか。	月間での作業停止計画に関しても変換を希望する場合は、容量停止計画へ変換いたします。 本業務マニュアル「2.3 作業停止計画（月間）からの変換」をご確認ください。
102	14	「都度」登録すると記載があるが、容量市場システムの稼働時間は延長されるのか。（現状は平日日中のみ稼働と認識）	実需給期間向けに機能追加される容量市場システム（実需給期間向け）についても、稼働時間は原則、平日9時～18時となっております。（10月25日先行回答分）

No.	頁	ご意見	回答
103	14	実需給期間中における対象となる容量停止計画はどれが該当するのか。作業全てが対象か、それとも2年前に行う容量停止計画調整の考え方に準じるのか。	実需給期間中の容量停止計画については、2年前に行う容量停止計画調整の際の容量停止計画の定義とは異なります。本業務マニュアル「1.4.1.2 容量停止計画の提出」の項目に対象となる容量停止計画を記載いたしましたので、ご確認ください。
104	15	2.1 広域受付番号が同一の作業停止計画について、作業停止計画(年間)から容量停止計画(実需給年度)へ変換した後に、作業停止計画(月間)の作業期間を変更し、作業停止計画(月間)から容量停止計画(実需給年度)への変換をした場合、容量市場システム上では広域受付番号が同一の作業停止計画に対して作業期間の異なる2つの容量停止計画が存在する認識で相違ないでしょうか？その場合、事業者が作業期間変更前の容量停止計画を削除する必要があるという認識でよろしいでしょうか？	ご記載のとおり、広域受付番号が同一の作業停止計画について、作業停止計画(年間)から容量停止計画(実需給年度)へ変換した後に、作業停止計画(月間)の作業期間を変更し、作業停止計画(月間)から容量停止計画(実需給年度)への変換をした場合、容量市場システム上では広域受付番号が同一の作業停止計画に対して作業期間の異なる2つの容量停止計画が存在することとなります。作業期間変更前の容量停止計画を削除いただく必要があります。(10月25日先行回答分)
105	15	作業停止計画(月間)から容量停止計画へ変換しただけとのことだが、2年前の容量停止計画で提出済みの作業と同一作業である場合、重複登録されない理解でよいか。重複登録されてしまう場合、紐づけ情報提出時に作業停止計画(月間)から2年前の容量停止計画で提出済みの作業を控除しなければならないか。重複登録されない場合、2年前の容量停止計画で出力可能容量を変更している際において出力可能容量は保持される理解(リセットされない)でよいか。	2年前の容量停止計画で提出済みの作業と同一作業である場合は別の容量停止計画として登録されます。そのため、ご指摘のとおり2年前の容量停止計画で提出済みの作業を取消してください。この点は、業務マニュアルに反映いたします。
106	16	2.2.1 容量停止計画の登録 注：「5月分以降の容量停止計画については、システムの運用開始後に容量提供事業者にてシステムから登録してください。」と記載があります。説明会でも、容量市場システム(実需給前向け)と、容量市場システム(実需給期間向け)と記載わけがありましたが、実需給2年前と実需給期間中のシステムは別ということでしょうか？その場合、現行のログインIDとは別のログインIDが必要になりますでしょうか？それとも同じ入り口で別メニューといったイメージでしょうか？	現在稼働中の容量市場システム(実需給前向け)に対して、2024年4月から容量市場システム(実需給期間向け)の機能が追加されます。後者に関するログインIDも現行と同内容になり、後者の機能を使用する際も前者からログインいただく形となります。(10月25日先行回答分)
107	16	実需給2年前のシステムの稼働時間が原則、平日9時～18時となっているかと思いますが、実需給期間中のシステムの稼働時間に制限はありますか？	実需給期間向けに機能追加される容量市場システム(実需給期間向け)についても、稼働時間は原則、平日9時～18時となっております。(10月25日先行回答分)
108	19	出力可能容量は、実需給2年前の容量停止計画調整業務と同様、月平均値を基本とした値か。	出力可能容量については、実需給2年前の容量停止計画調整において使用する項目であり、実需給期間中の容量停止計画の登録時には使用いたしません、CSVデータの読み込み上の項目としては必要となりますので、カンマで区切る形(「,」)でご提出ください。この点につきましては、業務マニュアルに反映いたします。(10月25日先行回答分)
109	19	実需給断面の出力可能容量はどのように取り扱われるのか。実需給2年前の出力可能容量と同じなのであれば、本項目では容量停止計画提出コマの確認のみになり、出力可能容量の記載は不要なのではないか。	出力可能容量については、実需給2年前の容量停止計画調整において使用する項目であり、実需給期間中の容量停止計画の登録時には使用いたしません、CSVデータの読み込み上の項目としては必要となりますので、カンマで区切る形(「,」)でご提出ください。この点につきましては、業務マニュアルに反映いたします。(10月25日先行回答分)
110	19	実需給断面において、容量停止計画を追加・変更した結果、そのタイミングによりペナルティの倍率が5倍に加算されることは別に、容量停止計画を追加・変更すること自体はペナルティの対象ではないと理解して相違ないか。	ご記載の通り、容量停止計画を追加・変更すること自体はペナルティの対象ではありません。ただし、登録・変更された容量停止計画の提出時期が妥当でない場合等においては、ペナルティを科す場合があります。
111	19	CSV一括登録では毎日作業をうまく反映できないと思われるが、登録終了後、毎日作業については事業者側で修正が必要か。そうであるならば、非常に手間であるため、登録様式に連続、毎日の区分を設け事業者負担が減るよう配慮いただきたい。	頂きましたご意見は今後の検討の参考とさせていただきます。
112	19	容量停止計画の登録・修正について、2年前に登録した計画を一括削除し、月間作業計画を一括登録できるようにしていただけないでしょうか。または、実需給2年前に登録されたデータを実需給向けの容量市場システムに移管せず、作業停止計画(月間)を一括登録できるよう対応できないでしょうか。	頂きましたご意見は今後の検討の参考とさせていただきます。
113	20	2.2.1.2 容量停止計画の登録(CSV一括登録)について、実需給2年前と同様に、月を跨ぐ作業停止計画について、容量停止計画では、月単位に分割目付出力可能容量の提出は必要でしょうか？出力可能容量の提出が必要な場合、毎日作業が1日ごとに分割したデータになるなどありますが、端数処理はどのように考えればよろしいでしょうか？	容量停止計画の登録(CSV一括登録)について、実需給2年前とは異なり、月を跨ぐ停止計画の分割は不要です。出力可能容量については、実需給2年前の作業停止計画調整において使用する項目であり、実需給期間中の容量停止計画の登録時には使用いたしません、CSVデータの読み込み上の項目としては必要となりますので、カンマで区切る形(「,」)でご提出ください。この点につきましては、業務マニュアルに反映いたします。(10月25日先行回答分)
114	20	2.2.1.2 容量停止計画の登録(CSV一括登録)について、実需給2年前と異なり、実需給期間中はコマ単位で提出とありますが、CSV項目は、作業開始・終了日時とあり、コマ単位の提出イメージをご教示ください。また、コマ単位の場合、CSV項目の出力可能容量(出力低下量)について、コマ単位での提出が必要でしょうか？	CSVには作業開始日時・作業終了日時を記載いただき、コマ毎の提出は不要です。出力可能容量については、実需給2年前の作業停止計画調整において使用する項目であり、実需給期間中の容量停止計画の登録時には使用いたしません、CSVデータの読み込み上の項目としては必要となりますので、カンマで区切る形(「,」)でご提出ください。出力可能容量はコマ単位の変更も不要です。
115	20	2.2.1.2 容量停止計画の登録(CSV一括登録)について、出力可能容量の提出が必要とすると、実需給期間中も供給信頼度の公表はありますか？	広域予備率は公表しておりますが、実需給期間中に、容量停止計画の内容を踏まえた供給信頼度の公表はいたしません。なお、出力可能容量については、実需給2年前の作業停止計画調整において使用する項目であり、実需給期間中の容量停止計画の登録時には使用いたしません、CSVデータの読み込み上の項目としては必要となりますので、カンマで区切る形(「,」)でご提出ください。出力可能容量はコマ単位の変更も不要です。
116	20	2.2.1.2 容量停止計画の登録(CSV一括登録)について、実需給2年前と比較しCSV項目として「電源等差替ID」と「差替元電源等識別番号」が増えています、差替契約がない場合は空白でよろしいでしょうか？	「電源等差替ID」と「差替元電源等識別番号」は電源等差替契約がない場合も、CSVデータ読み込み上の項目としては必要となりますので、カンマで区切る形(「,」)で入力してください。この点は業務マニュアルに反映いたします。
117	20	「@作業開始年月日」、「@作業終了年月日」は実需給2年度前の容量停止計画と同様、月毎の入力ということで良いでしょうか。(例 4/15～5/15の作業がある場合、5月分に登録するのは5/1～5/15。)	容量停止計画の一括登録CSVは複数の電源を一括しての登録が可能です。この点は業務マニュアルに反映いたします。
118	20	容量停止計画の登録内容に「作業開始時分」「作業終了時分」を登録する部分がありますが、ここまで細かい単位で入力を求めるのはどういった理由からでしょうか。業務上の負荷が高いため、可能であれば日単位の登録とすることをご検討いただけないでしょうか。また、こちらで求められる時分は、「系統から解列/系統へ併入するタイミング」か「作業に伴い出力が低下し始める/上昇し始める時分」、どちらでしょうか。	コマ単位でリクワイアメント未達成量を算定するためであり、日単位の登録とすることはできません。作業停止計画における作業開始時分および作業終了時分としてください。
119	20	「@電源等差替ID」「@差替元電源等識別番号」の2項目は、2022年度に容量停止計画登録した際には存在しなかった項目ですが、今回追加されたのでしょうか？また、今後も項目が変更される予定でしょうか？事業者側のシステム化へも影響があるため、項目については早期に固めていただきたいです。	ご記載の2項目は、今回追加された項目となります。現時点で、さらなる項目変更は予定しておりません。(当該2項目は、2024年4月以降、「2年度前の停止計画調整時」において追加項目となります。)(10月25日先行回答分)
120	20	表2-2 容量停止計画 CSV の記載項目の内、入力必須となる項目を記載していただきたい。	ご記載いただきました、容量停止計画CSVの入力必須項目については、業務マニュアルに反映いたします。(10月25日先行回答分)
121	20	@枝番は、どのようなときに活用するものか。	複数号機ある場合の、号機の判別に使用します。電源等情報詳細画面の詳細情報一覧の枝番に合わせて入力してください。(10月25日先行回答分)
122	20	@について、発電機停止を伴わない作業は作業停止計画を登録していないため広域受付番号の付与を受けていない。そのため、広域受付番号を持たない停止計画を容量市場システムに登録する場合はプランクで良いか。	広域受付番号については、事業者が容量市場システムに容量停止計画を直接登録する場合は使用いたしません、CSVデータの読み込み上の項目としては必要となりますので、カンマで区切る形(「,」)でご提出ください。この点につきましては、業務マニュアルに反映いたします。(10月25日先行回答分)
123	20	@出力可能容量は、容量拠出分が低下した場合のみ登録可能で良いか。それとも、容量拠出分に関係なく出力可能容量の登録が必要となるか。例) 1000MWの発電機で容量契約値が800MWの場合、900MWまで出力可能容量が低下する作業の登録は必要か。	出力可能容量については、実需給2年前の作業停止計画調整において使用する項目であり、実需給期間中の容量停止計画の登録時には使用いたしません。CSVデータの読み込み上の項目としては必要となりますので、カンマで区切る形(「,」)でご提出ください。なお、ご記載いただいた例においても容量停止計画の提出が必要となります。
124	21	初回の登録の場合、「実需給年度・対象月_ファイル種別_電源等識別番号_A 枝番.csv」とあり、更新する場合、「実需給年度・対象月_容量停止計画_電源等識別番号_A 枝番_R更新回数.csv」とありますが、N-2年度に提出したものが初回登録として登録されるのか、もしくは、実需給期間に、あらかじめ初回登録が必要な場合当方システム開発も必要なため、ご教示ください。また、容量市場システム(実需給前向け)では、「R更新回数」が同じものをアップロードしても、前回提出した値+1以上の値を設定してもシステム上問題ないと、個別質問させていただいた際に回答いただいておりますが、容量市場システム(実需給期間向け)も同様の認識でよろしいでしょうか？	実需給2年度前に登録された容量停止計画を、本機関にて実需給期間向けに変換し容量市場システムに登録する際、変換後の登録状況は回次1で登録(初回登録)となります。この点は、業務マニュアルに追記いたします。「R更新回数」が同じものをアップロードしても、前回提出した値+1以上の値を設定してもシステム上問題ありません。
125	21	2.2.1.2 実需給期間中の容量停止計画における「出力可能容量」の計算方法を教えてください。	出力可能容量については、実需給2年前の作業停止計画調整において使用する項目であり、実需給期間中の容量停止計画の登録時には使用いたしません、CSVデータの読み込み上の項目としては必要となりますので、カンマで区切る形(「,」)でご提出ください。
126	21	系統制約等の容量停止計画が必要な場合、「@広域受付番号」はどのように記載するのでしょうか。(実需給2年前と同様、「zzzzzz」と入力するのでしょうか。)	広域受付番号については、事業者が容量市場システムに容量停止計画を直接登録する場合は使用いたしません、CSVデータの読み込み上の項目としては必要となりますので、カンマで区切る形(「,」)でご提出ください。この点につきましては、業務マニュアルに反映いたします。(10月25日先行回答分)
127	21	@出力可能容量は、本マニュアルによると、実需給でのアセスメントの算定には使っていないと思われるため、入力を省略することは可能でしょうか。	出力可能容量については、実需給2年前の容量停止計画調整において使用する項目であり、実需給期間中の容量停止計画の登録時には使用いたしません、CSVデータの読み込み上の項目としては必要となりますので、カンマで区切る形(「,」)でご提出ください。この点につきましては、業務マニュアルに反映いたします。(10月25日先行回答分)
128	21	@登録区分に「3:取消」があるが、実需給期間向けの容量停止計画は、CSV登録による取消が可能ということでしょうか。(実需給2年前の容量停止計画は、CSV登録による取消が出来ないため確認させていただきます。)	ご記載のとおり、実需給期間向けの容量停止計画は、CSV登録または画面操作による取消が可能です。(10月25日先行回答分)

No.	頁	ご意見	回答
129	21	容量停止計画を更新する場合のファイル名について記載がありますが、すでに登録していた工事計画が変更となり、月をまたいだ日程になった場合、各月の計画は初回登録・更新どちらで登録するべきでしょうか。 例) 7月1日～7日の工事予定だったところが6月27日～7月3日の工事に変更になった場合、6月、7月のそれぞれはどういった登録をするべきでしょうか。	ご記載の内容に関して、業務マニュアルの「2.2.1.2容量停止計画の登録（CSV一括登録）」に反映いたしました。
130	21	④登録区分について、2年前に容量停止計画を登録する際は新規登録は1とされていたのに対し、実需給時は新規登録が4となるのは何故でしょうか？ 運用者目線では、同じ新規登録であってもシステム側で登録区分が異なっていると煩雑になるので、統一頂けないでしょうか。	頂きましたご意見は今後の検討の参考とさせていただきます。 (10月25日先行回答分)
131	21	「CSVファイルは、txt形式で編集」と記載がありますが、拡張子を.txt形式に直すものと誤解してしまわないよう、「(メモ帳等の)テキストエディタで開いて編集する」ことを明記したほうがよいと考えます。 ※以降、同様の記載がある箇所はすべて同じ。	ご記載の内容について、業務マニュアルに反映いたします。
132	21	2年前の容量停止計画登録の際と同様に、複数電源の変更を1つのCSVファイルにまとめて提出することは可能でしょうか？ 可能であるならその旨と、その場合のファイル命名規則（一番上に記載されている電源の電源等識別番号を用いること）を明記頂けないでしょうか。	容量停止計画の一括登録CSVは複数の電源を一括しての登録が可能です。容量停止計画の一括登録CSVについて、複数の電源を一括して登録する場合、ファイル名に記載する電源等識別番号はCSVの先頭行の電源等識別番号を記載ください。本内容は業務マニュアルに反映いたします。 (10月25日先行回答分)
133	21	作業停止計画（月間）の変換登録希望を行わない場合、広域受付番号の入力は必須か。	作業停止計画（月間）の変換登録希望を行わない場合、広域受付番号の入力は不要ですが、CSVデータの読み込み上の項目としては必要となりますので、カンマで区切る形（「,,」）でご提出ください。この点につきましては、業務マニュアルに反映いたします。 (10月25日先行回答分)
134	21	出力可能容量について、具体的な算定方法を記載いただきたい。実需給の2年前に行う容量停止計画は平均補修、調整係数の考え方や供給計画をベースとしたものであったが、実需給についてはどのようにするのか具体例を記載いただきたい。また、出力可能容量は年間調整のEUE評価に必要な数字であると認識しており、実需給断面では用途が無いと史料。実需給断面では全作業の登録が必要という前提であった場合、業務量削減の観点から出力可能容量の登録は不要としていただきたい。	出力可能容量については、実需給2年前の作業停止計画調整において使用する項目であり、実需給期間中の容量停止計画の登録時には使用いたしません。CSVデータの読み込み上の項目としては必要となりますので、カンマで区切る形（「,,」）でご提出ください。
135	23	2.2.1.3 容量停止計画の登録における、「必要に応じて容量停止計画の登録・修正が必要と判断したエビデンス」には、社内の別部署が作成した資料も含まれる認識でよろしいでしょうか？	修正が必要と判断した根拠となる資料を提出いただければ問題ありません。 提出いただいた資料を確認し、個別に判断いたします。
136	23	2.2.1.3 容量停止計画の登録において、「必要に応じて容量停止計画の登録・修正が必要と判断したエビデンスを提出してください」とありますが、どのような場合にエビデンス提出の必要が出てくるのでしょうか？広域機関より依頼があるのか、事業者判断で良いのかをご教示ください。	発電設備自体の作業停止等ではなくその他要因（流通設備の計画的な作業実施や従来からの地元自治体との協定等）に伴い電源等が停止または出力低下する場合、必要に応じエビデンスとなる添付資料をアップロードしてください。この点は業務マニュアルに反映いたします。
137	23	例えば、応札時点から実需給年に至るまでの機器の不具合や経年劣化等に伴う送電端出力の減少や発電事業者の責によらない原因により新たに生じた出力制約等について、年間を通じて当該減少量の停止計画を提出することは認められるのでしょうか。	年間を通じて、契約容量の供給力が提供できなくなってしまう場合は、その容量分について、市場退出の申し出をしていただけますようお願いいたします。 また、このような事象が発覚した際には速やかに本機関へご連絡・ご相談していただけますようお願いいたします。 その経緯および状況に応じて、個別に判断させていただきます。
138	23	「@@作業開始日時」と「@@作業終了日時」の更新・修正についてしか記載されておりませんが、⑤広域受付番号や⑥出力可能容量(kW)等の更新・修正は可能でしょうか？不可の場合、容量停止計画を削除した後に別件として新規登録することになるのでしょうか？その場合、容量停止計画の提出タイミングは、新規登録し直したタイミングでペナルティの1倍or5倍の判定がされるのでしょうか？	容量市場システムの容量停止計画確認・変更画面から直接、容量停止計画を修正する場合、「作業開始日時」、および「作業終了日時」のみ修正可能です。 出力可能容量について、実需給2年前の作業停止計画調整において使用する項目であり、実需給期間中の容量停止計画の登録時には使用いたしません。CSVデータの読み込み上の項目としては必要となりますので、カンマで区切る形（「,,」）でご提出ください。 広域受付番号について、事業者が容量市場システムに容量停止計画を直接登録する場合は使用しません。CSVデータの読み込み上の項目としては必要となりますので、カンマで区切る形（「,,」）でご提出ください。 この点につきましては、業務マニュアルに反映いたします。 容量停止計画の提出タイミングは、「@@作業開始日時」としくは「@@作業終了日時」の更新・修正を行ったタイミングでペナルティが1倍or5倍の判定を行います。
139	24	容量市場システムから直接、容量停止計画を修正する場合、「作業開始日時」、および「作業終了日時」を直接更新と記載がありますが、修正の対象は「作業開始日時」と「作業終了日時」のみということでしょうか。その他の項目は修正対象外なのでしょうか。	容量市場システムの容量停止計画確認・変更画面から直接、容量停止計画を修正する場合、「作業開始日時」、および「作業終了日時」のみ修正可能です。 (10月25日先行回答分)
140	25	広域機関システムへの作業停止計画提出時と同様に、容量停止計画を提出した際は、登録結果（OKorNG、NGの場合はNGの内容）についてメールで通知いただけないでしょうか。	正常に登録された場合のみ、メールが送付されます。 「一括登録・変更結果確認画面」にて「登録結果」が「NG」と表示されている場合は正常に登録されていないため、「エラー情報CSVファイル」の内容を確認して容量停止計画のCSVファイルを修正してください。詳細については、本業務マニュアル「2.2.1.4容量停止計画の登録結果の確認」をご確認ください。
141	26	2.2.1.4 容量停止計画の登録結果の確認について、登録が完了した旨のメールが送付いただけますが、その他メール送付も含めて、現状、容量市場システムのアカウントが、1事業者10アカウント（管理者2アカウント）のみとなっており、メインオークション対応や実需給2年前対応に加え、実需給対応する場合、対応部署が増えますので、アカウントの増加のご予定はありますでしょうか。	現時点で、容量市場システムについて、アカウント数の増加や同一アカウントで複数ログインが可能となる仕様とする予定はございません。いただきましたご意見は今後の検討の参考とさせていただきます。 (10月25日先行回答分)
142	27	登録NGの場合はメール通知がこないのか	正常に登録されなかった場合のメール通知はございません。正常に登録されていない旨が画面に表示されますのでご確認ください。 (10月25日先行回答分)
143	29	<表 2-6 容量停止計画CSVの記載項目> 容量停止計画の登録にあたり、発電機の起動停止（負荷変化）工程は、作業開始時分・作業終了時分に含めるのか。 または、起動停止工程は、別途、容量停止計画を登録する必要があるのか。	容量停止計画にかかる作業開始時分・作業終了時分の考え方は、作業停止計画と同様です。 (10月25日先行回答分)
144	30	容量停止計画CSVファイルはtxt形式で編集となっているが、作業性が非常に悪くミスが発生しやすい。エクセルで編集できるよう補助ツールの提供を希望する。（その他容量市場システムに登録が必要な案件全てにおいて補助ツールを希望）	頂きましたご意見は今後の検討の参考とさせていただきます。
145	34	流通設備の停止等による抑制・停止についても、容量停止計画提出が必要と読めますが、発電事業者の責ではない抑制・停止について、発電事業者が容量停止計画を提出する理由はなぜでしょうか。	実需給年度において、供給力の維持に係るリクワイアメントを満たしているかを確認するために提出を求めています。この点は、本業務マニュアル「1.4.1.2 容量停止計画の提出」に反映いたします。
146	34	「2.3.1.1 作業停止計画（月間）の変換登録希望」について、作業停止計画から容量停止計画への変換・システム登録を希望する場合、1度希望したら以降すべて対応してもらえるのか。それとも毎月、希望の連絡が必要か。	作業停止計画から容量停止計画への変換・システム登録を希望される場合、毎月の連絡が必要となります。
147	34	広域機関システムに提出した作業停止計画（月間）から変換登録を希望する場合、出力上限がわからなければ⑥出力可能容量(kW)が計算できないと思いますが、一律で発電機停止として計算されるのでしょうか？また、1つの電源の中に複数の号機がある場合は、全号機の出力で自動的に按分されるのでしょうか？	出力可能容量については、実需給2年前の作業停止計画調整において使用する項目であり、実需給期間中の容量停止計画の登録時には使用いたしません。CSVデータの読み込み上の項目として必要となりますので、カンマで区切る形（「,,」）でご提出ください。
148	34	流通設備の作業等による抑制量や抑制期間の変更通知があった場合に、容量停止計画の修正が必要となる基準はあるのか。例えば制約期間の変更があれば容量停止計画を修正する必要があるのか、それとも抑制量の変更があれば容量停止計画を修正する必要があるのか。月間通知以降も制約通知が来ることは多々あるため、その全てにおいて容量提供事業者が都度容量停止計画を変更・登録することは実務的に負担が大きいため、何らかの基準があるのであれば明示いただきたい。	抑制量や主に抑制期間の変更により電源等の停止または出力低下の期間が変更となる場合は容量停止計画の提出が必要となります。したがって、ご記載の一般送配電事業者の流通設備作業等による出力抑制での容量停止計画については、一般送配電事業者の作業時間で登録いただければ、抑制量の変更に左右されないかと考えます。
149	34	貴機関による変換処理の詳細が不明であるが、変換処理により容量事業者の修正作業が増えることも考えられるため、作業停止計画（月間）の変換登録を希望せず、容量提供事業者自身で容量停止計画を登録・修正することも可能か。	容量提供事業者自身で容量停止計画を登録・修正することは可能です。 (10月25日先行回答分)
150	34	作業停止計画（月間）の変換登録希望を利用して登録できるのは、新規件名が対象か。（年間調整では、新規件名のみが対象であった）	変換登録希望を利用して登録できるのは新規件名のみではありません。ただし、容量市場システムに二重登録される虞恐れがありますので、容量提供事業者にて容量市場システムに登録されるべき容量停止計画の管理を適切に実施願います。
151	34	<2.3.1.1注10 作業停止計画(月間)の変換登録希望> 「変換を希望する場合は、容量市場システムに登録されている「事業者コード（4桁）」、「電源等識別番号（10桁）」、「枝番」と広域機関システムに作業停止計画を登録した際に附番される「広域受付番号（7桁）」を記載し、提出していただく必要があります。」 について、提出ファイルの形式や様式に指定はないという認識でよいか。	別途、説明会資料等で公表いたします。 (10月25日先行回答分)
152	35	2.4 容量停止計画登録漏れの確認への対応について、TSOからの遮断器情報等を確認し、容量停止計画の登録漏れがないことを、確認すると記載がありますが、需給運用によるバランス停止やDSSの判定はどのように実施されるのでしょうか？毎回、登録漏れ確認結果通知を受信し、未登録の正当な理由（バランス停止など）を提出することになるのでしょうか？	遮断器情報は容量停止計画の登録漏れを確認する方法のうちの一つであり、その他の要素も踏まえ容量停止計画の登録漏れがないか確認いたします。
153	35	容量停止計画登録漏れの確認で遮断器情報が用いられるとのことだが、容量市場 業務マニュアル 容量停止計画の調整業務編 では容量停止計画は作業停止計画と整合性を図る旨、記載されているが、今回記載されている遮断器情報からどのように容量停止計画登録漏れを検出するのかご教授いただきたい。例えば、運用や河川流入都合などで遮断器が入ることも考えられるが、当該理由においても容量停止計画提出漏れとしてアナウンスされるということか。	審査基準につきましては、回答を差し控させていただきます。 本機関が実施する容量停止計画登録漏れ確認結果が不合格の場合は、その旨がメールにて容量市場システム登録のメールアドレス宛に送付されますので、ご対応をお願いいたします。

No.	頁	ご意見	回答
154	35	2.4.1.1 容量停止計画の修正にて容量停止計画登録漏れ確認結果が不合格の場合は、その旨がメールで送付されるとあるが、メール送付時期をご教授いただきたい。	容量停止計画登録漏れ確認結果が不合格の場合のメール送付時期については、実需給月の1か月後の下旬の実施を想定しております。 (10月25日先行回答分)
155	35	「2.4.1.1 容量停止計画の修正」について、容量停止計画登録漏れの確認結果通知のタイミングはいつか（対象停止開始日の〇〇日前等）。	容量停止計画登録漏れ確認結果通知のタイミングについては、実需給月の1か月後の下旬の実施を想定しております。 (10月25日先行回答分)
156	35	「遮断器情報」とはどのような情報を指すのでしょうか？対象は系統連系点の遮断器もしくは並列用遮断器でしょうか？それとも、配電線連系している遮断器も対象でしょうか？ また、仮に遮断器情報が一般送配電事業者に提供されていない場合は提供が必須となるのでしょうか。必須の場合、一般送配電事業者からの通知もしくは発電事業者から問合せをするのでしょうか？	容量停止計画の登録漏れを確認する方法の詳細については回答を差し控えていただきます。なお、容量停止計画のアセスメントに際し、一般送配電事業者に提供されていない遮断器情報の提供が必須とはなりません。
157	35	「容量停止計画登録漏れの確認」について、この章では処理タイミング（対象実需給月の翌月に確認メールがきて第16営業日まで）に回答）について記載されていないため、こちらにも明記頂けないでしょうか。	ご記載の内容について、業務マニュアル「2.4.1.1容量停止計画の修正」に反映いたします。 ご意見を踏まえ、スケジュールに関して、本業務マニュアル「Appendix.2 業務手順全体図」に追記いたします。
158	35	バランス停止や連続運転を前提としない水力発電機において、遮断機情報から容量停止計画の登録漏れを確認することはできないのではないかと。従い、水力発電機では本フローにおける遮断機情報の要否を判断することなく、不要に分岐するものと考えて良いかと。	遮断器情報は容量停止計画の登録漏れを確認する方法のうちの一つであり、その他の要素も踏まえ容量停止計画の登録漏れがないか確認いたします。
159	35	容量停止計画登録漏れの確認は、毎月いつ頃実施される予定か。	容量停止計画登録漏れの確認は、実需給月の1か月後の下旬の実施を想定しています。 (10月25日先行回答分)
160	35	容量停止計画登録漏れの確認について、遮断機情報等を確認し・・・とあるが、全ての発電所のSV情報を入手される予定か。	遮断器情報は容量停止計画の登録漏れを確認する方法のうちの一つであり、その他の要素も踏まえ容量停止計画の登録漏れがないか確認いたします。
161	35	メール送付は一度きりなのか何度もチェック可能か。	確認通知メールは1度のみ送付されます。容量停止計画登録漏れ審査不合格の場合においても、未登録に正当な理由がある場合には、「未登録の正当な理由」をメールにて申告してください。本機関で内容を確認し、「未登録の正当な理由」が認められる場合には、容量停止計画の提出は不要となります。 (10月25日先行回答分)
162	35	<2.4.1.1 容量停止計画の修正> 「容量停止計画登録漏れ審査不合格の場合においても、未登録に正当な理由がある場合には、「未登録の正当な理由」をメールにて申告してください。本機関で内容を確認し、「未登録の正当な理由」が認められる場合には、容量停止計画の提出は不要となります。」 について、「未登録の正当な理由」を申告した結果、認められなかった場合修正が必要となるが、容量停止計画登録漏れ内容の修正は、対象実需給月+1ヶ月第16営業日までと決まっている。よって「未登録の正当な理由」を申告するためには期限があるという理解でよいか。その場合、申告から結果通知までのリードタイムをご教示頂きたい。	容量停止計画登録漏れの確認結果通知（実需給月の1か月後の下旬の実施を想定）メール受領後すみやかに実施ください。申告から結果通知までの期間は2営業日程度を想定しております。 (10月25日先行回答分)
163	35	<2.4.1 容量停止計画の修正 図2-22 容量停止計画登録漏れの確認の詳細構成> 「図2-22 容量停止計画登録漏れの確認の詳細構成」について、遮断器情報から容量停止計画の登録漏れの確認を実施する旨の記載があるが、バランス停止したユニットについても毎回確認されるのか。容量停止計画の登録漏れと判断するための考え方についてご教授いただきたい。 また仮に、毎回確認される場合、異議申立てのメール内容の何を以てバランス停止であると判断されるか。事業者申告のみで判断されるか。	容量停止計画登録漏れの確認対象については、遮断器情報等を確認し、本機関が個別に判断いたします。バランス停止が1日でもあれば毎回確認メールが送付されるということはありません。
164	35	突発的な事故が発生した場合の容量停止計画の提出に伴う作業フロー等を具体的に明示いただきたい。その際、過去の停止実績も含めて、容量停止計画を提出するという点でよいか。	突発的な事故により容量停止計画の提出が必要となった場合は、その事故に起因する容量停止計画のみを事故発生日の翌日以降で良いので、遅滞なく提出してください。
165	37	「未登録の正当な理由の代表例：バランス停止中の電源」と記載がありますが、バランス停止している電源が1ヶ月の中で1日でもあれば毎月確認メールが送付され、毎回「バランス停止中の電源」と回答を提出しなければならないのでしょうか？	容量停止計画登録漏れの確認対象については、遮断器情報等を確認し、本機関が個別に判断いたします。バランス停止が1日でもあれば毎月確認メールが送付されるということはありません。 (10月25日先行回答分)
166	37	「ただし、容量停止計画登録漏れ審査不合格の場合においても、未登録に正当な理由がある場合には、「未登録の正当な理由12」をメールにて申告してください」とあるが、切日はいつなのか。	容量停止計画登録漏れの確認結果通知は実需給月の翌月の下旬の実施を想定しております。メール受領後すみやかにご対応くださいますようお願いいたします。 (10月25日先行回答分)
167	40	2.6 容量停止計画提出時期の妥当性審査に係る対応について、どのように判定されるのでしょうか？例えば、月間変更や前週の火曜日17時までに変更した件名について、以降、需給ひっ迫の虞となった場合で、開始日（需給ひっ迫日）の変更はなく、終了日（需給ひっ迫日以降）の変更を当日実施した場合など、システム上、更新日が変更となるかと思いますが、どのように判定されるのでしょうか？	例えば、6月10日～6月15日までの発電機停止作業を容量停止計画として月末（5月末）までに登録しており、6月16日まで作業停止が延長となった場合、その延長分（6月16日分）のみが、その延長分を登録したタイミングによるペナルティ倍率となります。（6月10日～6月15日分については、月末までの登録タイミングでのペナルティ倍率が適用されます。）
168	40	「容量停止計画提出時期の妥当性審査」は、どういう場合に審査されるのでしょうか。審査される対象の例を記載していただけないでしょうか。	提出された容量停止計画の提出時期や停止期間等を確認し、都度審査いたします。
169	40	「2.6 容量停止計画提出時期の妥当性審査に係る対応」について、妥当性審査の対象は、基本的には実需給の2年前に提出されている停止計画に対し、「その後追加・修正により再提出されたすべての場合が対象となるのか。	対象については、ご記載のとおりです。 容量停止計画の停止理由の提出依頼が本機関より容量市場システム登録のメールアドレス宛にメールにて通知された場合は適切にご対応ください。
170	40	「容量停止計画提出時期の妥当性審査」とありますが、どういった情報をもとに事業者の計画の妥当性確認を実施するのでしょうか。「妥当ではない」と判定される具体的なケースについて明示していただけないでしょうか。	提出時期の妥当性は個別のケースに応じて都度判断いたします。なお、合理的な説明をしていただければ合格となります。
171	41	停止理由の提出依頼が通知される基準は何でしょうか？また、停止理由の根拠資料は具体的にどのようなものが求められるのでしょうか？これらを具体例で明示頂けないでしょうか。	基準については回答を差し控えていただきます。根拠資料については合理的な説明ができるものを示させていただきますようお願いいたします。なお、合理的な説明をしていただければ合格となります。
172	41	停止理由の提出依頼はどのような基準で通知されるのか。	具体的な基準については、回答を差し控えていただきます。
173	41	停止理由の根拠となる資料の具体例を記載いただきたい。また、停止理由の根拠となる資料は誰が作成したもので認められるのか。	異議申立の根拠となる資料は、容量提供事業者のご判断で提出いただくことを想定しているため、例示は差し控えていただきます。なお、合理的な説明をしていただければ合格となります。
174	41	容量停止計画の「提出時期」が妥当であるかを広域機関が審査するために、容量停止事業者が「提出時期が妥当であった」ことを説明するものを提出する。という理解でよいか。	ご記載のとおりです。
175	41	2.6.1「提出時期の妥当性に係る停止理由の提出」とあり、表2-10の件名「容量停止計画における停止理由の提出」とある。これは「容量停止計画の提出時期の妥当性に係る停止理由」とした方が分かりやすいと史料。添付ファイルも「停止理由の根拠」というよりも「提出時期の妥当性の根拠」という理解でよいか。また、正であるなら、その根拠とは例えば、HJKSのハードコピーなどか？それだと、広域機関でも把握可能である。どういったものをイメージしているか。	ご記載頂きました「2.6.1」および「表2-10」の記載内容を本業務マニュアルに反映いたします。妥当性の根拠となる添付ファイルとしては、その容量停止計画が提出された時期が妥当だと客観的に分かるものを必要に応じてご提出ください。
176	42	<2.6.3 提出時期の妥当性審査結果の異議申立> 「不合格の場合、低予備率アセスメント対象コマへの該当の有無により、リクワイアメント未達成コマが5倍カウントされるコマが発生する場合があります。」 について、ペナルティが5倍となる容量停止計画の登録タイミングは「当該コマが「平常時」と判断された時（休日、夜間は除く）：前週の火曜日17:00以降提出」「当該コマが「低予備率アセスメント対象コマ」に該当するとき：前月末以降提出」となっているが、それ以外にもペナルティが5倍となる可能性があるということか。 (例) 前月末までに容量停止計画を提出していたが、低予備率アセスメント対象コマに該当し、かつ作業理由が妥当ではなかった。	ペナルティが5倍となる容量停止計画の登録タイミングは「当該コマが「平常時」と判断された時（休日、夜間は除く）：前週の火曜日17:00以降提出」「当該コマが「低予備率アセスメント対象コマ」に該当するとき：前月末以降提出」となります。
177	44	「（異議申立の）審査結果が合格の場合、対応は不要です。」とありますが、不合格の場合はさらに何か対応が必要ということでしょうか？	対応が必要となる場合があります。詳細につきましては、本機関が送付するメールの内容をご確認ください。
178	45	発電上限の登録とは、具体的に何を登録するのでしょうか。	本機関にて、広域機関システムに登録されている発電販売計画での発電計画値・発電上限値を、対象実需給月の翌月第5営業日まで容量市場システムに登録しますので、登録された内容を確認してください。
179	46	3.1.1.1 発電計画・発電上限の確認について、「同一系統コードの電源が容量市場システム上に複数ある場合は、発電計画値・発電上限値を設備容量比で按分したうえで登録します。」とありますが、ユニット毎の発電販売計画の発電計画・発電上限値のままではなく、設備容量比で按分されるイメージでしょうか？この場合、運転ユニットとバランス停止ユニットでの按分はどのようになりますでしょうか？	停止しているか否かに関わらず、ユニットの設備容量比で按分した発電計画値・発電上限値を容量市場システムに登録いたします。 停止ユニットが存在する等により、本機関が登録した発電計画値・発電上限値を修正する必要がある場合については、本業務マニュアル「3.1.2 発電計画・発電上限の修正」を確認し、発電計画値・発電上限値を修正してください。この点は業務マニュアルに反映いたします。
180	46	3.1.1.1 発電計画・発電上限の確認について、「注17：系統コードを紐づけ情報として利用し、広域機関システムのデータを容量市場システムへ登録します。」とありますが、ここで指す系統コードは、広域機関システムでの系統コードになりますでしょうか？それとも容量市場システムでの系統コードでしょうか？ 背景として、容量市場の応札単位が受電地点特定番号単位であった関係上、発電所単位（コンバインドサイクル機の軸合計）のもと、メインオークションで落札した例がございます。この場合、貴機関に相談した結果として、容量市場システムの電源登録情報のうち、「系統コード基本情報」では、異なる発電機（軸）の場合も一つの系統コード番号となっています。一方、広域機関システムや、上記「系統コード詳細情報」では軸毎に系統コード番号がついているため、確認させていただくものです。	発電計画・発電上限の確認の際に紐づけ情報として利用する系統コードは、容量市場システムでの「電源等情報詳細画面」上の「詳細情報」に記載された号機単位の系統コードとなります。ご記載の事例の場合、いったん、容量市場システムにおける系統コードに紐付けた値が容量市場システムに登録されますので、事業者様においてご確認のうえ、修正くださいますようお願いいたします。 (10月25日先行回答分)

No.	頁	ご意見	回答
181	46	1系統コードに複数発調事業者が電力引取を行い、計画提出を実施している場合について下記2点お伺いさせてください。 ①貴機関で登録される発電計画・発電上限については、すべての計画提出者が提出した発電計画・発電上限の合算値となるのでしょうか。 ②容量市場については容量提供事業者が代表で応札しており、発電計画については通常発調契約者間で開示されない秘匿すべき情報となっているのですが、本制度により情報開示せざるを得ないということでしょうか。	①ご意見いただいたケースの場合、発電計画・発電上限については、すべての計画提出者が提出した発電計画・発電上限の合算値となります。 ②容量確保契約約款18条より容量提供事業者は本機関に対してアセスメントに必要な情報を提供していただく必要があります。
182	46	「広域機関システムに登録されている発電計画値・発電上限値を、対象実需給月の翌月第5営業日までに容量市場システムに登録します」とありますが、一番最後に登録された発電販売計画が採用されるのでしょうか？	ご理解のとおりです。GCの際に提出されている発電上限・計画が登録されます。本内容については、業務マニュアルに反映を修正いたします。
183	46	「発電計画・発電上限」の確認は、容量停止計画が提出された期間、コマ毎に提供した供給力を確認するものですか（容量停止計画の登録データを元に、広域機関でコマ毎に登録されたものに対して、実際に変更がなかったかを確認する）。	容量停止計画を提出していない期間についてご確認をお願いいたします。
184	46	本機関にて・・・容量市場システムに登録しますとあるが、その値はGC時点での発電販売計画の発電上限値が採用される認識でよいか。	ご記載のとおりです。この点は業務マニュアルに反映いたします。
185	46	貯水池式水力および調整池式水力における発電上限は、設備可能、水力可能ないずれか。	広域機関システムへ提出する発電販売計画における発電上限・発電計画の登録方法に関して、kWhを考慮した発電上限値の設定をお願いします。詳細は以下の資料を参照してください。 ・発電計画・発電上限値に関するご質問及び回答 https://www.occto.or.jp/occtosystem2/oshirase/2023/230428_oshirase.html また、容量市場システムに登録する発電上限については、アセスメントに活用するため、必要に応じて適宜修正してください。 この点は業務マニュアル「3.1.2.1発電計画・発電上限の修正登録」に反映いたします。
186	47	発電計画・発電上限の確認・修正について、もともと事業者が貴機関へ提出したものを貴機関が変換されたものであれば、事業者側の確認は不要ではないでしょうか。また、どういったときに計画の修正が必要になるのかご教示いただけないでしょうか。	修正が必要な例については業務マニュアル「3.1.2.1 発電計画・発電上限の修正登録」に反映いたします。
187	49	3.1.2 発電計画・発電上限の修正について、日ごと（毎日）に修正は可能でしょうか？また、容量提供事業者側で随時修正して良いという認識でよろしいでしょうか？	日ごと（毎日）に容量提供事業者側で随時修正することは可能です。ただし、対象実需給月の1ヶ月分について、本機関は広域機関システムに登録された全ての安定電源および変動電源（単独）の発電販売計画における発電上限値・発電計画値を容量市場システムに登録（翌月の第5営業日までに実施）いたしますので、その点、ご留意願います。
188	49	「3.1.2.1発電計画・発電上限の修正登録」に記載の、「本機関が・・・必要と判断した場合」というのはどのような場面を想定しているのでしょうか。具体的に例示してください。	停止しているか否かに関わらず、ユニットの設備容量比で按分した発電計画値・発電上限値を容量市場システムに登録いたします。 バランス停止ユニットが存在する等により、本機関が登録した発電計画値・発電上限値を修正する必要がある場合については、「3.1.2 発電計画・発電上限の修正」を確認し、発電計画値・発電上限値を修正してください。
189	49	「3.1.2.1発電計画・発電上限の修正登録」について、登録結果を出力することは可能か。可能な場合、どのような帳票で出力されるか。	「発電計画・発電上限の修正登録」に関する登録結果の出力は、アセスメント算定諸元一覧画面から出力可能です。出力されるデータの様式は別途、説明会資料等にて公表予定です。 (10月25日先行回答分)
190	49	「3.1.2.1発電計画・発電上限の修正登録」について、発電販売計画からそのまま登録されるのであれば、基本的には修正登録はない認識であるが、どのような場合を想定してこの業務フローが存在しているのか具体例にてご教示いただきたい。	GC時点での発電販売計画における発電上限値が必ずしも、「電源が提供できる供給力の最大値」となるとは限らないことから、この業務フローを記載しております。 下記の例においては、修正が必要となる場合があります。 ・流通設備の計画的な作業実施や地元自治体との協定等に伴う電源等の出力低下に伴う容量停止計画が提出されているコマに対して、並列起動カーブとなっており、アセスメント対象容量> 発電上限値となってしまう。 ・同一系統コードの電源が容量市場システム上に複数ある場合は、本機関にて発電計画値・発電上限値を設備容量比で按分したうえで登録するため。
191	49	発電計画・発電上限の修正が発生するのはどのような場合を想定しているのか。発電機のトラブルが発生し、実需給断面で変更が間に合わなかったコマに対する発電計画・発電上限の修正は不要で良いか。	ご記載いただいたケースについても修正をお願いいたします。その他の例については本業務マニュアル「3.1.2.1発電計画・発電上限の修正登録」に追記しておりますのでご確認ください。
192	51	CSVファイル名について「アセスメント算定諸元」という名称になっておりますが、発電計画・上限、発電量調整受電電力量についても同様のファイル名になっているため、ファイル名は分離したほうが明確だと思われまます。同名にしている理由があればご教示いただけないでしょうか。	ご指摘を踏まえ、ファイル名称に関するルールを整理し、業務マニュアルにも反映いたします。 (10月25日先行回答分)
193	51	修正登録用のCSVファイル名を「yyyyymm_アセスメント算定諸元_ROO.csv」とすると、異なる電源で同じ命名規則のCSVファイルが複数できるうえ、4、5章の発電量調整受電電力量や市場応札量でも同じ命名規則で登録することになっているため、「一括登録・変更結果確認画面」で見たときにどのファイルが何のCSVファイルなのか判別不可能になるので、判別しやすくするためファイル命名規則を見直す必要があるのではないのでしょうか。	ご指摘を踏まえ、ファイル名称に関するルールを整理し、業務マニュアルにも反映いたします。 (10月25日先行回答分)
194	54	発電計画・発電上限のファイルが正常に登録された場合だけでなく、正常に登録されなかった場合についてもメール通知をいただけないでしょうか。（62ページ 差替先についても同様）	現時点では、発電計画・発電上限のファイルが正常に登録された場合のみ、メール通知する予定となっております。頂いたご意見は今後の検討の参考にさせていただきます。 (10月25日先行回答分)
195	65	各諸元の登録において、事業者に登録を求められる項目が多く、事業者負担が大きくなるのが予想されます。同じ情報を一般送配電事業者や貴機関も有しているものもあると思われまます。事業者自身に登録を求む理由や目的がありましたらご教示いただけないでしょうか。また、事業者の負担の軽減方法として、例えば、一般送配電事業者が登録した項目を事業者が確認し必要に応じて修正するという運用も一案と思われまますのでご検討いただけないでしょうか。	容量確保契約約款18条より容量提供事業者は本機関に対してアセスメントに必要な情報を提供していただく必要があります。 頂きましたご意見は今後の検討の参考にさせていただきます。
196	65	「発電量調整受電電力量」という言葉は、容量提供事業者から見て「送電端電力量」と同義という認識で問題ないでしょうか？（アグリゲート編についても同様）	発電量調整受電電力量は受電地点において、一般送配電事業者が発電契約者から受電する発電量調整供給に係る電気の電力量となります。この点については、本業務マニュアルAppendix.3に追記します。
197	65	各登録期限（容量停止計画・発電計画・発電上限・発電量調整受電電力量）が明示的に記載されていないので、いつまでに登録するか記載をお願いしたい。	ご記載の項目の各登録期限は以下のとおりです。 <容量停止計画> 作業停止計画（月間）からの変換後の修正・提出期限：実需給月＋1カ月第18営業日(業務マニュアルp142)（直接登録の場合も同様です） <発電計画・発電上限> 広域機関システムからのデータ移行後の修正・提出期限：実需給月＋1カ月第18営業日(業務マニュアルp143) <発電量調整受電電力量> 登録期限：実需給月＋2カ月第10営業日(業務マニュアルp144) (業務マニュアルのページ番号付番が漏れているため追記いたします。) (10月25日先行回答分)
198	66	本章における「発電量調整受電電力量」の定義は、供給指示に伴う発電によって一般送配電事業者が受電した電力量を指すのか。	発電量調整受電電力量は受電地点において、一般送配電事業者が発電契約者から受電する発電量調整供給に係る電気の電力量となります。この点については、本業務マニュアルAppendix.3に追記します。
199	66	発電量調整受電電力量は一般送配電事業者から広域機関に通知されるのであれば、広域機関にて登録した実績値を容量提供事業者が確認し、必要に応じて修正することが自然ではないか。直接データを受領しない容量提供事業者が初めにデータを登録する理由は何か。	容量確保契約約款18条より容量提供事業者は本機関に対してアセスメントに必要な情報を提供していただく必要があります。
200	66	発電量調整受電電力量の登録はいつ行うのか。期限はあるのか。	発電量調整受電電力量の登録期限は実需給月＋2カ月第10営業日です。本内容は業務マニュアルp142に記載がございます。（業務マニュアルのページ番号付番が漏れているため追記いたします。） (10月25日先行回答分)
201	67	4.1.1.1 発電量調整受電電力量の登録について、「一般送配電事業者から供給指示を受令した月のみ、当該月分の発電量調整受電電力量の登録が必要」とありますが、受令した月のみの提出でよろしいでしょうか？また、「1ヶ月分のデータが全て入力されていない場合エラーが発生」とありますが、受令した翌日提出可能でしょうか？月1回提出でしょうか？月1回の場合は、毎月の締切日は設定されてますでしょうか？	発電量調整受電電力量の登録については、対象実需給月分のデータを、対象実需給月＋2カ月第10営業日までに登録いただくことが必要となります。当該内容については、意見募集中の業務マニュアル（案）のp144に記載がございます。（業務マニュアルのページ番号付番が漏れているため追記いたします。） (10月25日先行回答分)
202	67	「一般送配電事業者から供給指示を受令」とあるが、オフライン電源の場合、どのようなルートでどのような指令があるのか。	一般送配電事業者と容量提供事業者間で締結される給電申合書等にて記載されますのでその内容をご確認ください。
203	67	発電量調整受電電力量の登録について、月跨ぎの時間帯で供給指示を受令した場合は、両月において提出が必要という理解でよろしいでしょうか。	ご記載のとおりです。
204	67	発電量調整受電電力量の登録について、供給指示を受けた対象日・時間帯以外についても、供給指示を受けた対象月についてはすべて提出が必要という理解でよろしいでしょうか。	ご記載のとおりです。
205	67	供給指示を受令した月とあるが、当該電源、当該時刻のみでよいのか。	供給指示を受令した場合、当該月の全電源の発電量調整受電電力量を登録してください。 (10月25日先行回答分)
206	68	「コマ別の発電量調整受電電力量（整数部12桁、小数部3桁）を半角数字で入力してください」とありますが、図4-4のCSVイメージの通り、空いた桁を0埋めする必要はない、という認識で間違いはないでしょうか？	ご記載のとおり、空いた桁を0埋めする必要はございません。 (10月25日先行回答分)

No.	頁	ご意見	回答
207	68	コマ別の発電量調整受電電力量は容量提供事業者がCSVファイルを作成登録し審査するのではなく、一般送配電事業者から貴機関が実績を受領する対応で良いのではないか。	容量確保契約約款18条より容量提供事業者は本機関に対してアセスメントに必要な情報を提供していただく必要があります。
208	81	4.2 発電量調整受電電力量の登録内容審査結果への対応について、「一般送配電事業者より受領した発電量調整受電電力量と整合しているかどうかを審査」とありますが、託送コミュニケーションシステム（託送関連データ提供システム）でTSO発電実績を一般送配電事業者より入手しており精算業務に用いております。この帳票内のデータを用いて提出予定と考えておりますが、その認識でよろしいでしょうか？あるいは、この諸元の出元が同じ一送である以上、容量提供事業者からの改めて提出することが非効率になるため、不要（省略）することはできないでしょうか？	提出いただく情報については、ご記載のとおりです。 算定諸元の提出については、容量確保契約約款18条より容量提供事業者は本機関に対してアセスメントに必要な情報を提供していただく必要があります。
209	81	発電量調整受電電力量の登録内容審査結果が不合格となる条件は何か。	一般送配電事業者より受領した発電量調整受電電力量と整合していない場合に不合格となります。
210	86	「5.1.1.1 市場応札量の登録」について、説明資料にメールにて登録依頼をする旨が記載されているが、メール受領時期はいつか（毎月〇営業日まで、等）。	市場応札量の登録依頼メールは実需給翌月の上旬を想定しております。 (10月25日先行回答分)
211	86	低予備率アセスメント対象コマが否かによって登録する市場応札量の対象が変わるが、ダウンロードするCSVで低予備率アセスメント対象コマがわかるようになっているのでしょうか？ それとも、低予備率アセスメント対象コマについては通知メール等で別途事業者側で管理しなければならないのでしょうか？	低予備率アセスメント対象コマについては、広域予備率Web公表システム 広域予備率に関する通知情報【容量市場向け】の画面で確認できるようになります。2024年4月に向け現在改修中であり、詳細につきましては、別途お知らせいたします。
212	86	各市場から抽出できるデータのモードと、容量市場システムに登録するときのモードが整合する形になるように要望する。また、各市場と容量市場システムで連携して自動的にデータ取得できるようにすることも検討願いたい。	頂きましたご意見は今後の検討の参考とさせていただきます。 (10月25日先行回答分)
213	86	小売電気事業者と相対で全量売電契約していれば市場応札は無いので、容量市場システムにおいては市場応札の登録を毎月しなくてよいように措置してほしい。	頂きましたご意見は今後の検討の参考とさせていただきます。 (10月25日先行回答分)
214	86	市場応札量の登録はいつまでに行う必要があるのか期限を記載いただきたい。	市場応札量の登録期限は実需給月+1ヵ月第20営業日です。本内容は業務マニュアルp145に記載がございます。業務マニュアルのページ番号付番が漏れているため追記いたします。 (10月25日先行回答分)
215	87	市場応札量の登録について、単位は全てkWhという認識でよろしいでしょうか？	市場応札量の登録の単位は、kW単位です。当該内容は明確化の観点から業務マニュアルに反映するようにいたします。 (10月25日先行回答分)
216	87	「コマ別の市場応札量（整数部12桁）を半角数字で入力してください」とありますが、図5-4のCSVイメージの通り、空いた桁を0埋めする必要はない、という認識で間違いありませんでしょうか？	ご記載のとおり、空いた桁を0埋めする必要はございません。 (10月25日先行回答分)
217	87	コマ別の市場応札量は、どの市場に入札したかの情報は不要で、合計応札容量を入力することで良いか。	どの市場に入札したかの情報は不要ですが必要に応じて確認させていただく場合がございます。 。なお、本業務マニュアル「第7章アセスメント結果への対応（市場応札）」に市場応札量の登録値の規則を追記しておりますので参照いただき、市場応札量を登録してください。
218	87	登録する市場応札量は以下の値で良いか。市場応札量 = SP市場および時間前市場の未約定分 + 需給調整市場応札量	本業務マニュアル「第7章アセスメント結果への対応（市場応札）」に市場応札量の登録値の規則を追記しておりますので参照いただき、市場応札量を登録してください。
219	87	低予備率アセスメント対象コマの発生以降に卸電力取引市場に入札した量とあるが、翌日計画公表以降に応札可能は時間前市場のみであり、登録する値は応札した量が落ちなかった量または、 入札量のいずれか。	本業務マニュアル「第7章アセスメント結果への対応（市場応札）」に市場応札量の登録値の規則を追記しておりますので参照いただき、市場応札量を登録してください。
220	87	<5.1.1.1 市場応札量の登録 > 「コマ別の市場応札量（整数部 12 桁）を半角数字で入力してください」 について、市場応札量の単位は「kWh」でよいか。	市場応札量の登録の単位は、kW単位です。当該内容は明確化の観点から業務マニュアルに反映するようにいたします。 (10月25日先行回答分)
221	88	5.1.1.1 市場応札量の登録について、「1ヶ月分のデータが全て入力されていない場合エラーが発生」とありますが、受令した翌日提出可能でしょうか？月1回提出でしょうか？月1回の場合、毎月の締切日は設定されてますでしょうか？	市場応札量の登録については、対象実需給月分のデータを、対象実需給月+1ヵ月第20営業日までに登録いただくことが必要となります。当該内容については、意見募集中の業務マニュアル（案）のp145に記載がございます。業務マニュアルのページ番号付番が漏れているため追記いたします。 (10月25日先行回答分)
222	88	5.1.1.1 市場応札量の登録について、単位はkWhでよろしいでしょうか？その場合、スポット市場や時間前の数値を換算した際に端数が生じますが、端数処理方法（切り捨て、四捨五入等）についてもご教示ください。	市場応札量の登録に関する単位はkWになります。 (10月25日先行回答分)
223	88	5.1.1.1 市場応札量の登録 に関して、全コマの市場応札量を記入することとなっているが、 「容量提供事業者が発電契約者ではなく、容量提供事業者 または電源の所有者が容量確保契約の対象電源の入札した容量を特定できない場合、卸電力市場等 に入札した容量については、卸電力市場 等 への入札可能量として発電契約者に連絡した容量を、容量提供事業者が卸電力市場 等 に入札した容量とみなします。」に該当する電源の場合、市場応札量には小売電気事業者に通知した数量を記入する必要があるか。	ご記載いただいたケースが「容量提供事業者が発電契約者ではなく、容量提供事業者 または電源の所有者が容量確保契約の対象電源の入札した容量を特定できない場合、卸電力市場等 に入札した容量については、卸電力市場 等 への入札可能量として発電契約者に連絡した容量を、容量提供事業者が卸電力市場 等 に入札した容量とみなします。」に該当するのであれば、ご理解のとおりです。
224	88	5.1.1.1 市場応札量の登録 に関して、全コマの市場応札量を記入することとなっているが、 「容量提供事業者が発電契約者ではなく、容量提供事業者 または電源の所有者が容量確保契約の対象電源の入札した容量を特定できない場合、卸電力市場等 に入札した容量については、卸電力市場 等 への入札可能量として発電契約者に連絡した容量を、容量提供事業者が卸電力市場 等 に入札した容量とみなします。」に該当する電源の場合で、発電事業者が小売電気事業者に通知後発電をした場合でかつ、小売電気事業者の都合により発電計画の修正ができなかった場合、小売電気事業者の計画値には反映されないが、小売電気事業者の余剰インバランスとして受電される場合がある。この場合、当該通知分は市場応札量とみなし提出が必要となるか、それともインバランスで小売が活用した電源とみなされ、市場応札量のリクワイアメント対応は不要となるか。	ご記載いただいたケースが、「容量提供事業者が発電契約者ではなく、容量提供事業者 または電源の所有者が容量確保契約の対象電源の入札した容量を特定できない場合」に該当する場合は、卸電力市場 等 への入札可能量として発電契約者に連絡した容量を、容量提供事業者が卸電力市場 等 に入札した容量とみなし、アセスメントを実施します。
225	92	「5.1.1.2 市場応札量の登録結果の確認」について、登録された市場応札量を確認するとあるが、登録結果を出力することは可能か。可能な場合、どのような帳票で出力されるか。	「市場応札量の登録」に関する登録結果の出力は、アセスメント算定諸元一覧画面から出力可能です。出力されるデータのモードは別途、説明会資料等にて公表予定です。 (10月25日先行回答分)
226	102	対象となる容量停止計画は、「容量市場 業務マニュアル 容量停止計画の調整業務 編」p6「1.3 本業務の対象となる容量停止計画」に準ずると理解してよろしいでしょうか。 (https://www.occto.or.jp/market-board/market/jitsujukyukanren/files/220805_teishikeikaku_r3.pdf) 「容量市場 業務マニュアル 実需給期間中 リクワイアメント対応（安定電源 編）」にも同様に対象となる容量停止計画の定義を記載いただけないでしょうか。記載先としては、左記「第6章 アセスメント結果の確定（容量停止計画）」でなくとも、「第2章 算定諸元登録（容量停止計画）」等でも問題ありません。	実需給期間中の容量停止計画については、2年前に行う容量停止計画調整の際の容量停止計画の定義とは異なります。 本業務マニュアル「1.4.1.2 容量停止計画の提出」の項目に対象となる容量停止計画を記載いたしました。
227	103	6.1 ベナルティ倍率5倍となる容量停止計画登録タイミング例として、低予備率アセスメント対象コマは「前月末以降提出」とありますが、前月末の定義は営業日関係なく、「前月最終日の23:59」という認識で相違ないでしょうか？	定義についてはご認識のとおりですが、実需給期間向けに機能追加される容量市場システム（実需給期間向け）については、稼働時間は原則、平日9時～18時となっておりますので、容量停止計画の提出の際にはご注意ください。システムの稼働時間については、本業務マニュアル「1.3 容量提供事業者等が登録・提出すべき算定諸元の一覧」に追記しております。
228	103	「注3：ベナルティ倍率5倍となる容量停止計画の登録タイミング例」に、前週の火曜日17：00以降提出と記載があります。 具体的な例で言うと、2024年の4/6（土）～4/12（金）の間に容量停止計画の追加・変更がある場合、4/2（火）17時以降の登録がベナルティ倍率5倍という理解で良いでしょうか。（なお、当該コマが「平常時」と判断された時（夜間、休日は除く）とする）	ご記載の通り、2024年の4/6（土）～4/12（金）を対象とした容量停止計画の追加・変更がある場合、4/2（火）17時以降に追加・変更登録をした場合にはベナルティ倍率が5倍となります。（なお、当該コマが「平常時」と判断された時（夜間、休日は除く）とする）
229	103	「注3：ベナルティ倍率5倍となる容量停止計画の登録タイミング例」に、前週の火曜日17：00以降提出と記載があります。 翌週が翌月に跨る場合は、前月末の提出期限が優先され、前週火曜日の期限を過ぎて提出しても前月末までに提出すればベナルティ倍率5倍にならないという理解で良いでしょうか。 具体的な例で言うと、2024年の6/1（土）～6/7（金）の間に容量停止計画の追加・変更がある場合、5月末までに提出すればベナルティ倍率1倍という理解で良いでしょうか。（つまり前週5/28（火）の提出期限は無効）	ご記載頂いたケース（2024年の6/1（土）～6/7（金）を対象とした容量停止計画の追加・変更がある）において、2024年5月28日(火)17時以降に追加・変更登録をした場合は「前週の火曜日17:00 以降」に該当いたします。
230	103	「電源が提供できる供給力の最大値」について、マニュアル上で定義されていないので明記いただけないでしょうか。	電源が提供できる供給力の最大値について、本業務マニュアルAppendix3に定義を追記いたします。
231	103	ベナルティ5倍判断のタイミングは、登録後の審査完了のタイミングではなく「システムへの容量停止計画の登録」のタイミングで間違いはないでしょうか？	ご記載のとおりです。
232	103	「なお、リクワイアメント未達成コマは、小数点以下第16位まで計算しています（小数点以下第 17 位を四捨五入して算出）」と記載がありますが、各コマ毎に四捨五入を行い合算するのでしょうか？もしくはは日単位で合算後に四捨五入をするのでしょうか？	リクワイアメント未達成コマの算定の際に、コマ毎にベナルティ倍率をかける前の段階で、コマ毎に四捨五入を実施します。 (10月25日先行回答分)
233	103	トラブルの発生や作業の早期終了などによって作業停止が計画から実需給で変更となる場合に、どのような時間軸でどのデータの提出・登録等を行うことになるのか、具体的な業務フローを例示いただきたい。	トラブルの発生や作業の早期終了などによって作業停止が計画から実需給で変更となる場合は、事象発生の翌日以降でも良いので遅滞なく容量停止計画を修正してください。

No.	頁	ご意見	回答
234	103	容量停止計画が登録されているコマのみアセスメントが行われ、それ以外のコマについては、アセスメント対象外であり、必要に応じ広域機関にて容量停止計画登録漏れの確認にてフォローされるという認識でよろしいでしょうか。	容量停止計画のアセスメントに関して、ご記載のとおりです。
235	104	「電源が提供できる供給力の最大値」の定義について明確化いただきたい（発電上限値になるものと思料）。	電源が提供できる供給力の最大値について、本業務マニュアルAppendix 3 に定義を追記いたします。
236	104	揚水発電所の「アセスメントの算定方法」について、例えば、揚水発電が4台ある発電所（なお、発電所単位で約定）のうち、1台が作業停止して容量停止計画を提出している場合、揚水発電所は池容量を考慮した発電上限値を設定しているため、あるコマによっては発電上限値が0となる場合があります。そのコマは、容量停止計画のアセスメント時、発電上限値<アセスメント対象容量となり、3台は稼働可能に関わらず、過大にリクワイアメント未達成コマがカウントされてしまうため、発電上限値の修正をしても問題ないでしょうか。	本機関にて広域機関システムに登録されている発電販売計画での発電計画値・発電上限値を、対象実需給月の翌月第5営業日まで容量市場システムに登録しますので、ご記載のとおり、発電上限値を修正する必要があります。この点は本業務マニュアル「3.1.2.1発電計画・発電上限の修正登録」に追記いたします。
237	104	アセスメント対象容量は発電方式の区分が揚水（純揚水）の場合は各月の管理容量、揚水（純揚水）以外の場合は提供する各月の供給力の認識だが、当該値の1キロワット(kW)以下の端数を切り捨てたものを用いる理解でよいのか。	揚水（純揚水）の場合の各月の管理容量も、揚水（純揚水）以外の提供する各月の供給力も整数値で入力していただけており、1kW以下の端数処理は生じない認識です。
238	107	図6-4画面イメージにて、アセスメント結果詳細情報の一覧に「電源等識別番号」があり「電源等の名称」はないように見えますが、人が操作するインターフェイスにおいては視認性を考慮して、番号ではなく名称にすることは可能でしょうか。	現時点では、電源の名称をアセスメント結果詳細情報の対象項目とする予定はございません。頂きましたご意見は今後の検討の参考とさせていただきます。 (10月25日先行回答分)
239	107	最新情報が反映されるタイミングはいつか？毎時間か？	アセスメント一覧画面の表示内容の最新回次情報は、J+2月末頃に本機関がアセスメントを算定した翌営業日に反映され、以降、本機関がアセスメントを算定した都度、日次で更新されます。 (10月25日先行回答分)
240	108	6.1.2 異議申立について、気温や所内率などの実際の状況（コマ別の実力値）とアセスメント対象容量（月別の想定値）の見立ての相違により、やむを得ずアセスメントが未達成となる可能性があります。例えば、市場応札のリクワイアメントは、アセスメント未達成であっても平常時は経済的ペナルティが発生しないところ、省力化の観点から（不可抗力な事由であっても）異議申し立てを行わないことを検討しています。この点、市場運営者の立場・労力としては、差支えないでしょうか？ →異議申し立ての提出要否は、一義的に事業者判断であるものの、業務効率化を図りたいため確認させていただきます。	異議申立を実施するか否かについては、事業者様の任意となります。
241	108	アセスメント結果仮確定通知を受領した日を含め5営業日以内に異議申し立てを行うことができるとなっているが、前月分受給電力に係る調定及び社内経理処理手続きと重なり実務的に対応が困難なため、仮確定通知を月初とすることは避けていただきたい。	頂きましたご意見は今後の検討の参考とさせていただきます。 (10月25日先行回答分)
242	109	「異議申立の根拠となる資料」とは具体的にどういったものを想定しているのか、具体例を明示頂けないでしょうか？	異議申立の根拠となる資料は、容量提供事業者のご判断で提出いただくことを想定しているため、例示は差し控させていただきます。なお、合理的な説明をしていただければリクワイアメント達成といたします。
243	112	「本機関がアセスメント結果を確定した後、アセスメント結果を確定した旨のメールが容量市場システムに登録したメールアドレス宛に送付」とあるが、どのタイミングでアセスメント結果が確定するのか？	アセスメント結果の確定は実需給月+3月の中旬を予定しています。 (10月25日先行回答分)
244	114	注釈43番について、容量停止計画を提出しているコマにおいても市場応札リクワイアメントの対象となるという規定は、これまでの資料等で示されていないものと思われませんが、重要な内容ですので、注釈ではなく本文中に記載いただけないでしょうか。	ご記載の内容について、本業務マニュアルに反映いたします。
245	115	市場応札のリクワイアメント（安定電源）について ・一般的な需給運用として、スポット市場（または時間前市場）の価格が、安定電源として応札した発電機より安価な場合は、スポット市場への買い入札により、発電機出力を単価の安いスポット調達に差し替える経済的電源調達（電源差替）が実施されると推察いたします。 ・注3に「市場応札量の登録値は、各市場（需給調整市場を除く）に対して、応札した量が落札されなかった分」とあるが、これは売り入札が約定しなかった場合を想定した記載となっており、買い入札による電源差し替えも考慮し、小売電気事業者等が活用しない余力から買い応札した容量を差し引いた量をリクワイアメント未達成量とすることも読み取り得るよう「市場応札量の登録値は、各市場（需給調整市場を除く）に対して売り応札した量が落札されなかった分、または買い応札して落札された分」と修正すべき。 ・同様の理由により、注2に「小売電気事業者等が活用しない余力から卸電力取引所または需給調整市場に入札した容量を差し引いた容量をリクワイアメント未達成量とします」とあるが、「小売電気事業者等が活用しない余力から、卸電力取引所または需給調整市場に売り入札した容量、または買い入札して落札した容量を差し引いた容量をリクワイアメント未達成量とします」と修正すべき。	安定電源に対する市場応札のリクワイアメントは売り入札を意図しております。そのため、業務マニュアルを修正し、売り入札が対象であることを明確化いたします。小売電気事業者等が活用しない余力分を売り入札することがリクワイアメントであり、買い入札を行うことで市場応札のリクワイアメントは達成になりません。
246	115	7.1 市場応札に係るアセスメント結果の確定手続き注2：アセスメントの基準について「小売電気事業者等が活用しない余力から卸電力取引所または需給調整市場に入札した容量を差し引いた容量をリクワイアメント未達成量」とありますが、電源等情報に登録した「相対契約上の計画変更締切時間」時点での余力の入札量にてリクワイアメント未達成量の判定をされるでしょうか？	平常時については、ご認識の通りですが広域予備率低下時は「相対契約上の計画変更締切時間」以降に増加した余力も対象となりますので、必ずしも「相対契約上の計画変更締切時間」時点の余力でリクワイアメント未達成量を算定するわけではありません。
247	115	7.1 市場応札に係るアセスメント結果の確定手続きに関連して、「容量市場におけるリクワイアメント・アセスメント・ペナルティの概要 P22」に、需給ひっ迫時のバランス停止から起動した場合で、適切に起動していないと判断された場合、「発電実績」の提出を求めるとありますが、具体的にどのような発電実績を提出すればよいでしょうか？また、提出する場合は、容量市場システムへ登録でしょうか？	発電実績の提出を求める場合は、提出が必要な発電実績・登録方法も含めて本機関よりご連絡いたします。
248	115	7.1 市場応札に係るアセスメント結果の確定手続き 市場応札リクワイアメント未達成時の安定電源提供者への通知タイミングは、①と②のどちらになりますでしょうか？ 通知タイミングにつきまして、その他の想定がございましたらご教示ください。 ①リクワイアメント未達成の都度、日々通知 ②月末に1ヶ月分を一括通知 容量確保契約約款（第8,22条）によると ①を繰り返したうえで、②に進むと認識いたしましたが、その解釈で誤りがないか、念のため確認させていただきます。	1ヶ月分を一括で通知いたします。
249	115	7.1 市場応札に係るアセスメント結果の確定手続き注3：市場応札の入札対象となる市場について、「市場応札の入札対象となる市場は、スポット市場、時間前市場、需給調整市場となります。入札する市場は、電源の特性を踏まえた上で、容量提供事業者が任意に選択（複数選択可）することが可能です。」とありますが、平常時においてスポット市場に余力を全量入札した場合、スポット市場未約定分の時間前市場への入札はマストではないという認識でよろしいでしょうか？	ご記載のとおりです。
250	115	「市場応札量」の定義において、スポット市場、時間前市場における売り入札、買い入札の明記がされていないので、売り入札、買い入札のどちらでも構わない、旨の記載をお願いしたい。 実際の発電所運用においては、市場差替えを行うにあたり、必ずしも「売り」ではなく、自社需給バランス次第では「買い」を実施しています。これは需給システム上「買い」を選択しているだけであり、容量市場が目的とする安定供給を阻害するものではないため、「買い」での入札も市場応札量として公式に認めていただきたい。	当該電源が供給力を提供していただくため、市場応札をリクワイアメントとしているため、売り入札を意図しております。その旨を本業務マニュアルに反映し、売り入札が対象であることを明確化いたします。小売電気事業者等が活用しない余力分を売り入札することがリクワイアメントであり、買い入札を行うことで市場応札のリクワイアメントは達成にはなりません。
251	115	起動パターンについて、登録期限は別途公表となっていたかと思いますが、具体的なスケジュールをご教示ください。また、登録の際に何か提出資料が必要となるのでしょうか。	対象実需給年度が2024年度の電源の起動時間の登録期限は2023年11月になります。本内容は「容量市場業務マニュアル 実需給前に実施すべき業務（全般）編（対象実需給年度：2024年度）p4」に記載しております。容量市場業務マニュアル参加登録編に（対象実需給年度：2024年度）に「別途公表」の記載がありますが、修正いたします。 (10月25日先行回答分)
252	115	揚水発電所のアセスメントについて、低予備率アセスメント対象コマが当日断面で30分ごとに判定される（見直しされる）中、事業者が入札をするタイミングとゲートクローズ時点では広域予備率の順位も変動している可能性が高いが、広域予備率が最も低いコマに入札していたことをどのように評価するのかご教示ください。	低予備率アセスメント対象コマに適切に市場応札しているかについては、本機関で広域予備率の推移を把握しているため、その情報等を基に判断いたします。適切に市場応札が実施されているか疑義が生じた場合には必要に応じて確認させていただく場合がございます。
253	115	揚水発電所のアセスメントについて、「入札準備が完了した段階」と記載がありますが、仮に事業者の入札時点における低予備率アセスメント対象コマを都度参照するような確認となる場合、事業者および貴機関の確認作業が相当に煩雑になることが懸念されるため、揚水発電所のアセスメントに限り、参照する広域予備率を一時点（例えば前日18時等）に固定できないでしょうか。	広域予備率は変動しますので、揚水発電所のみ一時点（例えば前日18時等）に固定することはできません。

No.	頁	ご意見	回答
254	115	揚水発電所のアセスメントについて、リクワイアメント未達成となる条件の記載がありませんが、どのような場合にリクワイアメント未達成となるのでしょうか。 例えば、低予備率アセスメント対象コマが3コマ（18:00コマ：広域予備率3%、18:30コマ：1%、19:00コマ：2%）の時、運転継続時間30分（1コマ）の揚水電源の余力全量を誤って19:00コマのみに入札し、約定しなかった場合、以下のいずれでしょうか。 ①広域予備率が1番低い18:30コマに入札していなかったことから、余力の全量がリクワイアメント未達成 ②低予備率アセスメント対象コマへの入札は実施していることから、リクワイアメントは達成（広域予備率が低いコマから順に入札するのはあくまで努力目標と理解） 仮に、①となる場合、本ケースにおいては、少なくともひっ迫コマへの入札は実施していることから、達成とすることや一部達成とするような配慮措置をご検討いただけないでしょうか。	揚水発電は、小売電気事業者等が活用しない余力の入札準備が完了した段階で当該コマの広域予備率が低いコマから順に、運転継続時間のコマ数を上限として卸電力市場等へ入札を実施してください。なお、リクワイアメント未達成量はアセスメントの都度判断させていただきますが、少なくともご記載のケースにおいて②を実施した場合に、余力の全量がリクワイアメント未達成となることはないと考えております。
255	115	揚水発電所のアセスメントについて、以下のように、入札実施後に広域予備率の1番低いコマが変わった場合、入札実施済みとしてリクワイアメント達成と理解して良いでしょうか。 運転継続時間30分（1コマ）の揚水電源について、 ・前日18時時点：低予備率アセスメント対象コマが3コマ（18:00コマ：広域予備率3%、18:30コマ：1%、19:00コマ：2%） 事業者は、広域予備率の1番低い18:30コマに全量入札し、未約定 ・前日20時時点：低予備率アセスメント対象コマが2コマ（18:00コマ：広域予備率3%、18:30コマ：9%、19:00コマ：2%）	広域予備率低下時においては、未約定に伴う余力もリクワイアメント対象となりますので、可能な限り卸電力市場等への応札を続けてください。 なお、ご意見いただいた例の場合、18:30のコマに応札し続けることも、広域予備率の更新に伴い18:30のコマの応札を取り下げ、19:00のコマに再応札を行うことも可能です。
256	115	「市場応札の結果、約定した場合は当該コマに対し、適切に供給力を提供してください。」との記載がありますが、時間前市場の場合には必ずしも入札量が全量約定しないケースが多いと考えられます。この場合、追加起動に伴う電力量が全量約定した場合のみ起動操作をするということでもよろしいでしょうか。時間前市場で電源の起動停止を判断する場合、全量約定する場合を除いて少なからずインバランスが発生してしまうため、その取扱いについても明記いただけないでしょうか。 旧一電はSP市場および時間前市場での全量供出が求められており、SPバランスについては監視等委への報告も行っている。SP市場で全量入札を行った後に発生したバランスの変化によって生じた余力の時間前供出についても管理していく必要があるのか。時間前供出はバランス見直し時に全量供出を行っているものの、同一コマでの応札と約定が複数回発生し、管理が煩雑。仮に、時間前市場分の管理が必要なのであれば、時間前市場の応札分についてどのように管理すべきか具体的な方法を明記すべき。 同一コマでの応札の例 1回目：100応札、20約定、80未約定 バランス見直しによる余力更新 2回目：50応札、30約定、20未約定 上記のような場合、未約定となった応札量はどのような計算になるのか。	資源エネルギー庁に確認した結果、以下のような見解を得ておりますため、時間前市場に適切に入札ください。 ・時間前市場での約定結果に従って、適切に起動される場合、歯抜け約定等に伴うインバランスを発生させることは許容されると考えています
257	115	旧一電はSP市場および時間前市場での全量供出が求められており、SPバランスについては監視等委への報告も行っている。SP市場で全量入札を行った後に発生したバランスの変化によって生じた余力の時間前供出についても管理していく必要があるのか。時間前供出はバランス見直し時に全量供出を行っているものの、同一コマでの応札と約定が複数回発生し、管理が煩雑。仮に、時間前市場分の管理が必要なのであれば、時間前市場の応札分についてどのように管理すべきか具体的な方法を明記すべき。 同一コマでの応札の例 1回目：100応札、20約定、80未約定 バランス見直しによる余力更新 2回目：50応札、30約定、20未約定 上記のような場合、未約定となった応札量はどのような計算になるのか。	本業務マニュアル「第7章アセスメント結果への対応（市場応札）」に市場応札量の登録値の規則を追記しておりますので参照いただき、市場応札量を登録してください。
258	115	時間前市場については、G C前の1時間前後で札下げを行っているが、それ以降に需要見直し等を行った場合、発電余力>市場応札量となる可能性がある。 時間前市場の特性上やむなしと考えるが、このような場合もアセスメント違反対象となるのか。	可能な限り余力を市場へ応札してください。なお、ご意見いただいた事例がリクワイアメント未達成となるかについては、アセスメントの都度判断させていただきます。合理的な説明をしていただければリクワイアメント達成といたします。
259	115	限界費用>市場価格となる市況が数日間継続した場合、石油機などの電源はCOLD停止となりこの状態が長期化するとSP市場に応札しても当該日の並列が間に合わないためSP応札できないこともある。そのような場合、容量提供事業者はどのような行動を行うべきか記載いただきたい。	広域予備率低下のおそれに伴う供給力提供準備通知が出された場合、容量提供事業者は起動準備をしてください。 また平常時においても市場応札のリクワイアメントはございます。なお、市場応札量を減らすことができる条件等もございますので適切にご対応ください。
260	115	買いポジション時の扱いについて記載がない。限界費用>市場価格の際は経済行為として買いポジションであることが多く、この場合でもアセスメント違反となるのか。	当該電源が供給力を提供していただくため、市場応札をリクワイアメントとしているため、売り入札を意図しております。その旨をため、本業務マニュアルに反映を修正し、売り入札が対象であることを明確化いたします。 小売電気事業者等が活用しない余力分を売り入札することがリクワイアメントであり、買い入札を行うことで市場応札のリクワイアメントは達成にはなりません。 ①の段差制約については、ブロック入札で解消できない場合のみ認められる旨を「1.4.2.2市場応札の実施」に追記いたしました。
261	115	時間毎の段差制約にて応札できない量についてはアセスメント違反にならないということでしょうか。	①の段差制約については、ブロック入札で解消できない場合のみ認められる旨を「1.4.2.2市場応札の実施」に追記いたしました。
262	115	<7.1注3：市場応札の入札対象となる市場について> 「市場応札の入札対象となる市場は、スポット市場、時間前市場、需給調整市場となります。入札する市場は、電源の特性を踏まえた上で、容量提供事業者が任意に選択（複数選択も可）することが可能です。」 について、週間断面で供給力提供準備通知が発令されていた場合において、発令以降の入札対象市場は任意との理解でよいのか。（供給力提供準備通知以降に開場しているすべての市場に入札する必要はない）	ご記載のとおりです。
263	115	<7.1注3：市場応札の入札対象となる市場について> 「市場応札の入札対象となる市場は、スポット市場、時間前市場、需給調整市場となります。入札する市場は、電源の特性を踏まえた上で、容量提供事業者が任意に選択（複数選択も可）することが可能です。」 について、需給調整市場への入札とは、ΔkW市場への入札のみを指し、kWh市場は対象外との理解でよいのか。	需給調整市場への入札とは、ΔkW市場への入札のみを指します。
264	115	<7.1注3：市場応札の入札対象となる市場について> 「市場応札の入札対象となる市場は、スポット市場、時間前市場、需給調整市場となります。入札する市場は、電源の特性を踏まえた上で、容量提供事業者が任意に選択（複数選択も可）することが可能です。」 について、リクワイアメントのアセスメントは各市場での応札量毎に実施されるか。	アセスメントは各市場への応札量毎ではなく、各市場への応札量の合計値を踏まえて判断いたします。そのため、入札する市場は、電源の特性を踏まえた上で、容量提供事業者が複数選択することが可能です。
265	115	<7.1注3：市場応札の入札対象となる市場について> 「市場応札量の登録値は、各市場（需給調整市場を除く）に対して、応札したが落札されなかった分となり、需給調整市場では、応札分となります。」 について、スポット市場・時間前市場と需給調整市場で、登録値の考えが異なるのはなぜか。登録値の考え方についてご教示いただきたい。	スポット市場・時間前市場での約定分は発電計画値となることから、登録値に違いが生じます。 なお、本業務マニュアル「第7章アセスメント結果への対応（市場応札）」に市場応札量の登録方法を追記しておりますので参照いただき、市場応札量を登録してください。
266	115	<7.1注3：市場応札の入札対象となる市場について> 「市場応札量の登録値は、各市場（需給調整市場を除く）に対して、応札したが落札されなかった分となり、需給調整市場では、応札分となります。」 について、複数市場に応札した場合、各市場の登録値の合計値との理解でよいのか。 また下記の例の場合の登録値の考えは正しいか。 (例) スポット市場入札時点の余力が400MWの場合で、応札量400MW、約定量50MW（スポット市場としての登録値は未約定量350MW） ΔkW3次②入札時点の余力が350MWの場合で、応札量350MW、約定量100MW（ΔkW3次②としての登録値は応札量100MW） 時間前市場入札時点の余力が250MWの場合で、応札量250MW、約定量0MW（時間市場としての登録値は250MW） 上記の場合、市場応札量の登録値は350+350+250=「950MW」となる。	平常時のコマであれば、ご記載いただいた例における市場応札量の登録値はスポット市場としての未約定量350MW、時間前市場としての未約定量250MWの合計値である950MWとなります。 なお、低予備率アセスメント対象コマである場合は、ΔkW3次②としての約定量100MW、時間前市場としての未約定量250MWの合計値である350MWを登録してください。
267	115	<7.1注3：市場応札の入札対象となる市場について> 「市場応札量の登録値は、各市場（需給調整市場を除く）に対して、応札したが落札されなかった分となり、需給調整市場では、応札分となります。」 について、需給調整市場の応札量に関して、電源トラブル等により約定機の差替えを実施した場合でも、差し替え元電源・差し替え先電源の応札量には影響はないとの理解でよいのか。	容量市場の契約電源において、電源トラブル等が発生し、供給力の提供ができなくなった場合においては、本業務マニュアル「1.4.1.2容量停止計画の提出」に記載の実需給期間における容量停止計画の対象に該当するならば、事象発生の日でも良いので容量停止計画を遅滞なく提出してください。 なお、ご記載のようなケースにおける市場応札量に関しては、差替元、差替先に対して、実態を踏まえた市場応札量のご登録をお願いいたします。

No.	頁	ご意見	回答
268	115	<p><7.1注3：市場応札の入札対象となる市場について></p> <p>「注：電源等情報の登録時に容量市場システムへ提出した『電源の起動時間』と比べて起動に時間を要することが理由で卸電力市場等に入札できなかった場合、本機関はバランス停止から適切に起動していないと判断し、卸電力市場等に入札していない容量をリクワイアメント未達成量とします。」</p> <p>について、当該電源の約定から起動指令まで、約定処理や指令準備等で一定の所要時間が発生する。容量市場システムへ登録する「電源の起動時間」の中に、上記の所要時間を含めることを認めていただきたい。仮に上記対応が許容できないのであれば、約定処理や指令準備等が原因で発生したリクワイアメント未達成量は、事後の異議申立によりリクワイアメント未達の対象外とすることを認めていただきたい。</p>	<p>実需給期間中の起動時間の報告については、業務マニュアル「5.1.1.1市場応札量の登録」に反映いたします。</p>
269	115	<p><7.1注3：市場応札の入札対象となる市場について></p> <p>「なお、低予備率アセスメント対象コマに対する登録値は、当該コマが発生した（翌日計画公表以降に広域予備率が低下したと判断された）以降に卸電力市場等に入札した量を容量市場システムに登録してください。」について、時間前入札を需給バランスの見直しに伴い、一度札取り下げを行い、再度入札を実施した場合、登録値は初回入札分と再入札分の各入札量合計値との理解でよいか。それとも最終入札量のみを登録すればよいか。</p>	<p>需給調整市場への入札は実施していないという前提において、ご記載いただいた事例では、時間前市場に対する最終入札量の内、未約定量を当該コマに対する市場応札量として登録してください。</p>
270	115	<p><7.1注3：市場応札の入札対象となる市場について></p> <p>「なお、低予備率アセスメント対象コマに対する登録値は、当該コマが発生した（翌日計画公表以降に広域予備率が低下したと判断された）以降に卸電力市場等に入札した量を容量市場システムに登録してください。」について、時間前市場は前日17時に開場し、開場に合わせて市場応札する事業者も多いと考えられる一方で、供給力提供通知は前日18時に降に発令予定となっている。低予備率アセスメント対象に対する登録値は、当該コマが発生する以前の時間前市場応札量も含めてよいか。仮にカウントできない場合は、再度入札が必要となり、事業者の業務負担が増加するため、時間前市場開設時間や供給力提供通知のタイムスケジュールを考慮頂きたい。</p>	<p>「小売電気事業者等が活用しない余力の全量を特定の市場に入札した場合、未約定に伴う余力およびその後の増加した余力についてはリクワイアメント対象外とします。（ただし、広域予備率低下時は除きます）」とありますように、低予備率アセスメント対象コマに対しては「未約定に伴う余力およびその後の増加した余力についてはリクワイアメント対象」となりますので、適切にご対応ください。市場応札量の登録値については、「第7章アセスメント結果への対応（市場応札）」に追記しておりますので、ご確認をお願いいたします。</p>
271	115	<p><7.1注3：市場応札の入札対象となる市場について></p> <p>「なお、低予備率アセスメント対象コマに対する登録値は、当該コマが発生した（翌日計画公表以降に広域予備率が低下したと判断された）以降に卸電力市場等に入札した量を容量市場システムに登録してください。」について、時間前市場への市場応札に関しては、電力取引機能を有した自社システムを利用して、JEPXシステムへアイスバーク方式で投入している。この場合、時間前市場の板上には入札量の一部のみが投入され、その残量は自社システム内に待機している。待機している入札量についても市場応札量と見なすことでよいか。仮に待機札を市場応札量と見なすことができないとする場合、現行のJEPX時間前システムではアイスバーク供出ができなくなるため、アイスバーク機能を実装するように改修いただきたい。</p>	<p>アイスバーク方式で時間前市場へ入札した場合、待機している入札量についても市場応札量と見なします。待機している量と、実際に応札を行ったが落札しなかった量の合計値を市場応札量として、登録してください。なお、必要に応じて、当該状況について確認させていただく場合がございます。</p>
272	115	<p><7.1注3：市場応札の入札対象となる市場について></p> <p>「なお、低予備率アセスメント対象コマに対する登録値は、当該コマが発生した（翌日計画公表以降に広域予備率が低下したと判断された）以降に卸電力市場等に入札した量を容量市場システムに登録してください。」について、低予備率アセスメント対象コマの発生時において、バランス停止中電源以外の電源についてはいつまで札を入札しておくことが求められるか。</p>	<p>可能な限り余力を市場へ応札してください。</p>
273	115	<p><7.1注3：市場応札の入札対象となる市場について></p> <p>「バランス停止からの起動に係るアセスメントは、電源等登録時に登録した起動パターンに応じて実施します。」</p> <p>について、容量市場システム内の電源等登録時に登録した起動パターンは10パターンまで登録可能であるが、複数起動パターンが登録されている場合、どの起動パターンでアセスメントがなされるのか。</p>	<p>バランス停止からの起動時の電源の起動時間を報告していただくこととなります。こちらにつきましては業務マニュアル「5.1.1.1市場応札量の登録」に追記いたします。</p>
274	115	<p>【揚水について】</p> <p>前日以降に低予備率アセスメントコマの追加指示があるとの記載があるが、上池容量の残容量次第では、急な追加指示に対応できない可能性（運転継続可能時間を市場応札できない可能性）が考えられる。揚水については、早めの指示をいただけるということでしょうか。</p>	<p>運転継続時間内であれば、市場へ応札すること、および、供給指示への対応が必要となりますので低予備率アセスメントコマに対して、適切な上池残量の確保を実施願います。</p>
275	116	<p>市場応札のアセスメントに用いる「発電余力」とは、ゲートクローズの時点の余力のごとで良いでしょうか。</p> <p>例えば、ゲートクローズ直前に計画を見直した結果、発電計画値が減少するような場合、入札可能な市場がないタイミングで余力が生じることになりますが、このような場合の余力は入札不要という理解で良いでしょうか。</p>	<p>「相対契約上の計画変更締切時間」以降の余力となります。計画を見直した結果、発電計画値が減少するような場合、入札可能な市場がある限りは応札していただくことが必要です。</p>
276	116	<p>受給対象年度2024年度の容量市場メインオークション募集要項では、ブラックスタート機能を有する揚水（純揚水）発電所の期待容量からブラックスタート必要量を控除していない。ブラックスタート機能を有する純揚水発電所が、2024年度向け属地TSOのブラックスタート機能公募調達にて落札している場合、水位の運用主体である調整力提供者（＝容量提供事業者）は、当該発電所の発電計画・動力計画・市場応札量をブラックスタート必要量を控除した貯水量から策定するものと認識しております。容量提供事業者（＝調整力提供者）がブラックスタート必要量を確保している場合、市場応札のリクワイアメント未達成量の算定において、ブラックスタート必要量が考慮されると理解してよろしいでしょうか。</p>	<p>2023年10月13日に開催された第85回 総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会 制度検討作業部会制度検討作業部会において、実需給2024～2026年度におけるBS公募の落札電源（純揚水等）については、容量市場との重複を回避するため、容量市場からBS機能に必要なkWh相当分の容量を部分退出することとなりました。そのため、ブラックスタート必要量は考慮いたしません。</p>
277	116	<p>説明会資料36スライドでは「小売電気事業者等が活用しない余力の全量を特定の市場に入札した場合、未約定に伴う余力およびその後の増加した余力についてはリクワイアメント対象外とします。（ただし、広域予備率低下時は除きます）」とある。一方、市場応札量が発電余力以上であるならば、リクワイアメント未達成量＝0とある。説明会資料に従うならば、需給調整市場の週間商品への応札とS P市場の全量入札をもって、平常時はリクワイアメント達成と読めるが、業務マニュアル上のアセスメント算定方法の記載に従うと、S P全量入札を行っても、以降に発生した余力分はアセスメント対象となるため、時間前応札分も加算する必要があると読める。どちらが正しいのか明確にしてください。</p>	<p>ご記載頂きました説明会資料の記載、本業務マニュアルの記載のいずれも正しい内容となります。説明会資料36スライドでは平常時の場合を記載しております。需給調整市場の週間商品への応札とS P市場の全量入札をもって、平常時はリクワイアメント達成となりますが、広域予備率低下時につきましては、S P全量入札を行っても、以降に発生した余力分はリクワイアメントアセスメント対象となるため、時間前市場への応札が必要となります。</p>
278	120	<p>週間～翌日計画公表前に周知される「広域予備率低下のおそれに伴う供給力提供準備通知」について、FITステータス2の再通知（前日6時）のタイミングは、一般送配電事業者の供給力が大きく変動する可能性が高いタイミングであるため、このタイミングで広域予備率を算定することは可能でしょうか？ また予め「広域予備率低下のおそれに伴う供給力提供準備通知」を发出していた場合、前日6時のタイミングでもし広域予備率を再算定した結果、8%以上に回復していた場合においては、「広域予備率低下のおそれに伴う供給力提供準備通知」を取り下げいただき、不要な市場対応を回避したいが、対応可能でしょうか？</p>	<p>「広域予備率低下のおそれに伴う供給力提供準備通知」のタイミングについて、頂いたご意見は今後の検討の参考とさせていただきます。</p>
279	120	<p>第67回の制度設計専門会合にて「2024年度以降、揚水発電の水位の運用は調整力提供者が主体的に行う」と整理されています。また2023年7月25日の「調整力及び需給バランス評価等に関する委員会」資料1-3にて、平常時、調整力提供者は、すでに約定しているΔkWが最大限使用された場合の水位と未使用時の水位が実際の貯水池の上下限を逸脱しないように発電・動力を計画し、1日1点の水位の上下限を一般送配電事業者に通知すると整理されています。</p> <p>もし「広域予備率低下に伴う余力提供通知」の対象日の前日にΔkWが約定している場合、ΔkW供出時間帯前の計画では、ΔkW使用量が不確定な状況で発電・動力を計画策定することになります。TSOによるΔkW使用状況の変動により、市場応札のリクワイアメントが未達成になる場合や、過剰な揚水動力する計画を策定し河川法を遵守できない場合があります。ΔkW使用量などを確実に反映したうえで、河川法等を遵守した計画策定を行ってからリクワイアメント対応を行う場合、低予備アセスメント対象コマでの市場応札が間に合わないことが想定されます。この場合は、「異議申立」を行うことで「水力発電所において、河川法の遵守に伴い入札できる容量が減少する場合」または「その他やむを得ない理由があり、本機関が合理的と認めた場合」に該当すると判断されるのでしょうか。</p>	<p>「その他やむを得ない理由があり、本機関が合理的と認めた場合」に該当するか否かは個別のケースに応じて、アセスメントの都度判断させていただきます。なお、合理的な説明をしていただければリクワイアメント達成といたします。</p>
280	120	<p>#30と同様。アセスメント結果仮確定通知を受領した日を含め5営業日以内に異議申し立てを行うことができるとなっているが、前月分受給電力に係る調定及び社内経理処理手続きと重なり実務的に対応が困難なため、仮確定通知を月初とすることは避けていただきたい。</p>	<p>頂きましたご意見は今後の検討の参考とさせていただきます。（10月25日先行回答分）</p>
281	125	<p>8.1 供給指示に係るアセスメント結果の確定手続き注2：アセスメントの基準について、「一般送配電事業者からの電気の供給指示に対して、事業者が適切に対応していないと本機関が判断した場合」とありますが、適切に対応していないと判定するケースは、どのような場合でしょうか？</p>	<p>「第8章 アセスメント結果への対応（供給指示）」に記載のとおり、以下に当てはまらない場合は適切に対応していないと判定いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般送配電事業者が出力を直接制御できる場合（オンラインの場合） ・アセスメント対象容量以上の電気の供給実績がある場合 ・その他、電気の供給ができないことについてやむを得ない理由があり、本機関が合理的と認めた場合
282	125	<p>注2について、事業者が適切に対応している場合として「その他供給ができないことについてやむを得ない理由があり、本機関が合理的と認めた場合」と記載されているが、揚水ではない大規模水力において濁水のため供給できない場合はこれに該当するか。また、公衆保安確保のため、発電できない場合もやむを得ない理由に該当するか。「やむを得ない場合」の基準があれば確認したい。</p>	<p>「やむを得ない場合」に該当するか否かにつきましては、アセスメントの都度確認させていただきます。なお、合理的な説明をしていただければリクワイアメント達成といたします。</p>

No.	頁	ご意見	回答
283	130	#30と同様。アセスメント結果仮確定通知を受領した日を含め5営業日以内に異議申し立てを行うことができるとなっているが、前月分受給電力に係る調定及び社内経理処理手続きと重なり実務的に対応が困難なため、仮確定通知を月初とすることは避けていただきたい。	頂きましたご意見は今後の検討の参考とさせていただきます。 (10月25日先行回答分)
284	142	貴殿とのメールのやり取りについて、確認させてください。 メールイメージを拝見すると、電源が多くなるほど、メール件数が多くなり、またメール本文のみでのやり取りになると認識しております。対象電源毎や対象コマ毎のやり取りになりますと、管理が煩雑になり、不手際により貴殿にご迷惑をお掛けする可能性もありうると考えております。つきましては、メール本文とは別にExcelやCSVなどの添付ファイルでの情報発信も想定されてますでしょうか？	頂きましたご意見は今後の検討の参考とさせていただきます。
285	142	容量停止計画の確認・修正時期が、「実需給月+1か月 第16営業日」となっていますが、これらの業務は事前なので、「+」は誤記ではないでしょうか。	ご記載の「容量停止計画の確認・修正時期」は、実需給後の計画内容修正および本機関による確認が完了する時期を指しますが、ご指摘を踏まえ、明確化の観点から業務マニュアルの記載を修正いたします。 (10月25日先行回答分)
286	142	「実需給月+1か月 第16営業日」という記載は、例えば実需給月が4月の場合は、5月の16営業日ということによろしいでしょうか。6月の16営業日であるようにも読めるため、明確に記載いただけないでしょうか。	ご指摘の内容は5月の第16営業日を指しますが、業務マニュアルの内容が不明瞭なため、ご指摘を踏まえ、明確化の観点から業務マニュアルの記載を修正いたします。 (10月25日先行回答分)
287	142	マイルストーンに記載のある「～対象実需給月+1か月 第16営業日」の意味するところは、変換・登録された容量停止計画の確認、修正期限は実需給月翌月の第16営業日ということが良いか。また、ここでの営業日は、容量確保契約款で定める営業日の定義に従うことが良いか。	期限及び営業日の定義についてご記載のとおりです。
288	142	マイルストーンに記載のある、広域機関からの「停止理由の提出依頼」はいつまでに行われるのか。回答期限が指定されている一方、依頼がいつ来るかがわからなければ対応可否が判断できない。	停止理由の提出依頼は実需給月+2月の月上旬を想定しております。 (10月25日先行回答分)
289	144	#34と同様、発電量調整受電電力量の修正登録期限が定められている一方、一般送配電事業者への提出依頼や審査結果通知等の時期が不明瞭。	審査結果通知は実需給月+12月の中旬頃の実施を想定しています。メール受領後すみやかに発電量調整受電電力量の修正登録をしてください。申告から結果通知までの期間は2営業日程度を想定しております。
290	145	市場応札量の登録は、実需給後のどの時期に可能となるか。	実需給月+1月上旬に依頼メールを送付予定です。 (10月25日先行回答分)
291	145	μは対象実需給月+1か月、第20営業日は、例えば2024年4月需給分は、5/30なのか、それとも、6/28のことか。	2024年4月実需給分の締め切り（実需給月+1か月、第20営業日）は、5月30日になります。 (10月25日先行回答分)
294	別紙	Appendix2 業務手順全体図（別紙）に容量停止計画の修正・提出期限が「対象実需給月+1か月 第16営業日」と記載されていますが、急なトラブルによる計画外停止は容量停止計画を事後で提出する理解で良いでしょうか。	急なトラブルによる計画外停止に関する容量停止計画の提出は事後で問題ありません。事象発生の翌日でも良いので遅滞なく提出してください。
295	別紙	Appendix2 業務手順全体図（別紙）に容量停止計画の修正・提出期限が「対象実需給月+1か月 第16営業日」と記載されていますが、事後提出時のアセスメントのペナルティ倍率は5倍という理解で良いでしょうか。（平常時の夜間・休日を除く）	ご記載のとおりです。
296	別紙	実需給後、事業者起因の登録誤り・漏れによる容量停止計画の修正・提出は事後でも認められるという理解で良いでしょうか。認めれる場合、修正・提出期限はAppendix2 業務手順全体図（別紙）の容量停止計画の修正・提出期限「対象実需給月+1か月 第16営業日」と同じという理解でよいでしょうか。	ご記載のとおりです。容量停止計画については遅滞なく提出してください。

容量市場
業務マニュアル
実需給期間中
リクワイアメント対応
(変動電源（単独））編
(対象実需給年度：2024年度)

2023年 月 日 第 版 発行

電力広域的運営推進機関

（変更履歴）

	変更点		日付
	変更箇所	変更内容	
初版	新規作成	—	2023年 月 日

※誤字等、業務内容に影響しない事項は随時修正します。

目次

第1章	はじめに	4
1.1	本業務マニュアルの対象事業者.....	5
1.2	本業務マニュアルの構成.....	7
1.3	容量提供事業者等が登録・提出すべき算定諸元の一覧.....	8
1.4	変動電源（単独）に係るリクワイアメントの概要説明.....	9
第2章	算定諸元登録（容量停止計画）	10
2.1	実需給期間中の容量停止計画登録の概要.....	11
2.2	容量停止計画の登録.....	13
2.3	作業停止計画（月間）からの変換.....	34
2.4	容量停止計画登録漏れの確認への対応.....	37
2.5	差替先電源情報に係る整合性審査結果への対応.....	40
2.6	容量停止計画提出時期の妥当性審査に係る対応.....	42
第3章	算定諸元登録（発電計画・発電上限）	47
3.1	発電計画・発電上限に関する対応.....	48
3.2	差替先電源情報に係る整合性審査結果への対応.....	67
第4章	アセスメント結果への対応（容量停止計画）	69
4.1	容量停止計画に係るアセスメント結果の確認手続き.....	72
Appendix.1	図表一覧.....	83
Appendix.2	業務手順全体図.....	86
Appendix.3	実需給期間中リクワイアメント対応に係る用語集.....	87

第1章 はじめに

容量市場業務マニュアル 実需給期間中リクワイアメント対応（変動電源（単独））編（以下、本業務マニュアル）は、電力広域的運営推進機関（以下、本機関）の業務規程（第32条の5）の規定に基づき作成された文書です。

本業務マニュアルは実需給期間の直前から実需給期間にかけて実施する業務のうち、リクワイアメント・アセスメントに係る容量提供事業者が実施すべき業務手順やシステム¹の操作方法²が記載されています（図1-1参照）。

なお、それぞれのリクワイアメント・アセスメントのスケジュールについては、『Appendix.2 業務手順全体図』に記載をしております。

容量提供事業者が提供する電源の電源等区分によって課せられるリクワイアメント・アセスメントの種類が異なるため、業務マニュアルは電源等区分毎に作成しています。

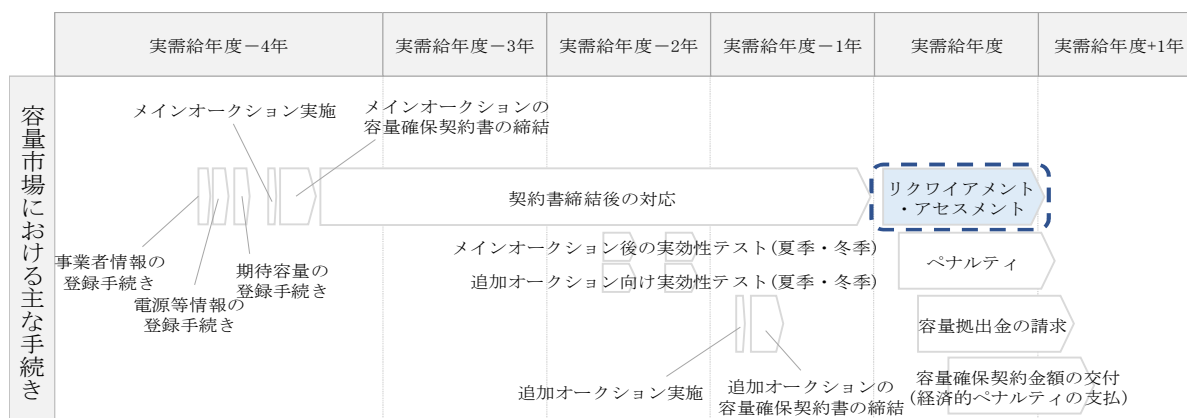


図1-1 本業務マニュアルが対象とするリクワイアメント対応の位置づけ

- 1.1 本業務マニュアルの対象事業者
- 1.2 本業務マニュアルの構成
- 1.3 容量提供事業者等が登録・提出すべき算定諸元の一覧

¹ 容量市場システムは、容量市場における容量オークション等への参加を希望する本機関会員、その他電気供給事業者の情報を適切に把握し、円滑な市場運営を行うために必要な機能を備えた情報処理システムです。

² 本業務マニュアルに記載している容量市場システムの機能は一部であり、その他の機能は必要に応じて容量市場システムマニュアルを参照してください。

1.1 本業務マニュアルの対象事業者

本業務マニュアルの対象事業者は、実需給 2024 年度向けの容量オークションに落札した変動電源（単独）を提供する容量提供事業者、もしくは電源等差替により変動電源（単独）に対する差替先となった電源を提供する事業者です。電源等差替契約を締結していない容量提供事業者を対象としたマニュアル、電源等差替契約を締結した差替先・差替元の事業者を対象としたマニュアルをそれぞれ一覧化しておりますので、ご確認ください（図 1-2、図 1-3 参照）。電源等差替により変動電源（単独）に対する差替先となった電源を提供する事業者の具体的な参照箇所は、第 2 章『算定諸元登録（容量停止計画）』、第 3 章『算定諸元登録（発電計画・発電上限）』です。

なお、変動電源（単独）の差替先電源等提供者が容量確保契約を締結していない場合は、差替元電源区分に係る業務マニュアルを確認していただく必要があります。

○：確認が必要

電源等区分	業務マニュアル			
	業務マニュアル 実需給期間向け リクワイアメント対応 (安定電源)編	業務マニュアル 実需給期間向け リクワイアメント対応 (変動電源(単独))編	業務マニュアル 実需給期間向け リクワイアメント対応 (変動電源(アグリゲート))編	業務マニュアル 実需給期間向け リクワイアメント対応 (発動指令電源)編
安定電源	○	-	-	-
変動電源(単独)	-	○	-	-
変動電源(アグリゲート)	-	-	○	-
発動指令電源	-	-	-	○

図 1-2 電源等差替契約を締結していない容量提供事業者が確認すべきマニュアル

○：全編確認が必要
△：一部確認が必要

事業者区分	差替先電源の電源等区分	差替元電源の電源等区分	業務マニュアル			
			業務マニュアル 実需給期間向け リクワイアメント対応 (安定電源)編	業務マニュアル 実需給期間向け リクワイアメント対応 (変動電源(単独))編	業務マニュアル 実需給期間向け リクワイアメント対応 (変動電源(アグリゲート))編	業務マニュアル 実需給期間向け リクワイアメント対応 (発動指令電源)編
差替元事業者	-	安定電源	○	-	-	-
		変動電源(単独)	-	○	-	-
		変動電源(アグリゲート)	-	-	○	-
		発動指令電源	-	-	-	○
差替先事業者	安定電源	安定電源	○	-	-	-
		変動電源(単独)	○	△	-	-
		変動電源(アグリゲート)	○	-	△	-
		発動指令電源	○	-	-	△
	変動電源(単独)	安定電源	△	○	-	-
		変動電源(単独)	-	○	-	-
		変動電源(アグリゲート)	-	○	△	-
		発動指令電源	-	○	-	△
	変動電源(アグリゲート)	安定電源	△	-	○	-
		変動電源(単独)	-	△	○	-
		変動電源(アグリゲート)	-	-	○	-
		発動指令電源	-	-	○	△
	発動指令電源	安定電源	△	-	-	○
		変動電源(単独)	-	△	-	○
		変動電源(アグリゲート)	-	-	△	○
		発動指令電源	-	-	-	○

図 1-3 電源等差替契約を締結した容量提供事業者が確認すべきマニュアル

1.2 本業務マニュアルの構成

本業務マニュアルにおける章の構成は以下の通りです（図 1-4 参照）。

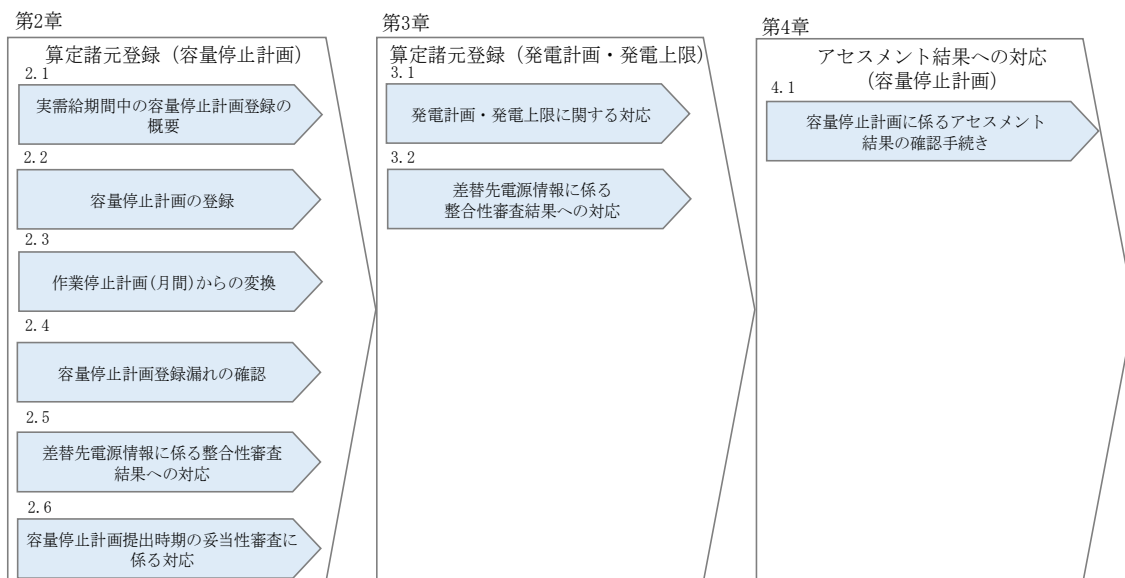


図 1-4 本業務マニュアルの構成（第 1 章除く）

アセスメントに必要となる算定諸元の登録手続きは第 2 章から第 3 章、アセスメントに係る異議申立等の手順は第 4 章を参照してください。

1.3 容量提供事業者等が登録・提出すべき算定諸元の一覧

変動電源（単独）に係るリクワイアメントを遵守するにあたり、容量提供事業者等が登録・提出すべき算定諸元について、一覧化しておりますのでご確認ください（図1-5 参照³⁾）。

容量提供事業者が電源等差替を行っていない場合

登録主体	容量停止計画	発電計画・発電上限
容量提供事業者	・ 自電源の容量停止計画	・ 自電源の全量

容量提供事業者が電源等差替を行った場合

登録主体		容量停止計画	発電計画・発電上限
差替元電源等提供者	部分差替の場合	・ 差替元電源の容量停止計画 ・ 差替先電源の容量停止計画	・ 差替元電源の全量 ・ 差替先電源から差替元電源に配分された量
	全量差替の場合	・ 差替先電源の容量停止計画	・ 差替先電源から差替元電源に配分された量

電源等差替により差替先電源等提供者となった場合

登録主体	容量停止計画 ³⁾	発電計画・発電上限
差替先電源等提供者	・ 差替先電源の容量停止計画	・ 差替先電源の全量

図 1-5 変動電源（単独）に係るリクワイアメントを遵守するにあたり容量提供事業者等が登録・提出すべき算定諸元の一覧⁴⁵⁾

³⁾ 差替元電源等提供者と差替先電源等提供者が同一事業者の場合も、同様に差替元電源および差替先電源の容量停止計画を提出してください。

⁴⁾ 本業務マニュアルでは、事業者が容量市場システム上にアップロードする算定諸元については「算定諸元の登録」、事業者がメールにて本機関に送付する算定諸元については「算定諸元の提出」と表記をしています。

⁵⁾ 容量確保契約を締結していない差替先電源等提供者については、容量停止計画の提出は不要です。

1.4 変動電源（単独）に係るリクワイアメントの概要説明

本節では、変動電源（単独）に係る実需給期間中のリクワイアメント概要を説明します。

1.4.1 供給力の維持

1.4.1 供給力の維持

本項では、供給力の維持について説明します。

1.4.1.1 供給力の維持

1.4.1.2 容量停止計画の提出

1.4.1.1 供給力の維持

実需給年度において、契約電源をアセスメント対象容量以上の供給力を提供できる状態を維持してください。

1.4.1.2 容量停止計画の提出

容量停止計画を提出する場合は、年間 8,640 コマ(180 日相当)を上限に、契約電源の停止またはアセスメント対象容量以下の出力が認められます。

ただし、自然影響により電源等の出力が停止又は出力低下する場合、容量停止計画の提出は不要です。

容量停止計画の提出は、第2章『算定諸元登録（容量停止計画）』を参照して実施してください。

注：実需給期間における容量停止計画の対象は、電源等の維持・運営に必要な作業、および発電設備自体の作業停止等ではないその他要因(流通設備の計画的な作業実施や従来からの地元自治体との協定等)による電源等の停止または出力低下となります。

なお、実需給年度2年前に行った容量停止計画の調整業務の際に提出いただいた容量停止計画は、各エリア・各月の供給信頼度の確保を目的としておりましたが、実需給期間においては供給力の維持に係るリクワイアメントを満たしているかを確認する目的で、容量停止計画を提出いただきます。したがって、事故や運用による供給力の低下、日数が短く休日等の軽負荷時に実施される作業等を含む電源等の停止・出力低下についても、容量停止計画を提出してください。

第2章 算定諸元登録（容量停止計画）

本章では、算定諸元登録（容量停止計画）に関する以下の内容について説明します（図 2-1 参照）。

- 2.1 実需給期間中の容量停止計画登録の概要
- 2.2 容量停止計画の登録
- 2.3 作業停止計画(月間)からの変換
- 2.4 容量停止計画登録漏れの確認への対応
- 2.5 差替先電源情報に係る整合性審査結果への対応
- 2.6 容量停止計画提出時期の妥当性審査に係る対応

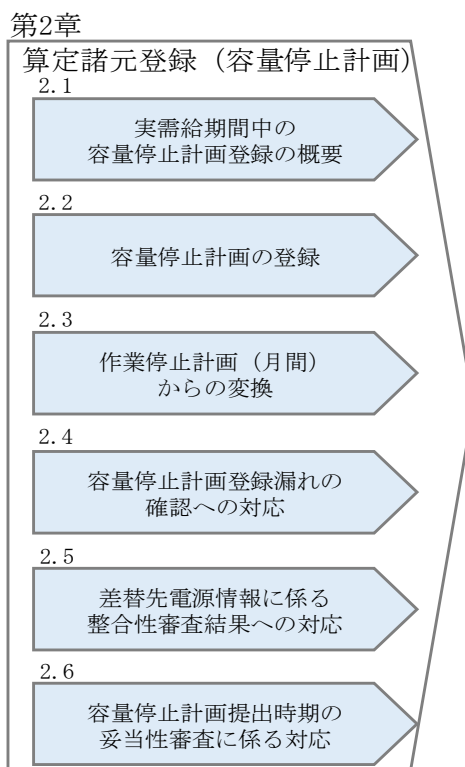


図 2-1 第2章の構成

2.1 実需給期間中の容量停止計画登録の概要

2.1 実需給期間中の容量停止計画登録の概要

実需給期間中の容量停止計画登録の概要は表 2-1 の通りとなります。

表 2-1 容量停止計画登録作業の概要

実需給 2 年度前に登録された容量停止計画の取込			
項目	作業時期	実施主体	概要
実需給 2 年度前に登録された容量停止計画の変換	実需給年度前年度の 3 月	本機関	実需給 2 年度前に登録された容量停止計画を、本機関にて実需給期間向けに変換し、容量市場システムに登録します。
容量提供事業者による容量停止計画の登録			
項目	作業時期	実施主体	概要
容量市場システムでの容量停止計画の登録	都度 ⁶	容量提供事業者	容量停止計画に追加・変更があった際に、容量市場システム上で登録・修正してください（『2.2 容量停止計画の登録』参照）。

⁶ 提出タイミングとペナルティ倍率の関係については、第 6 章を参照してください。

2.1 実需給期間中の容量停止計画登録の概要

作業停止計画（月間）から容量停止計画への変換			
項目	作業時期	実施主体	概要
紐づけ情報の提出	対象月の 前月 10 日まで	容量提供 事業者	作業停止計画（月間）を提出している容量提供事業者の内、容量停止計画への変換を希望する事業者は、変換に必要な情報（広域受付番号、電源等識別番号）を所定のフォーマットに記入したうえで、本機関へメール送付してください（『2.3 作業停止計画(月間)からの変換』参照）。
作業停止計画（月間）の変換	紐づけ情報の提出日の翌営業日	本機関	容量提供事業者が提出している作業停止計画（月間）の内、変換を希望するものについて、本機関にて容量停止計画に変換し、容量市場システムに登録します（『2.3 作業停止計画(月間)からの変換』参照）。

2.2 容量停止計画の登録

本節では容量停止計画の登録について説明します（図 2-2 参照）。

2.2.1 容量停止計画の登録

2.2.2 差替先の容量停止計画の登録

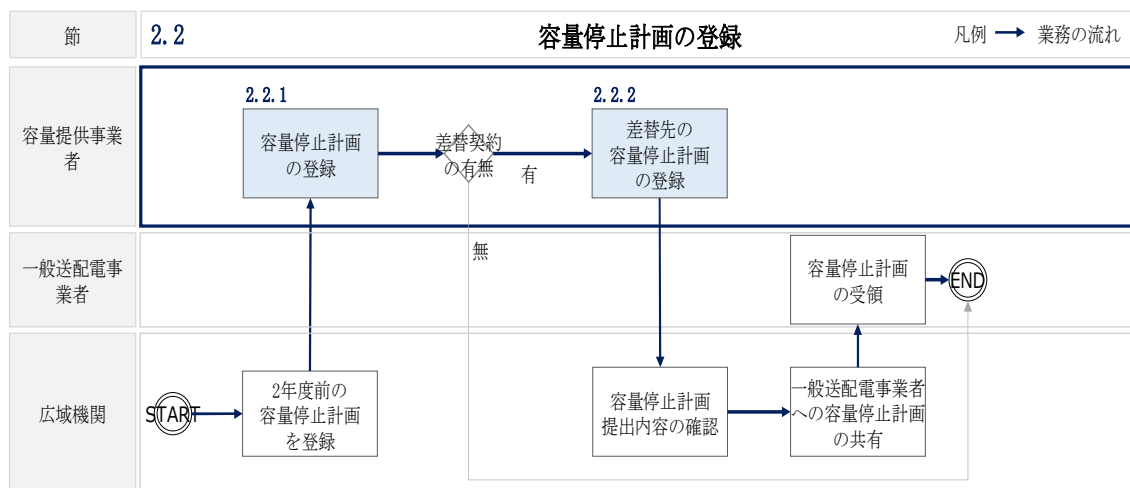


図 2-2 容量停止計画の登録

2.2.1 容量停止計画の登録

本項では容量停止計画の登録について説明します（図 2-3 参照）。

注：容量市場システム（実需給期間向け）⁷は2024年4月から運用開始予定となります。それまでは、容量停止計画をシステムで提出することができないため、4月の容量停止計画を登録する必要がある場合については、メールにて容量停止計画を提出してください。本機関にて、容量市場システムに登録します。詳細な手順は、別途説明会等で補足します。なお、5月分以降の容量停止計画については、システムの運用開始後に容量提供事業者にてシステムから登録してください。

2.2.1.1 容量停止計画の確認

2.2.1.2 容量停止計画の登録（CSV一括登録）

0

容量停止計画の登録（容量停止計画変更・確認画面）

2.2.1.4 容量停止計画の登録結果の確認

2.2.1 容量停止計画の登録

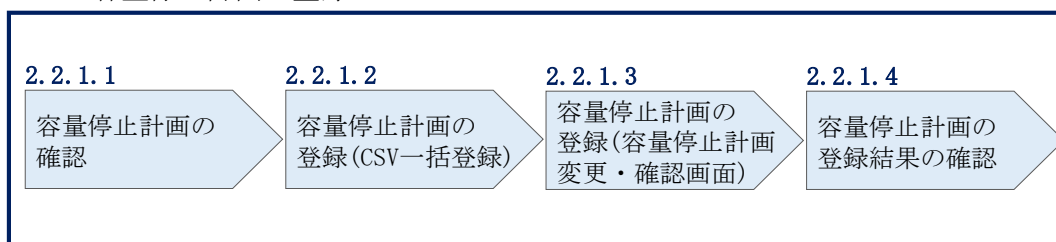


図 2-3 容量停止計画の登録手順

2.2.1.1 容量停止計画の確認

容量市場システムに登録されている容量停止計画を確認してください。

注1：2024年4月の容量停止計画については3月中に確認する必要がありますが、システム上での確認ができないため、本機関とのメールのやり取りで確認いただく予定です。詳細については、別途説明会等で補足します。

⁷ 容量市場システム（実需給期間向け）の稼働時間は原則、平日9時～18時となっております。

注2：実需給2年度前に登録された容量停止計画を、本機関にて実需給期間向けに変換し容量市場システムに登録する際の変換後の登録状況は、回次1で登録（初回登録）されています。

容量市場システムの折り畳みメニュー「リクワイアメント・アセスメント」の中の「容量停止計画一覧画面」リンクをクリックして、「容量停止計画一覧画面」へ進んでください。

「実需給年度」を入力し、「最新回次⁸切替」で「最新回次のみ表示」を選択し、「検索」ボタンをクリックしてください。

「容量停止計画一覧（検索結果）」に条件に合致する結果が表示されますので、「計画提出事業者コード」リンクをクリックし、「容量停止計画確認・変更画面」へ進んでください（図2-4 図2-5参照）。

「容量停止計画確認・変更画面」にて、登録された容量停止計画を事業者ご自身でご確認ください。

⁸ 本業務マニュアル末尾に掲載されている Appendix3 を参照。

2.2 容量停止計画の登録

≡ | 容量市場システム
ログイン日時: 2020/3/23 12:00 ログアウト

容量停止計画一覧画面

TOP > リクワイアメント・アセスメント > 容量停止計画一覧

実需給年度*	<input type="text" value="YYYY"/>	計画提出事業者コード	<input type="text" value="XXXX"/>	計画提出事業者名	<input type="text" value="XXXXX"/>
容量停止計画ID	<input type="text"/>	計画提出日	<input type="text" value="YYYY/MM/DD"/> ~ <input type="text" value="YYYY/MM/DD"/>		
電源等識別番号	<input type="text"/>	電源等の名称	<input type="text"/>	枝番	<input type="text"/>
容量停止期間	<input type="text" value="YYYY/MM/DD"/> ~ <input type="text" value="YYYY/MM/DD"/>	容量停止計画区分	<input type="checkbox"/> 容量停止計画（広域提出） <input type="checkbox"/> 容量停止計画（事業者提出）		
最新回次切替	<input type="checkbox"/> 最新回次のみ表示				

検索

容量停止計画一覧

実需給年度	計画提出事業者コード▲	計画事業者
YYYY	XXXX	XX
YYYY	XXXX	XX
YYYY	XXXX	XX
YYYY	XXXX	XX
YYYY	XXXX	XX
YYYY	XXXX	XX

「計画提出事業者コード」
 リンクをクリックして「容量停止計画確認・変更画面」へ進んでください。

時刻▲	容量停止計画区分▲	電源等識別番号▲	電源等の名称▲
3:00	容量停止計画（事業者提出）	XXXXXXXXXX	電源 1
3:00	容量停止計画（事業者提出）	XXXXXXXXXX	電源 1
3:00	容量停止計画（事業者提出）	XXXXXXXXXX	電源 1
3:00	容量停止計画（事業者提出）	XXXXXXXXXX	電源 1
3:00	容量停止計画（広域提出）	XXXXXXXXXX	電源 1

実需給年度	計画提出事業者コード▲	計画事業者	計画ID	計画種別	計画開始時刻	計画終了時刻	計画区分	電源等識別番号	電源等の名称
YYYY	XXXX	XXXXX	0000000007	XX	2024/3/5 12:00	2024/3/5 13:00	容量停止計画（広域提出）	XXXXXXXXXX	電源 1
YYYY	XXXX	XXXXX	0000000008	XX	2024/3/2 12:00	2024/3/2 13:00	容量停止計画（広域提出）	XXXXXXXXXX	電源 1
YYYY	XXXX	XXXXX	0000000009	XX	2024/2/28 12:00	2024/2/28 13:00	容量停止計画（事業者提出）	XXXXXXXXXX	電源 2
YYYY	XXXX	XXXXX	0000000010	XX	2024/2/25 12:00	2024/2/25 13:00	容量停止計画（事業者提出）	XXXXXXXXXX	電源 2
YYYY	XXXX	XXXXX	0000000011	XX	2024/2/22 12:00	2024/2/22 13:00	容量停止計画（事業者提出）	XXXXXXXXXX	電源 2
YYYY	XXXX	XXXXX	0000000012	XX	2024/2/19 12:00	2024/2/19 13:00	容量停止計画（事業者提出）	XXXXXXXXXX	電源 2
YYYY	XXXX	XXXXX	0000000013	XX	2024/2/16 12:00	2024/2/16 13:00	容量停止計画（広域提出）	XXXXXXXXXX	電源 3
YYYY	XXXX	XXXXX	0000000014	XX	2024/2/13 12:00	2024/2/13 13:00	容量停止計画（広域提出）	XXXXXXXXXX	電源 3
YYYY	XXXX	XXXXX	0000000015	XX	2024/2/10 12:00	2024/2/10 13:00	容量停止計画（広域提出）	XXXXXXXXXX	電源 4

1-15件 (全XX件) << 最初 < 前 1 / X 次 > 最後 >> 一覧出力

図 2-4 容量停止計画一覧画面 画面イメージ

| 容量市場システム

容量停止計画確認・変更画面

TOP > リクワイアメント・アセスメント > 容量停止計画一覧 > 容量停止計画確認・変更

実需給年度*	2024	計画提出事業者コード	XXXX
容量停止計画ID		計画提出日	YYYY
電源等識別番号		電源等の名称	
容量停止期間	YYYY/MM/DD ~ YYYY/MM/DD		

容量提供事業者が登録した容量停止計画を確認してください。

| 容量停止計画（最新）

実需給年度	計画提出日時	容量停止計画区分	容量停止計画ID	電源等識別番号	電源等の名称	差替ID	差替元電源等識別番号	受電地点特定番号	枝番
2024	2024/3/23 12:00	容量停止計画（広域提出）	XXXXXXXX	XXXXXXXX	電源1	XXXXXXXX	XXXXXXXX	XXXXXXXXXXXXXXXXXX	XX
2024	2024/3/23 12:00	容量停止計画（広域提出）	XXXXXXXX	XXXXXXXX	電源1	XXXXXXXX	XXXXXXXX	XXXXXXXXXXXXXXXXXX	XX
2024	2024/3/23 12:00	容量停止計画（事業者提出）	XXXXXXXX	XXXXXXXX	電源2	XXXXXXXX	XXXXXXXX	XXXXXXXXXXXXXXXXXX	XX
2024	2024/3/23 12:00	容量停止計画（広域提出）	XXXXXXXX	XXXXXXXX	電源3	XXXXXXXX	XXXXXXXX	XXXXXXXXXXXXXXXXXX	XX

| 変更情報入力欄

選択	実需給年度	計画提出日時	容量停止計画区分	容量停止計画ID	電源等識別番号	電源等の名称	差替ID	差替元電源等識別番号	受電地点特定番号
<input type="checkbox"/>	2024	2024/3/23 12:00	容量停止計画（広域提出）	XXXXXXXX	XXXXXXXX	電源1	XXXXXXXX	XXXXXXXX	XXXXXXXX
<input type="checkbox"/>	2024	2024/3/23 12:00	容量停止計画（広域提出）	XXXXXXXX	XXXXXXXX	電源1	XXXXXXXX	XXXXXXXX	XXXXXXXX
<input type="checkbox"/>	2024	2024/3/23 12:00	容量停止計画（事業者提出）	XXXXXXXX	XXXXXXXX	電源2	XXXXXXXX	XXXXXXXX	XXXXXXXX
<input type="checkbox"/>	2024	2024/3/23 12:00	容量停止計画（広域提出）	XXXXXXXX	XXXXXXXX	電源3	XXXXXXXX	XXXXXXXX	XXXXXXXX

1-4件（全4件） << 最初 < 前 XX / YY 次へ 最後へ

図 2-5 容量停止計画確認・変更画面 画面イメージ

2.2.1.2 容量停止計画の登録（CSV一括登録）

本手順では、CSV一括登録により容量停止計画を登録・修正する場合の手順を説明します。

容量停止計画の登録は、<https://www.occto.or.jp/market-board/market/youryou-system> からダウンロードする CSV ファイルを用いてください（図 2-6、表 2-2 参照）。(P)

新規登録（登録区分：4）の場合、容量停止計画 ID は空白にしてください。

電源等差替契約がない場合、電源等差替 ID、差替元電源等識別番号はカンマで区切る形（「,」）で入力してください。

広域受付番号、出力可能容量（kW）については、カンマで区切る形（「,」）で入力してください。

"容量停止計画ID", "実需給年度", "電源等識別番号", "電源等の名称", "電源等差替ID", "差替元電源等識別番号", "受電地点特定番号", "枝番", "停止設備（号機）", "2024,0000006406,Ph3_電源7Y14_安定1,,,3300000000000000000000026,1,1号機,11111,20250101,0000,20250115,2400,,,4", "2024,0000006404,Ph3_電源7Y14_安定2,,,3300000000000000000000027,1,1号機,31111,20250101,0000,20250131,2400,,,4", "2024,0000006405,Ph3_電源7Y14_安定5,0000004713,0000006404,3300000000000000000000030,1,1号機,31111,20250101,0000,20250115,2400,,,4"

図 2-6 容量停止計画 CSV イメージ

表 2-2 容量停止計画 CSV の記載項目

No	項目	留意点
①	容量停止計画 ID	容量停止計画 ID（10 桁）を半角英数字で入力してください ※新規登録（登録区分：4）の場合は空白にしてください
②	実需給年度	yyyy 形式の半角数字で入力してください 例：実需給 2024 年度の場合「2024」と入力
③	電源等識別番号	停止対象の電源等識別番号（10 桁）を半角英数字で入力してください
④	電源等の名称	電源等の名称（50 桁以内）を全角で入力してください
⑤	電源等差替 ID	電源等差替契約がある場合には電源等差替 ID（10 桁）を入力してください ※電源等差替契約がない場合も、CSV データ読み込み上の項目としては必要となりますので、カンマで区切る形（「,」）で入力してください
⑥	差替元電源等識別番号	差替元電源等識別番号（10 桁）を半角英数字で入力してください ※電源等差替契約がない場合も、CSV データ読み込み上の項目としては必要となりますので、カンマで区切る形（「,」）で入力してください

No	項目	留意点
⑦	受電地点特定番号	受電地点特定番号（22桁）を半角英数字で入力してください
⑧	枝番	枝番を半角英数字で入力してください ※複数号機ある場合の、号機の判別に使用しません。電源等情報詳細画面の詳細情報一覧の枝番に合わせて入力してください
⑨	停止設備（号機単位）の名称	停止設備（号機単位）の名称（50桁）を全角で入力してください
⑩	系統コード（号機単位）	系統コード（号機単位（5桁））を半角英数字で入力してください
⑪	作業開始年月日	yyyy/mm/dd（8桁）を半角数字で入力してください 例：2024年10月3日に作業開始の場合 「20241003」と入力
⑫	作業開始時分	hhmm（4桁）を半角数字で入力してください 例：AM9:05に作業開始の場合「0905」と入力、 PM9:05に作業開始の場合「2105」と入力
⑬	作業終了年月日	yyyy/mm/dd（8桁）を半角数字で入力してください 例：2024年10月3日に作業終了の場合 「20241003」と入力
⑭	作業終了時分	hhmm（4桁）を半角数字で入力してください 例：AM9:05に作業終了の場合「0905」と入力、 PM9:05に作業終了の場合「2105」と入力 ※24:00に作業終了の場合「2359」と入力
⑮	広域受付番号	広域受付番号（7桁）を半角英数字で入力してください ※容量停止計画を直接容量市場システムに登録する場合も、CSVデータ読み込み上の項目としては必要となりますので、カンマで区切る形（「,」）で入力してください
⑯	出力可能容量（kW）	出力可能容量（10桁）を半角数字で入力してください ※実需給期間中の容量停止計画の登録時には使用いたしません、CSVデータの読み込み上の項目

No	項目	留意点
		としては必要となりますので、カンマで区切る形（「,」）で入力してください
⑰	容量停止計画登録状況	編集しない（空欄、または入力済みの値のまま）
⑱	登録区分	2:変更（2回目以降） 3:取消 4:新規登録

容量停止計画 CSV に必要な値を入力して保存した後、容量市場システムに登録してください。なお、月を跨ぐ停止計画がある場合、月毎に分割せず、まとめて容量停止計画を登録することも可能です。

注1：容量停止計画 CSV ファイルは、テキストエディタで編集してください。テキストエディタではなく Excel で編集した場合、記載したデータから「”（ダブルクォーテーション）」や先頭の0が欠落する可能性があります。

注2：登録する CSV ファイルについて、1行目のヘッダ部分（“容量停止計画 ID”～“登録区分”の部分）各項目には「”」を付けてください。2行目以降のボディ部分（登録する情報の部分）には「”」を付けないでください。

ファイル名は「実需給年度・対象月_ファイル種別_電源等識別番号_A 枝番.csv」としてください⁹。また、容量停止計画を更新する場合のファイル名は「実需給年度・対象月_容量停止計画_電源等識別番号_A 枝番_R 更新回数.csv」としてください¹⁰。なお、複数の電源を一括して登録する場合、ファイル名に記載する電源等識別番号は CSV ファイルの先頭行の電源等識別番号を記載してください。月を跨ぐ停止計画の容量停止計画を提出する場合は、作業開始年月をファイル名に記載してください。

例) 初回の登録の場合

202410_容量停止計画_0123456789_A1.csv

実需給年度・対象月 ファイル種別 電源等識別番号 A 枝番

1 回目の更新の場合

202410_容量停止計画_0123456789_A1_R1.csv

R 更新回数

2 回目の更新の場合

202410_容量停止計画_0123456789_A1_R2.csv

容量市場システムの折り畳みメニュー「システム共通」の中の「一括登録・変更画面」リンクをクリックして、「一括登録・変更画面」へ進んでください。

「ファイル種別」を選択し、「ファイル選択」ボタンをクリックして、アップロードしたい容量停止計画の CSV ファイルを選択してください（表 2-3 参照）。容量停止計画の CSV ファイルが容量市場システム上に表示されましたら、「アップロード」ボタンをクリックし、登録してください（図 2-7 参照）。

⁹ 容量市場システムの仕様上ファイル名は任意に設定していただくことも可能です。容量提供事業者にて管理しやすいよう、命名してください。

¹⁰ 1つあたりのアップロードファイルサイズの上限は 20MB となりますので、20MB を超える場合は、ファイルを分割してください。

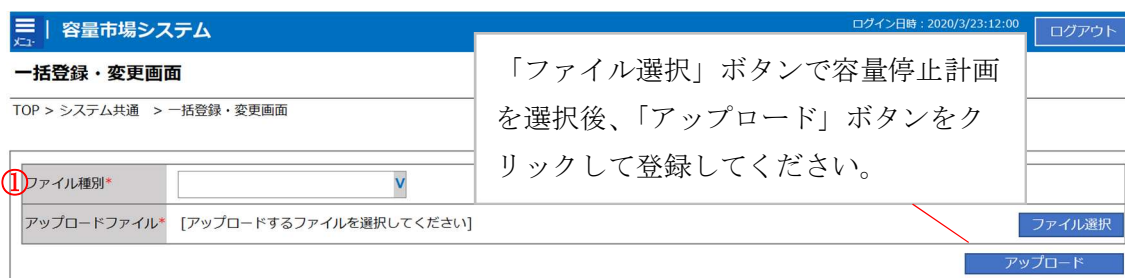


図 2-7 一括登録・変更画面のイメージ

表 2-3 一括登録・変更画面の入力項目

No	入力項目	入力内容
①	ファイル種別	「容量停止計画」を選択

2.2.1.3 容量停止計画の登録（容量停止計画変更・確認画面）

容量停止計画一覧画面上から容量停止計画を登録・修正する場合の手順を説明します。

容量市場システムの折り畳みメニュー「リクワイアメント・アセスメント」の中の「容量停止計画一覧画面」リンクをクリックして、「容量停止計画一覧画面」へ進んでください。

「容量停止計画 ID」に該当の容量停止計画 ID を入力し、「検索」ボタンをクリックしてください。

「容量停止計画一覧（検索結果）」に条件に合致する結果が表示されますので、「計画提出事業者コード」リンクをクリックし、「容量停止計画確認・変更画面」へ進んでください（図 2-8 参照）。

新規登録の場合、「容量停止計画確認・変更画面」にて、「追加情報入力欄」の「選択」から変更対象にチェックをいれて「編集開始」ボタンをクリックしてください。

「電源等識別番号」（差替先電源の登録時は差替先の「電源等識別番号」）、差替先電源の登録時は「差替 ID」、「枝番」、「作業開始日時」、および「作業終了日時」を直接入力してください。容量停止計画の入力後に、「表示」ボタンをクリックし、「電源等の名称」等が表示されるため内容を確認後、「更新」ボタンをクリックし更新内容を反映してください。（図 2-9 参照）

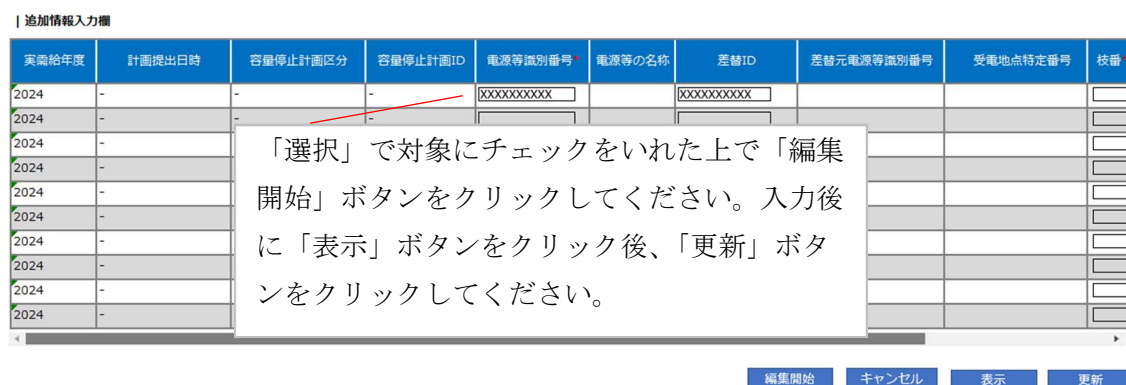
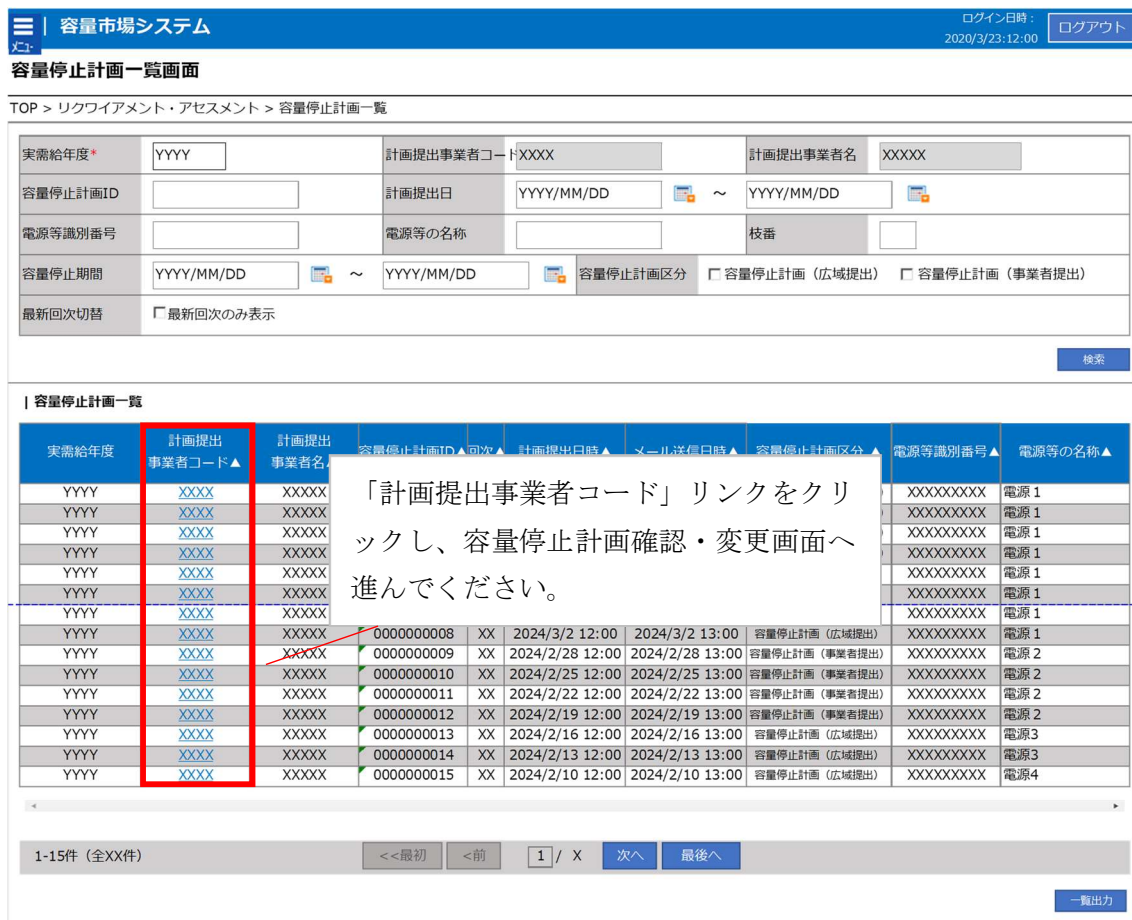
変更の場合、「容量停止計画確認・変更画面」にて、「変更情報入力欄」の「選択」から変更対象にチェックをいれて「編集開始」ボタンをクリックしてください。「登録区分」プルダウンから「変更」を選択し、「作業開始日時」、および「作業終了日時」

を直接更新し修正してください¹¹。容量停止計画の修正後に、「更新」ボタンをクリックし更新内容を反映してください（図 2-10、図 2-11 参照）。

取消の場合、「容量停止計画確認・変更画面」にて、「変更情報入力欄」の「選択」から変更対象にチェックをいれて「編集開始」ボタンをクリックしてください。「登録区分」プルダウンから「取消」を選択し、「更新」ボタンをクリックし更新内容を反映してください（図 2-10、図 2-11 参照）。

また、発電設備自体の作業停止等ではなくその他要因（流通設備の計画的な作業実施や従来からの地元自治体との協定等）に伴い電源等が停止または出力低下する場合、必要に応じエビデンスとなる添付資料を提出してください。

¹¹ 容量市場システムの容量停止計画確認・変更画面から直接、容量停止計画を修正する場合、「作業開始日時」、および「作業終了日時」のみ修正可能です。



| 容量市場システム

容量停止計画確認・変更画面

TOP > リクワイアメント・アセスメント > 容量停止計画一覧 > 容量停止計画確認・変更

実需給年度*	2024	計画提出事業者コード	XXXX	計画提出事業者名	XXXX
容量停止計画ID		計画提出日	YYYY/MM/DD ~ YYYY/MM/DD		
電源等識別番号		電源等の名称		枝番	
容量停止期間	YYYY/MM/DD ~ YYYY/MM/DD	容量停止計画区分	<input type="checkbox"/> 容量停止計画（広域提出） <input type="checkbox"/> 容量停止計画（事業者提出）		

[検索](#)

| 容量停止計画（最新）

実需給年度	計画提出日時	容量停止計画区分	元電源等識別番号	受電地点特定番号	枝番
2024	2024/3/23 12:00	容量停止計画（広域提出）	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXXXXXXXXXX	XX
2024	2024/3/23 12:00	容量停止計画（広域提出）	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXXXXXXXXXX	XX
2024	2024/3/23 12:00	容量停止計画（事業者提出）	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXXXXXXXXXX	XX
2024	2024/3/23 12:00	容量停止計画（広域提出）	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXXXXXXXXXX	XX

「選択」で対象にチェックをいれた上で「編集開始」ボタンをクリックしてください。入力後に「更新」ボタンをクリックしてください。

| 変更情報入力欄

選択	実需給年度	計画提出日時	容量停止計画区分	容量停止計画ID	電源等識別番号	電源等の名称	差替ID	差替元電源等識別番号	受電地点特定番号
<input type="checkbox"/>	2024	2024/3/23 12:00	容量停止計画（広域提出）	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX	電源1	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX
<input type="checkbox"/>	2024	2024/3/23 12:00	容量停止計画（広域提出）	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX	電源1	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX
<input type="checkbox"/>	2024	2024/3/23 12:00	容量停止計画（事業者提出）	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX	電源2	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX
<input type="checkbox"/>	2024	2024/3/23 12:00	容量停止計画（広域提出）	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX	電源3	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX

1-4件（全4件） <<最初 <前 XX / YY 次へ 最後へ

[編集開始](#) [キャンセル](#) [更新](#)

[一覧出力](#)

図 2-10 容量停止計画確認・変更画面 画面イメージ(2)

| 変更情報入力欄

停止設備	系統コード	登録区分
1号機	XXXX	取消 <input type="button" value="v"/>
2号機	XXXX	変更 <input type="button" value="v"/>
3号機	XXXX	変更 <input type="button" value="v"/>
4号機	XXXX	変更 <input type="button" value="v"/>

1-4件（全4件） <<最初 <前 XX / YY 次へ 最後へ

変更の場合「登録区分」プルダウンから「変更」を選択し、作業開始日時と作業終了日時を変更してください。
 取消の場合は「登録区分」プルダウンから「取消」を選択してください。

図 2-11 変更情報入力欄 登録区分 画面イメージ

2.2 容量停止計画の登録

2.2.1.4 容量停止計画の登録結果の確認

容量停止計画を修正し、CSV ファイルをアップロードした場合は、登録結果を確認してください。

容量市場システムの折り畳みメニュー「システム共通」の中の「一括登録・変更結果確認画面」リンクをクリックして、「一括登録・変更結果確認画面」へ進んでください。

「ファイル種別」で「容量停止計画」を選択し、登録日時を入力して「検索」ボタンをクリックしてください。「一括登録・変更結果確認一覧（検索結果）」に条件に合致する容量停止計画が表示されます。検索結果から、ユーザ ID、ファイル名、登録日時をもとに登録したファイルを特定したうえで「登録結果」が「処理中」となっている場合は、まだシステム内で処理が終了していませんので、時間を空けて再確認してください。「登録結果」が「OK」と表示されていれば正常に登録されていますが、「登録結果」が「NG」と表示されている場合は正常に登録されていないため、再登録する必要があります（図 2-12、図 2-13 参照）。なお、検索時に「登録結果 NG のみ表示」にチェックを入れると「登録結果」が「NG」の対象のみを表示可能です。

容量停止計画の「登録結果」が「NG」と表示されている場合、「登録結果」の「NG」リンクをクリックし、「エラー情報 CSV ファイル」をダウンロードしてください（図 2-14 参照）。「エラー情報 CSV ファイル」の内容を確認して容量停止計画の CSV ファイルを修正し、「一括登録・変更画面」から再登録してください。

ログイン日時: 2020/3/23 12:00
 ユーザ名: 広域 太郎

一括登録・変更結果確認画面

TOP > その他共通 > 一括登録・変更結果確認画面

ファイル種別	<input type="text"/>	登録ファイル名	<input type="text"/>
事業者コード	<input type="text"/>	事業者名	<input type="text"/>
ユーザ名	<input type="text"/>		
登録日時	YYYY/MM/DD HH:MM ~ YYYY/MM/DD HH:MM		登録結果NGのみ表示 <input type="checkbox"/>

検索

一括登録・変更結果確認一覧（検索結果）

一括登録・変更管理	登録日時	ファイル種別	登録ファイル名	事業者コード	事業者名	ユーザ名
XXXXXXXXXX	2024/4/15 20:33	0 1. 容量停止計画	202404_容量停止計画_0123456789	1234	広域	広域 x x
XXXXXXXXXX	2024/4/15 20:00	0 3. アセスメント算定諸元	202404_アセスメント算定諸元.csv	1234	広域	広域 x x
XXXXXXXXXX	2024/4/14 20:33	0 4. 差替配分供給力	202404_差替配分供給力.csv	5678	事業者 1	広域 x x
XXXXXXXXXX	2024/4/13 20:00	0 3. アセスメント算定諸元	202404_アセスメント算定諸元_R1.cs	5678	事業者 1	広域 x x
...			...			
XXXXXXXXXX	2024/2/15 20:00	0 3. アセスメント算定諸元	202404_アセスメント算定諸元_R2.cs	1234	広域	広域 x x
XXXXXXXXXX	2024/2/14 20:00	0 1. 容量停止計画	202404_容量停止計画_0123456789	1234	広域	広域 x x
XXXXXXXXXX	2024/2/13 20:00	0 1. 容量停止計画	202404_容量停止計画_0123456789	1234	広域	広域 x x
XXXXXXXXXX	2024/2/12 20:00	0 4. 差替配分供給力	202404_差替配分供給力_R1.csv	1234	広域	広域 x x
XXXXXXXXXX	2024/2/11 20:00	0 4. 差替配分供給力	202404_差替配分供給力_R2.csv	1234	広域	広域 x x

1-15件 (全25件) << 最初へ < 前へ 1 / 2 次へ > 最後へ >>

一括出力

図 2-12 一括登録・変更結果確認の画面イメージ (1)

【2スクロール目】

登録結果▲
OK
NG
処理中
NG
OK
OK
OK
OK
OK

図 2-13 一括登録・変更結果確認の画面イメージ (2)

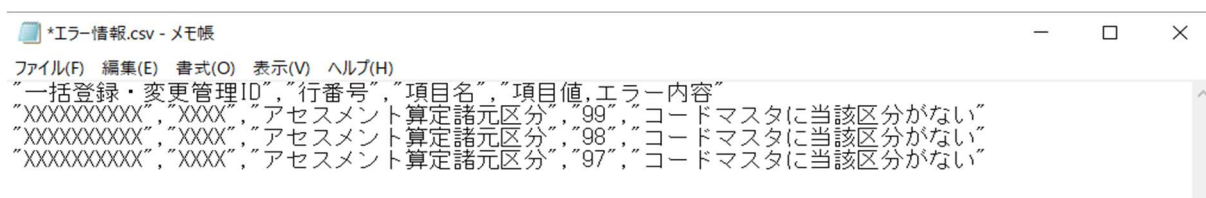


図 2-14 エラー情報 CSV ファイルの CSV イメージ

なお、容量停止計画のファイルが正常に登録された場合、登録が完了した旨のメールが送付されます（表 2-4 参照）。登録した容量停止計画の内容を確認してください。

表 2-4 一括登録・変更の CSV ファイル登録結果通知メールイメージ

項目	内容
件名	【容量市場システム】一括登録・変更の CSV ファイル登録結果通知
送信元メールアドレス	support-noreply@capacity-market2.occto.or.jp
本文記載事項	<p>XXXX 様</p> <p>こちらは電力広域的運営推進機関 容量市場システム 管理者です。</p> <p>一括登録・変更で CSV ファイルが正常に登録されました。ご確認をお願いいたします。</p> <p>電力広域的運営推進機関 容量市場システム 管理者</p> <p>※このメールはシステムより自動送信されています。差出人には返信しないでください。</p>

2.2.2 差替先の容量停止計画の登録

本項では、電源等差替契約を締結している場合の、差替先の容量停止計画の登録について説明します（図 2-15 参照）。

2.2.2.1 差替先の容量停止計画の登録

2.2.2.2 差替先の容量停止計画の登録結果の確認

2.2.2 差替先の容量停止計画の登録

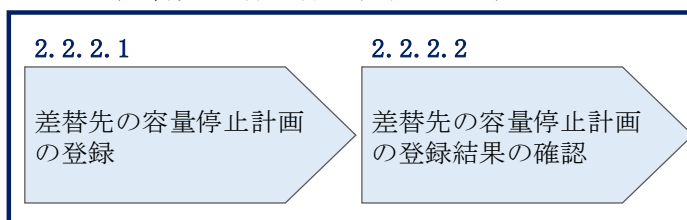


図 2-15 差替先の容量停止計画の登録手順

2.2 容量停止計画の登録

2.2.2.1 差替先の容量停止計画の登録

電源等差替契約を締結している容量提供事業者は、差替先の容量停止計画の登録をしてください。

電源等差替契約を締結している場合の、登録対象範囲については、登録主体に基づき登録範囲を確認してください（表 2-5 参照）。

表 2-5 電源等差替契約締結時の容量停止計画の登録対象¹²

登録主体		電源等差替契約締結時の容量停止計画の登録対象
差替元電源等 提供者	部分差替	差替元電源の容量停止計画 差替先電源の容量停止計画
	全量差替	差替先電源の容量停止計画
差替先電源等提供者		差替先電源の容量停止計画

容量停止計画の登録は、<https://www.occto.or.jp/market-board/market/youryou-system>
 からダウンロードする CSV ファイルを用いてください

(

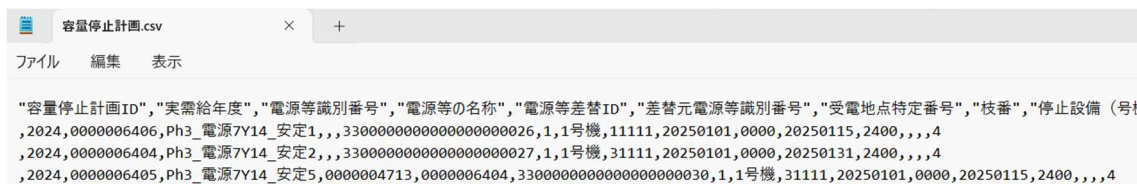


図 2-16、表 2-6 参照)。

新規登録（登録区分：4）の場合、容量停止計画 ID は空白にしてください。

広域受付番号、出力可能容量（kW）については、カンマで区切る形（「,」）で入力してください。

図 2-16 容量停止計画 CSV イメージ

¹² 容量確保契約を締結していない差替先電源等提供者については、容量停止計画の提出は不要です。

表 2-6 容量停止計画 CSV の記載項目

No	項目	留意点
①	容量停止計画 ID	容量停止計画 ID（10 桁）を半角英数字で入力してください ※新規登録（登録区分：4）の場合は空白にしてください
②	実需給年度	yyyy 形式の半角数字で入力してください 例：実需給 2024 年度の場合「2024」と入力
③	電源等識別番号	停止対象の電源等識別番号（10 桁）を半角英数字で入力してください
④	電源等の名称	電源等の名称（50 桁以内）を全角で入力してください
⑤	電源等差替 ID	電源等差替契約がある場合には電源等差替 ID（10 桁）を入力してください
⑥	差替元電源等識別番号	差替元電源等識別番号（10 桁）を半角英数字で入力してください
⑦	受電地点特定番号	受電地点番号（22 桁）を半角英数字で入力してください
⑧	枝番	枝番を半角数字で入力してください
⑨	停止設備（号機単位）の名称	停止設備（号機単位）の名称（50 桁）を全角で入力してください
⑩	系統コード（号機単位）	系統コード（号機単位（5 桁））を半角英数字で入力してください
⑪	作業開始年月日	yyyy/mm/dd（8 桁）を半角数字で入力してください 例：2024 年 10 月 3 日に作業開始の場合「20241003」と入力
⑫	作業開始時分	hhmm（4 桁）を半角数字で入力してください 例：AM9:05 に作業開始の場合「0905」と入力、 PM9:05 に作業開始の場合「2105」と入力
⑬	作業終了年月日	yyyy/mm/dd（8 桁）を半角数字で入力してください 例：2024 年 10 月 3 日に作業終了の場合「20241003」と入力
⑭	作業終了時分	hh:mm（4 桁）を半角数字で入力してください

No	項目	留意点
		例：9:05 に作業終了の場合「0905」と入力 ※24:00 に作業終了の場合「2359」と入力
⑮	広域受付番号	広域受付番号（7桁）を半角英数字で入力してください ※容量停止計画を直接容量市場システムに登録する場合も、CSVデータ読み込み上の項目としては必要となりますので、カンマで区切る形（「,」）で入力してください
⑯	出力可能容量（kW）	出力可能容量（10桁）を半角数字で入力してください ※実需給期間中の容量停止計画の登録時には使用いたしません、CSVデータの読み込み上の項目としては必要となりますので、カンマで区切る形（「,」）で入力してください
⑰	容量停止計画登録状況	編集しない（空欄、または入力済みの値のまま）
⑱	登録区分	2:変更（2回目以降） 3:取消 4:新規登録

注1：容量停止計画 CSV ファイルは、テキストエディタで編集してください。テキストエディタではなく Excel で編集した場合、記載したデータから「"」（ダブルクォーテーション）」や先頭の0が欠落する可能性があります。

注2：登録する CSV ファイルについて、1行目のヘッダ部分（"容量停止計画 ID"～"登録区分"の部分）各項目には「"」を付けてください。2行目以降のボディ部分（登録する情報の部分）には「"」を付けないでください。

容量市場システムの折り畳みメニュー「システム共通」の中の「一括登録・変更画面」リンクをクリックして、「一括登録・変更画面」へ進んでください。

「ファイル種別」を選択し、「ファイル選択」ボタンをクリックして、アップロードしたい容量停止計画の CSV ファイルを選択してください（表 2-7 参照）。容量停止計画の CSV ファイルが容量市場システム上に表示されましたら、「アップロード」ボタンをクリックし、登録してください（図 2-17 参照）。

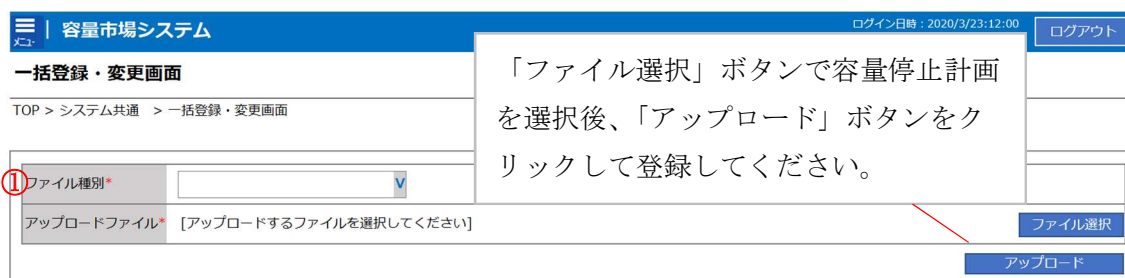


図 2-17 一括登録・変更画面のイメージ

表 2-7 一括登録・変更画面の入力項目

No	入力項目	入力内容
①	ファイル種別	「01:容量停止計画」を選択

2.2.2.2 差替先の容量停止計画の登録結果の確認

差替先の容量停止計画 CSV ファイルをアップロードした場合は、登録結果を確認してください。

容量市場システムの折り畳みメニュー「システム共通」の中の「一括登録・変更結果確認画面」リンクをクリックして、「一括登録・変更結果確認画面」へ進んでください。

「ファイル種別」で「容量停止計画」を選択し、登録日時を入力して「検索」ボタンをクリックしてください。「一括登録・変更結果確認一覧（検索結果）」に条件に合致する容量停止計画が表示されます。検索結果から、ユーザ ID、ファイル名、登録日時をもとに登録したファイルを特定したうえで「登録結果」が「処理中」となっている場合は、まだシステム内で処理が終了していませんので、時間を空けて再確認してください。「登録結果」が「OK」と表示されていれば正常に登録されていますが、「登録結果」が「NG」と表示されている場合は正常に登録されていないため、再登録する必要があります（図 2-18、図 2-19 参照）。なお、検索時に「登録結果 NG のみ表示」にチェックを入れると「登録結果」が「NG」の対象のみを表示可能です。

容量停止計画の「登録結果」が「NG」と表示されている場合、「登録結果」の「NG」リンクをクリックし、「エラー情報 CSV ファイル」をダウンロードしてください（図 2-20 参照）。「エラー情報 CSV ファイル」の内容を確認して容量停止計画 CSV ファイルを修正し、「一括登録・変更画面」から再登録してください。

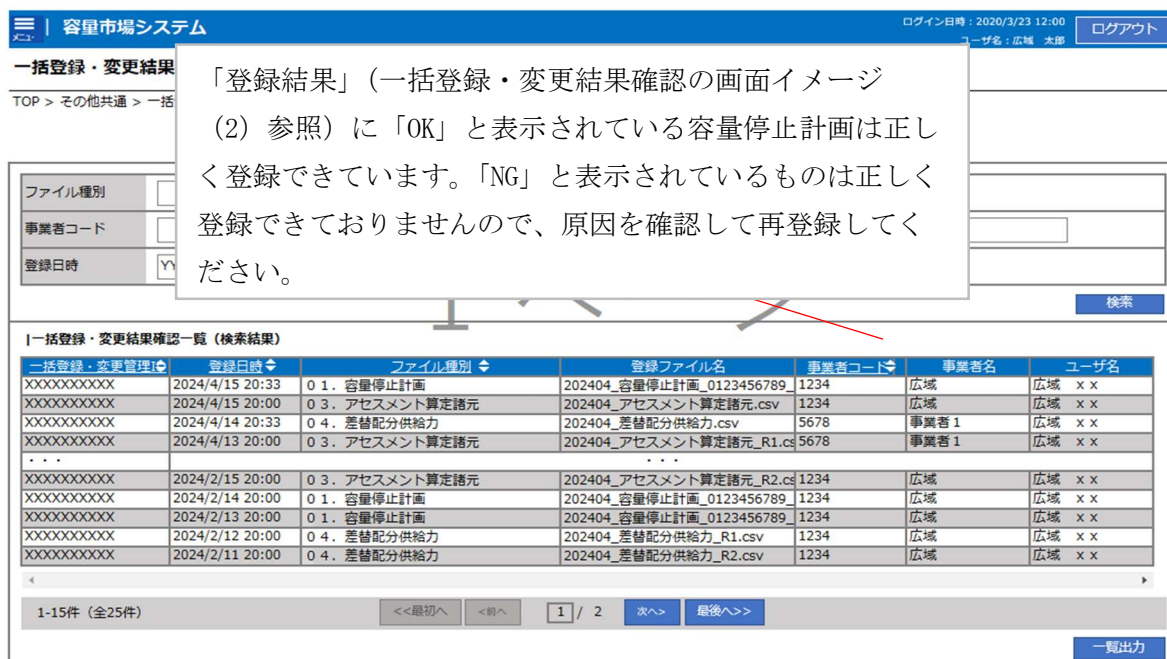


図 2-18 一括登録・変更結果確認の画面イメージ (1)



図 2-19 一括登録・変更結果確認の画面イメージ (2)

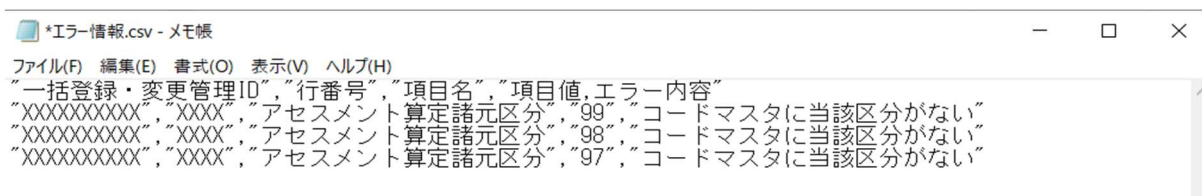


図 2-20 エラー情報 CSV ファイルの CSV イメージ

なお、容量停止計画のファイルが正常に登録された場合、登録が完了した旨のメールが送付されます(表 2-4 参照)。登録した容量停止計画の内容を確認してください。

2.3 作業停止計画（月間）からの変換

本節では作業停止計画（月間）から容量停止計画（月間）への変換について説明します（図 2-21 参照）。

2.3.1 作業停止計画（月間）からの変換

2.3.2 変換・登録された容量停止計画の確認・修正

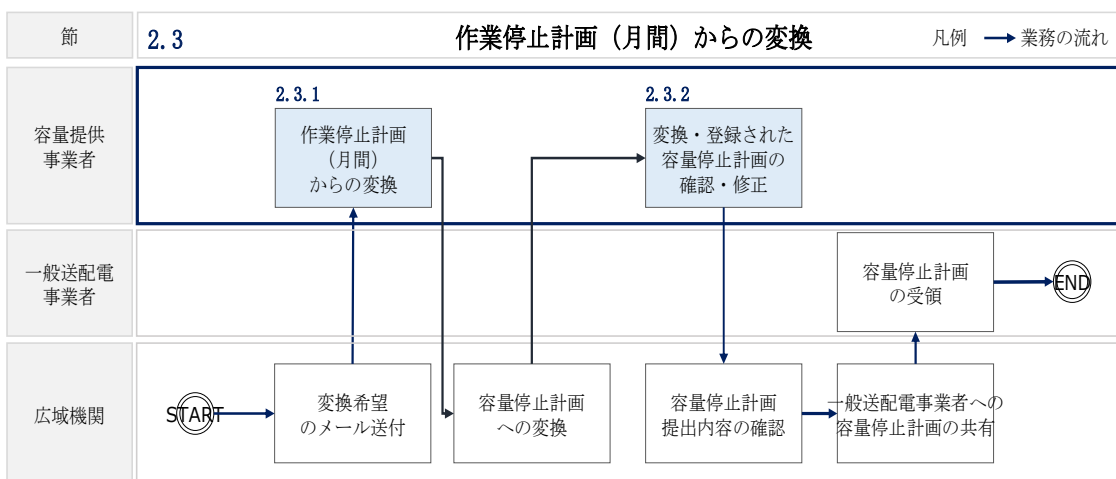


図 2-21 容量停止計画の確認の詳細構成

2.3.1 作業停止計画（月間）からの変換

本項では、容量停止計画（月間）から容量停止計画への変換希望の確認について説明します（図 2-22 参照）。

2.3.1.1 作業停止計画（月間）の変換登録希望

2.3.1.2 作業停止計画（月間）を提出していない場合の対応

2.3.1 作業停止計画（月間）からの変換

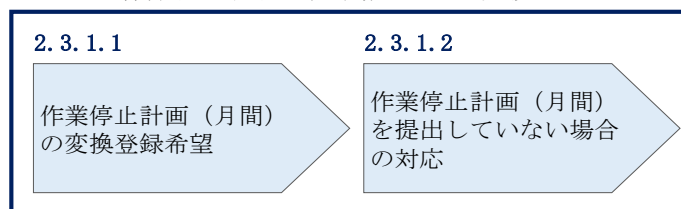


図 2-22 作業停止計画（月間）からの変換の確認手順

2.3.1.1 作業停止計画（月間）の変換登録希望

作業停止計画（月間）を広域機関システムに提出している事業者については、作業停止計画（月間）を容量停止計画へ変換し容量市場システムへ登録するかの希望についてメールを送付いたしますので、ご確認ください¹³。

2.3.1.2 作業停止計画（月間）を提出していない場合の対応

作業停止計画（月間）を提出していない事業者は、変換による登録ができないので、『2.2.1 容量停止計画の登録』を参照して容量停止計画を容量市場システムに登録・修正してください。

2.3.2 変換・登録された容量停止計画の確認・修正

本項では、作業停止計画（月間）を本機関が変換して、容量市場システムに登録した容量停止計画に対する確認・修正について説明します（図 2-23 参照）。

2.3.2.1 変換・登録された容量停止計画の確認

2.3.2.2 容量停止計画の修正

2.3.2 変換・登録された容量停止計画の確認・修正

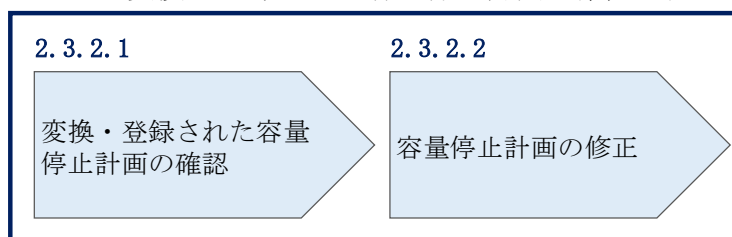


図 2-23 変換・登録された容量停止計画の確認・修正

2.3.2.1 変換・登録された容量停止計画の確認

本機関が作業停止計画（月間）を変換し容量市場システムに登録した結果を、『2.2.2.1 差替先の容量停止計画の登録』を参照して確認してください。

注：実需給2年度前に登録された容量停止計画と『2.3.1 作業停止計画（月間）からの変換』にて作業停止計画（月間）変換された容量停止計画は、作業開始年月日、作業終了年月日が同様であっても、別の容量停止計画として登録されています。ま

¹³ 変換を希望する場合は、容量市場システムに登録されている「事業者コード（4桁）」、「電源等識別番号（10桁）」、「枝番」と広域機関システムに作業停止計画を登録した際に附番される「広域受付番号（7桁）」を記載し、提出していただく必要があります。

た、作業停止が短縮となった場合に、一方の容量停止計画のみの停止期間を短縮しても、期間の長い容量停止計画が最新として判別されます。

そのため、実需給2年度前に登録された容量停止計画と『2.3.1 作業停止計画（月間）からの変換』にて作業停止計画（月間）から変換された容量停止計画が登録されている場合は、いずれかの容量停止計画を取消してください。

なお、取消については、『2.3.2.2 容量停止計画の修正』を参照してください。

2.3.2.2 容量停止計画の修正

登録された容量停止計画を確認後、一般送配電事業者から流通設備の停止等による抑制量・期間の変更通知がある場合等により、容量停止計画の修正要否を判断のうえ、修正が必要な場合は、『2.2.1 容量停止計画の登録』を参照し、容量停止計画を修正してください。なお、修正が不要の場合、対応は不要です。

2.4 容量停止計画登録漏れの確認への対応

本節では、本機関が実施する容量停止計画登録漏れの確認¹⁴への対応について以下の流れで説明します（図 2-24 参照）。

2.4.1 容量停止計画の修正

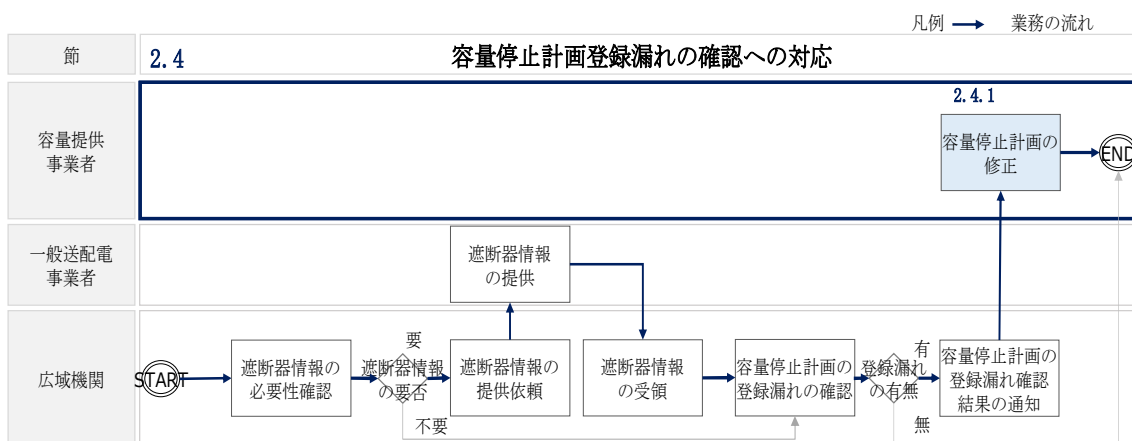


図 2-24 容量停止計画登録漏れの確認の詳細構成

2.4.1 容量停止計画の修正

本項では、容量停止計画の修正登録について説明します（図 2-25 参照）。

2.4.1.1 容量停止計画の修正

2.4.1.1 容量停止計画の修正

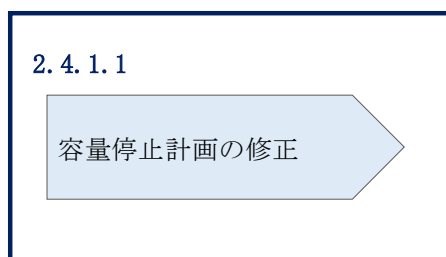


図 2-25 容量停止計画の修正の手順

¹⁴ 遮断器情報等を確認し、容量停止計画の登録漏れがないことを、本機関が確認します。

2.4.1.1 容量停止計画の修正

本機関が実施する容量停止計画登録漏れ確認結果が不合格の場合は、対象実需給月＋1月の中旬頃にその旨がメールにて容量市場システム登録のメールアドレス宛に送付されますので、内容を確認し『2.2 容量停止計画の登録』を参照して対象実需給月＋1月の第16営業日までに容量停止計画を修正登録してください(表2-8参照)。

表2-8 容量停止計画登録漏れ確認結果通知メールイメージ

項目	内容
件名	【容量市場システム】容量停止計画登録漏れ確認結果通知
送信元メールアドレス	support-noreply@capacity-market2.occto.or.jp
本文記載事項	<p>XXXX 様</p> <p>こちらは電力広域的運営推進機関 容量市場システム 管理者です。</p> <p>以下の電源において、容量停止計画の登録漏れがある可能性があります。ご確認をお願いいたします。</p> <p>【実需給年度】 YYYY</p> <p>【実需給年月】 YYYY/MM</p> <p>【事業者コード】 XXXX</p> <p>【事業者名】 XXXX</p> <p>【電源等識別番号】 XXXXXXXXXX</p> <p>【電源等の名称】 XXXX</p> <p>後続業務の対応方法、対応期日につきましては、容量市場業務マニュアルをご参照ください。</p> <p>電力広域的運営推進機関 容量市場システム 管理者 ※このメールはシステムより自動送信されています。差出人には返信しないでください。</p>

ただし、容量停止計画登録漏れ審査不合格の場合においても、未登録に正当な理由がある場合には、「未登録の正当な理由¹⁵」をメールにて申告してください(表 2-9 参照)。本機関で内容を確認し、「未登録の正当な理由」が認められる場合には、容量停止計画の提出は不要となります。

表 2-9 容量停止計画未登録の正当な理由の提出メール記載事項

項目	内容
件名	容量停止計画未登録の正当な理由の提出
To	youryou_rikuase@occto.or.jp
本文記載事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実需給年度：2024 ・ 実需給月 ・ 電源等識別番号 ・ 電源等の名称 ・ 未登録の正当な理由
添付ファイル	停止理由の根拠となる資料（必要に応じて）

¹⁵ 未登録の正当な理由の代表例：バランス停止中の電源

2.5 差替先電源情報に係る整合性審査結果への対応

2.5 差替先電源情報に係る整合性審査結果への対応

本節では、差替先電源情報に係る整合性審査¹⁶結果への対応について以下の流れで説明します（図 2-26 参照）。

2.5.1 差替先の容量停止計画の修正登録

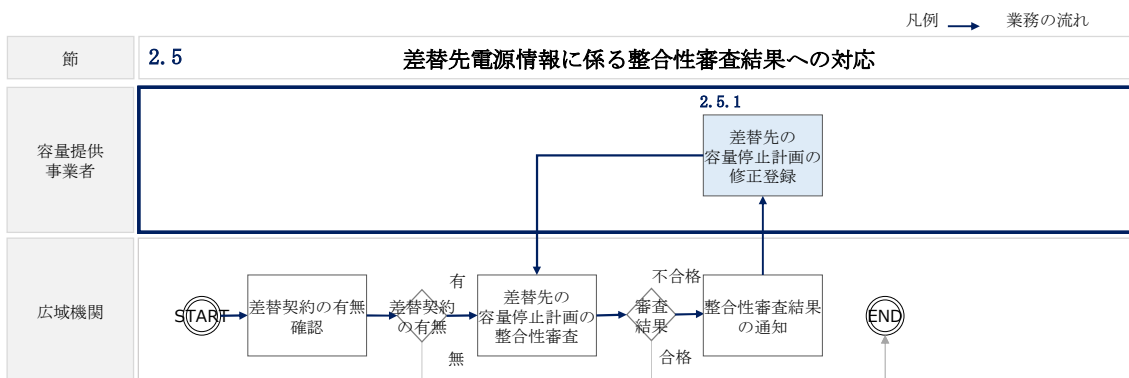


図 2-26 差替先電源情報に係る整合性審査結果への対応の詳細構成

2.5.1 差替先の容量停止計画の修正登録

本項では、差替先の容量停止計画の修正登録について説明します（図 2-27 参照）。

2.5.1.1 差替先の容量停止計画の整合性審査結果の受領

2.5.1.2 差替先の容量停止計画の修正登録

2.5.1 差替先の容量停止計画の修正登録

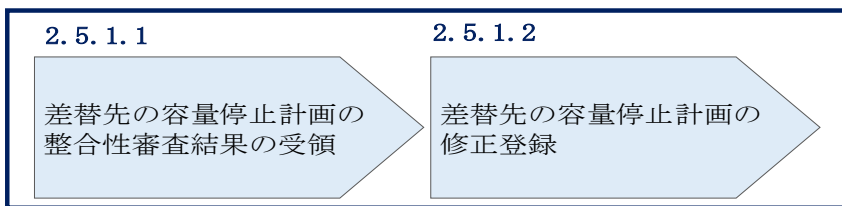


図 2-27 差替先の容量停止計画の修正登録の手順

¹⁶ 差替元が登録した差替先の容量停止計画と差替先が登録した容量停止計画が整合しているかを、本機関が審査します。

2.5.1.1 差替先の容量停止計画の整合性審査結果の受領

差替先の容量停止計画の整合性審査結果が不合格の場合は、その旨が差替元電源等提供者へメールにて送付されますので、内容を確認し『2.5.1.2 差替先の容量停止計画の修正登録』を参照して容量停止計画を修正登録してください。

2.5.1.2 差替先の容量停止計画の修正登録

差替元電源等提供者にて差替先の容量停止計画を修正し、容量市場システムに再登録してください。登録方法については『2.2 容量停止計画の登録』を参照してください。

2.6 容量停止計画提出時期の妥当性審査に係る対応

本節では、容量停止計画提出時期の妥当性審査¹⁷に係る対応について以下の流れで説明します（図 2-28 参照）。

- 2.6.1 提出時期の妥当性に係る停止理由の提出
- 2.6.2 提出時期の妥当性審査結果の受領
- 2.6.3 提出時期の妥当性審査結果の異議申立

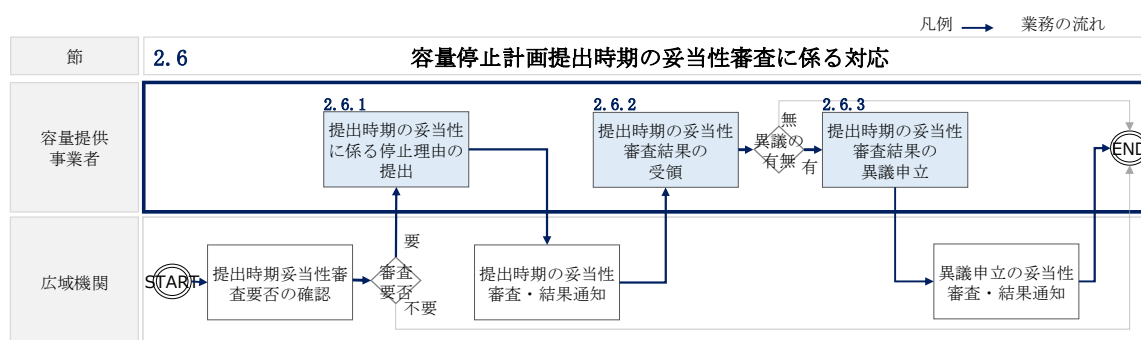


図 2-28 容量停止計画提出時期の妥当性審査に係る対応の詳細構成

¹⁷ 登録されている容量停止計画を確認し、容量停止計画の提出時期が妥当かどうかを、本機関が審査します。

2.6.1 提出時期の妥当性に係る停止理由の提出

本項では、提出時期の妥当性に係る停止理由（電源の出力が停止又は抑制される理由）の提出について説明します（図 2-29 参照）。

2.6.1.1 停止理由の提出依頼受領

2.6.1.2 停止理由の提出

2.6.1 提出時期の妥当性に係る停止理由の提出

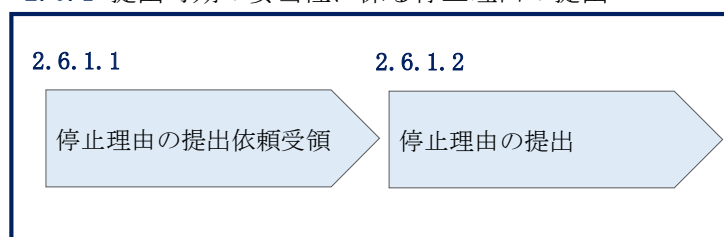


図 2-29 提出時期の妥当性に係る停止理由の提出の手順

2.6.1.1 停止理由の提出依頼受領

容量停止計画の提出時期の妥当性に係る停止理由の提出依頼が本機関より容量市場システム登録のメールアドレス宛にメールにて通知された場合、その内容を確認してください。

2.6.1.2 停止理由の提出

当該容量停止計画の提出時期の妥当性に係る停止理由についてまとめ、本機関へメールにて提出してください（表 2-10 参照）。

表 2-10 容量停止計画の提出時期の妥当性に係る停止理由の提出メール記載事項

項目	内容
件名	容量停止計画の提出時期の妥当性に係る停止理由の提出
To	youryou_rikuase@occto.or.jp
本文記載事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実需給年度：2024 ・ 実需給月 ・ 電源等識別番号 ・ 電源等の名称 ・ 停止理由
添付ファイル	提出時期の妥当性の根拠となる資料（必要に応じて）

2.6.2 提出時期の妥当性審査結果の受領

本項では、提出時期の妥当性審査結果の受領について説明します（図 2-30 参照）。

2.6.2.1 提出時期の妥当性審査結果の受領

2.6.2.2 提出時期の妥当性審査結果の確認

2.6.2 提出時期の妥当性審査結果の受領

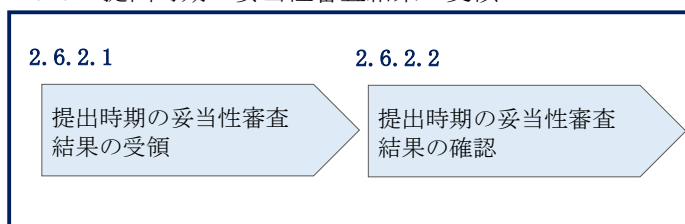


図 2-30 提出時期の妥当性審査結果の受領の手順

2.6.2.1 提出時期の妥当性審査結果の受領

容量停止計画の提出時期の妥当性審査結果が本機関より容量市場システム登録のメールアドレス宛にメールにて通知されますので、内容を確認してください¹⁸。

2.6.2.2 提出時期の妥当性審査結果の確認

内容を確認の上、審査結果に異議がある場合は、『2.6.3 提出時期の妥当性審査結果の異議申立』を参照し、異議申立を行ってください。

¹⁸ 不合格の場合、低予備率アセスメント対象コマへの該当の有無により、リクワイアメント未達成コマが5倍カウントされるコマが発生する場合があります。

2.6.3 提出時期の妥当性審査結果の異議申立

本項では、容量停止計画の提出時期の妥当性審査結果の異議申立について説明します（図 2-31 参照）。

2.6.3.1 異議申立メールの送付

2.6.3.2 異議申立審査結果の確認

2.6.3 提出時期の妥当性審査結果の異議申立

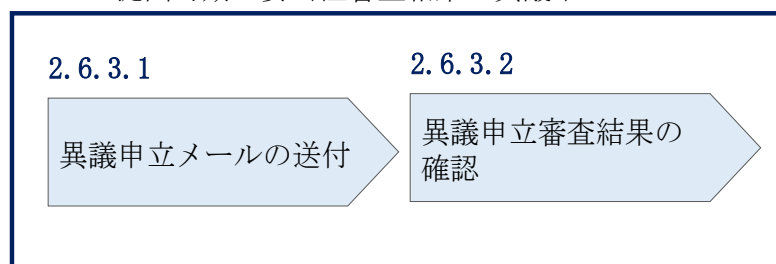


図 2-31 提出時期の妥当性審査結果の確認の手順

2.6.3.1 異議申立メールの送付

提出時期の妥当性審査結果に異議がある場合、審査結果通知を受領した日を含めて5営業日以内であれば、メールにより異議申立を行うことが可能です。

異議申立をする場合、新規メールに異議申立における必要事項を記載のうえ、所定の宛先に送信してください（表 2-11 参照）。

注：異議申立期限について、例えば、7月1日（金）に通知メールを受領した場合、7月7日（木）23:59までに異議申立メールを本機関に送信する必要があります。

<参考>容量確保契約約款抜粋

休日：土曜日、日曜日および祝日（「国民の祝日に関する法律」に規定する休日）に加えて、1月2日～3日、4月30日～5月2日、12月30日～31日および本機関が指定する日

平日：休日以外の日

営業日：平日のうち、1月4日、12月29日以外の日

表 2-11 提出時期の妥当性審査結果に対する異議申立メールの記載項目

メール項目	内容
件名	【XXXX（事業者コード） ¹⁹ 】提出時期の妥当性審査結果に対する異議申立
To	youryou_rikuase@occto.or.jp
本文記載事項	異議申立の内容 ・異議申立の内容およびその根拠を具体的に文章で記載 容量停止計画に係る提出時期の妥当性審査結果の異議申立対象 ・事業者コード ・事業者名称および担当者名 ・電源等識別番号 ・電源等の名称 ・容量停止計画 ID
添付資料	異議申立の根拠となる資料（必要に応じて）

2.6.3.2 異議申立審査結果の確認

提出時期の妥当性審査結果に対して異議申立を行った場合は、本機関で異議申立の内容を審査し、審査結果をメールにて通知しますので審査結果の内容を確認してください。

審査結果が合格の場合、対応は不要です。

注：異議申立の内容を審査した結果は以下のメールアドレスより送付しますので、迷惑メールとして判定されないよう受信設定してください。

メールアドレス：youryou_rikuase@occto.or.jp

¹⁹ 件名に自身の事業者コード4桁を入力してください。

第3章 算定諸元登録（発電計画・発電上限）

本章では、算定諸元登録（発電計画・発電上限）に関する以下の内容について説明します（図 3-1 参照）。

- 3.1 発電計画・発電上限に関する対応
- 3.2 差替先電源情報に係る整合性審査結果への対応

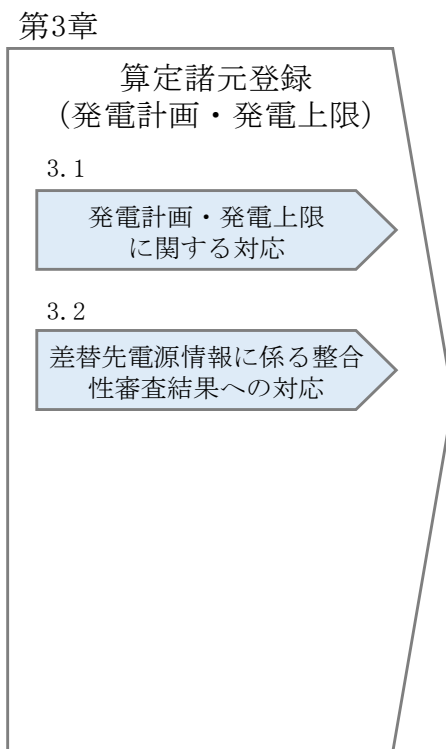


図 3-1 第3章の構成

3.1 発電計画・発電上限に関する対応

3.1 発電計画・発電上限に関する対応

本節では、発電計画・発電上限に関する対応について説明します（図 3-2 参照）。

- 3.1.1 発電計画・発電上限の確認
- 3.1.2 発電計画・発電上限の修正
- 3.1.3 差替先に係る発電計画・発電上限の登録

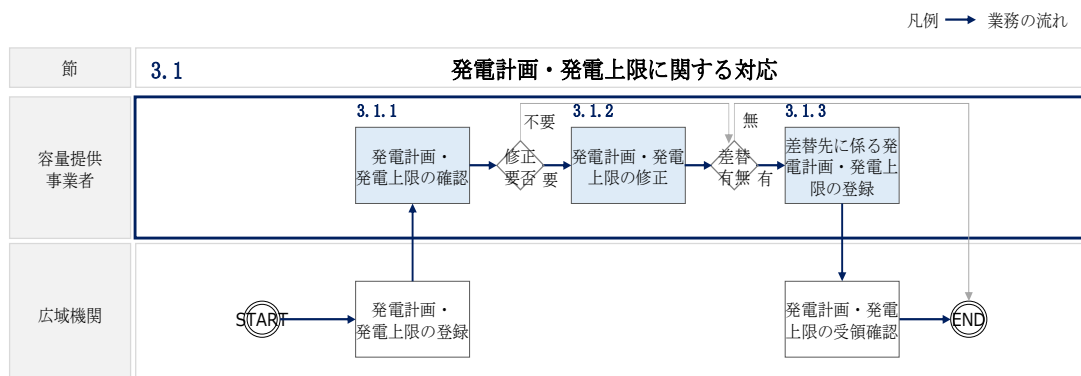


図 3-2 発電計画・発電上限に関する対応の詳細構成

3.1.1 発電計画・発電上限の確認

本項では、発電計画・発電上限の確認について説明します（図 3-3 参照）。

3.1.1.1 発電計画・発電上限の確認

3.1.1 発電計画・発電上限の確認

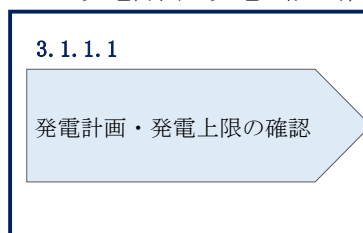


図 3-3 発電計画・発電上限の確認の手順

3.1.1.1 発電計画・発電上限の確認

本機関にて、広域機関システムに登録されているゲートクローズ直前に提出された発電計画値・発電上限値を、対象実需給月の翌月第5営業日までに容量市場システムに登録します²⁰。

以下の手順で、容量市場システムに登録された発電計画・発電上限の登録結果を確認してください。

容量市場システムの折り畳みメニュー「リクワイアメント・アセスメント」の中の「アセスメント算定諸元一覧画面」リンクをクリックして、「アセスメント算定諸元一覧画面」へ進んでください。

「実需給年月」を入力し、「最新回次切替」で「最新回次のみ表示」を選択したうえで「検索」ボタンをクリックしてください。

「アセスメント算定諸元一覧」に条件に合致する結果が表示されますので、「電源等識別番号」リンクをクリックし、「アセスメント算定諸元詳細画面」へ進んでください（図 3-4 参照）。

「アセスメント算定諸元詳細画面」にて、登録された発電計画・発電上限をご確認ください。登録された発電計画・発電上限の修正の必要があるか判断してください（図 3-5 参照）。修正の必要がある場合は、『3.1.2 発電計画・発電上限の修正』へ進んでください。

²⁰ 容量市場システムでの「電源等情報詳細画面」上の「詳細情報」に記載された号機単位の系統コードを紐づけ情報として利用し、広域機関システムのデータを容量市場システムへ登録します。同一系統コードの電源が容量市場システム上に複数ある場合は、発電計画値・発電上限値を設備容量比で按分したうえで登録します。

容量市場システム
ログイン日時: 2020/3/23:12:00
ユーザー名 日立 太郎
ログアウト

アセスメント算定諸元一覧画面

TOP > アセスメント共通 > アセスメント算定諸元一覧画面

実需給年月*	<input type="text" value="YYYY/MM"/>	電源等識別番号	<input type="text"/>	電源等の名称	<input type="text"/>
電源等の区分	<input type="text" value="V"/>	提出元エリア	<input type="text" value="V"/>	提出元事業者コード	<input type="text" value="XXXX"/>
提出元事業者名	<input type="text" value="XXXXXXXX"/>	供給指示対象	<input type="text" value="V"/>	回次	<input type="text"/>
最新回次切替	<input type="checkbox"/> 最新回次のみ表示				

検索

アセスメント算定諸元一覧

選択	実需給年度▲	実需給年月▲	電源等識別番号▲	電源等の名称▲	電源等の区分▲	提出元 エリア▲	提出元 事業者コード▲	提出元 事業者名▲	回次▲	供給指示対象▲
<input type="checkbox"/>	2024	2024/04	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX	XXXX	東京	XXXX	XXXXX	XX	対象
<input type="checkbox"/>	2024	2024/04	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX	XXXX	東京	XXXX	XXXXX	XX	対象
<input type="checkbox"/>	2024	2024/04	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX	XXXX	東京	XXXX	XXXXX	XX	対象
<input type="checkbox"/>	2024	2024/04	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX	XXXX	東京	XXXX	XXXXX	XX	対象
<input type="checkbox"/>	2024	2024/04	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX	XXXX	東京	XXXX	XXXXX	XX	対象
<input type="checkbox"/>	2024	2024/04	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX	XXXX	東京	XXXX	XXXXX	XX	対象
<input type="checkbox"/>	2024	2024/04	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX	XXXX	東京	XXXX	XXXXX	XX	対象
<input type="checkbox"/>	2024	2024/04	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX	XXXX	東北	XXXX	XXXXX	XX	—
<input type="checkbox"/>	2024	2024/04	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX	XXXX	東北	XXXX	XXXXX	XX	—
<input type="checkbox"/>	2024	2024/04	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX	XXXX	東北	XXXX	XXXXX	XX	—
<input type="checkbox"/>	2024	2024/04	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX	XXXX	東北	XXXX	XXXXX	XX	—
<input type="checkbox"/>	2024	2024/04	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX	XXXX	東北	XXXX	XXXXX	XX	—
<input type="checkbox"/>	2024	2024/04	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX	XXXX	東北	XXXX	XXXXX	XX	—
<input type="checkbox"/>	2024	2024/04	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX	XXXX	東北	XXXX	XXXXX	XX	—

1-15件 (全XX件)
<<最初
<前
1 / X
次>
最後>

確認依頼メール送信
一覧出力

図 3-4 アセスメント算定諸元一覧画面 画面イメージ

3.1.2 発電計画・発電上限の修正

本項では、発電計画・発電上限の修正について説明します（図 3-6 参照）。

3.1.2.1 発電計画・発電上限の修正登録

3.1.2.2 発電計画・発電上限の取込確認

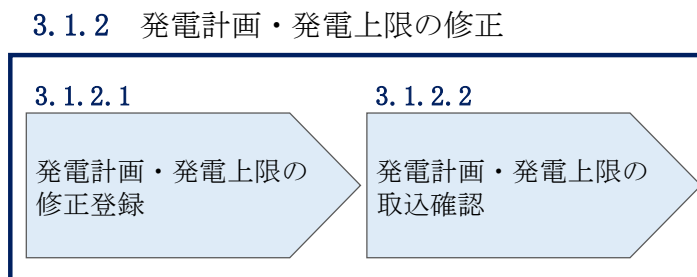


図 3-6 発電計画・発電上限の登録の手順

3.1.2.1 発電計画・発電上限の修正登録

本機関が容量市場システムへ登録した発電計画・発電上限の修正が必要と判断した場合、発電計画・発電上限を修正のうえ登録してください。

注：容量市場システムに登録する発電計画・発電上限は容量市場における容量停止計画・市場応札等のアセスメントを実施するために使用します。ここで、広域機関システムに登録する発電計画・発電上限は系統コード単位で登録されていますが、本機関が容量市場システムへ登録する発電計画・発電上限は、設備の停止状況等に関わらず設備容量比で按分して容量市場システムへ登録します。したがって、広域機関システムに登録している発電計画・発電上限と容量市場システムに登録する発電計画・発電上限は異なる場合があります。

また、以下の事例等では容量停止計画のアセスメントを実施するために、本機関が広域機関システムから容量市場システムに登録した発電計画・発電上限を容量提供事業者にて修正する必要があります。

（例1）同一系統コードの電源が容量市場システム上に複数ある場合
本機関が容量市場システムへ登録する発電計画・発電上限は設備の停止状況等に関わらず設備容量比で按分して容量市場システムへ登録します。そのため、設備の停止状況等を踏まえ、発電計画・発電上限を修正してください。

3.1 発電計画・発電上限に関する対応

（例2）自流水水力発電所において、容量停止計画を提出し出力低下している期間に渇水等が発生し広域機関システムに登録した発電上限が、電源が提供できる²¹供給力の最大値を下回っている場合
広域機関システムに登録した発電上限は、安定供給に必要な予備率が確保できるかを確認するために使用しているため、容量停止計画による出力低下に加え、渇水等の影響を考慮した値となっています。したがって、容量停止計画のアセスメントを実施するために、広域機関システムに登録した発電上限を電源が提供できる供給力の最大値に修正してください。

発電計画・発電上限の登録は <https://www.occto.or.jp/market-board/market/youryou-system/> からダウンロードする CSV ファイルを用いてください（図 3-7、表 3-1 参照）。（P）



図 3-7 アセスメント算定諸元（発電計画・発電上限）の CSV イメージ

²¹ 本マニュアル末尾に掲載されている Appendix3 を参照。

3.1 発電計画・発電上限に関する対応

表 3-1 アセスメント算定諸元（発電計画・発電上限）CSV の記載項目²²

No.	項目	留意点
1	実需給年月日	yyyyymmdd 形式の半角数字で入力してください 例：2024年10月1日の場合「20241001」と入力
2	情報区分	01 もしくは 02 を入力してください 01：発電計画 02：発電上限
3	提出事業者コード	自身の事業者コード（4桁）を半角英数字で入力してください
4	電源等識別番号	電源等識別番号（10桁）を半角英数字で入力してください
5	0:00	コマ別の発電計画（[kW]，整数部最大12桁）、発電上限（[kW]，整数部最大12桁）を半角数字で入力してください
6	0:30	〃
7	1:00	〃
8	1:30	〃
9	2:00	〃
		...
48	21:30	〃
49	22:00	〃
50	22:30	〃
51	23:00	〃
52	23:30	〃

アセスメント算定諸元（発電計画・発電上限）CSVに必要な値を入力して保存した後、容量市場システムに登録してください。

注1：アセスメント算定諸元（発電計画・発電上限）CSVファイルは、テキストエディタで編集してください。テキストエディタではなく Excel で編集した場合、記載した

²² アセスメント算定諸元 CSV については、ヘッダ部分（“実需給年月日”～ “23:30”の部分）の項目が共通しており、情報区分の数字を書き換えることで登録対象の情報を変えることができます（例：情報区分を 01 から 02 に変更することで、発電計画から発電上限の情報へ変換することができます）。

データから「” (ダブルクォーテーション)」や先頭の0が欠落する可能性があります。

注2: 登録するCSVファイルについて、1行目のヘッダ部分 (“実需給年月日”~ “23:30”の部分) 各項目には「”」を付けてください。2行目以降のボディ部分 (登録する情報の部分) には「”」を付けないでください。

注3: アセスメント算定諸元 (発電計画・発電上限) のCSVファイルの登録に関して、登録対象月に関して月初から月末の1ヶ月分のデータが全て入力されていない場合エラーが発生するため、1ヶ月分のデータが全て入力されているかを確認してください (発電計画・発電上限が零でも、0を入力してください)。

ファイル名は「実需給年度・対象月_ファイル種別.csv」としてしてください。また、発電計画・発電上限を更新する場合のファイル名は「実需給年度・対象月_ファイル種別_R更新回数.csv」としてしてください。

例) 初回の登録の場合

202410_アセスメント算定諸元.csv
実需給年度・対象月 ファイル種別

1回目の更新の場合

202410_アセスメント算定諸元_R1.csv
R更新回数

2回目の更新の場合

202410_アセスメント算定諸元_R2.csv

容量市場システム「実需給期間向け機能トップ画面」の折り畳みメニューから「システム共通」: 中の「一括登録・変更画面」リンクをクリックして、「一括登録・変更画面」へ進んでください。

「一括登録・変更画面」で「ファイル種別」で「アセスメント算定諸元」を選択し、「ファイル選択」ボタンからアップロードしたいアセスメント算定諸元 (発電計画・発電上限) CSVを選択してください。ファイル選択後、「アップロード」ボタンをクリックし、登録してください (図 3-8 参照)。

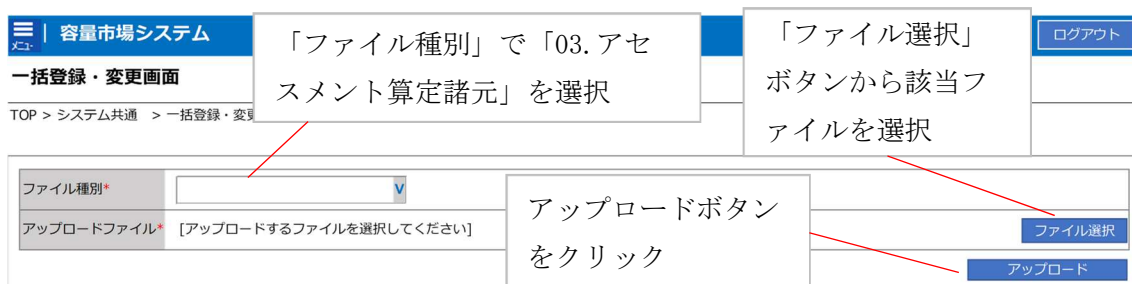


図 3-8 一括登録・変更画面 画面イメージ

3.1.2.2 発電計画・発電上限の取込確認

アップロードした発電計画・発電上限の取込確認をしてください。

容量市場システム「実需給期間向け機能トップ画面」の折り畳みメニュー「システム共通」の中の「一括登録・変更結果確認画面」リンクをクリックして、「一括登録・変更結果確認画面」へ進んでください。

「ファイル種別」で「アセスメント算定諸元」を選択し、登録日時を入力し、「検索」ボタンをクリックしてください。「一括登録・変更結果確認一覧（検索結果）」に条件に合致する発電計画・発電上限が表示されます。検索結果から、ユーザ ID、ファイル名、登録日時をもとに登録したファイルを特定したうえで「登録結果」が「処理中」となっている場合は、まだシステム内で処理が終了していませんので、時間を空けて再確認してください。「登録結果」が「OK」と表示されていれば正常に登録されていますが、「登録結果」が「NG」と表示されている場合は正常に登録されていないため、再登録する必要があります（図 3-9、図 3-10 参照）。なお、検索時に「登録結果 NG のみ表示」にチェックを入れると「登録結果」が「NG」の対象のみを表示可能です。

容量停止計画の「登録結果」が「NG」と表示されている場合、「登録結果」の「NG」リンクをクリックし、「エラー情報 CSV ファイル」をダウンロードしてください（図 3-11 参照）。「エラー情報 CSV ファイル」の内容を確認してアセスメント算定諸元の CSV ファイルを修正し、『3.1.2.1 発電計画・発電上限の修正登録』を参照して再登録してください。

3.1 発電計画・発電上限に関する対応

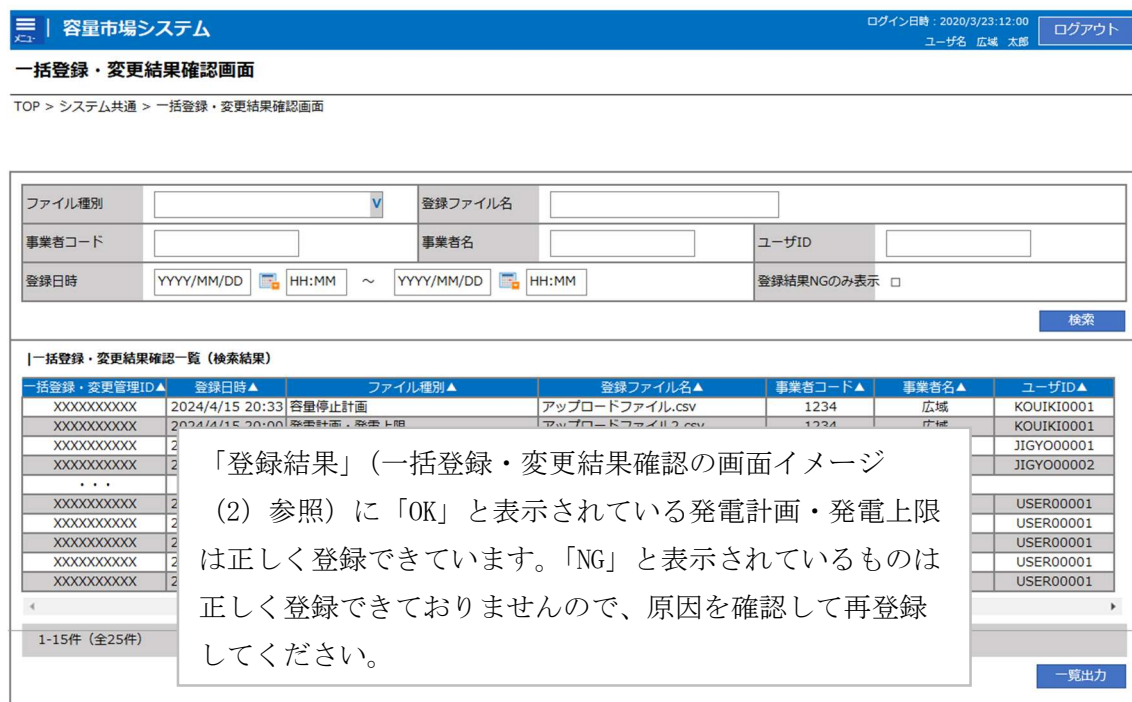


図 3-9 一括登録・変更結果確認の画面イメージ (1)



図 3-10 一括登録・変更結果確認の画面イメージ (2)

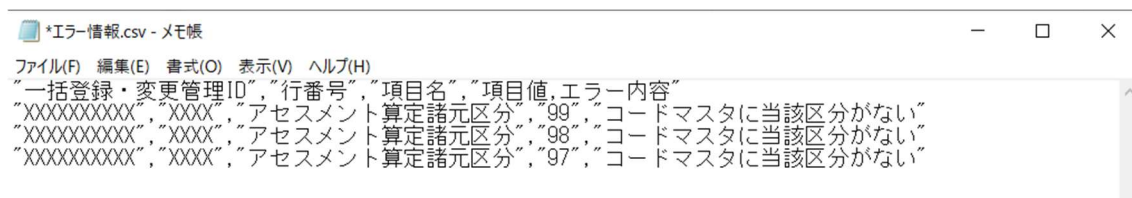


図 3-11 エラー情報 CSV ファイルの CSV イメージ

なお、発電計画・発電上限のファイルが正常に登録された場合、登録が完了した旨のメールが容量市場システムに登録したメールアドレス宛に送付されます（表 3-2 参

照）。『3.1.1.1 発電計画・発電上限の確認』を参照し、登録内容を確認してください。

発電計画・発電上限を誤った内容で登録してしまった場合は、『3.1.2.1 発電計画・発電上限の修正登録』を参照して、発電計画・発電上限を再登録してください。

表 3-2 一括登録・変更の CSV ファイル登録結果通知メールイメージ

項目	内容
件名	【容量市場システム】一括登録・変更の CSV ファイル登録結果通知
送信元メールアドレス	support-noreply@capacity-market2.occto.or.jp
本文記載事項	XXXX 様 こちらは電力広域的運営推進機関 容量市場システム 管理者です。 一括登録・変更で CSV ファイルが正常に登録されました。ご確認をお願いいたします。 電力広域的運営推進機関 容量市場システム 管理者 ※このメールはシステムより自動送信されています。差出人には返信しないでください。

「一括登録・変更結果確認画面」から登録結果を確認した後、誤登録を防ぐために、「アセスメント算定諸元詳細画面」の登録結果と、取り込んだアセスメント算定諸元（発電計画・発電上限） CSV ファイルの値のうち、対象年月日のうち少なくとも1日分の全コマを抽出し、正しいファイルが登録されているか確認してください。

容量市場システム「実需給期間向け機能トップ画面」の折り畳みメニューの「アセスメント共通」の「アセスメント算定諸元一覧画面」リンクをクリックして、「アセスメント算定諸元一覧画面」へ進んでください。

「電源等の区分」で「変動電源（単独）」を選択の上、「最新回次切替」で「最新回次のみ表示」をチェックし、「実需給年月」、「電源等識別番号」を入力して「検索」ボタンをクリックしてください。検索結果一覧から対象の「電源等識別番号」をクリックし、「アセスメント算定諸元詳細画面」へ進んでください。「一括登録・変更画面」で取り込んだアセスメント算定諸元（発電計画・発電上限） CSV ファイルと「アセス

3.1 発電計画・発電上限に関する対応

メント算定諸元詳細画面」に表示される「発電計画・発電上限情報」の対象年月日のうち少なくとも1日分の全コマを抽出し、正しいファイルが登録されているか確認してください（図 3-12 参照）。

発電計画・発電上限を誤った内容で登録してしまった場合は、『3.1.2.1 発電計画・発電上限の修正登録』を参照して、発電計画・発電上限を再登録してください。

容量市場システム
ログイン日時: 2024/3/23 12:00
ログアウト

アセスメント算定諸元詳細画面

TOP > アセスメント共通 > [アセスメント算定諸元一覧画面](#) > アセスメント算定諸元詳細画面

登録情報					
実需給年度	2024	対象年月	2024/04	電源等識別番号	XXXXXXXXXX
電源等の名称	XXXXXXXXXX	電源等の区分	XXXXXXXXXX	提出元事業者コード	XXXXXXXXXX
提出元事業者名	XXXXXXXXXX				
更新情報					
発電計画・発電上限 最終更新日時	YYYY/MM/DD hh:mm				
回次	XXXX				
詳細選択					
登録種別	<input checked="" type="radio"/> 発電計画・発電上限 <input type="radio"/> 発電量調整				

アセスメント算定諸元（発電計画・発電上限）CSV ファイルと「アセスメント算定諸元詳細画面」の発電計画・発電上限の値を対象年月日のうち少なくとも1日分の全コマを抽出し、正しいファイルが登録されているか確認してください。

実需給年度	対象年月日	登録種別	電源等識別番号	コマ毎登録情報[kW]																		
				01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
2024	2024/04/01	発電計画	XXXXXXXXXX	X	,XXXX	,XXXX	,XXXX	,XXXX	,XXXX	,XXXX	,XXXX	,XXXX	,XXXX	,XXXX	,XXXX	,XXXX	,XXXX	,XXXX	,XXXX	,XXXX		
		発電上限	XXXXXXXXXX	X	,XXXX	,XXXX	,XXXX	,XXXX	,XXXX	,XXXX	,XXXX	,XXXX	,XXXX	,XXXX	,XXXX	,XXXX	,XXXX	,XXXX	,XXXX	,XXXX	,XXXX	
2024	2024/04/02	発電計画	XXXXXXXXXX	X	,XXXX	,XXXX	,XXXX	,XXXX	,XXXX	,XXXX	,XXXX	,XXXX	,XXXX	,XXXX	,XXXX	,XXXX	,XXXX	,XXXX	,XXXX	,XXXX		
		発電上限	XXXXXXXXXX	X	,XXXX	,XXXX	,XXXX	,XXXX	,XXXX	,XXXX	,XXXX	,XXXX	,XXXX	,XXXX	,XXXX	,XXXX	,XXXX	,XXXX	,XXXX	,XXXX	,XXXX	
2024	2024/04/03	発電計画	XXXXXXXXXX	X	,XXXX	,XXXX	,XXXX	,XXXX	,XXXX	,XXXX	,XXXX	,XXXX	,XXXX	,XXXX	,XXXX	,XXXX	,XXXX	,XXXX	,XXXX	,XXXX		
		発電上限	XXXXXXXXXX	X	,XXXX	,XXXX	,XXXX	,XXXX	,XXXX	,XXXX	,XXXX	,XXXX	,XXXX	,XXXX	,XXXX	,XXXX	,XXXX	,XXXX	,XXXX	,XXXX	,XXXX	

*202404_アセスメント算定諸元（変動単独）.csv - メモ帳

ファイル(F) 編集(E) 書式(O) 表示(V) ヘルプ(H)

"実需給年月日","情報区分","提出事業者コード","電源等識別番号","0:00","0:30","1:00","1:30","2:00","2:30","3:00","3:30","4:00",

20240401,01,H001,0000000004,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,

20240401,02,H001,0000000004,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,

20240402,01,H001,0000000004,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,

20240402,02,H001,0000000004,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,1000,

図 3-12 アセスメント算定諸元詳細画面とアセスメント算定諸元（発電計画・発電上限）CSV ファイルの比較イメージ

3.1.3 差替先に係る発電計画・発電上限の登録

本項では、差替元電源等提供者が実施する差替先に係る発電計画・発電上限の登録について説明します（図 3-13 参照）。

3.1.3.1 差替先に係る発電計画・発電上限の登録

3.1.3.2 差替先に係る発電計画・発電上限の取込確認

3.1.3 差替先に係る発電計画・発電上限の登録

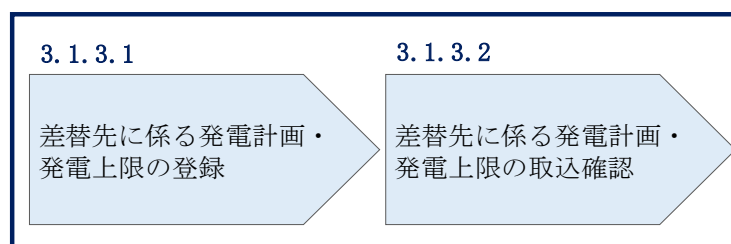


図 3-13 差替先に係る発電計画・発電上限の登録の手順

3.1.3.1 差替先に係る発電計画・発電上限の登録

電源等差替契約を締結している場合は、差替元電源等提供者にて差替先の発電計画・発電上限を登録・修正してください。

登録主体から登録対象を確認し、登録対象毎に下記手順を参照してください（表 3-3 参照）。

表 3-3 電源等差替契約締結時の発電計画・発電上限の登録対象

登録主体		電源等差替契約締結時の発電計画・発電上限の登録対象
差替元電源等 提供者	部分差替	差替元電源の全量 差替先電源から差替元電源に配分された量
	全量差替	差替先電源から差替元電源に配分された量
差替先電源等提供者		差替先電源の全量

<差替配分供給力（発電計画・発電上限）CSV>

差替元電源等提供者は差替配分供給力（発電計画・発電上限）を登録してください（表 3-4 参照）。

3.1 発電計画・発電上限に関する対応

差替配分供給力（発電計画・発電上限）の登録は <https://www.occto.or.jp/market-board/market/youryou-system/> からダウンロードする CSV ファイルを用いてください（図 3-14 参照）。（P）



図 3-14 差替配分供給力（発電計画・発電上限）の CSV イメージ

表 3-4 差替配分供給力（発電計画・発電上限）CSV の記載項目²³

No.	項目	留意点
1	実需給年月日	yyyyymmdd 形式の半角数字で入力してください 例：2024年10月1日の場合「20241001」と入力
2	情報区分	01 もしくは 02 を入力してください 01：発電計画 02：発電上限
3	提出事業者コード	自身の事業者コード（4桁）を半角英数字で入力してください
4	電源等識別番号	電源等識別番号（10桁）を半角英数字で入力してください
5	差替先電源等識別番号	差替先電源等識別番号（10桁）を半角英数字で入力してください
6	電源等差替 ID	電源等差替 ID（10桁）を半角英数字で入力してください
7	0:00	コマ別の発電計画（[kW]，整数部最大12桁）・発電上限（[kW]，整数部最大12桁）を半角数字で入力してください
8	0:30	〃
9	1:00	〃
10	1:30	〃
11	2:00	〃
		...
50	21:30	〃
51	22:00	〃
52	22:30	〃
53	23:00	〃
54	23:30	〃

差替配分供給力 CSV に必要な値を入力して保存した後、容量市場システムに登録してください。

²³ 差替配分供給力 CSV については、ヘッダ部分（“実需給年月日”～“23:30”の部分）の項目が共通しており、情報区分の数字を書き換えることで登録対象の情報を変えることができます（例：情報区分を 01 から 02 に変更することで、発電計画から発電上限の情報へ変換することができます）。

3.1 発電計画・発電上限に関する対応

注1：差替配分供給力（発電計画・発電上限）CSV ファイルは、テキストエディタで編集してください。テキストエディタではなく Excel で編集した場合、記載したデータから「”」（ダブルクォーテーション）」や先頭の0が欠落する可能性があります。

注2：登録する CSV ファイルについて、1行目のヘッダ部分（”実需給年月日”～”23:30”の部分）各項目には「”」を付けてください。2行目以降のボディ部分（登録する情報の部分）には「”」を付けないでください。

注3：差替配分供給力（発電計画・発電上限）の CSV ファイルの登録に関して、登録対象月に関して月初から月末の1ヶ月分のデータが全て入力されていない場合エラーが発生するため、1ヶ月分のデータが全て入力されているかを確認してください（発電計画・発電上限が零でも、0を入力してください）。

ファイル名は「実需給年度・対象月_ファイル種別_A 枝番.csv」としてください²⁴。
また、差替配分供給力（発電計画・発電上限）を更新する場合のファイル名は「実需給年度・対象月_ファイル種別_ A 枝番_R 更新回数.csv」としてください。

例) 初回の登録の場合

202410_差替配分供給力_A1.csv

実需給年度・対象月 ファイル種別 A 枝番

1 回目の更新の場合

202410_差替配分供給力_A1_R1.csv

R 更新回数

2 回目の更新の場合

202410_差替配分供給力_A1_R2.csv

容量市場システム「実需給期間向け機能トップ画面」の折り畳みメニューから「システム共通：」の中の「一括登録・変更画面」リンクをクリックして、「一括登録・変更画面」へ進んでください。

「一括登録・変更画面」で「ファイル種別」で「04. 差替配分供給力」を選択し、「フ

²⁴ 容量市場システムの仕様上ファイル名は任意に設定していただくことも可能です。容量提供事業者にて管理しやすいよう、命名してください。

「ファイル選択」ボタンからアップロードしたい差替配分供給力ファイルを選択してください。ファイル選択後、「アップロード」ボタンをクリックしてアップロードを完了してください（図 3-15 参照）。

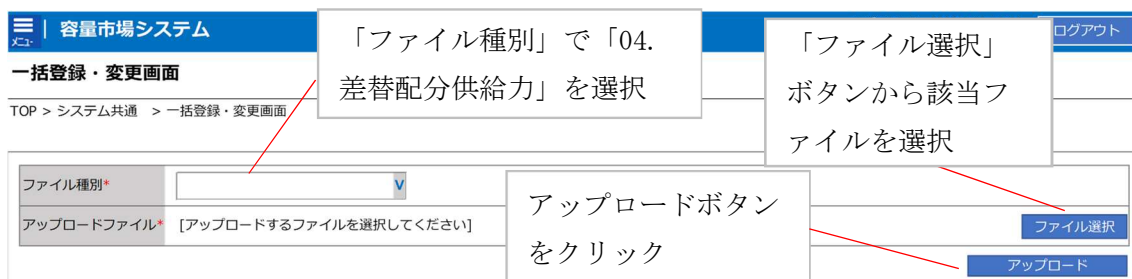


図 3-15 一括登録・変更画面 画面イメージ

3.1.3.2 差替先に係る発電計画・発電上限の取込確認

アップロードした発電計画・発電上限の取込確認をしてください。

容量市場システム「実需給期間向け機能トップ画面」の折り畳みメニュー「システム共通」の中の「一括登録・変更結果確認画面」リンクをクリックして、「一括登録・変更結果確認画面」へ進んでください。

「ファイル種別」で「差替配分供給力」を選択し、登録日時を入力して「検索」ボタンをクリックしてください。検索結果から、ユーザ ID、ファイル名、登録日時をもとに登録したファイルを特定したうえで「一括登録・変更結果確認一覧（検索結果）」に条件に合致する差替配分供給力が表示されます。「登録結果」が「処理中」となっている場合は、まだシステム内で処理が終了していませんので、時間を空けて再確認してください。「登録結果」が「OK」と表示されていれば正常に登録されていますが、「登録結果」が「NG」と表示されている場合は正常に登録されていないため、再登録する必要があります（図 3-16、図 3-17 参照）。なお、検索時に「登録結果 NG のみ表示」にチェックを入れると「登録結果」が「NG」の対象のみを表示可能です。

差替配分供給力の「登録結果」が「NG」と表示されている場合、「登録結果」の「NG」リンクをクリックし、「エラー情報 CSV ファイル」をダウンロードしてください（図 3-18 参照）。「エラー情報 CSV ファイル」の内容を確認して差替配分供給力 CSV ファイルを修正し、『3.1.3.1 差替先に係る発電計画・発電上限の登録』を参照して再登録してください。

3.1 発電計画・発電上限に関する対応

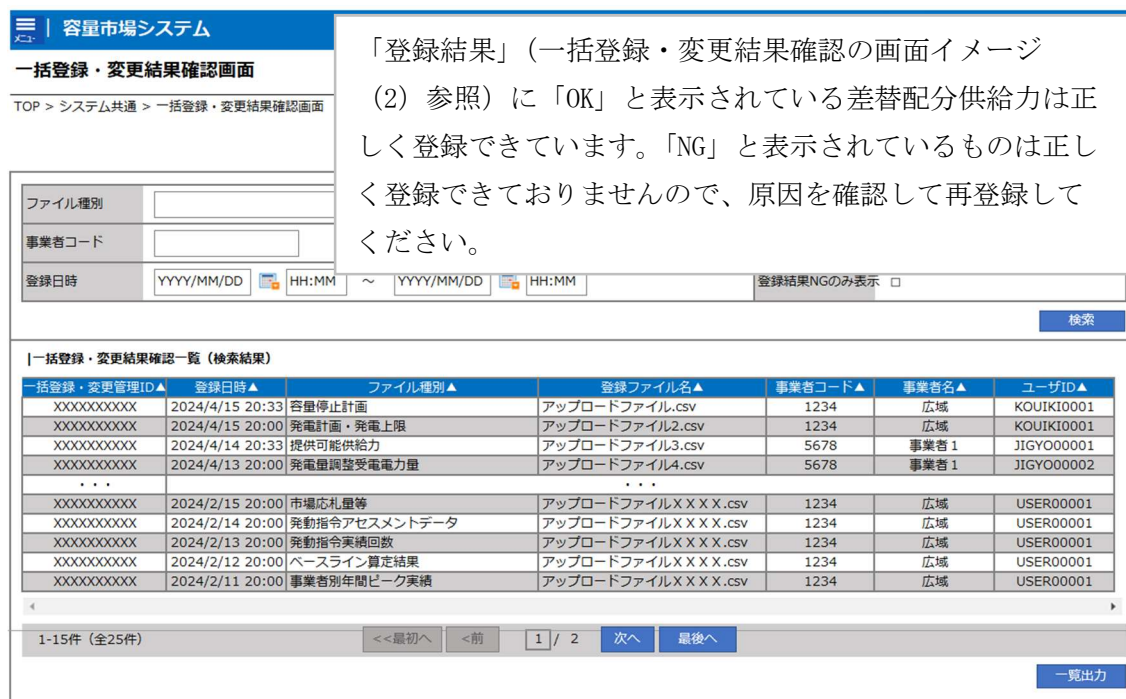


図 3-16 一括登録・変更結果確認の画面イメージ (1)

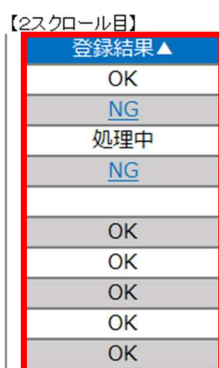


図 3-17 一括登録・変更結果確認の画面イメージ (2)

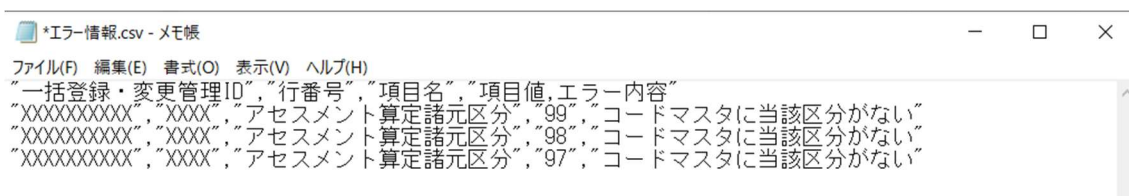


図 3-18 エラー情報 CSV ファイルの CSV イメージ

なお、差替配分供給力（発電計画・発電上限）の CSV ファイルが正常に登録された場合、登録が完了した旨のメールが容量市場システム登録のメールアドレス宛に送付されます（表 3-2 参照）。『3.1.1.1 発電計画・発電上限の確認』を参照し、登録内容を確認してください。

発電計画・発電上限を誤った内容で登録してしまった場合は、『3.1.3.1 差替先に係る発電計画・発電上限の登録』を参照して発電計画・発電上限を再登録してください。

3.2 差替先電源情報に係る整合性審査結果への対応

3.2 差替先電源情報に係る整合性審査結果への対応

本節では、差替先電源情報に係る整合性審査²⁵結果への対応について説明します（図3-19参照）。

3.2.1 差替配分供給力（発電計画・発電上限）の修正・登録

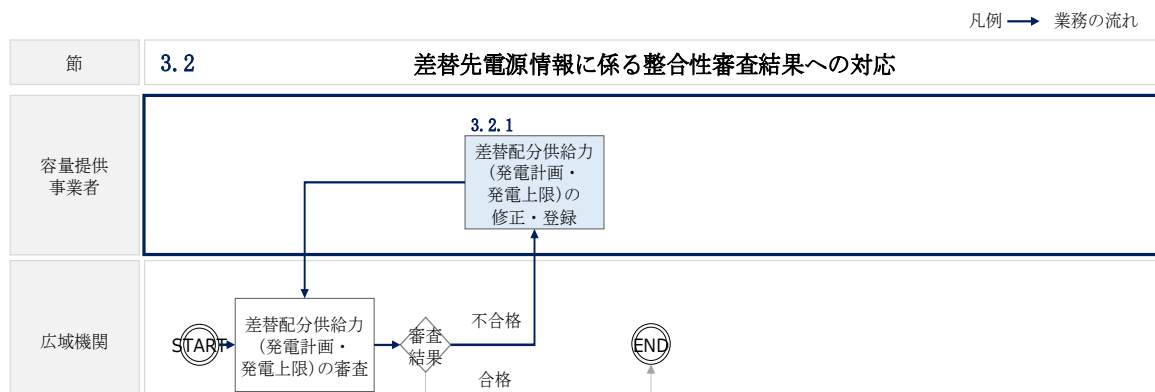


図 3-19 差替先電源情報に係る整合性審査結果への対応の詳細構成

²⁵ 差替元が登録した差替配分供給力（発電計画・発電上限）と差替先が登録した発電計画・発電上限が整合しているかを、本機関が審査します。

3.2.1 差替配分供給力（発電計画・発電上限）の修正・登録

本項では、差替配分供給力（発電計画・発電上限）の修正・登録について説明します（図 3-20 参照）。

3.2.1.1 差替配分供給力（発電計画・発電上限）の審査結果の受領

3.2.1.2 差替配分供給力（発電計画・発電上限）の修正・登録

3.2.1 差替配分供給力（発電計画・発電上限）の修正・登録

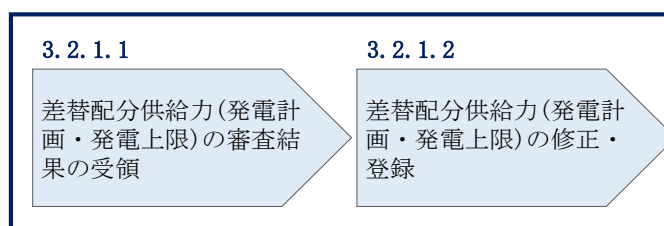


図 3-20 差替配分供給力（発電計画・発電上限）の修正・登録の手順

3.2.1.1 差替配分供給力（発電計画・発電上限）の審査結果の受領

不合格の場合は差替配分供給力（発電計画・発電上限）審査結果が本機関よりメールにて送付されますので、内容を確認し、『3.2.1.2 差替配分供給力（発電計画・発電上限）の修正・登録』にて差替配分供給力（発電計画・発電上限）を修正し、登録してください。

3.2.1.2 差替配分供給力（発電計画・発電上限）の修正・登録

差替配分供給力（発電計画・発電上限）の審査結果が不合格の場合は、差替先電源等提供者が提出している算定諸元を確認の上、『3.1.3 差替先に係る発電計画・発電上限の登録』を参照して差替配分供給力（発電計画・発電上限）を登録してください。

第4章 アセスメント結果への対応（容量停止計画）

本章では、アセスメント結果への対応（容量停止計画）に関する以下の内容について説明します（図 4-1 参照）。

4.1 容量停止計画に係るアセスメント結果の確認手続き

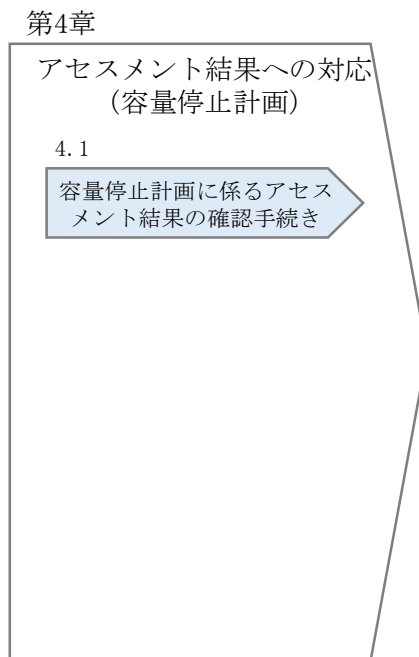


図 4-1 第4章の構成

注1：リクワイアメント対象となる電源について

容量停止計画のリクワイアメントは、安定電源・変動電源（単独）が対象となります。

注2：アセスメントの基準について

容量停止計画におけるアセスメントは、実需給期間中において、電源が供給力を提供できる状態に維持しているかが基準となります。

- 容量停止計画が登録されているコマにおいて、電源が提供できる供給力の最大値が、アセスメント対象容量を下回る場合、当該コマをリクワイアメント未達成コマとします。なお、リクワイアメント未達成コマは、小数点以下第16位まで計算しています（ペナルティ倍率を乗じる前の段階で、コマ毎に小数点以下第17位を四捨五入して算出）。

- ・ 容量停止計画が登録されているコマにおいて、アセスメント対象容量に対して部分的に未達となった場合、未達量に応じてリクワイアメント未達成コマをカウントします。
- ・ 容量停止計画の登録タイミングや、低予備率アセスメント対象コマ²⁶への該当の有無により、リクワイアメント未達成コマが5倍カウント（ペナルティ倍率）〈注3〉されるコマが発生する場合があります。

注3：ペナルティ倍率5倍となる容量停止計画の登録タイミング

- ・ 当該コマが「平常時」と判断された時（夜間、休日は除く）：前週の火曜日 17:00以降提出
- ・ 当該コマが「低予備率アセスメント対象コマ」に該当する時：前月末以降提出
※1 上記以外は1倍カウント
※2 その他要因（流通設備の計画的な作業実施や従来からの地元自治体との協定等）に伴い電源等が停止または出力低下する場合に提出いただく容量停止計画については、前月末までに提出されている場合、以降に容量停止計画の変更が生じたとしてもペナルティの倍率は1倍とする場合があります。

注4：アセスメントの算定方法について

容量停止計画におけるアセスメントの具体的な算定方法は、以下で表されます。

【対象の電源が電源等差替契約を締結していない場合】

- ・ 容量停止計画が登録されているコマについて、電源が提供できる供給力の最大値を確認します。
- ・ 当該コマにおける未達成率「(アセスメント対象容量-電源が提供できる供給力の最大値) /アセスメント対象容量×ペナルティ倍率」をリクワイアメント未達成コマ数としてカウント

【アセスメント対象の電源が差替元として電源等差替契約を締結している場合】

差替元、差替先個別に未達成コマを計算します。

＜差替元電源等＞

- ・ 容量停止計画が登録されているコマについて、電源が提供できる供給力の最大値を確認します。

²⁶ 前日以降の需給バランス評価で広域予備率低下に伴う供給力提供の周知対象となったコマ

- ・ 提供できる供給力の最大値が、差替元電源等のアセスメント対象容量を下回る場合、当該コマにおける未達成率「(差替元電源等のアセスメント対象容量²⁷-差替元電源等が提供できる供給力の最大値) /アセスメント対象容量²⁸ ×ペナルティ倍率²⁹」をリクワイアメント未達成コマ数としてカウントします。

<差替先電源等>

- ・ 容量停止計画が登録されているコマについて、電源が提供できる供給力の最大値（発電上限）を確認します。
- ・ 提供できる供給力の最大値が、差替先電源等のアセスメント対象容量を下回る場合、当該コマにおける未達成率「(差替先電源等のアセスメント対象容量³⁰-差替先電源等が提供できる供給力の最大値) /アセスメント対象容量×ペナルティ倍率³¹」をリクワイアメント未達成コマ数としてカウントします。

<差替元と差替先のリクワイアメント未達成コマの合算>

差替元と差替先のリクワイアメント未達成コマを合算します。

<リクワイアメント未達成コマの累積>

- ▶ 電源のリクワイアメント未達成コマをカウントしたのち、当該実需給年度のすべての未達成コマ数を合算します。
- ▶ 合算する際は、各コマにおけるペナルティ倍率を乗じたものを合算します。

(例)

アセスメント対象月が6月の場合は、4月～6月までのリクワイアメント未達成コマを累積します。

4月：1,440 コマ

5月：2,000 コマ

6月：1,488 コマ

累積：4,928 コマ

アセスメント対象電源のリクワイアメント未達成コマ総数が8,640コマ（180日相当）を超過した場合、超過分のリクワイアメント未達成コマに対して経済的ペナルティが科されます。

²⁷ 差替元のアセスメント対象容量=(差替元電源の月別アセスメント対象容量-差替先の月別の差替容量)

²⁸ アセスメント対象容量=月別アセスメント対象容量

²⁹ ペナルティ倍率は差替元の需給状況に応じて決定

³⁰ 差替先電源のアセスメント対象容量=差替先電源の月別差替容量

³¹ ペナルティ倍率は差替先の需給状況に応じて決定

4.1 容量停止計画に係るアセスメント結果の確認手続き

本節では、容量停止計画に係るアセスメント結果の確認手続きについて以下の流れで説明します（図 4-2 参照）。

- 4.1.1 アセスメント結果の確認
- 4.1.2 異議申立
- 4.1.3 異議申立妥当性審査結果の確認
- 4.1.4 確定したアセスメント結果の受領

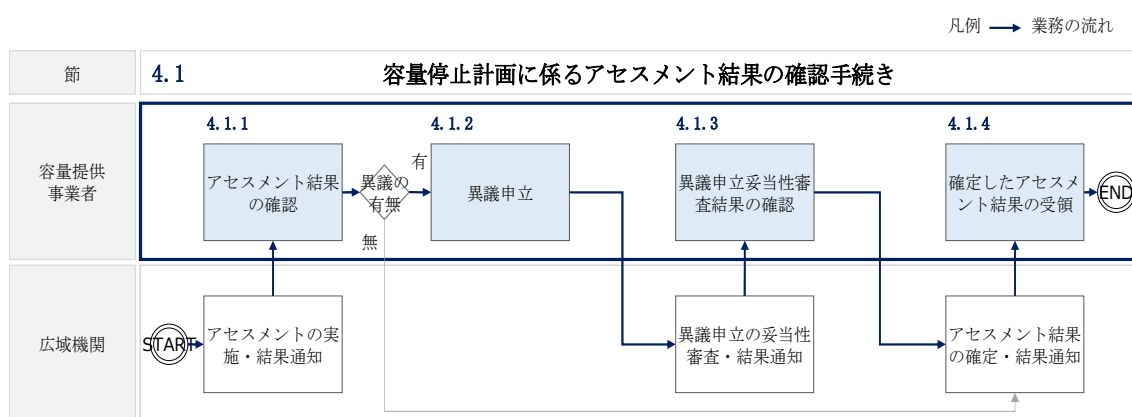


図 4-2 容量停止計画に係るアセスメント結果の確認手続きの詳細構成

4.1.1 アセスメント結果の確認

本項では、アセスメント結果の確認について説明します（図 4-3 参照）。

4.1.1.1 アセスメント結果仮確定通知の確認

4.1.1 アセスメント結果の確認

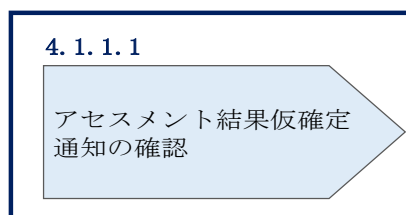


図 4-3 アセスメント結果の確認の手順

4.1.1.1 アセスメント結果仮確定通知の確認

アセスメント結果が仮確定された旨のメールが容量市場システムに登録したメールアドレス宛に送付されますので、アセスメント結果を確認してください（表 4-1 参照）。

注：本機関から送付されるアセスメント結果仮確定の通知メールには「仮算定」が完了した旨が記載してありますが、システム上の「仮算定」が完了したことによりアセスメント結果が「仮確定」したこととなりますので、「仮算定」＝「仮確定」とご理解ください。

表 4-1 リクワイアメント未達成量の仮算定完了通知メールイメージ

項目	内容
件名	【容量市場システム】リクワイアメント未達成量の仮算定完了通知
送信元メールアドレス	support-noreply@capacity-market2.occto.or.jp
本文記載事項	XXXX 様 こちらは電力広域的運営推進機関 容量市場システム 管理者です。 リクワイメント未達成量の算定が終了したことを通知します。 【算定対象年度】

	YYYY 【算定対象年月】 YYYY/MM 【リクワイアメント種別】 容量停止計画(安定・変動単独) 【事業者コード】 XXXX 【事業者名】 XXXX 電力広域的運営推進機関 容量市場システム 管理者 ※このメールはシステムより自動送信されています。差出人には返信しないでください。
--	--

容量市場システムの折り畳みメニュー「リクワイアメント・アセスメント」の中の「アセスメント一覧画面（事業者毎） - 発動指令以外」リンクをクリックして、「アセスメント一覧画面（事業者毎） - 発動指令以外」へ進んでください。

「アセスメント種別」にて「容量停止計画（安定・変動単独）」、「最新回次切替」で「最新回次のみ表示」を選択し、実需給年度を入力して「検索」ボタンをクリックしてください。「アセスメント一覧画面（事業者毎）（容量停止計画（安定・変動単独））（検索結果）」に条件に合致する電源等識別番号が表示されますので、「電源等識別番号」リンクをクリックし、「アセスメント一覧画面（電源等識別番号毎） - 発動指令以外画面」へ進んでください。

「アセスメント種別」にて「容量停止計画（安定・変動単独）」、「最新回次切替」で「最新回次のみ表示」を選択し、実需給年度を入力して「検索」ボタンをクリックしてください。「アセスメント一覧画面（事業者毎）（容量停止計画（安定・変動単独））（検索結果）」に条件に合致するリクワイアメント対象年月日が表示されますので、「対象年月日」リンクをクリックし、「アセスメント詳細画面（容量停止計画・安定・変動単独）」へ進んでください。

「アセスメント結果詳細情報」で、コマ毎のリクワイアメント未達成コマを確認してください（図 4-4 参照）。

4.1 容量停止計画に係るアセスメント結果の確認手続き

容量市場システム ログイン日時: 2020/3/23 12:00
 ユーザ名 広域 太郎 ログアウト

アセスメント結果詳細画面(容量停止計画・安定・変動単独)

TOP > リクワイアメント・アセスメント > アセスメント一覧画面 (事業者毎) - 発動指令以外 > アセスメント一覧画面 (電源等識別番号毎) - 発動指令以外 > アセスメント結果詳細画面(容量停止計画・安定・変動単独)

対象年月日	YYYY/MM/DD	差替元/先	差替元
事業者コード	XXXX	コマ毎に記載されたリクワイアメント未達成 コマを確認してください。	
電源等識別番号	XXXXXXXXXA		
エリア	NNN		

電源等差替情報

差替元/先	差替ID	電源等識別番号	電源等の名称	差替前契約容量[kW]	差替後契約容量[kW]
差替元	-	XXXXXXXXXA	NNNNNNNN A	6,000	1,000
差替先	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXB	NNNNNNNN B	-	2,000
差替先	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXC	NNNNNNNN C	-	3,000

アセスメント結果詳細情報

対象年月日	差替ID	差替元/先	電源等識別番号	算定要素	01	02	03	04	05
YYYY/MM/DD	XXXXXXXXXX	差替元	XXXXXXXXXA	容量停止計画の提出時期	-	-	-	-	-
YYYY/MM/DD	XXXXXXXXXX	差替元	XXXXXXXXXA	需給ひっ迫のおそれの有無	-	-	-	-	-
YYYY/MM/DD	XXXXXXXXXX	差替元	XXXXXXXXXA	アセスメント対象容量[kW]	1,000				
YYYY/MM/DD	XXXXXXXXXX	差替元	XXXXXXXXXA	電源が提供できる供給力の最大値[kW]	99,999,999	99,999,999	99,999,999	99,999,999	99,999,999
YYYY/MM/DD	XXXXXXXXXX	差替元	XXXXXXXXXA	ペナルティ倍率[倍]	-	-	-	-	-
YYYY/MM/DD	XXXXXXXXXX	差替元	XXXXXXXXXA	リクワイアメント未達成コマ[コマ]	-	-	-	-	-
YYYY/MM/DD	XXXXXXXXXX	差替元	XXXXXXXXXA	リクワイアメント未達成合計[コマ]	1.06				

図 4-4 アセスメント詳細（容量停止計画・安定・変動単独）の画面イメージ

4.1.2 異議申立

本項では、異議申立について説明します（図 4-5 参照）。

4.1.2.1 異議申立

4.1.2 異議申立

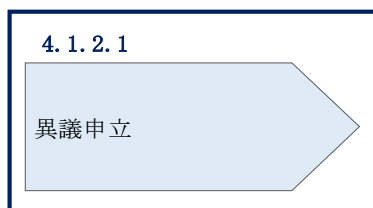


図 4-5 異議申立の手順

4.1.2.1 異議申立

アセスメント結果仮確定に異議がある場合、アセスメント結果が仮確定された旨のメールを受領した日を含めて5営業日以内であれば、メールにより異議申立を行うことが可能です。

異議申立を行う場合、新規メールに異議申立における必要事項を記載のうえ、所定の宛先に送信してください（表 4-2 参照）。

異議申立を行わない場合は、『4.1.4.1 確定したアセスメント結果の受領』へ進んでください。

注：異議申立期限について、例えば、7月1日（金）に通知メールを受領した場合、7月7日（木）までに異議申立メールを本機関に送信する必要があります。

<参考>容量確保契約約款抜粋

休日：土曜日、日曜日および祝日（「国民の祝日に関する法律」に規定する休日）に加えて、1月2日～3日、4月30日～5月2日、12月30日～31日および本機関が指定する日

平日：休日以外の日

営業日：平日のうち、1月4日、12月29日以外の日

表 4-2 アセスメント結果仮確定に対する異議申立に係るメールの記載項目

メール項目	内容
件名	【XXXX（事業者コード） ³² 】アセスメント結果仮確定に対する異議申立
To	youryou_rikuase@occto.or.jp
CC	-
本文記載事項	異議申立の内容 <ul style="list-style-type: none"> ・ 異議申立の内容およびその根拠を具体的に文章で記載 アセスメント結果 <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者コード ・ 事業者名称および担当者名 ・ 電源等識別番号 ・ 電源等の名称 ・ 対象実需給年度 ・ 対象月 ・ 対象コマ ・ リクワイアメント未達成コマ
添付資料	異議申立の根拠となる資料（必要に応じて）

4.1.3 異議申立妥当性審査結果の確認

本項では、異議申立妥当性審査結果の確認について説明します（図 4-6 参照）。

4.1.3.1 異議申立妥当性審査結果の確認

4.1.3.2 リクワイアメント未達成コマ修正結果の確認

³² 件名に事業者コード4桁を入力してください。

4.1.3 異議申立妥当性審査結果の確認

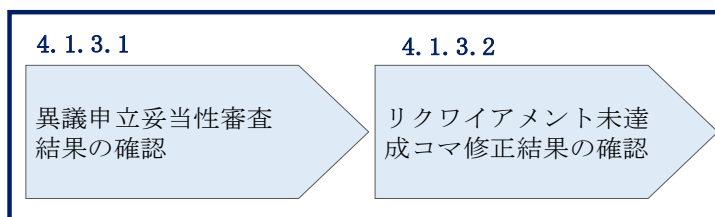


図 4-6 異議申立妥当性審査結果の確認の手順

4.1.3.1 異議申立妥当性審査結果の確認

アセスメント結果仮確定に対して異議申立を行われた場合は、本機関で異議申立の内容を審査し、審査結果を容量市場システムに登録したメールアドレス宛にメールにて通知しますので審査結果の内容を確認してください。

審査結果の詳細を確認する場合は、『4.1.1.1 アセスメント結果仮確定通知の確認』を参照してください。

審査結果が合格の場合、『4.1.3.2 リクワイアメント未達成コマ修正結果の確認』を参照してください。

注：異議申立の内容を審査した結果は以下のメールアドレスより送付しますので、迷惑メールとして判定されないよう受信設定してください。

メールアドレス：youryou_rikuase@occto.or.jp

4.1.3.2 リクワイアメント未達成コマ修正結果の確認

異議申立妥当性審査結果が合格の場合、本機関にて異議申立内容に基づいてリクワイアメント未達成コマを修正します。修正後に本機関より、容量市場システムに登録したメールアドレス宛に確認依頼のメールが送付されますので、内容を確認してください。

容量市場システムの折り畳みメニュー「リクワイアメント・アセスメント」の中の「アセスメント一覧画面（事業者毎） - 発動指令以外」リンクをクリックして、「アセスメント一覧画面（事業者毎） - 発動指令以外」へ進んでください。

「アセスメント種別」にて「容量停止計画（安定・変動単独）」、「最新回次切替」で「最新回次のみ表示」を選択し、実需給年度を入力して「検索」ボタンをクリックしてください。「アセスメント一覧画面（事業者毎）（容量停止計画（安定・変動単独））（検索結果）」に条件に合致する電源等識別番号が表示されますので、「電源等識別番号」リンクをクリックし、「アセスメント一覧画面（電源等識別番号毎） - 発動指令以外画面」へ進んでください。

「アセスメント種別」にて「容量停止計画（安定・変動単独）」、「最新回次切替」で「最新回次のみ表示」を選択し、実需給年度を入力して「検索」ボタンをクリックしてください。「アセスメント一覧画面（事業者毎）（容量停止計画（安定・変動単独））（検索結果）」に条件に合致するリクワイアメント対象年月日が表示されますので、「対象年月日」リンクをクリックし、「アセスメント結果詳細画面（容量停止計画・安定・変動単独）」へ進んでください。

4.1 容量停止計画に係るアセスメント結果の確認手続き

「アセスメント結果詳細情報」で、コマ毎のリクワイアメント未達成コマを確認してください（図 4-7 参照）。

容量市場システム
ログイン日時: 2020/3/23 12:00
ログアウト

アセスメント結果詳細画面(容量停止計画・安定・変動単独)

[TOP](#) > [リクワイアメント・アセスメント](#) > [アセスメント一覧画面 \(事業者毎\)](#) - [発動指令以外](#) > [アセスメント一覧画面 \(電源等識別番号毎\)](#) - [発動指令以外](#) > [アセスメント結果詳細画面\(容量停止計画・安定・変動単独\)](#)

対象年月日	YYYY/MM/DD	差替元/先	差	コマ毎に記載されたリクワイアメント未達成コマを確認してください。
事業者コード	XXXX	事業者名	N	
電源等識別番号	XXXXXXXXXA	電源等の名称	N	
エリア	NNN	算定回次	XXXX	

【電源等差替情報】

差替元/先	差替ID	電源等識別番号▲	電源等の名称▲	差替前契約容量[kW]▲	差替後契約容量[kW]▲
-	-	XXXXXXXXXA	NNNNNNNNNA	XXX,XXX,XXX,XXX	XXX,XXX,XXX,XXX
差替先	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXB	NNNNNNNNNB	-	XXX,XXX,XXX,XXX
差替先	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXC	NNNNNNNNNC	-	XXX,XXX,XXX,XXX

【アセスメント結果詳細情報】

対象年月日	差替元/先	差替ID	電源等識別番号	算定要素	01	02	03	04	05
YYYY/MM/DD	差替元	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXA	容量停止計画の提出時期	-	-	-	-	-
YYYY/MM/DD	差替元	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXA	需給ひっ迫のおそれの有無	-	-	-	-	-
YYYY/MM/DD	差替元	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXA	アセスメント対象容量[kW]	XXX,XXX,XXX,XXX				
YYYY/MM/DD	差替元	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXA	電源が供給できる供給力の最大値[kW]	XX,XXX,XXX	XX,XXX,XXX	XX,XXX,XXX	XX,XXX,XXX	XX,XXX,XXX
YYYY/MM/DD	差替元	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXA	ペナルティ倍率[倍]	-	-	-	-	-
YYYY/MM/DD	差替元	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXA	リクワイアメント未達成コマ[コマ]	-	-	-	-	-
YYYY/MM/DD	差替元	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXA	リクワイアメント未達成合計[コマ]					

図 4-7 アセスメント結果詳細画面（容量停止計画・安定・変動単独）の画面イメージ

4.1.4 確定したアセスメント結果の受領

本項では、確定したアセスメント結果の受領について説明します（図 4-8 参照）。

4.1.4.1 確定したアセスメント結果の受領

4.1.4 確定したアセスメント結果の受領

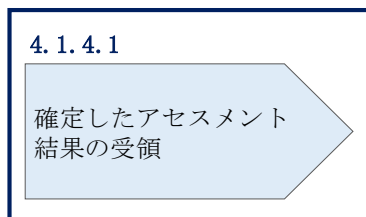


図 4-8 確定したアセスメント結果の受領の手順

4.1.4.1 確定したアセスメント結果の受領

本機関がアセスメント結果を確定した後、アセスメント結果を確定した旨のメールが容量市場システムに登録したメールアドレス宛に送付されますので、『4.1.1.1 アセスメント結果仮確定通知の確認』を参照し、内容を確認してください（表 4-3 参照）。

注：アセスメント結果に対して異議申立を行わなかった場合でも本手順を参照し、確定したアセスメント結果の内容を確認してください。

表 4-3 リクワイアメント未達成量の確定通知メールイメージ

項目	内容
件名	【容量市場システム】リクワイアメント未達成量の確定通知
送信元メールアドレス	support-noreply@capacity-market2.occto.or.jp
本文記載事項	<p>XXXX 様</p> <p>こちらは電力広域的運営推進機関 容量市場システム 管理者です。</p> <p>リクワイメント未達成量の算定が終了したことを通知します。</p> <p>【算定対象年度】 YYYY</p> <p>【算定対象年月】 YYYY/MM</p> <p>【リクワイアメント種別】 容量停止計画(安定・変動単独)</p> <p>【事業者コード】 XXXX</p> <p>【事業者名】 XXXX</p> <p>電力広域的運営推進機関 容量市場システム 管理者</p> <p>※このメールはシステムより自動送信されています。差出人には返信しないでください。</p>

Appendix.1 図表一覧

図 1-1	本業務マニュアルが対象とするリクワイアメント対応の位置づけ	4
図 1-2	電源等差替契約を締結していない容量提供事業者が確認すべきマニュアル	5
図 1-3	電源等差替契約を締結した容量提供事業者が確認すべきマニュアル	6
図 1-4	本業務マニュアルの構成（第 1 章除く）	7
図 1-5	変動電源（単独）に係るリクワイアメントを遵守するにあたり容量提供事業者等が登録・提出すべき算定諸元の一覧	8
図 2-1	第 2 章の構成	10
図 2-2	容量停止計画の登録	13
図 2-3	容量停止計画の登録手順	14
図 2-4	容量停止計画一覧画面 画面イメージ	16
図 2-5	容量停止計画確認・変更画面 画面イメージ	17
図 2-6	容量停止計画 CSV イメージ	18
図 2-7	一括登録・変更画面のイメージ	22
図 2-8	容量停止計画一覧画面 画面イメージ	24
図 2-9	容量停止計画確認・変更画面 画面イメージ(1)	24
図 2-10	容量停止計画確認・変更画面 画面イメージ(2)	25
図 2-11	変更情報入力欄 登録区分 画面イメージ	25
図 2-12	一括登録・変更結果確認の画面イメージ (1)	26
図 2-13	一括登録・変更結果確認の画面イメージ (2)	27
図 2-14	エラー情報 CSV ファイルの CSV イメージ	27
図 2-15	差替先の容量停止計画の登録手順	28
図 2-16	容量停止計画 CSV イメージ	29
図 2-17	一括登録・変更画面のイメージ	32
図 2-18	一括登録・変更結果確認の画面イメージ (1)	33
図 2-19	一括登録・変更結果確認の画面イメージ (2)	33
図 2-20	エラー情報 CSV ファイルの CSV イメージ	33
図 2-21	容量停止計画の確認の詳細構成	34
図 2-22	作業停止計画（月間）からの変換の確認手順	34
図 2-23	変換・登録された容量停止計画の確認・修正	35
図 2-24	容量停止計画登録漏れの確認の詳細構成	37
図 2-25	容量停止計画の修正の手順	37
図 2-26	差替先電源情報に係る整合性審査結果への対応の詳細構成	40
図 2-27	差替先の容量停止計画の修正登録の手順	40
図 2-28	容量停止計画提出時期の妥当性審査に係る対応の詳細構成	42

図 2-29	提出時期の妥当性に係る停止理由の提出の手順	43
図 2-30	提出時期の妥当性審査結果の受領の手順	44
図 2-31	提出時期の妥当性審査結果の確認の手順	45
図 3-1	第 3 章の構成	47
図 3-2	発電計画・発電上限に関する対応の詳細構成	48
図 3-3	発電計画・発電上限の確認の手順	48
図 3-4	アセスメント算定諸元一覧画面 画面イメージ	50
図 3-5	アセスメント算定諸元詳細画面 画面イメージ	51
図 3-6	発電計画・発電上限の登録の手順	52
図 3-7	アセスメント算定諸元（発電計画・発電上限）の CSV イメージ	53
図 3-8	一括登録・変更画面 画面イメージ	56
図 3-9	一括登録・変更結果確認の画面イメージ（1）	57
図 3-10	一括登録・変更結果確認の画面イメージ（2）	57
図 3-11	エラー情報 CSV ファイルの CSV イメージ	57
図 3-12	アセスメント算定諸元詳細画面とアセスメント算定諸元（発電計画・発電上限） CSV ファイルの比較イメージ	59
図 3-13	差替先に係る発電計画・発電上限の登録の手順	60
図 3-14	差替配分供給力（発電計画・発電上限）の CSV イメージ	61
図 3-15	一括登録・変更画面 画面イメージ	64
図 3-16	一括登録・変更結果確認の画面イメージ（1）	65
図 3-17	一括登録・変更結果確認の画面イメージ（2）	65
図 3-18	エラー情報 CSV ファイルの CSV イメージ	65
図 3-19	差替先電源情報に係る整合性審査結果への対応の詳細構成	67
図 3-20	差替配分供給力（発電計画・発電上限）の修正・登録の手順	68
図 4-1	第 4 章の構成	69
図 4-2	容量停止計画に係るアセスメント結果の確認手続きの詳細構成	72
図 4-3	アセスメント結果の確認の手順	73
図 4-4	アセスメント詳細（容量停止計画・安定・変動単独）の画面イメージ	75
図 4-5	異議申立の手順	76
図 4-6	異議申立妥当性審査結果の確認の手順	78
図 4-7	アセスメント結果詳細画面（容量停止計画・安定・変動単独）の画面イメージ	80
図 4-8	確定したアセスメント結果の受領の手順	81
表 2-1	容量停止計画登録作業の概要	11
表 2-2	容量停止計画 CSV の記載項目	18

表 2-3	一括登録・変更画面の入力項目	22
表 2-4	一括登録・変更の CSV ファイル登録結果通知メールイメージ	28
表 2-5	電源等差替契約締結時の容量停止計画の登録対象	29
表 2-6	容量停止計画 CSV の記載項目	30
表 2-7	一括登録・変更画面の入力項目	32
表 2-8	容量停止計画登録漏れ確認結果通知メールイメージ	38
表 2-9	容量停止計画未登録の正当な理由の提出メール記載事項	39
表 2-10	容量停止計画の提出時期の妥当性に係る停止理由の提出メール記載事項	43
表 2-11	提出時期の妥当性審査結果に対する異議申立メールの記載項目	46
表 3-1	アセスメント算定諸元（発電計画・発電上限） CSV の記載項目	54
表 3-2	一括登録・変更の CSV ファイル登録結果通知メールイメージ	58
表 3-3	電源等差替契約締結時の発電計画・発電上限の登録対象	60
表 3-4	差替配分供給力（発電計画・発電上限） CSV の記載項目	62
表 4-1	リクワイアメント未達成量の仮算定完了通知メールイメージ	73
表 4-2	アセスメント結果仮確定に対する異議申立に係るメールの記載項目	77
表 4-3	リクワイアメント未達成量の確定通知メールイメージ	82

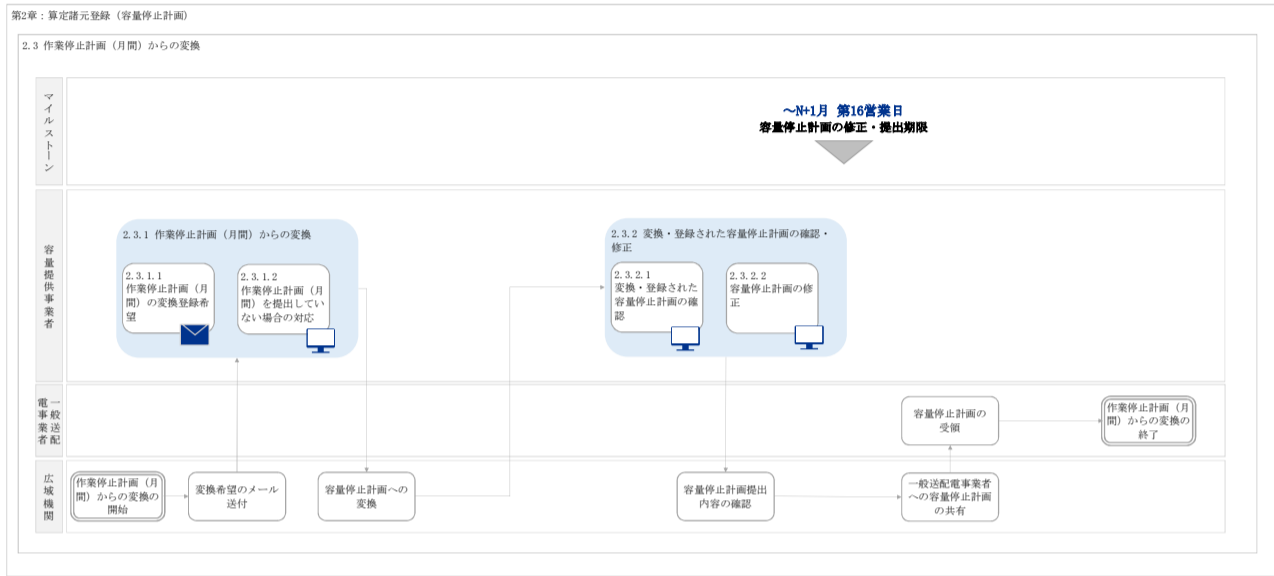
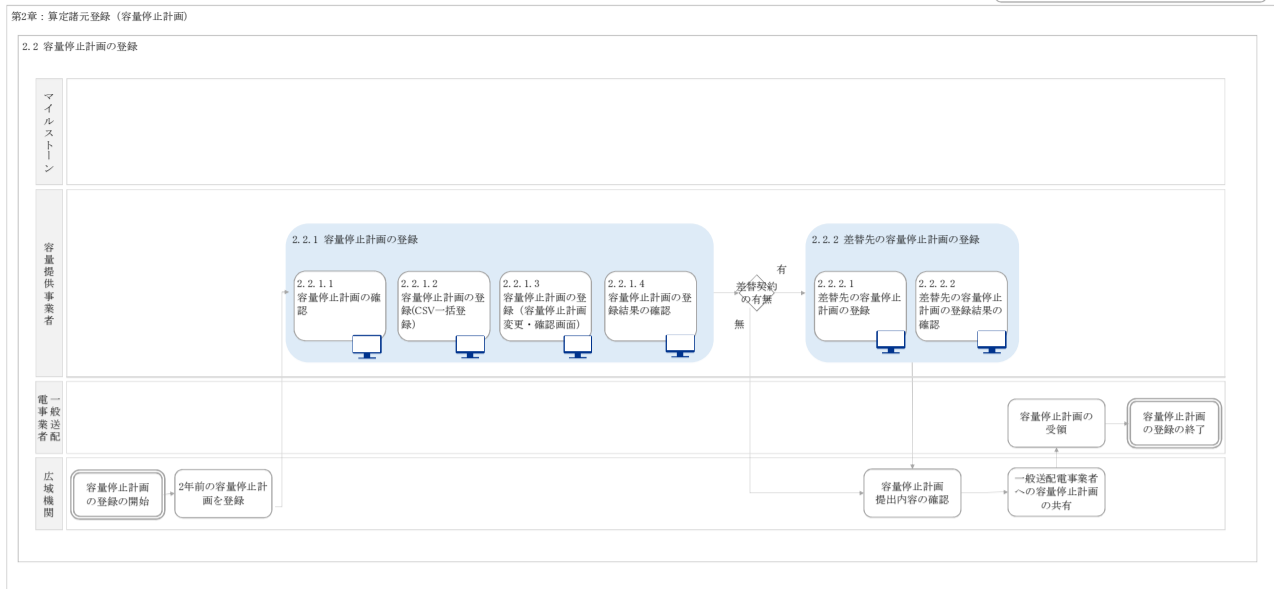
Appendix.2 業務手順全体図

業務手順全体図については、別紙（「容量市場業務マニュアル_実需給期間中リクワイアメント対応（変動電源（単独））編_Appendix_業務手順全体図」）参照のこと。
なお、それぞれのリクワイアメント・アセスメントのスケジュールについては、業務手順全体図に記載をしております。業務手順全体図では、対象実需給月をN月と
しております。

Appendix.3 実需給期間中リクワイアメント対応に係る用語集

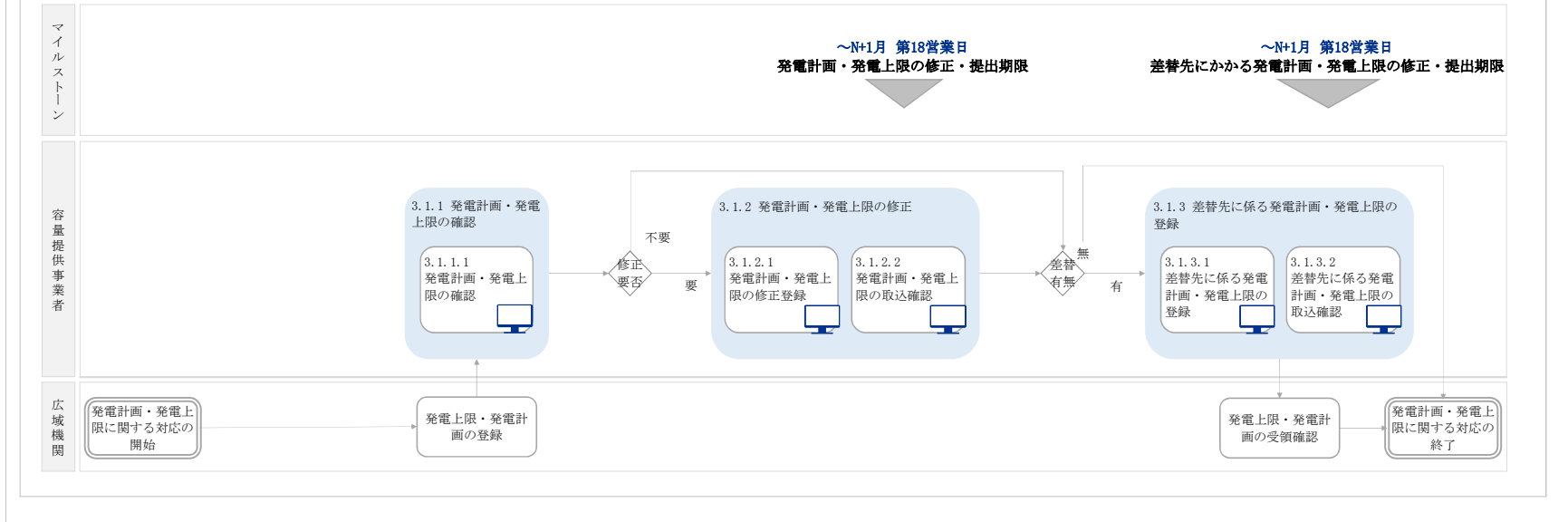
No.	用語	意味	記載箇所(一例)
1	最新回次	容量市場システムに登録された算定諸元や容量市場システム内で算定されたアセスメント算定結果のうち、同一条件の範囲内で最も直近に登録または算定されたものを意味する。 このため、同一の実需給年月に複数回の登録や算定が実施された場合は、基本的に検索画面上で最新回次を指定して検索を実施する	2.2.1.1 容量停止計画の確認
2	アセスメント算定諸元	本機関がアセスメントを実施するために必要となる諸元 例：容量停止計画のアセスメント算定においては、容量停止計画、発電計画、発電上限等が該当する	3.1.2.1 発電計画・発電上限の修正登録
3	差替配分供給力	差替先電源から差替元電源に対して配分された供給力	3.1.3.1 差替先に係る発電計画・発電上限の登録
4	アセスメント種別	容量を提供する電源等の区分に応じて課せられるリクワイアメント・アセスメントの種類 例：容量停止計画（安定・変動（単独））、市場応札、供給指示	4.1.1.1 アセスメント結果仮確定通知の確認
5	電源が提供できる供給力の最大値	電源等の維持・運営に必要な作業、および発電設備自体の作業停止等ではないその他要因（流通設備の計画的な作業実施や従来からの地元自治体との協定等）による電源等の停止または出力低下のみを考慮した発電設備として供給可能な上限値であり、容量市場におけるアセスメントを実施するために容量市場システムに登録する発電上限のことを指します。なお、広域機関シス	3.1.2.1 発電計画・発電上限の修正登録

		テムに登録する発電上限とは異なる場合があります。	
6	（アセスメント結果の）仮確定	アセスメントの算定結果を容量提供事業者へ通知するため、本機関にてアセスメント結果を暫定的に決定すること	4.1.1.1 アセスメント結果仮確定通知の確認
7	（アセスメント結果の）確定	アセスメントの後続業務となるペナルティ算定に進むため、容量提供事業者の確認結果を踏まえて本機関にてアセスメント結果を確定すること	4.1.4.1 確定したアセスメント結果の受領



第3章：算定諸元登録（発電計画・発電上限）

3.1 発電計画・発電上限に関する対応



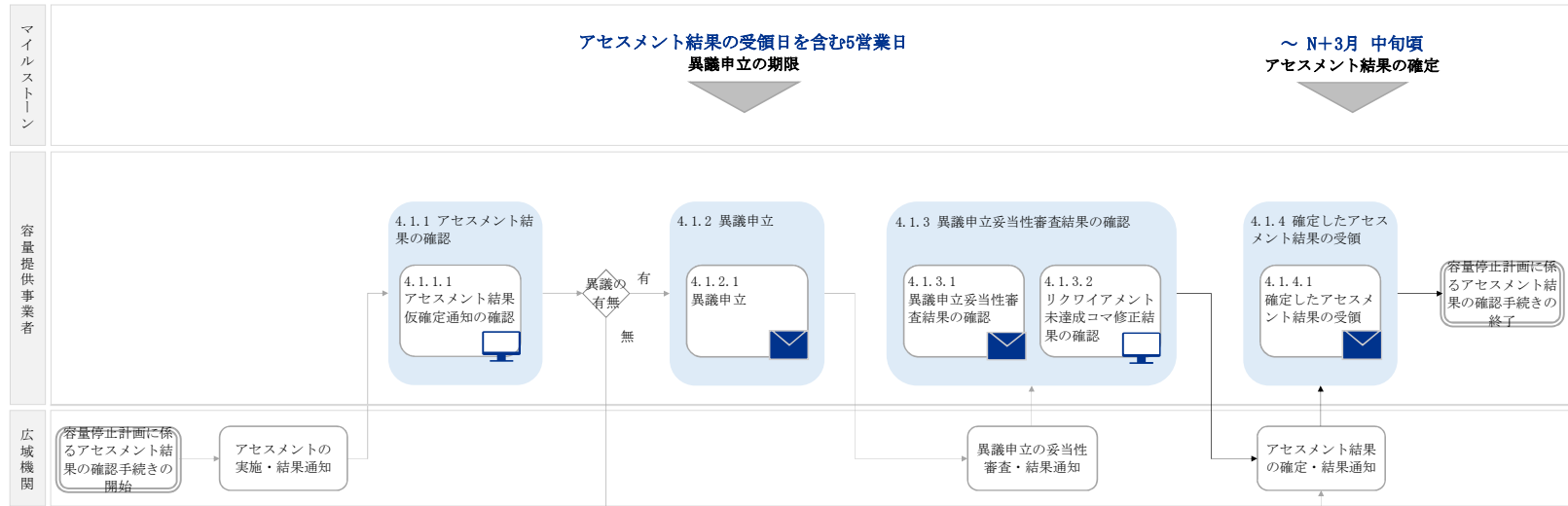
第3章：算定諸元登録（発電計画・発電上限）

3.2 差替先電源情報に係る整合性審査結果への対応



第4章：アセスメント結果への対応（容量停止計画）

4.1 容量停止計画に係るアセスメント結果の確認手続き



「容量市場 業務マニュアル 実需給期間中 リクワイアメント対応編（変動電源（単独）編）（対象実需給年度：2024年度）」（案）に関する意見募集に寄せられたご意見および本機関回答

No.	頁	ご意見	回答
1	9	「1.4.1.2 容量停止計画の提出」について、提出の対象となる容量停止計画の定義について明確化いただきたい。実需給2年前の容量停止計画は、「供給力計上ガイドライン」における発電設備の定期補修及び中間点検を対象としていましたが、実需給期間は実需給2年前の容量停止計画の対象に加えて、短期間の停止・抑制が発生する作業も追加で対象となるのでしょうか。	ご理解のとおりです。 「1.4.1.2 容量停止計画の提出」に対象となる容量停止計画を記載いたしますので、ご確認ください。
2	9	流れ込み式水力発電所について、上流の他社発電所停止に伴い運転に必要な水量を確保できず、やむを得ず発電所を停止する場合は「自然影響により、電源等の出力が停止または出力低下する場合」に該当するようご配慮頂きたい。	「自然影響により、電源等の出力が停止または出力低下する場合」に該当するか否かは個別の事例を確認し、アセスメントの都度判断させていただきます。
3	9	落雷等の予期せぬ系統事故により発電所を停止しないし出力低下せざるを得ない場合は、「自然影響により、電源等の出力が停止または出力低下する場合」に該当するようご配慮頂きたい。	「自然影響により、電源等の出力が停止または出力低下する場合」に該当するか否かは個別の事例を確認し、アセスメントの都度判断させていただきます。
4	9	変動電源(単独)における容量停止計画の提出対象となるのは、実需給年度2年前に実施する容量停止計画の調整業務同様にアセスメント対象容量を下回るもののみが対象という理解でよろしいか。	実需給期間における容量停止計画は、アセスメント対象容量を下回る場合以外にも提出が必要となります。 「1.4.1.2 容量停止計画の提出」に対象となる容量停止計画を追記いたしますので、ご確認ください。
19	9	流れ込み式水力発電所について、「自然影響」には降雨等により河川濁水が生じ、設備保護のため発電所を停止する場合も含まれるようご配慮いただきたい。容量市場制度として、汚濁した河川からも取水し運転するように誘導するというのであれば、容量市場における入札ガイドラインに規定のコストに、リクワイアメント達成のために生じた修繕費用を追加して頂きたい。	「自然影響により、電源等の出力が停止または出力低下する場合」に該当するか否かは個別の事例を確認し、アセスメントの都度判断させていただきます。
23	9	「ただし、自然影響により電源等の出力が停止又は出力低下する場合、容量停止計画の提出は不要です。」の記載について、安定電源の業務マニュアルにはこの記載がありませんが、変動電源（単独）だけの話なのでしょうか？安定電源も同様なのであれば、どちらにも明記するべきと考えます。	変動電源（単独）についてのみ、自然影響により電源等の出力が停止又は出力低下する場合、容量停止計画の提出は不要です。
51	13	容量停止計画の登録対象について定義していただきたい。年間計画時点では参考扱いで登録してほしいとのことだったが、実需給での扱いはどうなっているのか。全作業を登録するのか。	実需給期間における容量停止計画の対象は、電源等の維持・運営に必要な作業、および発電設備自体の作業停止等ではないその他要因(流通設備の計画的な作業実施や従来からの地元自治体との協定等)による電源等の停止または出力低下となります。 「1.4.1.2 容量停止計画の提出」の項目に対象となる容量停止計画を記載いたしましたので、ご確認ください。
45	16	ところどころに存在する (P) は特に理由がなく、削除となるか。P24 P39 P47 P70にもあり。	(P) は現在検討中の箇所を示しております。公表されるマニュアルにおいては、削除いたします。
2	17	「@作業開始年月日」、「@作業終了年月日」は実需給2年度前の容量停止計画と同様、月毎の入力ということで良いでしょうか。(例 4/15～5/15の作業がある場合、5月分に登録するのは5/1～5/15。)	容量停止計画の登録（CSV一括登録）について、実需給2年前とは異なり、月を跨ぐ停止計画の分割は不要です。 なお、ファイル名に記載する実需給年度・対象月は作業開始年月をファイル名に記載してください。
24	17	(安定電源編にも同様の意見あり) 「⑤電源等差替ID」「⑥差替元電源等識別番号」の2項目は、2022年度に容量停止計画登録した際には存在しなかった項目ですが、今回追加されたのでしょうか？また、今後も項目が変更される予定でしょうか？事業者側のシステム化へも影響があるため、項目については早期に固めていただきたいです。	ご記載の2項目は、今回追加された項目になります。現時点で、さらなる項目変更は予定しておりません。（当該2項目は、2024年4月以降、「2年前の停止計画調整時」においても追加項目となります。）
46	17	@枝番は、どのようなときに活用するものか。また、桁数などの入力制限はあるか。	複数号機ある場合の、号機の判別に使用します。電源等情報詳細情報画面の詳細情報一覧の枝番に合わせて入力してください。

No.	頁	ご意見	回答
3	18	系統制約等の容量停止計画が必要な場合、「㊦広域受付番号」はどのように記載するのでしょうか。（実需給2年前と同様、「zzzzzz」と入力するのでしょうか。）	広域受付番号については、事業者が容量市場システムに容量停止計画を直接登録する場合は使用しません、CSVデータの読み込み上の項目としては必要となりますので、カンマで区切る（「,,」）でご提出ください。この点につきましては、業務マニュアルに反映いたします。
4	18	「㊦出力可能容量」は、本マニュアルによると、実需給でのアセスメントの算定には使っていないと思われるため、入力を省略することは可能でしょうか。	出力可能容量については、実需給2年前の容量停止計画調整において使用する項目であり、実需給期間中の容量停止計画の登録時には使用いたしません、CSVデータの読み込み上の項目としては必要となりますので、カンマで区切る形（「,,」）でご提出ください。この点につきましては、業務マニュアルに反映いたします。
5	18	「㊦登録区分」に「3：取消」があるが、実需給期間向けの容量停止計画は、CSV登録による取消が可能ということでしょうか。（実需給2年前の容量停止計画は、CSV登録による取消が出来ないため確認させてください。）	ご記載のとおり、実需給期間向けの容量停止計画は、CSV登録または画面操作による取消が可能です。
20	18	㊦出力可能容量 は、変動電源(単独)では実需給年度2年前に実施する容量停止計画の調整業務同様に当該月のアセスメント対象容量を記載すればよろしいか。	出力可能容量については、実需給2年前の容量停止計画調整において使用する項目であり、実需給期間中の容量停止計画の登録時には使用いたしません、CSVデータの読み込み上の項目としては必要となりますので、カンマで区切る形（「,,」）でご提出ください。この点につきましては、業務マニュアルに反映いたします。
25	18	(安定電源編にも同様の意見あり) ㊦登録区分について、2年前に容量停止計画を登録する際は新規登録は1とされていたのに対し、実需給時は新規登録が4となるのは何故でしょうか？ 運用者目録では、同じ新規登録であってもシステム側で登録区分が異なっていると煩雑になるので、統一頂けないでしょうか。	頂きましたご意見は今後の検討の参考とさせていただきます。
26	18	(安定電源編にも同様の意見あり) 「CSVファイルは、txt形式で編集」と記載がありますが、拡張子を.txt形式に直すものと誤解してしまわないよう、「（メモ帳等の）テキストエディタで開いて編集する」ことを明記したほうがよいと考えます。 ※以降、同様の記載がある箇所はすべて同じ。	ご意見ありがとうございました。該当箇所は修正いたしました。
27	18	(安定電源編にも同様の意見あり) 2年前の容量停止計画登録の際と同様に、複数電源の変更を1つのCSVファイルにまとめて提出することは可能でしょうか？ 可能であるならその旨と、その場合のファイル命名規則（一番上に記載されている電源の電源等識別番号を用いること）を明記頂けないでしょうか。	容量停止計画の一括登録CSVは複数の電源を一括しての登録が可能です。容量停止計画の一括登録CSVについて、複数の電源を一括して登録する場合、ファイル名に記載する電源等識別番号はCSVの先頭行の電源等識別番号を記載ください。本内容は業務マニュアルに反映いたします。
47	18	㊦について、発電機停止を伴わない作業は作業停止計画を登録していないため広域受付番号の付与を受けていない。そのため、広域受付番号を持たない停止計画を容量市場システムに登録する場合はblankで良いか。	広域受付番号については、事業者が容量市場システムに容量停止計画を直接登録する場合は使用しません、CSVデータの読み込み上の項目としては必要となりますので、カンマで区切る形（「,,」）でご提出ください。この点につきましては、業務マニュアルに反映いたします。
48	18	㊦出力可能容量は、容量拠出分が低下した場合のみ登録可能で良いか。それとも、容量拠出分に関係なく出力可能容量の登録が必要となるか。 例）1000MWの発電機で容量契約値が800MWの場合、900MWまで出力可能量が低下する作業の登録は必要か。	出力可能容量については、実需給2年前の作業停止計画調整において使用する項目であり、実需給期間中の容量停止計画の登録時には使用いたしません。CSVデータの読み込み上の項目としては必要となりますので、カンマで区切る形（「,,」）でご提出ください。 なお、ご意見いただいた例においても容量停止計画の提出が必要となります。
49	18	①容量停止計画の一括登録CSVは複数の電源を一括しての登録が可能か。 ②複数の電源を一括しての登録が可能な場合、ファイル名に記載する電源等識別番号は一括登録対象の任意の電源を選択することで良いか。 ③ファイル名の枝番とは何か（任意の数字で良いか）	①容量停止計画の一括登録CSVは複数の電源を一括しての登録が可能です。 ②容量停止計画の一括登録CSVについて、複数の電源を一括して登録する場合、ファイル名に記載する電源等識別番号はCSVの先頭行の電源等識別番号（10桁）をファイル名に記載してください。 ③複数号機ある場合の、号機の判別に使用します。電源等情報詳細画面の詳細情報一覧の枝番に合わせて入力してください。
52	18	自流水力の出力可能容量の算定方法を記載いただきたい。	出力可能容量については、実需給2年前の容量停止計画調整において使用する項目であり、実需給期間中の容量停止計画の登録時には使用いたしません、CSVデータの読み込み上の項目としては必要となりますので、カンマで区切る形（「,,」）でご提出ください。この点につきましては、業務マニュアルに反映いたします。

No.	頁	ご意見	回答
6	20	容量市場システムから直接、容量停止計画を修正する場合、「作業開始日時」、および「作業終了日時」を直接更新と記載がありますが、修正の対象は「作業開始日時」と「作業終了日時」のみということでしょうか。その他の項目は修正対象外なのでしょうか。	容量市場システムの容量停止計画確認・変更画面から直接、容量停止計画を修正する場合、「作業開始日時」、および「作業終了日時」のみ修正可能です。
28	20	(安定電源編にも同様の意見あり) 「㉑㉒作業開始日時」と「㉑㉒作業終了日時」の更新・修正についてしか記載されておりませんが、㉑広域受付番号や㉒出力可能容量(kW)等の更新・修正は可能でしょうか？不可の場合、容量停止計画を削除した後別件として新規登録することになるのでしょうか？その場合、容量停止計画の提出タイミングは、新規登録し直したタイミングでペナルティの1倍or5倍の判定がされるのでしょうか？	容量市場システムの容量停止計画確認・変更画面から直接、容量停止計画を修正する場合、「作業開始日時」、および「作業終了日時」のみ修正可能です。 出力可能容量について、実需給2年前の作業停止計画調整において使用する項目であり、実需給期間中の容量停止計画の登録時には使用いたしません。CSVデータの読み込み上の項目としては必要となりますので、カンマで区切る形（「,,」）でご提出ください。 広域受付番号について、事業者が容量市場システムに容量停止計画を直接登録する場合は使用しません。CSVデータの読み込み上の項目としては必要となりますので、カンマで区切る形（「,,」）でご提出ください。 この点につきましては、業務マニュアルに反映いたします。 容量停止計画の提出タイミングは、「㉑㉒作業開始日時」と「㉑㉒作業終了日時」の更新・修正を行ったタイミングでペナルティが1倍or5倍の判定を行います。
50	20	「必要に応じて容量停止計画の登録・修正が必要と判断したエビデンスを提出してください」との記載について、どういった場合に必要となるか。また、事業者の判断でエビデンスを提出しない場合、容量停止計画が登録されないことがあるのか確認したい。	発電設備自体の作業停止等ではなくその他要因（流通設備の計画的な作業実施や従来からの地元自治体との協定等）に伴い電源等が停止または出力低下する場合、必要に応じエビデンスとなる添付資料をアップロードしてください。 なお、エビデンスを提出しない場合でも容量停止計画の登録は可能です。
29	22	(安定電源編にも同様の意見あり) 広域機関システムへの作業停止計画提出時と同様に、容量停止計画を提出した際は、登録結果（OKorNG、NGの場合はNGの内容）についてメールで通知いただけないでしょうか。	正常に登録された場合のみ、メールが送付されます。 「一括登録・変更結果確認画面」にて「登録結果」が「NG」と表示されている場合は正常に登録されていないため、「エラー情報CSVファイル」の内容を確認して容量停止計画のCSVファイルを修正してください。詳細については、「2.2.1.4容量停止計画の登録結果の確認」をご確認ください。
22	24	電源等差替を実施した場合、容量停止計画は差替元/差替先双方で容量停止計画を提出するよう記載されているが、差替元/差替先が同一事業者の場合も記載いただきたい。	差替元電源等提供者と差替先電源等提供者が同一事業者の場合も、同様に差替元電源および差替先電源の容量停止計画を提出していただけます。 その旨本業務マニュアルに反映いたします。
7	31	流通設備の停止等による抑制・停止についても、容量停止計画提出が必要と読めますが、発電事業者の責ではない抑制・停止について、発電事業者が容量停止計画を提出する理由は何かでしょうか。	実需給年度において、供給力の維持に係るリクワイアメントを満たしているかを確認するために提出を求めています。
30	31	(安定電源編にも同様の意見あり) 広域機関システムに提出した作業停止計画（月間）から変換登録を希望する場合、1つの電源の中に複数の号機がある場合は、全号機の出力で自動的に按分されるのでしょうか？	出力可能容量については、実需給2年前の作業停止計画調整において使用する項目であり、実需給期間中の容量停止計画の登録時には使用いたしません。CSVデータの読み込み上の項目としては必要となりますので、カンマで区切る形（「,,」）でご提出ください。
31	32	(安定電源編にも同様の意見あり) 「遮断器情報」とはどのような情報を指すのでしょうか？対象は系統連系点の遮断器もしくは並列用遮断器でしょうか？それとも、配電線連系している遮断器も対象でしょうか？ また、仮に遮断器情報が一般送配電事業者に提供されていない場合は提供が必須となるのでしょうか。必須の場合、一般送配電事業者からの通知もしくは発電事業者から問合せをするのでしょうか？	容量停止計画の登録漏れを確認する方法の詳細については回答を差し控させていただきます。なお、容量停止計画のアセスメントに際し、一般送配電事業者に提供されていない遮断器情報の提供が必須とはなりません。
32	32	(安定電源編にも同様の意見あり) 「容量停止計画登録漏れの確認」について、この章では処理タイミング（対象実需給月の翌月に確認メールがきて第16営業日までに回答）について記載されていないため、こちらにも明記頂けないでしょうか。	業務マニュアル「2.4.1.1容量停止計画の修正」に反映いたします。
53	32	突発的な事故が発生した場合の容量停止計画の提出に伴う作業フロー等を具体的に明示いただきたい。その際、過去の停止実績も含めて、容量停止計画を提出するということでしょうか	突発的な事故により容量停止計画の提出が必要となった場合は、その事故に起因する容量停止計画のみを遅滞なく提出してください。
33	35	(安定電源編にも同様の意見あり) 「未登録の正当な理由の代表例：バランス停止中の電源」と記載がありますが、バランス停止している電源が1ヶ月の中で1日でもあれば毎月確認メールが送付され、毎回「バランス停止中の電源」と回答を提出しなければならないのでしょうか？	容量停止計画登録漏れの確認対象については、遮断器情報等を確認し、本機関が個別に判断いたします。バランス停止が1日でもあれば、毎月確認メールが送付されるということではございません。
8	38	「容量停止計画提出時期の妥当性審査」は、どういう場合に審査されるのでしょうか。審査される対象の例を記載していただけないでしょうか。	提出された容量停止計画の提出時期や停止期間等を確認し、都度審査いたします。
34	39	(安定電源編にも同様の意見あり) 停止理由の提出依頼が通知される基準は何かでしょうか？また、停止理由の根拠資料は具体的にどのようなものが求められるのでしょうか？これらを具体例で明示頂けないでしょうか。	個別のケースに応じて、停止理由を提出いただけます。 また、「発電設備自体の作業停止等ではなくその他要因（流通設備の計画的な作業実施や従来からの地元自治体との協定等）に伴い電源等が停止または出力低下する場合」については、エビデンスとなる資料を提出いただくこととなります。

No.	頁	ご意見	回答
35	41	(安定電源編にも同様の意見あり) 「(異議申立の) 審査結果が合格の場合、対応は不要です。」とありますが、不合格の場合はさらに何か対応が必要ということでしょうか？	対応が必要となる可能性があります。詳細につきましては、本機関が送付するメールの内容をご確認ください。
43	43	発電上限の登録とは、具体的に何を登録するのでしょうか。 発電上限(供給力)の登録には、調整係数を加味する必要はありませんでしょうか。	本機関にて、広域機関システムに登録されている発電計画値・発電上限値を、対象実需給月の翌月第5営業日までに容量市場システムに登録しますので、登録された内容を確認してください。 なお、発電上限・発電計画の登録方法については、以下の資料を参照してください。 2024年度以降の発電計画値・発電上限値に関する事業者説明会資料 https://www.occto.or.jp/occtosystem2/oshirase/2022/files/20230323_setumeikai02.pdf
36	44	(安定電源編にも同様の意見あり) 「広域機関システムに登録されている発電計画値・発電上限値を、対象実需給月の翌月第5営業日までに容量市場システムに登録します」とありますが、一番最後に登録された発電販売計画が採用されるのでしょうか？	ご理解のとおりです。GC直前に提出された発電上限・計画が登録されます。業務マニュアルを修正いたします。
44	46	各登録期限(容量停止計画・発電計画・発電上限・発電量調整受電電力量)が明示的に記載されていないので、いつまでに登録するか記載をお願いしたい。	各登録期限(容量停止計画・発電計画・発電上限・発電量調整受電電力量)は、「Appendix.2 業務手順全体図」に記載しておりますので、ご確認ください。
37	49	(安定電源編にも同様の意見あり) 修正登録用のCSVファイル名を「yyyyymm_アセスメント算定諸元_ROO.csv」とすると、異なる電源で同じ命名規則のCSVファイルが複数できるため、「一括登録・変更結果確認画面」で見たときにどのファイルが何のCSVファイルなのか判別不可能になるので、判別しやすくするためファイル命名規則を見直す必要があるのではないのでしょうか。	ご指摘を踏まえ、ファイル名称に関するルールを整理し、業務マニュアルにも反映いたします。
38	50	(安定電源編にも同様の意見あり) 発電計画・発電上限のファイルが正常に登録された場合だけでなく、正常に登録されなかった場合についてもメール通知をいただけないでしょうか。(58ページ 差替先についても同様)	現時点では、発電計画・発電上限のファイルが正常に登録された場合のみ、メール通知する予定となっております。頂いたご意見は今後の検討の参考にさせていただきます。
9	64	「電源が提供できる供給力の最大値」の定義について明確化いただきたい(発電上限値になるものと史料)。	電源が提供できる供給力の最大値について、Appendix3に定義を追記いたします。
10	64	「注3：ペナルティ倍率5倍となる容量停止計画の登録タイミング例」に、前週の火曜日17：00以降提出と記載があります。 具体的な例で言うと、2024年の4/6(土)～4/12(金)の間に容量停止計画の追加・変更がある場合、4/2(火)17時以降の登録がペナルティ倍率5倍という理解で良いでしょうか。(なお、当該コマが「平常時」と判断された時(夜間、休日は除く)とする)	ご理解のとおりです。
11	64	「注3：ペナルティ倍率5倍となる容量停止計画の登録タイミング例」に、前週の火曜日17：00以降提出と記載があります。 翌週が翌月に跨る場合は、前月末の提出期限が優先され、前週火曜日の期限を過ぎて提出しても前月末までに提出すればペナルティ倍率5倍にならないという理解で良いでしょうか。 具体的な例で言うと、2024年の6/1(土)～6/7(金)の間に容量停止計画の追加・変更がある場合、5月末までに提出すればペナルティ倍率1倍という理解で良いでしょうか。(つまり前週5/28(火)の提出期限は無効)	頂いたケースの場合、2024年5月28日(火)17時以降に登録された容量停止計画は、前週の火曜日 17:00 以降に該当いたします。
15	64	アセスメント対象容量については、発電方式の区分が、水力(自流式)および新工ネ(太陽光、風力)の場合は提供する各月の供給力の認識だが、当該値の1キロワット(kW)以下の端数を切り捨てたものを用いる理解でよいか。	管理容量も提供する各月の供給力も整数値で入力していただき、1kW以下の端数処理は生じない認識です。
21	64	貴機関HPで公表している容量市場におけるリクワイアメント・アセスメント・ペナルティの概要(対象実需給年度:2024年度)14頁に記載の内容を記載頂けないでしょうか。	ご意見を踏まえ、業務マニュアルに追記致します。
39	64	(安定電源編にも同様の意見あり) ペナルティ5倍判断のタイミングは、登録後の審査完了のタイミングではなく「システムへの容量停止計画の登録」のタイミングで間違いないのでしょうか？	ご理解のとおりです。
40	64	(安定電源編にも同様の意見あり) 「なお、リクワイアメント未達成コマは、小数点以下第16位まで計算しています(小数点以下第17位を四捨五入して算出)」と記載がありますが、各コマ毎に四捨五入を行い合算するのでしょうか？もしくは日単位で合算後に四捨五入をするのでしょうか？	リクワイアメント未達成コマの算定の際に、コマ毎にペナルティ倍率をかける前の段階で、コマ毎に四捨五入を実施します。

No.	頁	ご意見	回答
41	68	(安定電源編にも同様の意見あり) 図4-4画面イメージにて、アセスメント結果詳細情報の一覧に「電源等識別番号」があり「電源等の名称」はないように見えますが、人が操作するインターフェイスにおいては視認性を考慮して、番号ではなく名称にすることは可能でしょうか。	現時点では、電源の名称をアセスメント結果詳細情報の対象項目とする予定はございません。頂いたご意見は今後の検討の参考にさせていただきます。
42	70	(安定電源編にも同様の意見あり) 「異議申立の根拠となる資料」とは具体的にどういったものを想定しているのか、具体例を明示頂けないでしょうか？	異議申立の根拠となる資料は、容量提供事業者のご判断で提出いただくことを想定しているため、例示は差し控させていただきます。
12	別紙	Appendix2 業務手順全体図（別紙）に容量停止計画の修正・提出期限が「対象実需給月+1カ月 第16営業日」と記載されていますが、急なトラブルによる計画外停止は容量停止計画を事後で提出する理解で良いでしょうか。	急なトラブルによる計画外停止は事後で問題ありません。遅滞なく提出してください。
13	別紙	Appendix2 業務手順全体図（別紙）に容量停止計画の修正・提出期限が「対象実需給月+1カ月 第16営業日」と記載されていますが、事後提出時のアセスメントのペナルティ倍率は5倍という理解で良いでしょうか。（平常時の夜間・休日を除く）	ご理解のとおりです。
14	別紙	実需給後、事業者起因の登録誤り・漏れによる容量停止計画の修正・提出は事後でも認められるという理解で良いでしょうか。認めれる場合、修正・提出期限はAppendix2 業務手順全体図（別紙）の容量停止計画の修正・提出期限「対象実需給月+1カ月 第16営業日」と同じという理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。容量停止計画については遅滞なく提出してください。

容量市場
業務マニュアル
実需給期間中
リクワイアメント対応
(変動電源（アグリゲート）) 編
(対象実需給年度：2024年度)

2023年11月 日 第1版 発行

電力広域的運営推進機関

（変更履歴）

	変更点		日付
	変更箇所	変更内容	
初版	新規作成	—	2023年11月 日

※誤字等、業務内容に影響しない事項は随時修正します。

目次

第1章	はじめに	4
1.1	本業務マニュアルの対象事業者	5
1.2	本業務マニュアルの構成	7
1.3	容量提供事業者等が登録・提出すべき算定諸元の一覧	8
1.4	変動電源（アグリゲート）に係るリクワイアメントの概要説明	9
第2章	算定諸元登録（発電量調整受電電力量）	10
2.1	発電量調整受電電力量の登録	11
2.2	発電量調整受電電力量の登録内容審査結果への対応	31
2.3	差替先電源情報に係る整合性審査結果への対応	33
第3章	アセスメント結果への対応（容量停止計画（変動（アグリゲート）））	35
3.1	容量停止計画（変動（アグリゲート））に係るアセスメント結果の確認手続き	39
Appendix.1	図表一覧	50
Appendix.2	業務手順全体図	52
Appendix.3	実需給期間中リクワイアメント対応に係る用語集	53

第1章 はじめに

容量市場業務マニュアル 実需給期間中リクワイアメント対応（変動電源（アグリゲート））編（以下、本業務マニュアル）は、電力広域的運営推進機関（以下、本機関）の業務規程（第32条の5）の規定に基づき作成された文書です。

本業務マニュアルは実需給期間に実施する業務のうち、リクワイアメント・アセスメント業務に係る容量提供事業者が実施すべき業務手順やシステム¹の操作方法²が記載されています（図1-1参照）。

なお、それぞれのリクワイアメント・アセスメントのスケジュールについては、『Appendix.2 業務手順全体図』に記載をしております。

容量提供事業者が提供する電源の電源等区分によって課せられるリクワイアメント・アセスメントの種類が異なるため、業務マニュアルは電源等区分毎に作成しています。

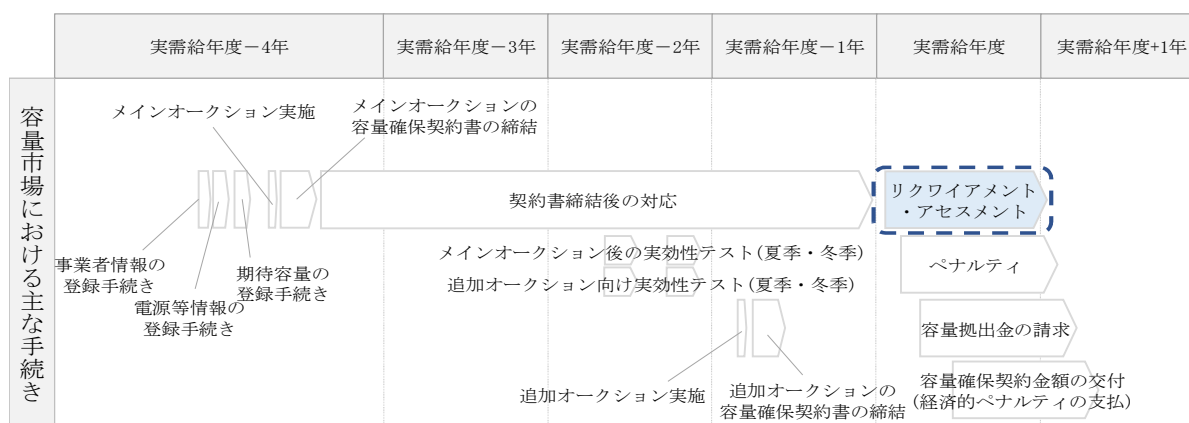


図 1-1 本業務マニュアルが対象とするリクワイアメント対応の位置づけ

- 1.1 本業務マニュアルの対象事業者
- 1.2 本業務マニュアルの構成
- 1.3 容量提供事業者等が登録・提出すべき算定諸元の一覧
- 1.4 変動電源（アグリゲート）に係るリクワイアメントの概要説明

¹ 容量市場システムは、容量市場における容量オークション等への参加を希望する本機関会員、その他電気供給事業者の情報を適切に把握し、円滑な市場運営を行うために必要な機能を備えた情報処理システムです。

² 本業務マニュアルに記載している容量市場システムの機能は一部であり、その他の機能は必要に応じて容量市場システムマニュアルを参照してください。

1.1 本業務マニュアルの対象事業者

本業務マニュアルの対象事業者は、実需給 2024 年度向けの容量オークションに落札した変動電源（アグリゲート）を提供する容量提供事業者、もしくは電源等差替により変動電源（アグリゲート）に対する差替先となった電源を提供する事業者です。電源等差替契約を締結していない容量提供事業者を対象としたマニュアル、電源等差替契約を締結した差替先・差替元の事業者を対象としたマニュアルをそれぞれ一覧化しておりますので、ご確認ください（図 1-2、図 1-3 参照）。電源等差替により変動電源（アグリゲート）に対する差替先となった電源を提供する事業者の具体的な参照箇所は、第2章『算定諸元登録（発電量調整受電電力量）』です。

なお、変動電源（アグリゲート）の差替先事業者が容量確保契約を締結していない場合は、差替元電源区分に係る業務マニュアルを確認していただく必要があります。

○：確認が必要

電源等区分	業務マニュアル			
	業務マニュアル 実需給期間中 リクワイアメント対応 (安定電源)編	業務マニュアル 実需給期間中 リクワイアメント対応 (変動電源(単独))編	業務マニュアル 実需給期間中 リクワイアメント対応 (変動電源(アグリゲート))編	業務マニュアル 実需給期間中 リクワイアメント対応 (発動指令電源)編
安定電源	○	-	-	-
変動電源(単独)	-	○	-	-
変動電源(アグリゲート)	-	-	○	-
発動指令電源	-	-	-	○

図 1-2 電源等差替契約を締結していない容量提供事業者が確認すべきマニュアル

○：全編確認が必要
 △：一部確認が必要

事業者区分	差替先電源の電源等区分	差替元電源の電源等区分	業務マニュアル			
			業務マニュアル 実需給期間中 リクワイアメント対応 (安定電源)編	業務マニュアル 実需給期間中 リクワイアメント対応 (変動電源(単独))編	業務マニュアル 実需給期間中 リクワイアメント対応 (変動電源(アグリゲート))編	業務マニュアル 実需給期間中 リクワイアメント対応 (発動指令電源)編
差替元事業者	-	安定電源	○	-	-	-
		変動電源(単独)	-	○	-	-
		変動電源(アグリゲート)	-	-	○	-
		発動指令電源	-	-	-	○
差替先事業者	安定電源	安定電源	○	-	-	-
		変動電源(単独)	○	△	-	-
		変動電源(アグリゲート)	○	-	△	-
		発動指令電源	○	-	-	△
	変動電源(単独)	安定電源	△	○	-	-
		変動電源(単独)	-	○	-	-
		変動電源(アグリゲート)	-	○	△	-
		発動指令電源	-	○	-	△
	変動電源(アグリゲート)	安定電源	△	-	○	-
		変動電源(単独)	-	△	○	-
		変動電源(アグリゲート)	-	-	○	-
		発動指令電源	-	-	○	△
	発動指令電源	安定電源	△	-	-	○
		変動電源(単独)	-	△	-	○
		変動電源(アグリゲート)	-	-	△	○
		発動指令電源	-	-	-	○

図 1-3 電源等差替契約を締結した事業者が確認すべきマニュアル

1.2 本業務マニュアルの構成

本業務マニュアルにおける章の構成は以下の通りです（図 1-4 参照）。

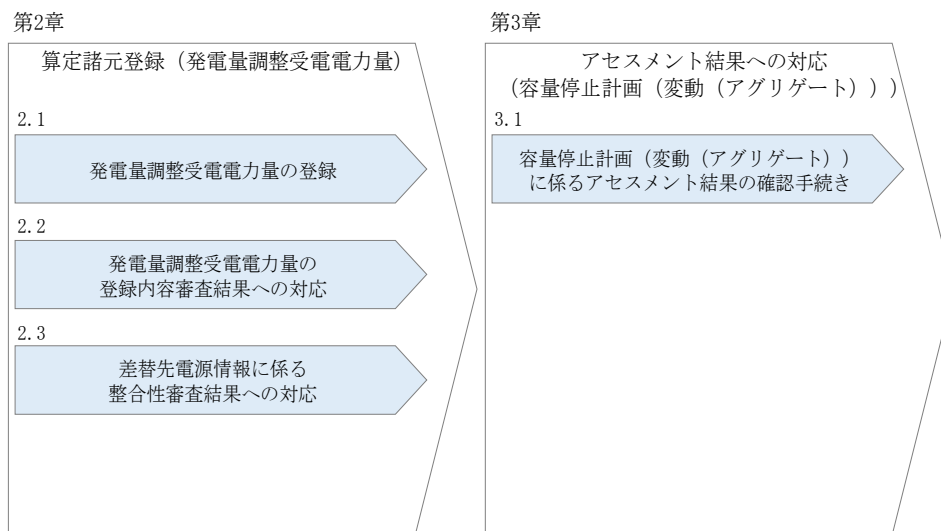


図 1-4 本業務マニュアルの構成

アセスメントに必要となる算定諸元の登録手続きは第2章、実際のアセスメント業務の実施に係る異議申立等の手順は第3章を参照してください。

1.3 容量提供事業者等が登録・提出すべき算定諸元の一覧

変動電源（アグリゲート）に係るリクワイアメントを遵守するにあたり、容量提供事業者等が登録・提出すべき算定諸元について、一覧化しておりますのでご確認ください（図 1-5 参照）。

容量提供事業者が電源等差替を行っていない場合

登録主体	発電量調整受電電力量
容量提供事業者	・小規模変動電源リストの全量

容量提供事業者が電源等差替を行った場合

登録主体		発電量調整受電電力量
差替元電源等 提供者	部分差替 の場合	・差替元電源の全量 ・差替先電源から差替元電源に 配分された量
	全量差替 の場合	・差替先電源から差替元電源に 配分された量

電源等差替により差替先電源等提供者となった場合

登録主体	発電量調整受電電力量
差替先電源等提供者	・差替先電源の全量

図 1-5 変動電源（アグリゲート）に係るリクワイアメントを遵守するにあたり容量提供事業者等が登録・提出すべき算定諸元の一覧³

³ 本業務マニュアルでは、事業者が容量市場システム上にアップロードする算定諸元については「算定諸元の登録」、事業者がメールにて本機関に送付する算定諸元については「算定諸元の提出」と表記をしています。

1.4 変動電源 (アグリゲート) に係るリクワイアメントの概要説明

本節では、変動電源 (アグリゲート) に係る実需給期間中のリクワイアメント概要を説明します。

1.4.1 供給力の維持

1.4.1 供給力の維持

本項では、供給力の維持について説明します。

1.4.1.1 供給力の維持

1.4.1.2 発電実績の報告

1.4.1.1 供給力の維持

実需給年度において、契約電源をアセスメント対象容量以上の供給力を提供できる状態を維持してください。

1.4.1.2 発電実績の報告

年間 8,640 コマ (180 日相当) を上限に、契約電源の停止またはアセスメント対象容量以下の出力が認められます。また、電源の維持・運営に必要な作業及びその他要因に伴い電源等が停止又は出力低下する場合であっても、容量停止計画の提出は必要ありません。発電実績の報告は、第2章『算定諸元登録 (発電量調整受電電力量)』を参照して実施してください。

第2章 算定諸元登録（発電量調整受電電力量）

本章では、算定諸元登録（発電量調整受電電力量）に関する以下の内容について説明します（図 2-1 参照）。

2.1 発電量調整受電電力量の登録

2.2 発電量調整受電電力量の登録内容審査結果への対応

2.3 差替先電源情報に係る整合性審査結果への対応

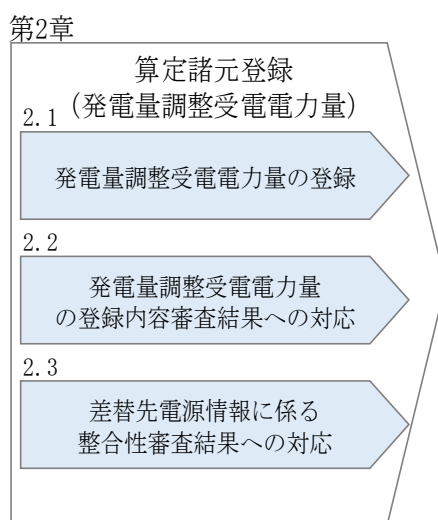


図 2-1 第2章の構成

2.1 発電量調整受電電力量の登録

本節では、発電量調整受電電力量の登録について以下の流れで説明します（図 2-2 参照）。

2.1.1 発電量調整受電電力量（リスト合計）の登録

2.1.2 差替配分供給力（発電量調整受電電力量（リスト合計））の登録

2.1.3 発電量調整受電電力量（リソース毎）の登録

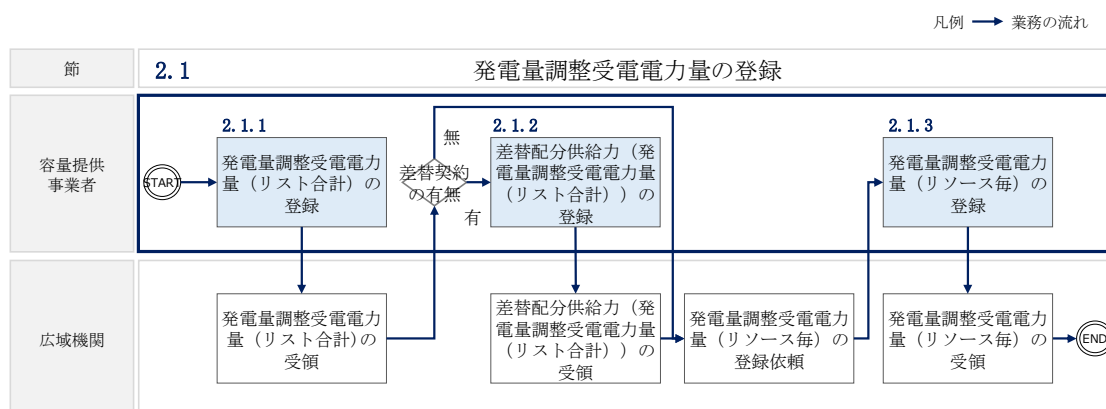


図 2-2 発電量調整受電電力量の登録の詳細構成

2.1.1 発電量調整受電電力量（リスト合計）の登録

本項では、発電量調整受電電力量（リスト合計）の登録について説明します（図 2-3 参照）。

2.1.1.1 発電量調整受電電力量（リスト合計）の登録

2.1.1.2 発電量調整受電電力量（リスト合計）の登録結果の確認

2.1.1 発電量調整受電電力量(リスト合計)の登録

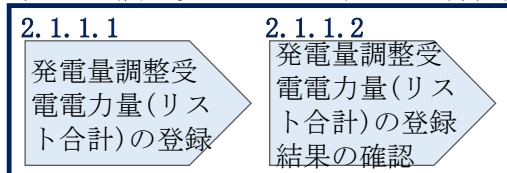


図 2-3 発電量調整受電電力量の登録の手順

2.1.1.1 発電量調整受電電力量（リスト合計）の登録

一般送配電事業者から取得した³発電量調整受電電力量をもとに、発電量調整受電電力量（リスト合計）を作成し登録してください。

差替先電源等提供者が容量確保契約未締結の場合は、差替元の容量提供事業者が差替先電源等提供者に提出を依頼してください。

なお、差替元の容量提供事業者が、本機関より差替先分の発電量調整受電電力量（リスト合計）に係る督促メールを受領した場合には、差替元の容量提供事業者が差替先電源等提供者に督促してください。

発電量調整受電電力量（リスト合計）の登録は、<https://www.occto.or.jp/market-board/market/youryou-system/>からダウンロードするCSVファイルを用いてください

(P) (図 2-4、表 2-1 参照)。



図 2-4 アセスメント算定諸元（発電量調整受電電力量（リスト合計））
の CSV イメージ

表 2-1 アセスメント算定諸元（発電量調整受電電力量（リスト合計））CSV の記載項目

No	項目	留意点
1	実需給年月日	yyyyymmdd 形式の半角数字で入力してください 例：2024年10月1日の場合「20241001」と入力
2	情報区分	03を入力してください

³ 容量提供事業者が託送契約(接続供給契約・発電量調整供給契約等)を締結していない場合、託送契約等を締結している事業者から発電実績の提供を受ける環境を整えていただく必要があります。一般送配電事業者から各地点の発電実績を取得できるのは、託送契約等を締結している事業者であり、容量提供事業者が託送契約等を締結していない場合、一般送配電事業者から発電実績を取得することはできません。

第2章 算定諸元登録 (発電量調整受電電力量)

2.1 発電量調整受電電力量の登録

No	項目	留意点
		03：発電量調整受電電力量 ※変動電源（アグリゲート）は、情報区分として「03：発電量調整受電電力量」のみを使用してください
3	提出事業者コード	事業者コード（4桁）を半角英数字で入力してください
4	電源等識別番号	電源等識別番号（10桁）を半角英数字で入力してください
5	0:00	コマ別の発電量調整受電電力量（単位：[kW] ⁴ 、整数部最大12桁、小数部最大3桁）を半角数字で入力してください
6	0:30	〃
7	1:00	〃
8	1:30	〃
9	2:00	〃
...		
48	21:30	〃
49	22:00	〃
50	22:30	〃
51	23:00	〃
52	23:30	〃

アセスメント算定諸元（発電量調整受電電力量（リスト合計））のCSVファイルに必要な値を入力して保存した後、容量市場システムに登録してください。

注1：アセスメント算定諸元（発電量調整受電電力量（リスト合計））CSVファイルは、テキストエディタで編集してください。テキストエディタではなくExcelで編集した場合、記載したデータから「”」（ダブルクォーテーション）や先頭の0が欠落する可能性があります。

注2：登録するCSVファイルについて、1行目のヘッダ部分（“実需給年月日”～“23:30”の部分）各項目には「”」を付けてください。2行目以降のボディ部分（登録する情報の部分）には「”」を付けないでください。

⁴ アセスメント算定諸元においては、[kW]での登録として統一させていただいております。単位にご注意ください。

注3：アセスメント算定諸元（発電量調整受電電力量（リスト合計））のCSVファイルの登録に関して、登録対象月に関して月初から月末の1ヶ月分のデータが全て入力されていない場合エラーが発生するため、1ヶ月分のデータが全て入力されているかを確認してください（発電量調整受電電力量（リスト合計）が零でも、0を入力してください）。

ファイル名は「実需給年度・対象月_ファイル種別.csv」としてください。また、発電量調整受電電力量（リスト合計）を更新する場合のファイル名は「実需給年度・対象月_ファイル種別_R更新回数.csv」としてください⁵。

例) 初回の登録の場合

202410_アセスメント算定諸元.csv

実需給年度・対象月 ファイル種別

1回目の更新の場合

202410_アセスメント算定諸元_R1.csv

R更新回数

2回目の更新の場合

202410_アセスメント算定諸元_R2.csv

容量市場システム「実需給期間向け機能トップ画面」の折り畳みメニューから「一括登録・変更」リンクをクリックして、「一括登録・変更画面」へ進んでください。

「ファイル種別」を選択し、「ファイル選択」ボタンをクリックして、アップロードしたいアセスメント算定諸元（発電量調整受電電力量（リスト合計））のCSVファイルを選択してください。アセスメント算定諸元（発電量調整受電電力量（リスト合計））のCSVファイル名が容量市場システム上に表示されましたら、「アップロード」ボタンをクリックし、登録してください（図 2-5、表 2-2 参照）。

⁵ 1つあたりのアップロードファイルサイズの上限は20MBとなりますので、20MBを超える場合は、ファイルを分割してください。

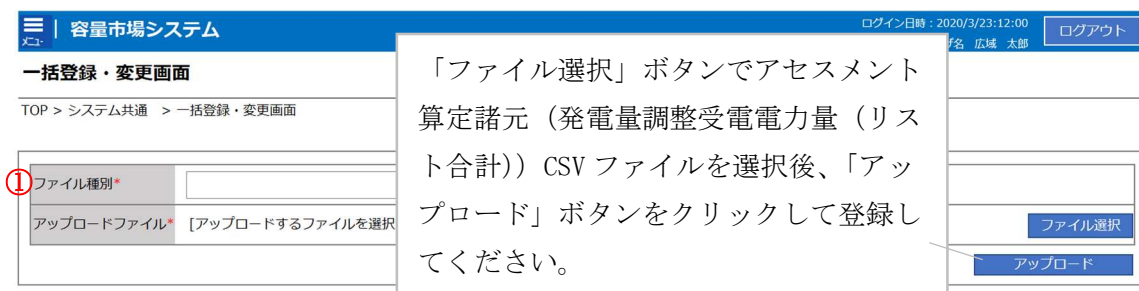


図 2-5 一括登録・変更画面の画面イメージ

表 2-2 一括登録・変更画面の入力項目

No	入力項目	入力内容
①	ファイル種別	「03:アセスメント算定諸元」を選択

2.1.1.2 発電量調整受電電力量 (リスト合計) の登録結果の確認

登録したアセスメント算定諸元 (発電量調整受電電力量 (リスト合計)) の CSV ファイルが正常に容量市場システムに取り込まれているか確認してください。

容量市場システムの折り畳みメニュー「その他共通」の中の「一括登録・変更結果確認画面」リンクをクリックして、「一括登録・変更結果確認画面」へ進んでください。

「ファイル種別」で「03:アセスメント算定諸元」を選択し、登録日時を入力して「検索」ボタンをクリックしてください。「一括登録・変更結果確認一覧 (検索結果)」に条件に合致するアセスメント算定諸元が表示されます。検索結果から、ユーザ ID、ファイル名、登録日時をもとに登録したファイルを特定したうえで「登録結果」を確認してください。「登録結果」が「処理中」となっている場合は、まだシステム内で処理が終了していませんので、時間を空けて再度確認してください。「登録結果」が「OK」と表示されていれば正常に登録されていますが、「登録結果」が「NG」と表示されている場合は正常に登録されていないため、再登録する必要があります (図 2-6、図 2-7 参照)。

なお、検索時に「登録結果 NG のみ表示」にチェックを入れると「登録結果」が「NG」の対象のみを表示可能です。

発電量調整受電電力量 (リスト合計) の「登録結果」が「NG」と表示されている場合、「登録結果」の「NG」リンクをクリックし、「エラー情報 CSV ファイル」をダウンロードしてください (図 2-8 参照)。「エラー情報 CSV ファイル」の内容を確認してアセスメント算定諸元 (発電量調整受電電力量 (リスト合計)) CSV ファイルを修正し、『2.1.1.1 発電量調整受電電力量 (リスト合計) の登録』を参照して、発電量調整受電電力量 (リスト合計) を再登録してください。

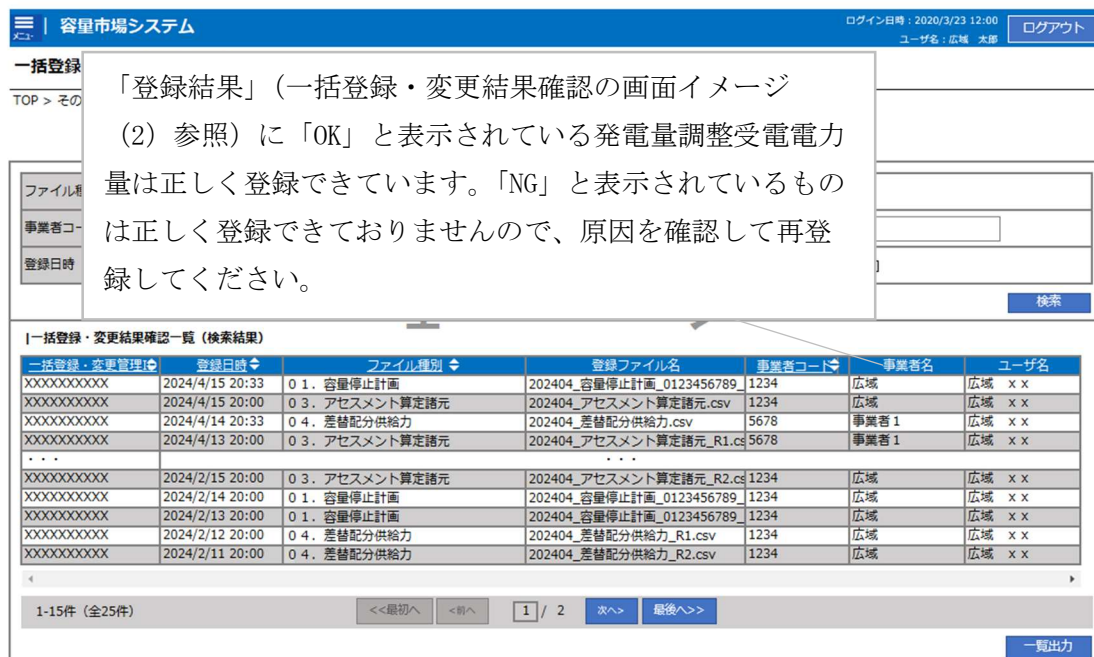


図 2-6 一括登録・変更結果確認画面の画面イメージ (1)



図 2-7 一括登録・変更結果確認画面の画面イメージ (2)

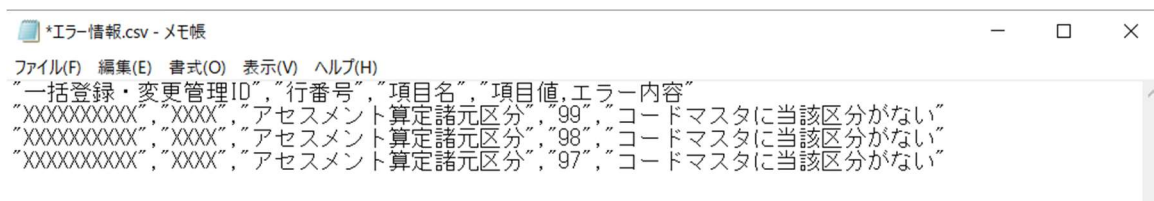


図 2-8 エラー情報の CSV イメージ

アセスメント算定諸元（発電量調整受電電力量（リスト合計））の CSV ファイルが正常に登録された場合、登録が完了した旨のメールが容量市場システムに登録したメー

ルアドレス宛に送付されます (表 2-3 参照)。『2.1.1.2 発電量調整受電電力量 (リスト合計) の登録結果の確認』を参照し、登録した発電量調整受電電力量 (リスト合計) の内容を確認してください。

表 2-3 一括登録・変更の CSV ファイル登録結果通知メールイメージ

項目	内容
件名	【容量市場システム】一括登録・変更の CSV ファイル登録結果通知
送信元メールアドレス	support-noreply@capacity-market2.occto.or.jp
本文記載事項	<p>XXXX 様</p> <p>こちらは電力広域的運営推進機関 容量市場システム 管理者です。</p> <p>一括登録・変更で CSV ファイルが正常に登録されました。ご確認をお願いいたします。</p> <p>電力広域的運営推進機関 容量市場システム 管理者</p> <p>※このメールはシステムより自動送信されています。差出人には返信しないでください。</p>

発電量調整受電電力量を誤った内容で登録してしまった場合は、『2.1.1.1 発電量調整受電電力量 (リスト合計) の登録』を参照して、発電量調整受電電力量 (リスト合計) を再登録してください。

「一括登録・変更結果確認画面」から登録結果を確認した後、誤登録を防ぐために、「アセスメント算定諸元詳細画面」の登録結果と、取り込んだ「アセスメント算定諸元 (発電量調整受電電力量 (リスト合計))」 CSV ファイルの値のうち、対象年月日のうち少なくとも1日分の全コマを抽出し、正しいファイルが登録されているか確認してください。

容量市場システム「実需給期間向け機能トップ画面」の折り畳みメニューの「アセスメント共通」の「アセスメント算定諸元一覧画面」リンクをクリックして、「アセスメント算定諸元一覧画面」へ進んでください。

「電源等の区分」で「変動電源（アグリ）」を選択の上、「最新回次⁶切替」で「最新回次のみ表示」をチェックし、「実需給年月」、「電源等識別番号」を入力して「検索」ボタンをクリックしてください。検索結果一覧から対象の「電源等識別番号」をクリックし、「アセスメント算定諸元詳細画面」へ進んでください。「一括登録・変更画面」で取り込んだ「アセスメント算定諸元（発電量調整受電電力量（リスト合計）」 CSV ファイルと「アセスメント算定諸元詳細画面」に表示される「発電量調整受電電力量」の対象年月日のうち少なくとも1日分の全コマを抽出し、正しいファイルが登録されているか確認してください（図 2-9 参照）。

発電量調整受電電力量（リスト合計）を誤った内容で登録してしまった場合は、

『2.1.1.1 発電量調整受電電力量（リスト合計）の登録』を参照して、発電量調整受電電力量（リスト合計）を再登録してください。

⁶ 本業務マニュアル末尾に掲載されている Appendix. 3 を参照。

2.1.2 差替配分供給力（発電量調整受電電力量（リスト合計））の登録

本項では、差替配分供給力（発電量調整受電電力量（リスト合計））の登録について説明します（図 2-10 参照）。

2.1.2.1 差替先に係る発電量調整受電電力量（リスト合計）の登録

2.1.2.2 差替配分供給力（発電量調整受電電力量（リスト合計））の登録結果の確認

2.1.2 差替配分供給力（発電量調整受電電力量（リスト合計））の登録

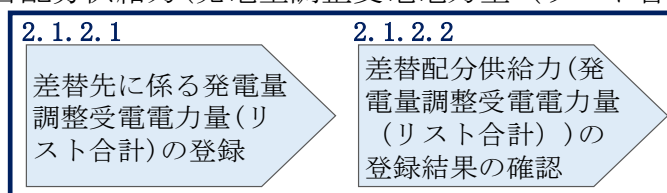


図 2-10 差替配分供給力（発電量調整受電電力量（リスト合計））の登録の手順

2.1.2.1 差替先に係る発電量調整受電電力量（リスト合計）の登録

電源等差替契約を締結している場合、差替元電源は、差替先電源から配分された発電量調整受電電力量（リスト合計）（差替配分供給力（発電量調整受電電力量（リスト合計）））を容量市場システムに登録してください。

差替配分供給力（発電量調整受電電力量（リスト合計））の登録は、

<https://www.occto.or.jp/market-board/market/youryou-system/>からダウンロードする CSV ファイルを用いてください（P）（図 2-11、表 2-4 参照）。

第2章 算定諸元登録（発電量調整受電電力量）

2.1 発電量調整受電電力量の登録

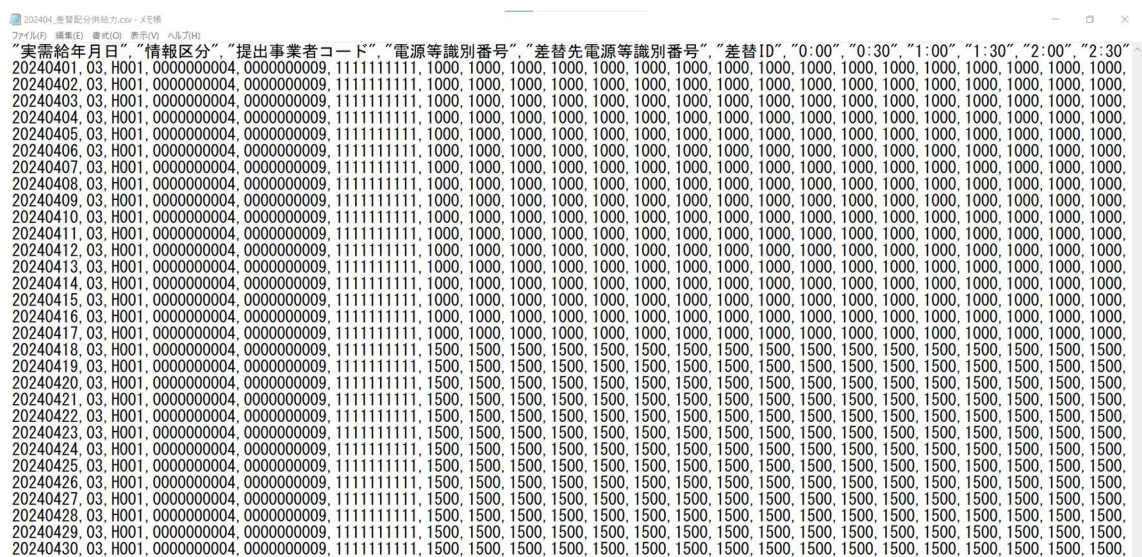


図 2-11 差替配分供給力（発電量調整受電電力量（リスト合計））CSV イメージ

表 2-4 差替配分供給力（発電量調整受電電力量（リスト合計））CSV の記載項目

No	項目	留意点
1	実需給年月日	yyyyymmdd 形式の半角数字で入力してください 例：2024年10月1日の場合「20241001」と入力
2	情報区分	03を入力してください 03：発電量調整受電電力量 ※変動電源（アグリゲート）に対する差替先電源は、情報区分として「03：発電量調整受電電力量」のみを使用してください
3	提出事業者コード	事業者コード（4桁）を半角英数字で入力してください
4	電源等識別番号	電源等識別番号（10桁）を半角英数字で入力してください
5	差替先電源等識別番号	差替先電源等識別番号（10桁）を半角英数字で入力してください
6	差替 ID	差替 ID（10桁）を半角英数字で入力してください
7	0:00	コマ別の発電量調整受電電力量（単位：[kW] ⁷ 、整数部最大12桁、小数部最大3桁）を半角数字で入力してください
8	0:30	〃

⁷ アセスメント算定諸元においては、[kW]での登録として統一させていただいております。単位にご注意ください。

第2章 算定諸元登録（発電量調整受電電力量）

2.1 発電量調整受電電力量の登録

No	項目	留意点
9	1:00	//
10	1:30	//
11	2:00	//
...		
50	21:30	//
51	22:00	//
52	22:30	//
53	23:00	//
54	23:30	//

差替配分供給力（発電量調整受電電力量（リスト合計））CSV ファイルに必要な値を入力して保存した後、容量市場システムに登録してください。

注1：アセスメント算定諸元（発電量調整受電電力量（リスト合計））CSV ファイルは、テキストエディタで編集してください。テキストエディタではなく Excel で編集した場合、記載したデータから「”」（ダブルクォーテーション）」や先頭の0が欠落する可能性があります。

注2：登録する CSV ファイルについて、1行目のヘッダ部分（“実需給年月日”～“23:30”の部分）各項目には「”」を付けてください。2行目以降のボディ部分（登録する情報の部分）には「”」を付けないでください。

注3：差替配分供給力（発電量調整受電電力量（リスト合計））の CSV ファイルの登録に関して、登録対象月に関して月初から月末の1ヶ月分のデータが全て入力されていない場合エラーが発生するため、1ヶ月分のデータが全て入力されているかを確認してください（発電量調整受電電力量（リスト合計）が零でも、0を入力してください）。

ファイル名は「実需給年度・対象月_ファイル種別.csv」としてしてください。また、差替配分供給力（発電量調整受電電力量（リスト合計））を更新する場合のファイル名は「実需給年度・対象月_ファイル種別_R更新回数.csv」としてしてください。

例) 初回の登録の場合

202410_差替配分供給力.csv

実需給年度・対象月 ファイル種別

1 回目の更新の場合

202410_差替配分供給力_R1.csv

R 更新回数

2 回目の更新の場合

202410_差替配分供給力_R2.csv

容量市場システムの折り畳みメニュー「その他共通」の中の「一括登録・変更画面」リンクをクリックして、「一括登録・変更画面」へ進んでください。

「ファイル種別」を選択し、「ファイル選択」ボタンをクリックして、アップロードしたい差替配分供給力（発電量調整受電電力量（リスト合計））のCSVファイルを選択してください。差替配分供給力（発電量調整受電電力量（リスト合計））のCSVファイル名が容量市場システム上に表示されたら、「アップロード」ボタンをクリックし、登録してください（図 2-12、表 2-5 参照）。

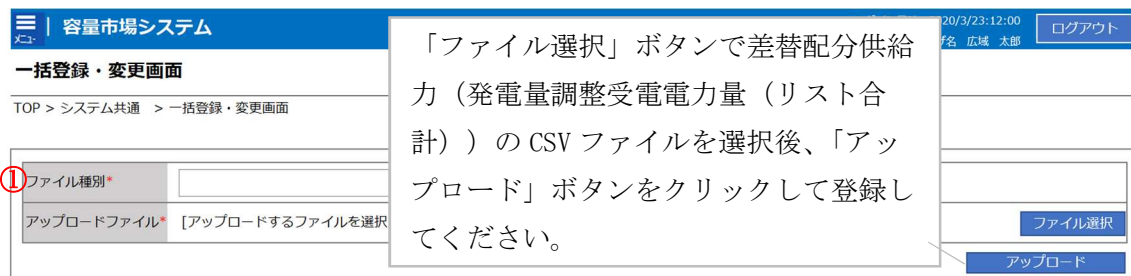


図 2-12 一括登録・変更画面の画面イメージ

表 2-5 一括登録・変更画面の入力項目

No	入力項目	入力内容
①	ファイル種別	「04: 差替配分供給力」を選択

2.1.2.2 差替配分供給力（発電量調整受電電力量（リスト合計））の登録結果の確認
登録した差替配分供給力（発電量調整受電電力量（リスト合計））のCSVファイルが正常に容量市場システムに取り込まれているか確認してください。
容量市場システムの折り畳みメニュー「その他共通」の中の「一括登録・変更結果確認画面」リンクをクリックして、「一括登録・変更結果確認画面」へ進んでください。

第2章 算定諸元登録 (発電量調整受電電力量)

2.1 発電量調整受電電力量の登録

「ファイル種別」で「04:差替配分供給力」を選択し、登録日時を入力して「検索」ボタンをクリックしてください。「一括登録・変更結果確認一覧 (検索結果)」に条件に合致する差替配分供給力が表示されます。検索結果から、ユーザ ID、ファイル名、登録日時をもとに登録したファイルを特定したうえで「登録結果」を確認してください。「登録結果」が「処理中」となっている場合は、まだシステム内で処理が終了していませんので、時間を空けて再度確認してください。「登録結果」が「OK」と表示されていれば正常に登録されていますが、「登録結果」が「NG」と表示されている場合は正常に登録されていないため、再登録する必要があります (図 2-13、図 2-14 参照)。

なお、検索時に「登録結果 NG のみ表示」にチェックを入れると「登録結果」が「NG」の対象のみを表示可能です。

差替配分供給力 (発電量調整受電電力量 (リスト合計)) の「登録結果」が「NG」と表示されている場合、「登録結果」の「NG」リンクをクリックし、「エラー情報 CSV ファイル」をダウンロードしてください (図 2-15 参照)。「エラー情報 CSV ファイル」の内容を確認して差替配分供給力 (発電量調整受電電力量 (リスト合計)) の CSV ファイルを修正し、『2.1.2.1 差替先に係る発電量調整受電電力量 (リスト合計) の登録』を参照して再登録してください。

「登録結果」 (一括登録・変更結果確認の画面イメージ (2) 参照) に「OK」と表示されている発電量調整受電電力量は正しく登録できています。「NG」と表示されているものは正しく登録できておりませんので、原因を確認して再登録してください。

一括登録・変更管理	登録日時	ファイル種別	登録ファイル名	事業者コード	事業者名	ユーザ名
XXXXXXXXXX	2024/4/15 20:33	0 1. 容量停止計画	202404_容量停止計画_0123456789	1234	広域	広域 x x
XXXXXXXXXX	2024/4/15 20:00	0 3. アセスメント算定諸元	202404_アセスメント算定諸元.csv	1234	広域	広域 x x
XXXXXXXXXX	2024/4/14 20:33	0 4. 差替配分供給力	202404_差替配分供給力.csv	5678	事業者 1	広域 x x
XXXXXXXXXX	2024/4/13 20:00	0 3. アセスメント算定諸元	202404_アセスメント算定諸元_R1.cs	5678	事業者 1	広域 x x
...			...			
XXXXXXXXXX	2024/2/15 20:00	0 3. アセスメント算定諸元	202404_アセスメント算定諸元_R2.cs	1234	広域	広域 x x
XXXXXXXXXX	2024/2/14 20:00	0 1. 容量停止計画	202404_容量停止計画_0123456789	1234	広域	広域 x x
XXXXXXXXXX	2024/2/13 20:00	0 1. 容量停止計画	202404_容量停止計画_0123456789	1234	広域	広域 x x
XXXXXXXXXX	2024/2/12 20:00	0 4. 差替配分供給力	202404_差替配分供給力_R1.csv	1234	広域	広域 x x
XXXXXXXXXX	2024/2/11 20:00	0 4. 差替配分供給力	202404_差替配分供給力_R2.csv	1234	広域	広域 x x

図 2-13 一括登録・変更結果確認画面の画面イメージ (1)

第2章 算定諸元登録 (発電量調整受電電力量)

2.1 発電量調整受電電力量の登録



図 2-14 一括登録・変更結果確認画面の画面イメージ (2)

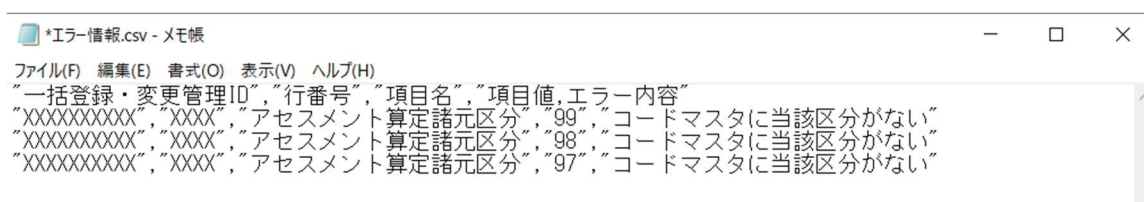


図 2-15 エラー情報の CSV イメージ

なお、差替配分供給力 (発電量調整受電電力量 (リスト合計)) の CSV ファイルが正常に登録された場合、登録が完了した旨のメールが容量市場システム登録のメールアドレス宛に送付されます (表 2-3 参照)。『2.1.2.2 差替配分供給力 (発電量調整受電電力量 (リスト合計)) の登録結果の確認』を参照し、登録した差替配分供給力 (発電量調整受電電力量 (リスト合計)) の内容を確認してください。

差替配分供給力 (発電量調整受電電力量 (リスト合計)) を誤った内容で登録してしまった場合は、『2.1.2.1 差替先に係る発電量調整受電電力量 (リスト合計) の登録』を参照して、差替配分供給力 (発電量調整受電電力量 (リスト合計)) を再登録してください。

2.1.3 発電量調整受電電力量 (リソース毎) の登録

本項では、発電量調整受電電力量 (リソース毎) の登録について説明します (図 2-16 参照)。

2.1.3.1 発電量調整受電電力量 (リソース毎) の登録

2.1.3.2 発電量調整受電電力量 (リソース毎) の登録結果の確認

2.1.3 発電量調整受電電力量 (リソース毎) の登録

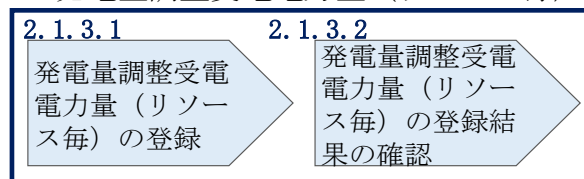


図 2-16 発電量調整受電電力量 (リソース毎) の登録の手順

2.1.3.1 発電量調整受電電力量 (リソース毎) の登録

本機関より発電量調整受電電力量 (リソース毎) の登録依頼を受領した事業者は、一般送配電事業者から取得した⁸発電量調整受電電力量をもとに、1日につき発電量調整受電電力量が最大となった1コマ分の発電量調整受電電力量 (リソース毎) を1カ月分作成し登録してください。

差替先電源等提供者が容量確保契約未締結の場合は、差替元の容量提供事業者が差替先電源等提供者に提出を依頼してください。

なお、差替元の容量提供事業者が、本機関より差替先分の発電量調整受電電力量 (リソース毎) に係る督促メールを受領した場合には、差替元の容量提供事業者が差替先電源等提供者に督促してください。

発電量調整受電電力量 (リソース毎) の登録は、<https://www.occto.or.jp/market-board/market/youryou-system/>からダウンロードする Excel ファイルを用いてください (P) (図 2-17、表 2-6 参照)。

⁸ 容量提供事業者が託送契約 (接続供給契約・発電量調整供給契約等) を締結していない場合、託送契約等を締結している事業者から発電実績の提供を受ける環境を整えていただく必要があります。一般送配電事業者から各地点の発電実績を取得できるのは、託送契約等を締結している事業者であり、容量提供事業者が託送契約等を締結していない場合、一般送配電事業者から発電実績を取得することはできません。

第2章 算定諸元登録 (発電量調整受電電力量)

2.1 発電量調整受電電力量の登録

		実需給年度															
		対象月															
		日付	0401	0402	0403	0404	0405	0406	0407	0408	0409	0410	0411	0412	0413	0414	0415
		ピークコマ	25	24	26	23	22	25	24	16	25	24	26	23	22	25	24
No.	受電地点特定番号																
1	1234567890123456789012	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
2	1234567890123456789013	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20
3	1234567890123456789014	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30
4	1234567890123456789015	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
5	1234567890123456789016	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
6	1234567890123456789017	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20
7	1234567890123456789018	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30
8	1234567890123456789019	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
9	1234567890123456789020	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
10	1234567890123456789021	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20
11	1234567890123456789022	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30
12	1234567890123456789023	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
13	1234567890123456789024	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
14	1234567890123456789025	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20
15	1234567890123456789026	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30
16	1234567890123456789027	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10

図 2-17 発電量調整受電電力量 (リソース毎) の Excel イメージ (P)

表 2-6 発電量調整受電電力量 (リソース毎) Excel の記載項目 (P)

No	項目	留意点
1	実需給年度	半角数字で入力してください
2	対象月	半角数字で入力してください
3	日付	自動入力
4	ピークコマ	各日でアセスメント対象コマとなるコマを記載してください
5	受電地点特定番号	サンプルチェック対象となった変動電源 (アグリゲート) を構成するリソースの受電地点特定番号を記載してください
6	発電量調整受電電力量 (kW)	各日のピークコマにおける、各リソースの発電量調整受電電力量 (kW) ⁹ を記載してください

発電量調整受電電力量 (リソース毎) の Excel ファイルに必要な値を入力して保存した後、容量市場システムに登録してください。

ファイル名は「実需給年度・対象月_ファイル種別_電源等識別番号.xlsx」としてください (P)。また、発電量調整受電電力量 (リソース毎) を更新する場合のファイル名は「実需給年度・対象月_ファイル種別_電源等識別番号.xlsx」としてください (P)。

⁹ 単位は [kW] ですご注意ください。

例) 初回の登録の場合

202410_発電量調整受電電力量 (リソース毎) _0123456789.xlsx (P)

202410	_発電量調整受電電力量 (リソース毎)	_0123456789	.xlsx (P)
実需給年度・対象月	ファイル種別	電源等識別番号	

1 回目の更新の場合

202410_発電量調整受電電力量 (リソース毎) _0123456789_R1.xlsx (P)

R 更新回数

2 回目の更新の場合

202410_発電量調整受電電力量 (リソース毎) _0123456789_R2.xlsx (P)

容量市場システム「実需給期間向け機能トップ画面」の折り畳みメニューから「リクワイアメント・アセスメント」リンクをクリックして、「発電量調整受電電力量登録値一覧画面」へ進んでください。

「最新回次切替」で「最新回次のみ表示」をチェックし、「実需給年月」、「電源等識別番号」を入力して「検索」ボタンをクリックしてください。検索結果一覧から対象の「電源等識別番号」をクリックし、「発電量調整受電電力量登録値詳細画面」へ進んでください。「ファイル選択」ボタンをクリックして、アップロードしたい発電量調整受電電力量 (リソース毎) Excel ファイルを選択してください。発電量調整受電電力量 (リソース毎) Excel ファイル名が容量市場システム上に表示されましたら、「アップロード」ボタンをクリックし、登録してください (図 2-18、図 2-19 参照)。(P)

また、提出にあたって特記事項がある場合は、コメントの「事業者記入欄」に特記事項を記載してください。「編集開始」ボタンをクリックし、「事業者記入欄」にコメントを入力し「更新」ボタンをクリックすることで、特記事項を記載することが可能です。

第2章 算定諸元登録（発電量調整受電電力量）

2.1 発電量調整受電電力量の登録

☰ | 容量市場システム
ログイン日時: 2020/3/23 12:00
ユーザ名: 広城 太郎
ログアウト

発電量調整受電電力量登録値詳細画面

TOP > リクワイアメント・アセスメント > [発電量調整受電電力量登録値一覧画面](#) > 発電量調整受電電力量登録値詳細画面

| 審査情報

実需給年度	YYYY	実需給年月	YYYY/MM
審査結果	不合格	承認回次	XX

| 電源情報

電源等識別番号	XXXXXXXXXX	電源等の名称	XXXXXXXXXX	電源等の区分	XXXX
事業者コード	XXXX	事業者名	XXXXXXXXXX	エリア	XXX

| 発電量調整受電電力量の提出情報

提出日時	YYYY/MM/DD hh:mm
------	------------------

| リソース毎の提出依頼情報

提出依頼日時	YYYY/MM/DD hh:mm
--------	------------------

| 発電量調整受電電力量登録値詳細

実需給年月日	登録種別	電源等識別番号	コマ毎登録情報[kW]													
			01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14
2024/10/01	発電量調整受電電力量	XXXXXXXXXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX
2024/10/02	発電量調整受電電力量	XXXXXXXXXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX
2024/10/03	発電量調整受電電力量	XXXXXXXXXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX
2024/10/04	発電量調整受電電力量	XXXXXXXXXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX
2024/10/05	発電量調整受電電力量	XXXXXXXXXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX
2024/10/06	発電量調整受電電力量	XXXXXXXXXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX
2024/10/07	発電量調整受電電力量	XXXXXXXXXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX
2024/10/08	発電量調整受電電力量	XXXXXXXXXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX
2024/10/09	発電量調整受電電力量	XXXXXXXXXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX
2024/10/10	発電量調整受電電力量	XXXXXXXXXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX
2024/10/11	発電量調整受電電力量	XXXXXXXXXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX
2024/10/12	発電量調整受電電力量	XXXXXXXXXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX
2024/10/13	発電量調整受電電力量	XXXXXXXXXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX
2024/10/14	発電量調整受電電力量	XXXXXXXXXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX
2024/10/15	発電量調整受電電力量	XXXXXXXXXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX
2024/10/16	発電量調整受電電力量	XXXXXXXXXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX
2024/10/17	発電量調整受電電力量	XXXXXXXXXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX
2024/10/18	発電量調整受電電力量	XXXXXXXXXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX
2024/10/19	発電量調整受電電力量	XXXXXXXXXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX
2024/10/20	発電量調整受電電力量	XXXXXXXXXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX
2024/10/21	発電量調整受電電力量	XXXXXXXXXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX
2024/10/22	発電量調整受電電力量	XXXXXXXXXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX
2024/10/23	発電量調整受電電力量	XXXXXXXXXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX
2024/10/24	発電量調整受電電力量	XXXXXXXXXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX
2024/10/25	発電量調整受電電力量	XXXXXXXXXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX
2024/10/26	発電量調整受電電力量	XXXXXXXXXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX
2024/10/27	発電量調整受電電力量	XXXXXXXXXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX
2024/10/28	発電量調整受電電力量	XXXXXXXXXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX
2024/10/29	発電量調整受電電力量	XXXXXXXXXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX
2024/10/30	発電量調整受電電力量	XXXXXXXXXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX
2024/10/31	発電量調整受電電力量	XXXXXXXXXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX

図 2-18 発電量調整受電電力量登録値詳細画面の画面イメージ (1)

第2章 算定諸元登録 (発電量調整受電電力量)

2.1 発電量調整受電電力量の登録

コメント

事業者記入欄

XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX XXX XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX XXXXXXXX
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX XXX XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX XXXXXXXX
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX XXX XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX XXXXXXXX

広域機関記入欄

添付資料

<input type="text"/>	ファイル選択	アップロード	XXXXX.pdf	200 KB
			XXXXX.pdf	XXX KB
			XXX.xlsx	XXXXX KB

戻る

図 2-19 発電量調整受電電力量登録値詳細画面の画面イメージ (2)

2.1.3.2 発電量調整受電電力量 (リソース毎) の登録結果の確認

登録した発電量調整受電電力量 (リソース毎) の Excel ファイルが正常にアップロードされているかを確認してください。

正常にアップロードされた場合、「発電量調整受電電力量登録値詳細画面」の右下にアップロードしたファイル名が青いリンク名として表示されますので、クリックしてファイルをダウンロードし、中身を確認してください。

再度ファイルをアップロードする場合は、『2.1.3.1 発電量調整受電電力量 (リソース毎) の登録』を参照して実施してください。

2.2 発電量調整受電電力量の登録内容審査結果への対応

本節では、発電量調整受電電力量の登録内容審査結果への対応について以下の流れで説明します (図 2-20 参照)。

2.2.1 発電量調整受電電力量の修正

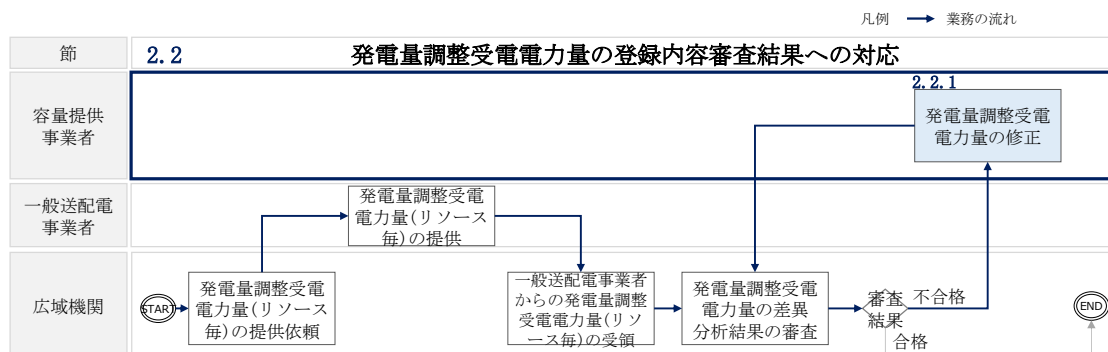


図 2-20 発電量調整受電電力量の登録内容審査結果への対応の詳細構成

2.2.1 発電量調整受電電力量の修正

本項では、発電量調整受電電力量の修正について説明します (図 2-21 参照)。

2.2.1.1 発電量調整受電電力量の修正

2.2.1 発電量調整受電電力量の修正

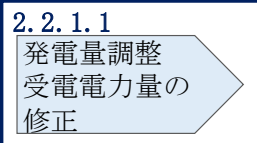


図 2-21 発電量調整受電電力量の修正の手順

2.2.1.1 発電量調整受電電力量の修正

発電量調整受電電力量の登録内容審査結果が不合格の場合は、不合格通知がメールで容量市場システム登録のメールアドレス宛に送付されます (表 2-7 参照)。審査結果内容を確認し、発電量調整受電電力量 (リスト合計) および発電量調整受電電力量 (リソース毎) を修正の上、『2.1.1.1 発電量調整受電電力量 (リスト合計) の登録』、『2.1.3.1 発電量調整受電電力量 (リソース毎) の登録』を参照して、発電量調

整受電電力量 (リスト合計) および発電量調整受電電力量 (リソース毎) を修正登録してください。

表 2-7 発電量調整受電電力量審査結果通知メールイメージ

項目	内容
件名	【容量市場システム】発電量調整受電電力量審査結果通知
送信元メールアドレス	support-noreply@capacity-market2.occto.or.jp
本文記載事項	<p>XXXX 様</p> <p>こちらは電力広域的運営推進機関 容量市場システム 管理者です。</p> <p>以下の電源等の発電量調整受電電力量の審査結果が不合格となりました。ご確認をお願いいたします。</p> <p>【審査対象年度】 YYYY</p> <p>【審査対象年月】 YYYY/MM</p> <p>【事業者コード】 XXXX</p> <p>【事業者名】 XXXX</p> <p>【電源等識別番号】 XXXXXXXXXX</p> <p>【電源等の名称】 XXXX</p> <p>後続業務の対応方法、対応期日につきましては、容量市場業務マニュアルをご参照ください。</p> <p>電力広域的運営推進機関 容量市場システム 管理者</p> <p>※このメールはシステムより自動送信されています。差出人には返信しないでください。</p>

2.3 差替先電源情報に係る整合性審査結果への対応

本節では、差替先電源情報に係る整合性審査¹⁰結果への対応について以下の流れで説明します（図 2-22 参照）。

2.3.1 差替配分供給力（発電量調整受電電力量）の修正登録

凡例 → 業務の流れ

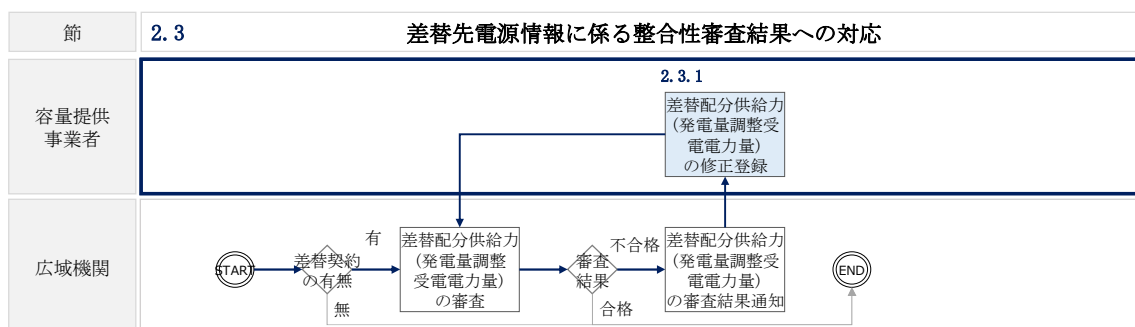


図 2-22 差替先電源情報に係る整合性審査結果への対応の詳細構成

2.3.1 差替配分供給力（発電量調整受電電力量）の修正登録

本項では、差替配分供給力（発電量調整受電電力量）の修正登録について説明します（図 2-23 参照）。

2.3.1.1 差替配分供給力（発電量調整受電電力量）の修正登録

2.3.1 差替配分供給力（発電量調整受電電力量）の修正登録

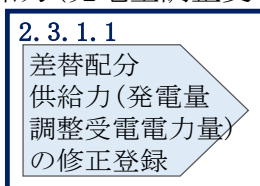


図 2-23 差替配分供給力（発電量調整受電電力量）の修正登録の手順

¹⁰ 差替元が登録した差替先の発電量調整受電電力量と差替先が登録した発電量調整受電電力量が整合しているかを、本機関が審査します。

2.3.1.1 差替配分供給力（発電量調整受電電力量）の修正登録

差替先電源情報に係る整合性審査結果が不合格の場合は、不合格通知が容量市場システムに登録しているメールアドレス宛に本機関担当者よりメールで送付されます。審査結果内容を確認し、差替配分供給力（発電量調整受電電力量（リスト合計））を修正の上、『2.1.2.1 差替先に係る発電量調整受電電力量（リスト合計）の登録』を参照して差替配分供給力（発電量調整受電電力量（リスト合計））を修正登録してください。

第3章 アセスメント結果への対応（容量停止計画（変動（アグリゲート）））

本章では、アセスメント結果への対応（容量停止計画（変動（アグリゲート）））に関する以下の内容について説明します（図 3-1 参照）。

3.1 容量停止計画（変動（アグリゲート））に係るアセスメント結果の確認手続き

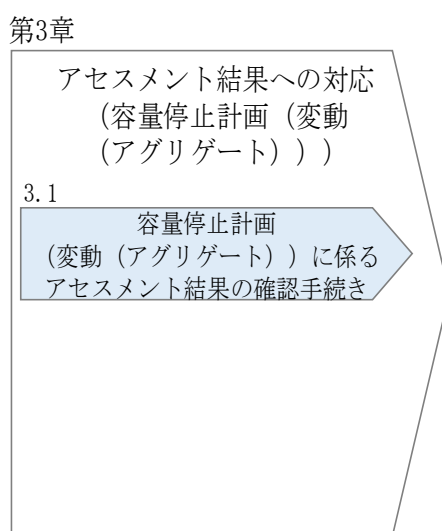


図 3-1 第3章の構成

注1：リクワイアメント対象となる電源について

容量停止計画（変動（アグリゲート））のリクワイアメントは、変動電源（アグリゲート）が対象となります。

注2：アセスメントの基準について

容量提供事業者は、実需給期間中において、電源が供給力を提供できる状態に維持することを原則とします。

- ・ 電源が提供できる供給力の最大値が、アセスメント対象容量を下回る場合、当該コマをリクワイアメント未達成コマとします。なお、リクワイアメント未達成コマは、小数点以下第16位まで計算しています（ペナルティ倍率を乗じる前の段階で、コマ毎に小数点以下第17位を四捨五入して算出）。
- ・ 電源の維持・運営に必要な作業およびその他要因に伴い電源等が停止または出力低下する場合であっても、変動電源（アグリゲート）については、容量停止計画の提出は必要ありません。

- ・ 容量提供事業者は、自らがアグリゲートした小規模変動電源の発電実績の総量を、容量市場システムに提出してください。
- ・ 低予備率アセスメント対象コマ¹¹への該当の有無により、リクワイアメント未達成コマが5倍カウント (ペナルティ倍率) <注3>されるコマが発生する場合があります。

注3：ペナルティリクワイアメント未達成コマが5倍カウントとなるケース (ペナルティ倍率)

- ・ 当該コマが「低予備率アセスメント対象コマ」に該当する時：5倍カウント
※上記以外は1倍カウント

注4：アセスメントの算定方法について

容量停止計画におけるアセスメントの具体的な算定方法は、以下で表されます。

【対象の電源が電源等差替契約を締結していない場合】

- ・ 発電量調整受電電力量を確認します。1～48コマの中の発電量調整受電電力量の最大値が、アセスメント対象容量を下回る場合、当該コマにおける未達成率に48およびペナルティ倍率を乗じたコマ数「((アセスメント対象容量-1～48コマまでの発電量調整受電電力量の最大値) / アセスメント対象容量) × ((48コマ - 低予備率アセスメント対象コマ数) × 1 + 低予備率アセスメント対象コマ数 × 5)」をリクワイアメント未達成コマ数としてカウントします。

【対象の電源が差替元として電源等差替契約を締結している場合 (図3-2参照)】

- ・ 差替元、差替先個別に未達成コマを計算します。
- ・ ただし、1～48コマの中で差替元の発電量調整受電電力量と差替先から配分された発電量調整受電電力量を合算した値が最大となるコマ (以下、合算値最大コマ) の発電量調整受電電力量を用いて、それぞれリクワイアメント未達成コマを算出します。なお、差替元の発電量調整受電電力量と差替先から配分された発電量調整受電電力量の合算値が最大であれば、差替先、あるいは差替元電源の発電量調整受電電力量がそれぞれ最小値でも当該コマの値を用いてリクワイアメント未達成コマを算出します。

<差替元電源>

- ・ 発電量調整受電電力量を確認します。

¹¹ 前日以降の需給バランス評価で広域予備率低下に伴う供給力提供の周知対象となったコマ

- ・ 合算値最大コマにおける未達成率に 48 およびペナルティ倍率を乗じたコマ数
「((差替元のアセスメント対象容量¹-合算値最大コマの差替元の発電量調整受電電力量) /アセスメント対象容量²) × ((48 コマ — 低予備率アセスメント対象コマ数³) × 1 + 低予備率アセスメント対象コマ数³ × 5)」をリクワイアメント未達成コマ数としてカウントします。

¹差替元のアセスメント対象容量=(差替元の月別アセスメント対象容量-差替先としての月別の差替容量)

²アセスメント対象容量=差替元の月別アセスメント対象容量

³差替元の需給状況に応じて決定

<差替先電源>

- ・ 発電量調整受電電力量を確認します。
- ・ 合算値最大コマにおける未達成率に 48 およびペナルティ倍率を乗じたコマ数
「((差替先のアセスメント対象容量¹-合算値最大コマの差替先から配分された発電量調整受電電力量) /アセスメント対象容量²) × ((48 コマ — 低予備率アセスメント対象コマ数³) × 1 + 低予備率アセスメント対象コマ数³ × 5)」をリクワイアメント未達成コマ数としてカウントします。

¹差替先のアセスメント対象容量=差替先としての月別の差替容量

²アセスメント対象容量=差替元の月別アセスメント対象容量

³差替先の需給状況に応じて決定

<差替元と差替先のリクワイアメント未達成コマの合算>

差替元と差替先のリクワイアメント未達成コマを合算します。

<リクワイアメント未達成コマの累積>

- 電源のリクワイアメント未達成コマをカウントしたのち、当該実需給年度のすべての未達成コマ数を合算します。
- 合算する際は、各コマにおけるペナルティ倍率を乗じたものを合算します。

(例)

アセスメント対象月が6月の場合は、4月～6月までのリクワイアメント未達成コマを累積します。

4月：1,440 コマ

5月：2,000 コマ

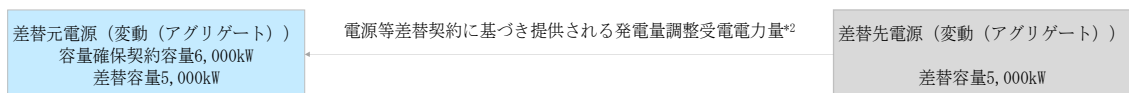
6月：1,488 コマ

累積：4,928 コマ

第3章 アセスメント結果への対応 (容量停止計画 (変動(アグリゲート)))

3.1 容量停止計画 (変動(アグリゲート)) に係るアセスメント結果の確認手続き

アセスメント対象電源のリクワイアメント未達成コマ総数が 8,640 コマ (180 日相当) を超過した場合、超過分のリクワイアメント未達成コマに対して経済的ペナルティが科されます。



		:ペナルティ倍率5倍コマ				
		1~16コマ	17コマ	18コマ	19コマ	20~48コマ
低予備率アセスメント対象コマへの該当の有無	差替元	平常時				
	差替先	平常時	低予備率アセスメント対象コマ	低予備率アセスメント対象コマ	平常時	平常時
アセスメント対象容量	差替元	1,000kW(差替元の月別アセスメント対象容量-差替先としての月別の差替容量)				
	差替先	5,000kW(差替先としての月別の差替容量)				
発電量調整受電電力量	差替元	0kW	0kW	500kW	1,000kW	0kW
	差替先	0kW	2,000kW	0kW	500kW	0kW
リクワイアメント未達成コマ	差替元	8.0コマ =(1,000-0 ^{*1})/6,000 × (48コマ×1倍)				
	差替先	28コマ =(5,000-2,000 ^{*1})/6,000 × (46コマ×1倍+2コマ×5倍)				
差替元のリクワイアメント未達成コマ(合計)		36.0コマ= 8.0コマ+28コマ				

*1 : 合算値最大コマ (17コマ目) の発電量調整受電電力量
*2 : 差替先の電源等区分に関わらず、発電量調整受電電力量を登録する

図 3-2 容量停止計画 (変動 (アグリゲート)) に係るアセスメント算定の例 (対象の電源が差替元として電源等差替契約を締結している場合)

3.1 容量停止計画（変動（アグリゲート））に係るアセスメント結果の確認手続き

本節では、容量停止計画（変動（アグリゲート））に係るアセスメント結果の確認手続きについて以下の流れで説明します（図 3-3 参照）。

3.1.1 アセスメント結果の確認

3.1.2 異議申立

3.1.3 異議申立妥当性審査結果の確認

3.1.4 確定したアセスメント結果の受領

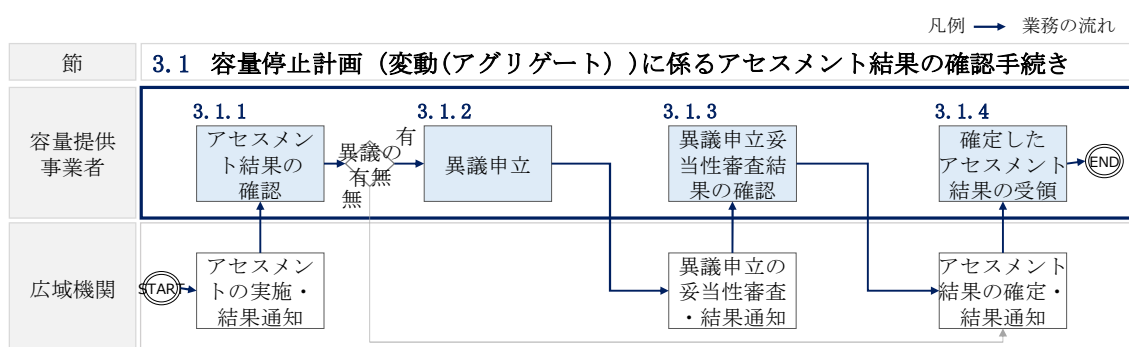


図 3-3 容量停止計画（変動（アグリゲート））に係るアセスメント結果の確認手続きの詳細構成

3.1.1 アセスメント結果の確認

本項では、アセスメント結果の確認について説明します (図 3-4 参照)。

3.1.1.1 アセスメント結果仮確定通知の受領

3.1.1 アセスメント結果の確認

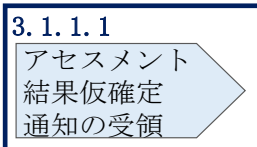


図 3-4 アセスメント結果の確認の手順

3.1.1.1 アセスメント結果仮確定通知の受領

アセスメント結果が仮確定された旨のメールが容量市場システムに登録したメールアドレス宛に送付されますので、アセスメント結果を確認してください (表 3-1 参照)。

本機関から送付されるアセスメント結果仮確定の通知メールには「仮算定」が完了した旨が記載してありますが、システム上の「仮算定」が完了したことによりアセスメント結果が「仮確定」したこととなりますので、「仮算定」=「仮確定」とご理解ください。

表 3-1 リクワイアメント未達成量の仮算定完了通知メールイメージ

項目	内容
件名	【容量市場システム】リクワイアメント未達成量の仮算定完了通知
送信元メールアドレス	support-noreply@capacity-market2.occto.or.jp
本文記載事項	<p>XXXX 様</p> <p>こちらは電力広域的運営推進機関 容量市場システム 管理者です。</p> <p>リクワイメント未達成量の算定が終了したことを通知します。</p> <p>【算定対象年度】 YYYY</p> <p>【算定対象年月】 YYYY/MM</p> <p>【リクワイアメント種別】 容量停止計画（変動アグリ）</p> <p>【事業者コード】 XXXX</p> <p>【事業者名】 XXXX</p> <p>電力広域的運営推進機関 容量市場システム 管理者</p> <p>※このメールはシステムより自動送信されています。差出人には返信しないでください。</p>

容量市場システムの折り畳みメニュー「リクワイアメント・アセスメント」の中の「アセスメント一覧画面（事業者毎） - 発動指令以外」リンクをクリックして、「アセスメント一覧画面（事業者毎） - 発動指令以外」へ進んでください。

「アセスメント種別」にて「容量停止計画（変動アグリ）」、「最新回次切替」で「最新回次のみ表示」を選択し、実需給年度を入力して「検索」ボタンをクリックしてください。「アセスメント一覧画面（事業者毎）（容量停止計画（変動アグリ）」（検索結果）」に条件に合致する電源等識別番号が表示されますので、「電源等識別番号」リン

3.1.2 異議申立

本項では、異議申立について説明します（図 3-6 参照）。

3.1.2.1 異議申立

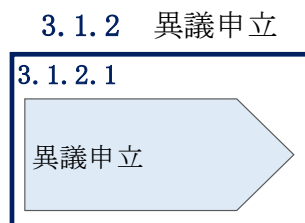


図 3-6 異議申立の手順

3.1.2.1 異議申立

アセスメント結果に異議がある場合、アセスメント結果が仮確定された旨のメールを受領した日を含めて5営業日以内であれば、メールにより異議申立を行うことが可能です。

異議申立を行う場合、新規メールに異議申立における必要事項を記載のうえ、所定の宛先に送信してください（表 3-2 参照）。

異議申立がない場合は、『3.1.4.1 確定したアセスメント結果の受領』へ進んでください。

注：異議申立期限について、例えば、7/1（金）に通知メールを受領した場合、7/7（木）までに異議申立メールを本機関に送信する必要があります。

<参考>容量確保契約約款抜粋

休日：土曜日、日曜日および祝日（「国民の祝日に関する法律」に規定する休日）に加えて、1月2日～3日、4月30日～5月2日、12月30日～31日および本機関が指定する日

平日：休日以外の日

営業日：平日のうち、1月4日、12月29日以外の日

表 3-2 アセスメント結果仮確定に対する異議申立に係るメールの記載項目

メール項目	内容
件名	【XXXX（事業者コード） ¹² 】アセスメント結果仮確定に対する異議申立
To	youryou_rikuase@occto.or.jp
本文記載事項	異議申立の内容 ・ 異議申立の内容およびその根拠を具体的に文章で記載 アセスメント結果 ・ 事業者コード ・ 事業者名称および担当者名 ・ 電源等識別番号 ・ 電源等の名称 ・ 対象実需給年度 ・ 対象月 ・ 対象コマ ・ リクワイアメント未達成コマ
添付資料	異議申立の根拠となる資料（必要に応じて）

¹² 自身の事業者コードを記入してください。

3.1.3 異議申立妥当性審査結果の確認

本項では、異議申立妥当性審査結果の確認について説明します (図 3-7 参照)。

3.1.3.1 異議申立妥当性審査結果の確認

3.1.3.2 リクワイアメント未達成コマ修正結果の確認

3.1.3 異議申立妥当性審査結果の確認

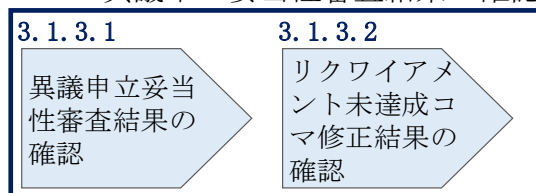


図 3-7 異議申立妥当性審査結果の確認の手順

3.1.3.1 異議申立妥当性審査結果の確認

アセスメント結果仮確定に対して異議申立が行われた場合は、本機関で異議申立の内容を審査し、審査結果を容量市場システムに登録したメールアドレス宛にメールにて通知しますので審査結果の内容を確認してください。

審査結果の詳細を確認する場合は、『3.1.1.1 アセスメント結果仮確定通知の受領』を参照してください。

審査結果が合格の場合、『3.1.3.2 リクワイアメント未達成コマ修正結果の確認』を参照してください。

注：異議申立の内容を審査した結果は以下のメールアドレスより送付しますので、迷惑メールとして判定されないよう受信設定してください。

メールアドレス：youryou_rikuase@occto.or.jp

3.1.3.2 リクワイアメント未達成コマ修正結果の確認

異議申立妥当性審査結果が合格の場合、本機関にて異議申立内容に基づいてリクワイアメント未達成コマを修正します。修正後に、容量市場システムに登録したメールアドレス宛に確認依頼のメールが送付されますので、内容を確認してください。

容量市場システムの折り畳みメニュー「リクワイアメント・アセスメント」の中の「アセスメント一覧画面 (事業者毎) - 発動指令以外」リンクをクリックして、「アセスメント一覧画面 (事業者毎) - 発動指令以外」へ進んでください。

「アセスメント種別」にて「容量停止計画 (変動アグリ)」、「最新回次切替」で「最新回次のみ表示」を選択し、実需給年度を入力して「検索」ボタンをクリックしてください。「アセスメント一覧画面 (事業者毎) (容量停止計画 (変動アグリ)) (検索結果)」に条件に合致する電源等識別番号が表示されますので、「電源等識別番号」リンクをクリックし、「アセスメント一覧画面 (電源等識別番号毎) - 発動指令以外画面」へ進んでください。

「アセスメント種別」にて「容量停止計画 (変動アグリ)」、「最新回次切替」で「最新回次のみ表示」を選択し、実需給年度を入力して「検索」ボタンをクリックしてください。「アセスメント一覧画面 (事業者毎) (容量停止計画 (変動アグリ)) (検索結果)」に条件に合致するリクワイアメント対象日が表示されますので、「リクワイアメント対象日」リンクをクリックし、「アセスメント結果詳細画面 (容量停止計画・変動アグリ)」へ進んでください。

「アセスメント結果詳細情報」で、コマ毎のリクワイアメント未達成コマを確認してください (図 3-8 参照)。

容量市場システム
ログイン日時: 2020/3/23 12:00
ユーザー名: 広域 太郎
ログアウト

アセスメント結果詳細画面(容量停止計画・変動アグリ)

TOP > リクワイアメント・アセスメント > アセスメント一覧画面 (事業費毎) - 発動指令以外 > アセスメント一覧画面 (電源等識別番号毎) - 発動指令以外 > アセスメント結果詳細画面(容量停止計画・変動アグリ)

対象年月日	YYYY/MM/DD	差替元/先	差替元		
事業者コード	XXXX	事業者名	NNNNNNNNNN		
電源等識別番号	XXXXXXXXXA	電源等の名称	NNNNNNNNNA	電源等の区分	XXXX
エリア	NNN	算定回次	XX		

電源等差替情報

差替元/先	差替ID	電源等識別番号	電源等の		
差替元	-	XXXXXXXXXA	NNNNNN		
差替先	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXB	NNNNNNNNNB	-	XXX,XXX,XXX,XXX
差替先	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXC	NNNNNNNNNC	-	XXX,XXX,XXX,XXX

アセスメント結果詳細情報

電源等識別番号: XXXXXXXXXXXA 電源等の名称: NNNNNNNNA

対象年月日	差替ID	差替元/先	情報区分	算定要素	01	02	03	04	05
YYYY/MM/DD	XXXXXXXXXX	差替元	共通情報	最大発電コマ	-	-	-	-	-
YYYY/MM/DD	XXXXXXXXXX	差替元	共通情報	発電量調整受電電力量合計[kW]	XXX,XXX,XXX,XXXXXXXX,XXX,XXX,XXXXXXXX,XXX,XXX,XXXXXXXX,XXX,XXX,XXXXXXXX,XXX,XXX,XXX,XXX				
YYYY/MM/DD	XXXXXXXXXX	差替元	個別電源情報	需給ひっ迫のおそれの有無	-	-	-	-	-
YYYY/MM/DD	XXXXXXXXXX	差替元	個別電源情報	アセスメント対象容量 [kW]	XXX,XXX,XXX,XXX				
YYYY/MM/DD	XXXXXXXXXX	差替元	個別電源情報	発電量調整受電電力量[kW]	XXX,XXX,XXX,XXXXXXXX,XXX,XXX,XXXXXXXX,XXX,XXX,XXXXXXXX,XXX,XXX,XXXXXXXX,XXX,XXX,XXX,XXX				
YYYY/MM/DD	XXXXXXXXXX	差替元	個別電源情報	パナルティ倍率[倍]	X,XX	X,XX	X,XX	X,XX	X,XX
YYYY/MM/DD	XXXXXXXXXX	差替元	個別電源情報	リクワイアメント未達成[3σ]	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX
YYYY/MM/DD	XXXXXXXXXX	差替元	個別電源情報	リクワイアメント未達成[3σ合計]	X,XXX				

コマ毎に記載されたリクワイアメント未達成コマを確認してください。

図 3-8 アセスメント結果詳細画面 (容量停止計画・変動アグリ) の画面イメージ

3.1.4 確定したアセスメント結果の受領

本項では、確定したアセスメント結果の受領について説明します（図 3-9 参照）。

3.1.4.1 確定したアセスメント結果の受領

3.1.4 確定したアセスメント結果の受領

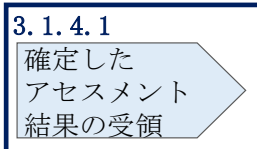


図 3-9 確定したアセスメント結果の受領の手順

3.1.4.1 確定したアセスメント結果の受領

本機関がアセスメント結果を確定した後、アセスメント結果を確定した旨のメールが容量市場システムに登録したメールアドレス宛に送付されますので、『3.1.1.1 アセスメント結果仮確定通知の受領』を参照し、内容を確認してください（表 3-3 参照）。

注：アセスメント結果に対して異議申立を行わなかった場合でも本手順を参照し、確定したアセスメント結果の内容を確認してください。

表 3-3 リクワイアメント未達成量の確定通知メールイメージ

項目	内容
件名	【容量市場システム】リクワイアメント未達成量の確定通知
送信元メールアドレス	support-noreply@capacity-market2.occto.or.jp
本文記載事項	<p>XXXX 様</p> <p>こちらは電力広域的運営推進機関 容量市場システム 管理者です。</p> <p>リクワイメント未達成量の算定が終了したことを通知します。</p> <p>【算定対象年度】 YYYY</p> <p>【算定対象年月】 YYYY/MM</p> <p>【リクワイアメント種別】 容量停止計画（変動アグリ）</p> <p>【事業者コード】 XXXX</p> <p>【事業者名】 XXXX</p> <p>電力広域的運営推進機関 容量市場システム 管理者</p> <p>※このメールはシステムより自動送信されています。差出人には返信しないでください。</p>

Appendix.1 図表一覧

図 1-1	本業務マニュアルが対象とするリクワイアメント対応の位置づけ.....	4
図 1-2	電源等差替契約を締結していない容量提供事業者が確認すべきマニュアル.	5
図 1-3	電源等差替契約を締結した事業者が確認すべきマニュアル.....	6
図 1-4	本業務マニュアルの構成.....	7
図 1-5	変動電源 (アグリゲート) に係るリクワイアメントを遵守するにあたり容量提供事業者等が登録・提出すべき算定諸元の一覧.....	8
図 2-1	第 2 章の構成.....	10
図 2-2	発電量調整受電電力量の登録の詳細構成.....	11
図 2-3	発電量調整受電電力量の登録の手順.....	11
図 2-4	アセスメント算定諸元 (発電量調整受電電力量 (リスト合計))	12
図 2-5	一括登録・変更画面の画面イメージ.....	15
図 2-6	一括登録・変更結果確認画面の画面イメージ (1)	16
図 2-7	一括登録・変更結果確認画面の画面イメージ (2)	16
図 2-8	エラー情報の CSV イメージ.....	16
図 2-9	アセスメント算定諸元詳細画面とアセスメント算定諸元 (発電量調整受電電力量 (リスト合計)) CSV ファイルの比較イメージ.....	19
図 2-10	差替配分供給力 (発電量調整受電電力量 (リスト合計)) の登録の手順.	20
図 2-11	差替配分供給力 (発電量調整受電電力量 (リスト合計)) CSV イメージ.	21
図 2-12	一括登録・変更画面の画面イメージ.....	23
図 2-13	一括登録・変更結果確認画面の画面イメージ (1)	24
図 2-14	一括登録・変更結果確認画面の画面イメージ (2)	25
図 2-15	エラー情報の CSV イメージ.....	25
図 2-16	発電量調整受電電力量 (リソース毎) の登録の手順.....	26
図 2-17	発電量調整受電電力量 (リソース毎) の Excel イメージ (P)	27
図 2-18	発電量調整受電電力量登録値詳細画面の画面イメージ (1)	29
図 2-19	発電量調整受電電力量登録値詳細画面の画面イメージ (2)	30
図 2-20	発電量調整受電電力量の登録内容審査結果への対応の詳細構成.....	31
図 2-21	発電量調整受電電力量の修正の手順.....	31
図 2-22	差替先電源情報に係る整合性審査結果への対応の詳細構成.....	33
図 2-23	差替配分供給力 (発電量調整受電電力量) の修正登録の手順.....	33
図 3-1	第 3 章の構成.....	35
図 3-2	容量停止計画 (変動 (アグリゲート)) に係るアセスメント算定の例 (対象の電源が差替元として電源等差替契約を締結している場合)	38
図 3-3	容量停止計画 (変動 (アグリゲート)) に係るアセスメント結果の確認手続き	

の詳細構成	39
図 3-4 アセスメント結果の確認の手順.....	40
図 3-5 アセスメント結果詳細画面（容量停止計画・変動アグリ）の画面イメージ	42
図 3-6 異議申立の手順.....	43
図 3-7 異議申立妥当性審査結果の確認の手順.....	45
図 3-8 アセスメント結果詳細画面（容量停止計画・変動アグリ）の画面イメージ	47
図 3-9 確定したアセスメント結果の受領の手順.....	48
表 2-1 アセスメント算定諸元（発電量調整受電電力量（リスト合計））CSV の記載項目	12
表 2-2 一括登録・変更画面の入力項目.....	15
表 2-3 一括登録・変更の CSV ファイル登録結果通知メールイメージ.....	17
表 2-4 差替配分供給力（発電量調整受電電力量（リスト合計））CSV の記載項目	21
表 2-5 一括登録・変更画面の入力項目.....	23
表 2-6 発電量調整受電電力量（リソース毎）Excel の記載項目（P）	27
表 2-7 発電量調整受電電力量審査結果通知メールイメージ.....	32
表 3-1 リクワイアメント未達成量の仮算定完了通知メールイメージ.....	41
表 3-2 アセスメント結果仮確定に対する異議申立に係るメールの記載項目.....	44
表 3-3 リクワイアメント未達成量の確定通知メールイメージ.....	49

Appendix.2 業務手順全体図

業務手順全体図については、別紙（「容量市場業務マニュアル_実需給期間中リクワイアメント対応（変動電源（アグリゲート））編_Appendix_業務手順全体図」）参照のこと。

なお、それぞれのリクワイアメント・アセスメントのスケジュールについては、業務手順全体図に記載をしております。業務手順全体図では、対象実需給月をN月としております。

Appendix.3 実需給期間中リクワイアメント対応に係る用語集

No.	用語	意味	記載箇所(一例)
1	最新回次	容量市場システムに登録された算定諸元や容量市場システム内で算定されたアセスメント算定結果のうち、同一条件の範囲内で最も直近に登録または算定されたものを意味する。 このため、同一の実需給年月に複数回の登録や算定が実施された場合は、基本的に検索画面上で最新回次を指定して検索を実施する。	2.1.1.2 発電量調整受電電力量(リスト合計)の登録結果の確認
2	アセスメント算定諸元	本機関がアセスメントを実施するために必要となる諸元 例: 安定電源・変動電源(単独)に対する容量停止計画のアセスメント算定においては、容量停止計画、発電計画、発電上限等が該当する。また、変動電源(アグリゲート)に対する容量停止計画のアセスメント算定においては、発電量調整受電電力量が該当する。	2.1.1.1 発電量調整受電電力量(リスト合計)の登録
3	発電量調整受電電力量	受電地点において、一般送配電事業者が発電契約者から受電する発電量調整供給に係る電気の電力量	2.1.1.1 発電量調整受電電力量(リスト合計)の登録
4	差替配分供給力	差替先電源から差替元電源に対して配分された供給力	2.1.2.1 差替先の発電量調整受電電力量(リスト合計)の登録
5	アセスメント種別	容量を提供する電源等の区分に応じて科せられるリクワイアメント・アセスメントの種類 例: 容量停止計画(安定・変動単独)、容量停止計画(変動アグリ)、市場応札、供給指示	3.1.1.1 アセスメント結果仮確定通知の受領
6	(アセスメント結果の) 仮確定	アセスメントの算定結果を容量提供事業者へ通知するため、本機関にてアセスメント結果を暫定的に決定すること	3.1.1.1 アセスメント結果仮確定通知の受領

7	(アセスメント結果の) 確定	アセスメントの後続業務となるペナルティ算定に進むため、容量提供事業者の確認結果を踏まえて本機関にてアセスメント結果を確定すること	3.1.4.1 確定したアセスメント結果の受領
---	----------------	--	-------------------------

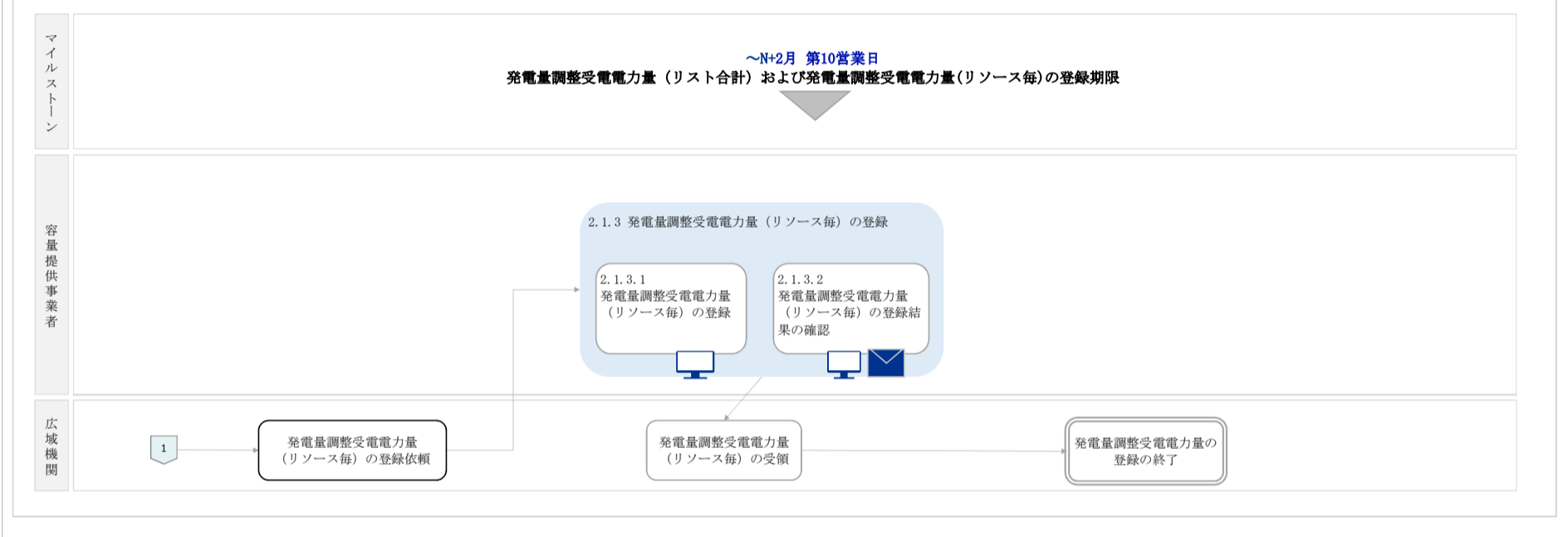
第2章：算定諸元登録（発電量調整受電電力量）

2.1 発電量調整受電電力量の登録



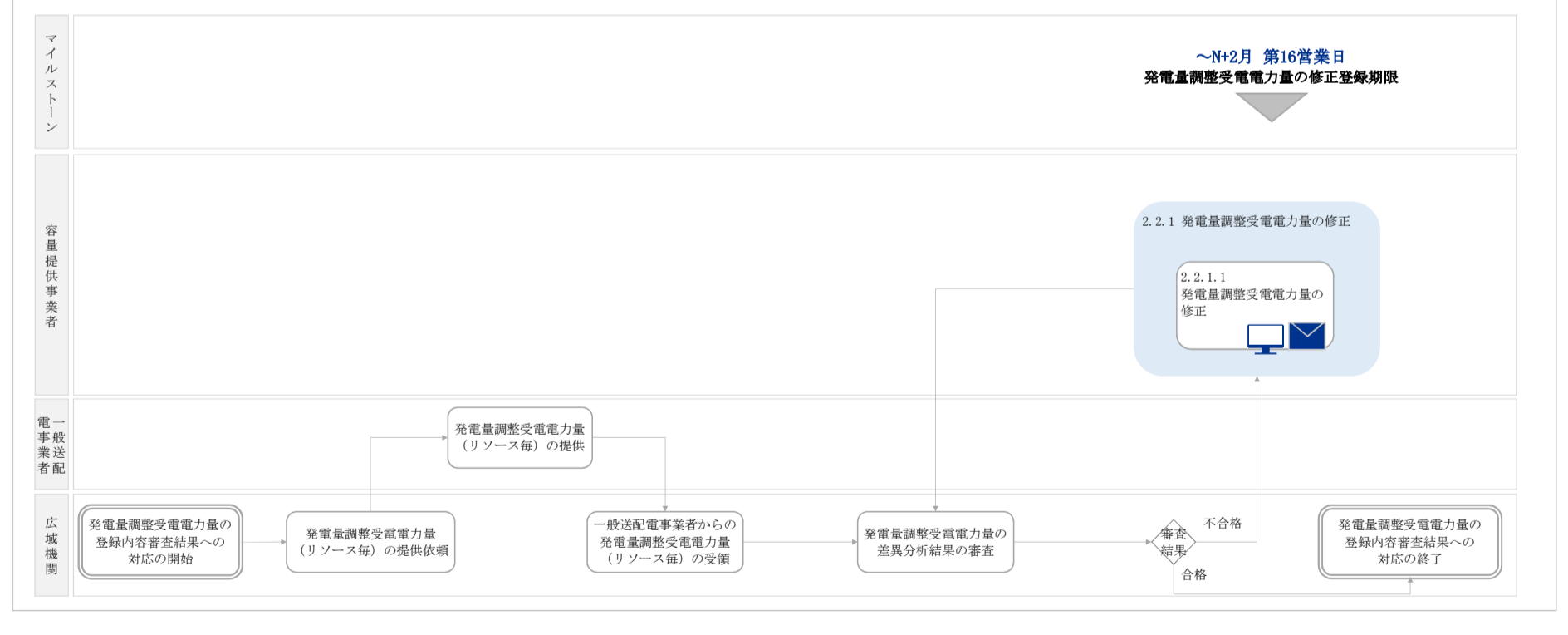
第2章：算定諸元登録（発電量調整受電電力量）

2.1 発電量調整受電電力量の登録



第2章：算定諸元登録（発電量調整受電電力量）

2.2 発電量調整受電電力量の登録内容審査結果への対応



2.3 差替先電源情報に係る整合性審査結果への対応

マイルストーン

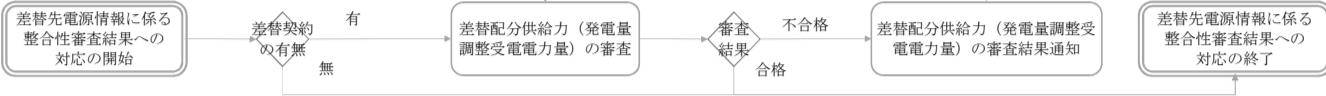
～対象実需給月+2カ月 第13営業日
差替配分供給力(発電量調整受電電力量)の修正登録期限

容量提供事業者

2.3.1 差替配分供給力（発電量調整受電電力量）の修正登録

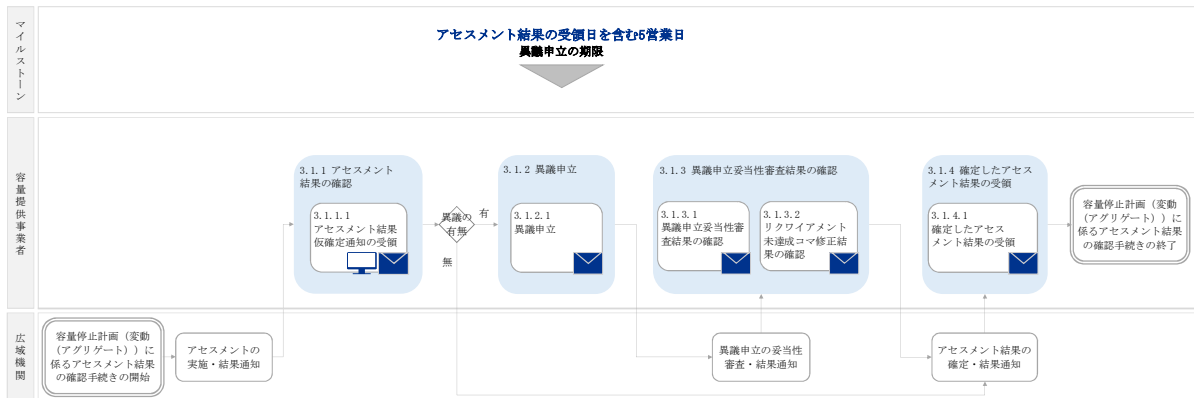
2.3.1.1 差替配分供給力（発電量調整受電電力量）の修正登録

広域機関



第3章：アセスメント結果への対応（容量停止計画（変動（アグリゲート）））

3.1 容量停止計画（変動（アグリゲート））に係るアセスメント結果の確認手続き



「容量市場 業務マニュアル 実需給期間中 リクワイアメント対応編（変動電源（アグリゲート）編）（対象実需給年度：2024年度）」（案）に関する意見募集に寄せられたご意見および本機関回答

No.	頁	ご意見	回答
1	26	発電量調整受電電力量（リソース毎）の登録は、サンプルチェックとなっているが、登録を求める事業者はランダムなのか、もしくは何か条件があるのか。	サンプルチェックの対象を選定する基準については、回答を差し控えてさせていただきます。
2	31	登録内容審査結果が不合格になるのは、提出した内容について、一般送配電事業者の提供する発電量調整受電電力量と差異があった場合という理解で良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
3	別紙	発電量調整受電電力量（リスト合計）の登録期限が「対象実需給月+2カ月 第7営業日」と記載されていますが、安定電源と同じく第10営業日にしてもらえないでしょうか。（理由）インバランス精算における合意が第6営業日となっており、最終まで実績が確定しなかった場合、非常にタイトなスケジュールとなるため。	頂いたご意見を踏まえ、発電量調整受電電力量（リスト合計）の登録期限は、対象実需給月をN月とした場合、N+2月 第10営業日に変更致しました。なお、その旨本業務マニュアルに反映いたします。
4	8	・図1-5変動電源（アグリゲート）に係るリクワイアメントを遵守するにあたり容量提供事業者等が登録すべき算定諸元の一覧の容量提供事業者が電源等差替を行っていない場合の表記に誤りがあると思われるため修正頂きたい。「自小規模変動電源リストの全量」→「小規模変動電源リストの全量」	容量提供事業者が登録している小規模変動電源リスト分の全量を登録していただくことを明確にするため、「自小規模変動電源リストの全量」と記載しています。
5	26	「2.1.3.1 発電量調整受電電力量（リソース毎）の登録」について、どのような時に登録依頼があるのか。	発電量調整受電電力量の登録内容審査の対象電源となった場合、発電量調整受電電力量（リソース毎）の登録を依頼いたします。なお、サンプルチェックの対象を選定する基準については、回答を差し控えてさせていただきます。
6	26	変動電源(アグリゲート)におけるリクワイアメントは発電量調整受電電力量(リスト合計)の提出が基本であり、例外的に貴機関より要請があった場合のみ発電用調整受電電力量(リソース毎)を提出する。という理解でよろしいか。	発電量調整受電電力量(リスト合計)は毎月、登録してください。また、発電量調整受電電力量の登録内容審査の対象電源となった場合、発電量調整受電電力量（リソース毎）の登録を依頼いたします。
7	12	発電量調整受電電力量の登録期日を記載いただきたい。未確定の場合、大まかなスケジュール感だけでも早期にお示しい頂きたい。	対象実需給月をN月とした場合、発電量調整受電電力量（リスト合計）および発電量調整受電電力量（リソース毎）はN+2月 第10営業日までに登録してください。スケジュールに関して、「Appendix.2 業務手順全体図」に記載しておりますので、ご確認ください。
8	13	(安定電源編にも同様の意見あり) 「コマ別の発電量調整受電電力量（整数部12桁、小数部3桁）を半角数字で入力してください」とありますが、図2-4のCSVイメージの通り、空いた桁を0埋めする必要はない、という認識で間違いはないでしょうか？	ご理解のとおり、12桁に満たない場合は0埋めする必要はございませんので、その旨業務マニュアルへ反映いたしました。
9	36	(安定電源編にも同様の意見あり) 「なお、リクワイアメント未達成コマは、小数点以下第16位まで計算しています（小数点以下第17位を四捨五入して算出）」と記載がありますが、各コマ毎に四捨五入を行い合算するのでしょうか？もしくは日単位で合算後に四捨五入をするのでしょうか？	リクワイアメント未達成コマの算定の際に、コマ毎にペナルティ倍率をかける前の段階で、コマ毎に四捨五入を実施します。
10	43	(安定電源編にも同様の意見あり) 「異議申立の根拠となる資料」とは具体的にどのようなものを想定しているのか、具体例を明示頂けないでしょうか？	異議申立の根拠となる資料は、容量提供事業者のご判断で提出いただくことを想定しているため、例示は差し控えてさせていただきます。
11	10	発電上限の登録とは、具体的に何を登録するのでしょうか。 発電上限（供給力）の登録には、調整係数を加味する必要はありませんでしょうか。	本機関にて、広域機関システムに登録されている発電計画値・発電上限値を、対象実需給月の翌月第5営業日までに容量市場システムに登録しますので、登録された内容を確認してください。 なお、発電上限・発電計画の登録方法については、以下の資料を参照してください。 2024年度以降の発電計画値・発電上限値に関する事業者説明会資料 https://www.occto.or.jp/occtosystem2/oshirase/2022/files/20230323_setumeikai02.pdf
12	10	各登録期限（容量停止計画・発電計画・発電上限・発電量調整受電電力量）が明示的に記載されていないので、いつまでに登録するか記載をお願いしたい。	各登録期限（容量停止計画・発電計画・発電上限・発電量調整受電電力量）は、「Appendix.2 業務手順全体図」に記載しておりますので、ご確認ください。

13	12	発電量調整受電電力量（リスト合計）は、容量提供事業者がCSVファイルに転記するのではなく、一般送配電事業者から貴機関が実績を受領し、容量提供事業者がダウンロードして確認することに変更できないか。	本業務マニュアルに記載のとおり、発電量調整受電電力量（リスト合計）は容量提供事業者が登録してください。
14	26	発電量調整受電電力量（リソース毎）は、容量提供事業者がCSVファイルに転記するのではなく、一般送配電事業者から貴機関が実績を受領し、容量提供事業者がダウンロードして確認することに変更できないか。	本業務マニュアルに記載のとおり、発電量調整受電電力量（リソース毎）は容量提供事業者が登録してください。
15	31	発電量調整受電電力量の登録内容審査は、一般送配電事業者の発電量調整受電電力量（リソース毎）を正として扱うのであれば、容量提供事業者からのデータ登録・修正は不要ではないか。	本業務マニュアルに記載のとおり、発電量調整受電電力量は容量提供事業者が登録してください。
16	12	一送側のスマメ設置が完了していない場合、一送から発電実績を受領できない恐れあり。その場合の対応をお伺いしたい。	一般送配電事業者から発電量調整受電電力量を取得できない場合は、一般送配電事業者との協定値等を登録してください。
17	12	容量提供事業者が一送から発電実績を受領しシステム登録するのでは無く、広域機関にてデータ取得・登録を行うことはできないのか。	本業務マニュアルに記載のとおり、発電量調整受電電力量（リスト合計）および発電量調整受電電力量（リソース毎）は容量提供事業者が登録してください。
18	36	変動電源（アグリ）は容量停止計画の提出が求められていないのに、容量停止計画（変動（アグリゲート））という記載は違和感を感じる。	ご指摘いただいた点については、今後の検討課題とし、ご意見として承ります。

容量市場
業務マニュアル
実需給期間中
リクワイアメント対応
(発動指令電源) 編
(対象実需給年度：2024年度)

2023年11月 日 第1版 発行

電力広域的運営推進機関

（変更履歴）

	変更点		日付
	変更箇所	変更内容	
初版	新規作成	—	2023年11月 日

※誤字等、業務内容に影響しない事項は随時修正します。

目次

第1章	はじめに	4
1.1	本業務マニュアルの対象事業者	5
1.2	本業務マニュアルの構成	7
1.3	容量提供事業者等が登録・提出すべき算定諸元の一覧	8
1.4	発動指令電源に係るリクワイアメントの概要説明	9
1.5	リクワイアメントを遵守するにあたっての補足説明事項	11
第2章	算定諸元登録（発動実績）	14
2.1	発動指令回数の実績確認	16
2.2	ベースライン・発動実績の算定と登録	18
第3章	アセスメント結果への対応（発動指令）	35
3.1	発動指令に係るアセスメント結果の確認手続き	37
Appendix.1	様式一覧	49
Appendix.2	図表一覧	53
Appendix.3	業務手順全体図	54
Appendix.4	実需給期間中リクワイアメント対応に係る用語集	55

第1章 はじめに

容量市場業務マニュアル 実需給期間中リクワイアメント対応（発動指令電源）編（以下、本業務マニュアル）は、電力広域的運営推進機関（以下、本機関）の業務規程（第32条の5）の規定に基づき作成された文書です。

本業務マニュアルは実需給期間の直前から実需給期間にかけて実施する業務のうち、リクワイアメント・アセスメントに係る容量提供事業者が実施すべき業務手順やシステム¹の操作方法²が記載されています（図 1-1 参照）。

なお、それぞれのリクワイアメント・アセスメントのスケジュールについては、『Appendix.3 業務手順全体図』に記載をしております。

容量提供事業者が提供する電源の電源等区分によって課せられるリクワイアメント・アセスメントの種類が異なるため、業務マニュアルは電源等区分毎に作成しています。

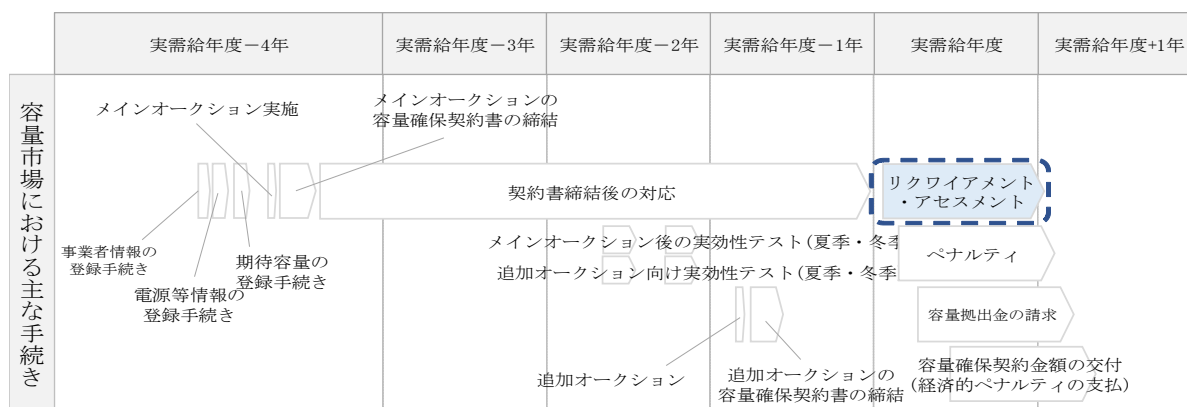


図 1-1 本業務マニュアルが対象とするリクワイアメント対応の位置づけ

- 1.1 本業務マニュアルの対象事業者
- 1.2 本業務マニュアルの構成
- 1.3 容量提供事業者等が登録・提出すべき算定諸元の一覧

¹ 容量市場システムは、容量市場における容量オークション等への参加を希望する本機関会員、その他電気供給事業者の情報を適切に把握し、円滑な市場運営を行うために必要な機能を備えた情報処理システムです。

² 本業務マニュアルに記載している容量市場システムの機能は一部であり、その他の機能は必要に応じて容量市場システムマニュアルを参照してください。

1.1 本業務マニュアルの対象事業者

本業務マニュアルの対象事業者は、実需給 2024 年度期間中の容量オークションに落札した発動指令電源を提供する容量提供事業者、もしくは電源等差替により発動指令電源に対する差替先となった電源を提供する事業者です。電源等差替契約を締結していない容量提供事業者を対象としたマニュアル、電源等差替契約を締結した差替先・差替元の事業者を対象としたマニュアルをそれぞれ一覧化しておりますので、ご確認ください（図 1-2、図 1-3 参照）。電源等差替により発動指令電源に対する差替先となった電源を提供する事業者が確認すべき具体的な箇所は、第 2 章『算定諸元登録（発動実績）』です。

なお、発動指令電源の差替先事業者が容量確保契約を締結していない場合は、差替元電源区分に係る業務マニュアルを確認していただく必要があります。

○：確認が必要

電源等区分	業務マニュアル			
	業務マニュアル 実需給期間中 リクワイアメント対応 (安定電源)編	業務マニュアル 実需給期間中 リクワイアメント対応 (変動電源(単独))編	業務マニュアル 実需給期間中 リクワイアメント対応 (変動電源(アグリゲート))編	業務マニュアル 実需給期間中 リクワイアメント対応 (発動指令電源)編
安定電源	○	-	-	-
変動電源(単独)	-	○	-	-
変動電源(アグリゲート)	-	-	○	-
発動指令電源	-	-	-	○

図 1-2 電源等差替契約を締結していない容量提供事業者が確認すべきマニュアル

○：全編確認が必要
△：一部確認が必要

事業者 区分	差替先電源の 電源等区分	差替元電源の 電源等区分	業務マニュアル			
			業務マニュアル 実需給期間中 リクワイアメント対応 (安定電源)編	業務マニュアル 実需給期間中 リクワイアメント対応 (変動電源(単独))編	業務マニュアル 実需給期間中 リクワイアメント対応 (変動電源(アグリゲート))編	業務マニュアル 実需給期間中 リクワイアメント対応 (発動指令電源)編
差替元 事業者	-	安定電源	○	-	-	-
		変動電源(単独)	-	○	-	-
		変動電源(アグリゲート)	-	-	○	-
		発動指令電源	-	-	-	○
差替先 事業者	安定電源	安定電源	○	-	-	-
		変動電源(単独)	○	△	-	-
		変動電源(アグリゲート)	○	-	△	-
		発動指令電源	○	-	-	△
	変動電源(単独)	安定電源	△	○	-	-
		変動電源(単独)	-	○	-	-
		変動電源(アグリゲート)	-	○	△	-
		発動指令電源	-	○	-	△
	変動電源 (アグリゲート)	安定電源	△	-	○	-
		変動電源(単独)	-	△	○	-
		変動電源(アグリゲート)	-	-	○	-
		発動指令電源	-	-	○	△
発動指令電源	安定電源	△	-	-	○	
	変動電源(単独)	-	△	-	○	
	変動電源(アグリゲート)	-	-	△	○	
	発動指令電源	-	-	-	○	

図 1-3 電源等差替契約を締結した事業者が確認すべきマニュアル

1.2 本業務マニュアルの構成

本業務マニュアルにおける章の構成は以下の通りです（図 1-4 参照）。

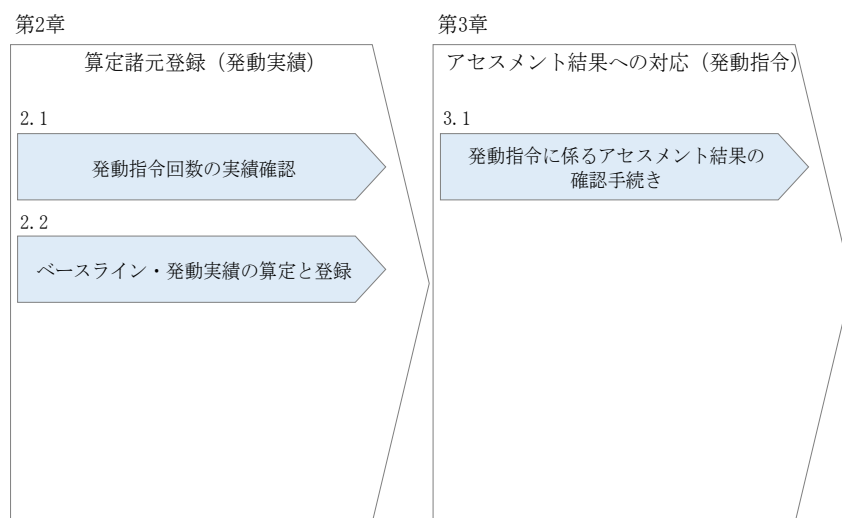


図 1-4 本業務マニュアルの構成（第1章除く）

アセスメントに必要となる算定諸元の登録手続きは第2章、実際のアセスメント業務の実施に係る異議申立等の手順は第3章を参照してください。

1.3 容量提供事業者等が登録・提出すべき算定諸元の一覧

発動指令電源に係るリクワイアメントを遵守するにあたり、容量提供事業者等が登録・提出すべき算定諸元について、一覧化しておりますのでご確認ください（図 1-5 参照）。

容量提供事業者が電源等差替を行っていない場合

登録主体	発動実績
容量提供事業者	・落札した電源等リストおよびリソースの全量

容量提供事業者が電源等差替を行った場合

登録主体		発動実績
差替元電源等提供者	部分差替の場合	・差替元の電源等リストおよびリソースの全量 ・差替先電源から差替元電源に配分された量の電源等リストおよびリソース
	全量差替の場合	・差替先電源から差替元電源に配分された量の電源等リストおよびリソース

電源等差替により差替先電源等提供者となった場合

登録主体	発動実績
差替先電源等提供者	登録不要 ※差替先電源から差替元電源に配分した量の電源等リストおよびリソースの発動実績の差替元電源等提供者への提出は必要

図 1-5 発動指令電源に係るリクワイアメントを遵守するにあたり容量提供事業者等が登録・提出すべき算定諸元の一覧³

³ 本業務マニュアルでは、事業者が容量市場システム上にアップロードする算定諸元については「算定諸元の登録」、事業者がメールにて本機関に送付する算定諸元については「算定諸元の提出」と表記をしています。

1.4 発動指令電源に係るリクワイアメントの概要説明

本節では、発動指令電源に係る実需給期間中のリクワイアメント概要を説明します。

1.4.1 発動指令への対応

1.4.1 発動指令への対応

本項では、発動指令への対応について説明します。

1.4.1.1 属地一般送配電事業者からの発動指令

1.4.1.2 供給力の提供

1.4.1.3 発動実績の算定と実績報告

1.4.1.1 属地一般送配電事業者からの発動指令

年間12回を上限として、属地一般送配電事業者から発動指令が発令されます。指令時間などの詳細については、『1.5 リクワイアメントを遵守するにあたっての補足説明事項』を確認してください。

1.4.1.2 供給力の提供

属地一般送配電事業者から発動指令が発令された場合、容量提供事業者は発動指令電源を適切に発動し、供給力を提供してください。供給力の提供にあたっては、相対契約に基づく小売電気事業者等への供給や卸電力市場への市場応札を適切に実施してください。

ただし、発動指令電源の電源等リストに含まれるリソースに関して、属地一般送配電事業者からの発動指令が発令された時間帯（コマ）と需給調整市場で約定している時間帯（コマ）が一部でも重複している場合、当該重複コマに対して、当該リソースは需給調整市場における調整力指令に従ってください。その結果、当該リソースを含む電源等リストの発動実績がアセスメント対象容量を下回った要因について、調整力指令の影響であることが合理的に説明できる場合は、当該重複コマに関してリクワイアメントを満たしているものとみなします。

注：発動指令電源の計画提出および精算単価について

発動指令後、相対契約に基づく小売電気事業者等への供給や卸電力市場等に応札する場合、供給量確定前・市場約定前であっても発電計画値および需要抑制計画値を速やかに変更してください。

発動指令電源のうち需要抑制リソースについては、本機関に提出する需要抑制計画の内訳に、電源等リスト単位で、「該当する需要抑制リソースの抑制計画値の合計値」、「該当する需要抑制リソースのベースラインの合計値」、「該当する需要抑制リソースの供給地点特定番号のうち最も若い番号」を記載してください。

上記の需要抑制計画の内訳への記載は発動指令がない場合においても実施して頂きますようお願いいたします。

※詳細は「2024年度以降の発電計画値・発電上限値に関する事業者説明会資料（2023年11月29日更新版）」および「発電計画等受領業務ビジネスプロトコル標準規格（計画値同時同量編）記載要領⁴」、「需要抑制計画等受領業務ビジネスプロトコル標準規格 記載要領⁵」をご確認ください。

また、発動指令電源のリクワイアメントにおいて、相対契約または卸電力市場等を通じて小売電気事業者へ供給力を提供することとしていますが、適切に応札した結果、未約定となった場合、未約定分についてはインバランスとして扱います。

なお、本機関では、事業者による適切な計画作成・提出を促すべく、計画値と実績値の差異（インバランス）を生じさせている事業者には、必要に応じて注意喚起やヒアリングを実施しております。

1.4.1.3 発動実績の算定と実績報告

発動指令が発令された容量提供事業者は第2章以降を参照し、発動実績の算定と本機関への実績報告を実施してください。

⁴ 今後改訂予定

⁵ 今後改訂予定

1.5 リクワイアメントを遵守するにあたっての補足説明事項

発動指令電源に係るリクワイアメントを遵守するにあたっての補足説明事項について、一覧化しておりますのでご確認ください。

項目		内容
(1) 容量の提供		
(1)-1	継続時間	3 時間（指令後の取消し、中断は行いません）
(1)-2	指令時間	応動の 3 時間以上前 （指令の対象時間は、土曜日、日曜日、および祝日を除く 9 時～20 時の間）
(1)-3	年間発動回数	12 回（1 日 1 回）
(1)-4	例外的な発動要請	一般送配電事業者から、年間 13 回以上または 1 日 2 回以上の発動要請が出される場合、年間 13 回目以降または 1 日 2 回目以降の発動要請はリクワイアメントの対象外となりますが、可能な限りご協力をお願いします
(1)-5	指令への応諾確認	発動指令受令後、簡易指令システムにて速やかに、指令を応諾した旨を一般送配電事業者へ返信してください（専用線オンラインは不要）。 指令を応諾した旨が返信されない場合、一般送配電事業者から容量提供事業者へ、確認の連絡が行われる場合があります。 属地一般送配電事業者からの連絡については、電源等情報の「発動指令時の連絡先」に記載いただいた連絡先に送付されます。連絡先の変更がある場合、速やかに電源等情報を修正して頂くとともに、属地一般送配電事業者へ、メールにて連絡をお願いいたします。なお、属地一般送配電事業者の連絡先については、本機関ウェブサイトにて別途お知らせします。
(2) 電源等差替		エリア内の電源等差替の場合、当該エリアの一般送配電事業者からの指令に従ってください。 エリアをまたがる電源等差替の場合、差替先電源等のエリアの一般送配電事業者からの指令に従ってください。

注1：リクワイアメント対象となる発令について

1日複数回発令された場合、同日内の1回分のみがリクワイアメントの対象となります（リクワイアメント対象となる発令回は1回目の指令となります。）。

なお、年間で13回目以降の発令（ただし、1日複数回発令された場合、発令回数を1回分として計算）はリクワイアメントの対象外となりますが、可能な限りご協力をお願いします。

注2：オンライン機能（簡易指令システムを含む）が故障等により停止した場合の対応について

実需給期間中において、一般送配電事業者からオンライン機能（簡易指令システムを含む）を通じた発動指令ができない場合は、電話またはメール等での発動指令を行うことがあります。

メール等での発動指令受令後、速やかに指令を応諾した旨を一般送配電事業者へ連絡してください。

ここで、発動指令に対応できなかった場合、本機関は当該容量提供事業者の状況を考慮し、例外的に経済的ペナルティを適用しない場合があります。経済的ペナルティの適用対象となるか否かは、当該事象が発生した場合に個別に確認させていただきます。

注3：属地一般送配電事業者からの指令内容について

応動の3時間以上前に、属地一般送電事業者から発令される発動指令について、簡易指令システムにおいては、発動指令に対応したMarketContext（以下、「MC」）※1の受信により、発動指令として対応いただきます。

指令量については、差分指令・実出力指令によらず「容量確保契約容量」となります。容量提供事業者が計上されている計画等によっては追従すべき指令値と異なる場合※2があるため、自動追従しない（制御上は読み捨てていただく）ようご注意ください（指令応諾の送信には対応いただきます）。

※1 一般送配電事業者から簡易指令システム利用者に別途周知されるもの。

※2 例えば、発動指令受令前に、既に容量確保契約容量以上の計画等の計上をされている場合には、指令量に合わせて計画等を減少いただく必要はございません。

注4：実効性テストについて

対象年度の前々年度に実施している実効性テストにおける簡易指令システムのMCの設定は、実運用における設定と異なる場合があります。必要に応じて、属地一般送配電事業者にご確認ください。

注5：電源等差替が実施された場合の指令ルートについて

・差替元電源等と差替先電源等が同一エリアの場合

容量確保契約を締結しているのは差替元電源等の容量提供事業者であるため、原則として、差替元電源等の容量提供事業者に対して、属地一般送配電事業者より指令が出されますので、差替元電源等の容量提供事業者より、差替先電源等の事業者へ増発等の連絡を実施願います。

・差替元電源等と差替先電源等がエリアをまたがる場合

同様に、容量確保契約を締結しているのは差替元電源等の容量提供事業者であるため、原則として、差替元電源等の容量提供事業者に対して、差替先エリアの一般送配電事業者より指令が出されます（例外的に差替先電源等の事業者に対して指令が出される場合があります。）。なお、差替元電源等の容量提供事業者と差替先エリアの一般送配電事業者間でオンライン機能（含、簡易指令システム）を構築できていない場合は、電話等での指令となります。指令を受けた差替元電源等の容量提供事業者は、差替先電源等の事業者へ増発等の連絡を実施願います。

第2章 算定諸元登録（発動実績）

本章では、算定諸元登録（発動実績）に関する以下の内容について説明します（図2-1 参照）。

- 2.1 発動指令回数の実績確認
- 2.2 ベースライン・発動実績の算定と登録

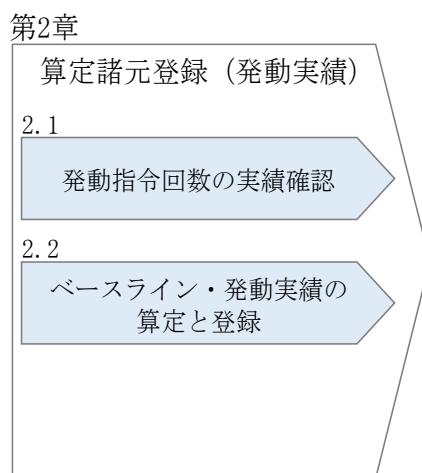


図 2-1 第2章の構成

注1：電源等リストの変更申込について

電源等リストの変更申込については、容量市場業務マニュアル（実効性テスト編）（対象実需給年度：2024年度）の『2.2.1 電源等リストの変更申込』を参照してください（ただし、電源等リストの名称については下記の注3の通りとしてください）。

注2：電源等リストの変更申込の期限について

実需給期間中の電源等リストの変更申込は毎月10日に締め切り、当月中に審査結果を通知します。前月11日～当月10日までの期間に申し込まれた、かつ、書類等に不備がない場合、最短で翌月1日から変更済みの電源等リストが有効となります。

従って、例えば5月1日からの電源等リストの変更を希望する対象事業者は、遅くとも4月10日までに変更申込を行うようにしてください。この場合、対象月は5月となります。

注3：電源等リストの名称について

実需給期間中に使用する電源等リストの変更申込の場合、電源等リストの名称は

「エリア_電源等リスト_事業者コード_対象実需給年度・対象月_電源等識別番号_A枝番_R更新回数.xlsx」としてください。

なお、更新回数は修正があるファイルのみ変更してください。

例) 変更申込（初回）の場合

東京_電源等リスト_0123_202405_0123456789_A1_R1.xlsx

└──┘
エリア

└──┘└──┘└──┘└──┘
事業者 対象実需給 電源等
コード 年度・対象月 識別番号 A枝番 R更新回数

※ファイルを分割しない場合、
A枝番は不要です。

例) 変更申込（2回目）の場合

東京_電源等リスト_0123_202405_0123456789_A1_R2.xlsx

注4：電源等リストの変更時の提出書類について、電源等リストに電源または需要抑制

リソースを追加することを希望する場合、追加する電源または需要抑制に係る書類のみを提出してください。一方で、電源等リストから電源または需要抑制リソースを削除することを希望する場合、書類の提出は必要ありません。

2.1 発動指令回数の実績確認

本節では、発動指令回数の実績確認について以下の流れで説明します（図 2-2 参照）。

2.1.1 発動指令回数の実績確認

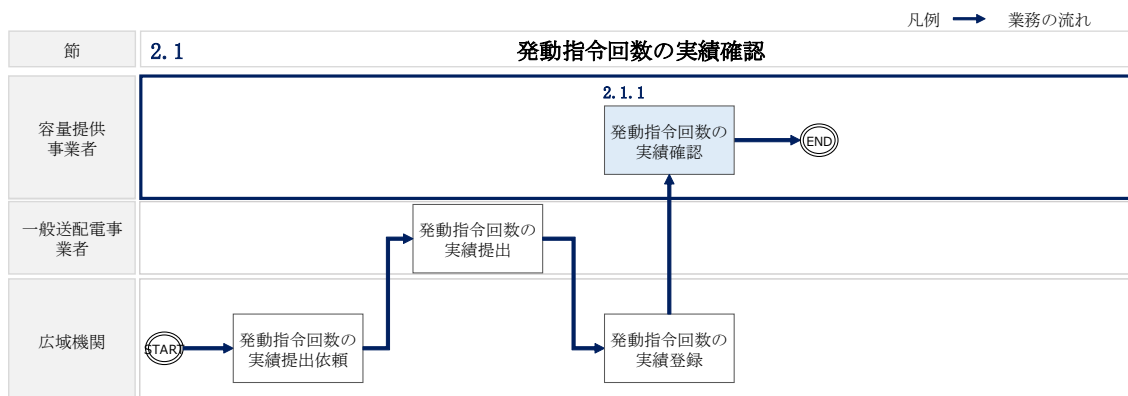


図 2-2 発動指令回数の実績確認の詳細構成

2.1.1.1 発動指令回数の実績確認

本項では、発動指令回数の実績確認について説明します（図 2-3 参照）。

2.1.1.1 発動指令回数の実績確認

2.1.1.1 発動指令回数の実績確認

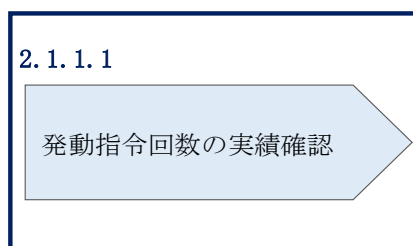


図 2-3 発動指令回数の実績確認の手順

2.1.1.1 発動指令回数の実績確認

本機関にて発動指令回数の実績を容量市場システムに登録した際に、容量市場システムに登録したメールアドレス宛にその旨が通知されますので、発動指令の回数や日時が合っているかを容量市場システム上で確認してください。

ここで確認した発動指令回数に対して、発動実績を登録していただきます（詳細は、『2.2 ベースライン・発動実績の算定と登録』を参照）。

容量市場システムの折り畳みメニュー「リクワイアメント・アセスメント」の中の「発動指令アセスメントデータ一覧画面」リンクをクリックして、「発動指令アセスメントデータ一覧画面」へ進んでください。

実需給年度と実需給月を入力して「検索」ボタンをクリックしてください。「発動指令アセスメントデータ一覧」に条件に合致する電源等識別番号が表示されますので、発動指令回数や発動開始日時が正しいかを確認してください。

確認した発動指令回数や日時に異議がある場合は、youryou_inquiry@occto.or.jp (P) にお問い合わせください。

2.2 ベースライン・発動実績の算定と登録

2.2 ベースライン・発動実績の算定と登録

本節では、ベースライン・発動実績の算定と登録について以下の流れで説明します（図 2-4 参照）。

2.2.1 接続供給電力量・発電量調整受電電力量の取得

2.2.2 ベースライン・発動実績の算定と登録

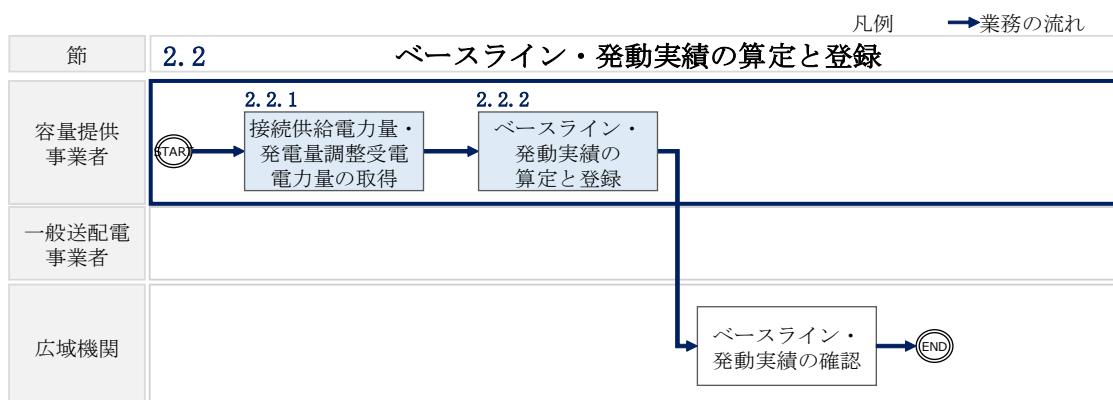


図 2-4 ベースライン・発動実績の算定と登録の詳細構成

2.2.1 接続供給電力量・発電量調整受電電力量の取得

本項では、接続供給電力量・発電量調整受電電力量の取得について説明します（図 2-5 参照）。

2.2.1.1 接続供給電力量・発電量調整受電電力量の取得

2.2.1 接続供給電力量・発電量調整受電電力量の取得

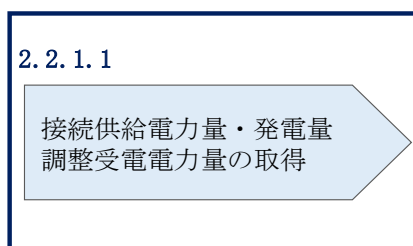


図 2-5 接続供給電力量・発電量調整受電電力量の取得の手順

2.2.1.1 接続供給電力量・発電量調整受電電力量の取得

一般送配電事業者から発動指令を受けた容量提供事業者は発動実績算定のため、発電量調整供給契約・接続供給契約・需要抑制量調整供給契約（託送契約等）を締結して

いる発電契約者・契約者（託送契約者）から、以下の情報を取得し、内容を確認してください。

- ・電源等リストに含まれる各地点の発電量調整受電電力量および接続供給電力量（※30分値×発動開始日時から6コマ）
- ・ベースライン算定に必要となる接続供給電力量（※30分値×指令日前30日分）

2.2.2 ベースライン・発動実績の算定と登録

本項では、ベースライン・発動実績の算定と登録について説明します（図 2-6 参照）。

2.2.2.1 ベースラインの算定

2.2.2.2 発動実績の算定

2.2.2.3 ベースライン・発動実績の登録

2.2.2.4 ベースライン・発動実績の登録結果の確認

2.2.2 ベースライン・発動実績の算定と登録

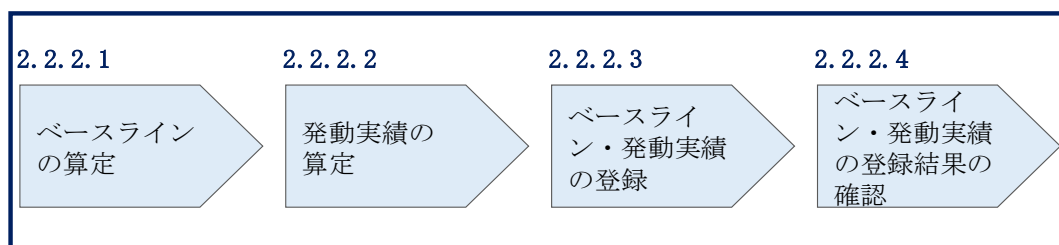


図 2-6 ベースライン・発動実績の算定と登録の手順

注：電源等差替が生じる場合、差替配分供給力⁶は差替元電源が登録します。差替元電源は差替先電源から必要な算定諸元を受領し、差替配分供給力を算定の上、容量市場システムに登録してください。

2.2.2.1 ベースラインの算定

電源のベースラインまたは需要抑制のベースラインを算定してください。

算定時は、[https://www.occto.or.jp/market-](https://www.occto.or.jp/market-board/market/jitsujukyukanren/2024_jitsujukyu_kanren.html)

[board/market/jitsujukyukanren/2024_jitsujukyu_kanren.html](https://www.occto.or.jp/market-board/market/jitsujukyukanren/2024_jitsujukyu_kanren.html) (P) からダウンロードする発動実績算定諸元一覧（Excel ファイル）（Appendix.1 様式 1）を使用してください。

⁶ 差替先電源のベースライン・差替先電源から差替元電源に配分された発動実績

＜電源のベースラインの算定＞

電源のベースラインは0とします。

＜需要抑制のベースラインの算定＞

DR⁷実施日当日を含まない直近5日間のうち、DR実施時間帯の平均需要量の多い4日間（High 4 of 5）の接続供給電力量を利用し、4日間の接続供給電力量のコマ毎の平均値（以下、仮ベースライン）を算定してください。

次に、DR実施時間の5時間前から2時間前までの6コマについて、「（DR実施日当日のコマ毎の接続供給電力量）－（仮ベースライン）」の平均値（以下、当日調整値）を算定してください。

最後に、DR実施時間帯の各コマの接続供給電力量に、当日調整値⁸を加算し、需要抑制のベースラインを算定してください。なお、ベースラインがマイナスになるコマのベースラインは0とします。

注1：DR実施日当日を含まない直近5日間の対象について

土曜、日曜および祝日（「国民の祝日に関する法律」に規定する休日）、属地一般送配電事業者の指示に基づく過去のDR実施日を除外します。

また、DR実施時間帯の平均需要量が、当該日を含む直近5日間のDR実施時間帯の平均需要量の25%未満となる場合も、当該日を除外します（図2-7参照）。

注2：4日間の選定方法について

DR実施時間帯の平均需要量の最小日が複数ある場合、DR実施日から最も遠い1日を除外した4日間の接続供給電力量を利用します。ただし、4日分に満たない場合、DR実施日から過去30日以内のDR実施日のうち、DR実施時間帯の平均需要量が最も大きい日を加えた4日間の接続供給電力量の平均値を算定した値とします。それでもなお4日未満の場合は、平均需要量が総平均値の25%未満の日から平均需要量が多い日から順に充当し、平均値が同じ日が複数ある場合は、発動日から最も近い日を対象としてください。

⁷ ディマンドレスポンスの略

⁸ 発動指令の5時間前～2時間前の時間帯が一般送配電事業者による供給力の提供依頼（例外的な発動要請）の時間帯に1コマでも重なっていた場合は、High 4 of 5（当日調整なし）でベースラインを算定します。これに該当する場合、発動実績算定諸元一覧ご提出の際にお申し出ください。

注3：端数処理について

需要抑制のベースライン（需要端）の算定において、ベースライン（需要端）および計算途中での端数処理は行わないでください。

注4：電力需給ひっ迫等を踏まえたベースライン算定の取扱いについて

厳しい電力需給状況の場合、節電要請が発出されるため（例えば、2022年夏季など）、容量提供事業者においては、経済DRを実施することが想定されることから、ベースラインの算定において、以下のとおり取り扱います。

1. 経済DR実施日の取扱い

電力需給ひっ迫注意報もしくは警報の発令期間中において、発令されたエリア内において容量提供事業者が経済DRを実施した場合、容量提供事業者からの申し出があった場合はその申し出内容を証憑等で確認の上、ベースライン算定で、当該の経済DR実施日を除外する等の対応を行います。また、広域予備率低下に伴う供給力提供通知がされた日において経済DRを実施した場合についても、同様に対応します。

その際、経済DRを実施した証憑として以下のような書類を確認します。

- ・容量提供事業者とDRを実施した需要家との契約書等
- ・実際にDR指令を行ったことを示す資料（指令時のメール等）

2. お申し出の方法・期日

以下のとおり、容量提供事業者よりお申し出ください。

- ・様式：任意様式
- ・連絡先：youryou_uketsuke@occto.or.jp
- ・期日：発動日から5営業日以内

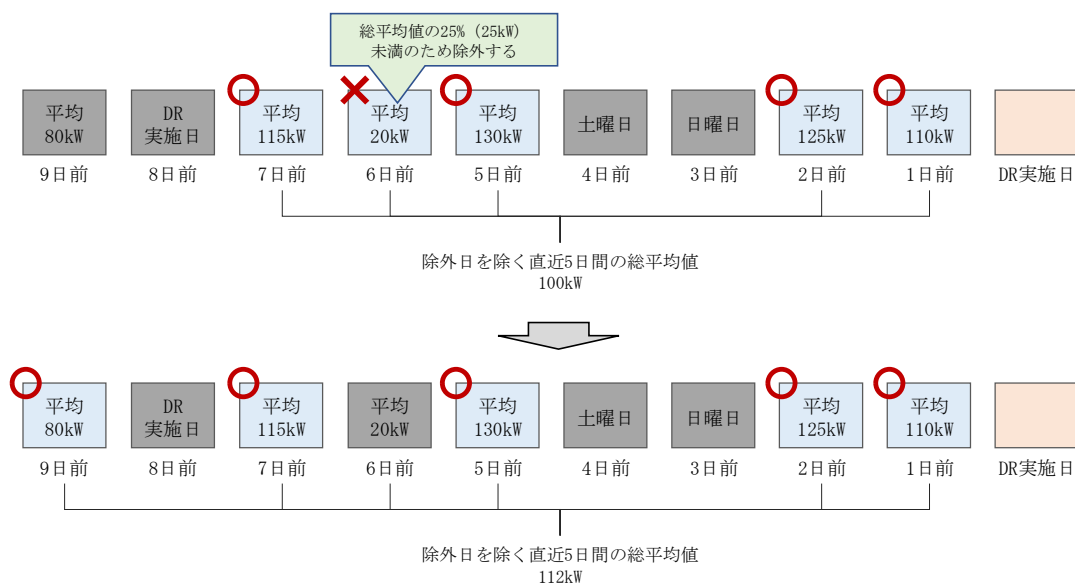


図 2-7 平日のベースライン設定における除外日のイメージ

2.2.2.2 発動実績の算定

電源または需要抑制の発動実績を算定した上で、電源等リスト全体の発電実績[kWh]を算定してください。

なお、算定時は https://www.occto.or.jp/market-board/market/jitsujukyukanren/2024_jitsujukyu_kanren.html からダウンロードする発動実績算定諸元一覧（Excel ファイル）（Appendix.1 様式1）を使用してください。

<電源の発動実績の算定>

コマ毎、地点毎に、発電量調整受電電力量から電源のベースラインの0を減じて、電源の発動実績[kWh]を算定してください。

<需要抑制の発動実績の算定>

コマ毎、地点毎に、需要抑制のベースライン（需要端）を算定し、当該ベースラインおよび接続供給電力量を当該エリアの電圧区分毎の損失率を考慮した送電端換算値に変換してください。変換後のベースライン（送電端）から接続対象電力量（送電端）を減じて、需要抑制の発動実績[kWh]を算定してください。

＜電源等リスト全体の発動実績の算定＞

各コマ、各地点の電源の発動実績[kWh]と、各コマ、各地点の需要抑制の発動実績[kWh]を合算し、各コマの電源等リスト全体の発動実績を算定してください。

＜リクワイアメント未達成量の算定方法＞

各コマの電源等リスト全体の発動実績をアセスメント対象容量（容量確保契約書を締結していない場合は期待容量）の30分kWh換算値で除してコマ毎の達成率（※）を算定し、1からコマ毎の達成率を減じてコマ毎の未達成率（※）を算定します。

アセスメント対象容量（容量確保契約書を締結していない場合は期待容量）の30分kWh換算値にコマ毎の未達成率を乗じてコマ毎のリクワイアメント未達成量を算定します。

※負値となる場合は零とします⁹。

注1：kW換算について

各コマ、各地点の電源および需要抑制の発動実績[kWh]の合計値は、6コマ×30分値であるため、kW値に変換するにあたり、6コマの合計値を3で除す必要があります。

従って、発動指令のリクワイアメント未達成量の算定においては、kW値に変換する際に、6コマのリクワイアメント未達成量の合計値を3で除します。

注2：端数処理について

- ・ ベースライン（送電端）[kWh]の高圧・特高は小数点以下第1位を四捨五入し、低圧は小数点以下第3位を四捨五入してください。
- ・ 接続対象電力量（送電端）[kWh]の高圧・特高は小数点以下第1位を四捨五入し、低圧は小数点以下第3位を四捨五入してください。

上記以外は計算途中での端数処理を行わないでください。

2.2.2.3 ベースライン・発動実績の登録

ベースライン・発動実績の登録は、https://www.occto.or.jp/market-board/market/jitsujukyukanren/2024_jitsujukyu_kanren.html からダウンロードする発動実績算定諸元一覧（Excelファイル）（Appendix.1様式1）を使用してください（表2-1、表2-2、表2-3、表2-4、表2-5参照）。

⁹ コマ毎の達成率が負値となる場合は、電源等リスト全体の発動実績が負値となる場合です。また、コマ毎の未達成率が負値となる場合は、電源等リスト全体の発動実績がアセスメント対象容量を上回る場合です。

表 2-1 発動実績算定諸元一覧の記載項目（発動実績シート）

No.	項目	留意点
①	容量を提供する電源等の区分	「発動指令電源」と記入してください
②	事業者名	電源等リストに記入した事業者名を記入してください
③	事業者コード	電源等リストに記入した事業者コード（4桁）を記入してください
④	電源等リストの名称	電源等リストに記入した電源等リストの名称を記入してください
⑤	エリア名	電源等リストに記入したエリア名を選択してください
⑥	（リスト単位の）系統コード	電源等リストに記入した（リスト単位の）系統コード（5桁）を記入してください ※誤入力に注意してください
⑦	発動開始日時	yyyyymmdd hhmm形式の半角英数字で発動開始日時を記入してください ※yyyyymmdd と hhmm の間に半角スペースを空けてください
⑧	アセスメント対象容量 [kW]	実効性テスト後に確定したアセスメント対象容量 [kW]を記入してください
⑨	発動実績（電源）	発動実績算定諸元一覧が1ファイルの場合、表2-2の記載項目（電源シート）の記入により自動算定されます。ただし、発動実績算定諸元一覧が2ファイル以上に分かれる場合、2ファイル目以降の実績を1ファイル目に記入が必要。10ファイル以上に分割した場合は、1ファイル目の10ファイル目分の実績記入欄に10ファイル以上分の実績を合算して入力してください。 ※リソースの行間に空白行は入れないでください。空白行以降の内容は、実績として評価されません。

No.	項目	留意点
⑩	発動実績（需要抑制）	発動実績算定諸元一覧が1ファイルの場合、表 2-3 の記載項目（需要抑制シート）の記入により自動算定されます。ただし、発動実績算定諸元一覧が2ファイル以上に分かれる場合、2ファイル目以降の実績を1ファイル目に記入が必要。10ファイル以上に分割した場合は、1ファイル目の10ファイル目分の実績記入欄に10ファイル以上分の実績を合算して入力してください。 ※リソースの行間に空白行は入れないでください。空白行以降の内容は、実績として評価されません。
⑪	発動実績（合計）	⑨⑩の記入により自動算定されます ※⑬⑭については実効性テスト時のみ有効です
⑫	コマ毎の達成率	
⑬	コマ毎の未達成率	
⑭	コマ毎のリクワイアメント未達成量[kWh]	
⑮	リクワイアメント未達成量[kWh]	
⑯	実効性テスト未達成量[kW]	
⑰	期待容量（実効性テスト後）[kW]	

表 2-2 発動実績算定諸元一覧の記載項目（電源シート）

No.	項目	留意点
①	受電地点特定番号	電源等リストに記入した受電地点特定番号（22桁）を記入してください ※誤入力に注意してください。また、発動開始日時時点の情報を記入してください。
②	電源等の名称	電源等リストに記入した電源等の名称を記入してください
③	BGコード	電源等リストに記入したBGコード（5桁）を記入してください ※誤入力に注意してください。また、発動開始日時時点の情報を記入してください。

No.	項目	留意点
④	計量・仕訳区分	電源等リストに記入した計量・仕訳区分を記入（表 2-7 参照 ¹⁰ ）してください
⑤	ベースライン[kWh]	「0」で固定（入力不要）
⑥	発電量調整受電電力量 [kWh]	属地一般送配電事業者から取得した「発電者の仕訳後の電力量のお知らせ」を参照して記入してください。 なお、④を記入した地点については、『表 2-4 電源シート』の計量・仕訳区分に応じた計量値の記入方法を参照して記入してください。 ※6 コマ分
⑦	発動実績[kWh]	⑥の記入により自動算定されます

表 2-3 発動実績算定諸元一覧の記載項目（需要抑制シート）

No.	項目	留意点
①	対象エリアの損失率[%]	属地一般送配電事業者の託送供給等約款を参照して電圧区分毎に記入してください
②	供給地点特定番号	電源等リストに記入した供給地点特定番号（22桁）を記入してください ※誤入力に注意してください。また、発動開始日時時点の情報を記入してください。
③	需要家名	電源等リストに記入した需要家名を記入してください
④	電圧区分	地点の供給電圧をもとに電圧区分（低圧、高圧、特高）を記入してください ※選択ミスに注意してください。また、各リソースについて、電源等リストで記入した電圧区分と同じ電圧区分を記入してください。
⑤	計量・仕訳区分	電源等リストに記入した計量・仕訳区分 ¹¹ を記入してください

¹⁰ 容量市場業務マニュアル（実効性テスト編）（対象実需給年度：2024年度）の「表 2-7 計量・仕訳区分」を参照してください。

¹¹ 容量市場業務マニュアル（実効性テスト編）（対象実需給年度：2024年度）の「表 2-7 計量・仕訳区分」を参照してください。

No.	項目	留意点
⑥	ベースライン（需要端） [kWh]	<p>確定使用量を用いて、『2.2.2.1 ベースラインの算定』を参照して記入してください。</p> <p>なお、部分供給の場合は全量の値を用いて算定したベースラインを記入してください。</p> <p>自己託送地点の場合は小売供給分の値を用いて算定したベースラインを記入してください。</p> <p>※6 コマ分</p>
⑦	接続供給電力量（需要端） [kWh]	<p>属地一般送配電事業者から取得した確定使用量を参照して記入してください。</p> <p>なお、部分供給の場合は全量の値を用いて算定した接続供給電力量を記入してください。</p> <p>自己託送地点の場合は小売供給分の値を用いて算定した接続供給電力量を記入してください。</p> <p>※6 コマ分</p>
⑧	ベースライン（送電端） [kWh]	①④⑥の記入により自動算定されます
⑨	接続対象電力量（送電端） [kWh]	①④⑦の記入により自動算定されます
⑩	発動実績[kWh]	①④⑥⑦の記入により自動算定されます


表 2-4 電源シートの計量・仕訳区分に応じた計量値の記入方法¹²

No.	項目	留意点
①	バイオマス（混焼）非 FIT 分	<p>電源等リストへバイオマス混焼 FIT 調達上限比率を記入した場合は、以下の手順で計量値を算定してください。</p> <p>(1) バイオマス FIT・非 FIT ペアフラグが同じ番号の非 FIT 分、FIT 分の計量値をコマ毎に合算してください</p> <p>(2) 合算値×(100－バイオマス混焼 FIT 調達上限比率[%]) ÷100 によりコマ毎の非 FIT 分の計量値を算出してください</p> <p>(3) 非 FIT 分の計量値と(2)で算出した値をコマ毎に比較し、小さい方を記入してください</p> <p>電源等リストへバイオマス比率を記入した場合は、以下の手順で計量値を算定してください。</p> <p>(1) バイオマス FIT・非 FIT ペアフラグが同じ番号の非 FIT 分、FIT 分の計量値をコマ毎に合算してください</p> <p>(2) 合算値×(100－バイオマス比率[%]) ÷100 によりコマ毎の非 FIT 分の計量値を算出し記入してください</p>
②	バイオマス（混焼）FIT 分	<p>FIT 分の実績は零を記入してください（実需給年度前に FIT 制度に基づく買取が終了した場合、またはバイオマス比率を零に変更した場合についても①の非 FIT 分の実績が含まれます）</p>
③	差分計量 非 FIT 分	<p>差分計量により仕訳された非 FIT 分の計量値であることを、BG コードにより確認し記入してください</p>
④	按分計量 非 FIT 分	<p>按分計量により仕訳された非 FIT 分の計量値であることを、BG コードにより確認し記入してください</p>

¹² 石炭とバイオマスの混焼を行っている設備が実需給年度においてバイオマスをゼロとする場合、およびバイオマス比率の厳密な上限管理の対象外である FIT 電源（ごみ焼却施設に設置されるバイオマス発電）が、新たに買取上限の設定を申請する場合は、2024年3月10日までに、FIT 制度上において、買取上限を設定する必要があります。また、実需給期間中に買取上限の変更を希望する場合は、変更希望月の前月10日までに変更してください。

1 回目の更新の場合

東京_発動実績（実需給期間中）_0123_20241001_0123456789_A1_R1.xlsx


R 更新回数

2 回目の更新の場合

東京_発動実績（実需給期間中）_0123_20241001_0123456789_A1_R2.xlsx

容量市場システムの折り畳みメニュー「リクワイアメント・アセスメント」の中の「発動指令アセスメントデータ一覧画面」リンクをクリックして、「発動指令アセスメントデータ一覧画面」へ進んでください。

実需給年度、実需給月、発動指令回数を入力して「検索」ボタンをクリックしてください。「発動指令アセスメントデータ一覧」に条件に合致する電源等識別番号が表示されますので、「電源等識別番号」リンクをクリックし、「発動指令アセスメントデータ詳細画面」へ進んでください。

「ファイル選択」ボタンをクリックして、アップロードしたい発動実績算定諸元一覧（Excel ファイル）を選択してください。発動実績算定諸元一覧（Excel ファイル）のファイル名が容量市場システム上に表示されましたら、「アップロード」ボタンをクリックし、登録してください（図 2-8 参照）。

なお、『1.4.1.2 供給力の提供』に記載の「発動指令電源の電源等リストに含まれるリソースが需給調整市場で約定し、調整力指令に従って応動した結果、その電源等リストがアセスメント対象容量を下回った場合」については、その事象の発生要因が、調整力指令の影響であることが合理的に説明できる資料¹⁴（任意様式。ただし、拡張子は doc、docx、xls、xlsx、PDF のいずれかとし、ファイルサイズは 20MB 以下、ファイル名称は 50 文字以下としてください）を添付ファイルとしてアップロードしてください。アップロード手順は上記の「発動実績算定諸元一覧（Excel ファイル）」のアップロードと同様の手順で実施してください。また、「発動指令アセスメントデータ詳細画面」にて、「コメント-事業者記入」欄に、対象リソースの受電（供給）地点特定番号、需給調整市場の約定に関する以下の必要情報を記入してください（図 2-9 参照）。

¹⁴ 需給調整市場におけるペナルティ情報や需給調整市場の約定量、調整力指令の最大値等を示す資料を提出してください。

○記入する情報

- ・対象リソースの受電（供給）地点特定番号
- ・需給調整市場の約定に関する ID（JBMSID を記載）



図 2-8 発動指令アセスメントデータ詳細画面の画面イメージ(アップロード時)

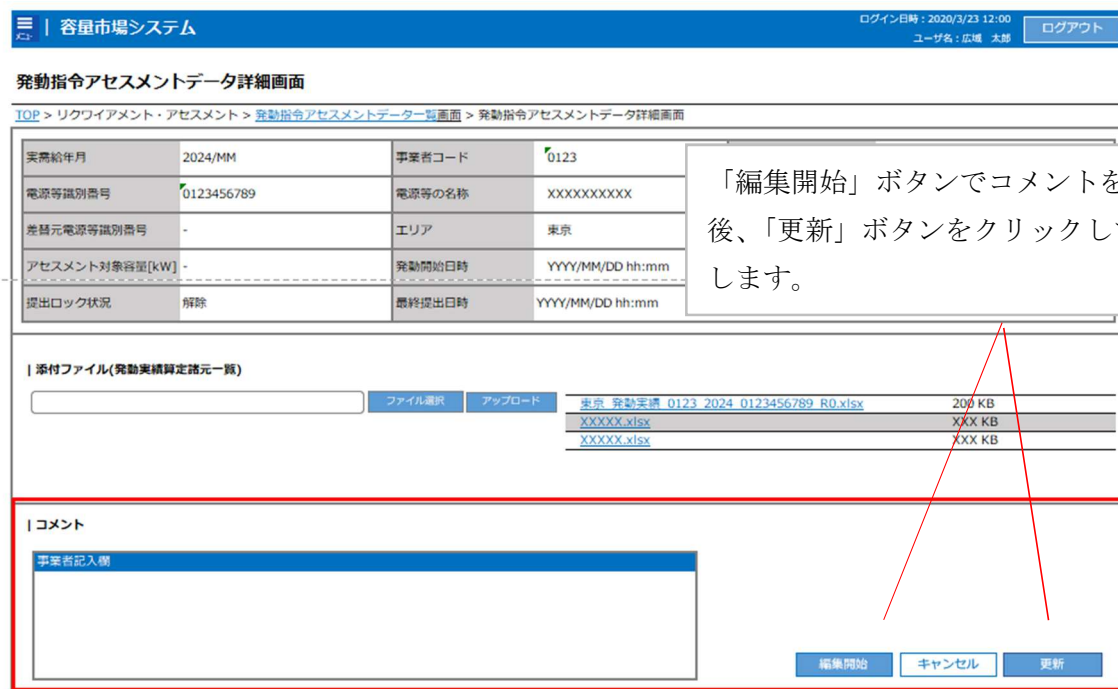


図 2-9 発動指令アセスメントデータ詳細画面の画面イメージ (コメント入力時)

2.2.2.4 ベースライン・発動実績の登録結果の確認

登録した発動実績算定諸元一覧が容量市場システムに正常に登録されているか確認してください。

容量市場システムの折り畳みメニュー「リクワイアメント・アセスメント」の中の「発動指令アセスメントデータ一覧画面」リンクをクリックして、「発動指令アセスメントデータ一覧画面」へ進んでください。

「提出状況」で「未提出」を選択し、実需給年度と実需給月を入力して「検索」ボタンをクリックしてください。「発動指令アセスメントデータ一覧」に条件に合致する電源等識別番号が表示される場合は、発動実績算定諸元一覧が正常に登録されていないため、『2.2.2.3 ベースライン・発動実績の登録』を参照して再登録してください。

なお、発動実績算定諸元一覧が正常に登録された場合、登録が完了した旨のメールが容量市場システムに登録したメールアドレス宛に送付されます（表 2-6 参照）。

表 2-6 発動実績算定諸元一覧（Excel）登録完了情報通知メールイメージ

項目	内容
件名	【容量市場システム】発動実績算定諸元一覧（Excel）登録完了情報通知
送信元メールアドレス	support-noreply@capacity-market2.occto.or.jp
本文記載事項	<p>XXXX 様</p> <p>こちらは電力広域的運営推進機関 容量市場システム 管理者です。</p> <p>発動実績算定諸元一覧ファイルの登録完了を通知いたします。</p> <p>【実需給年度】 YYYY</p> <p>【事業者コード】 XXXX</p> <p>【事業者名】 XXXX</p> <p>【電源等識別番号】 XXXXXXXXXX</p> <p>【電源等の名称】 XXXX</p> <p>電力広域的運営推進機関 容量市場システム 管理者</p> <p>※このメールはシステムより自動送信されています。差出人には返信しないでください。</p>

発動実績算定諸元一覧を誤った内容で登録してしまった場合は、『2.2.2.3 ベースライン・発動実績の登録』を参照して発動実績算定諸元一覧を再登録してください。

第3章 アセスメント結果への対応（発動指令）

本章では、アセスメント結果への対応（発動指令）に関する以下の内容について説明します（図 3-1 参照）。

3.1 発動指令に係るアセスメント結果の確認手続き

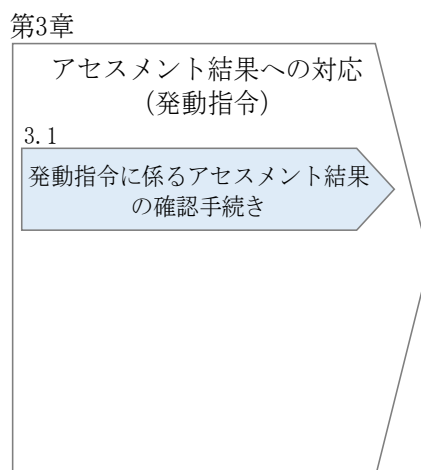


図 3-1 第3章の構成

注1：リクワイアメント対象となる電源について

発動指令のリクワイアメントは、一般送配電事業者から発動指令を受けた電源が対象となります。

注2：リクワイアメント対象となる発令について

発動指令は、1日1回までかつ年間12回までがリクワイアメントの対象になります。このため、1日複数回発令された場合、同日内の1回分のみがリクワイアメントの対象となります（リクワイアメント対象となる発令回は1回目の指令となります）。加えて、年間で13回目以降の発令（ただし、1日複数回発令された場合、発令回数を1回分として計算）はリクワイアメントの対象外となります。

注3：アセスメントの基準について

発動指令におけるアセスメントは、一般送配電事業者からの発動指令に対して、事業者が適切に供給力を提供しているかが基準となります。
一般送配電事業者からの発動指令に応じて提供した供給力が、アセスメント対象容量に対して不足した場合、不足した容量をリクワイアメント未達成量とします。

注4：アセスメントの算定方法について

発動指令におけるアセスメントの具体的な算定方法は、『2.2.2.1 ベースラインの算定』・『2.2.2.2 発動実績の算定』を参照してください。

3.1 発動指令に係るアセスメント結果の確認手続き

本節では、発動指令に係るアセスメント結果の確認手続きについて以下の流れで説明します（図 3-2 参照）。

- 3.1.1 突合結果・アセスメント結果の確認
- 3.1.2 異議申立
- 3.1.3 異議申立妥当性審査結果の確認
- 3.1.4 ベースライン・発動実績の修正登録
- 3.1.5 確定したアセスメント結果の受領

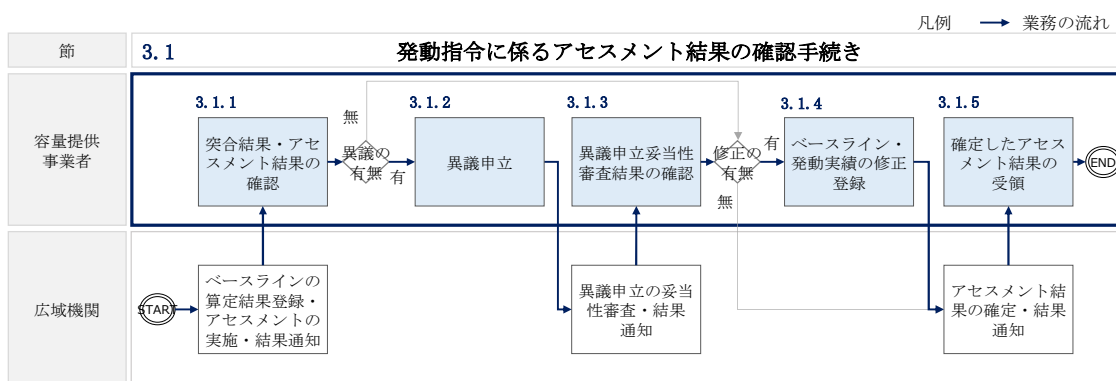


図 3-2 発動指令に係るアセスメント結果の確認手続きの詳細構成

3.1.1 突合結果・アセスメント結果の確認

本項では、発動実績（電源等リスト単位）の突合結果・アセスメント結果の確認について説明します（図 3-3 参照）。

3.1.1.1 突合結果・アセスメント結果の確認

3.1.1 突合結果・アセスメント結果の確認

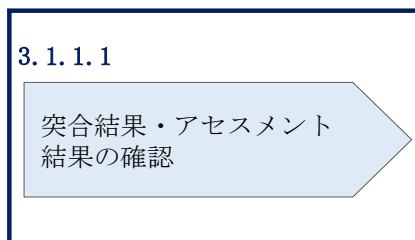


図 3-3 突合結果・アセスメント結果の確認の手順

3.1.1.1 突合結果・アセスメント結果の確認

発動実績（電源等リスト単位）の突合結果が一致だった場合、突合結果をメールでは送付いたしません。発動実績（電源等リスト単位）の突合結果を容量市場システムで確認することができます。

一方、発動実績（電源等リスト単位）の突合結果が不一致だった場合、その旨が容量市場システムに登録したメールアドレス宛に送付されますので、内容を確認してください（表 3-1 参照）。

表 3-1 発動実績の突合結果通知メールイメージ

項目	内容
件名	【容量市場システム】発動実績の突合結果通知
送信元メールアドレス	support-noreply@capacity-market2.occto.or.jp
本文記載事項	<p>XXXX 様</p> <p>こちらは電力広域的運営推進機関 容量市場システム 管理者です。</p> <p>対象電源の発動実績の突合結果が不一致のため、通知します。</p> <p>【算定対象年度】 YYYY</p> <p>【算定対象年月】 YYYY/MM</p> <p>【事業者コード】 XXXX</p> <p>【事業者名】 XXXX</p> <p>【電源等識別番号】 XXXXXXXXXX</p> <p>【電源等の名称】 XXXX</p> <p>後続業務の対応方法、対応期日につきましては、容量市場業務マニュアルをご参照ください。</p>

	<p>電力広域的運営推進機関 容量市場システム 管理者</p> <p>※このメールはシステムより自動送信されています。差出人には返信しないでください。</p>
--	---

<発動実績（電源等リスト単位）の突合結果が一致だった場合>

発動実績（電源等リスト単位）の突合結果が一致だった場合は、突合結果をメールでは送付いたしません。以下の手順で発動実績（電源等リスト単位）の突合結果を容量市場システムで確認することが可能です。

「アセスメント一覧画面（電源等識別番号毎） - 発動指令」の「突合結果」で「一致」、「最新回次¹⁵／未達成のみ抽出」にて「最新回次かつリクワイアメント未達成」を選択し、算定対象年度、算定対象月を入力して「検索」ボタンをクリックしてください。「アセスメント一覧画面（電源等識別番号毎） - 発動指令（検索結果）」に条件に合致する発動日が表示されますので、「発動日」リンクをクリックし、「アセスメント結果詳細画面（発動指令）」へ進んでください。

「アセスメント結果詳細情報」で、コマ毎に記載された発動実績（電源等リスト単位）の突合結果およびリクワイアメント未達成量を確認してください（図 3-4 参照）。

¹⁵ 本業務マニュアル末尾に掲載されている Appendix. 4 を参照。

容量市場システム
ログイン日時: 2020/3/23 12:00
ユーザ名: 広域 太郎
ログアウト

アセスメント結果詳細画面(発動指令)

TOP > リクワイアメント・アセスメント > アセスメント一覧画面（事業者毎） - 発動指令 > アセスメント一覧画面（電源等識別番号毎） - 発動指令 > アセスメント結果詳細画面(発動指令)

発動日	YYYY/MM/DD	差替元/先	XXX		
差替ID	XXXXXXXXXX	事業者コード	NNNN	事業者名	NNNNNNNNN
エリア	NNN	電源等識別番号	NNNNNNNNNA	電源等区分の名称	NNNNNNNNNA
回次	XXX	突合結果	NNN	メール送信日時	YYYY/MM/DD hh:mm

差替元/先	差替ID	電源等識別番号	電源等の名称
差替元	-	XXXXXXXXXXA	NNNNNNNN
差替先	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXXB	NNNNNNNN
差替先	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXXC	NNNNNNNN

コマ毎の突合結果やリクワイアメント未達成量を確認してください。

対象日	差替ID	事業者コード	電源等識別番号	算定要素	01	02	03	04	05
YYYY/MM/DD	XXXXXXXXXX	XXX	XXXXXXXXXX	発動指令	-	-	-	-	-
YYYY/MM/DD	XXXXXXXXXX	XXX	XXXXXXXXXX	アセスメント対象容量[kW]	X,XXX				
YYYY/MM/DD	XXXXXXXXXX	XXX	XXXXXXXXXX	事業者報告発動実績[kWh]	-	-	-	-	-
YYYY/MM/DD	XXXXXXXXXX	XXX	XXXXXXXXXX	広域機関算定発動実績[kWh]	-	-	-	-	-
YYYY/MM/DD	XXXXXXXXXX	XXX	XXXXXXXXXX	コマごとの突合結果	-	-	-	-	-
YYYY/MM/DD	XXXXXXXXXX	XXX	XXXXXXXXXX	リクワイアメント達成率[%]	-	-	-	-	-
YYYY/MM/DD	XXXXXXXXXX	XXX	XXXXXXXXXX	リクワイアメント未達成率[%]	-	-	-	-	-
YYYY/MM/DD	XXXXXXXXXX	XXX	XXXXXXXXXX	リクワイアメント未達成量[kWh]	-	-	-	-	-
YYYY/MM/DD	XXXXXXXXXX	XXX	XXXXXXXXXX	リクワイアメント未達成量合計[kWh]	X,XXX				

図 3-4 アセスメント結果詳細画面（発動指令）の画面イメージ

<発動実績（電源等リスト単位）の突合結果が不一致だった場合>

発動実績（電源等リスト単位）の突合結果が不一致だった場合は、発動実績（電源等リスト単位）および発動実績（リソース単位）の突合結果を容量市場システムで確認してください。

容量市場システムの折り畳みメニュー「リクワイアメント・アセスメント」の中の「アセスメント一覧画面（事業者毎） - 発動指令」リンクをクリックして、「アセスメント一覧画面（事業者毎） - 発動指令」へ進んでください。

算定対象年度、算定対象月を入力して「検索」ボタンをクリックしてください。「アセスメント一覧（事業者毎） - 発動指令（検索結果）」に条件に合致する電源等識別番号が表示されますので、「電源等識別番号」リンクをクリックし、「アセスメント一覧画面（電源等識別番号毎） - 発動指令」へ進んでください。

「突合結果」で「不一致」、「最新回次／未達成のみ抽出」にて「最新回次かつリクワイアメント未達成」を選択し、算定対象年度、算定対象月を入力して「検索」ボタンをクリックしてください。「アセスメント一覧画面（電源等識別番号毎） - 発動指令

（検索結果）」に条件に合致する発動日が表示されますので、「発動日」リンクをクリックし、「アセスメント結果詳細画面（発動指令）」へ進んでください。

「アセスメント結果詳細情報」で、コマ毎に記載された発動実績（電源等リスト単位）の突合結果およびリクワイアメント未達成量を確認してください（図 3-4 参照）。また、「添付資料」にて発動実績（リソース単位）の突合結果ファイルのリンクをクリックすると発動実績（リソース単位）の突合結果ファイルがダウンロードされますので、必要に応じて内容を確認してください。

なお、発動実績（電源等リスト単位）の突合結果が不一致の場合、『3.1.4.1 ベースライン・発動実績の修正登録』にてベースライン・発動実績の修正登録が必要です。また、発動実績（電源等リスト単位）の突合結果に異議がある場合は、『3.1.2.1 異議申立』を参照し異議申立を行ってください。

3.1.2 異議申立

本項では、異議申立について説明します（図 3-5 参照）。

3.1.2.1 異議申立

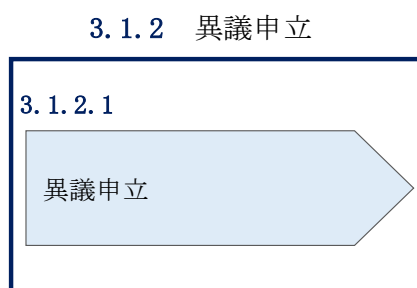


図 3-5 異議申立の手順

3.1.2.1 異議申立

発動実績（電源等リスト単位）の突合結果・アセスメント結果に異議がある場合、発動実績（電源等リスト単位）の突合結果・アセスメント結果が通知された旨のメールを受領した日を含めて5営業日以内であれば、メールにより異議申立を行うことが可能です。

異議申立を行う場合、新規メールに異議申立における必要事項を記載のうえ、所定の宛先に送信してください（表 3-2 参照）。

注：異議申立期限について、例えば、7/1（金）に通知メールを受領した場合、7/7（木）までに異議申立メールを本機関に送信する必要があります。

<参考>容量確保契約約款抜粋

休日：土曜日、日曜日および祝日（「国民の祝日に関する法律」に規定する休日）に加えて、1月2日～3日、4月30日～5月2日、12月30日～31日および本機関が指定する日

平日：休日以外の日

営業日：平日のうち、1月4日、12月29日以外の日

表 3-2 突合結果・アセスメント結果に対する異議申立に係るメールの記載項目

メール項目	内容
件名	【XXXX（事業者コード） ¹⁶ 】突合結果・アセスメント結果に対する異議申立
To	youryou_rikuase@occto.or.jp
CC	-
本文記載事項	異議申立の内容 <ul style="list-style-type: none"> ・ 異議申立の内容およびその根拠を具体的に文章で記載 突合結果・アセスメント結果 <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者コード ・ 事業者名称および担当者名 ・ 電源等識別番号 ・ 電源等リストの名称 ・ 系統コード ・ 対象実需給年度 ・ 対象月日 ・ 対象コマ ・ 突合結果 ・ リクワイアメント未達量
添付資料	異議申立の根拠となる資料（必要に応じて）

¹⁶ 自身の事業者コードを記入してください。

3.1.3 異議申立妥当性審査結果の確認

本項では、異議申立妥当性審査結果の確認について説明します（図 3-6 参照）。

3.1.3.1 異議申立妥当性審査結果の確認

3.1.3.2 リクワイアメント未達成量修正結果の確認

3.1.3 異議申立妥当性審査結果の確認

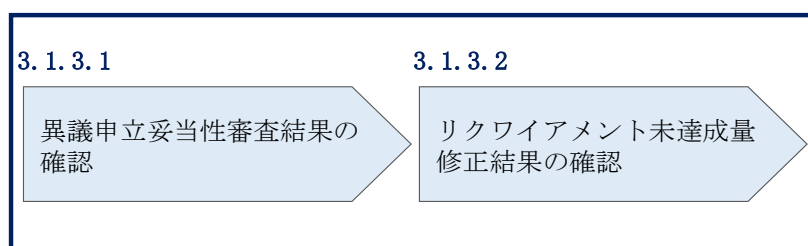


図 3-6 異議申立妥当性審査結果の確認の手順

3.1.3.1 異議申立妥当性審査結果の確認

発動実績（電源等リスト単位）の突合結果・アセスメント結果に対して異議申立が行われた場合は、本機関で異議申立の内容を審査し、審査結果をメールにて通知しますので審査結果の内容を確認してください。

審査結果の詳細を確認する場合は、『3.1.1.1 突合結果・アセスメント結果の確認』を参照してください。

審査結果が合格の場合、『3.1.3.2 リクワイアメント未達成量修正結果の確認』を参照してください。

審査結果が不合格の場合、『3.1.4.1 ベースライン・発動実績の修正登録』を参照し、ベースライン・発動実績を修正登録してください。

注：異議申立の内容を審査した結果は以下のメールアドレスより送付しますので、迷惑メールとして判定されないよう受信設定してください。

メールアドレス：youryou_rikuase@occto.or.jp

3.1.3.2 リクワイアメント未達成量修正結果の確認

異議申立妥当性審査結果が合格の場合、本機関にて異議申立内容に基づいてリクワイアメント未達成量を修正します。修正後に本機関より、容量市場システムに登録したメールアドレス宛に確認依頼のメールが送付されますので、内容を確認してください。

容量市場システムの折り畳みメニュー「リクワイアメント・アセスメント」の中の「アセスメント一覧画面（事業者毎） - 発動指令」リンクをクリックして、「アセスメント一覧画面（事業者毎） - 発動指令」へ進んでください。

算定対象年度、算定対象月を入力して「検索」ボタンをクリックしてください。「アセスメント一覧（事業者毎） - 発動指令（検索結果）」に条件に合致する電源等識別番号が表示されますので、「電源等識別番号」リンクをクリックし、「アセスメント一覧画面（電源等識別番号毎） - 発動指令」へ進んでください。

「アセスメント一覧画面（電源等識別番号毎） - 発動指令」の「最新回次／未達成のみ抽出」にて「最新回次かつリクワイアメント未達成」を選択し、算定対象年度、算定対象月を入力して「検索」ボタンをクリックしてください。「アセスメント一覧画面（電源等識別番号毎） - 発動指令（検索結果）」に条件に合致する発動日が表示されますので、「発動日」リンクをクリックし、「アセスメント結果詳細画面（発動指令）」へ進んでください。

「アセスメント結果詳細情報」で、コマ毎に記載された発動実績（電源等リスト単位）の突合結果およびリクワイアメント未達成量を確認してください。

3.1.4 ベースライン・発動実績の修正登録

本項では、ベースライン・発動実績の修正登録について説明します（図 3-7 参照）。

3.1.4.1 ベースライン・発動実績の修正登録

3.1.4 ベースライン・発動実績の修正登録

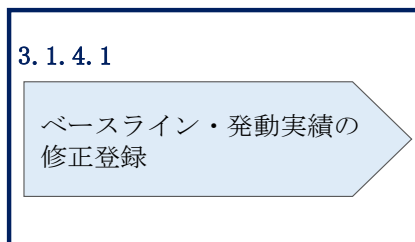


図 3-7 ベースライン・発動実績の修正登録の手順

3.1.4.1 ベースライン・発動実績の修正登録

ベースライン・発動実績の修正登録が必要な場合、『2.2.2.1 ベースラインの算定』・『2.2.2.2 発動実績の算定』を参照してベースライン・発動実績を修正の上、『2.2.2.3 ベースライン・発動実績の登録』を参照してベースライン・発動実績を登録してください。

3.1.5 確定したアセスメント結果の受領

本項では、確定したアセスメント結果の受領について説明します（図 3-8 参照）。

3.1.5.1 確定したアセスメント結果の受領

3.1.5 確定したアセスメント結果の受領

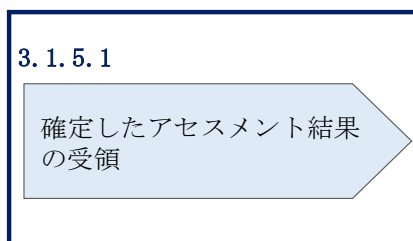


図 3-8 確定したアセスメント結果の受領の手順

3.1.5.1 確定したアセスメント結果の受領

本機関がアセスメント結果を確定した後、アセスメント結果を確定した旨が容量市場システムに登録したメールアドレス宛に送付されますので、内容を確認してください（表 3-3 参照）。

注：アセスメント結果に対して異議申立を行わなかった場合でも、確定したアセスメント結果の内容を確認してください。

表 3-3 リクワイアメント未達成量の確定通知メールイメージ

項目	内容
件名	【容量市場システム】リクワイアメント未達成量の確定通知
送信元メールアドレス	support-noreply@capacity-market2.occto.or.jp
本文記載事項	<p>XXXX 様</p> <p>こちらは電力広域的運営推進機関 容量市場システム 管理者です。</p> <p>リクワイメント未達成量の算定が終了したことを通知します。</p> <p>【算定対象年度】 YYYY</p> <p>【算定対象年月】 YYYY/MM</p> <p>【リクワイアメント種別】 発動指令への対応</p> <p>【事業者コード】 XXXX</p> <p>【事業者名】 XXXX</p> <p>電力広域的運営推進機関 容量市場システム 管理者</p> <p>※このメールはシステムより自動送信されています。差出人には返信しないでください。</p>

Appendix.1 様式一覧

様式1 発動実績算定諸元一覧

様式 1 発動実績算定諸元一覧

発動実績シート

様式10 発動実績算定諸元一覧

⇒入力頂くセルとなります。

項目	入力欄
容量を提供する電源等の区分	発動指令電源
事業者名	
事業者コード	
電源等リストの名称	
エリア名	
(リスト単位の) 系統コード	
発動開始日時	
アセスメント対象容量[kW]	

自動算定欄						自動算定欄						自動算定欄						実効性テスト時のみ有効		
コマごとの達成率						コマごとの未達成率						コマごとのリクワイアメント未達成量[kWh]						リクワイアメント未達成量[kWh]	実効性テスト未達成量[kW]	期待容量（実効性テスト後）[kW]
1コマ目	2コマ目	3コマ目	4コマ目	5コマ目	6コマ目	1コマ目	2コマ目	3コマ目	4コマ目	5コマ目	6コマ目	1コマ目	2コマ目	3コマ目	4コマ目	5コマ目	6コマ目	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!
#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!

自動算定欄						自動算定欄						自動算定欄					
発動実績（合計）[kWh]						発動実績（電源）[kWh]						発動実績（需要抑制）[kWh]					
1コマ目	2コマ目	3コマ目	4コマ目	5コマ目	6コマ目	1コマ目	2コマ目	3コマ目	4コマ目	5コマ目	6コマ目	1コマ目	2コマ目	3コマ目	4コマ目	5コマ目	6コマ目
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

注意事項 ※1電源等リストにつき、発動実績が複数のファイルに跨る場合は、1ファイル目の発動実績シートのみ2ファイル目以降の実績を以下の欄に手入力願います。
(2ファイル目)

発動実績（電源）						発動実績（需要抑制）					
1コマ目	2コマ目	3コマ目	4コマ目	5コマ目	6コマ目	1コマ目	2コマ目	3コマ目	4コマ目	5コマ目	6コマ目

(3ファイル目)

発動実績（電源）						発動実績（需要抑制）					
1コマ目	2コマ目	3コマ目	4コマ目	5コマ目	6コマ目	1コマ目	2コマ目	3コマ目	4コマ目	5コマ目	6コマ目

(4ファイル目)

発動実績（電源）						発動実績（需要抑制）					
1コマ目	2コマ目	3コマ目	4コマ目	5コマ目	6コマ目	1コマ目	2コマ目	3コマ目	4コマ目	5コマ目	6コマ目

(5ファイル目)

発動実績（電源）						発動実績（需要抑制）					
1コマ目	2コマ目	3コマ目	4コマ目	5コマ目	6コマ目	1コマ目	2コマ目	3コマ目	4コマ目	5コマ目	6コマ目

(6ファイル目)

発動実績（電源）						発動実績（需要抑制）					
1コマ目	2コマ目	3コマ目	4コマ目	5コマ目	6コマ目	1コマ目	2コマ目	3コマ目	4コマ目	5コマ目	6コマ目

(7ファイル目)

発動実績（電源）						発動実績（需要抑制）					
1コマ目	2コマ目	3コマ目	4コマ目	5コマ目	6コマ目	1コマ目	2コマ目	3コマ目	4コマ目	5コマ目	6コマ目

(8ファイル目)

発動実績（電源）						発動実績（需要抑制）					
1コマ目	2コマ目	3コマ目	4コマ目	5コマ目	6コマ目	1コマ目	2コマ目	3コマ目	4コマ目	5コマ目	6コマ目

(9ファイル目)

発動実績（電源）						発動実績（需要抑制）					
1コマ目	2コマ目	3コマ目	4コマ目	5コマ目	6コマ目	1コマ目	2コマ目	3コマ目	4コマ目	5コマ目	6コマ目

(10ファイル目)※

発動実績（電源）						発動実績（需要抑制）					
1コマ目	2コマ目	3コマ目	4コマ目	5コマ目	6コマ目	1コマ目	2コマ目	3コマ目	4コマ目	5コマ目	6コマ目

※10ファイル目以降の発動実績がある場合は、10ファイル目以降の合算値を入力

電源シート

発動実績算定諸元一覧

・入力は、10,000件までとなっております。10,000件を超える場合には、別ファイルを作成してください。

⇒入力頂くセルとなります。

項目	入力欄
容量を提供する電源等の区分	発動指令電源（電源）
事業者名	
事業者コード	
電源等リストの名称	
エリア名	
（リスト単位の）系統コード	
発動開始日時	

注意
事項
・電源等リストに電源とし
て登録した地点を全て記載
・同左
・同左
・同左
・固定値
・kWh値を入力
・自動算定欄

No.	受電地点特定番号	電源等の名称	BGコード	計量・仕訳区分	ベースライン[kWh]						発電量調整受電電力量[kWh]						発動実績[kWh]					
					1コマ目	2コマ目	3コマ目	4コマ目	5コマ目	6コマ目	1コマ目	2コマ目	3コマ目	4コマ目	5コマ目	6コマ目	1コマ目	2コマ目	3コマ目	4コマ目	5コマ目	6コマ目
1					0	0	0	0	0	0												
2					0	0	0	0	0	0												
3					0	0	0	0	0	0												
4					0	0	0	0	0	0												
5					0	0	0	0	0	0												
6					0	0	0	0	0	0												
7					0	0	0	0	0	0												
8					0	0	0	0	0	0												
9					0	0	0	0	0	0												
10					0	0	0	0	0	0												
11					0	0	0	0	0	0												
12					0	0	0	0	0	0												
13					0	0	0	0	0	0												
14					0	0	0	0	0	0												
15					0	0	0	0	0	0												
16					0	0	0	0	0	0												
17					0	0	0	0	0	0												
18					0	0	0	0	0	0												
19					0	0	0	0	0	0												
20					0	0	0	0	0	0												

Appendix.2 図表一覧

図 1-1	本業務マニュアルが対象とするリクワイアメント対応の位置づけ.....	4
図 1-2	電源等差替契約を締結していない容量提供事業者が確認すべきマニュアル.	5
図 1-3	電源等差替契約を締結した事業者が確認すべきマニュアル.....	6
図 1-4	本業務マニュアルの構成（第1章除く）.....	7
図 1-5	発動指令電源に係るリクワイアメントを遵守するにあたり容量提供事業者等 が登録・提出すべき算定諸元の一覧.....	8
図 2-1	第2章の構成.....	14
図 2-2	発動指令回数の実績確認の詳細構成.....	16
図 2-3	発動指令回数の実績確認の手順.....	16
図 2-4	ベースライン・発動実績の算定と登録の詳細構成.....	18
図 2-5	接続供給電力量・発電量調整受電電力量の取得の手順.....	18
図 2-6	ベースライン・発動実績の算定と登録の手順.....	20
図 2-7	平日のベースライン設定における除外日のイメージ.....	23
図 2-8	発動指令アセスメントデータ詳細画面の画面イメージ(アップロード時)..	32
図 2-9	発動指令アセスメントデータ詳細画面の画面イメージ(コメント入力時)	32
図 3-1	第3章の構成.....	35
図 3-2	発動指令に係るアセスメント結果の確認手続きの詳細構成.....	37
図 3-3	突合結果・アセスメント結果の確認の手順.....	37
図 3-4	アセスメント結果詳細画面(発動指令)の画面イメージ.....	40
図 3-5	異議申立の手順.....	42
図 3-6	異議申立妥当性審査結果の確認の手順.....	44
図 3-7	ベースライン・発動実績の修正登録の手順.....	46
図 3-8	確定したアセスメント結果の受領の手順.....	47
表 2-1	発動実績算定諸元一覧の記載項目(発動実績シート).....	25
表 2-2	発動実績算定諸元一覧の記載項目(電源シート).....	26
表 2-3	発動実績算定諸元一覧の記載項目(需要抑制シート).....	27
表 2-4	電源シートの計量・仕訳区分に応じた計量値の記入方法.....	29
表 2-5	需要抑制シートの計量・仕訳区分に応じた計量値の記入方法.....	30
表 2-6	発動実績算定諸元一覧(Excel)登録完了情報通知メールイメージ.....	34
表 3-1	発動実績の突合結果通知メールイメージ.....	38
表 3-2	突合結果・アセスメント結果に対する異議申立に係るメールの記載項目..	43
表 3-3	リクワイアメント未達成量の確定通知メールイメージ.....	48

Appendix.3 業務手順全体図

業務手順全体図については、別紙（「容量市場業務マニュアル_実需給期間中リクワイアメント対応（発動指令電源）編_Appendix_業務手順全体図」）参照のこと。

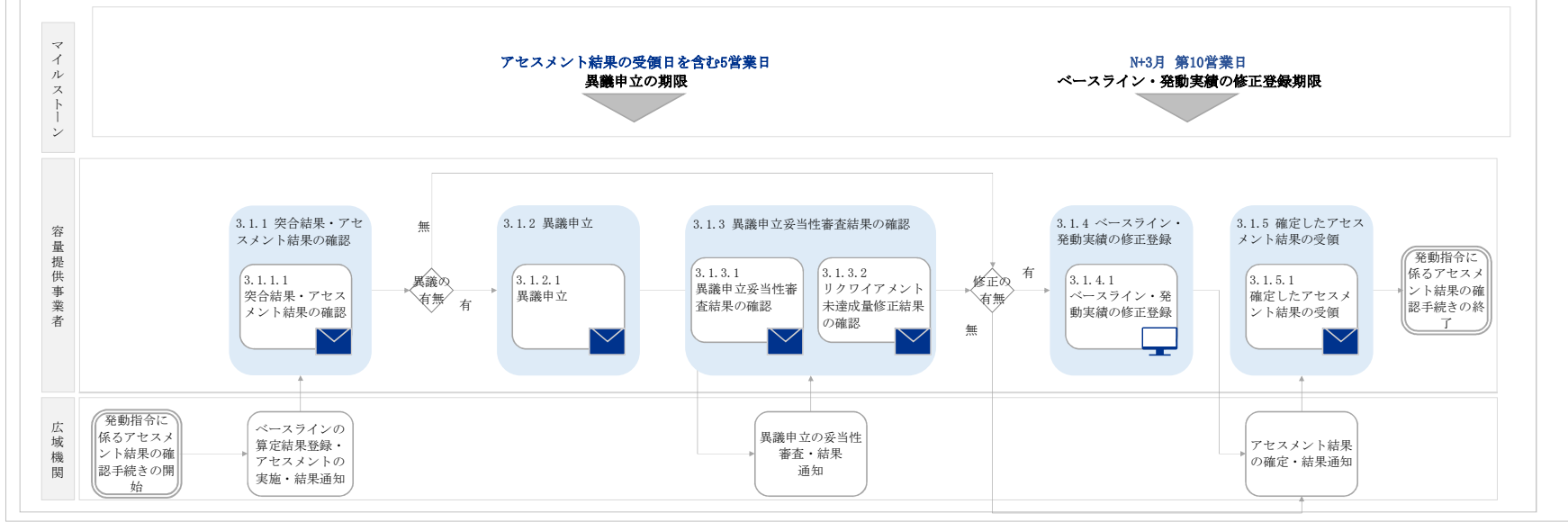
なお、それぞれのリクワイアメント・アセスメントのスケジュールについては、業務手順全体図に記載をしております。業務手順全体図では、対象実需給月をN月としております。

Appendix. 4 実需給期間中リクワイアメント対応に係る用語集

No.	用語	意味	記載箇所(一例)
1	最新回次	容量市場システムに登録された算定諸元や容量市場システム内で算定されたアセスメント算定結果のうち、同一条件の範囲内で最も直近に登録または算定されたものを意味する。 このため、同一の実需給年月に複数回の登録や算定が実施された場合は、基本的に検索画面上で最新回次を指定して検索を実施する。	3.1.1.1 突合結果・アセスメント結果の確認
2	発電量調整受電電力量	受電地点において、一般送配電事業者が発電契約者から受電する発電量調整供給に係る電気の電力量	2.2.1.1 接続供給電力量・発電量調整受電電力量の取得
3	差替配分供給力	差替先電源から差替元電源に対して配分された供給力	2.2.2 ベースライン・発動実績の算定と登録

第3章：アセスメント結果への対応（発動指令）

3.1 発動指令に係るアセスメント結果の確認手続き



「容量市場 業務マニュアル 実需給期間中 リクワイアメント対応編（発動指令電源編）（対象実需給年度：2024年度）」（案）に関する意見募集に寄せられたご意見および本機関回答

No.	頁	ご意見	回答
1	9	小売電気事業者への販売を適切に実施とは具体的に何を指すのか。DR分だけBGバランス上の想定需要を下げることを言っているのか。	発動指令電源のリクワイアメントとして、一般送配電事業者から発動指令が発令された場合、相対契約に基づく小売電気事業者等に供給することを指しています。その旨本業務マニュアルへ反映いたします。
2	9	DRリソースの発動指令が発令された場合、市場応札は必須か。例えば、不足が発生しており、3時間以内に時間前調達にて不足を解消しようとしていた場合、DR分だけ需要を下げ、残り不足分を市場調達することは問題ないか。	一般送配電事業者から発動指令が発令された場合は、相対契約に基づく小売電気事業者等への供給や卸電力市場等への応札を行ってください。
3	10	1.4.1.2 供給力の提供 注：発動指令電源の計画提出および精算単価について、発動指令を受けた場合、速やかに発電計画へ反映とありますが、時間前取引の約定分を対象機の計画値として発電計画を提出する想定ですが、発電上限値についても定格出力値ではなく、火力OP値とする必要がありますでしょうか？ →24年度を対象実需給年度とする場合、1 地点複数応札（安定電源と発動指令電源の組合せ）の適用外とはなりますが、後年の社内検討を見据えて照会させていただきます。	2025年度からの対応については別途周知いたします。
4	10	【意見】 容量市場 業務マニュアル 実需給期間中 リクワイアメント対応（発動指令電源）編P10の「注：発動指令電源の計画提出および精算単価について」という注意書き中に下記を記載してはどうか。 【記載案】 需給運用上、発動指令電源の計画値から供給余力を把握する必要があることから、発動指令電源を構成するリソースの需要抑制計画に関しては、需要抑制計画内訳への「供給地点特定番号ごとの計画値の記載」と「供給地点特定番号の記載」が必要となります。 【理由】 第50回電力・ガス基本政策小委 資料4-4 P30に記載の通り、需給ひっ迫時には前々日や前日時点で需給ひっ迫に関する周知を行い、対策を行う必要があるが、2023年度までのルールに基づく、需要抑制計画中の発動指令電源の計画値を把握できない（参考：電源側は系統コードで把握可能）ため、発動指令電源の発動によって今後どれだけ需給状況が改善するか把握できず、適切な需給運用が困難となる。適切な需給運用が困難となれば、発動指令電源という区分やリクワイアメント等を再整理することとなるため、上記記載案は容量市場としても市場運営上望ましいと考えられる。	頂いたご意見を踏まえ、業務マニュアルを修正いたします。
5	11	電源差替時（エリア内、エリア外両方）の指令ルートについて、具体的に記載して頂きたい。 また、エリアをまたがる電源等差替の場合、容量提供事業者側は指令を受けるTSOが変更となるため、差替先のエリアから指令する経緯や理由等を、参考などで補足して頂きたい。	頂いたご意見を踏まえ、修正いたします。
6	11	1.5 リクワイアメントを遵守するにあたっての補足説明事項の記載について 発動指令が12回を超えて指令されることまたは、一日2回以上指令されることは約款や募集要項に明確な記載がありません。マニュアル上もリクワイアメントではないとの但し書きされていますが、このままだと発動指令が一般送配電事業者が要綱等に記載のない発動を任意に指令できる（例えば夜間や土日祝、長時間指令であっても）と解釈される余地も出てきます。適切に記載を修正等いただくことをご検討願います。	一般送配電事業者から年間13回以上または1日2回以上の発動要請が出される場合があります。年間13回以上または1日2回以上の発動要請についてはリクワイアメントの対象外となりますが、可能な限りご協力をお願いします。 なお、頂いたご意見を踏まえ、業務マニュアルの記載を明確化いたします。
7	11	1.5 リクワイアメントを遵守するにあたっての補足説明事項の記載について 専用線オンラインで発動指令を受令する地点においては、一般送配電事業者が13回目以上の発動を指示した場合に、発動が拒否できない場合があり得るのではないかと。一般送配電事業者と落札事業者間で12回を超えて発令すること、一日2回以上指令されることについて、その可否を事前に一般送配電事業者と協議できるようにしてほしい。	現時点では、ご記載いただいたケース（専用線オンラインにおいて、事業者への承諾なしで1日2回以上、13回目以降の発動を実施する）が起る想定はございません。
8	11	1.5 リクワイアメントを遵守するにあたっての補足説明事項の記載について 「発動指令受令後、簡易指令システムにて速やかに、指令を応諾した旨を一般送配電事業者へ返信してください（専用線オンラインは不要）指令を応諾した旨が返信されない場合、一般送配電事業者から容量提供事業者へ、確認の連絡が行われる場合があります。」との記載がありますが、実効性テストでもこのような対応は求められておらず、一般送配電事業者に対して指令を応諾したことを回答する必要性は低いように感じます。応札した事業者の実施内容として記載しないようにしていただきたい。	この応諾の返信に関しては、需給運用における追加供給力対策の検討および実施判断という観点から、安定供給において必要な対応であるため実施願います。
9	11	属地一般送配電事業者からの発動指令について、指令内容（例えば、簡易指令システムの指令イメージ）等について、例えば12ページの補足説明に追加いただくか、あるいは別途説明会等で周知を実施していただきたい。	頂いたご意見を踏まえ、修正いたします。

10	12	年間13回以上または1日2回以上の発動指令について、指令を断る際に理由などを問われることはあるのでしょうか。また、その理由によっては指令を断れないケースもあり得るのでしょうか。	リクワイアメント対象外であるため、説明を要求することはありません。 需給が厳しい状況においては、年間13回以上または1日2回以上の発動指令が発令される場合が有りますので、そうした場合には、可能な限りご協力をお願いいたします。 なお、今後の制度検討のために参考でお聞きすることはございます。
11	12	【意見】 容量市場 業務マニュアル 実需給期間中 リクワイアメント対応（発動指令電源）編P12の「注2：オンライン機能（簡易指令システムを含む）が故障等により停止した場合の対応について」という注意書き中に下記を記載してはどうか。 【記載案】 メール等での発動指令受令後、速やかに指令を応諾した旨を一般送配電事業者へ連絡してください。 【理由】 P11(1)-5 指令への応諾確認では簡易指令システムによる指令の記載しかないため、オンライン機能が故障した場合の対応について記載が必要。	頂いたご意見を踏まえ、修正いたします。
12	13	電源等リストの登録で不備があった場合、期日（実施月の月末まで）に不備を修正し広域機関へ承認いただければ、変更が有効になると理解しましたが、そちらで相違ないでしょうか。提出時に不備があった場合のプロセスを確認したく。	当月10日までに登録された電源等リストに不備があった場合は、翌月から使用していただくことができません。 不備を修正した上で、当月11日～翌月10日に再度登録していただき、書類等に不備がない場合、最短で翌々月1日から変更済みの電源等リストが有効となります。
13	15	2.1 発動指令回数の実績確認について、1日3時間実施したのち、延長または複数回発動指令は、30分コマ単位で指令する旨、別途、属地TSOよりコメントいただいておりますが、3時間未満（30分～3時間）の場合もカウントは1回の認識でよろしいでしょうか？（年間13回の管理のため確認） また、延長の場合で、日跨ぎする際は、3時間単位に係わらず、24時の時点で、カウント切り替わりとなりますでしょうか？	容量市場における発動指令電源への例外的な発動要請の内容は、容量市場業務マニュアル実需給期間中リクワイアメント対応（発動指令電源）編（案）P.11（1.5 リクワイアメントを遵守するにあたっての補足説明事項）の（1）-1, 2に記載の通りであり、ご記載いただいた内容（例えば、30分間だけの発動の指令等）が属地一般送配電事業者から要請されることはありません。
14	15	2.1 発動指令回数の実績確認 について 発動開始日時や発動回数の相違があった場合に、正しい情報を照会できるよう何らかの形で発動指令に関する情報が公開されたり一般送配電事業者にお問い合わせたら確認ができるようにしてほしい。	発動開始日時や発動回数の相違があった場合、本機関にお問い合わせください。 その旨本業務マニュアルに反映いたしました。
15	15	容量提供事業者が登録内容を確認することになっているため、発動指令回数の実績確認を行った結果、異議がある場合の対応方法の追加が必要ではないか。	発動指令回数の実績確認を行った結果、異議がある場合は、本機関にお問い合わせください。 ご指摘を踏まえて、その旨本業務マニュアルに反映いたします。
16	17	発電契約者・契約者（託送契約者）から接続供給電力量・発電量調整受電電力量を取得する必要があると記載されていますが、契約者経由で必要となるデータを受領することは事務的な手間が増えることに繋がりにくいと考えます。 発動指令電源の様な分散電源を広く活用していくためには、契約者側の負荷を減らすことも重要と考えられるので、契約者の承認を得たうえで、一般送配電事業者または貴機関から容量提供事業者へ直接情報を提供していただけるよう、今後ご検討いただけないでしょうか。	頂きましたご意見は今後の検討の参考とさせていただきます。
17	17	「一般送配電事業者から発動指令を受けた容量提供事業者は発動実績算定のため、発電量調整供給契約・接続供給契約（託送契約等）を締結している」の箇所に、（託送契約等）に含まれていると理解はするものの、需要抑制量調整供給契約も明記する方が明確になるのではないか。	ご指摘を踏まえて、本業務マニュアルへ反映いたします。
18	17	ベースライン・発動実績の登録は、DR実施日以降、いつまでにシステムに登録すれば良いのか。マニュアルに明記いただきたい。	対象実需給月をN月とした場合、ベースライン・発動実績の登録期限は、N+2月 第10営業日です。 スケジュールに関して、本業務マニュアル「Appendix.2 業務手順全体図」に追記いたします。
19	19	ベースライン・発動実績の登録について、登録期限を明記いただきたい（説明会で翌々月の末日と説明がありましたが、資料上に記載がないため）。	ベースライン・発動実績の登録についての登録期限は翌々月の末日ではなく、翌々月の第10営業日になります。説明会資料の記載が誤っておりますため修正いたします。
20	19	ベースラインの算定に関して、自己託送を実施しているリソースの余力を活用するケースについて、ベースラインの考え方を明確に記載していただきたい。	本業務マニュアルに記載のとおり、発動実績の算定において、自己託送分は発動計画等から控除し、アセスメントを実施いたします。 電源リソースの場合、発電計画により仕訳された自己託送以外の計量値であることを、BGコードにより確認し、ベースラインとして「0」を記入してください。 また、需要抑制リソースの場合、自己託送地点の場合は小売供給分の値を用いて算定したベースラインを記入してください。
21	20	「発動指令の5時間前～2時間前の時間帯が一般送配電事業者による供給力の提出依頼の時間帯に重なっていた場合は、High 4 of 5（当日調整なし）でベースラインを算定します。」とありますが、事業者判断で発動指令受令日当日に経済DRを発動していた場合については、ベースライン算定の当日調整あり・なしについて、事業者が任意で選択できるようにしていただけないでしょうか。 決まった時間帯のみの節電が難しい事業者（工場等）は当日補正をされてしまうと節電効果が適切に評価されない場合や、朝方の発動の場合は当日補正の計算対象時間帯の負荷が日中ほど変動しないため、当日補正がうまく作用しない場合があるなどの課題が生じております。	容量確保契約約款に基づき、発動指令の5時間前～2時間前の時間帯が一般送配電事業者による供給力の提供依頼の時間帯に重なっていた場合のみ、High 4 of 5（当日調整なし）でベースラインを算定します。 頂きましたご意見を含めて今後の検討の参考とさせていただきます。

22	20	「発動指令の5時間前～2時間前の時間帯が一般送配電事業者による供給力の提出依頼の時間帯に重なっていた場合は、High4of5（当日調整なし）でベースラインを算定」とあるが、この算定方法が用いられるのは、11頁(1)~4に記載の「例外的な発動要請」であるとの理解でよいか。また、マニュアルに明記頂きたい。	ご記載のとおりです。その旨本業務マニュアルの記載を明確化いたします。
23	20	「発動指令の5時間前～2時間前の時間帯が一般送配電事業者による供給力の提出依頼の時間帯に重なっていた場合は、High4of5（当日調整なし）でベースラインを算定」とあるが、この時間帯の重複というのは、1コマでも重なっていれば適用されるという理解でよいか。また、マニュアルに明記頂きたい。	ご理解のとおり、発動指令の5時間前～2時間前の時間帯が一般送配電事業者による供給力の提出依頼の時間帯に1コマでも重なっていた場合はHigh 4 of 5（当日調整なし）でベースラインを算定します。 その旨本業務マニュアルに反映いたします。
24	21	経済DRの申出期限を発動日から10営業日までとしていただきたい。数多くの需要家様の報告がある場合、確認に一定時間を要し、記載漏れ等をよく確認して送付したいため。仮に発動が連続した場合、そちらの対応もあるため5営業日では不備が生じる可能性を懸念している。	頂きましたご意見は今後の検討の参考とさせていただきます。
25	21	電力需給ひっ迫時の経済DR実施日についてはベースライン算定から除外することが可能となっておりますが、ひっ迫時以外のDR実施日についてもベースラインから除外することを可能にいただけないでしょうか。 市場価格高騰時など、需給逼迫（予備率低下）時以外でも小売電気事業者として需要抑制を実施するニーズが非常に高くなっております。現行制度では事業者独自のDRが容量市場のどちらかを選択せざるを得ないため、DERのより一層有効活用するためには必要と考えております。	頂きましたご意見は今後の検討の参考とさせていただきます。
26	21	容量提供事業者が経済DRを実施した場合、申し出を行えばベースライン算定除外日にできるという記載があるが、同じ需要家が経済DRと容量市場の発動に対応した場合、アグリゲーターが小売と兼務していれば除外、小売とは別であればベースラインに算定される、ということになり、自社需要を取りまとめるアグリゲーターだけ優遇されている取扱いではないか。	経済DRの実施については事業者間でご確認ください。
27	21	ベースラインの除外日として、経済DRのみが対象となっておりますが、需給調整市場への応動については、除外対象にならないでしょうか。容量市場と需給調整市場の両方に参加する場合、どちらかの参加の妨げになる可能性があります。	頂きましたご意見は今後の検討の参考とさせていただきます。
28	21	経済DR実施日の取扱いにおいて、証憑としてメールや契約書を提出することとあるが、対象となる地点が多数ある場合、全ての契約書を準備するためには相応の期間を要するため、5営業日では足りない可能性がある。この場合に、個別に相談させていただくことは可能か。	頂きましたご意見は今後の検討の参考とさせていただきます。
29	23	発動実施後、ベースラインの提出期限はいつまででしょうか。	対象実需給月をN月とした場合、ベースライン・発動実績の登録期限は、N+2月 第10営業日です。 スケジュールに関して、本業務マニュアル「Appendix.2 業務手順全体図」に追記いたします。
30	23	発動指令実績についていつまでに提出が求められるのか、アセスメント結果がいつ公開されるかなど、時期の記載がありません。 説明会では発動指令月の2か月後末日までに実績を報告するという説明がありましたので決定されている締め切りに関しては適切にタイムラインを記載をいただきたく存じます。	発動指令実績の提出期限は、翌々月の末日ではなく、翌々月の第10営業日になります。説明会資料の記載が誤っておりますため修正いたします。
31	26	発動実績の算定の⑥発電量調整受電電力量について、属地一般送配電事業者から取得した「発電者の仕訳後の電力量のお知らせ」を参照して記入とありますが、容量市場システムから取得または確認できますでしょうか？	容量市場システムからは発電量調整受電電力量は取得および確認できないため、属地一般送配電事業者から取得した「発電者の仕訳後の電力量のお知らせ」を参照して記入していただきたいと存じます。
32	29	「部分供給を受けている需要家は接続供給電力量の全量を記入」とあるが、どのように事業者が全量の把握をすることを想定しているのか。具体的な方法をマニュアルに明記いただきたい。	「2.2.1.1 接続供給電力量・発電量調整受電電力量の取得」を参照し、接続供給電力量の全量を取得してください。
33	30	「発動指令電源の電源等リストに含まれるリソースが需給調整市場で約定し、調整力指令に従って応動した結果、その電源等リストがアセスメント対象容量を下回った場合」については、その事象の発生要因が、調整力指令の影響であることが合理的に説明できる資料を任意資料としているが、合理的に説明できる資料の代表例（サンプル）などを提示していただきたい。例えば、需給調整市場の約定画面で良いのであれば参考として載せていただけないか。	合理的に説明できる資料として、需給調整市場におけるペナルティ情報や需給調整市場の約定量、調整力指令の最大値等を提出してください。
34	34	1日に複数回発動となった場合、1回のみリクワイアメント対象となっておりますが、これは発動回数も1回のみカウントされるという意味で相違ないでしょうか。	ご記載の通りです、
35	36	ベースラインの算定結果登録・アセスメントの実施・結果通知のプロセスにおいて、単にリクワイアメント未達成量等を示すだけでなく、その根拠となるリソース毎の確報値データやベースライン算定結果も開示していただけないでしょうか。既に実効性テストの結果について突合をおこなっているものの、実態として未達成量等の情報だけでは不一致を解消することが極めて困難な状況となっておりますので、ご検討いただけないでしょうか。	頂いたご意見は、今後の検討の参考にさせていただきます。
36	39	発電実績の突き合わせ結果が不一致だった場合、不一致である理由を明確にいただきたいと考えております。具体的には、ベースライン、接続対象電力量、対象コマについて、具体的な数値を提示いただき、チェックが円滑にできるようにご配慮いただけないでしょうか。	頂いたご意見は、今後の検討の参考にさせていただきます。
37	41	異議申立の申出期限をメール受領から10営業日までとしていただきたい。突合結果が大量に乖離がある場合、その整合性確認に時間を要するため。	頂きましたご意見は今後の検討の参考とさせていただきます。
38	41	異議申立について、結果に異議があるかどうか、需要家に確認し、データに誤りがない確認するためには時間を要することから、1か月程度の猶予をいただきたいと考えております。	頂きましたご意見は今後の検討の参考とさせていただきます。
39	41	「メールを受領した日を含めて5営業日以内であれば、メールにより異議申立を行うことが可能」とあるが、対象となる地点が多数ある場合、調査に相応の期間を要するため、5営業日では足りない。	頂きましたご意見は今後の検討の参考とさせていただきます。

40	全体を通じて、実施するスケジュール感がわかりにくく、例えば発動指令回数の実績確認は、いつ頃通知され、ベースライン・発動実績の算定と登録はいつまでに行うか等、具体的に示していただけませんか。	ご意見を踏まえ、スケジュールに関して、本業務マニュアル「Appendix.2 業務手順全体図」に追記いたします。
----	--	--

対象実需給年度 2024 年度に係る容量市場業務マニュアル 実需給期間中 ペナルティ対応(安定電源、変動電源(単独)、変動電源(アグリゲート)、発動指令電源)編の公表、同マニュアルに係る意見募集に対する本機関回答の公表について

本機関は、業務規程第 32 条の 5 の規定に基づき、対象実需給年度を 2024 年度とする容量市場に参加する事業者が実施する手続きのうち、実需給期間中のリクワイアメント対応に関する手続きや容量市場システムの操作方法の具体的な手順を定めた「容量市場業務マニュアル 実需給期間中リクワイアメント対応（安定電源）編（対象実需給年度：2024 年度）」はじめ 4 件を策定いたしましたので公表いたします。

また、業務規程第 6 条の規定に基づき、「容量市場業務マニュアル 実需給期間中リクワイアメント対応（安定電源）編（対象実需給年度：2024 年度）(案)」はじめ 4 件に係る意見募集（意見募集期間：2023 年 8 月 10 日（木）～9 月 8 日（金））に対する本機関回答について公表いたします。

（今回公表する回答には、10 月 25 日に一部先行回答いたしました内容を含みます。）

詳細は、以下リンク先資料をご確認ください。

- HP リンク先：[●容量市場業務マニュアル 実需給期間中 リクワイアメント対応（安定電源）編（対象実需給年度：2024 年度）](#)
- [容量市場業務マニュアル 実需給期間中 リクワイアメント対応（変動電源（単独））編（対象実需給年度：2024 年度）](#)
 - [容量市場業務マニュアル 実需給期間中 リクワイアメント対応（変動電源（アグリゲート））編（対象実需給年度：2024 年度）](#)
 - [容量市場業務マニュアル 実需給期間中 リクワイアメント対応（発動指令電源）編（対象実需給年度：2024 年度）](#)
- [容量市場業務マニュアル 実需給期間中 リクワイアメント対応（安定電源）編（対象実需給年度：2024 年度）\(案\)」はじめ 4 件に係る意見募集に対する本機関回答について](#)

参考 業務規程

（容量市場業務マニュアルの策定）

第 32 条の 5 本機関は、容量市場に関連する手続、提出資料その他容量市場を円滑に運営するために必要となる事項を定めたマニュアル（以下「容量市場業務マニュアル」という。）を策定し、本機関のウェブサイトへの掲載等の方法によって公表する。

（以下略）

（意見の聴取等）

第 6 条 本機関は、理事会において会員その他の電気供給事業者の事業活動に重大な影響を及ぼす議決を行うときは、当該議決に先立ち、会員その他の電気供給事業者の意見を聴取し、原則としてその結果を公表する。

（以下略）